318
963

0008904000

0008904-000

３１８－Ｇ６３ウ

自治民範

権藤成卿・著

平凡社

３版
昭和７

ABI

#4509 (32-19)
318
G63

自治会範

上表

臣實揮言、原夫

皇天垂統、撫緩我民人、草創邑來、社稷殊重、是以西儒裒正、中原申孝、農本之義、發於崇神之詔、民富之慶、愜於仁德之衷、當是時賢者在位、能者在職、上下達情、君民共樂、擊壤之歌載衢、子來之貢聯舶、嗚呼不亦隆乎、自爾而還、列聖相繼、厥祐滋篤、惟是日月匪不明、其蔭動則伏慝、剔致至蘇我氏、以功臣之後、狎寵斐之恩、引黨貪利、妖魔乘隙、更俗易尚、邪習從起、私占

皇土、兼併民財、竟使夫羸弱者、衣食无路、奴贖不給、

先聖重
社稷之義、至此不復講矣、
上天照臨下土、
皇祖
皇宗降衷
中大兄、奮乎龍種、間乎善謀、又有賢臣佐之、變伐應機、元兇就戮、於是
廢世祿、而官咸用材能、罷部民、而人擧屬國家、乃正教紀、邪妖以熄、乃
檢戶班田、生民獲其所、百揆清明、會朝卽定、大化制度卓出史册者、實
爲
中大兄之功焉、紹承
大統而登
天位、臺臺盛德、天下仰之、號曰
中宗、誠曰

天智、其而後
聖明之君、重標累洽、或脫衣干寒夜、或求諫于胥吏、水旱疫癘、輒有賑
恤之政、免租蠲役、類以爲恒例、獨憁藤原氏一失祖訓、而後柄移武門
宗室中微、擁虛器於　深宮、然而民之矚望、千古如一者、是
先聖重
社稷之驗也非耶、天運循環、往而无不返、
明治大帝、德邁前代、仁覆宇宙、登　極之初、親以五事誓於　神明、決猷
公論、求智萬國、威儀復古、道路泣拜、內事旣理、更禦外侮、膺清懲露、國
威大張
天業之殷、二千年間無復有可比、而今
叡聖文武天皇陛下、嗣
先業、持晝一、內軫　念干民人休戚、外勞　慮于國際交聘、於是山河
悛面、吉祥日格、

皇基之肇、將興富嶽爭壽、無如近年之事、獨人唱雖、列國駢起、戰塵六載、慘禍既極、雖交綏講和、瘡痍之愈、將復費幾祀、時局如是、而顧視歐米之天、則其土風人情、唯知財利可貴耳、是以困憊所致、人心加險惡、君喪其元者有之、民不安其業者有之、龍化魚、鼠變虎、負嵎迫人、固毋惟也、而我俗謙虛、偏取範于彼、不復問

先聖貽謀如何、然則我之視彼、今日既不同秦越矣、矧自經戰亂來、估者投機、物價日貴、中產之家、曾生不易、設不及今能爲之慮乎、勢之所趨、豈爲無大可憂者哉、臣 實誠惶誠恐、玆奉獻皇民自治本義一卷、恭惟

陛下天縱明達、幽無不燭、獻芹微言、曷得有一分之補、且斯書野人所撰、文辭鄙俚、不嫺禮節、雖然身在草莽、蒿目慨世、明

先聖宏謨、以欲爲

社稷作封關之丸泥、其志非無可取者也、謹按前規、

天孫之初降地也、問路于猿田彦、

神武東征、求計于鹽土翁、古之詢及芻蕘者、豈其

聖智有不足而然耶、誠以民生所係、厥猷實尙詳已、伏惟

陛下寬弘慈仁、親民如子、區々書卷、幸賜

乙夜之覽、則在

聖德無闕、赤子之誠、仍以聊得暢焉、臣 實誠惶誠恐、昧死謹言

大正九年二月　　宮中顧問官公爵臣藤原朝臣 實上

原ルニ夫レ・皇天統ヲ垂レ、我民人ヲ撫育ス、草創ヨリ以來、社稷殊ニ重シ、是ヲ以テ西偏ニ正ヲ養ヒ、中原ニ孝ヲ申ベ、農本ノ義 崇神ノ詔ニ發シ、民富ノ慶 仁徳ノ衷ニ愜フ、是ノ時ニ當リテ賢者位ニ在リ、能者職ニ在リ上下情ヲ達シ君民共ニ樂ミ、擊壌ノ歌衢ニ載チ、子來ノ貢船ヲ聯ヌ、嗚呼亦タ盛ナラスヤ、爾リシヨリ而遷 列聖相繼キ、其點滋篤シ、惟タ是レ日月明ナラサルニアラス、共蔽勤モスレハ歴ヲ伏ス、釁致シテ蘇我氏ニ至ル、功臣ノ後ヲ以テ、寵嬖ノ恩ニ狎レ、驕ヲ引キ利ヲ貪ホリ、妖魔隙ニ乘シ、邪習從テ起リ、皇土ヲ私占シ民財ヲ兼併シ、竟ニ夫ノ蕨詞者ヲシテ衣食スルニ路ナク奴隷スルモ給ラサラシム 先聖社稷ヲ重スルノ義、此ニ至リテ復タ講セス 上天下土ヲ照臨シ 皇祖 皇宗 爰ヲ中大兄ニ降ス、龍種ヲ畜ヒ善謀ヲ回ラシ、又タ賢臣ノ之ヲ佐クルアリ、爰伐機ニ應シ元兇戮ニ就ク、是ニ於テ世禄ヲ廢シ、官威ナ材能ヲ用ヒ、部民ヲ罷メ、人事ヲ調家ニ歸ス、乃チ敎紀ヲ正タス、邪妖以テ熄ム、乃チ戸ヲ撿シ田ヲ班ツ、生民其所ヲ獲タリ、百揆時明、會朝即チ定マル、大化ノ制度、史書ニ卓出スルモノ、實ニ 中大兄ノ功トナス、終ニ大統ヲ承ケテ 天位ニ登ル聖々タル盛徳、天下之ヲ仰キ號シテ 中宗ト曰ヒ、益シテ 天智ト曰フ、其レ而ル後 聖明ノ君、重疊累治、或ハ衣ヲ裏夜ニ脱キ、或ハ諫ヲ青吏ニ求メ、水旱疫癘輙チ賑恤ノ政アリ租ヲ免シ役ヲ蠲ク、頻ネ以ヲ恒例トナレリ、而シテ民ノ鼈望、千古一ノ如キ者、是レ 先聖社稷ヲ重ンスルノ誠ニ非スヤ、天運循環、往テ返ラサルハナシ 明治大帝、徳前代ヲ邁ヘ、仁宇宙ヲ覆ヒ眷極ノ初メ、親シク五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ、猷ヲ公論ニ決シ、智ヲ萬國ニ求メ給フ、威儀古ニ復シ道路泣拜ス、内事既ニ理マリ、更ニ外條ヲ紊ク、清ヲ膺チ驚ラシ、國威大ニ張ル、天業ノ艱ナル、二千年間復タ比スベキアルナシ、而今叡聖文武 天皇陛下、先業ヲ闡キ謀一ヲ持シ、内念ヲ民人ノ休戚ニ軫シ、外慮ヲ國際ノ交聘ニ勞シ給フ、是ニ於テ山河面ヲ俟メ、吉祥日ニ格ル 皇基ノ業、將ニ富嶽ト壽ヲ爭ハントス、無 如近年ノ事、獨人雖ヲ唱ヘ、列國爭ヒ起リ、戰塵六載、慘禍既ニ極マレリ、交綏シテ和ヲ講スト雖モ、痛瘼ノ愈ユル、將ニ復タ幾紀ヲ費ヤサントス、時局是ノ如シ、而シテ朝ミテ歐米ノ天ヲ覩レハ、其土風人情、唯タ財利ノ貴フ可キヲ知ルノミ、是ヲ以テ困憊致ス所、人心險悪ヲ加ヘ、君其元ヲ喪フ者之レアリ、民其業ニ安シセサル者之レアリ、龍魚ニ化シ、鼠虎ニ變ス、蜩而シテ我俗謙虚、偏ニ範ヲ彼ニ取リ、復タ 先聖ノ貽謀如何ヲ問ハス、然ラハ則チ我ノ彼ヲ覩ル、今日既ニ衆越ニ同シカラス、矧ンヤ戰亂ヲ經テヨリコノカタ、估者機ニ投シ、物價日ニ貴ク、中產ノ家、生ヲ營ミ易カラス、設シ今ニシテ能ク之レカ慮ヲ爲スニ及ハサランカ、勢ノ趨ク所、豈ニ大ニ憂フヘキモノナシトセンヤ、臣實諱誠惶誠恐、玆ニ皇民自治本義一卷ヲ奉獻ス、恭シク惟ルニ 陛下天縱明達、幽モ炤ナラサルナシ、獻芹ノ微言、曷ンソ一分ノ補アルヲ得ン、且ツ斯書野人ノ撰ス所、文辭鄙俚禮節ニ爛ハス、然ト雖モ身草莽ニ在リ、蒿目世ヲ慨シ先聖ノ宏謨ヲ明ニシ、以テ社稷ノ爲ニ封關ノ丸泥タラント欲ス、其志取ル可キモノナキニ非ルナリ、謹テ前規ヲ按スルニ、天孫ノ初テ降ルヤ、路ヲ猿田彦ニ問ヒ 神武ノ東征、計ヲ鹽土翁ニ求メ給フ、古ノ詢蒭蕘ニ及フ者、豈ニ 聖智足ラサルアリテ而カ然ランヤ、誠ニ以テ民生ノ係ル所、其獻實ニ詳ナルヲ尚フノミ、伏テ惟ルニ 陛下寛弘慈仁、民ヲ視ル己子ノ如シ、區々ノ書卷、幸ニ 乙夜ノ覽ヲ賜ハハ 聖徳ニアリテ闕クルナク、赤子ノ誠仍テ以テ聊カ暢フルコトヲ得ン、臣實諱誠惶誠恐昧死謹テ言ス

大正九年二月

宮中顧問官公爵 臣藤原朝臣實諱上

序

今也萬國洗兵戢事而人心蓁蕪漸長不可芟是天下識者所均憂也蓋民之所急在食腹不實則心亂骨不強則志爭自古而然貪富情睽本易反目戰禍

連載富者猶有貴賣之利而彼
終身役役力殫飢渴之徒獨受
其憊不知避焉乃愍然發怨嗟
之聲其情亦可傷已但夫勢之
所激流毒無辜終至沮遏人文
進步般盤不遠在我隣邨露豈
可不懼而憂之耶自治學會
亦同斯憂者也近刊行皇民自
治本義一卷其論旨雖未悉克
符予意考信於古典歸重於社
稷勸民以獨立自治之志為國
審培根強本之義其言往々有

切實時務者蓋於欲極流俗瀕
惑乎三致意焉可謂好著矣當
其請序庚乃書以與之
大正己未仲秋

波多野敬直撰并書





我著五十餘萬言提政刑之公典
論當今之弊事心窃待其罪矣而
頼以一條老公洞波多野宮相指引
翻得
御覽之禁後使我事不盡於此仍作
詠史詩十二首據感呈諸二公
羅羅不支彈國財萬民役死梵城開著
神有痛臣權大竟使上宮無一狹

幽鹿伏誅宸極清恵風慈雨入昇平公
田豐熟頌鄂起齊仰
宝殿連甍築楼維真神祀他有山威
中宗詰命南淵學傳至江嵎一系徴
右文左武萬夫雄寛厚愛民黔黎隆旗
下封彊無暴飲一弓長祀八幡公
莫問王臣与覇奴居然客子是通儒疎
松一郭三間室編成齊民百代謨

使糧充足馬如虎寇賊一麾揚我武萬
口齁誠天柱功良國空被鬼神侮
満目中原曜虎狼舅顧導興共惶々長
風一鼓群雄黙綵服始朝標面郎
幕主姓源君莫疑幕家子弟是驅馳誇
業妙術飴含砒七遁藩閥多白屍
為仙為傑共未奥黄冠貴剣鉄學却傷民聖
壇猶有篁篮在竟以宣尼作偶人

皇命煌々、覇業頼中興廟堂自多士八
郎癡伐嘉猷在振武獨考東海賊
愛色叢錄其倍憎即今侯伯皆勲閥兒
孫好睦父師勞宗黨邱爰狗國骨
剏盍顧零愁髣髴栄居探古事何殽旬
呼文字冊餘萬却恠我公青眼看

権藤成卿拜具

凡例

一本書、前篇沿革を講述し、後篇例制を講述す、社稷の公典、自治の大則、八紘五刑分置安民の義、自ら其一班を窺ふに足るものあらむ。

一前篇八章、大率家書を採擇し、節毎に講述を添ふ、文章古今相同しからさるも、審しく之を調譯に附せり但た戰國以降は著者之を紹述す。

一本書大正八年五月稿を起し、十一月業を終へ、後篇八講は、皇民自治本義と題し、自治學會之を刊行し、御覽台覽の榮を蒙り、已に五版を重ねたり、然れとも當初促進急迫を極め、引例考左粗笨を免かれさるものあり、仍て更に修訂を加へ、前篇と共に之を合輯し、是に題して自治民範と云ふ。

一後篇老友小澤打魚氏の指引に負ふ所甚た多し、然れとも氏恬然名聞を避け、讓りて與からす、故に强て其清情を旌はさす、又た其各節補批を添ゆる者は、錯に辛を附するの類のみ、瞻夫の心以て誡むへきものあらむ。

一一條實輝公、波多野敬直子、宋秉畯伯、及ひ中島平太郎君、衆松義塾君、前後捐貲挨拶の情、著者の永く謝るゝ能はさる所、而して今や皆な世を隔つ、本書の刊行聊か掲劍の心を存す。

一家國より事を畫はす能す、語國より章を畫す能はす、況んや口語體は著者の本色に非るをや、然れとも諸友の强ゆる所、悉く之を斥くる能はす、敢て此の蛮吃の辭を藏る、讀者請ふ之を諒せよ。

大正十五年九月一日

穂積成男拜識

自治民範目次

前編

緒言 古俗古態、出雲氏の衰運、國統の詳不、天統の永續、建國の經始

第一章 上世の自治 …… 七

第一 自然にして治まる …… 七

第二 八神を祀る …… 九

第三 其化を誘む …… 一三

第二章 自治の公典 …… 一八

第一 天日槍の歸化 …… 一八

第二 肇國の誓誥 …… 一八

第三 施設の叙 …… 二二

第四　自治の立制……一一五
第三章　國運の推移　成務朝以降仁徳朝に至る三時の討代より、雄略朝の統治を經て、繼體朝の立朝に至る
第一　素戔嗚二氏の歸附……一二一
第二　善後の大計……一二七
第三　一統制を正す……一三一
第四　前徳の體體……一三五
第五　外藩の離叛……一四八
第四章　廓清の大業　鳥戸皇子の攝政より、入鹿の誅伐、大化の革新を經て、近江朝の創業に至る
第一　鳥戸の攝政……一五五
第二　南淵先生……一六〇
第三　蘇我の十罪……一六五
第四　大化の廓清……一六七
第五　新令の四綱……一七〇
第六　采邑の還納……一七四
第七　新業の艱厄……一七七
第八　百世の遺譲……一八三
第五章　官治の施政　大海人の自立より、大寶令の準定、平安遷都、藤原政治を經て、一條朝州郡の紛亂に至る
第一　天武の變制……一八九
第二　官治の修繕……一九一
第三　中宗の遺體……一九六
第四　三代格式……一〇三
第五　第民の忿起……一〇五
第六章　幕府の創業　後三條朝記錄所の開始、源平二氏の抗爭より、鎌倉幕府を經て、其倒壞に至る
第一　義家の威望……一〇九
第二　平氏の勃興……一一三
第三　源氏の奮起……一一五
第四　鎌倉の開府……一一九
第五　守護地頭……一二三

第六　鎌倉の滅亡……一二九
第七　鎌倉の式度……一三九
第八　鎌倉の季末……一四五
第七章　室町幕府　中興の失計、室町幕府の開始、戰國の闘爭を經て、豊臣氏の滅亡に至る
第一　南北朝の對立……一四一
第二　南北朝の合同……一四五
第三　人心悉く醉す……一四八
第四　海寇の跳躍……一五三
第五　織田豊臣二氏……一五五
第八章　江戸幕府　德川氏の創業、江戸幕政を經て、王政復古、幕長開の顚覆に至る
第一　江戸の初政……一六一
第二　女主の擅立……一六五
第三　幣制の弛頽……一六九
第四　改革の屢跌……一七一
第五　幕府の衰亡……一七六
結論　封禮奉還、人心の變化、歐州文物の輸入、
一、　戊辰の維新と藩長閥……一八一
二、　特權階級者と庶民の隔離……一八五
三、　再び庶民を眼前に迎ふ……一八八
後編
第一講　民性
第一　民性……一九一
第二　衣食住の一……二〇四
第三　衣食住の二……二一一
第四　衣食住の三……二三八
第二講　社稷

第一社會……二四五
第二國家上……二五七
第三國家下……二六五
第四民治……二七五
第三講 典例
第一典例……二八五
第二誕生……二九三
第三冠禮……二九六
第四婚姻……三〇一
第五葬祭上……三一六
第六葬祭下……三三三
第七食禮……三四〇
第四講 制度
第一制度……三四五
第二班田制……三五九
第三租制一……三七一
第四租制二……三七四
第五租制三……三八八
第六調庸制……三九八
第七義倉制……四一三
第五講 德操
第一學令……四一九
第二官紀……四二七
第三僧尼上……四三五
第四僧尼下……四四五
第五婚姻……四五一
第六講 藝能
第一書能上……四五九

第二章 能下……一九九
第七節 産業
第一 貨幣……一九九
第二 機械と労力……二〇六
第三 危険の救治……二〇七
第八節 自治
第一 自治……二一三
第二 農村自治……二一九
第三 都市自治……二二〇
第四 工業自治……二二七
結論……

自治民範前篇

權藤成卿講述

緒言

人類が社會を形成するにし、安全に活きると云ふことが、その最要條件である。故に次全住男女の
社會が安全に活きると云ふことは、實に一層手厚に活きる、自由に活きると云ふことである。
と言ひ換へて日ふ迄のが、人生万事の基礎である。
其安全に活きるが爲に、原始自治が起り、大同の典例が認められ、大同の典例を承けて、社稷體統の體制
が始まつたのである。
大體の點は同じ樣に見ゆれ、三千年來專制君主の壓迫を受けなした一點であるが、僅だ我日本のみは、古

代よりは遙かに進歩し、殊に十大改革（大化改新）施行の大化三年八月の詔に、天下は大同にして等しく皆此なり、平城天皇の御宇には、大同と云ふ年號を建てられたこともある。

此の大同の要旨は「天下を公となす」と云ふので、天下の民衆均しく天地の賜物を享受して老人は心安く終らしめ、壯者はそれぞれの才能に依りて用ゐ、幼者はのびゝとした養育を施して生長せしめ、矜寡孤獨廢疾等の不幸者は、情を盡して之を養ひ、男子は男子として各自の職分を賦し、女子は女子として相當の夫に嫁せしめ、齊一平和の理想界に進むことを目的とするのである。

併しその各自活きるが爲めの努力、努力の反面に生ずる競利的動作を、爲すに任せ取るに任せて置けば、自己が活きる爲めに、他の生きることを侵害することゝなり、強い者が弱い者を凌ぎ、遂には人々相噛むの勢となるのである。そこで此に愛敬忠恕の自然敎化が起つたのである。

愛敬忠恕の自然敎化と云へば、やゝ堅苦しい感じがするであらうが、古代人の純正なる性情に發せし愛敬忠恕の敎は、後世の權力者の利益の爲めに勸誘せし、敎と云ひ忠と云うた敎とは、太だしい差異がある。其大要、愛は愛情の愛、卽ち親子の愛、夫婦の愛、朋友の愛等で、此の愛情は、每に溺れ易いものなるが故に、敬慎の意味を加へて之を敎へ、忠は忠眞の忠、忠順の忠等で、庶民の其の業務に忠なる、士人の其の志操に忠なる、偖り自己の立場のみに忠實に過ぐれば、動もすれば直情逕行の弊が起る、故に恕（おもひやり）の

意味を加へて之を敎へたもので、是を自然敎化と云ふのである。之を要するに、その各人自然の純性純情に發する觀念に依つて、井伍鄕閭の睦和を正すことである。

然るに後世に至り、ただ徒らに上長に阿附することのみに傾き、敬の字は、神を敬せよ、佛法僧を敬せよ、官司を敬せよと云ひ、忠の字は、君上に忠なれ、主長に忠なれと云ひ、更に一種異樣の忠君愛國說を生み出して、架空道德が官學究の凡上より一般を制强して、我々民衆の日常行爲と彼の道德說は、自ら別類別種の觀をなし、上下の離反、貧富の反目、勞逸の抗爭ありとあらゆる紛糾擾亂を釀す樣になつたものである。

固より架空道德說では、其の愛敬忠恕の自然敎化は行はれぬ、愛敬忠恕の敎が亡くなれば、民衆の安全に活きるてふことも出來得られぬ。

之を要するに、人々相親愛し、相敬重し、各忠實に其業務を務め、互に相恕容してこそ、衣食住男女の調和も成り、統制ある自治の集團も成立するのである。然るに我歐洲法制模倣の結果は、極端なる競利動作を是認し、竟に愛敬忠恕の自然敎化を破却した。此の極端なる競利動作過去五十年の結果としての現在は、卽ち今日の不自然極まる行詰りである。此の不自然極まる行詰りは、將來如何なる變化を起すべきや、予が既往を說くは、現在を生み出した既往、現在より生み出す所の將來を測度する指針を求むる所以である。

代謝變遷は宇宙の大則である。故に代る可き時がくれば、必ず代る可き順序に代はらねばならぬ、若し之

を代らせたくないために、人爲的に色々な工夫をして、或る一部の權力とか利益とかを維持しようとするのは、僞道と云ふのである。僞の字を分解すれば人爲となる、僞道は自制自治の大業物である。社會機能の組織は「朝天」即ち天に朝とると云ふことが要諦である。天時天象は常くも變なく代つて居る。人心も風俗も亦た時に應じ勢に依りて換りて行く、所ゆる「易る」に依て「新む」と云ふことは、實に天祖自然の常則である。

此の宇宙萬象の眞理を無視して、代るべき事を代らせぬ樣に努力し、一方には機會ある社會政策を施設する、又一方には學力調査等を利用する、又一方には隱落坊主までも驅り出して小康手段を盡すのは、我國の光榮ある社會組織の神髓と其の歷史とを忘ふすべき行動でもなく、また我國土民人の將來を考ふすべき方法でもあるまい。

其の天に則るべき大典を忘却して、僞道を無理押しに押し通さうとするのは、實は社會民人に對する反逆である、また社稷を體現し玉へる皇祖皇宗に對し奉る不敬である。由來我社會の構成には、三基と稱する公則がある。「一、天の常に從ひ　二、地の宜に依り　三、人の和を誇む」と云ふのである。

かく、我夏秋冬天時の常に從ひ行くと云ふことは、春の先に夏がくる、秋の先に冬がくる、夏の後に秋がくるの順序をして置かねばならぬ。おれは夏がきらひ、おれは冬がいやだと云うて、其時候の變化を防ぎ止め樣とするのは、分りきつた無理である。併し唯だ此の變化が、四時の氣候のみであれば、人間世界は極めて簡單だが、天象地眞の上にも、人事文物の上にも、大小進歩の變化があるので、東西いづれの民俗もいづれの邦國も、其發展順序を攻亂して、敗亡の否運を招きしものが尠なくない。彼のルイ十四世が朕は國家なりと言うた言下に革命の氣運を進め、竟に其の宗廟を覆した如きは、近世の一適例である。

現今の日本は既に明治の敎化に生長せし各階級の人物に依りて組織されて居る。乃ち天保嘉永の敎化に生長した人が明治維新の權威であつたが如く、明治の敎化に生長した人が當今の權威である。其今日の權威たる政治家事業家宗敎家學術家都ての先進たる可き諸公は、如何なる措置方法を以て、今日の我同胞國民を幷發進歩しつゝありや、細かに是れを觀察すれば、悉く行詰りの情態である。それに人心の動搖と其變化は、幾んど收束する所を量られぬ程になつてきた、此の際に於ける近き將來の其變遷と成る可き、大正時代に營成された人物は、其後を承けて之を如何に處理すべきであらうか。

然り最近二十年間に於ける、世界學術の進歩は、極めて科學的にして、屢〻舊型を破却して、新規軌を求め、其の都ての事物に向つて、大なる變化を與ふることゝなつた。其際に於て期せずして歐洲大戰發起つたのである。乃ち此大戰後に依つて、各列邦は其實驗の結果、意外なる歸結を招致したのである。由來各列國が、社會政策の下に、縱に秩序を維いで居つたものは、既に過去の勢力であつて、事實に於ては、何等の基礎もなかつた。之を約言すれば、其新學術の宣布に依る事物の進歩と人心の變化は、早や既に舊規の

法制組織經濟組織を超越して居つたが、大戰前までは、隋力の威壓に依り、機に之を制壓せしも、戰後の今日となつては、其機なき舊規の力では、全く之を調齊匡救することが出來なくなつたのである。

是等の事態は、獨り歐洲列邦のみに限られた譯ではない。特に我國に於て、尤も適切を感ずるのである。最近に於ける我科學應用の發達と、之に伴ふ工藝の進歩、而も其舊規の經濟及び法制の組織は、一面に於て驚くべき暴富者乃至意外なる不勞利得者を出だし、其反面に多數の窮民を生じ、此に勞働問題、小作爭議が續出する樣になつたのは、歐洲の大戰後に於ける現狀と同じである。而も此の現狀の調濟と端緒に對し、先達者たるべきものが其の措置方策を取り失うて居るとすれば、此先の氣運轉換に臨み、我々は如何なる準備と覺悟とを必要とするか、其の代ると云ふことは當然必至のことである。ただ其の如何に代るかと云ふことは、豫言者ならざる予の知り得べきことではない。

併し如何に變るにせよ、相當の覺悟と準備がなくては、實に危險の極みである。然るに今日、我先達たるべき當事者は、一切を匙抹して、苟安と小康を專とし、社會政策の上より眼前の緩和を圖るに腐心して居るだけである。是も當事者としては其立場上、よぎない譯でもあらうが、今日は決してそんな安閑たる時代ではない。

予がこの衣食住を基調とする社稷體統の自治を歷過するは、ただ古を援いて今日を警醒せんとする微衷である。

第一章　上世の自治

古俗古傳、出雲氏の委頽、凶賊の討平、天統の奉戴、橿原の經始

第一　自然にして治まる

飲食、男女は人の常性なり、死亡貧苦は人の常艱なり、其性を遂げ其艱を去るは、皆自然の符なれば、勸めさるも之に赴き刑せざるも之を免め、居海に近き者は漁し、居山に近き者は佃し、民自然にして治る、古語に云ふ山福海利各天の分に從ふと、是の謂なり。

按ずるに、この一節の古代觀は、諸書の記載、大同少異にして、前節頑學の略は一致したる推斷である。

由来制度家は、殊りに神話古説の世界に侵入せぬが、其威儀の道統を継ぐことは、却て儀礼に著覧するのである。

この、飲食男女は人の常性なり、死亡貧苦は人の常患なり」と云ふことは、実に儀礼制度称命の起る根源にして、建記にも「飲食男女人之大慾存焉」と云ふ原則を掲げて、礼制の組織を立つる準縄を正光してある、乃ち其常性を遂げ常患を去る自然の要求、謂ゆる大慾の発作が、井伍の集団共同の互済となつて、自然にして治まる自然自治の政俗を生じたものであると云ふ、極めて常識的なる断案である。而して末尾に「山幽海利天の分に従ふ」即ち古事記の「海幸も已が幸々、山幸も已が幸幸」の一語を最左としてある。

「自然にして治る」の一語が、我公同自治の公例にして、其「山幸海幸」に存活することが、社稷即ち土地と食物を豊足させて、幸福に相互斉しく、謂ゆる安らけく平らけく、その将来ある性命を保つ意味である。乃ち子孫の将来ある性命を保つ所に、進化の意義もあれば、功業の抱負も起る。

又た此の「自然而治」と漢字に現はされたる道統的威俗は、固より日本特有のものではない。寧ろ人類の共通せる世界的の基礎概念である。彼の「無為にして化する」と謂へるが如き「不言無文の政」と謂へろが如き、例を挙れば仏百家より、泰西諸哲人の説く所。大体に於て凡そ同一である。併し其源流は一つであつたにしても、各国各民族風俗の差異より、其主張体の殊別は、例制祭政の型範が種々に変り、遂季となりては王賊水火、烏雪黒白、氷炭混淆の状となつたものである。

第二　八神を祀る

元年辛酉、天皇位に橿原宮に即き、神籬を建て八神を祀る、是より先き出雲氏の衰るや、淫靡俗を成し、驕奢財を破り、祖業を顚墜して民日に貧し、長髄彦之に乗し、民力を兼併し、以て自ら封植す鬼謀奇中、勢猖獗を極む、時に天統西偏に在り、徳化及ふ能はず、乃ち皇親饒速日に命じて中州の動静を察せしむ、長髄彦之を誑き、婚を約して其家門を誇張し、以て舊族を剪創す、出雲氏竟に小邑に蹙むに至る、天皇の東征は、実に其不逞を伐ちしなり、櫛風沐雨、備さに艱危を盡し、凶賊誅に伏し、饒速日、終に長髄彦を殺して歸順す、是に於て中州の民皆な天皇を奉す　天皇即ち宮室を畝傍山の東南橿原に經始し、媛蹈鞴五十鈴媛を納る、蓋し出雲氏に娶るなり

按するに、皇朝の紀元元年を、辛酉と推定してあることは、今ま必しも議論を挟む必要もない。但だこの辛酉の歳に推定されて居る所の古人の深意は、一と通り承知して置く必要がある。由来開初の時は、未だ暦制が立てられて居らぬ故、正確なる年紀の考證は、立てられない。是に對し靱然と辛酉元年と推定してあるのは、最も慎密に最も沈烈に攷究商量したる深意の存する所である。

暦數家に於て、甲子を革令と稱し、辛酉を革命と稱することは、三代以來の遺習である、乃ち甲子の令、辛酉の命、この令と命とを以て、天地大運の新陳代謝を定むるのが、謂ゆる命數である。細かなることは省略して、令と命との二義の大體を述べんに、令とは時令の令の字にして、春夏秋冬氣節の代り移ることで、人心も時勢につれて時令と同じく其令が移れば命格(メイカク)ると云ふのである。例へば夏の時令が格れば命として杉(スギ)の必要、冬の時令が格れば命として綿入の必要が起るが如く、令即ち人心が革れば、命は其必然の歸結として革ることゝなる。是れが謂ゆる革命である、この名數の原理に對する批判は別として、古人は堅く其說を信じて居つたものである。精しいことは天管氏易傳五經暦說等の諸書を見れば分る。

今この「辛酉元年」を、試に革命の元年と讀んで見れば、其紀元推定の深意が、自ら分るのである。三善清行が延喜の辛酉に際し、革命說を上つたと云ふのも、深く愼考せねばならぬことで、近世一種の學者連が日本民族には、神代より絶對に革命はない等と云ふて居る概念とは、頗る其思想の基礎が異つて居る。無論天統の萬世一系なる約束の上には革命はあるまい、またあつてもならぬが、出雲氏の失政に人心が移り革り

て、天統たる我皇室に天命が格つたと云ふことは、强て否定することは出來まい。

殊に、神武天皇御東征の大義名分が、長髓彦なる民財棄併の不遜悖逆を討伐せらるゝにあつたので、其結果として一國民衆が天皇を奉戴するに至り、天皇には出雲氏の血統より後宮を擇ばれ、之を國母の家と定められたことは、外國の前朝の血統を取り潰して、國柄を自家に纂ひ取ることを常例とせるものとは、頗る趣が違つて居る。天皇の御位の元年を以つて八神（後篇社稷章に講述せり）を祀り、社稷の體統を正されたる神意である。

但だ上代のことは、民俗各部祖元の異同もあり、其風俗祭禮も種々なので、同型劃一でないにしても、公序良俗を破らざる習慣は、必しも之を制止したものでない。是れが社なる土地の神、稷なる食物の神を記つて、一般民衆各自の信仰は、之を其信仰の儘にして置く自然政化の妙用である。歐洲人が百年戰爭三十年戰爭の慘禍を嘗めて、始めて宗教自由と云ふ事を覺知し、現今文明列國の基法に宗教自由を確認したのと、この我日本肇國の典範を比較して見るときは、齊民治國の要諦は、古今東西同一なることを知らるゝ。

土龍を社稷に据えて、「民を以て休戚となす」てふ典範を垂し「其饑寒を見ては則ち之が爲に憂へ、其勞苦を見ては則ち之が爲に悲み、賞罰身に加ふが如く賦斂己(オノ)に取るが如し」てふ遺例を體統して、民衆と共に神祇(アマツカミクニツカミ)祇を祀られたと云ふことは、必しも後世の異論心に起る斷腹斬禍の様なものでなく、古代人の純潔なる宣誓の公式であつたことを知らる。

第三　其化を誘む

民の俗ある則ち其義なり、俗ありて而る後ち例を生す則ち其宜なり例あつて而る後禮を生す則ち其化なり、故に古の人善く俗を攷して以て其漸を助け、例を推して以て其宜を正たし、禮を修めて以て其化を誘む。

傳に曰く、古の禮、必ず例に據るものは、以て俗の漸を正たし、以て禮の化を誘むるなり、生民の習尙、土に隨て相同からず、相同からずと雖も、性固より相近し、故に異を攻め同を勸む、其禮婚葬に起り祭祀に成る、民を一にし以て之を和する所以なり。

蓋し、この民俗の漸化、即ち進歩の典則は、古來制度家の最も重視したる一節である。之を「土ありて而る後民人あり、民人ありて而る後言語あり、君長ありて而る後后王あり」と云ふ公則に引合はせて見れば、基記者流の古昊を語るが如き悠遠不可解のものではない。古代人と雖も先づ土地の上に人類が蕃殖しそれより言語が出來、それより帝王が出來た位のことは、固より承知して居つたのである。乃ち其土地氣候の化育に依つて風俗が出來、其風俗の氣質に適合なる事象が個例をなし、個例の善良なるものが制則となり以て人智開化の基礎をなしたことを、極めて明瞭なる文字を以て書き現はした處である。

この漸と云ひ、宜と云ひ、化と云ふ所に深い意義がある。乃ち漸とは「ススム」と讀み、謂ゆる進歩の意義であるが、進むにも突飛に進むことではない、必ず漸次に順序正しく進むと云ふことである。現今の科學的進歩にしても、決して順序を飛び越して進むことは出來得られぬのが是れである。宜とは「行ふて之を宜しとす」と云へる意義にして、風俗の民衆の儀範ともなる。相互共に之を宜しとする所を擧げて個例となすので、假令は昔あつた事は何でも宜しと云ふのでなく、善からざることは之を捨て善きことを撰び抜いて公序良俗の個例を組織するのである。而してこの個例に立脚して順序して體が出來るのは、實に自然の順序にして、自然にして始まる自然の成體は、其原始の純性純情を組織して進化するものである。

故に「古の人」即ち昔の聖賢は「善く俗を攷す」ると云ふことを基礎として、宜を正だし化を誘むものである。「之に伸ぶるに故を以てす」れば、よき個例をつくれば更に正しく的に當る様になるもので、これ等の字が能く進むるの意を現はしてゐるのである。是の一章は尤く反覆玩味して見れば、尤れにも了解される眞理を含んで居る。

風俗より恒例が起り、恒例より礼儀が編み出され、而る後に制度律令に進む譯で、「其禮婚姻に起り祭記に成る」と云ふことに深い心理がある。由来婚姻を初めとして、出生を初めとしてないのは、男女の恋行を慎む大事の點である。又た葬式は人の終りにして、謂ゆる生を養ひ死を葬して憾からしむるてふことである。それより「祭記に成る」と云ふことは、社稷の祭記に成ると謂むべきである。社稷の祭記は、固より個々の勝手自儘なる譯のことではない。公同的なる次食住調斉の誓である、故に之を禮と云ふのである。禮は字象の通り、豊を斉ふする、即ち豊に盛れる食物を斉しく分配するの意義である。

是を以て制度の公則としては、典範の系統なき條規は、之を「偽制國を滅す」るものとして取上げぬのである。此見地より見れば、風俗前例の全然異りて居る歐米の模倣等は、如何に見るべきであらうか。先づそれはそれとして我國當初の典謨が、自治を根基として、農本即ち民衆本位に勝定され、社稷體統の公則を正だされーことは皆本章の思想に基準せることを攷べらるゝ。

島諸猶古業伺狂。楽火灰中一物無。発是不慈葬不孝。萬年疑訪夏王謨。
湘雨湖風沈到能。淚痕染竹嶋無期。南遊路絶蒼梧遠。安邑宮庭已有兒。
探古二首　成　卿

第二章　自治の公典

学習朝遣漢使節の特派より、崇神朝肇國の誓詰を経て、成務朝自治の立制に至る

第一　天日槍の歸化

新羅赫居世干の後に南解なる者あり、亦た頗ふる後漢の初に著る。南解の子を慈充と曰ひ慈充の子を儒理解と曰ふ、儒理解に一兄あり宜しく禪を受く可し、賢を避けて就かす、終に我に投歸す、世に謂ゆる天日槍是れなり、地を但馬に賜ふ。従人亦た多し、之を播磨、淡路、近江、若狭、並に筑紫の各邑に分處す　我燦金凝土の術此れより精を致せり、儒理解に男兒なし即ち其日槍の子日多珂を我に迎

へ、其女に貰して後となす、是を脫解王となす、脫解王好を我に修め國威大に揚る、新羅以て中興の祖となす、後漢の中元二年、本朝使節漢に至る者、實に脫解王其道を啓くなり、漢史中元二年此事を錄す、是を我孝靈天皇の朝となす。

扨するに我國の大陸交通に關することは、神話を推しても、古傳を探つても、まだ〳〵古くより其痕跡が認められるゝが、是れは八千矛の神話、大山祇の神話、須世理媛と素盞嗚命、召世奴と郎牟大王の古話等にして人間離れしたことが多いから此事は他日のことに殘して置かう。併し此天日槍の歸化と我支那交通のことは古傳の研究上見逃すことの出來ないことで、殊に漢の中元二年は、我孝靈朝に當ると云ふ記載に依り其前後を考慮さるゝこととなるのであれば、是を基點として其概略を述べよう。

我國は神武朝より、其自然自治の後に、崇神垂仁景行孝昭孝安五朝を開みし孝靈朝となつたが、朝鮮半島は、漢土の戰亂に、流民歸入し、箕氏朝鮮は燕の亡人衛滿の奪ふ所となり、漢武帝衛氏を伐つて、半島を其郡治に入れしが、後ち統制漸く亂れ、高麗、百濟及び三韓の抗爭時代となり、而して王莽の簒立より後漢光武帝の勃興に及び、本國に捲出せる我國との交通が始まつたのである。

是の如き國情三韓の騷亂は、流民の移轉となり、隨て思想技藝に大なる變化を來すとになつた。天日槍が多數の工人を從へてきた爲めに爐金（鍛冶）鍛工（鍛工）等の技術が大に發達したことは、考工記等の記載に明かに俤へられてある。併し此時安靜なる我自然自治の邦土に攻伐爭奪の餘波を送り込み、桃源の夢を破せしことは、實に想像に難からぬ譯で、此に邊防の急を告げ、歸化人日槍の子たる新羅の說解王が橋渡をして後漢との國交を啓くに至りしは、偖に一大快事である。

此の孝靈朝遣使の後、孝元朝に又た使節を遣はされた。漢史に「永初元年倭國王帥升等生口百六十人を獻じて請見を願ふ」と記載されて居るのが是である。扨するに帥升は「シチ」と訓み、朱日と同訓である。朱日とは、神話に斯鉏とも叱智とも書く、王子のことを云ふのである。一說に當時豊太子大日日王（開化天皇）御年十五にして使節となりて行幸せられたと云ふ傳へもある。大に討究を要するとかと思ふ。又一說に我國に屠日の記載あるは、開化朝より始まつたと云ふ傳もある。由來我古史が上八代は夢を探る樣な感じがするが、開化朝より著しく神話の氣雲を離れ、事毎に明瞭になりて居るのは、必ず相當の理由があるのであらう。

開化朝以前の八代は、漢の八朝とよく似て居る。殊に御諡號に四代を重ねて孝の字を冠せてある。孝は父祖の道を孝するの美で、漢の國歌とも云ふべき、安世房中歌の孝を賦氣せる思想に相近い處がある。而して開化天皇の後を承けさせられたる崇神天皇が、天社國社を分ち、立制の基礎を正たされ、肇國天皇と奉稱すると云ふことも、大に意味あることかと思はるる。

第二　肇國の誓詔

開化崇神二朝の間、麗、濟、加羅、新羅爭亂熄ます、我邊民亦た往々相合して抄掠に從ひ、人心擾然たり、之に加ふるに疫癘流行、飢饉を以てす、崇神天皇乃ち社稷を祀り、天社國社を分ち神器を笠縫邑に遷し、人民を校し調賦を課し、四道將軍を置き、以て庶政を振作せらる、其誓詔自ら百世の彝範となる、曰く群卿百僚爾の忠貞を竭せ、曰く民を導くの本は教化にあり、曰く農は天下の大本なり、民の以て生を恃む所なり、曰く多く池溝を開き民業を寛ふせよ、曰く船は天下の利用なり諸國に令して之を造らしめよ

欽するに一般の國史は、崇神朝の庶政振作が開化朝よりの遺誤として書いてない。制度家にては、開化崇神二朝の間に跨まつたものと云ふのである。是れは制度家に於ては、外國關係に重きを置き、文物百般の變化と一國人心の推移とを對象的に觀察し、開化朝の後漢との交通、靈濟加羅新羅の關係を除外せぬからである。故に年次の對象に精密なる考證を正たし、後漢書靈帝熹平二年癸丑の記載を崇神朝と決し、歸化人日槍の子たる說解王が、孝元朝に我國より入つて新羅王統を嗣ぎ、其子が波沙王其れから祇摩王逸聖王阿達羅王となる。乃ち熹平二年は實に阿達羅王の代に當る。

戰亂の中に飛び込み、一騁揮ふて見たいと云ふ樣な氣前は、昔も今も變らぬものであらう。古代より、海賊（和寇）時代、今日の滿州馬賊等に考へ合はせても分る。然もかゝる交通に伴ひ流行病は輸入される、人心は不安と危懼に襲はれる。中には野心を抱藏して機を窺ふて居るものもある。かくなれば國防の必要も起り、檢察の必要も起る。是れが崇神天皇庶政振作の動機である。（後篇第二講第二第三參照）且つ其神器を笠縫邑に遷されたに就ての口傳によれば、本來社稷帳統の大旨は公同である。故に天皇には先づ神卜を以て之を八十萬神に質されたのである、八十萬神とは各種各部民衆の祖神である。是は古代に於ける國民大衆の輿論を質す方式と見るべきである。乃ち其方式たる神卜は、神器は天下の公器と云ふに定まつたので、之を笠縫邑に遷し、皇室と民衆と共に之を奉戴し奉護して社稷の基礎を固めらるゝことゝなつたものである。由來古代の儀の無爲自然の成俗は、祭政混一にして、公私の裁別も固より之を明にする必要はなかつたのであるが、公器と私物、公纏と私纏が明瞭になれば、隨て祭祀と政治は自ら區分されねばならぬ、かくなれば宗廟も社稷も亦た自ら區分されねばならぬ。是れが天社國社を分つことゝなつた譯である。

「諸国百姓(カンノ)の忠貞を竭せ」（後篇第一勝第四に詳述せり）此の忠の字義は「中心」各人各個の心の中する所で、其中心の命を貞實に竭せと宣せられたのである。後世人の忠を説くが如く、君長に忠なれ、家國に忠なれ、心の容さぬもない、只だ〳〵忠貞従順なれと云ふのではない。爾自らの忠直を竭して、其純性純情に發する良心を滿足させよとの意である。

「民を導くの本教化にあり」是は讀んで字の如く、寸毫異論のない一節なれば、縷説を附する必要はない。但だ古代に於ける教化の方法が如何に幼稚にして無邪氣であつたかを攷へ、神武の宗體を以て教を布きし情態を察し、當時に於ける神武組織が、寧ろ教化宣布の方法であつたことに注意すればよろしい。

「農は天下の大本なり」（後篇第三勝第四勝の各節に詳述せり）我肚優の體統は農即ち民衆を基本根源となすものなれば、四道將軍以下各國各部の主長たるべきものが、挙く民の役即ち民衆の命ずる役務を率ずる心得を以て職に膺らねばならぬと云ふのである。是の崇神天皇の千古一貫せる神誨を、特に其施政擴作に際し、警語として宣布せられたるは、人心解渙の時代に於て誤り易い典範の紹續を、更に嚴密に明瞭に指針を與へたるである。

「夢く池溝を開き民業を寛ふせよ」是には制度家の口傳もあれば、粗ぼし推述することゝしよう。池溝を開きの一句は、疏水灌漑を開くことで、誰れにも分るが、民業を寛ふせよと云ふことは、實に神聖の心を體かれたる大事な所である。制度家にては之を教化の詔旨に對照し解釋するのである。要は民衆の衣食を豊足すれば、總て實暇が出來る、此の實暇を以て教化を布く、謂ゆる衣食足りて禮節を知ると云へる政典の實行である。人民に勞働能率の誤りを生ぜさせて、公序良俗を保ち得られぬことは、周漢時代より衆に己に理解され、制度家の苦辛研究措かざる所である。現今の勞働問題にしても、頗る此點に注意を拂ひ、社會政策の上に種々なる施設が現はれてきたが、實暇を置いて教化を動むると云ふことが、動もすれば實暇を求めて堕落堪耳すると云ふことに傾く、ただ此の民業を寛ふせよとの聖旨に於ては、民衆ののんびりした心地よき實暇に注入さるゝ教化、其教化に進歩する民衆は、自ら忠厚なる風俗を成すと云ふのである。

「船は天下の利用なり」是も文字通りのことで、則に講述の必要もあるまい。口傳によれば此の造船奨勵の詔と共に其の船舶を建造する諸國の港津に、先づ倉廩を置き、匠人の衣食を豊足し、其進工を動むることゝしたので、匠人は欣舞して精巧を競ひ、頗る航漕の便を開いたと云ふことである。其れ等の倉廩は屯倉として後世永く保續され、今にも其遺蹟が尠くない。

崇神天皇の施政擴作が、或は封建に近いかの傾があることは、凡そ學者の論論も一致する様である。我輩も異論はない。併しながら封土の占奉より成れる、列侯方伯割據の封建組織とは、全然其性質が違ふのである。此時代迄は猶ほ尚ほ古來の自然自治の鄙邑が、其儘に四道將軍の管治に屬し、四道將軍にしても決して其の慣例を破らないのであつた。而して其の鄙邑が大陸文物の漸入と共に遂次に進歩し、將來に於ける自治立制の素地を成せる順序は、確かに農本國の本色を認むべき處である。

第三　熊襲の叛

垂仁朝庚申の歳、魏使帯方大守弓遵、圖書印綬を齎らし來朝す、是より先、戊午の歳、天皇田道間守を遣はし、路を帶方に假り魏に到らしむ、田道間等尙ほ留まりて魏に在り、癸亥の歳天皇又た使を魏に遣はす、未た幾ならず、伊豫河野氏威を挾み命に抗す、筑紫譽の如く應し、西南板蕩す、世に之を熊襲の叛と謂ふ、天皇乃ち出石壯夫を帶方に遣はし、田道間等を召還せらる、魏王爲めに塞曹掾三張政をして詔書黃幢を齎らし、田道間等を送り來らしむ、偶ま天皇崩す、是を魏正始丁卯の歳となす、河野其先神八井耳命（綏靖の皇兄）に出て世々伊豫の造たり、宗族蔓莚西に在る者を火君、大分君、阿蘇君、筑紫三家連となし、東に在る者を科野國造、道奥石城國造、常道仲國造、長狹（安房）國造、伊勢舟木直、阪合部（伊賀）連、尾張島田臣、丹羽臣、小子部（尾張）連となし、邦畿の內、亦た意富臣、雀部臣、雀部連、小長谷造都祁直あり、故に其一たび難を唱ふるや、封豚長蛇、勢ひ日びに猖獗を極む、景行天皇大統を承け、皇子倭武尊と、櫛風沐雨、西征東伐十餘年、倭武尊竟に命を致して掃蕩の功を樹て、大運を挽回せられたる者、其勳業信に萬古に光耀す。

按ずるに、普通國史の此間の記載は、甚だ空疏にして、田道間守のことは、非時香菓を覓むる爲に當時の國に使して、歸朝したときには天皇は已に此世に在させられぬので、悲みのあまり陵前に自殺したと書いてある。併し其時代は中々そんな呑氣な時代でない。支那は漢末以來の大亂を經て三國に入り、漸く六朝初期の紛亂に移らんとして居る。半島は晉濟の抗抗、加羅新羅の爭覇、我國は熊襲の大亂が蜂結して居るのである。此の時代を察せずして紙の上の記載のみを見て歷史を談ずる人は、盲目の牡丹を賞するに等しいのである。

制度家に於ては、昔より此の垂仁景行二朝の間に一入注意して、國史の記載に關文あるものとして、漠然の文獻を討究し、之を補ふことゝなつて居る。故に南淵書等には頗る明快に記述されて居る。今之を魏志の記載に考へても大體は分る。田道間守が魏に使し、魏よりは田道間守の歸るも待たず、特使を派遣し、直て我國よりも使節を遣はされた。更に田道間守の歸朝には、使節が揃いて之を送つて來た、之れが橋を渡むる使節の往復であらうか。然も一々姓名が記載され、地名が記載され、綱かに考覈して見れば、符節を合するが如きものがある。必ずや田道間守は重大なる任務を帶びて使したものであらうと云ふことは、決して否定されぬ節である。

魏志の記載は、倭漢建時初朝の文獻である。且つ極めて難解の語が多い。殊に地名人名等は、一入讀み苦しい、今ま三四を摘記すれば、大夫壹升米（田道間）伊都國（伊勢君）柱邪狗（若狹君）侯載斯烏越（出石壯夫）投馬（但馬）伊支馬（活目）爲吾（伊豫）不呼組奴（大國）封蘇奴（小國）呼呂華奴蘇奴（大花國）等、重々果々其評を盡せる文ゞけ、益す讀み難いのである。併し今は古書の研究も餘當進んできたから、大體は讀み得らるゝ樣になつた。

崇神朝より纔か五十年の間に、此の大亂となつた原因は、其の施設が稍や封建に傾き、地方國郡の伴造の權力が强過ぎた處に在ると云ふのである。其の警語は實に千古の儀範であるが、施設に僅かの偏重があつたが爲に、遺憾ながら過渡期の氣運に當處することが出來なかつた。是も亦た百世の師儀である。

第四　自治の立制

倭武尊未た龍飛に至らずして薨し、成務天皇撥亂日淺く、國內耗弊の時を承け、肇國の遺謨を正たし（一句味ふ可し肇國は崇神の別號にして特に肇國とのみ書ける所に文章の妙あり）社稷を體統し、六府を脩め、三事を和し、以て制度を立て誥を發して其綱を宣せらる、一に曰く仁政は必す經界より始まる、故に先つ山河を隔てゝ國縣を分ち、阡陌に隨つて邑里を定む。二に曰く民生地に隨ひ俗を異にし、各其適を適とす、故に國郡に長（吉備津彦を謂す）を立て、縣邑に首（武埴安彦を謂す）を置き、皆な當國の幹了者を取りて之に任し、民をして自治せしめ敢て其習はさる所を强ひす。三に曰く國に三年の蓄なきは、之を國其國に非すと謂ふ、故に縣邑に稻置（伊那毘を謂す）を置く屯倉なり、首（亦た武埴安彦を謂し又た稻置と稱す）を置き之を監せしむ。四に曰く民統屬する所を知らさる可

からず、故に國郡縣邑皆な中區の藩屏と爲し、以て之を朝廷に統べ並に楯矛を賜ひ、以て其表と爲す。五に曰く地を度りて民を居く、田に常制あり、民に定居あり、故に東西を以て日縱となし、南北を日横となし其經界を畫して以て侵凌を禁す。六に曰く居同しからされは、民に利害あり、事を興し力に任する、難易自ら別なり、故に山陽を影面と曰ひ山陰を背面と曰ひ、其肥瘠を量り、以て公賦を均ふすと。制已に立ち德化四洽、郡邑自ら治まり、百世治道の彝範となる。

按するに、成務朝立制のことは、我國の成文立制の嚆矢として、制度家の最も重きを置く所であるが、國史に闕文多く、且つ官僚學者の勉めて捨徹する點なので、一般的には分つて居らぬことである。

六府を修め三事を和すとは、水（灌漑養魚）火（火食煖房）木（造營製器）金（鑄兵通貨）土（分田定居）穀（足食備荒）の六つにして、三事とは正德（敎學叙倫）利用（理財省費）厚生（養老憐窮）の三つである。六府は民財の由て出る所、それを善く修めて、三事を以てこれを調和匡濟することが立制の目的にして、我國の遺訓たる崇神天皇詔語の神旨も此に在るのである。

第一綱「仁政は必ず經界より始まる」此一句は、孟子にも出て居る、仁の字は中心と云ふ意味、彼の梅の仁桃の仁皆な中心である。乃ち天下の正しき中心に、國郡縣邑の經營する處を定むるには、必ず經界が整然とならねばならぬ。而も其經界を定むると云ふことは、人爲的の無理を許さぬ。必ず自然の地形たる、山河の區劃に準すると云ふ意である。古代の國郡が、能く分水嶺に依つて區劃されて居るのは、後世の勢力區分の樣な無理がない。假令ば川の上流の一區劃の山林を濫伐して、下流の一區劃が渴水に苦しみ、又た洪水に苦しむ等は、幕政時代は固よりのこと、現代に於ても甚だ多いのである。要は絶對に人爲的無理を加へず、天成の地形に依つて、國郡縣邑の經界を整へるのが主眼である。

第二綱は「民をして自治せしむ」と云ふことが主眼である。寧ろ此主眼は本綱の主眼のみではない。立制根本の大主眼である。乃ち民衆は處に隨ひ自ら風俗習慣が異りて、其適所に適意がある。強もゆかりもない者が、その中に飛び込んで、右せよ左せよと命令した所で治まりは附かぬ。故に當國の幹了者（德行名望ある人）を擧ばせて之を取り（擧ぶと云ふも古代は熟談協議の擢出である）郡の長を立て、邑の首を置き、其の都てに對し習慣でもないことは、之を强いず、善例に依つて敎化を誘めたのである。

第三綱は倉廩制の始まりである。食糧の配給と凶荒の準備が目的である。「國に三年の蓄なきは之を國其

國に非すと謂ふ」是は續記の王制に出て居る。「縣邑に稻粟を置く」乃ち縣邑に倉庫を置いて、國家に緩急なければ、皆な相當に勢力もあり、組織もあらねばならぬ。縣（郡とも云へる）とか邑（村と同じ）とかは、都てが調和的共同的である。又其の都てが民衆と直接である。故に縣邑に稻粟即ち倉廩倉庫を立てゝ、縣邑自らが之を管理することゝ定められたのである。是れが全體の管掌權を自治體に置く可き公開の宣言である。且つ此の首を「オピト」と訓しあることが、明に民衆の意義を含めたる所にして我國の倉廩制度が、王朝より專代に至るまで、鄕倉を基礎として石高を劃當つる實例を存して居つたのは、全く本綱に基由したものである。

第四綱は、中央統御の要旨を示せるものにして「國縣鄕邑皆中置の吏員として之を朝廷に統よ」の一節が眼目である。乃ち地方の自ら治むる參政の單邑を朝廷に統べて、其肥瘠勞逸實足歷乏を調齊し、謂ゆる天下を平にすと云ふ政術を正されたものである。且つ特に注意すべきは、明治政府が、特權階級の華族を以て、皇室の藩屏としたのとは、全く趣を異にし、地方多數の自治集團が、中央を擁立する組織である。現行市町村制發布に際し、伯伊藤博文を論理とし、伯山縣有朋を內務とし、細民の參數に制せらるゝ恐れありとして責務擔當の條規を編みしとは、固より水火の別がある。

第五綱「地を度りて民を居く」是れが班田法の謂ゆる田に依りて戶を配すと云へる、農村組織の公例となつたものである。由來我國の公田を換して發育せる井伍邑里の分布は、偏倚なく至て自然なものであつたが

勞力者の虛實と、富豪の橫暴は、每に此の調良なる條理を破るものなるゆへ、特に日經日緯即ち東西と南北との經界區劃に規定を設けて、侵凌を嚴禁せられたのである。此の公例は光線及び空氣の利用を重する成俗の慣例を、其の儘に採用せられたる一節である。大化の均田法も之に基準せしは固よりにして、江戶時代迄もこの遺例を存し、日面に大造築をなし、又は樹木を植ゑ込み、日下に遮蔽を掛ける如き場合には影料影米等の要求權が認められて居つた。今の民法には之を如何に規定されて居るか、併し最新の潤邊法丁抹法等は頗る此點に注意してある樣である。

第六綱は「共肥瘠を量り公賦を均ふす」と云ふのが眼目である。地形上陽地たる影面と、陰地たる背面とは、大に耕牧に差等あるもので、之を善く量知して公賦を課することに依り、農民の勞逸を齊ふすることが出來る。本と租稅の輕重は平均が目的である。之を小にしては一村內の調和、之を大にしては一國の齊一、皆な偏倚なき平均を得て始めて完成す可きものである。明治大帝の詔にも、賦に厚薄の偏なく民に勞逸の弊なからしめよとあるが、當今の爲政者は、之を如何に解するのであらうか。

此の立制の要旨は、一に自治の作興にあつたので、崇神朝の封建に傾ける方策、又稍や家國組織に傾ける氣習は、蕃俗として除去され、上下協和して社稷體統の自治に復歸した。併し國外騷亂の波動は、漸くにして我西海に波入し、以て仲哀朝に移つた。

第三章　國運の推移

成務朝以降、仁徳朝に及ぶ、三韓の討伐より、雄略朝の慶祥を經て、
儀鳳朝の宣揚に至る

第一　秦漢二氏の歸附

成務朝、甲辰の歳、葛城兄彦（葛城系新羅に使す、舒弗邯干老禮なし、兄彦還り奏す、是に於て、天皇武内宿禰に詔して、往て新羅を伐たしむ、丁未の歳我兵金城を圍む、王儒禮出奔す、干老來りて罪を乞ふ官兵捕へてその臍筋を抜き、石上に匍匐せしめ、終にこれを斬る、新羅命に服す、乃ち師を班す、兄彦留りて後事に任す、干老の妻私

に利を以てこれを誘ひ、大に兄彦を褒し、酔に乗して兄彦を執へて之を焚殺す、天皇赫怒、壬子の歳、また新羅を伐ち、沙道城を陥いれ、乙卯の歳、又た兵を發して長峰城を屠る、此歳天皇崩す、仲哀天皇倭武尊の遺種を以て統を承け、西征筑紫に崩す、庚申の歳、太后神功親ら兵を率ゐて新羅を伐つ、王基臨面縛圖書を封して降る、太后任那に至り、其官家（崇神朝以来大宰を任那に置き之を官家と称す）を再興し凱を奏して還旋す、新羅已に命に服す、東韓の地、復た兵革を見さるもの數十年、仁徳朝に至り、新羅我に順ならず、葛城襲津彦（神史沙至比跪に作る）之を伐つて利あらず復命せさるもの十年、留つて任那百濟の間に在り、時に高麗百濟難を構へて相抗す、我兵毎に百濟を援けて加羅に利す、而して高麗王談徳（広開土王）勇武にして機略あり、燕人（慕容氏）の威に凭藉し、四隣を席捲し、國勢大に振ふ、乃ち窃に此間に乗し、新羅を引ゐて我鋒を避け、以

て百濟を圖る、丙申の歳（十六年）談徳の兵を動かすや、帶方（黄海道地方）の秦氏功満王（一名弓月君）劉氏阿智王、來りて我に投歸し、其領民を召致せんことを請ふ、天皇襲津彦に詔して之を圖らしむ、數年未だ其機を得ず、天皇更に平群木菟宿禰、的戸田宿禰を遣はし、精兵を率ゐ往て襲津彦を援けしむ、襲津彦即ち木菟等と兵を進めて帶方に入る、高麗歩騎五萬を調し、邀へ撃つて大に戰ふ、談徳我軍の屈せさるを見、終に和を議し師を引て還旋す、（永樂大王碑曰。十七年丁未。教遣歩騎五萬。掃乙盡倭。甲倭還侵平穰。王師與之合戰。斬殺蕩盡。所獲鎧甲一萬餘領。軍資器械不可稱數。還破沙溝城婁城。王知倭不服。遂議和引師旋城）是に於て、秦氏一百二十縣の領民、劉氏十七縣の領民、男女擧落千里相扶け遷繹として我に歸化す、功満王は秦の太子扶蘇の裔、阿智王は其先漢靈帝に出つと云ふ、從是の後

工藝技術大に進み、都鄙其風を移し、朝野一新、文物翕然として興る。

按ずるに、此の一節は、我古代の朝鮮關係を說き、秦漢民の歸化に依る、我國文物發展の事端を順序的に證明せる、最も重要なる史觀である。普通歷史の神功皇后征韓の記事の如き神のお告げを以て西の方に寶の國がある等と云ふ。人間離れのしたことは一切認めないで、成務朝以降數回の外征より、神功の討伐を經て仁德朝の大戰に及びし經過を、明らかに年紀干子を正たしてあるのは、殊に愉快である。是は我普通歷史紀年の錯誤を、考證的に訂正し得べき力あるものかと思ふ。

就て此に任那加羅、新羅百濟高麗の對立情勢を取拇んで講述する必要がある。

任那加羅は、古の下韓にして、爽哦尼(イザホニ)を天神として尊崇せる一種族である。爽哦尼は稻氷神(神武の皇兄稻飯命、一に稻氷に作る)ならむとの說もあつて、國初以前より、何かの關係あるかと思はるゝ點も尠なくない。其れが後ち伽羅と稱し國を立てゝ居つたが、新羅の侵略に苦しみ、垂仁天皇の時に、王子于斯岐(蘇那曷比知)が來朝して援を求めたので、男力絕倫なる監乘津彥を擧げて、其の國を統監させられ、先皇(崇神)の御諡(御間城)を賜はり、國を彌摩那伽羅と稱し、鎭將たる監乘津彥を太守(オホミコトモチ)と稱せしめ、是より任那と稱し、永く大事を置き、我直轄地となつたのである。故に此時代の我朝鮮交涉を見るには、我國に於ては任那を足場として居つたことを忘れてはならぬ。

新羅は昔の辰國である。八千矛の劍を奉ぜし神話を考れは、最古より色々の關係ありしとを認めらるる。併し是は晉く措き、秦末に及び流民多く輻入し、各種族雜居の狀となり、其後諸部を統合して國を立てたのが新羅である。其新羅王姓が漢の元鳳甲子の歲に我國に通聘し、瓠公を我國より招いて國政を整理し、關連是より勃興したと云ふのである。又た我姓氏錄にも新羅氏と云ふがあつて、此間の貪緣は固より遠い深いものである。且つ天日槍の歸化(第二章第一參照)のことも、當時に於ては近き史實であつた。是の如き關係ある新羅が、成務朝以來自然に我國に疎なる樣になつたのは、固より種々の原因もあつたらうが、大體より見れば時勢の推移と見るが安當である。殊に我國が任那擁護の必要上、毎に百濟を援け高麗を抑制せし反面に、高麗が新羅に親しみ我國を牽制するの方策を取つたのは、或は當然ではあるまいか。

百濟は高麗と同じく鄒牟王を祖元とせる國である。鄒牟、都慕、出雲皆な同音、素盞嗚尊の女須世理、鄒牟の妻召西奴と同音等の說は、疑を存したまでにして、百濟の始祖溫祚より十數代、近肖古(遠古とも云ふ)のとき、百濟通聘のことが明かに我史冊に記載されて居る。是より五年目に將軍荒田別等百濟を援けて平壤を擊き、高麗王劍(故國原王)を殺し、大に彊土を擴めた。是れが晉の海西の大和庚午の歲に當る。併し是より百濟高麗怨を構へ、事毎に衆を我國に及ぼすことゝなつた。後年百濟の顚覆、任那の衰頹も、皆なここに原因して居る。

高麗は、高麗とも書く、始祖鄒牟王の開國は、漢の建昭甲申の歳に當ると云ふのである。其後朱留王に至り、漢の郡治漸く弛むに乘じ、次第に疆土を擴め、國祖王（名は宮）の代に、遼東を侵略し漢將耿夔と戰ひ已に北方の一強國となつた。是れが我孝元朝に當る。それより九代目の故國原王（釗）が、百濟と戰ひ敗死した。而も此敗北は、我援軍の爲であつたと云ふ處に、永い間の關係を留めたのである。それから小朱留王（丘夫）の代に移り、大擧を立て、律令を布き、國運大に進み、符秦の僧道順が來て、佛教を始めたのも此時であつた。而して其次の故國壤王（安）の代には、遂河左右の地を領有して、一大國となり、新羅を侵撫して我を掣制することゝなり、永樂王（談德）其後を承け、遂に我國との一大戰爭となつた。是れが正に我仁德朝の丁未の歳に當るのである。

由來此間の普通國史は甚だ空疏にして、且つ制度家の傳授する所と餘りの相違ある爲め、殆んど議論にもならなかつたが、明治十六年に高麗の故都坐清の土中より永樂大王碑が掘り出され、日清戰爭のとき其拓本を齎らし、學者の研究に上ることゝなり、其後著者は南澗書の校註を思ひ立ち、書中に記載されて居る永樂大王碑の全文と拓本とを參照し、其年號干支を、支那及日本朝鮮の古史に參較し、正に制度家の傳授正確なることを證し得たのである。要は人文の進歩と、國外交通の關係とは、古代と雖も決して相離れざることを理解するが肝要である。

一書に「太后（神功）攝政二十年庚辰春田天皇（應神）即位す。御世四十六年、實算六十六、乙丑の歳を以て崩ぜられ、太后再び政を攝し、丁丑の歳に崩ぜらる。」とあるが、是によれば、神功皇后は、應神天皇の御成年を待ち攝政を辭せられ、應神天皇の御親裁四十六年を閱みし、其崩後又々御攝政のよぎなきことゝなり、皇太子菟道王（稚郎子）の諒闇前に崩ぜられたものである。さすれば再攝政は十三年の間となる。是の說に從へば、歷史が極めて常識的に理解され、又支那三韓の歷史と一々對照さるゝことゝなる。一例を擧ぐれば、丙寅の歳に百濟の貢使がきて、種々の珍寶を獻じ、且つ歳の貢獻を始めしこと、博士王仁の召聘等も、晉書の記載に參照して、符節を合するやうになる。

第二　善後の大計

應神朝甲子の歳、菟道王子を立てゝ皇太子となす、明年天皇崩ず、太后（神功皇后）再ひ政を攝す、丁丑の歳太后崩す、皇太子敢て位に即かず、兄王（大鷦鷯）と禪讓三年、終に自裁して其志を明にするに至れり、萬民之を悼む、已卯の歳大鷦鷯王位に即く、是を仁德天皇となす、是時に當り郡邑熙然自ら治め、風尙穆和其俗を成す、庚子の歳麗人新羅を

援けて任那を掠む、我戍兵戰ふて利あらず、報聘る、乃ち大に兵を
百濟任那に遣發す、上下囂然たり、丁未の歳、我軍濟人と合して高
麗を伐ち、大に平穰に戰ひ、帶方秦漢二氏の領民を召致す、天皇成
を以て廟に告げ、自ら其功に居らず、民心を體し化を行ふを以て志
教となす、其詔に曰く天の君を立つる本と百姓の爲めなり、故に君
は百姓を以て本となすと、乃ち課役を除き、興造を輟め、心を削り
心を約すること三年、民財豐足、郡邑大に富み、殆ど征戰の創痍を
留めず、是に於て難波高津宮を修理し、都を此に遷す、博士王仁國
風（難波津仁唉久也此花冬籠理今乎春倍騰唉久也此花）を詠して壽
を獻す、王仁太后の季年を以て來朝し、本朝に歷任すること三十年
拮据征戰の後を契理し、此に至りて其喜を擴ふ、情信に暢朗なるも
のあり、而して己未の歳漢氏阿智王父子を吳に遣はし工女を求む、

阿智滯留三年工女（兄媛弟媛）を携へ還り、之を履仲天皇に獻す、是より我
が蠶織の業大に興る、履仲朝官に藏部を置き、齋藏の傍更に內藏を
建て漢氏阿智と、博士王仁とをして之を監せしむ。

傳に曰く、雄略朝、諸國蚕織の業大に興り、齋藏內藏之を收納す
る能はず、仍て更に大藏を建て、秦漢二氏を內藏大藏の主鑰とな
し、其薄册を勘錄せしむ、藏部の制此に始まると。

按ずるに、博士王仁の來朝は、神功攝政の十年申戌の歳にして、王仁は、百濟開學の大儒博士高興と同時
代の人である。我國も當時已に文字も識り書籍もあつた。古記に「若夫れ書を讀み字を識るは、我百濟と倶
に其來ること尙し」と云ふ記載もあり、また文字ある流民の漸入は、餘程古くよりあつたことで、王仁の來
朝を以て、漢字輸入の始めと見ることは出來ぬ。但だ王仁の來朝に依り、系統ある儒學が、始めて開けたの
である。

菟道王稚郎子が、王仁に師事されたことは、國史の著名なる事實である。固より稚郎子の外にも多數の弟
子があつたであらう。傳說に王仁は、我朝歷代皇禮の繼續に際し、宮廷に血を流せることを悲しみ、「太伯

は至德を明ふ可しよく天下を以て讓る」と云ふことを基調として、譲讓の大義を說いたので、菟道王は堅く此教を守られ、遂に自殺して志を明にし、後世百千代の天統を飾されたものである。是より皇位繼承が自然に悛まり、書來の陋習が洗ひ去られたことは、寧ろ歷史の事實に見て明瞭である。

仁德天皇は、菟道王の兄王として、共に王仁に就き教を受けられた。而も御即位の後は、其諮詢補弼の地位に置き、大倭の神另行を以つて、大戰後の處理方策を立てられたものである。制度家の傳ふる所にては、仁德天皇の御施政は、どこ〳〵までも發展的であり進步的であつた。乃ち他日の發展進步の爲に當時の苦澁を忍ぶ能倭である。殊に國の力は、國民の衣食住を充足するにあり、敎化は國民に衣食住の寬裕を與ふる所より普及する、成務朝の立制より、應神朝に至り、十分に整備せし地方の各部邑も、積年の外征に疲弊し、まして古今未曾有の大戰たる高麗討伐の善後の國策は、決して尋常一樣の問題でなかつた。是れが大倭の御另行となつたものである。併し大倭は其目的とする所ではない。そこで一面に新附の秦漢二氏に、各種の工藝を勵め、更に吳に機織の工女を求め、大に文化の宣布に軫念せられた譯である。此の思ひ切つた節儉と、吳工の召致、秦漢氏工藝の奬勵等を對象すれば、其施政の精神は自ら明瞭である。王仁の歌に永い冬籠の節儉を狀し、春が遲つて花咲く嬉しさを歌へるも、亦た其の大意を窺へる。

阿智王の吳に使したことは、己未の歲なれば、此年に吳は倒壞し、翌年は劉宋武帝の永初元年庚申の歲となる。「應神三年」此間に吳の覇命は宋に參り、阿智は、宋朝に謁ふて使命を果したのである。彼の晉書に

は己未の條に倭王使を遣はし朝貢すとあり、宋書には永初辛酉の詔に此事が記載されて居る。而して阿智は歸朝して、復命に及ばず天皇は崩ぜられた。故に「之を履仲天皇に歿じ」たのである。

第三　一誅刑を正す

履仲朝、前朝の遺謨を以て、海內寧靜、田野大に開け五穀豐饒、蠶織陶冶の業競ひ起り、傳へて反正安康二朝に及び、州郡亦た前代の親にあらず、然りと雖も利の在る所、弊の伏する所、豫め之を制せずんば、禍必ず社稷宗廟に及ぶ、復た之を避く可くべからす、此時に當り、前代外征の功臣自ら門閥を成し、子孫州郡に蔓延し、相競ふて掩有占奪を事とす、古記に謂ふ、七賊並び起りて篤實の風頓に消すと是なり、安康天皇遂に弒を以て崩ず、雄略天皇即ち一誅其刑を正し、親貴宗室と雖も苟も緩假せず、先づ閫域を一掃し、以て諸

國の伴造に及ぶ、天皇已に台斗を更新し、乃ち大に溝渠を通じ田疇を開き、親耕親蠶以て民を勵まし、秦漢一百八十部民を聚めて之を撫し、土師連吾笥を擧げて、陶冶を奬む、事一として民に利ならざるものなし、其遺詔に曰く朕が小心己を勵み、日一日より慎む所以は、蓋し百姓の爲の故なり、義は乃ち君臣、情は父子を兼ぬ、臣連、伴造、國司、郡司、庶幾くは朕が百歳の後、爾等の力を籍り、普天の下をして、永く安寧を保たしめよと。

按ずるに、當代功臣閥の設定は、蘇我氏横暴の初期にして、前朝歴代外征の結果として、自然に地方國郡に勢力の根底が出來、其の宗家は中央の政柄を握り、然もそれに工藝技術が發達し、隨て三韓乃至宋衆の貿易が開けて、商業の利益も占斷さるゝので、諸國の要津も、多く功臣の類族に管掌さるゝ樣になつたのである。古記に「國富まざる可からず、而も人心富めば則ち驕る。富めば必ず利を愛す、苟も驕り且つ利を愛せば何の底まらさる所あらむ」と云うてあるが、由來富の壓度をのみ慾求して進めば、終極は人類の最高級

威を懲すやうになる。當時磯城縣主が、其第宅を皇居に擬し、根使主が玉縵を衣た等は、其慾求が餘程極點に向つてきたことを認めらるる、況んや安康天皇殺害のことにしても、裏には深い陰謀が潜んで居つたではあるまいか。固より是には色々な傳説もあるが、是は當分差控へて置くが穩當であらう。

又た七隊と壮、「上下鬪亂大に宮室臺榭を作り、遊觀倡樂、復た鯛の伏する所を慮らざるもの其一なり。冶容淫を善へ婦豎志を得、偽方異技、巫蠱左道、不詳の言、闕域の中に闘入するもの、其二なり」 奢侈淫靡の風俗は國よりのこと、當時三韓式の巫覡が在來の祇祝にからまり、鬼神の詭言を弄し、綱紀を云爲して人心を蠱惑するもの大に流行し、高貴の人も之に沈溺せり、本項は是を指せるのである）「重臣功を倚み、主を挾み、呵開便侯の徒、萬端擅授（濫故情實を以てからまり付くの意）し。賄を以て進み、後貴の勢を張塞し、之をして沙上に偶語せしむるもの其三なり」。（本項は功臣閥の非違を指せるものである）「强宗彊族（強力者を推し立てゝ民物を使奉するの意）貴を凌ぎ弱を侮り、唯だ己の利のみを計り、庶民をして立錐の地なからしむるもの其四なり。民正業を棄（イヒサヒ）てゝ末（スヘ）とせず、放逸詭誕、浮侈之れ逐ひ、終に上の爲に義を執すことを貴（タフト）とするに至る者其五なり」。（本項は取り留めなき射倖心の爲め、上長者乃至自分の主張の爲め、困難を犯し進む氣象の消失せしを指せるものである）。「諸（モロノ）臣連等利を貪りて勤き、未だ志を得ざれば、有名無實出入異言（有ることないことを言ひ立てゝ、讒誣中傷するを云ふ）等を掩ひ惡を揚げ、進退巧（タクミ）をなし、唯だ有司を陷いれ、已れ取りて之に代らんと圖り、已に志を得れば、朋黨相結び私曲を逞ふし、政貨賄を以て行

ひ、事包茸（貨賄も包茸も賄賂である）に従つて断じ、國の大計を問はず、民の休戚を省みず、唯だ寵を肥やし以て能事となすもの其六なり。民間の博聞辨事（物知り口き〻と云ふが如し）事を好み亂を利とするの徒、虚誕高談、甘言を弄して時俗に阿り、遂に臣にして君に背き、子にして父に背き、師にして夫に背き、幼にして長に背き、事軸轄を誤り、六親反目するに至るもの其七なり」。是れを七賊として一掃せられたので、この古記を細かに讀んで、當時の有樣を審考すれば、寧ろ昔のことではない、今日のことかと思はる〻節がある。

我社稷體統の關命が、ここまでに虧損したのを、鬼神を憎怖させる程の勇斷を以て廓清され、大に民業を興して天下の面目を一新されたが、任那の駐箚官も内國同樣に罷放し、新羅百濟の復振事業は、失敗に失敗を重ねて居つたので、天皇の代に（乙卯の歳）高麗大擧して百濟を伐ち、その疆土を奪ひし擾め、天皇は百濟王褒の弟昌（文周王）に、任那の別邑を賜ひ、僅に祭祀を傳へさせられた。而して當時支那大陸は、六朝大亂の矢にして、高麗は此機會に勃興し、爲に新羅も我に背き、其指顧に服することゝなり、直營の任那も顧る危くなつてきた。天皇の御氣象として、固より恢復の思召はあつたが、内國の大廓清と同時に、此難局の打開は、とても出來得べきことでない。而も天皇は僅か十五年（南淵請に依る）の御在位で、事半ばに至らずして清寧朝に移り、惜むべし前朝の勇斷活達なる獻謨は、小心孝敬なる善柔政治に化し、遺澤の〻富は再び功臣團の占奪する所となつた。

第四　前德の繼體

清寧顯宗仁賢三朝の治平は、前朝の餘惠のみ、顯宗仁賢二帝民間に生長し、能く民情に通曉し、惠政甚だ多しと雖も、固より未だ前朝の宏謨を恢興するに足らず、柔仁民に征りて民を治む、善行嘉言ありと雖も姦寶を掃ふに足らず、武烈朝に及び民心怨結し、崩じて嗣なく、繼體天皇、應神天皇の統を以て入りて天統を復す、天皇前德を體統するを以て念となす、其詔に曰く、一夫耕せず、則ち天下或は其飢を受けむ、一婦織らず則ち天下或は其寒を受けむ、是故に帝王躬耕以て農業を勤め、后妃親蠶以て女功を勤む、況んや群卿百性にして、農績を廢棄して能く殷富を致す可けむやと。又詔して曰く前朝隆平の後を承け、俗漸く薇（一本倣に作る）ふて寤らず、政漸く衰へて改め

ず、但だ人を用ゆる頗を以て進み、大略ある者は、其所短を問はず高才ある者は、其所失を非らず、故に宗廟を奉じて、社稷を危ふせざるを獲むやと、是時に當り、諸國の連造、權甚だ強ふして、荐りに聖化を進り、任那の四郡を割き百濟に與ふに及び、任那亦た我に背き、而して筑紫國造磐井遂に新羅に通し、內外相應するの勢をなせり、時と勢と已に是の如し、聖智ありと雖も復た之を如何ともす可からず、然と雖も立言德行、千古の儀範竟に之を沒す可からざるなり。

按ずるに、清寧顯宗仁賢武烈四朝のことは、民政上の模範とする程のこともないから省略して置かう。但た柔仁民に在りて民を治むと云ふ一節は、よく玩味する價値がある。

繼體天皇の御血系は、應神天皇の皇子、稚野毛二派王より出で、世々近江の三毛に住せられ、天皇は其五世の孫である。古代に於ける名族の習慣は、其家の等例に違ひ、住居地一國の人民を懷擁して、世を傳へたものにして、三毛の宮家は應神天皇を御父とし、仁德天皇、菟道王を御兄とし、世々其御高德を奉戴せられたるとは想像に難からぬ譯である。乃ち仁德天皇の「一人の饑寒之を省みて身を責む」と宣せられたる御聖旨を繼證せられて「一夫耕せす則ち天下或は其飢を受けむ」と云ふ躬耕親蠶の詔令となつたのである。又仁德天皇の「天の君を立つる本と百姓の爲なり、故に君は百姓を以て本となす」と宣せられたる前德の體統は「宗廟を奉して社稷を危ふせざるを護んや」の詔となつたもので、體體の御諡號も實に此に基由して居ると云ふことである。由來社稷民人と云ひ、宗廟朝廷と云ふ、此の裁別觀は、殊に愼重を要するもので、宗廟朝廷の爲に民衆を水火の中に役死さするを以て、奉公の大義と心得るが如きは、甚しく此の大詔に乖反するものである。本と社稷の體統即ち前德の體體と云ふものは、肇國以來の政典にして、殊に成務朝に於ける自治立制あつてより、祭祀禮制皆な是に基由して郡邑の良俗をなしたものである。

是の如く國民と皇室と共に社稷を奉戴して居るものなれば、社稷を安泰ならしむるが爲に宗廟を奉するので、宗廟を奉ずるが爲に、社稷乃ち國民の衣食住を危殆に陷るゝ樣のことは、決して許されない譯である。宗廟朝廷を奉ずるは、臣民として固より當然のことであるが、宗廟朝廷の威嚴のみを擴充して、社稷民人を顧慮せざれば、忽ち四海困窮の否運に陷いる。當時萬歲聲裡に國を亡ぼした、百濟もあり司馬晉もあつた。又た孟子は「社稷を貴となす、君を輕となす」と云ふて居る。是は古代の帝王學の信條である。併し今これを引證的に說述することは、堅く前修の戒むる所なれば、只管諸君の考慮思索を以て探究せられんことを冀

上のである。要は此の幽靈の大詩を掲げて、現今の言論學者等が、普魯士式國家學說の幽靈を、我國體に附會し、或は一種の風說者流の惡兵器を、國家學に牽合して說を立てたりして居るものと對照すれば、自ら明瞭妖魔を照破するの感にがする。

併し幽靈界に入つては、功臣間は已に中央と地方に放くべからざる基礎を作り。支那大陸は六朝大戰の央となり、百濟の南遷以來、我國實存りに支離し、任那の四郡を割き、百濟に與へられしより、直營の任那すら我に參を滑へ、筑紫國造磐井は、新羅に通じて叛を圖り、實に容易ならぬことゝなつた、是れが天皇の朝近江毛野に六百の兵を附して任那に遣はされた譯である。併し其れも磐井等が新羅に通謀して事を拒みし爲め不成功に終つた。後磐井は物部麁鹿火の手に誅伐されたが、是の如き國內の情勢は、遂に海外の事業を衰微させる結果となつた。本文中に「時と勢と已に是の如し豈智ありと雖も復た之を如何ともす可からず」と云へるは、當朝累代の積弊の上に君臨せられたる天皇の御苦衷を狀せる一節で、此の如何ともす可からざる歷史より、立言德行を以て、社會國統の興朝を、千古に昭宣せられたることを文章の妙場としてある。仔細に讀みすれば妙訣を會解される。

第五　外藩の離叛

清寧朝、三妃の爲に屯倉を置く、部曲田莊の弊是より起る、三年丙辰天皇崩ず。宣化朝二年丁巳、新羅任那に寇す、大伴磐、大伴狹手彥を遣はし、任那を救はしむ、磐筑紫に留まり機務を執り、狹手彥往て任那を鎭して百濟を授く、四年已未天皇崩す。欽明天皇嗣く、天皇は繼體天皇の嫡胤にして夙に嘉聲あり、時に大伴物部蘇我三氏權威相下らす。二年辛酉詔を百濟に下して任那を復興せしむ。八年丁卯百濟新羅を伐ち任那を復せんとを圖る、乃ち兵を遣りて之を援く。明年戊辰高麗間に乘して百濟を襲ひ、馬津城を圍む、我兵之を援け、轉して高麗を伐つ、時に高麗大に亂る、百濟の君臣以て好機となし、伐つて其故業を復せむと欲し、新羅任那に結び兵を合せて高麗を伐ち、漢城平壤を下し、六郡の故地を復す。明年壬申（欽明朝十三年）新羅復た高麗に通し、兵を合せて百濟任那を圖る、百濟防く能はず平

壌漢城を棄つ、新羅人入りて漢城を守る。十四年癸酉、百濟援を求め、王子餘昌高麗と戰ひ大に之を破る。十五年甲戌の夏我兵百濟を助けて新羅を伐ち函山城を抜く、百濟上表捷を奏す、幾ならす王明王新羅人の殺す所となる、王子餘昌立つ。而して二十三年壬午新羅終に任那を併せ、我官家を滅す、天皇震怒、紀男麻呂河邊瓊岳等を遣はし罪を數む、新羅拒き戰ひ、瓊岳を虜にし副將調伊企灘を殺す。尋て大伴狹手彦兵數萬を率ゐて高麗を伐ち大に之を破る、是冬新羅貢使を遣る、蓋し我動靜を窺ふなり、乃ち之を留めて歸さす。是より後任那竟に復せす、天皇深く以て憂となす、三十二年辛卯天皇崩す。其崩するに臨み、皇太子敏達の手を執り、遺詔して曰く、朕病甚たし、後事を以て汝に屬す、汝須らく新羅を征し任那を封すべし、朕死するも恨なしと。敏達天皇嗣く、天皇遺詔を奉して任那の復興

を圖り、使を百濟に遣はし日羅達の子を召す時稻目已に死し其子馬子職を襲き、權威益す揚り、每に叡旨を阻む、十四年乙己、天皇意を決して任那を復せんと欲す、會ま大連物部守屋瘡を病んで果さず、尋て天皇崩す。是より先き、欽明朝壬申の歲百濟王佛像經論を獻し上表して其功德を讃述す、朝議決せず、中臣鎌子物部尾輿以て之を斥く可しとなし、大臣蘇我稻目以て之を禮すべしとなす、天皇仍て之を稻目に賜ふ、稻目即ち向原邸を捨てゝ寺となし之を安く、是歲饑疫す、世人或は蕃神の禍となし、火を縱つて其寺を燒く、稻目大に之を含む。傳に曰く齊の永元中、僧徒東航して倭に入ると、或は云ふ司馬達等の梁より歸化せしは男大迹天皇の代にありと、且つ高麗百濟の佛ある已に久し、而して其民の我に投化せし者萬千、部を成し邑を成せり、百濟佛を獻

するの前我既に佛ありしもの推して知る可きなり。若し夫れ之を信せさる者は之を斥け、之を信する者は之を奉す、固より其所なり、然と雖も是を以て社稷の公典を涸し、宗廟の嘉例を傷るの恐れありしは、其人心の推移、爾く然らさるを得さるものあり、蓋し百濟佛教の弊、禱福祈穰土木興造に在り、必しも道を釋氏に求むる者に非す、中臣氏累世祭祀典制を司とり、大に此に誠むる所あり、社稷の公典浮屠の祈穰を以て涸す可からす、宗廟の嘉例比丘の壇施を以て傷る可からす、百濟巳に是を以て倒る、豈に其れ是を誡めさる可けむや、是れ其身を致して論諍屈せさりし所以なり、稻目死し馬子職を襲く、敏達天皇史書を愛し佛巫を信せす、乙巳の饑疫、馬子病に依り、三寶を奉するを請ふに及ひ、詔して曰く、汝獨り之を爲せ、他人を惑はす勿れと、幾ならす天皇崩ず。

接するに、居紀湯沐の邑を置かれしより、大なる弊害を起せしことは、實に外戚横暴の赤裸々となつた一例である。事實は後事遂次に分明する。讓いて宣化朝より欽明朝に至る三韓紛亂の氣迹は、簡潔なる文章ではあるが、稍や遺憾なく氣通されて居るから、贅辭を挟まぬことゝするが、我が屬領地が是までに混亂したことに就て、別傳の一說がある。其概要、當時功臣閥の類族は、已に內外に蔓延し、三韓交通の利益は、皆なそれ等の者が占奪して居つたので、貢船運航の利益は言ふまでもなく、派遣軍の往復より兵器糧食の取扱等、實に莫大なる利益を收め、更に新羅を瘦返させて百濟を苦しめ、百濟を裏切させて任那を威し、此間に利權を收め賄賂を貪ほり、一種の戰闘策士のやうな者が出來たのであつた。是等の統制なき徒輩の横行と、只た〳〵利益一途に着眼して居る眷族が、妄りに國の威信を傷り、遂に直屬地の任那までも侵奪さるゝやうになつたのである。崔霊巖の新羅傳說等を讀んで見ると、如何にもさうであつたらうと思はるゝ節がある。

又た歐佛問題は、だれも知つて居ることなれば講述の必要はあるまい。但だ當時三韓佛教は、如何なるものであつたかと云ふ一事は、必ず理解して置かねばならぬ。南淵請の中に「佛法の三韓に入るや、從前の巫現左俗（ミコ、カミツカヒの類）俗を殊にし、三衣樣を異にするを喜び、爭ふて之に師し、其統を佛にし其術を巫にし、招提（寺とも佛壇とも云へる）の上に、廣く一切の淫祠鬼神を造り、之を羅列し、種々の名目を假り、種々の莊嚴（綺麗に飾り立てる意）を作し、以つて諸く（もろ〳〵）の淫女寡女處女を招集す。展轉交錯（衣服物等を取り亂だした有樣）僧尼分つなく、笑語揮ばず、甚しきは閨房に交通し、備

僧相繼し、害毒低酷し、爪を剪り髭を流し、以て佛法を破壞し、世法を破壞す」と。是に據り當年の百濟佛教の如何を察すれば、我壯稚の公典、宗廟の嘉例を維持する上に、物部中臣兩家の排斥論が起つたのは、寧ろ當然であらう。ことに是れを公式に朝廷に入れて禮拜すると云ふことなれば、身命を顧みず感憤慷々たる大臣蘇我稻目を向ふに廻はして論爭したものである。是れが竟に物部中臣二氏が蘇我氏の爲に擊ち亡ぼさるゝ原因となり、率て敏達天皇の御終末も歷史家の疑惑を存する所となつて居る。

第四章　廓清の大業

厩戸の攝政より、入鹿の誅伐、大化の革新を經て、近江朝の倒壞に至る

第一章　厩戸の攝政

敏達天皇崩ず、馬子即ち用明天皇を擁立す、二年丁未天皇三寶に歸せんと欲し、群臣に詔して之を議せしむ、物部守屋、中臣勝海、前議を執りて屈せず、馬子迹見赤檮をして勝海を殺さしむ、天皇瘡を患んで崩す。崇峻天皇嗣ぐ、始め物部守屋、穴穗部皇子を立てんと欲す、馬子人をして穴穗部皇子を弑せしめ、尋て又宅部皇子を弑し兵を集めて守屋を襲殺す、是に於て馬子物部中臣二氏の采邑を奪ひ

之を偵し、其權勢盛なる、天皇窃に之を悪む、馬子陰に圖る所あり、天皇暴に崩す。馬子即ち女主を擁立す、是を推古天皇となす、厩戸皇子を以て皇太子とし萬機を攝錄せしむ。厩戸攝政の元年、四天王寺を難波荒陵に建つ。二年詔して佛教を興隆せしむ、群臣競うて寺院を造築す、徭役徴課荐りに加はる。三年麗僧惠慈濟僧慧聰來る、攝政王敎を聽く。四年法興寺成る、蘇我善德を以て寺司となす。七年地震諸寺の興造を竣らざるもの多く倒れ、工役の繁益す酷なり。八年新羅を伐つ。十年又た新羅を討つの師を起し、來目皇子を以て征新羅將軍となす、皇子病んで行くこと能はず。是年濟僧觀勒來る。十一年來目皇子筑紫に薨ず、當麻皇子を以て之に代らしむ、喪に依り又た行くこと能はず。十二年冠位を定め、新に朝儀を制す。十三年銅繍丈六佛各一軀を造る。十四年丈六銅佛を元興寺に安

く。攝政王勝鬘經を講ず。十五年小野妹子隋に使す。十六年夏四月妹子隋の使節裴世清と共に還る、十月妹子を遣はし世清を送り隋に聘せしむ、留學生之に從ふ（史に學問僧八人と書す蓋し僧侶のみに非ざるなり）十七年妹子隋より還る。二十二年又た犬上御田鍬を隋に遣はす。是年馬子病む、攝政王僧尼を度し、其平癒を祈る。二十八年攝政王馬子と天皇記及國記、臣連伴造國造、百八十部公民本記を編す。二十九年攝政王薨ず。後二年癸未新羅を擊つ、是年稔らず。時に僧徒の姦をなす者漸く多し、僧正僧都僧頭を置き僧尼を檢察せしむ。丙戌の歳、天下饑疫し、盜賊蜂起、徭役の民、途に死するもの相續ぐ、戊子の歳、天皇崩ず。攝政王薨するの後、馬子獨り國柄を握り、丙戌の歳を以て死し、其子蝦夷職を襲ぎ、天皇の崩に會ひ、詔を矯め、境部摩理勢を殺して舒明天皇を立つ、此間凡そ七年、蘇我氏の專横益す加る。欽明天皇任那

恢復の遺詔、敏達用明崇峻三朝皆な之を奉じて成る能はず、厩戸攝政の時におよひ、隋帝中土を一匡し、將に進んで高麗を圖らんとす、乃ち八年庚申、穗積臣を將として新羅を伐ち、之を降し任那を復して還旋す、船巳に津を出づ、新羅輒ち又た任那を攻略す、而して再征の擧、來目皇子の薨を以て阻む、後八年辛未隋軍大擧高麗を伐つ、麗將乙支文德遂へ擊つて之を破る、三十五萬五千の隋兵、遼東に還る者、僅に二千七百人、是より十二年癸未、我軍復た新羅を伐つ、新羅成(ハラ)を致す。其後李唐隋の禪を受け、遼東高麗を席捲し、新羅を攝して、懷遠の計を立つ、而して我邦蘇我氏の驕虐を以て、國運弛懈し勢に處する能はず、辛丑の歲舒明天皇崩し(在位十三年)、皇極天皇嗣ぐ。

按ずるに、本文は至て簡單に沿革の大綱を叙述したもので、普通國史にも出で居る文献である。併し其特

著なる點は、厩戸王子即ち聖德太子の佛教宣布が、用明天皇の詔に依つて、佛教勢力と蘇我氏の權威とが、同時に擴張して、衆併呑奪、慘殺弑逆のととなつて居ることが、何となく眼に見るやうに感ぜざるゝ。且つ其寺院造築の爲に、國民が甚だしく苦しみ、遂に工役のために徴集された人民の行倒れするものが路傍に相續ぐに至つては佛慈悲は、無論別問題となるであらう。

併しながら厩戸攝政の代に、天下翕然として佛法に向ふたことは相違ない事實である。其佛法隆盛の爲に建築技術等も驚くべき進歩をしたことも相違ない、又た百濟の弊害が移つて、墳墓の築造に莫大なる民力を費すやうなことも此時代が絶頂であつた。(後編第三章第五參照)

隋との通聘、是は史冊の文字以上に重大なる問題であつたことを攻へらるる、當時隋が高麗を圖るのは新羅の後援が手薄くなる結果となる。新羅に後援がなくなれば、我が任那の回復は容易に出來ることゝなる。此點が國際上の一虚一實、其機を圖るべき所である。併し隋軍の大敗は、全く厩戸王の想像以外で、隋も是より衰微し、高麗も大打撃を蒙り、唐の太祖が俄に隋の禪を受けて勃興した。是より高麗新羅の形勢が、根本的に變化して、任那問題等は自然消滅となつたのである。

本文に推古朝何年と記せずして厩戸攝政何年とある、是は普通の文例でない。克く心して讀まねばならぬ處である。又此叙述中に十七憲法が出て居らぬ。是は制度家に於て、十七憲法を律令と見ない爲である。

第二　南淵先生

舒明朝庚子の歳（唐貞觀十四年）南淵先生唐より還る、先生學問博大詳審、殊に禮制に精し、屡戸擾政の十六年戊辰（隋大業四年）隋使裴世清に隨ひ彼土に遊ひ、留學三十餘年、汎く當代の大儒碩學に交り、六朝人國興亡の跡を蹈み、李唐發祥の勢を閲みし、歸つて而して我國運の日に益す非にして道の竟に行はれさるを見、獨り南淵の阿（今の稍村）に隱れ、述作以て情を巖穴に托す（書百餘卷を著はすと今傳はらず）中大兄皇子（天智天皇）中臣鎌子と窃に來りて其廬を訪ひ、以て周公孔子の道を學ふ、大化廓清の業皇子に成る者、實に此に基く。

茲するに南淵先生のことは、文獻の徵す可きものが甚だ鮮ない。それに色々な妄說も加つて居るので、俾に誤謬することは甚か憂慮である。併し制度家の手に傳へられたる南淵書がある。本書は著者の家にあつた大中臣文安（師重卿）の傳本と、倫重の傳寫本とに依りて小澤打魚氏と共に校註に取りかゝり、漸く大正十年に脫稿したので、當初より弘證文書其他に於き格別の援助を與へられた故一條實輝公に答禮を兼ねて伺候した處が公には、其祖先の關白兼良公（一條大閤）に尤も深き因緣ある文獻であると云ふ所より、特に上表を具して、攝政宮殿下に獻上さるることゝなつた。それから同年の十月に寫眞版に附し、幾が斗りを同好者に頒布し、十三年に漸く發行の運びとなり、製本も爭ば以上出來た處に、大震大火に遭ひ、原版も製本も悉く灰になつた。併し同好に頒布した丈けのものは、捜つて見ると居る。此の南淵書の所說と大化の詔話等を參較するときは、制度家の傳授が明かに系統的に解釋さるるのである。

南淵先生は、隋使と共に遣渡された留學生中の南淵請安にして、隋に入つて當代の一大碩學と稱せられし王通（字は仲淹）の門に進び、其學問の神髓を得た人で、當代に於ては寧ろ日本の南淵先生でなく、隋唐實錄日本を通じての大智であつたと云ふのである。由來山西の王氏は、古くよりの系統ある學問の家で、王通の見識は、一般信者に比し頗る格を拔いた所がある。一例を擧ぐれば、道敎も佛敎も既に有るものは有るとして包容し、之を善良に導き進むるより外、別に何の方法もないとして制度を立つるが如き、他の排他的のものとは大に異つて居る。王通は隋煬帝にも召され、唐太祖にも招かれたが、いづれにも辭退して官に就かなかつた。併し其門人は皆な重用されて唐朝創業の功臣となつた者が多い。それのみならず隋律の編纂より

それが進んで唐律の確定となる學術の根底は、王氏より出て居ると云ふことである。王氏の學說に依り我大化制度を見れば、如何にも系統を同ふして、模倣臭味がなく、王氏の「俗に依て之を制す」と調へる公則が生々して居る。

南淵先生の學基は大同說である。此說は開體に出て居る。而も先生は是に一つの發明を加へたのであつた。前傳は曾し大同の世に於てはと說いて居つたが、先生は「萬々世の後、大道曾に行れむか天下を公となす」と云ふて、理想の到着點が天下を公となす。卽ち大同の世である。又たあらねばならぬと說いた。大化三年の詔「天下は大同にして都て彼此なきものなり」は、實に此說より出て居る。又た天下を公となすの句に禮記に註して天下の大を以て其子孫に私せざるを謂ふなりとある。是れが儒學の目的點で、堯舜を假つて說を立つる大原理の存する所である。是より以上は講進されぬ。細かに諸君の商量を乞ふのみである。故に先生は禹湯文武を第二義に置き「禮義以て紀となし、以つて君臣を正だし、以つて父子を厚ふし、以て兄弟を睦し、以て夫婦を和し、以て田里を立つ」と說いて居る。今日の新學說より見るも、中々進步した深い高い哲學である。

中大兄皇子と中臣鎌子と、入鹿の目を避けて、會掛けに老南淵に通學され、南淵も會掛けに道を誘じて、大化勝消を促成したことは、實に壯絶偉絶なる史劇の一節である。南淵の遺書が近江朝倒壞後、官治制度に害あるものと做されて、官僚學者の爲に悉く滅却されたのは、實に惜む可きことである。且つ先生の終末は今も猶は不明である。不明な處より色々の臆說が流布されて居るが、いづれも何の考左もない。但だ廓清の大業を見るに及ばず、甲辰（皇極三年）の多病を以て長逝されたと云ふ說が、假令推斷としても穩當かと思ふ。南淵の書歸に在る先生の墳墓が寬文中に建立され、南淵書に大中臣友忠の寬文五年の奥付があるのに一考して、德川初年の大儒林道春の書百餘卷を著はす今ま傳はらずと云ふ所まで研究したこと、乃至貝原益軒其他諸大家の詩文等に就き細かに考へ合はせて見れば、寬文中の墳墓建立と、大中臣友安の九州に謫れたことに、何か深い譯がありさうに思はれる。

第三　蘇我の十罪

癸卯十一月（皇極二年）入鹿山背王を襲ひ悉く其族を殫す、皇子（中大兄）南淵先生に問ふて曰く、今鞍作（入鹿）多く無禮を行ひ、攝政王（厩戸皇子）をして遺種なからしむ、是れ天人共に怒る所、之を如何と爲す、南淵先生荅て曰く此謀臣の能く及ぶ所に非ず、然りと雖も臣請ふ公子の爲に之を陳せん、攝政王曾て憲法十七條を作り箴を垂る、曰く和、曰く禮、曰く

信、曰く公、天詔を尊び（中大兄皇太子薨して曰く天に双日なく國に二王なしと亦此意）農時を重んじ、三寶（佛法僧也）を敬し、賄利を禁じ、收斂を禁じ、忿瞋を戒め、嫉妬を戒め、怠忽を戒め、遠任を求め、職掌を格し、賞罰を愼み（大化の詔に曰ふ、凡そ治者、若くは臣如くば君、先つ當さに己を正して而る後に能く人を正すべし、如し自ら正しからずんば、何ぞ能く人を正さんやと）大事必ず衆と辨せしむ（大化の詔に曰く、夫れ天地の間に君さなり、萬民に宰たるものは獨制すべからずか大網竝に擧る矣、而して鞍作父子（入鹿蝦夷）其祖の積威に藉籍し、敢て天宗を藐視す、既に禮なし、何ぞ和を問はむ、其罪一なり。詔曲を愛し、直言を忌み、詆々の聲音顏色、人を千里の外に距つ、故に山背大兄王（厩戸王子の曾て曰く、郡卿は嚴矛（イカシホコ）（兩刃の矛なり）の如く、中事を取りて奏請すと、其罪二なり。昔白髮天皇（清寧）不幸にして嗣なし、乃ち名を後代に標せんと欲し、自ら湯沐の地を定む、其後歷代相傚ひ、或は皇子皇孫の爲に乳部を設け、乃至臣連伴造國造等各自ら其功封を占領す、是に於て郡縣山河林野池田氏を分ち色を分ち、民を部曲と謂ひ

地を田莊と謂ひ、王土を劃削して縱まゝに子孫の計を爲せり、是其制已に弊なきに非ず、而して今日各氏各色の拙弱者、其部曲田莊を以て、或は之を他人に賂（マイナヒ）り、或は賣り與へ、以て其價を索め、古制置く所の神地神戸も亦猶ほ斯の如くし、竟に聖神聖王の名を冒瀆しむ（本章第五參照、大化元年詔して地を賣るを禁じ、又た部曲田莊子代の民處々の屯倉を罷め、民の元數を修せらるる）妄りに奴婢賤隷の氏姓とならしむ、若し夫れ勢にある者は、水陸數郡の地を兼併し、而も宗室は式微し民の順良なる者は、全く針小を容るる處なきに至る、其弊鞍作父子私を營み公なく、賂（マイナヒ）を貪ぼりて君に忠なきに逮び　太だ甚しきを致せり、其罪三なり。初め大派王、群卿百寮朝參懈り多きを憂ひ之を大臣（蝦夷）に諮りしに、大臣は省みざりき、其罪四なり。大臣家廟を葛城高宮に立て、（宗廟の儀）を以てせり、不臣此に至る、其罪五なり。父子（入鹿蝦夷）死後の爲に、雙墓を今來に造り、之を大陵小陵

と僭號せり、不臣此に至る、其罪六なり。其墓を造るや、盡く上宮
（聖徳太子）乳部の民を聚めて之を壓使せり、不臣此に至る、其罪七なり。
大臣病を獲るや、私に二子を招き、紫冠を鞍作に授け、之を大臣に
擬し、復た其次子を呼ぶに、物部大臣を以てす（祖彼物部氏に出づ入鹿之を滅し盡く其采邑を奪ひ其位職を併す）不
臣此に至る、其罪八なり。山背大兄王謙退仁恕、人の識る所、故な
く兵を發して之を圍み、終に攝政王の遺體をして、寃を埋め亡滅に
陥せしむ、大逆無道其罪九なり。此九罪は、此に一あれは、以て誅
に直るに足る。今又雙殿を甘檮岡に起して、皇居に擬し、男女を稱
するに王子を以てし、城櫓を設け、兵庫を營み、弓箭を貯へ、力士
を聚め、出入持戟の兵を隨へ、罪惡貫盈、是をも忍ふべくんば、何
をか忍ふべからざらんや、其罪十なり。臣聞く日中すれは必ず彗す、
刀を操れは必ず割き、斧を執れば必ず伐る、公子若し討を行はんと
欲せば、古の人之を行ひし者なり、仲尼（孔子）是なり、殿陛に立ち三日
少正卯を誅す、其れ將た爰ぞ狐疑を要せんや。

按ずるに、此十罪の事目は、盡く國史の記載に一致することにして、更に絮說を添ふるにも及ばぬ。要する
る所は、民財を衆併占奪し盡した、最極の企望が、此に大逆無道となつた顚末に據り、南淵先生が、名分を
正して、春秋の大義を陳叙し、中大兄皇子の御決心を堅めた一節である。
癸卯の歳十一月に、山背王弑虐事件がありて、間もなく此の御下問があつたであらう。南淵先生が其甲
辰の歳に長逝せられたとすれば、是れが或は最終の講話である。是より一年後の乙巳六月十二日に、大奸誅
伐を決行せられて、大化の廓清となつた。

第四　大化の廓清

皇極朝乙巳の歳六月十二日三韓調を獻す、中大兄皇子中臣鎌足蘇我
倉山田石川麻呂等相謀り、蘇我入鹿を大極殿に誅す、父蝦夷亦た誅
に伏す、天皇位を古人大兄皇子（一名大海人皇子中大兄皇子の同母弟なり）に讓らんとす、皇子固辭

し、法興寺に入る、乃ち皇弟輕皇子を立つ、是を孝德天皇となす、是に於て中大兄皇子を皇太子とし、阿部倉梯麻呂を左大臣となし、石川麻呂を右大臣となし、鎌足を內臣となし、詰を發し以て新政を宣し、元を建てゝ大化と稱す。誅伐後僅に七日、天下皆な其神速に驚く。大化元年七月十二日、左右大臣に詔して曰く、當さに上古聖王の跡に遵ひ以て天下を治むべし、又た宜しく天下に信あるべしと（是れ社稷昌統の公典を復し、聖國の遺例に十三日又詔して、大夫及百の伴造を歷問し悅を以て民を使ふの道を諭さしむ。（是れ「政易ければ知り易く法簡なれば從ひ易く說んで以て民に先んずれば、民其勞を忘れ、說んで以て難き（是れ「政易ければ知り易く法簡なれば從ひ易く說んで以て民に先んずれば、民其勞を忘れ、說んで以て難き

を犯せば、民其死を忘る」の南淵學說に據つ）八月五日東國の國司を任補し、詔を下し公民（公民は國の領民私領地に雜せず皆な均しく戶籍を作り、田畝を校し、水陸の利は百姓と之を共にす可きを宣し、幷て刑罰の專斷、賄賂の授受を禁し、民物の濫徵、徭役の濫課を戒飾す。（是れ班田制施行の準備にして、特に遠隔地方に注意せられたるものなり）同日鐘匱を設け、

直奏新裁を宣す。（是れ直訴を奬ひ、意見を聽す復旨なり、乃ち文字ある者は、文書を匱中に投し、文字なき者は鐘を撞き之を報し、出て口陳するなり）又詔して男女奴婢の法を定め、其弊習を誡しむ。九月十九日使を諸國に遣はし、民數を勘錄し、伴造國造土豪の公地を私地となし、公民を私民となし、民財を壟斷する者を嚴誡し、土地の私賣を禁ず、是に於て百姓大に悅ひ、天下翕然として新制に甦る。

按ずるに、此詔伐斷行は、全く中大兄皇子の手に成就したのである。口傳によれば、此時中大兄皇子が位に即かるゝとなれば、或は篡立とも云はるゝ、是は皇子の深く護まれた所である。又た古人大兄皇子は中大兄皇子と御兄弟であるが、全く性質が異なり所信が違ひ、鎌足等とは氷炭相容れざる間であつた。そこで輕皇子が大統を承けられて、中大兄皇子は攝政として萬機を整理せられた譯だと云ふのである。

大化元年の詔詔は、本文記載の分丈けで、其施政方針の大體は窺はれる。是れは皆な新制實施準備である。初め六月十二日に誅伐斷行があつて、七日の間に、新天皇の御卽位より政府の組織が立ち、七月十二日即ち一ケ月目には、廓清方針が立つて、詔詔が換發され、九月までに、其大體の施設が出來たのである。前

後合せて三ケ月斗りで、此大事がまとまつたのは、實に驚くの外はない。

中大兄皇子は、天識神智と稱せし程で、南淵先生も「公子天錫の聰明、物を照すこと火の如し、註疏猶あり」と謂ふ可し」と云ふて居る。又た　風藻の序に、天皇（天智天皇即ち中大兄皇子）學を好み文を能くし、明らかに治體に習ひ、庠序を設け茂才を徴し、五經を定め百度を興すとあり。續日本紀に書一百卷、孝謙帝の時之を紫微寺に藏すと記してある。是程の擾政皇太子が、其雄大博仁なる經綸を立てられたので、一々其平生の抱負が施政の上に直面し、凝滯なく施くべき速力を以て、鄭滑の大業が開展したものである。

大化の詔旨中に、公民と云ふ字がある。是は國土内の人民を、擧く公民即ち國の直接管掌となすに在るので、謂ゆる「都民を混め人皆な社稷に歸す」可き望旨に出たものである。本と天を代しめずと云ふことは、「民心を體して化を行ふ」の一義に歸着し、民を本となす所の社稷體統自治の組織は、民藉の修定が根本となる。大化制度の特に戸籍の書定に重きを置きしは、是れが爲である。

第五　新令の四綱

大化二年丙午正月、詔して新令を發し、使を諸國に遣はし之を頒布す。第一、前代置く所の子代の民、處々の屯倉、及臣連伴造國造、村首、所有の部曲田莊を罷め、大夫以上に食封を賜ひ、官人百姓に布帛を賜ふ、各差あり。第二、新に畿内の國界を定め、京師を修む、國司郡司を置き、郡は大中小を分ち、大領小領主政主帳を置く。第三、戸籍を造り、班田收授の法を制し田畝を定む。第四、舊賦役を罷め、租庸調の法を行ふ。新制の大綱此に定まる、乃ち令して郡國の兵庫を修めしめ、東國の國司に詔して曰く、夫れ天地の間に君となり、萬民を宰とる者は、獨制す可からず、須らく輔翼を假るべし、是を以て我皇祖卿が祖考と共治す、朕亦た神明の保佑に賴り、卿等と共治せむと欲す。

按ずるに、此の新令の四大綱が、近江朝令二十二卷の基礎であり準繩であるが、近江朝令は弘仁格式の序文、本朝書籍目錄中に、書名が殘つて居る丈けで今世に傳つて居らぬ。併し前後の文獻と、律令家の口傳は各種の考左を推して、猶ほ其大體を窺はれるものである。

子代の民、部曲田荘のことは、十界の第三に出て居る。新令に依り是等の處都は一斉に廃止せられたのである。屯倉は成務朝の立制第二項にある稲置であつて、本と民衆衣食住調斉の爲に利用すべきものなりしも、功臣閥及び富豪の賜恩は、之を占奪併して、私有財産となし、終に屯倉は誅求機關に化したのである。是も部曲田荘と同じく廃止せられて、其代りに官職あるものには、食封を賜ひ、公吏及び百姓の公共事務に任ずる者に、布帛（當時布帛は貨幣と共に流通せり）を下賜されたのである。今此の一綱の文字より見れば、事甚だ容易に見ゆるが、實は全國有力者の基礎財産を覆へす大問題なので、其施行に非常なる困難もあり、極端なる反對陰謀もあつたのである。又た元年九月の詔書中に「易に曰く上を損し下を益し　飾して以て度を制す、財を傷らず、民を害せず、方今百姓猶ほ乏し、而も勢にある者、水陸を分割し、以て私地となし、百姓に賃り與へて、年ごとに其價を索む、今より以後、宜しく私に地を賣るを禁し、以て兼併の路を杜ぐべし」とある。本と民心を慰せらるべき詔の上御一人と國民とが、等卑の階級に隔てられ、其中間に官僚と富豪の大壓力が、財物の兼幷に基礎を築き、遂に「上を劇し下を虐け」因遂を恣にする迄になつて居つたので大化制度は特に中間利得者の制壓を目的とし、先づ其中間利得の本源たる、土地の利用を調斉することより始まつたものである。

國界を定め京師を修む、是は近江朝中央集權時經營の公示にして律令家の傳授も區々なれば、取り拘んで講述することは六ケ敷いが、要する所は、中央の壯麗なる都市經營は、地方人民を枯渇さすると云ふ見地より

中央と地方との權衡に重きを置き、國郡の經界を正しくして、其各地方を以て中央の藩屏とする。成務朝立制の「國郡縣邑皆な中區の藩屏となす」とある精神に準據したものである。制度家の「四郊を開き、四路を通す、郊ごとに倉廩あり、路によつて市關を置く」と謂へるが如く、物貨供給機關を四圍の要地に配置し、隨て兵防も關塞も適度の地點に置き、それより地方遠近の交通計劃が立てられたものである。後世藏倉の經營が之に倣ふたものと云ふ。（第六章參照）

又た國司郡司を置く云々の一節は地方官制の大綱である。由來大化令は各邑里を自治せしむるが目的なれば、國司郡司の職分は之を監察して、貧富勞逸を均衡匡濟するに在つて、其任務は努めて煩雜を省かれたものである。

戸籍整理の問題は、詔書に「人の所を獲るを思ひ菅くも胷に廢せす」とあるに見ても、尤も重大とせられたことを攷へらるゝ。本と公例としては、「民に定處なければ固志なし」と云ふて、地籍と民籍は制度の基礎としたものである。「戸なければ籍なく、籍なければ賦調なし。」即ち一定の住宅權を得て而る後に徭役の義務が起るもので、我社稷體統の國體に無戸の人民を出す様な政治は、之を政治として認められぬのである。是は明治大正の資本全能制度には行はれぬことかも知れぬ、是を以て先づ戸籍を造り都ての人民を公民となし、「田に依て戸を配す」と云ふ公例に遵ひ、班田收授の法を畫定せられ、農民の耕作能率に準し耕地を給するの公規を設け、邑里の自治結束を堅め、戸口と生産とを比例して、需給の過不足を調斉し、以て中

開者の不労利得を制限せられたものである。當時に於て、各部各邑の人民を悉く公民となし、同時に公民たる可き資格を與へられたることは、實に千古の一大英斷であつた。其細目實施の事は之を省き、他日に讓り置く。

　雜徭役を罷む云々の一條は、蘇我氏の徭役濫課の弊習を、根本的に改革し、新たに租庸調の法を準定されたものである。公例には「田に租あり、家に調あり、身に庸あり」とある。公民としての公義務とでも云ふべきもので、公規として其標準が嚴定された以上は、如何なる者も、より以上を徴課することが出來ない譯である。而して其徴課の標準は、租は收穫高の二十分の一未滿、庸は普通正丁一年に付十日未滿、調は布帛を徴し、女子の夜間に製せしもの、一年に付布二丈六尺であつた。

　此の新令の發布後、兵庫を修められたのは、用意周密なる處で、當時尤も多く土地を兼併したる蘇我の殘黨は、地方各國に墓莊して居つたので、之に對する警戒は殊に必要であつた。仍て詔に依り「閒曠の地を擇び兵庫を造り、其國郡の刀甲弓矢を收蓄し、其邊塞國郡蝦夷に接するの地は、其兵器を檢閲して本主に還し授く」と云ふ令を發して、叛亂を豫防せられ、而る後に君民共治の詔を以て人民と皇室との差隔を撤去せられた。

第六　采邑の還納

是より先き、攝政皇太子（中大兄皇子）令して子代入部御名入部及屯倉の廢置を議せしむ、群議紛錯決する所なし、新令發布の後、皇太子之を停め、其所領の入部民五百二十四口、屯倉一百八十一ヶ所を還納し、先つ自ら其範を示す、鉅族驕臣、皆な其口を減し、是非の論忽ちにして滅す、尋て市司及要路津濟渡子の調賦を罷めて田地を給す、是に於て百性歡然として新令を奉す、前朝數世佛徒百濟の習弊を齎らし、飮葬奢美を競ひ其底止する所を知らす、皇太子之を憂ひ、寺院の制を正たし、飮葬の禮を定む、其詔に曰く、古の葬る者は、高き因り墓を爲る、封せす樹せす（土を封して墓を作るを封と云ひ、樹を植て標となすを樹と云ふ）、棺槨以て朽骨に足り、衣衾以て朽朶に足る而已、故に此丘墟を不食の地（利用すべからざる地）に營み易代の後をして其所を知らさらしめんと欲するなり、金銀銅鐵を藏するなく、一に瓦器を以てす、是れ古の塗車芻靈の義に合す、奠三

過、飯含珠玉（飯含には玉を用ゆ敎に飯含として珠玉を贈り吊意を表するを云ふなり）を以てするなく、珠襦玉押を施すなし、邇者我民、墳墓を營むに依り貧窶を致せり、故に今新たに定法を立つ、凡王以下庶民に至る迄、殯（もがり）を營むを得す、畿内及諸國宜しく一葬地を定むべし、處々に散在せしむるを得す、凡自ら經（へ）れ及人を殺りて殉と爲し、或は馬を壞に瘞め、或は寶を墓に藏（をさ）め、或は髮を斷ち、股を刺して誄す、此の如きの弊習一切禁遏す、若し違ふ者は罪其族に逮ふと。

按するに、此の詔敕皇太子自ら其采邑を還納して模範を示し、新令實施の端緒を開かれたことは、實に凡人の思ひ及ばざる處であるが、從來の鉅族富豪は、其結果に利源を喪ふとなり、ここに一種の反逆的陰謀が萠したと傳へられて居る。蓋て市關要津の弊害を一掃する爲に、田地を給し、公私の間に介在して不勞利得を占めて居つたものを驅除された。其結果として、多數の良民は甦生したが、奸橋詐謀の徒は、一時に勢力を喪ひ、晝來の富豪鉅族に呼應して、亦た陰謀に加担する傾向を生じた。

百濟歸化の弊害は、國を滅ぼしたと傳へてある程で、固より我輩の架說を須る迄もないが、此弊習が佛敎と共に我國に入り、十罪の一たる蘇我氏の墳墓造營となり、虛僞誇耀の風を煽りて、益す人心を惡化させたものである。推政皇太子は、南淵先生に就き、極めて愼密に葬禮の典制を講究せられ「禮の奢りて飾なき之を儉と謂ふ、其儉ならむより寧ろ固なけれ」と云ふ敎を本として、其制を立てられたのである。而も其葬式が僧侶の指嗾に從ふので、先づ寺院の制度を正だし、僧侶の非違を檢察し、佛徒の惡弊を改飾し、善良なる佛敎を助成されたのである。且つ此に最も注意すべき點は、殉死殉寶の弊習であるが、成務朝に於て殉死の禁令があつてより、我國には殉死がなくなつた樣に思ふて居る學者もあるが、實は相變らず續行されて居つたのである。殊に自分の決心を以て殉死するものと、强制的に絞殺して殉せしむるのもとがあつた。「人を絞して殉となす」の一句は確かに是れである。乃ち是を禁止する爲に、「罪其族に及ぶ」と云ふ嚴の嚴刑が設けられたのである。

第七　新業の蹉跌

天皇峯優柔にして、佛法に沈溺し、僧巫恩寵を蒙る者多し、皇太子采邑を還納し、新令漸く行はるゝに及ひ、從來の鉅族富豪、佛徒と

相結ひ、陰に新宮（難波長柄豊崎宮天皇在せじ所）に聚る、白雉四年癸丑皇太子倭京の遷御を奏請す、許さず、皇太子已を得ず、移りて倭飛鳥河邊行宮に居る、公卿百官皆な之に從ふ、天皇薨ます、明年（白雉五年甲寅）十月病を以て崩す、皇太子繼がず、皇極天皇重祚す、之を齊明天皇となす、天皇初め高向王に嫁し漢王子を生む、後舒明天皇納れて皇后となす、中大兄（天智）大海人（天武）二皇子を生む、天皇崩後、蘇我氏の擁立を以て極に登り、入鹿誅伐の變あり、位を孝德天皇に禪り、是に至りて再ひ寶祚を承く、文獻已に薨腹に銷し、今ま其詳を知る可るべからす、然と雖も天皇佛法僧寶者僧巫を愛翫し、佛舍宮殿の興造、壇施法會の頻繁、民力を誅盡して願みす、廓清の大謨是に至りて殆んと破る、是時に當り李唐已に大陸を一匡し、新羅を懷撫して高麗を伐ち、兵を進めて百濟に迫る、加之東夷亦た乱れ、邊境の防備、日一日より急なり、

七年辛酉正月皇太子天皇を奉して西征筑紫に詣る、七月天皇朝倉宮に崩す（一書に皇太子直に位に即かす、留まりて海表の軍事を綜理す。）

傳に曰く、新令發布の後、凶類佛徒と相謀り、陰に新業を中阻す、大化三年丁未十月天皇（孝德）有馬溫泉より還御す、是日皇太子宮火く、時人之を惟む、此歳新羅王子金春秋を遣はし質となす、皇太子愛撫情を盡す、春秋亦た善く之に事ふ、五年乙酉蘇我倉山田石川麻呂讒に遭ふて自殺す、明年庚戌白雉と改元す、是よりの後、皇太子專ら海表の軍務に膺り、國司郡司を督して鄉邑の民を撫せしめ避けて内廷の機事に與からす、而して母皇（齊明）の重祚に及ひ、宮掖の粉奢、僧巫の横虐、得て之れを制す可からす、遂に須彌山狀を飛鳥寺西に作り、饗宴を縦にし、孟蘭盆會を開き、又た渠を鑿ち、香山より石上山に至り、船二百餘隻を浮へて石を運ひ以て垣

を作る、材木朽腐して岸限に山積す、工匠役夫十餘萬人資を糜して顧みず、庶民怨苦、之を狂心渠と稱す、六年庚申新羅唐兵を借りて百濟を侵す、百濟急を報して救を求む、即ち兵を發して之を援け、明年辛酉、皇太子天皇を奉じ舟師を帥ゐて西征し、蟇を筑紫に駐む、天皇朝倉の神木を伐り行宮を造營す、疫癘流行近侍多く死し、天皇亦た崩す、皇太子謙抑、丸木（材木剉せず故に丸木と云ふ）の假宮に在りて兵士と苦艱を共にす、將士感奮皆な其用を俟つ、越えて二年（癸亥）精兵二萬七千を發し、百濟を援けて、唐兵を拒き、大に白村口（唐書白江口に作る）に戰ふ、而して百濟終に敗れ、唐軍其君臣一萬三千餘人を獲にし、我將士亦た之に死する者多し、李唐南下の意を絶し、再ひ我と和好通聘を開くに至りしもの、蓋し是に由れり。

按ずるに、孝徳天皇が、僧侶の輪廻因果の說に惑され、且つ其優柔なる御性質に乘ずる、彼の一時に利源を失ふた舊來の貴族官僚が、色々な陰謀を企てつゝある際、攝政皇太子には、意よ新令の實施に取掛られ、皇太子自ら共采邑を御返納になつた。此の一大英斷は、實に彼等を戰慄せしめたであらう。併し彼等の利源をなせし、各種の土地、采邑田庄の類は、已に數代の常慣をなし、其占奪橫領の非違は、理論の上に明瞭であるにしても、如何なる手段を盡しても、之を取り留めたいのは小人匹夫の人情で、執れの代執れの國を問はず、經濟革命の困難は此點にあるのである。それに皇太后（皇極）は、蘇我氏に寃緣深く、且つ斷碍佛敎の大信者、而かも天皇とは御兄弟である。此の皇太后と天皇との御動作と、攝政皇太子の御動作とは、全然別であつた。律令家の傳ふる所では、白雉改元の後、皇太子は全く手の附け樣がないので、內廷のことは成るが儘にして、御自分は專ら海表の軍務に膺り、地方郡邑の人民を懷撫して、他日を期待せられたと云ふのである。尤も海表の軍務たる、唐三韓の國際問題、是は一着を誤れば取返しが附かぬ一國の大事である。地方鄕邑の班田式自治の宣布は、一國自强の根本問題であるにせよ、國防計劃を安固にし、地方邑里の自治自衞の準備が立てば、新令の細條は現代に實施されぬでも、目的の大體は遂し得らるゝ。是れが「內廷の機事に與からず」と云へる大要である。今此の大體の史觀によれば、白雉元年庚戌より、齊明朝辛酉に至る十二年の間は新業艱辛の時代と見ねばならぬ。

攝太子西征の御苦衷は、實に想像も及ばぬことであつた。初め舒明朝、新羅は已に任那を併せ、我三韓の

を作る、材木朽腐して岸隈に山積す、工匠役夫十餘萬人資を糜して顧みず、庶民怨苦、之を狂心渠と稱す、六年庚申新羅唐兵を借りて百濟を侵す、百濟急を報して救を求む、即ち兵を發して之を援け、明年辛酉、皇太子天皇を奉じ舟師を帥ゐて西征し、朝を筑紫に駐む、天皇朝倉の神木を伐り行宮を造營す、疫癘流行近侍多く死し、天皇亦た崩す、皇太子謙抑、丸木（材木剉せず故に丸木と云ふ）の假宮に在りて兵士と苦艱を共にす、將士感奮皆な其用を俟つ、越えて二年（癸亥）精兵二萬七千を發し、百濟を援けて、唐兵を拒き、大に白村口（唐書白江口に作る）に戰ふ、而して百濟終に敗れ、唐軍其君臣一萬三千餘人を獲にし、我將士亦た之に死する者多し、李唐南下の意を絕し、再ひ我と和好通聘を開くに至りしもの、蓋し是に由れり。

按ずるに、孝德天皇が、僧侶の輪廻因果の說に惑され、且つ其優柔なる御性質に乘ずる、彼の一時に利源を失ふた蘇我氏の餘族宮廚が、色々な陰謀を企てつゝある際、攝政皇太子には、意よ新令の實施に取掛られ、皇太子自ら其采邑を御還納になつた。此の一大英斷は、實に彼等を戰慄せしめたであらう。併し彼等の利源をなせし、各種の土地、采邑田庄の類は、已に數代の常慣をなし、其占奪橫領の非違は、理論の上に明瞭であるにしても、如何なる手段を盡しても、之を取り留めたいのは小人匹夫の人情で、孰れの代孰れの國を問はず、經濟革命の困難は此點にあるのである。それに皇太后（皇極）は、蘇我氏に寃緣深く、且つ新佛敎の大信者、而かも天皇とは御兄弟である。此の皇太后と天皇との御動作と、攝政皇太子の御動作とは、全然別であつた。律令家の傳ふる所では、白雉改元の後、皇太子は全く手の附け樣がないので、內廷のことは成るが儘にして、御自分は專ら海表の軍務に膺り、地方郡邑の人民を懷撫して、他日を期待せられたと云ふのである。尤も海表の軍務たる、唐三韓の國際問題、是は一着を誤れば取返しが附かぬ一國の大事である。地方鄕邑の班田式自治の宣布は、一國自強の根本問題である。警令宮廷內に凶類が充滿したにせよ、國防計劃を安固にし、地方邑里の自治自衞の準備が立てば、新令の細條は現代に實施されぬでも、目的の大體は達し得らるゝ。是れが「內廷の機事に與からず」と云へる大要である。今此の大體の史觀によれば、白雉元年庚戌より、齊明朝辛酉に至る十二年の間は新業艱跌の時代と見ねばならぬ。

皇太子西征の御苦衷は、實に想像も及ばぬことであつた。初め舒明朝、新羅は已に任那を併せ、我三韓の

結盟は全く破棄したのである。併し任那の回復は欽明朝以來の遺恨、爾來屢ば軍旅を勞し、百濟が我が再造に係り、恩故最も深かりしを以て、我軍常に百濟に駐屯して、其善後を圖つたのである。然るに隋軍高麗を伐つて敗れ、李唐其禪を承け、突厥を逐ひ、燕を平け遂て鎭を遼東に設け三韓を圍るに及び、大化三年高向玄理を新羅に遣はし質を求められた。王子金春秋の來朝は是である。春秋は皇太子に愛撫され、又た唐にも遊び、大に唐帝よりも倚任され、新羅中興の英主と稱する傑物である。當事李唐勃興の勢と、新羅の昌運とは、固より皇太子の知悉せられたる所である。然るに意よ討伐となつては、義に據り必亡の百濟を援けて、唐軍の鋭鋒を挫き、新羅軍に對しては、稍や緩攻の戰略を取られたのである。是れが深謀遠慮の存する所にして、謂ゆる「攻つて而して守る善圖を防ぐの道なり」である。支那の史書に我援軍奮戰の狀を記せるものは尠なくないが、殊に唐將李緯の上書も殘つて居る。其唐軍の死傷敗等は、我國の文獻の記載よりも餘程多いのである。春秋は、白江口大戰の年に死し、金法敏之を襲ぎ其遺謀を守り、新羅は遂に三韓を統合することゝなつた。

此の皇太子の酷だしく新羅の罪を責めすして唐兵の鋭鋒を挫き、其東侵の方略を一變させられたのは、百濟の倒壞、高麗の滅亡と通知して新羅の三韓統合を贊助された樣なもので、是れを一面より見れば、春秋孤兒に一代の傑物、それに十分見込を置いて、三韓を統合せしめ、三韓を援衛地帶となし、唐兵の東侵を防ぎ、併て我大陸との交通口を展開されたものである。故に唐よりは幾何ならずして使節を遣り國交を復し、

三韓の調貢と其貿易は、當に倍するの勢となり、國際間に介在して邪謀を逞らし、又は港津を要して奢利を貪はる凶順は、跡を潜むる樣になつた。

新羅傳說等の文獻に依れば、當時に於ける三韓の貢船は、肥前筑前の港津に入り、それより沿海の諸津を經て、攝津の武庫に來たものである。其各港津の司宰等は、之を要して賄賂を貪ほり、武庫に達する時は其現貨の大半を掠め取つたと云ふことである。又國際間に介在して、色々の運動をなし、暴利を占めて居つた者も尠なくなかつた。三韓の官民は是れに因り、遂に離反する樣になつたと云ふのである。是は只だ昔のこと斗りではあるまい。現代に於ても大に其傾がある。皇太子は此の弊習を刷正する爲めに、三韓及び唐との通航を筑前の太宰府に於て管掌することに改められた、爲に彼等は、全く賄賂の取り樣がなくなつた。實に明快なる英斷と謂ふべきである。

第八　百世の遺謨

海表の大計已に定る、乙丑（白江口大戰後二年）の歲、唐使沂州司馬劉德高來り、國書方物を獻す、是歲小錦守大石等唐に使す、是時に當りて州郡の民新政の化に霑ひ、土宜生產大に擧り、倉廩餘粟を貯へ、鄕邑自ら治

め、相扶提して匱乏を憂へす、倭京の淫奢、外征の軍旅、鉅大の公
帑を糜せしと雖も、猶ほ克く之を支へて守る所を失はす、但た富豪
鉅族の新制を利とせる者、皇太子西征の隙を窺ひ、私に僧巫に合し
大海人皇子を擁して吉野に集る、皇太子勢の已に非なるを見、大業
の身前に就す能はさるを察し、巍然として志を百世に存し、身を致
して生民を救ふの大謨を樹て戊辰正月大統を承け位に即き、近江宮
に御す、是を天智天皇となし、中宗と稱す、乃ち學校を諸國に設け
民に典常を教へ、更に戸籍を修定して班田の規度を定め、鄕邑をし
て自ら治めて、守る所を固ふせしめ、律令二十二卷を刪定し、例制
刑律の據る所を明にし、以て大に民義を勸む、其詔に曰く天下は
大同にして都て彼此なきものなりと。傳に謂ふ井伍の民、其義に據
り、固く守りて失はされは、桀紂の暴も復た之を動かすべからずと、

天皇の遺謨實に此に存せり。天皇天管の理に通し、常に曆制の刪定
に意あり、嘗て躬ら漏刻を作り、書數卷を留む。二年鎌足病て逝き、
甥中臣金其後を承く、四年辛未十一月廿四日近江宮火く、十二月三
日天皇崩す、實算四十六、或は謂ふ馬に騎して出て終に歸らすと。
是より先き、天皇皇弟大海人を召し後事を屬す、大海人之を辭し吉
野に歸る、祲氛翳鬱、百世の疑訝此に集る。明年壬申大海人兵を擧
け近江を襲ふ、諸軍悉く敗れ、皇太子（大友皇子後ち弘文天皇と謚す）縊れて崩す、皇太子
仁恕學を好み、才藻秀發、慧敏人に過く、嘗て鎌足と談し、夢に托
して危機の已に迫るを告く、鎌足肅然として涙を垂れ、且つ曰く、大
運の趁ふ所、聖者も之を防く可からす、公子請ふ德を修めて百代の
謀を立てよ、臣に女あり洒帚を奉して公子に殉せしめんと、耳面刀
自是なり、大海人中臣金等を斬り、悉く近江朝の親臣を配流し、以

て自立す。

按ずるに、中宗卽ち天智天皇百世の遺謨は、只だ近江朝令の文書に留められた丈けでない。是れを善く國民の腦裡に注き込んで血液となし、子孫百代に傳承することゝせられたものである。其初め大化新令の惠澤に依り、各邑里が自治的に固まり、齊明朝の礎政を支へ、外征の困難に堪へた。之れを更に善く擴充すれば自治自彊を以て、百世の根底が固まるものと見定めて施設せられたのである。由來天業は「民心を體して化を行ふ」可きものである。故に天を破る政治は絶對に許さぬ。此の公典を基調としての公民の敎育は、先づ先淺者（訓導敎師と云ふが如し）より始められ、典常卽ち公典の常規を體得せしむるのであつた。更に戸籍を參定されたのは、大化の後第一回の修定は出來たが、御卽位後更に愼重に修定されたのである。班田のことは前節に講述せる通りである。律令の準定は、御卽位後のことであつた。是は一般に例制刑律の據る所を公示せられて、公（おほやけ）の約束を正だし、身後將來の爲に、民義卽ち公民たるの權利と義務とを明にせられたのである。大同の詔書は、一口に言へば天下は都て同一均齊なりとの意であるが、禮記を初め諸書に百家の說もあり、且つ律令家では、之を各人の商量心會に置くことゝなつて居るから、講遞は差控へて置く。

或る一說に、當時大海人皇子の密謀は已に明瞭であつた。之に對する防備を立てらるゝことも、固より不可能ではなかつた。併し之を劍戰に依つて決するとなれば、實に天下兩分の大戰となり、折角甦生した州郡は、再び强力支配に逆戻りすることになる。然もそれが御兄弟の爭鬪である。是れが天皇自ら身を致して生民を救ふの大擧を定め、防備は有の儘にして、民政の宣布に專念せられた譯だと云ふのである。史家の斷案として一致に値する話である。

曆制に就ての聖意は、信ずるに足る傳授がある。三善清行の曆說も聊か其範型が殘つて居るかと思はるゝ。其曆學の理論は、此に講遞を省き、曆制に伴ふ節序祭祀の民政に及ぼす關係を略述しよう。由來支那の曆制は、夏の殷王（春分の五今の二月末）。殷の建寅、周の建子より漢代に四變し、三國より隋までに十三變し、唐に八變したと云ふことである。而も東洋各國の風俗は、秋祭と元正を重じたもので、其後課と貯藏は、いづれの代にも秋の收穫を的とするのである。故に建元に就て愼密なる注意を置き、此に農本說と官治說が明分して、一は春分建元を主張し、一は多至建曆を主張し、それより幾多の曆說が生れてきたのである。農本說は社稷を根本とするから、春分建元を奉じ、成る可く人民を豐かにすることを主旨とし、官治說は人民を奴僕とし、「饑やして救さす」の手心が政治の妙用としてあるので、多至建暦を主旨とするのである。孔子の夏曆を奉じたのは、全く官治主義に反對したもので、「衣なく食なく何を以て年を卒へん」の詩に考へても、多至に年祝ひをするところの苦しみを通べた情思が窺へる。故に春分建曆說では、秋の收穫を期として租稅を課し、祭祀を開き、多至に正月がくるとなれば、全く休和の餘地はない。そこで之を春分とすれば、次服の用意も手數となり、萬事に就て大に人民が安息すると云ふのであるが、多至建曆說では、農

民が寛和すれば情氣を起すものである。成るべく早く正月とせねばならぬと云ふて特に秘傳を附してある。其大要は、牧種を待ち租稅を徴し、成るべく秋祭を盛んにし、佛會等も賑かにさせ、寒中の衣裳を用意さすれば、細民は殆んど餓す所がなくなる。百姓に物がなくならねば、儀を逐ふて働かする譯に行かぬ。是れが政治の妙用であるとのことである。我國に於ても數回曆制の改正があつて居るが、平安朝以後は、多く冬至建元の主旨に依つたものである。

冬至の正月が春分になれば、衣服の調度が三分の一となり、隨て都ての費用が大に減少する。殊に急劇に農産物を賣り出すので、商人から踏付けらるゝと云ふとになる。併し官治主義冬至建元說では、かくあるから商人も坊主も遊藝人と、それ〳〵懐を肥やし得らるゝと云ふのである。又中村淑庵の遺書に、寒中の歲暮に京洛中に數千人の死亡を出すと論じてある。是は年末に無理我慢をする結果を醫者の立場から見たのであ る。而も現行の太陽曆は、更に冬至建元よりも早いのである。それで從前通りの元始儀式を踏襲して居る。適當であらうか否や考へものである。

本文中「書數卷を留む」とあるが殘念ながら其書籍は傳はつて居らぬ。併し近江朝は春分建曆であつた。又其立制は、天官（中務今の內閣）地官（戶部今の內務）春官（禮部）夏官（軍部）秋官（刑部今の司法）冬官（營部、今の大藏）の組織にして、唐律より出たものであつた。

第五章　官治の施政

大海人の自立より、大寶令の準定、平安遷都、攝關政治を經て、一條朝州郡の紛亂に至る

第一　天武の變制

大海人倭京に還旋し、宮殿を飛鳥淨見原に營み、功臣を擧けて朝班を定め、癸酉の歲二月位に卽く、是を天武天皇となす、乃ち大に群臣を饗し、又た佛會を川原寺に開く、是より衣冠服飾を以て尊卑を隔て、荐りに太平を謳唱して吉祥を攄へ、大赦を令し惠賜を行ひ、人心を柔化するの方略を立て、比丘を禮して之を四方に派し、招提

を飾り壇施を勸め、三年乙亥秋、詔して漁獵を禁し、牛馬雞犬猿を食ふ者を罪するに至る、佃漁の民皆之を苦む、是歳詔して諸王以下初位以上、人毎に兵を備へしむ、官司私兵を養ふの弊是より起る、八年庚申正月饗宴を設け歌樂を張る、尋て詔して曰く朕方さに律令を定め法式を改めんと欲す、卿等宜しく共に是事を修むべしと、初め天皇前朝の規度を革めんと欲す、而も班田自治の民、前朝の惠政を稱して移らす、之を革むる實に崑岳を拔くの難きよりも難きものあり、乃ち是に至つて始めて變制を宣す、十年壬午七月法令を定め禮儀言語の制を立つ、十二年甲申十月諸國大震、人畜多く死し、饉疫共に臻り、東國鄉邑の民之に苦む、天皇の朝僧尼の度化、祝人巫覡の粢饌、混然として史册を埋め、甚しきに至りては、博戲（大日本史王卿を召して殿前に博戲すに作る）倡優亦た寵賜を蒙るを見る。

按ずるに、只だ位に陟くとのみ書き出してあるのは、譚を受けずして大統を受けられたと云ふ意を現はしてあるのである。由來近江朝の遺議は、直に力を以て打ち破ることは出來ぬ。そこで佛教を以て民心を柔化させ、階級的衣冠服物の飾りに有難味を附け、自制自治に固まつて居る鄕邑を切り崩し、萬事の處理を官司の命令に置く官治制度を開始する方略を樹て、八年庚辰の歲に律令改正の詔旨を宣せられた。

漁獵の禁止は、一部の民業を奪ふたもので、當時の情況を窺ふべき文獻がない。併し聖武朝に同樣な禁止令があつて、漁獵の人民が甚しく困難したことがある。想ふにこのときも同樣な結果であつたらう。

十二年甲申の地震は、實に烈しいもので、大和を中心として諸國に山が崩れ海が湧き、土佐にては水田五十餘萬項が陷落して海となり、伊豆の西北一面は地形一變して、三百餘丈もある一つの島が飛び出し、多數の人畜が漂沒して、其結果東國の人民は大に困弊したと云ふのである。

近江朝を打ち潰して、其社稷の公典に依れる、人民の自ら治むる成俗を助け進むる律令の信條を變じ、服物典章を飾り恩威を左右にして民を牧する官治組織となし、萬般の管掌を官司の命令に置くことゝなす端緒は、實に此時に啓けたので、近江朝令の自治を主眼とせるものと、大寶令の官治を主眼とせるものとの差別を正す尤も肝要なる、律令史上の分劃點は、此の天武朝の十四年間に在るのである。

第二　官治の惨禍

十四年丙戌九月天皇崩す、皇后後を承け位に即く、是を持統天皇となす、十月大津皇子に死を賜ふ、天皇儉德あり、時凶饉の後に際し信に心を劬り情を盡す者あり、然と雖も官宰奉して之に任し、佛巫受けて之を施す、小惠冗事多く復た巾幗の政たるを免かれす、十一年位を皇太孫珂璃皇子に禪る、是を文武天皇となす、新定律令成る、刑部親王、藤原不比等と詔を奉して撰す所なり、謂ゆる大寶律令是なり、不比等は鎌足の子、近江朝倒覆の時、年尙ほ少、中臣金刑に死し、同族門葉悉く配流せられ、不比等獨り事なきを獲たり、而して不比等身を持統朝に起し、數朝に歷仕し、位公台に登り、國舅を以て藤原氏の祖となる、其律十二目、令三十目、皆な唐制に倣へり、天皇崩し元明母皇之を承け、元正女帝之を嗣き、而して聖武天皇文武天皇の皇子を以て極に登り、孝謙、淳仁二朝を經て、稱德の重祚に及び、天武天皇の血系絶す、天武朝より稱德朝に至る九朝九十七年の間、佛敎の殷盛、文物の奢觀、幾んと其極に達し、就中聖武天皇佛法に沈溺し、賞罰黜陟律令を逸し、佛徒の寵遇頗る厚く、僧行基玄昉の如き、其權宗室を凌き、寺院宮苑の建造大に起り、課役徵誅煩苛を極め、徭役の民道路に饑死するもの相續くに至る、嗚呼彼の燦然たる寺觀の莊嚴、固と生民の安宅にあらす、壘々たる臣子の積屍、汝の慈悲を談する獅坐を設くるに耐ゆ可き乎、釋氏の法豈に其れ之を許さむや。

按ずるに、天武天皇の崩後、間もなく大津皇子に死を賜はつたことは、歷史家の大に疑を挾む所である。皇子は皇太子草壁を兄とし、宗室第一の俊物と稱せられ、已に大政に參與して功勞もあつた、是れが容易に謀叛の罪名に依り死を賜はつた。勿論歷史の表面は、新羅僧行心の使嗾に乘り、逆謀を抱かれて居つたと云ふことになつて居るが、其實嫌として捕斬された三十餘人中には、近江朝に緣のあつた人が多い、それに

皇子は天智天皇の薫育に生長され、文武の才を兼ね、古今の政理に通じ、極めて豪放な人となりで、毎に愛制の弊を論ぜられたと云ふ傳説もある、今其前後の情況を一考すれば、大に裏に裏があつたことを窺はれる。殊に皇子の紀山邊皇女が、徒跣のまゝ刑場に赴むき殉死せられた、悲慘極まることを、深き同情を以て書き傳へてある文獻は、或は冤枉ではないかと思はるのである。ここまでにして、近江朝の思想系統を絶滅さする官治主義者の執念深い處を推究せねば、其眞相は分明せぬ。

持統天皇の儉德は、一般歴史にも傳へてある通りである。之を巾幗の政たるを免かれずと一斷してある。巾幗の政は女性の政事と云ふことで、制度家に於ては、不徹底なる社會政策的慈善等は、俗を亂するものとして喜ばないのである、そこに此斷案の深意がある。

大寶律令制定の目的にしても固より人民を制壓誅殺する利器を作ると云ふのではない。どこ〳〵までも善良なる役人、どこ〳〵迄も貞順なる人民にしたい精神に出たものである。そして近江朝の班田制度も成るべく其儘にし、急に州郡の民政を變へす樣なことはない。併し近江朝の人民が自ら治むると云ふことを基調としたものが、一變して官司に依つて治められると云ふことになつたのである。故に其官制の都てが、大は儀飾的となり、司宰縣が頗る强くなつてきた。（後第四講參照）由來政治が、大勢順應となり、是々非々となり、政策本位となれば、根本的精神はいつの間にか消失する、大寶令實施後の推移は、全くそれであつた。近例に察すれば、明治の地租改正の如きもので、勅令に「民に勞逸の弊なく賦に厚薄の偏なからしめよ」とある根本の大目的が消失して、今日の偏倚偏僻を招き、小作調停法までも發布して治まりが付かぬ、唐制模倣も歐洲法模倣も、模倣すると云ふ根性は、實は心術不純である、其心術不純より生ずる、政略政策が、いつも一國衰頽の原因をなすものである。

引きつゞき佛法の尊信は朝廷の常例となり、元明元正二朝を經て、聖武朝となり其絶頂に達し、天平の佛教文明時代に入つた。無論學術精深なる比丘も出た、智略縱橫なる沙彌も出た、一國の政治は全く佛法の爲めの政治となつた。天皇も自ら三寶の奴と稱せられた。寺院の建立は國郡山河の景勝を占有し盡した。鄕邑致る處に寺領地が出來た、寺領地は免租である。寺領の人民は僧侶の奴隷である。寺には衛士を置き捉捕糾彈の權能迄も認められ、佛を拜せざる者は人にあらずと云ふ勢となつた。併し國郡の鄕邑は大に之れが爲に疲弊した。雇役の爲に徵集せられた人民は、歸國の途上に餓死し、棄屍纍々として相續く情況となつた。是等は皆な高僧の供養を受けて極樂淨土に送り込まれたものである。弘濟慈悲の佛道も、こゝまでになれば、實に徹底的である。

孝謙朝は、前朝其儘の承け襲きであつた。併し惠美押勝の問題もあり、龍僧道鏡の問題もあり、凶荒は數年に涉り、州郡の人民は頻りに怨苦の聲を送る樣になつてきた。淳仁朝を過ぎ、重祚の稱德朝となり、頑學吉備眞備も要職に居つたが、さすがに官學究の泰斗丈あつて、何も民生に對する施設を講ぜず、都合よく泳ぎ通し、天皇の臥內に逸話を殘して崩御せらるゝのを見て居つた。

寶龜元年庚戌、光仁天皇、天智天皇の曾孫を以て入りて大統を承け
近江朝の遺謨を恢興し、前世歷朝の弊竇を改めんと欲し、令を發し
て常平倉を整備し、賤糴（公米の廉賣なり）を開かしむ、僧徒富豪或は之を奉せ
す、十一年庚申太政官奏す、曰く「今ま官衆くして事殷く、冗食者
多くして穀帛生し難し、而も之を用ゐて節せす、一年登らされは便
ち菜色あり（中略）當今の急、官を省き役を息め、上下心を同ふし、倉廩
を充たすにあり云々」と、天皇之を納れ、先つ詔を諸國の寺院に下
し之を戒飭す、曰く「如聞緇徒の行事俗と別たす、慈教に違の國憲
を犯す者あり、皆な僧網（僧綱は推古朝僧正僧都僧頭を置き僧尼の非違を檢察せしより始まり近江朝に至り、各宗の宗律宗規を徵し、之に依りて其監違をなすの例を開き

大寶の制亦た是に據れり、是れ各宗各派、皆自家の教律に依り其統攝を開めしむる恒典なり）に率ひ之を正す可し」と、然れとも僧徒
尙ほ貴戚權門を擁し、其宿習を悛めす、加ふるに饉疫に次くに蝦夷
の亂を以てし、生民の困阨之を救ふに由なし。桓武天皇皇嫡を以て
立ち、遺謨を奉して、廓清の大計を定め、延曆二年甲子詔を發して
曰く「民は惟れ邦の本なり、本固けれは國寧し、民の資る所は農桑
是れ切なり、此者、諸の國司等、其政、僻多く、撫道の方に乖くこ
とを愧ちす、唯た侵漁の巧ならさるを恐る、或は廣く林野を占め
て、蒼生の便要を奪ひ、或は多く田園を營みて、黔黎の產業を妨く、
百姓の彫弊せるは、職として此に之れ由る、宜しく禁制を加へて、
貪濁を懲戒す可し、今より以後、國司等は公廨田の外に、更に水田
を營むことを得す、又た私かに墾闢を貪ぼり、百姓農桑の地を侵す
ことを得す、如し違犯するものは、收穫の實と、墾闢の田とを并せ

て、皆な官に沒し、即ち見任を解き違勅の罪を科す、その同僚並に郡司等相知りて容隱せは、亦た俱に同罪とす、若し糺告する者は、其苗子を以て糺告の人に與ふ」と、叡旨皆な中宗（天智）の遺意に據り、以て社稷の公典を昭にせり、然れども貴戚權門富豪佛徒、面從腹非事毎に之を阻障す、天皇視て其如何ともすべからさるを慮（オモンハカ）り、中區を山背（ヤマシロ）に遷すの計を樹て、平安城を築き、十三年都を此に遷す、蓋し大都の宿實、歴世の因襲に痼滯し、故家鉅族、據りて動かす可からさるものあれはなり、是時に當り蝦夷大に亂れ、餘勢東北の州郡に及ひ、人心惶々其堵に安んせす、天皇即ち大に兵甲を備へ、坂上田村麿を遣はし之を鎭せしむ、二十四年乙酉天皇崩す、平城天皇皇嫡を以て繼き、寵妃藥子の變あり、四年位を皇太弟に禪る、是を嵯峨天皇となす、乃ち延曆の遺謨を體し、即位の初め詔して曰く「夫れ郡領なる者は、難波朝廷始めて其職を置き、勞あるの人、世々其官に叙せしに、延曆年中に及ひて偏に才良を取り、永く譜第を廢せり、云々」と、大納言藤原園人等、以て世職譜代の恒典を破るものとなし、諫奏して之を阻む、尋て又た詔して曰く「諸國司公廨田の外に水陸の田を營むことは、特に嚴制あるも、諸國司朝憲に率はす專ら私利を求め、百端の奸欺一も懲（コリ）り革（アラタ）むるところなく、或は他人の名を假り多く墾田を買ひ、或は王臣に託言して競ふて腰地を占（シメ）む、民の業を失ふは此に由らさるはなし、若し亦た違犯する者あれば、見任を解却して、違勅の罪を科すること、一に先勅の如くし、買田占地は並に亦た官に沒す」と、園人己に叙旨を阻遮す、庶政離背し詔命民に及はす、而して疾病の奴婢を道に棄つるの弊益す多きを致し、弘仁四年遂に其禁令を布くを見る、嗚呼亦た慘ならすや。

按するに、孝謙朝、天平勝寶より、天平神護に至る、凡二十年間は、廢太子問題、惠美押勝の叛、廢帝問題、藤原仲麿の叛、僧道鏡と藤原百川との抗爭等、朝廷内部の爭鬪に送り、別に人民に直接關係ある大問題はなかつたが、此時を以て天武帝の血系が絶え、光仁天皇が天智天皇の遺胤として、大統が社稷の體系に復歸しだのである。是れは體體天皇が應神天皇の正系を以て武烈天皇の後に立たれた前例と同じである。乃ちその社稷の體系が、人民を本位にする近江朝の遺謨であることは、本文の常平倉整備の記述と、寺院に下された詔を詳讀すれば、明かに理解される。併し其常平倉を官司の管理に置いたため、官司と富豪僧侶は相結托して、賤糶の愚命も民衆に及ばない樣になつた。是れが桓武天皇嵯峨天皇の富豪鉅族の民財兼併に對し特に嚴重なる戒飾を與へられたる所以である。（後篇第四章參照を要す）是も亦た遺憾ながら、佛徒の勢力と權門鉅族の爲に阻止され「宸襄下に及ばす、民恩上に達せず」彼等は依然として中間に蟠まり、宗室式微の禍源を保留した。

桓武朝に於ける、遷都の斷行は、英武勇敢なる天皇にして始めて出來得られたものである。上代は暫く措き、難波朝以來、遷都のことは、大至難事として、最も愼密に研究せられ、天智天皇の滋賀遷都となつたものであるが、是も大和を中心とせる舊勢力に覆されたもので、平安遷都に就ても、奈良中心の舊勢力は、あらゆる反抗を試みたことは勿論であつた。由來保守的見地としては、神武天皇以來中樞と定められた所の由緒ある靈地である。其構成の要素は、有形的にも無形的にも立國の根本を成して居ると云ふ、おきまり通りの理由であるが、其由緒舊縁と云ふものが、常に弊費を痛滯させて、そこに舊家故族鉅商僧巫が巢を結び、富力の基礎を造り上けて、民財を吸收する樣になり、吸收力が强くなるにつれて、都市が擴大し、地方民力を絞り上けて、やたらに花の都を飾ることとなる。天平の粉華は實にそれであつた。故に其後を承けて、廓清の大計を立てらるゝには、先づ凶猛なる舊勢力の抵制が第一要件であつた。

由來官治組織は、中央機關を宏大壯麗にして、統御權を强くするのが定式であり、自治組織は、中央機關を簡約質素にして、地方民衆の福祉を增進するのが定式である。官治は中央が地方を提けて居る形ちで、自治は、地方が中央を支持擁護して居る形である。故に平安遷都も主旨としては鄕邑の自治を基礎とするので固より中央を簡約質素にするが當然であつたが、事情已を得ず、壯大なる築造となつた。當初遷都に先だち皇城鎭護として比叡山に一大伽藍が建立された。其規模が甚だ宏壯を極めたる爲め、帝都の構造も比例的に擴大された。且つ大和播津の諸所に在る從來の寺院が、皆な一大城郭をなして居る。是等のものより狹少なる帝都では、威信の上に關係を及ぼす恐れがあつた。是れが左右兩京九衢八街の計劃となり、隨て莫大なる國帑を糜し、蝦夷の討伐と相混じて、國計窮乏に陷つたものである。且つ此の皇城鎭護の比叡山延曆寺が、後世に至り、權威常に皇室を凌ぎ永い間鬪亂の根源地となつたのも、或は當時の遠算と云ふてもよからう。

それより嵯峨朝に入つては、凶年と天變とが引續き、上下甚だ困弊し、廓清の遺謨は事每に行詰まり、藤原氏の權力は上意を壅遏して憚る所なき迄になつた。而も藤原國人が、諸代廢止人才登用の上意を阻止して

より後は、國司も官宰も富豪も備倍も、天下のありとあらゆる不勞利得者は、其世官世祿と之に附帶せる占有財産が永世子孫に襲襲さるゝ保證を付けられた樣になつたので、更に其爪牙を磨き、土地衆併は一入の速力を加へてきた、爲めに民衆は又た一入の困窮に陷いる樣になつた。

第四　三代格式

嵯峨朝弘仁格の準定あり、中宗の遺旨に據り大寶律令を增損修訂して以て其規度を昭にせり、是より淳和仁明二朝を經、貞觀式の册定あり、前規を援いて官事を辨し、時習に由つて吏務に利す、中宗の遺意を沒するものあり、而して淸和陽成光孝宇多四朝を閱みし、醍醐朝に逮ひ、延喜式の修定あり、或は民政に適切ならすと雖も、宗廟の班序、祭祀の儀則頗る備はる、後世是を以て典章禮制の憑據となす、此間凡一百年、外に寇患なく內に窺竊なく、藤原氏國舅を以て

百官を奴使し、歌樂宴飮此日を長ふす、文風浮靡、乾綱大に弛む、而して頹唐の氣習浮屠に染み、巫玄祝卜都鄙を蕩し、混淆濁溷して逾よ奇なり、其恩を敷き澤を攄へ、救恤施惠、詔誥の文亦た自ら之れあり、供御を節し儀衛を徹す、事亦た自ら美なり、然れとも時尙の趁ふ所只た是れ淫奢、卿士大夫才藝ありと雖も、復た一人の出でて社稷民人を匡救する者なし。

按ずるに、弘仁格は嵯峨朝の施政情況を攷ふる資料としては、實に大切なる文獻なるも、惜いかな今日世に傳はつて居るものは完本でない。併しその中に社稷體系の精神が籠つて居る所がある。貞觀格は、弘仁格を一入官治組織に改訂された傾がある。延喜格式（日本紀略に元年八月延喜格十卷を上り、五年十一月施行とあり、延喜格序には、貞觀十一年より起り、延喜七年に至り、十二卷となすとあり攷ふべし）は後世祭典儀則の準據となつて居る位で、古實古義の研究に就ては、唯一無二の文獻であるが、當時の民政に就ては、あまり適切とは思はれぬ。史家の定論としては、寬平延喜の治と稱し、太平の模範の樣に思ふて居る人もあるが、此時は已に窮民忿起の萠が見えて、地方國郡處々に一揆が起り、延喜中に安藝守藤原思行は、爸民に

裁されて居るのである。且つ菅原道眞の登用より、請死に至る迄の朝廷の內紛より見ても、三善清行の革命議を上つたことより見ても決して太平至治の時代とは言はれない。

弘仁格の準定により、田租を增し、儲穀も其率を高めたことは、溝洫の開通、農藝の進歩に伴ふ、時代變化の結果と傳へてある。古制に於ては、田租は耕收の二十分の一であつて、近江朝に於て之を法文となし、是より以上の徵求を許さぬことを規定し、大寶令も之に據つて猶ほ二十分の一としてあつたが、爾來再び土地兼併の弊が起り、且つ寺院の興造建築に依り、國用多端となり、正租は二十分一であつても、賦課の複稅が大に增加し、實は二倍三倍の負擔となり、小作人の如きは實に大なる地代を負擔したのであつた。そこで嵯峨朝に於て、從來の二十分の一を十分の一に高めた。由來田租が低きに過れば、兼併を助長する、是は地主が低廉なる地租を負擔し、小作人よりは絞らるゝ丈け絞るので、比較的に中間利得が多くなる。是も此の增租の一理由であつた。然るに實際の結果は、中間利得者たる土地兼併者は、其負擔を小作農に轉嫁して、誅求は一入苛虐を極むることゝなつた。（後篇第四講參照）

且つ聖武朝に太宰府を置せられてより以來、我國の大陸通航は漸次に衰へ、遷都の後も回復に至らず、竟に延喜朝の退守方略となつたのである。當時大陸は李唐の末季にして、新羅も隨て大に衰へ、勃海國が起つて、五代の大亂に近づいてきた。古代の交通不十分の時代でも、思潮の推移、文物の變化は、自ら共通して先づ其宗教と學術に波動を與へてくる。我國の兩部說の起りしも、念佛派の起りしも、又其の各宗各派の布教手段の變化を來せしも、正さに時代の副產物である。

殊に此の太平の天子は、宇多天皇である。而も外戚攝政の元凱たる基經が、陽成天皇を廢し、光孝天皇を捧げ、其後に册立したのが、この宇多天皇である。天皇は幼少の時より、一切臣單を絕たれ、深く佛法を尊奉し、帝王の行として見るより、淸僧の行として見れば、其慈悲の詔命、偉恤の慈旨は、多く日常に現はれ實に高潔淸修である。併し天下の風尙を一新する力はない。且つ一代の宏才菅原道眞三善淸行等を登用されたが、是も大政を恢興して、民衆を匡濟する、徹底的動業を立てず、竟に朝閣の內鬨に身を沒した。一生民を蒐し佛巫に寄す、習弊竟に悛まる所なし」との史斷は決して閑人の長語ではあるまい。

第五　窮民の忿起

貞觀中良房幼主（淸和天皇甫めて九歲）を奉して萬機を攝行す、是より陽成光孝宇多三朝、基經太政大臣を以て政を攝理し、稱して關白と云ふ、外舅の攝政是に始まる、而して朱雀、村上、冷泉、圓融、花山、一條、後朱雀、後冷泉の十朝、凡そ一百二十年、藤原氏攝關を以て百官を奴

使し、鼎器を玩弄して大に民政を傷け、天下の州郡僅かに社稷の故俗を存するもの蕩然として泯ふ。是より先き貞觀元慶の際、地震凶歉荐りに臻り、地方州郡の民、饑疫に死する者甚た多し、鉅族權門諸大寺院、機に乘じて耕田を買ひ以て莊園となす、已に倍蓰し已に十百し、大は以て州郡を幷せ、小は以て鄉邑を幷せ、諸國便要の地悉く其占有に歸す、乃ち諸家各其庄園に庄司目代を置く、私職なり、而して朱雀村上二朝に迄び、國司の管治する所幾も存するなく、間ま或は之を庄司目代に委附するに至る、庄司目代の權漸く國司郡領を凌き、政令復た行はれす、土豪多く權門寺院に就き、私地を捧げて庄司目代の職を買ひ、各兵仗を帶び自ら固ふす、是に於て州郡の民、其徵誅に苦しみ、離散流亡、山匿土寇に投するものあり、嗚呼生民其役死奴辱に耐へず、自ら救ふの計をなすは、勢已むを得さる

所にして、而も竟に自ら救ふ能はされは、盜となり賊となる、復た固より已むを得さるなり。承平朱雀朝中南海山陽窮民の忿起、東海東山乱盜の横行、純友の乱となり將門の叛となり、諸國の州郡、隨て鎭すれば隨て乱れ、國司を斬り、庄司目代を屠り、府庫を焚き、貢租を奪ひ、捕討伐日も是れ足らす、終に一條朝に迄ひ、源平二代鎭禦の命を奉するに至る、大勢既に是の如し、諸大寺院亦た各僧兵を養ひ、其采地庄園を守る、群盜或は僧兵に化し、僧兵或は群盜に化し、而して寛仁後一條朝攝道關白の飢疫に及び、洛中盜賊横行し、道路死屍を連ね僧徒禁闕に迫りて嗷訴し、庄司目代土豪長者の輩忿民の襲殺に遭ふもの頻りに加はり、國司多く任所に就かす、貢租溜滯して之を輸する能はす、京師の窘乏其極に達し、賣官の悪例此に起り、空職の國司郡司輦下に麕集す。

挙するに、藤原氏の摂関政治は、官治法度の極點とも云ふべきものである。其史實の大體は何人も知つて居ることで改めて講述の必要もあるまい。但だ其民衆を無視したる、此の貴人政治を百年餘りも繼續させた日本國民の本能は、どんなものであらうかと云ふことは、大に考慮せねばならぬ。制度家の傳ふる所では、それは全く佛教の力であつたと云ふのである。本と奈良以來の政治は、寧ろ社稷民人の爲めの政治でなく、佛教の爲めの政治であつた。其佛教が積年の努力を以て、民衆を十分に去勢し、如何なる苦痛も如何なる屈辱も、都て宿業因縁とあきらめさせ、「驕夫の牛を取り、饑人の食を奪ふ」と謂へる僧侶の傳統的秘訣が、政治に混入して、慈悲弘誓の手段政策に柔化し、全然人たるの機能を失なひ、而もそれが遺傳的習慣をなして居つたのである。併し始めがあれば終がある。最終極は、自然人間の本能が發現する。本能とは生きると云ふことである。その生きるが爲めの奮起は、復讐行爲ともなれば叛亂行動ともなる。深く正史に秘してある富豪長者の燬滅、庄司目代の屠殺等は、復讐的と見るべきであらう。國司郡司の暗殺襲撃等は叛亂行動と見るべきであらう。且つ其機を利用して起つた野心家も無論あつた。純友將門等は方さにそれである。

乃ち佛教の爲めの政治、地震にまれ、洪水にまれ、旱魃にまれ、兵禍民亂、疫癘饑饉、何でも彼でも新講法會に一任した所の、外戚制度が、努めて皇室と國民とを隔離し、徒らに僧侶を肥やした行詰りが、此の天下大亂である。而も其貴戚專制の據然たる服飾は、饑民の前には全く無力であつた。

第六章　幕府の創始

後三條朝記錄所の開始、源平二氏の抗爭より鎌倉幕府を經て其倒壞に至る

第一　義家の威望

正暦中一條朝源平二氏鎭撫に任し、摠捕攻伐其功を擧けしと雖も、關白道長奢靡を好み、廟算支吾し、之に次くに凶饉疫癘を以てし、州郡又た亂れ、資糧を糜すこと益す多くして、租賦徭役逾よ繁し、乃ち凶類の來りて僧兵に混する者あり、忿民の走りて土冠となる者あり、陸奥阿部氏の兵を執つて起つや、四隣之に應し、勢猖獗を極め、討我功を奏せず、源頼義義家往て之を討つ、前征九年、後征三年、幾

に之を平く、朝議以て私闘となし、其功を賞せず、義家善く旗下の將士を撫し愼んで自ら固ふし、敢て求むるあることなし、義家嘗て大江匡房を師とし、律令制度を修め、頗る治術に通ず、故に克く其旗下の民を撫し、誘ふに自強自衛の法を以てす、東國の鄕邑之を利とし、人心靡然として義家に附す、當時後三條天皇春宮に在り、匡房之に傅たり、治曆四年大統を繼くに及ひ、宸慮を恢興に軫らし、記錄所を置き庶政を親裁し、兼幷占奪の弊を檢察せしめ、新に庄園を置くを禁す、制令嚴明紀綱大に振ふ、然とも天皇外戚の扶保なく事多く藤原氏の阻遮する所となり、在位僅に四年にして崩す、匡房實に其傳を以て父祖八世の道を行はんと欲し、窃に義家に托する所あり、是に至りて事竟に休む。

按ずるに、前九年後三年の役は、實に關白政治に一大段落を劃りたものである。源平二氏が民風鎭壓に任じてより義家の時まで凡六十年、一盜一匪の討平は、年中行事であつた。そんなことでは決して此の否運を挽回さるゝものではない。義家は大江匡房の教を受けて、社稷機統目治の古制を窮めて居つた。其藤原氏の奴僕となつて僥倖を攫ぎ、因年にも兵亂にも應じ得る樣にするのであつた。是れが先づ阿部討伐に心力を傾注して、十數年間の戰鬪往復中に、東國の鄕邑を懷撫して、自强自衛の法を敎へた所以である。其自强自衛と云ふのは井伍の民衆が結束して、弓箭を研き、良馬を飼ひ、糧食を貯へ、各鄕各村自ら衛り、莊司目代等の暴斂誅求は陸奥の亂が平定して、凱旋の後、更に之を山陽西海にも弘布した。八幡公の威望は實に天下に滿ち、遂に源氏の勢力圈以外も、自强自治に化し、爲に貴賤寺院の庄園の利得は、甚しく削減さるゝことゝなつた。彼の當初源平氏の武力を役して、自家の不勞利得を保持擁護せんとした計畫は、是に至りて全く畫餠となつた。併し朝廷は云ふ迄もなく、貴賤公卿の都てが、義家の力に依賴する外、其一家一身の保安が出來ないので、義家の威望は、自然朝野に滿つる勢となつた。

義家の鎭撫方法は、武力を以て一擧に掩壓することは一切避けて、成るべく地方は地方の力を以て鎭靜させる樣にしたものである。假令は一地方の民亂が起つて其鎭撫の命を拜したとすれば、先づ其地方土豪の首魁の系統關係を考査し、首魁と首魁との勢力關係を測り、其內の質の惡るくない者を擇び、之を援助して源

氏に師團させ、他の諸國を騒擾させたものである。後にはそれ等の者が、源氏の家人に準ずる者になつた。而して義家の特に注意した點は、兵賦の徴課であつた。制度家の傳ふる所では、水田一反に付米三升以内と限定し、決して良民を苦しめなかつたと云ふのである。從來の庄司目代の暴歛誅求が制止されて、纔か斗りの兵賦を以て地方の治安が保たれることゝなるので、鄕邑の人民は、一も二もなく源氏に歸き、後には源氏の擧があると、土豪等は相約して源氏の節制を奉じ、各自其鄕邑に歸り、農耕に就き、自衞自衞の風を起すに至つた。是れが後日鎌倉民政の濫觴をなしたものである。

匡房は當時の人で國政萬般に關與してゐたが、併し春宮の大傅としては、古今の英主と稱する後三條天皇を迎へ上げ、更に義家を見込んで、是れに制度律令兵法體統の學を傳へた。匡房は參議菅人の後裔にして、中古紀に「凡そ學を讀き」とある如く、代々學問の家であつた。此間あらゆる官學の壓迫を忍び、屹然として社稷國家の公典を維持した爲に、實に非常な貧乏であつた。其傳に「家貧にして衣を借り版位に就く」とあるに見ても、凡そは想像される。此の匡房を師とせし、後三條天皇と源義家、天皇は御即位直に記錄所を置き、綱紀恢興の端緒を啓かれ、義家は民間に自治の故俗を復活させた。制度家には此の上と下に聲息相通じて居つたことが傳へられて居るが、是は他日詳述することゝしよう、惜いかな天皇の崩御に依り、百事こゝに休した。

第二　平氏の勃興

天仁中鳥羽朝義家匡房共に逝き、諸源各地に分る、未た幾ならす、宮掖内鬨を起し、幸て保元の亂となり、平氏一時に興り、源氏の諸族大に衰ふ、平清盛台斗を蹂躙し、藤原氏を排し、六波羅治所を開き、身太政大臣に昇り、諸平を登庸す、平氏の族人顯要に任補する者六十餘人、采邑三十餘國に跨る、而して清盛自ら其女を納れて女御となし、藤原氏の故儀に倣ひ萬機を綜攬す、然れとも帷幄の中政理を知る者なく、只た自ら圖るに急にして、政民庶に及はす、威權を以て州郡に臨み、弊事を重ねて戒むる所なく、歌頌燕飲前朝の遺習に倣ひ以て太平を謳唱す、然と雖も地方の郡邑自治自衞の風敢て變せず、權を弄する僅かに二十年、治承庚子の大震凶饉を以て國計窘窮

し、清盛尋て死し、諸源即ち之に乗じて起り、平氏をして乗輿を奉し、西海に走り竟に滅亡に入らしむ。

抜するに、保元平治の亂は、專宮掖内より起り、直接民政に關係がないが、從來より繼續せる源平二氏の抗爭が、此戰亂に依り、雌雄を一擧に決し、源氏が敗北した迄である。義家の歿後に源氏の諸族が四方に分れて、自然其家根たる本家勢力が弱くなつた傾があるのは、本と義家は極めて淡泊な人で來地等は自家を支ゆる丈けに滿足し、舍弟も驚くべき小さなものであつた。其關東に甘んじたのが八幡公の威望ありし處で、八幡公が弓矢を執つて一たび起てば、天下の豪傑は雲の如く集まつたのであつたが、併し其子にまれ其孫にまれ、其威望を保持することが出來ねば、各々其分限相應の立場に安んずるが、當然である、是は或は八幡公の本意であつたらう。

平治の亂に源氏が敗滅したことは、保元平治物語以下の諸書にあることで讀過する迄もあるまい。併し清盛が源氏を亡ぼし、其威力を以て宗室を自分の手に收め、衰殘の藤原氏を押し除けて、自ら其政府を組織したに就ては、之を單なる權力の奪略と見るべきであらうか。將た何か其廊清に對する主旨があつたであらうかは、こゝに一考を要する譯である。

普通には自分其女を納れて藤原氏の故智に倣ひ國舅となり、國柄を握つた處より見れば、事實が明瞭に權

力の奪略である。それ以上には何事も認め得られぬと云ふのであるが、彼の有名なる菅原道眞すら女を宮中に納れて居る。あまり感心は出來ぬが、古るき因習として見れば、清盛が女を納れたことのみを以て容易に判斷を下すのは稍や粗笨である。

一說には、平氏は其勢力を九州に扶植して居つたので、高麗及び宋との交通に意を用ゐ、福原遷都を企てたもので、重盛が黃金を育王山に贈つたこと等は、其一班を窺ふべきことである。清盛は萬事が豪放で、源氏の儉約的な方策を好まず、都てを濶やかにして州郡に對結せる民心を變化させよふと計劃したものであると云ふが、是も辻褄の合はぬ史觀である。

六波羅治所を開いたのは、嘉應元年で、それより十年間は平氏の全盛、思ふ儘のことが出來たと見られる。二十年間と云ふも、前後の創造時日と終末時日を控除すれば、實に短かい年月である。然も其初めは只た反對黨の源氏を倒す丈けで、固より何の意圖も計劃もある筈がない。倖に敵が倒れて後の仕事は、平邑の制御であつた。方略を國外に及ぼす等は、とても出來得らるることではない。遷都の企は、一つは山陽西海に於ける自家の勢力圈を統御する便利が第一目的で、從來の因習ある藤原氏の故地を避くるのが第二目的であつた。後ち平氏が乘輿を奉し西海に走つたのも、勢力圈內に逃れた迄のことである。

第三　源氏の奮起

平治の乱、源氏擧族皆な死し、幼孩亦た配流せられ、京師幾んと其遺類を留めず、獨り賴政免かれて官に居り、兵庫頭に補す、平氏漸く人心を失ふに及ひ、密に以仁王を奉し、令旨を諸國の源氏に傳ふ治承四年五月終に兵を擧け、一敗自殺し、以仁王亦た流矢に中つて薨す、是時に當り、東海東山の州郡、自強自衛已に其俗を成し、鄉邑の民皆な甲馬弓箭を貯へ、以て互に相戒む、源賴朝伊豆の謫所に在り、以仁王の令旨を拜するに及ひ、父祖の餘黨を集めて兵を擧くるに尋て義仲亦た令旨を奉して兵を信濃に起す、源氏の諸族地方に分處する者相應して之に附す、而して京師饑疫し、死者巷に盈ち、群盜横行して殆んと之を制す可からす、偶ま天皇高倉崩し清盛歿し、北陸の敗報相踵て臻る、平氏の諸將計已に盡く、賴朝勢を見て自ら固ふし、大江廣元、三善康信等を引ゐて、帷幄に參せしめ、密に後圖を

定む、義仲連捷京師に入り、平氏乘輿を奉して西海に走り、新天皇踐祚位に即くに及ひ、賴朝大に糧糒を調して兵を進む、義仲彪暴本と賴朝と和せす、義仲竟に法皇に迫り、賴朝を討つの院宣を請ふ、賴朝即ち弟範賴義經を遣はし、擊て之を敗り義仲を殺す、是に於て勅を下し平氏を討たしむ、範賴義經往て伐ち、終に之を壇浦に殲す、範賴留りて西海を鎭し、義經京師に凱旋す、義經英風電發兵を用ゆる神の如く、善く其將士を撫し、恩を施す甚た渥く、聲譽一時に隆る、賴朝心之を憚ばす。

按するに、平治の亂後、平氏が後に榮華を極めて、只た禿邑の占奪のみを聞り、民政を無視し、滛く上下團迫となつた處に、地震があり、凶事が續いて、歷史の約束通り、饑饉疫癘、人心の動搖に乘し、源賴政が令に以仁王を奉して、その令旨を諸國の源氏に傳へ、自身先づ血祭として兵を擧げたのが動機となり、賴朝義仲行滕等を首として諸國の源氏が立ち上つた。而かも前きに八幡公の弘布されたる自强自衛の風俗は、東海

北陸に最も克く普及して居つたので、其州郡の人民は一斉に弓矢を取つて源氏の遺胤を押し立てた。是れが源氏の回復が意外に早かつた所以である。如何に義仲が豪傑であつても、義経が英雄であつても、治承四年の秋から、文治四年の春まで、僅か四ヶ年餘りで、是丈けの大事を成就したと云ふのは、決して弓箭の力斗りでない。東海東山北陸の州郡を基礎とせる民衆の勢力に乗じたる結果である。要するに平氏の豪者はその都ての事が、極めて放漫なる政治であつて、之れに地震饑饉が加はり、早や已に経済的には滅亡して居つた故に源氏の復讐的討伐は、此に意外なる變化を起こすことゝなつた。

それは後の大江廣元、三善康信等が、頼朝の帷幄に参加した事である。廣元は匡房の曾孫に當り、養家以來源氏とは深い關係のある制度家の泰斗であつた。康信は清行以來累代の家學を傳承して居つた律令家であつた。且つそれに中原親能等の學問才能ある錬達の士が集まつて、族下の將士が四方に轉戰して居る間に施政順序を考究して、武門武士の想像も及ばぬ、善後整理の方策を樹てた。是は其大江氏三善氏の家學として傳承したる社會體系自治の政理を、其時代の風尚に順應させて、之を實際に施行することであつた。

幸なるかな、源氏の中興たる義家が匡房の教へを奉して自強自衛の風俗を作り、八幡公と云へば天下に異論のない時代、こゝに基礎を築いて、前儕の政理を實行すれば、假令如何に公卿坊主が我儘でも、如何に武門武士が凶猛でも、人民は人民として、自強自衛自治を以て、安全に其郷邑を固むることが出來る。其第一目的は、貴租課役の均齊である。而も其均齊を破れる者は、庄園である。禾邑である。庄司目代領領等の横虐である。八幡公以來彼等の勢力は大に衰へたと云ふも、平氏の時代に入り、又々復活して居る。乃ち之を制壓する方法が立てば、饑民は蘇生する、群盗は自息する、天下は自然に治まることゝなり、武門武士が互に殺賊するが如きは、因襲の劉致する所で、急に改め得らるゝことでない。是等の事は避けて爲すが僅にして置く外はないのであつた。

頼朝は至て思慮分別の深い大將丈けに、愼い程猜忌心が強かつた。當初に義仲を伐ち、行家を伐ち、義経が京都に凱旋すると亦た之を伐ち、終には範頼迄も殺し、骨肉も兄弟も手當次第に潰したものである。而も廣元等は冷眼に看過し、互に相戒め避けて緘默に甘んじ、只た一途に自家の本分たる民政の調齊を圖るに專念した。

第四　鎌倉の開府

頼朝舘を鎌倉に開き之に居る、東國の將士來り附する者甚た多し、富士川の戰惟盛の北るを遂ふて西せんと欲す、宿將三浦義澄等諫めて曰く、先つ東國を定めて而る後、進取を圖るべし、今ま京畿叛疫に困す、北陸の軍先つ入らは、戰勝つと雖も兵馬

必す儀へんと、賴朝乃ち守將を留めて還旋す、壽永二年義仲京師を陷る、權輔忽ち空し、將士抄掠を恣にし、事宗室に及ふ、範賴義經往て之を伐ち義仲を誅す、三年範賴義經平氏を一の谷に敗る、報臻る、廣元賴朝に謂て曰く、大勢既に定まる、民政規度なかる可からず、幕下（賴朝を指す）宜しく勅を請ふて之を上らしむ、其要に曰く、凡政事は宜しく前章に遵ひ務て德惠を施すべし。諸國の受領は宜しく精簡なるべし。東北二道兵荒を以て、民其居に安んせず、今春流民漸く田里に還る、宜しく國司に命して、吏職を力めしむべし。近年僧徒學を廢し兵を弄す、比々として然り、宜しく之を嚴禁すべし、若し其戎器を貯ふ者は、臣に勅して之を收めしめよと。法皇之を聽とす、是歲十月鎌倉に公文所を置き廣元を以て別當となし、親能等を寄人となし、以て律令の前章を校勘せしめ、問注所を置き康信をして執事となし、訟獄の事を聽決せしむ、幕制の規度蓋し此に起る。

按するに、鎌倉の方略は、極て高遠的であつた。平軍が富士川に於て、（ふじはら）譟（さわ）の羽音に驚き總潰れとなり、敗走したと云ふ面白き源平盛衰記の記事は、頗る能く軍紀の弛緩を語れるもので、平軍にしても中には保元平治以來の老將もあり、それ程に臆病でもなかつたと云ふが、大體の士風が衰へ卒伍の一致心がなくなつて居る處に、新鋭の關東軍の正面に立つたので、忽ち全軍總潰れとなつたものである。乃ち之を追擊して京都に入るのは、固より容易であるが、宿將數人は諫めて之を停め、遲て關東の地盤を固むることゝした。この時富士川より直進して京都に入れば、義仲よりも餘程早くなることは勿論であるが、先登第一を義仲に讓つて、關東の基礎を固むることゝした。關東軍の恐るゝ處は、平氏の大軍ではない、京畿の饑饉疫癘であつた。所謂「兵を饑饉に進むれば守る可からず」此の理は痛く廣元の諳めたる所であつた。

豫定の通、義仲が大軍を進めて京都に入り、忽ち兵糧に窮し、之が原因となつて賊名を蒙り、終に範賴義經に破られた。その顚末は世間周知のことなれば茲に贅を加へぬ。但た此時關東軍は、十分の補給を準備して兵を進めたものである。それより範賴義經が山陽南海に進出して平氏を伐ち、一の谷の捷報がくると、廣元

は民政の綱度を定むる方略を立て、上疏のことゝなつた。初め範頼義經平氏進撃の軍を進めた處、兵士の騰掠著しく、京都より屢ば戒飾の令を下されしも制しきれず、更に鎌倉に命せられ鎌倉より軍令として嚴戒したるも効力が少ない。そこで廣元の意見を徴した處、餘り手嚴しく制止されぬでもよかろふと思ふと云ふのであつた。それは其時手痛く抄掠された者は、多く富豪乃至從來の月代庄司等で、從來の苛斂誅求に對する復讐の意味もあつたかと思はるゝ。廣元の深意は過渡期に於て必ずあるべきことは、無理に制止するより、其期間を短縮するのが有利であると云ふのであつた。それがこの上疏となつたものである。

上疏にある御章に遵ふと云ふことは、國の公典たる律令の常規に依ることにして、決して勝手に一國の前例を變改せぬ趣旨を明にしたものである。鎌倉の幕制が、制度と言はずして規度と言ひ、律令と言はずして式目と言ひしは、制を立て律を定むるは、人臣の爲すべきことでない。故に鎮撫愛理の大命を奉したる幕府は、公同自治の大典に據り、其律令に遵依す可き式度を立つるものであるとの意である。其次の諸國の受領は宜しく精簡なるべしと云ふのは、從來國守郡領の任命が、或は緣故に依り、或は賣官に依り色々な弊害があつたので、將來は其人格を正し職責を精簡にしたいとの意である。尤も此精簡の字に頗る工夫が籠つて居る。其次の東北二道戰後處理のことは、國司に命して吏職を力めしむべしと云ふことが主旨である。是は表面より見れば至て穩當なことだが、命令の正しくない國司、職務を怠る吏員が充滿して居る時代なので、ピシ〳〵それを取締る爲めの伏案であつた。其次の僧徒の武器貯藏禁止、是れは實に大問題であつた。併し俳

に頂衝が延暦寺東大寺等を燒討し、遂て義仲にも荒された後なので、思ひ切つて此の山法師の制御に手を附くることゝしたのである。

此の上疏が御聽許になつて公文所を開き、問注所を始め、敢然として民政の整理を促進し、出征諸軍の劃掠停止を戒飾したので其効果は實に顯著であつた。

第五　守護地頭

文治元年三月、平氏壇浦に亡ふ、將士京師に凱旋す、義經功を以て伊豫守に任ず、賴朝義經の威を猜み、其鎌倉に入るを容さず、土佐房昌俊を遣はし之を襲殺せしむ、義經捕へて之を斬り、情を具して法皇に訴へ、院宣を請い、行家と共に伊豫に走る、賴朝聞て懌はず猝かに令を發して行家義經を捜捕せしむ、州郡の人心慌惑安んする所を知らす、是に於て廣元策を進めて曰く、東海道は幕府を以て鎭御すること難からす、他道に於ては地方遼遠制服し易からず、土冠

小匪屢ば起り、軍旅の差發頻繁なれは、資糧徒らに糜へ、人心亦た
醜て憑ふに至らむ、速かに將士を分遣し、國衙を固め莊園を鎭めし
めは、亂盜を防き宿寶を除くの功兩なから擧らんと、賴朝大に喜ひ
奏請して自ら總地頭と爲り、諸國に守護を置き莊園に地頭を置く、
廣元乃ち之れが節度を立て、兵賦を定め、反別米五舛を限り下田は
量知して低さに就くを例とし、采地莊園皆な公租以上を徵するを制
し、若し舊來の司宰等其非をなす者あれは、狀を具して命を乞ふ可
きを令し、幕下の精銳を撰ひ之を諸方に分遣す、兵賦輕廉にして、
其檢察甚た簡捷なり、地方鄕邑の民之を便とし、翕然として幕府に
歸附す、然れとも國守の權忽ち墮ちて守護に歸し、莊司目代其利を
失ひ、收斂徵求復た行はれす、往々命を地頭に聽くに至り、顯貴名
門寺院富豪の入大に減し、京師の窘窮一時に加はれり。

按するに、義經行家の出奔、それに就ての史談は、賴朝の冷酷極まる性質を評論するには必要だが、本問題には餘り必要がない。但た威望天下を掩ふた義經が、俄に此の否運に陷つたに就て、州郡の人心に大關係を及ぼした事は、想像に難からぬ所である。一般の歷史には義經の出奔が守護地頭を置いた原因かの樣に書いてあるが、制度家はそうは見ぬ、守護地頭を置く準備は、公文所開始の時に已に出來上つて居つたので、平氏追討が終結したから、直に決行されたものであると云ふのである。

神皇正統記增鏡等の諸書に、守護地頭を置いてから、兵馬の權が鎌倉に歸し、朝憲表徵となつたと論してあるが、制度家は之も恐くは肯定せぬのである。宗室の無權力は、藤原氏の中期でも、平氏の時でも同じである。鎌倉幕府が其後を承けて、民政に重きを置きし爲め、名門舊族の利源たる、土地の兼併民財の占有に對し、思ひ切つた處置を取り、京都を困弊に陷れたことは事實である。守護地頭を置いてより、京都に於て任命した國守が鎌倉より派遣した守護に制肘される。公卿貴戚の莊園を司宰して居る莊司目代が、地頭に壓迫される、制肘と云へば制肘、壓迫と云へば壓迫でもあろふが、律令の公則としては、其人民に對する徵課は、固より苛斂誅求を許してない。これを取らるゝ丈け取つて居つた弊習を、手嚴しく禁止したのが朝廷を表徵させたと云ふのであれば、問題とする價値はない。

此の守護地頭は、相違なく公卿坊主富豪の怨を買ふたが、一般民衆には大に歡迎された。其結果として鎌倉政府は私職として殘存する樣になつた。由來莊園は初めは今日の

荘の如きもので、墾田でもなく又た位田職田の類でもなく、富豪勢族の私占地であつた。それが功田に並せられ、又は新墾地を加へ、買收兼併され、寺院に寄附され、權力者の私によつて、無稅地に化し、大は數郡に跨がり、其司宰者たる莊司は、非常なる權威を持つ樣になつたもので、之を以て貴戚公卿の基礎財產と謂むることが、根本からの間違である。廣元は此の庄園を整理して、國の所管に返へすことに銳意したのである。

第六　鎌倉の規模

鎌倉開府の初め、廣元規度を定め、將士の從員を限り、邸第を規劃す、事皆簡素修約なり、諸將之を喜はす、屢は賴朝に請ふ所あり、廣元等取りて動かず、曰く城府の榮繁は郡邑枯衰の源なり、城府は公事を綜理するに足れは可なり、樓閣屋舍の美を誇り民力を殫すは良俗を撫する所以にあらず、奈良平安是を以て衰へ、平氏是を以て亡ふ、今日の急資糧を充たし、以て兵亂凶饉に備へ、民力を養い、以て墾耕灌漑を開くに在りと、倉廩を四郊の要地に築き、市關を開き商賈に利し、更に關を近國の要地に置き、常備を充たし豫備を貯へ、而して鄕邑亦た各倉庫を設けて餘粟を藏せしめ、而して道路津梁市廛驛遞の整備を圖る事皆な簡利にして緊約なり、文治五年陸羽平定し、賴朝朝覲す、明年（建久元年）大將に叙し、六十六國の總追捕使に補す、賴朝公卿の私曲多きを見、之を廣元に諮る、廣元曰く數百年の宿貲聖者も之を善くすること能はす、請ふ公書を議奏公卿に贈り、約を正たして之を律せよと、賴朝之に從ひ書を贈る、其要に曰く、天下の政宜しく諸公の議奏に依りて治平を致す可し、賴朝軍旅に從事し、久しく鞍遠に在り、未た朝務に慣れす、諸ろ奏請する所願くは反覆審勘せられ、處するに其宜を以てし務めて公道に遵ひ、譬ひ勅旨院宣と雖も、或は治体を累はし、百姓に害あるものなれは、當

さに各心を竭し言を盡し、再三覆奏せらるべし、是れ賴朝諸公に望む所なりと、是より朝命と雖も或は治体に協はさるものあれば、再審再議を請ひ、廣元康信親能等細かに典章事例を按して議奏公卿を詰り、以て之を抗撕せり、勁弓長箭の士固より與かり知る所に非るなり。

扨するに、倉幕府は、其地府を儉約にして、消費を節縮したのであるが、併し倉廩を十分に建設して、地震風水饑饉戰亂等に對する非常準備に慎密なる注意を拂ふたことは、古今第一であつた。その中央の鎌倉にある常備倉庫に對し、四周の諸國の要所々々に豊備倉庫があつて、即時に之を補充することゝし、又た地方郡邑に倉庫があつて順次に之を補充する組織であつた。前後數回の大軍の發動に經驗を重ね、又た地震海嘯の多い鎌倉としての準備も遺憾なく施設された。賴朝歿後十餘年、建暦中の地震風水の災に處し、即時に復旧資料を辦し、始めて廣元の卓識が認められ、泰時時賴共に其遺謀を守り、嘉禎の大震、寛元の大震、弘安の海嘯に處し、更に其効果を擧はしたのは、今日と雖も大に觀とすべき所がある。

制度家たる廣元は、中央の儀觀を飾つて、國の根本たる民衆を枯らすことを政理に乖反するものとして、幕府の式度を立てたものである。是れが土地の兼並者を飽までも制肘し、又中間利得者の搾取を圍り、公卿の私曲に對して、再審再議を請ふ一例を開いた譯である。下より上に向ての措置なので、約を正して之を律せよと云ふ一言を玩味すれば、其苦心の跡が見ゆる様な感じがする。而も竟に是が承久の問題を醸す一つの原因となつたのは、彼の公卿坊主等にからまり付いて居る。數百年の宿貴「聖者も之を善くする能はず」と云ふた廣元の眼力恐るべしである。併し屢強く律令を按して、再審三議を請い、庶民を擁護する爲に逆捻りに議奏公卿を押し付くる工夫をした廣元が、永く歴史上の憎まれ者になつたのは、實に氣の毒なことである下より上に對する措置なので、約を正たして之を律せよと云ふ一言を玩味すれば其苦心の跡が考へらるゝ面も竟に是れが承久の問題を醸す一つの原因となつたのは、明かに宿貴廓清を證明するものにして、其困難は實に想像も及ばぬ程であつたろふ。いつの時代でも、此種の問題は、成功が六ケ敷る、是れが謂ゆる聖者も之を善くする能はずと云ふのであろふ。

第七　鎌倉の式度

建久二年正月鎌倉政所を開き、廣元を以て別當となす、裁決簡明にして吏務宿せず、爰理の功大に擧る、三年賴朝征夷大將軍に任ず、

九年馬より墮ち疾作り、明年正月歿す、賴家後を承け時政の牀ふ所となり弟實朝嗣く、承久元年公曉（賴家の子）實朝を弑す、時に時政已に死し子義時政子を補けて幕事を掌理し、攝政藤原道家の子賴經を迎へて之を奉じ、自ら幕事を執る、是を執權と稱す、三年後鳥羽上皇兵を徵して義時を伐つ、報蔆る、政子義時と廣元を招き之を諮る、曰く亟かに出て、命を請はしめよ、遲疑する勿れと、義時即ち子泰時をして往て事に當らしむ、諸將旗下の精銳を撰ひ之に從はしめんと要す、廣元斥けて曰く否なり、今ま直ちに發せよ、泰時嚴裝義時に問ふて曰く、若し乘輿陣に臨まば之を如何すべきや、義時曰く乘輿に過はゝ胄を免き弦を斷ち、身を下吏に委せよ、長袖佞幸師を脅せは一豚して闕下に詣れと、泰時已に發す、廣元謂て曰く、民心幕府に在らは、旗下の死士馳せて後に從ふもの、慮さに洪波の如くなるべし、否らされは幕威已に墮つるなり、安んして命を天下に聽き、擧族刑を待つ亦た可ならすやと、急に令を沿道の諸倉廩に下し、之に備へしむ、數日にして勁兵馳せ踵るもの十九萬人、驛道兵馬を充たし、糧餉行く處に辨す、京軍支ふること能はす、諸軍連りに敗れ、泰時京師に入り、直ちに闕下に詣つて命を乞ふ、上皇罪を謀臣に歸し、泰時を慰諭す、泰時乃ち狀を鎌倉に報す、是に於て幕府三上皇を遷し、主謀公卿を斬流し、其食邑を沒して將士に頒ち給す、後四年禪廣元歿す、時義時政子已に逝き、泰時執權を以て幕事を管掌す人となり重厚簡朴にして、信望一身に集まる、廣元の遺意を承け、式目を纂輯し、貞永元年之を弘布す、是れ賴朝の嘗て奏請する前章に遵ふへき所以の規度を立て、式を正たし目を分ち以て其據る所を照にせしものなり、故に末法の空文を飾らず、實行應用に其妙諦を

存せり、所謂る貞永式目是なり。

按するに、源氏の骨肉殺賊と、之に對せし時政義時父子の處作は、甚だ惨忍且つ狡猾で、倫常を根柢として見れば、全然殘賊の行爲である。併し是れが謂ゆる武人の凶習で、廣元と雖も手を置いて、成るべく避けて憐れぬ樣にした處である。併し廣元は捨てゝ顧みぬのではない。只た此凶習を悛むるには、學問を以て肺腑を清むるの外はないものと見定め、京都より學問ある公卿を聘し、實朝以下の教育に心を盡した。然るに實朝は學問文術に上達し、古今に特色ある和歌の大家となる迄になつたが、不幸にして文弊に陷り、竟に公曉の凶刃に斃れた。併し北條の子弟四五人は、德行學問に磨き上げられ、父祖の驕傲なる氣習を漸次に洗い去り、泰時の樣な傑物が出來た。

永久の亂に對する儒者の議論は、只た名器を押し立てゝ、倍臣政事を否定し、感情的に北條氏を逆賊視するのであるが、それ等は皆な立場〳〵の議論であつて、或は時代に觸れての斷案ではない。初め建久中、公卿の私歷に對する幕府の指置（前項參照）は、酷たしく貴戚公卿寺院の苛斂誅求を抵制し、率て京都の窖窟となり、公卿坊主等の憤慨其極に達した處に、實朝が弑虐に斃れ、賴朝の血統が斷絶した。此機會を以て鎌倉討伐を決行されたもので、鎌倉を滅ぼして天下を如何にする、人民を如何にする、社稷の公典を如何にすると云ふことは、全く問題外であつた。而かも後鳥羽上皇には、政令乖亂多く、御料及び諸寺の所領、誅求苛虐を極め、生民怨苦の狀であつて、幕府所管の地は鄕邑皆な餘粟を貯へ、生民藹々として幕政に謳歌し、是と彼とは全く地獄と極樂の差があつた。其際に鎌倉討伐を決行するので、如何に名分が正しい、大義が明らかと云ふても、社稷民人を捨てゝの大義名分なので、謂ゆる名器は、便襲の人民を欺く標榜に過ぎないものであつた。

其德あつて其名ある筈である。其威あつて其器ある筈である。藤原氏が幼主を挾んで大權を掌握した、是は名器を私したものである。私した名器にしても、彼等が握つて居る間は、絕體に服從せねばならぬ。鄕邑が荒廢しても、人民が餓死しても、名器は名器であると云ふことも、自ら一種の議論かも知れぬが、社稷の公典は決して之を許さぬ。名器は天地自然の大德を體統して、人民の漸化を助け進めらるゝ最上權の所在である。此の名器が便襲の手に取扱はるゝとすれば、命を便襲に聽かねばならぬ。此に名分論も聊か行詰りがありはせぬか。

京都に於ては、庄園の復活所領の奪還が第一目的であつた。是は直ちに舊來の苛斂誅求の復活である。而も雲上人たる、公卿貴戚、此の人民と遙に隔てたる階級の人が、其主唱者である。鎌倉は、人民と密接なる八幡公の遺種である。遺種は絕へても、其遺例は鄕邑に嚴存して居る。其執權たる北條は源氏の家人、謂ゆる倍臣である、併し倍臣たる鎌倉の將士は、自強自衞を以て固めたる、其所領の土民百姓を卒伍とし、卒伍と將士とは同心一體、素より何の隔てもない。すぐり上げた强者の揃いである。之に對し京軍は烏合の僧兵

公卿所領の雑兵、如何に名分の錯誤が天朝の秩序を冠つて居るにせよ、固より何の力もあろふ筈がない。殊に荘園の奉還は、自強自衛の破滅である。父祖以來血と涙を以て築き上げた處の領邑、其海邑の成俗は、鎌倉八幡の庇護する所である。廟神天皇の遺制である、社稷體統の公典である、之に背く者こそ天朝を賊する者である。是れが鎌倉方一般の言ひ分であつた。義時が泰時の發途に際し戒めたる一言に「君臣兵を構ふ、冥闇長るべしと雖も、固と一身の爲に關るに非ず、實に蒼生の爲めの故なり、只た其れ昔を慨し明を立て、後葉を萬世に傳む、宗廟の靈豈に斯心を鑒みざらんや」と書き遺してあるのは、彼等の觀念を測度するに足る文獻である

由來「僭臣國命を弄す」と云ふ一語は、北條氏が僭臣の分限を以て、廢立までもやつ付た事に筆誅を加へた儒者の常套辭である。併し藤原氏が國民を無視して、廢立運御勝手次第なことをしたことに對しては、稍や見のがして居る傾がある。是は門地の差等に甚だしき懸隔を設くる觀念に出た議論かと思はるゝ。今ま冷やかに之を見れば、藤原氏も政務の實權者、北條氏も政務の實權者、藤原氏は名器を挾んでの仕事、北條氏は民業を掲けての仕事、僭越と云へば孰れも僭越である。藤原氏は何となく貴族式でポンヤりして居るが、北條氏は飽くまで冷酷で行屆いて居る。感情的に見れば北條氏は如何にも憎むべき處がある、けれども農本即ち民衆本位の公典より見れば、藤原氏の僭妄に比し聊か取り處が多いのである。殊に泰時に至つては全く父祖の遺風を敬承して、重厚篤實を以て其後を整理し、永久の風に浚牧した、公卿の房總三十餘ケ所も、從來の暴斂誅求を絶ち、忽ちの內に自强自衛の鄕土に化し、見違へた樣な治績を擧げたのである。

泰時の代に頒布した式目五十條は、武家制度の典範となつた位で、實に社稷の公典に遵依する規度としての公例である。當初頼朝の代に於ては、只た前章に遵ふと云ふ約束で押し通したものだが、爾來內閣相續き頼朝の血統も斷絶し、北條氏が執權として幕政を管掌することゝなりしため、此に約束を明にして、上京都に對し、下遠氏家人の馭御に關る爲め、成文の規矩を設けたもので、約言すれば習慣法規の名例である。故にその文面の寫約にして、實行應用の周密なりしことは實に驚く程で、皆な之を體得口授して、創庇家に傳へたのである。偖かな其傳授は、本莊繁里翁（明治四十年病歿）に至つて絶へた。

第八　鎌倉の季末

承久の後、泰時銳意治を圖り、嚴に僧徒の凶暴を撿察し、嘉禎中遂に興福寺の釆邑を沒收す、是より以來寺院の兵仗を蓄ふ者稍や衰ふ經時泰時の後を襲き、四年にして卒し、時賴之を嗣く、時賴篡欲謙讓顏る泰時の風あり、康元中職を長時に禪り、最明寺を創め是に居

る、時賴民を愛する天真に出つ、後身を遊僧に粉し、諸國を察問す
寃枉を釋き非惡を除くもの甚た多し、政化靡然として、民風厚に歸
す、時賴禪を修め、自ら造詣す所あり、宋僧道隆の爲めに道場を建
て、努めて僧巫の妖妄を矯む、蓋し中原親能の遺意に出つと云ふ、
長時罷め時宗職を襲く、是時に當り蒙古北方に起り四境を併呑す、
宋氏已に敗れ、高麗亦た降る、時宗大に邊防を修め之に備ふ、蒙古
使を遣はし來るに及ひ之斬り、而して其入寇を擊ち、西海の將士奮
戰之を鏖せしもの、實に平生の武備に因れり、神助を說き冥護を談
するが如き、是れ僧巫の誣言のみ、時宗死し貞時職を襲く、元主再
擧に意あり、乃ち鎭を設け塞を築き以て之に備ふ、國帑大に糜へ、
民政復た舊日にあらず、而して遺將の威地方に瓜分し、民役徵求自
ら衡平を失ふに至る、師時後を嗣き、高時職を襲ふに及ひ、地震凶

饉匝て臻り、度支出入相當らす、人心離乖し、竟に其倒覆を見る、
鎌倉幕府民心を獲て興り、民心を失ふて亡ふ、然れとも其鄕邑自強
自衛の俗永く變せす、大江三善二氏の規度を正すもの、亦た至れり
謂ふべし、

按するに、鎌倉幕府創設當初の上疏に「近年僧徒輩を蔑し兵を弄す、比々として然り宜しく之を嚴禁すべし」と云ふ一項がある。然るに此弊習は中々除き得られない。承久の亂も僧徒の陰謀が原因の一つであつた。そこで泰時は之を機會に、大に檢察を嚴にし、先つ罪狀明白なる興福寺を抑へて采邑を沒收したのである。此の賴朝すら手を出し兼ねた大寺を處分したと云ふことは、實に當時の一大事件で、此興福寺を抑へたと云ふのは、延曆寺も其他の諸大寺院も、それ〳〵相當に檢察され、大に制肘を加へられたことを意味する譯である。

時賴の德行は、世間周知のことなれば茲說を加へぬ、但た此に一言したいのは、鎌倉禪術の勃興である。天平以來我國の一般的佛敎は、冥福現罪を常事とし、廣大なる采地を領し、優越なる待遇を受けて、多數の僧侶が游食して居つたものである。三善清行の封事中に「上群公卿士より、下諸國の黎民に至る

まで、寺塔を造つることなきものは、人數に列せず、故に資産を傾壷して浮屠を作り、良民を以て寺奴となし、田圃を捨てゝ佛地となす(中略)造作の費各其國の正稅を用ゆ、是に於て天下の費十分にして五」とある に見ても一班を窺はるゝ。併し是の弊害は、逃信より猖獗して居るので、手の附け様がなかつた。然るに當時南宋の學問が漸入し、佛教も頗る學術的に變化してきたので貞元康信等相謀り、陳腐なる舊佛教に對し、新鋭なる禪術を樹めて氣習を一洗する工夫を立て、宋僧の渡來を歡迎し、漸次に弘布して時賴の代に入り、宋僧道隆の爲に、鎌倉道場が建立さるゝことゝなつた。其結果舊來の佛教諸宗も大に刺撃され、又た新派の佛教も興り、濟々として宗教變化の端緒を啓いた。時賴臨終の頃「業鏡高懸、三十七年、一槌打碎、大道坦然」の一首は、今猶ほ禪道界に傳誦されて居る。

其宋僧の優遇は、宋人の渡入を促し、時宗の代には、宋との交通は稍や頻繁となつた。このことは宋代の諸書にも淨山の證左がある。是れが爲め、蒙古の勃興情態等は、大體分つて居つたもので、時宗が思ひ切つて元使を斬り、開戰の決心を固めたことも、決して勇氣に任せて無謀にやつ付けた譯ではなかつた。それより文永弘安制度の寇略、是は何人も知つて居る史實通り、蒙古高麗の大軍を屠殺し、未曾有の大功を樹てたのであるが、その大國難に處し、十分の防備を張り、國民一致の行動を取り得たのは、自强自衛、鄕邑より郡國に至るまで、弓馬糒食充足し、鎌倉の號令が掌の指に臨する如くであつた結果である。神風があつても なくても、蒙古兵を挫ち潰す力は十分であつた。事實弘安のときは、關東兵の到着前に、九州兵丈けで片付けたのである。併し元主が再擧の謀を勝し、船の準備を命する迄になつたことは、元史にも記載されてある 通りで、我國も之に應ずる防備は少しも緩められなかつた。貞時の代に移り此重大なる防備に伴い、種々の 新制が起り、幕府の度支出入に缺陷を生じてきた。

元主は其後宰相の諫を容れ、遂に再擧を思ひ留つたが、是は軍機の秘密であれば、我國には分らない。蓄に依つて邊防は緩められぬ。そこに防備諸將の威力は、自然地方に瓜分さるゝことゝなり、之に附隨する鉅商(今の御用商)は漸くにして富を重ね、鄕邑の自强自衛の良俗が頽れてきた。戰爭に伴ふ商民の暴富は、昔も今も同じことで、實に恐るべきものである。此際に地震があり凶年がくる。幕府の財政は一入困弊した。困弊を糊抹するが爲に色々な無理を始めた。無理に對して人心は離叛する、ここに野心家が乘して問題を紛糾させる。北條氏の倒壞は、是の如くして促進され、元亨元年後醍醐天皇は、後三條天皇の遺例を復し記錄所を置き親政を宣布され、元弘に至り諸將蜂ひ起り、鎌倉は遂に源氏の族人たる新田義貞の手に亡ほされた。

第七章　室町幕府

中興の失計、室町幕府の開始、戰亂鬪爭を經て、豊臣氏の滅亡に至る

第一　南北朝の對立

元弘元年天皇笠置に幸す、諸國勤王の兵競い起る、二年高時天皇を隱岐に遷す、三年鎌倉陷ゐり、北條氏亡ふ、天皇肇を京師に旋す、明年元を建武と改め、大に皇宮を造營す、鳴呼勢の移る所、禍機肅牆に伏す、貴伸公卿、采邑を取るに急にして、將士を撫するの威なく、賞罰序を失し、武功の將士相次て叛き、州郡の民新制を奉せず天下忽ちにして又た大に亂れ、天皇大和に蒙塵す、是より鬪爭攻伐

寧日なく、勤王の將士相踵て斃れ、天皇吉野の巖隅に據り、厘に神器を守り、南北兩朝相對立するに至る。天皇回興の大謨、治曆後三條遺旨に因つて起り、其名分煥として人心に光炤す、然と雖も戰後の計、社稷の公典を破り、州郡の士民再び鎌倉の舊制を憶ふに至り、尊氏をして源氏の遺嵐を稱し、幕府を室町に開かしむ、而して諸將各其封土に割據し、互に兵を弄して相戕賊す、尊氏より義詮に及ふ五十餘年の間、幕府に制なく、州郡に政なし、民人終に自強自衛の成俗に依り其鄉邑を守る、大江三善二氏の遺謀亦た甚た鞏しと謂ふ可し。

按するに、尤弘藏武の國體、皇統正閏の議論等は、當分識家の斷定に任せて置くが、民政の事は、見捨てる譯に行かぬ。後醍醐天皇が、後三條天皇の遺旨を奉し、記錄所を開き、御親裁を始め、關白職を罷められたと云ふことは、天皇躬ら民に臨まれる社稷政典の恢復に相違ないのであつたが、當初より何等人民に對する愚慕ある御沙汰がなく、直に諸大寺院乃至諸國の將士に詔命が下つて、北條討伐となつたのである。諸大寺院乃至諸國の將士は、唯だ單なる大義に立つて兵を擧げたものなるか、將た領土欲或は權力慾の爲に働らいたものであるか、北條が斃れ、天皇は鎌倉より御還御になると、先づ公卿坊主の采地要求、內裏の大造營將士を堵撫するとか、民力を休養するとか云ふことは、全く忘れて仕舞つたのである。是は後三條天皇の御に義家の地方鄉邑に自強自衛の教を布くことを獎勵せられた宸旨とは雲泥の相違である。天下の州郡が忽ちの內に紛亂じたのは、此名分の虛實が原因である。尤も楠公を始め大義に始終した人もないではない。併し是等純潔の士は皆な早く戰歿し、吉野朝廷は嚴隅を據守する丈けのものとなつた。予は嘗て楠氏の據河泉に於ける當時の民政を知りたいと思ひ、色々と攷査を重ねて見たが、同地方は持に莊園の多い處で、軍賦徵收の考證位はあるが、未だ何等の文獻も見出さない。故に當分楠公であつてこそ、此の莊園の多い民治困難の封土を撫し、あれ丈けのことが出來たと見て置くより外はない。

建武の初年、內裏の大造營等、俄に國幣の缺乏を生じ、遂に楮幣（紙幣）を用ひた、交換組織も何も立てないで、紙幣の通用を強行したのであつた。是が爲め人民は非常の恐慌を起し、市關（市場）は一時に衰微した。由來我國は、和銅中始めて銅錢を鑄り、爾來內國鑄造の金銀銅錢の通貨が、支那朝鮮の輸入錢貨と相混じて通用し、平安朝に於ても延喜弘仁承和嘉祥貞觀寬平より天德の間にかけて遂次に鑄造されたが、爾來鑄造は休止され、鎌倉幕府は一回も錢を鑄らなかつた。儒者の議論は之を王道の衰微の樣に云ふて居るが、

決してそんなことではない。鎌倉時代の市關組織は、多額の流通貨幣を要せぬことゝなつて居り、且つ流通貨幣が多過ぎれば、金融利得者が增加して、良民が困窮すると云ふ處に注意し、市關の取引は大體決濟すけに金錢を用るたもので、大いに信用取引が發達して居つた。故に諸國の國衙より、鎌倉の府庫には、いつも相當の金銀錢貨が準備されて居つても、必ずしもそれを散布さするに及ばないのであつた。それに內國の生産力が相當に發達したので、大陸との貿易も逐次に開け、輸錢宋錢及金銀の輸入も多くなり、全く內國に於て鑄貨を鑄造する必要がなかつた。然るに弘安役後より邊防費戍に鉅額なる國帑を糜し、引續いて鎌倉の倒壞となり、一時に其蓄積したる準備金銀と錢貨が散布されたので、大に經濟上に影響を及ぼし、引續き元弘以來の國亂となり連戰に入り國計益す窮迫し、紙幣の發行となり、大に國民を苦しめた。

朝廷の腐敗と、財政の紊亂、是を其儘にして、只だ自家の權力慾を根底として將士を糾合した室町幕府は武家も地主も一列に舊領安堵を方策の第一義に置いた、謂ゆる其舊領と云ふものが、北條末季以來强將の占奪した勢力區域の保證であつて、鎌倉幕府の規律正しき守護地頭の分布とは、全く趣が異りて居る。是れが大に强將割據の勢力を助成して、幕府も亦た常に强將の制肘を受け、初より州郡齋一の業は出來なかつたのである。けれども鎌倉幕政の遺制たる、鄕邑自强自衛の風尙は、如何なる力も之を變改することは出來ぬ。假令强將が領土を押し擴めたにしても、無暗なる暴欲誅求は行はれない、寧ろ能く鄕邑の自治を認めて、其租稅を收受し、軍國の用度を充足さするが有利であつた、併し戰亂に伴へる世情の變化は、戰亂を利益とする商富豪の跋扈、諸大寺院僧兵の蹶起、各市廛競利の濫行等、鎌倉時代とは打つて代つた有樣となつた。

第二　南北の合同

義滿義詮の後を嗣ぐ、年甫めて十一、細川賴之之を保育し、努めて學問德行の士を擢用し、幕政の變理を圖り、兩朝合一の謀を立つ、而して其民治の規度一に鎌倉の式度に據れり、不幸にして賴之合一の年を以て歿し、管領探題の權徒に大にして、强將互に藩關を擁して相下らす、鬪爭戕賊武人の常習を成し、牽て嘉吉の變となり、以て應仁の亂を發するに至れり。當時大小諸將の領土自ら、分立の勢をなし、其民政の寬嚴弛張、固より相同しからすと雖も、其鄕邑の懷撫宜きを得さる者に至つては、糧窮し兵散し、皆自ら封土を守る能はす、是を以て天下の諸將相競ふて、鄕邑の靖撫を圖り、民の自

ら治むる所に隨て之を統ふる公例を復し、四公六民の制を破らす兵賦の徴課も亦た多く之を富民鉅商に征り、深く庶民を誅殺せさりしもの、亦た亂國の一奇觀となす。

按するに室町幕府に於て、前にも後にも唯一人と稱する細川頼之は、德行もあつた人で、同族中の宿老として族滿を保育し、大に人才を抜擢し、民政整理の手配を定め、先づ第一着手に、南北朝の合一を圖りしが、不幸にして合一に先だつて歿し、竟に民政の規度を正だすに至らず、天下は落關分立の態になつた。併し鄕邑の成俗は猶ほ全く破壞さるゝに至らず、自制的自治に依り、各相當の食糧を貯藏し固く守つて居るので、戰鬪區域以外の地は、意外に安泰であつた。此の成俗は諸將の各所領の富强を圖るに尤も有利であつた、故に謂ゆる四公六民の常例は、猶ほ推持されて、平安朝末季に於けるが如き暴斂誅求は行はれなかつた。鄕邑結束の力は、實に驚くべきものにして、其結果として、庶民は亂世にも拘はらず、意外に安全であつたが、中央都市たる京都は、落關四塞貢道不通の爲め非常に衰微し、武力のない公卿貴戚は益す困窮に陷るつた。

四公六民とは、中田以上の收穫の十分の四を、地租として徴收するのである。假令ば一反歩二石の收穫ある水田より二割（四斗）の落米を除き、上米一石六斗を得るものとし、其内より六斗四升を公租とし、殘り九斗六升と落米四斗、合せて一石三斗四升は、農民の取得とするのである。現今の小作料に比すれば、農民に取つて頗る有利である。

一說に室町式度は建武中に定められたと云ふのであるが、謂ゆる此の建武式目と云ふものは、多少の異點もあり、假令當時に編成されたものとするも、實施されては居らぬ。後ち應永の始めに、三管領四職六頭の制を立てた。又一說には此頃より室町の式度が、鎌倉の舊制に復歸してきたのは、北條氏に勸化されたる、地方州郡の自强自衛の力によぎなくされたものであると云ふのである。予は此說に左袒する。何となれば自制的自强自衛は、鎌倉幕府以來、地方州郡の成俗でありて、容易に之を覆すことは出來ぬ。鎌倉倒滅の後、兵亂の衝に當りし地方、又は諸將の功封等に於て、舊規を變じて軍費の徴求を試みた例は少くなかつたが、其結果は土着民を四散せしめ、租源を枯渇せしめ、管理に多數の役人を要し、結局收支相償はぬ樣になる、そこで多少思慮ある領主は、勉めて其成俗を尊重し、軍國の資源を荒らさぬ樣に努力したのであつた。

併し領土慾權力慾の外に何物もない國郡の諸將は、唯だ其慾望を充たすが爲に活躍した。幕府が之を支配するにも、惰氣なく功封を授與して權威を張らせたもので、之れが爲め三管領以下大諸侯の封地は、數ヶ國を併有するものが出來た。是れが鎌倉の守護地頭の配置と、全く趣を異にして居る點である。而して應水以降諸侯の叛亂抗爭絶間なく、義持、義量、義教、義勝、義政五代三十餘年にして、應仁の大亂となり、是よ

り地震凶荒、天變饑疫頻出し、人心が極點迄に荒み、戰國に入つた。

此際に於ける庶民百姓の情態如何は、從來の歷史家は、大底生民塗炭の苦みにありと斷定的に記載して居るが、實はそんなものではなかつた。固より亂世のととて、地方に依り甚だしき差別はあつたらうが、概して地方の郡邑は自制自治の下に安泰を保たれたのである。其後足利の威權が衰へ、誅求機關が破壞してからは、人民は一入自治を賴みとして、其鄕土を守つたといふのである。故本莊橘里翁は、鄕土史に精通された る制度學者で、其遺書に精しく例證を擧げて、戰國時代に於ける庶民百姓の極めて安泰なりし實況を論じてある。

第三　人心悉く酬す

南北合一の後、義滿驕奢度なく、義時義量相承け、以て義敎に至る義敎機略あり、山徒を刑し、叛將を伐ち、幕威稍や張る、嘉吉元年赤松滿祐の殺す所となり、幕命復た州郡に及はず、義勝嗣き、義政に迄び、關東漸く亂れ、寬正中、地震水旱幷せ臻り、饑疫諸方に起る、而して義政奢侈を好み、土木興造を事とし、荐りに徭役を課す民酷た之に苦む、是時に當り細川勝元山名持豐權を爭ひ、大に京師に戰ふ、兩軍の兵十九萬、相屠りて休せさる者十一年、宮殿第宅灰燼に歸し、貴賤公卿諸國に離散す、謂ゆる應仁の亂是なり、是より幷せて雄を稱す、義政より義尙義植義澄義晴義輝榮義照七世之を幕主と稱すと雖も、權威索然、州郡命を奉せす、民自から其鄕邑を守りて相托し、敢て成俗を變すると莫し、北條早雲（伊勢新九郎）武田晴信（信玄）等、乃ち俗を撫して興る、此間凡そ一百年、武を以て四隣を攻略する者之れあり、民を本として興る者に至つては、唯た此の早雲あるを見る而已。

按するに、義滿の暴奢は、實史の傳ふる通り、人臣の分限を忘れた程で、こゝに太だしき民心の離反を招いたことは、明かである。其義滿の暴奢を見習ふ、更に色彩を加へたのが孫の義政である。此時代が足利の全盛と云へば全盛とも云へよふ。此間に於て我國の美術工藝が大に開けた。今の歴史家には、或は之を義滿義政者俤の賜として喜ぶ先生もある。併し我輩は見方が違ふて、寧ろ自制自治の賜であると云ふのである。此の時代は戰爭を業とした武士以外の人民は、意外にのんびりして居つた。そこに工藝美術發達の餘地があつたのである。

義敎が僧徒を刑したと云ふことは、實に當時の大問題であつた。由來室町幕府は、諸大寺院の舊領安堵を標榜し、折角鎌倉幕府の努力に依つて抑制し得た所の僧徒を復活させたので、僧徒は甲冑に袈裟を纏ひ、あらゆる凶暴を働き、諸矦を凌駕する勢となつた。義敎は一見識ある人物丈けあつて、幕府が諸矦を一臣するには、諸大寺院を抵制し、寺を寺らしく坊主を坊主らしくして、陰謀騒亂の巢窟を掃除するのが先決問題であると認め、思ひ切つて惡僧の首魁數人を刑し、諸大寺院の戒飾に取掛つたが、間もなく赤松滿祐に殺され、義敎の計畫は同時に消滅した。然しながら諸國州郡の强將等が、恣まゝに寺院の采地を占奪することが一入烈しくなり、僧徒の武力は、漸次に衰へてきた。それから義政の代になつては、一面は燃るが如き奢侈淫靡の風俗を助長し、一面は敎るが如き苛役徴課の吏事を强行し、地震水害凶作がつゞき、諸國の兵亂之に乘じて起り、竟に應仁の大亂となり、京都は實に目も當てられぬ迄に破壞し、天下の人心を烈しく騒亂せしむるこ

とゝなつた。

此際にあつて見遁すことの出來ぬ人物は、藤原衆良（一條太閤）である。この攝關の家に生れた衆良は、其身も關白太政大臣となつたが、義持は征夷大將軍にして前規を破り太政大臣となり、義持は征夷大將軍にして内大臣を衆ぬる等、實に亂暴極まる官職の濫用を始め、宗室と藤原氏とは影の樣にして應仁の大亂となり、朝廷の文書も將關家の記錄も灰燼となし、衆良が積年の苦辛を以て蒐集した文書も、邸宅と共に燒き盡したので、衆良は應仁亂後一身を憲章公典の收拾に捧け、屹々として之を大成した。衆良の遺著は今日まで傳へられて居るものも少なくない。就中大織冠傳、公事根源、叙官雜例、代治和抄、江次第抄、撮談治要、日本紀纂疏、歌林良材、連珠合璧等は、皆な學問界に珍重されたものである。又た衆良の遺著に依り、德川氏にまれ、明治政府にまれ、數百年の盛典若くは誤まれる因習を刷正したことは、甚だ多いのである。而も衆良は悲慘極まる境遇を續け、長子の敎房は、應仁亂により邸第燒亡し、一家離散の際、土佐の采地（幡多郡）に走り、土佐一條氏を起したのである。

衆良は多くの武將に文敎を勸め、義尙も其敎化を受け、父義政の奢侈に似ず、亂世に一異彩を放つ樣になつた。又敎房は、土佐に文敎を布き、四隣を風化し、大内氏の文敎も是より起り、對岸大友氏の文風も是より起つたのである。併しながら大勢の推移は、荒みきつた武人の醜暴と、大網の弛頽に依り、全く制馭の方なく、加ふるに天變荐臻引續き、益す天下は紛亂に陷つた。此際地方郡邑の人民が自制自治の成俗を保持し

て、比較的安泰なる生存を續けて居る處に着眼して蜂起したのは、伊勢新九郎（北條早雲）であつた。又た武田晴信（信玄）であつた。

早雲は一浪人より身を起し、頗る民情に通じ、百事鄕邑を固めて、之を基礎に軍國の方略を樹てたのである。故に先づ鄕邑の貯穀を充實させ、それを濫費させぬ政策を取り、徴求の爲めに強て繕役なる量地等はせぬ、成るべく有の儘に寛大に取扱かい、其牧獲したものが領内に貯はへられて居れば、それが一國の力となるものであるとして、克く民衆を慰撫したのである。信玄は本と甲斐源氏で、鎌倉以來自彊自衛の故俗に擁護された家なので、一も二も皆な鎌倉の式度に依り、甲州の耕地不足の國に處し、林産鑛産等を巧に取扱い、先づ其基地たる甲斐の人民を結束させ、次に四隣を併せ、寸を進めて寸を守り、尺を進めて尺を守り、極めて漸進的方略を取つたものである。殊に甲州の經濟政策が、驚くべき進歩を認むるのは、本來農産物の不足なる地域を基點として、左右の農産豊富の州郡を整制した結果である。詳細なることは他日の講過に讓る。

第四　海寇の跳躍

元末明初の時に當り、我邊民の明韓に侵寇する者漸く多し、明屢ゝ

其害を訴ふ、而して竟に之を制するに由なし、應仁の後に迄ひ、邊民數十の巨船を浮へ、往て城塞を拔き、海鎭を屠る、邊國の諸侯陰に之を助け以て自ら利する者あり、而して國内兵革荐りに動き、相模の北條氏、安房の里見氏、甲斐の武田氏、駿河の今川氏、美濃の齊藤氏、越前の朝倉氏、越後の長尾氏、阿波の三好氏、山陽の大内氏、出雲の尼子氏、豊後の大友氏、日向の伊東氏、薩摩の島津氏等各皆な雄を稱して相抗擠し、藩關四塞貢租上らす、朝廷幕府と衰痛其極に至る。

按するに、邊民の海寇は、弘安役以降逐次に增加し、鎌倉覆滅後南北朝となり、南朝の士卒が、多く九州の菊池氏に投じ、それが肥前の松浦、甘草、或は八代等に集まりて海寇に化し、又た四國の讃州沿岸の諸島を根據とせし寇群等は、殊に優勢であつた。菊池氏は或は之を利用して、鎭西府の財源としたと云ふ說もある。大に考ふべしである。後菊池氏滅び、鎭西府も潰れたが、海寇の勢は益す熾んであつた。明の太祖が海

寇の害を訴へたのは幾西府であつた。後義滿に國書を贈り、色々の手段を盡したものであるが、室町幕府は全く手の附け樣がなく、其儘になつた。彼の僧祖阿が太祖に謁見して應制の詩「熊野峯前徐福祠、蓬山藥草雨餘肥、只今海上波濤穩、萬里好風須早歸」を作り、明朝の君臣を驚かした時等は、海寇問題の交渉忽横はつて居つた時である。

明朝も爾來海寇には甚しく惱まされ、各地に海鎭を設け警備を講じたが、後には支那人も相合して寇掠を導くので、遼東山東一帶の海岸より、閩浙安南の地方擧く荒され、竟には長江を遡上して漢口にまで切り込み、南方の奥地も到る處抄掠を受けたのである。高麗の方は海寇の爲に衰亡を速めたと云ふ位で、王禑一代十四年の間に、史蹟に留められた寇害數實に五百十餘回に上つて居る。而も此の海寇は、通商と相混じ、寇賊と商人とは差別が出來ないのであつた。而も其當時我國内は益す亂れ、中央の統轄力のない、應仁以降元龜天正の時に入つては、實に彼等の爲すが儘となつた。けれども其副産物として遣國に大陸の文物が輸入され、又た意外の富力を增殖した者もあつて、諸侯も往々海寇の元締等に軍費の供給を受けたと云ふことである。

永正大永時代、諸大諸侯の分立と、其民政の情況は、區々別々で固より一定して居らぬが、概して民の自ら治むる所に隨ひ、至て簡易なる方法を取つたものである。併し此に見落されぬ問題は、本願寺僧徒の勃興である。是は舊來の寺院と趣を異にし、一定の領土なく、信仰を以て民衆を固め、喜捨を絞り上げて偉大なる財力を擁り、竟に興福寺も延曆寺も蹈み越して、大兵を擁する樣になつた。天文元年に細川晴元が、本願寺の僧兵を假つて京師に入り込み管領となり、本願寺の僧徒が興福寺を焚き、大に其勢力を擴張したのは、我國佛教史の一變化と見るべきものである。

第五　織田豊臣二氏

永祿中、織田信長尾張に起り、四隣の諸豪を討平し、天正元年京師に朝し、天下一匡の方略を定め、令を發して藩關を徹し、道路を修めしむ、信長僧徒の頑傲を見、禍亂の源多く是に伏するを察し、先つ一向僧を伐ち其鋒を挫き、意を決して比叡山を攻め高野山を燒き以て中區の禍根を蕩掃し、大に民政を一新せんと欲し、錬達の士を召致す、細川幽齋等亦た其撰に入る、幽齋は賴之の後なり、信長威望己に揚る、天正九年朝覲し、更に山陽西海鎭禦の計をなし、十年

往て京師(本能寺)に館す、明智光秀の襲殺する所となる、時羽柴秀吉兵を率ゐて備中に在り、馳せ還りて光秀を撃ち之を誅す、瀧川一益柴田勝家等、信長の遺子信孝を擁して秀吉に抗し、戰ふて敗死す徳川家康亦た信長の遺子信雄を援けて立ち、大に長久手に戰ふ、秀吉之と和す、十三年秀吉四國を定む、尋て關白に任す、十四年太政大臣に任し豊臣氏を稱す、十五年天主教徒を磔す、十六年大判小判を鑄る、十七年使を朝鮮に遣はす、十八年關白職を秀次に譲り、自ら大閤と稱す、明年元を文祿と改む、是年大に軍を發して朝鮮を伐つ、二年明使來りて和を媾す、三年秀吉伏見城に徙る、四年令を下して耕田を校檢せしむ、五年慶長と改元す、是年地大に震ひ、城郭屋舍倒壞し、殤亡其數を知らず、二年再ひ朝鮮を伐つ、三年秀吉歿す、家康遺命を以て征韓の將士を召還す、嗣子秀賴年甫めて六歳、而して外征と天變を承け、度支相當らす、家康の勢威、已に諸侯を憚懾し、欵を通する者漸く多し。

按するに織田信長の機略縱横にして、古今無類の闘將であつたことは、今さ絮說する迄もないが、信長が大に民治に意を用ゐて、數百年の大亂を鎭定する志を起したことは、粗ましか了解して置く必要がある。予は曾て故關博直氏に依り織田の部將森長可及關成次の家記を見て、信長は其動作豪放なりしにも似ず、民政に對し極て細心なる注意を加へて居つたことを知つた。信長が天正元年の入洛後に於て、津關驛亭を戒飾し、全國の交通を開き、一里塚を設けて旅行の便を圖りしが如き、諸侯の不當徴求を嚴禁せしが如き、而して田舘貫丈の計劃を立てしが如きは、實に其一班を窺ふべきである。豊臣秀吉が其後を承けて、天下を一匡したのは、全く織田氏の遺謀で、其田藉制定の如きは、織田氏の計劃を其儘に繼續し、秀吉の手に大成しにものである。

戰國は腕力と智略の世であつた。凡二百年間赤裸々の鬪爭を續け、織田豊臣の代に入つて、始めて門地譜代の囚はれより蛻化し、微賤より身を起した秀吉が、關白太閤と迄になり、隨て諸侯にも賤族出身者が澤山に出來たのである。我國の民族と門地に職祿を置き、庶民百姓と甚だしき懸隔を設けた風習は、北條の倍臣政治に依り粗ま押し潰され、戰國に及んで又た更に陷み潰され、織田豊臣の時に入りて、前例の囚られを

超越して、賤族の出身を見るととなつた。庶民の立場より見れば、實に痛快なる大變化である。殊に其僧徒の凶事を叩き付けた決斷の如きは、實に乾坤一擲の危險極まる大事業であつた。一說に當時信長は、僧徒を討つて天下の人心を失ふや否や、先づ之を試みたもので、若し不幸にして天下の人心が去れば、大事は出來ぬものと決心して居つたと云ふのである。光秀が信長を弑殺して、寺領安堵を聲言したのと聊か此間の機微を伺はれるのである。又た信長の時に天主教會堂の建設を公認した。尤も當時天主教信者は、諸侯より庶民に及び、新武器の輸入乃至築城遣兵等より薬物其他の輸入及び製造等、天主教牧師に依りて便利を得たものであつた。

秀吉は信長の歿後一時に勢力を得、其天廣の智略を以て、巧に猛將を驅使し、天下を一匡したが、可笑しい稱官職希の强い人で、關白より太政大臣、大閤と昇りつめて、大陸攻略の企をなし、天正十七年に使を朝鮮に遣はし、大明征討の前驅となれと强要した。朝鮮は素より命に服しない。そこで朝鮮征伐を決行した。然るに大陸の事情に聞い將士、戰には勝つても萬事思ふ樣にならぬ、明の媾和使の來朝に依り一旦將士は遽に撤兵したが、媾和不成立に依り、再征となり、其翌年に秀吉は長逝し、大陸攻略の事は休止された。此の朝鮮征伐のことに就ては、名分のない出師をしたとか、無謀の擧擧であつたとか、著者も少年時代より耳の酸くなる程、先輩の說を聞かされたが、究極する處は、數百年來荒れ盡した戰後の經理を立つるに就て、何か一つの大事業を企てねば鬼が付かぬと云ふことが、豪放極まる秀吉の頭腦に入つて、決行の運となつた者と見て置けばよからう。

此際に突發した慶長元年の大震災は、實に豐臣氏の財政を極點迄に破壞したものである。其震災の慘烈なりしことは、梵舜說、御浴殿日記等に載せてある通り、伏見城の大奧丈けで、上臈女房七十三人、中居下婢五百餘人の死亡があつた位で、其他は推して知るべしである。又た豐後の瓜生島が海中に陷沒し、山崩れ地裂け、海嘯到る處に起り、人民の死亡其數を知らずとあり、而かも地震は其後六年間も引續き、あらゆる慘害を重ねたので、豐臣氏の財政は殆んど破滅するまでになつた。

豐臣氏一家の中で、尤も民政に意を留めた人は秀次であつたと云ふ說がある。文祿四年檢田氏の遺謀たる田制の刷正を始め、先づ耕田の量丈に着手したのは、秀次が首謀であつた。是年に讒者があつて秀次は高野山に幽せられ、竟に自殺することゝなつた。初め秀吉は高野山の坊主が命乞ひをするものとして幽囚したが德川家康は坊主に賄賂して、命乞をやめ自殺を强へさせたと云ふのである。賴山陽も此說を是認したが、當時德川氏を憚かり、文章に工夫を凝らして「山僧無情」の四字を下したと云ふことである。此の秀次の人物を非常に惡るくしたのは、全く德川方の宣傳に出たもので、此人が殺されて後は、秀吉の影が著しく薄くなつて、豐臣氏の帷幄は、頗る不纏まりとなつた。

天正十六年に大判小判を鑄造した。是れが我國に於て貨量の一定した高等貨幣を鑄造した初めである（後篇第七講第一參照）尤も其以前に武田氏の發行した甲州金はあつたが、是は甲州一地方より發行されたもの

である。天正の末年は猶ほ戰亂中に屬し、府庫空乏であるべき告だが、實は意外に多額なる金銀が蓄積されて居つたのである。是は內國に算外の產金があつた譯ではない。彼の海寇が大陸各地より持ち込んだものが其大部を占めたと云ふことである。予は朝鮮の宋乘畯子に依り、諸家の古文書を渉獵し、高麗の末期より李朝の中葉までに、海寇の爲めに掠められた金銀の驚くべき量に上つて居ることを知り、又明の林子幹の海寇に對する對事を讀み、海寇に依り、錢莊、銀房、及州府大賈の類が、多額の金銀を掠奪されて居ることを知つた。此等の記錄と、我國に金銀の多かつた實況とを對照して見れば、豐臣氏の府庫に金銀の蓄積されしは別に何の不思議もない。

第八章　江戸幕府

徳川氏の創業、江戸幕政、王政復古、薩長閥の擡起、

第一　江戸の初政

家康勢威大に揚り、頗る豐臣氏を蔑視す、石田三成小西行長等、黨を集めて之に抗し、慶長五年大に關ケ原に戰い、軍敗れて皆な戮せらる。八年家康征夷大將軍に任じ、足利氏の舊例に依り源氏長者と稱す、是歲幕府を江戸に開く、十年家康職を秀忠に讓る。十四年諸侯の妻子を質とし、其邸を江戸に築かしむ、又令を發して大船を造るを禁す。十九年六阪密に兵を備ふ、家康秀忠大擧之を擊つ、明年

城陥るや秀頼以下多く自刃す、家康秀頼の遺兒を屠りて其種を殫くす、是に於て家康豐臣氏の祭祀を停め、朝廷十七條武家十三條の制を撰し、奏して之を頒布し、大に諸侯に課して江戸城を修造せしむ列藩之れが爲に大に疲れ、天下の士民默止して死するが如し、此歲家康歿す、家康儒者林道春、僧天海等の説を容れ、天主教を嚴禁し、努めて異説を排除す、是より佛教儒術官庸に墮つ。

按ずるに、家康は秀吉の死を待つて自家の野心を遂げたもので、關ヶ原役、大阪冬の陣夏の陣のことは、今ま改めて講過する必要もあるまい。但だ一般歷史では秀頼は庸弱なる貴公子の樣になつて居るが、實は年に似合はぬ傑とした人物で、家康は物に恐れを抱いて居つたと云ふことである。又大野春長等が奸佞なる小人の樣になつて居るが、是等は皆德川方の宣傳であつたと云ふことである。倘しこの秀頼が相當な人物であつたとすれば、德川氏に取つては、實に目の上の瘤であつた層である。之を取除くには、秀吉の塚土の乾かぬ內、外征と地震の瘡痍が癒へぬ內が絶好機會である。老猾なる家康は、水も漏さぬ計劃を立て、前後十六年を費や。し、豐臣氏の遺種を殫して、江戸幕府を創立し、朝廷十七條武家十三條の制を立て、上皇室を傀人となし下諸侯を白屍となす工夫をした。要する所は地方を枯らして、中央なる江戸の權力を鞏固にし、萬事威令を以て統轄する方法である。殊に黑衣の宰相と稱せられし僧天海の意見は、天皇を降して伊勢大廟の祝人となし、古の神祇伯の如くし、公卿は皆關宜に補せよと云ふのであつた（照代記）又た或る儒者が紀州藩に建言したものには、將軍宜しく帝位に即き、天皇を大和公に封すべしと云ふこともある。當時彼等の思想は、今日より想像も出來ないものである。

此の觀念より割り出した江戸城の修築は、悉く諸侯に賦課したもので、諸侯は又た各其領地の庶民百姓を絞り上ぐることゝなり、地方の州郡は實に甚だしい困弊に陷つた。併し德川幕府の政策は、他を誅殺するには甚だ峻酷であつたが、自家の日常は甚だ儉約的であつた。其結果として江戸街衢の經劃等は、頗る意を盡したもので、諸侯の邸第、寺院の苑囿、池溝の疏通を適宜に配置し、橋梁渡津の傍側、乃至河岸阜頭には、家屋の建築等一切を禁じ、防火避難の餘地を存して、變災を一小部分に喰ひ止むることゝしてあつた。

民政は當初に於ては、豐臣氏の儘で、列藩諸侯も舊態を改めなかつた。故に四公六民の公租は、矢張從前の通りであつた。併し橫物成と稱し、特別稅が賦課されたので、庶民は本租よりも寧ろそれに苦しんだ。「百姓は殺やして殺さぬ」等と云ふて居つた德川氏の政治は、何となく慘忍な處がある。

第二　女主の擁立

元和九年家光職を繼く、是より先き秀忠の女和子入て液庭に侍す、興子内親王を生む、中宮に昇る、寛永六年天皇位を内親王に禪る、是を明正天皇となす、天武の統稱德に絶ちしより以來、復た女主を戴かす、秀忠敢て此事をなす、上を剋するも亦酷たしからすや、德川氏己に國舅を以て大權を掌握す、乃ち寛永十年軍賦の制を布き、十二年武家制度を頒ち、以て諸侯會同の期を定め、朱印船を停め商舶の外航を禁し、更に天主教を禁す、十四年天主教徒島原城に據る伐つて之を殫くす、是より天主教徒の殺戮慘を極め、佛徒を庇保して之を監せしむ、布施供養民財を征ること甚た酷なり。

按するに德川氏の施設は、織田豊臣二氏の豪快なる方策と違ひ、萬事倭約的にして官僚式であつた。當時の地方區別は、藩鎭分封なので、各藩固より同一民政を敷いて居る譯でなく、自然舊來の慣行を其儘にして幕府の支配に進ふのであつた、故に元和以降、天下の大小諸藩の政治は、廓然として幕府の指揮に變化したのである。

この德川氏が先づ貴成堂上を身動きも出來ぬ樣にして、庶民百姓を極點迄に抑へ附け、自家の權威のみを擴充したのは、決して鎌倉の舊制に準據したものでなく、足利中世の因習を蹈踏したものである。而も彼の織田豊臣の時代に於て、大に人才登用の端を啓きしものを、德川に移りてからは、再び門地譜代を重んずるとなり、德川自家の門業は云ふ迄もなく、大小諸侯を悉く階級的に律し、飽くまでも、世祿世職の制を勵行し、天下の大小名を貴族式に飾り、家康の孫に當らせらるる、內親王を立つるが爲に、後水尾天皇の御退位を强要し、僅か七歲の女帝を推戴することゝしたのは、時町にも前例のないことで、是を如何に觀るべきものであろふか。

德川氏が足利の遺例に據り、源氏の長者を標榜して、征夷大將軍の世職を贏ち得た所の系圖の討究は、我輩の關係すべき必要もないが、當年の急造に係る源氏の長者たりしは相違あるまい。德川が源氏を稱し、毛利が大江を稱し、島津が以仁王の遺裔と稱し、前田が菅原の遺胤と稱し、各其自家の系統を飾つて、門地を誇る樣になつたのは、德川氏の興勃となりしより始まつた一種の流行であつた。

高貴ならざるものが、强て威嚴を飾るには、階級組織に貴賤を種別するのが便利である。且つ其威嚴を飾ると云ふことは、庶民百姓を信服さする、官治組織の妙訣である。そこで德川氏の階級組織に、貴族倣飾の濃厚なりし反面は、庶民百姓の强壓であつた。典祕家安西氏の藏書、公儀諸達控書の說明によれば、當時德川幕府の政策としては、地方農民を殺さぬ程度に疲らかすのが、最要目的としてある。且其理由とする所は

慶仁以来農民に餘力ある地方より起つた諸將は、容易に討平さるゝものでない、故に諸侯領土の農民を枯らす方法として、先づ諸侯平日の用帑を多くせねばならぬ。それには諸侯の江戸邸を壯大にさせ、參覲往還に莫大なる費用を費ふさせ、更に其實力を蓄知して、土木興造の公役を賦課する、左すれば諸侯は、其領土の人民と共に遂次に疲弊すると云ふのである。

併しながら、仁政は看版である。誅求を擅騰すると云ふことは決してせぬ。從來の通り、公四民六の租法は、公定の標準として、之を超過することは許さぬ。併し横物成と稱し、賦課税を課することを默認した、其限度は百姓を殺やさぬ程度と云ふのであつた。

且つ又た政治の側面に宗教を助成し、祭禮佛會を巧に利用した。假令ば秋の收穫を終り、百姓の懐加減のよい時に、祭禮を開き佛會を行ふ、是れで相當に絞り上げ、冬になれば正月の儀式を張る用意に失費を用し爲に春の準備が手薄くなる。此に乘じて賦役を課し、尋で苦しい夏祭り盆供養を濟まさすれば、一般の百姓は、腹を餓やして秋の收穫を待つ樣になる。倘し此間に天災凶荒等があれば、饑孚野に充つるの有樣となるのである。徳川時代前後數回の飢饉は、擔著の震災凶饉考を一覽あれば、一と通り了解が出來るであらう。

官治組織の心底は、獨り徳川氏のみならず、凡そこんなものである。本來官治組織は、其支配者、及び其同類參族の位置を、普通人以上に安泰にするのが目的なので、同類參族以外の者よりは、絞らるゝ丈け絞り取らるゝ丈け取るのが當然であらう。徳川氏二百五十年の間、固より多少の相違はあるが、大體に於ては其政範を一貫したものであつた。

最も善良なる官僚式人才の養成は、朱子の學說を奉ずる林道春を以て官學を開かしめ、最も柔和なる服從的庶民の動化は、八宗兼學の天海を推して、厚く佛教徒を保護し、大に天主教徒に壓迫を加へた。序に一癖ある浪人等は之を天主教徒と見做して殺戮した。彼の島原城に集まつた天主教徒は、一隅に壓迫された遺類であつた。歳が數十の大小名が攻めかゝつて容易に潰せない、武門式士の力も已に大に衰ろへて居つたかと、疑へらるゝ。寛年島原城は、糧食盡きて陷落し、全部鏖殺され、それより、一入佛教の保護を厚くし、天主教徒の殺戮を勵行した。長崎文書によれば、承應迄に刑死者の總數は三十餘萬人に上つて居る。此機會を以て、各寺院は都ての人民を門徒となし、天主教徒にあらざる證明を與ふる爲めに、手數料を貪ほり、實に莫大なる利益を收めたものである。殊に其近親者乃至知音者が、天主教徒であつた等の場合には、身代の大部を絞り上げた例も少なくない。是れが坊主共が保護の爲に墮落する樣になつた一大原因である。

第三　幣制の弛頽

寛永中幕府大に錢貨を鑄る、爲に金銀判價と錢貨と差隔し、幣帑の制大に紊る、慶安の乱之に乘して起る、尋て明暦の大火、江戸を蕩

燼し、善後の計竟に成らす、天和元年家綱家光の後を承け、益す錢貨を濫發して其急を塡め、竟に秀吉造る所の方廣寺の大佛を毀ち錢を鑄るに至る、而して綱吉職を襲き、度支相當らす、國財益す窮し更に惡貨を發行して小康を圖る、判金分金朱銀自ら隔差を生す（元祿十年二朱金を發行し、寶永元年寶字錢を發行す）當時上下淫奢俗を成し、官司弊事を趁ふて移り、幾んと誡むる所を知らす、元祿十六年地大に震ゐ、屋舍倒壞、之に續く火災を以てし、後五年（寶永四年）又大震海嘯の災あり、江戸の街衢と幕領の郡邑、荒廢其極に至る。

抑するに、江戸幕府の幣制は、初め豐臣氏の天正慶長の大小判の發行を其儘に襲踏し、慶長判金に類似した東判を發行し、家光の代に移つたのであつた。處が江戸經營の規模が、非常に廣大であつたのと、諸侯の參勤、都ての儀飾が華美になつてきた爲め、經濟情態が大に變はり、隨てその流通貨幣が不足を生じ、下等貨幣たる錢の鑄造を始めたのであつた。然るに錢貨は非常に利益あるもので、當時の銅の實價の六倍前後になつたと云ふことである。そこで錢を無制に鑄造して、政府の收入を圖り、併て俗吏の懷も肥やした、是れが財政紊亂の源因となつてきた。

古代の幣帛組織は、今日の樣に數理的に標準して、限度を定めてはなかつたが、大體の要領は、金判と銀貨と錢との比例標準が定まつて居るので、或る場合金銀が高くして錢が低くければ、政府は金銀を以て錢を兩換して常に市價を平均させたものである。然るに家綱の代には、幕府の用度が嵩んで、其繼衝を取るべき準備が手薄くなり、それに追かけ〳〵濫發した錢貨が、市場に充滿してきたので、大小判は皆な富者に占有され、益す其兩換價値が昂上した。その幕政の調子に乘じて事を組したのが、由井正雪の一黨である。此の問題は一呼吸の間に片付いたが、兎に角家康以來の征夷府に一矢を酬いたのは、浪人者の正雪が第一着であつた。それに引續いて明曆の大火があつた。十萬八千人の燒死者を出した位なので、實に江戸を滅盡したと云ふてもよろしい。かくなつては財政の整理は更に困難である、殊に蓄積を墨守するを以て能事と心得て居る俗吏共は、錢貨を濫發して小康を圖つた。

間もなく綱吉の代となり、柳澤保明が擢用された。是は講談本に歌はるゝ程の奸人で、又た元祿の時代的寵兒であつた。固より引締つた政策を取ろふ筈はない、錢貨の濫發に續くるに、金銀幣の質量を低下して惡貨を鑄造し、其一時の急場を塡め合はせた。更に各種の特權を許可して收入を圖ることゝした。前規も公例もメチヤ〳〵となり、河岸津皐紫昌地域の要點等逐次に富豪に發併さるゝ事となつた。是より貧富の懸隔は

益す甚しくなり、失職者は益す多くなり、博徒は横行する、盗賊は紛出する、放火殺人續々として起り、吏員を僞稱しても制しきれぬ、寛に任侠（博徒も暴力團も破落戸も）に擯斥を托し、永久不抜の陰害を遺留した。

明曆の大火より四十六年目の元祿十六年に、又た〳〵大震大火があつた。江戸に三萬七千人、小田原より品川間の街道に一萬五千人、安房上總に拾萬餘人の死者を出し、引續いて五年目の寶永四年に富士山の爆破があつて、五畿東海四國に跨がる地震海嘯が起り、各地に非常の慘害を及ぼし、幕領は殊に烈しかつた、かくなつては人心は益す乖戻する、財政は益す窮迫する、復舊事業は事毎に行詰りとなる。そこに寶永六年即ち大火災後の二年目に綱吉が死んで家宣の代となり、四年にして吉宗の代に移つた。此の十年斗りの間に又々惡貨を濫發し、諸種の特權を濫許し、ありとあらゆる姑息政策を弄し、幕府組織の基礎に大疵を付けた。

備考　銀幣を寶字銀に改鑄し、又は寶永大錢を鑄造し、貳朱金を金幣に改鑄し、正德新銀を鑄造せる等は、皆惡貨濫發の爲である。

古來我大小都市は、食糧供給區域を量定して、其規模を定めたものにして、鎌倉幕府は、特に此點に注意して、其城府を經營してたのである。故に江戸幕府に於ても、當初此例に遵ひ、西に尾張藩を置き、東に水戸藩を置き、其左右前後に諸代の諸藩を配置し、江戸の食糧供給區域を參遠以東常磐以西とし、變事に處する

る防守の準備と、常時に於ける奸商の投機商事とを抵制することゝしてあつた。仍て苟も江戸の常備米に缺欠を生ずる虞あるときは、直に老中の協議を開き、之を補充する方法を講じたものである。然るに江戸開府以來の政策が、中央權力の擴張に重きを置きし爲め、江戸の繁榮と其人口の增加は、意外なる消費となり、而も其給供地が街道に沿へる爲めに次第に消費を增し、其各地方の常備米不足を告げ、當初の量定區域内にては、支持困難となり、從來水戸藩を限界としたものを仙臺藩まで擴めた。水戸は德川氏の親藩だが、仙臺は外樣の國司、自ら一敵國の觀をなせる歷史ある雄藩である。其仙臺に江戸の食糧供給を受くるは、相違なく江戸の生命線を握られたもので、一朝有事の場合に、其防守に大缺點を生ずることは免かる可からざる譯となる。（今の本石町は仙臺本石米を蓄積せし舊地と云ふ）幕府が地方諸侯を削弱する爲に、江戸の擴大を圖りしものが、遂に江戸自ら給養に堪へざることゝなり、此の結果を招きしは、其量定區域の制を破れる發端で、是より以後は、不足に隨ひ無制限に諸藩の供給を仰ぐことゝなり、幕府は追々諸强藩の經濟的拘制を受くる傾を生じ、其衰亡の氣運を迎へた。

第四　改革の蹉跌

綱吉の後、家宣家繼を經て、吉宗職を襲く、是時に當り紀綱弛頽、

弊實內外に滿ち、復た之を變理するに由なし、吉宗即ち學問才能の士を擢き、大に幕制を更改し、努めて游官冗吏を除き、倡優巫蠱を斥け、節儉躬行自ら先んし、以て幣政を刷正し、諸侯の參勤交番を緩るめ、自慎自制の組織を立て、精勵刻苦十餘年、治績大に擧り、天下翕然として其澤に化す、德川氏吉宗を以て中祖となすもの、良に所以あるなり、當時碩學鴻儒朝野に起り、官學と相磨礪し、儒術文藝、政刑、曆數皆な大に進み、工藝百枝復た舊日の觀にあらず、不幸にして享保十七年の蝗害、西南諸國飢饉し、餓死する者十六萬九千九百餘、更新の業之れが爲に大に阻む、而して家重職を襲き、政を嬖幸に委し、遺謀を續く能はす、家治其後を承け、弊實更に益す加はる、是より先き實曆中處士竹内式部京都に在り、近江朝令を講す、公卿之に學ふ者多し、幕府式部を捕へて之を流し、公卿十七人の官爵を削る、後山縣大貳藤井右門を梟し、上野小幡藩主織田信邦の封を沒す。

按するに、綱吉の亂行に續く、家宣家繼の二代は、殿中より市井に至るまで風紀頽壞し、二回の大災に因る財政の窮迫と相混じ、一面は窮民飢寒を叫び、一面は官司淫靡を誇ひ、全く手の付け樣がなかつた。凡代吉宗は、紀州家より入つて將軍職を繼ぎ、此の難局を引受け、先づ恐く不急の土木を罷め、冗官游吏を廢止し、自慎自制の方法を立て、之を江戸市內より幕領の鄕邑に施行した。謂ゆる伍人組制度である、是は古制の井伍組織に據り案出されたもので、鎌倉の自強自衛の遺式であつた。然るに此の大改革の結果として、多數の失職吏員と失業細民が出て、一時江戸は不景氣の極點に陷つた。そこで吉宗は利根運河の開鑿、其他の大土木を起し、勞働者を救濟することゝした。土方人足の類は兎に角是にて救ひ得られしが、藝人娼婦等の游業者は全く救ひ樣がなかつたと云ふことである。

此の自慎自制の組織は、調和的なる自治的隣保相助を趣旨とするもので、火災盜難都ての警戒より、佛會祭禮冥葬又は住民の營業許否借家人借家料の取締等に至る迄、皆な之を町村の相談に一任するのである。今日より見れば純然たる自治警察であつた。其結果は莫大なる行政費を節減し、賣春賭博徒等は、期せずして驅逐され、それ等の非類說物は一隅に押し詰められ、檢察甚だ簡便となり、火災數は忽にして二十分の一に

減じ、整理も十分の一弱となつた(松平兵庫日記)。且つ町村の年寄に仲裁權を認めたので、爭訟は非常に減じ、奉行所の役人を少なくすることゝなつた。

かくして先づ江戸の剩民を驅除し、實理の端緒を啓き、更に諸侯の參勤を緩るめ、其困弊を救濟することゝした。之れが爲に復た江戸に在番士卒の數を減し得た。是は大正の復興事業大東京經營の方針とは正反對で、吉宗は地方の經濟力に權衡する中央として其更新を計劃したものであつた。初め江戸は地方力を削弱する目的を以て、其擴大と繁榮とを圖つたものであるが、擴大と繁榮に伴ふ冗費の增加と弊害の宿滯は、遂に江戸自ら其支持に堪へきれぬことゝなつたものである。吉宗が大岡忠相（越前守）等の人才を登用して、大膽清を圖つたのは、寧ろ家康以來の基礎方策を更改して、新たなる江戸を堅實なる江戸に改める譯なので、俄に廢免された處の從來の游官冗吏の輩は、保守的立場より反對運動を取つた。享保七年幕祖以來の德川家に關する著作刊行を禁じたるは、是れが爲だと云ふのである。

同時に吉宗は幣制の改革に着手し、享保判を鑄造し實字銀の通用を禁止した。享保判は質量共に正確なものであつたが、是は寧ろ失敗であつた。經濟上の公例とする惡貨は善貨を驅逐すと云ふ結果は、此時に於て實に明かに實證され、善貨たる享保判は、發行に伴ひ惡貨に兩換されて、忽ちの間に影を留めぬ迄に富者の占匿に歸した。（後篇第七章第一參照）併し從來の濫發に次ぐに濫發を以てせし、雜然たる惡貨は、逐次に回收され、物價は稍や平調を保つことゝなつた。

吉宗は頗る學問を好み、大に學問を奬勵した。學者は、官學たる林家の系統以外に、新井白石、物茂卿、伊藤仁齋、高瀨喜朴、中江藤庵、室鳩巢、岡島冠山、雨森芳洲等が現はれ、實學者も相當に出來た。然るに享保十七年に大蝗害があつて、十八年は西南地方が饑饉となり、十六萬九千九百餘人の餓死者を出した。當時幕府は前例にない方策を取り關東米を送り、其救恤に努力したので、大に殲亡を防ぎ得たと云ふことであるが、併し之れが爲に幕政更新の事業は大蹉跌を蒙つた。幾ならず吉宗重疊を襲き、吉宗の遺業は、又たメチヤ〳〵になつた。

家重は土偶人同樣の將軍で、老中堀田正亮と、籠臣沼田意次等が幕閣を掌握し、家治後を襲き、沼田等の權勢は諸侯を指嗾するの勢となつた。沼田は側用人より累進して老中となるまで四十年間、ありとあらゆる姦曲を働らき、幕政は又た〳〵元祿後のそれ以上に紊亂した。彼の有名なる竹內式部等が勤王說を主唱し、公卿十七人の刺官、山縣大貳岸井右門等の梟首となつたのは、實に此の田沼の全盛時代であつた。

一般では竹內式部の學說を、唯だ勤王と云ふてあるだけであるが、歸雲翁（大中臣友安）の遺書によれば近江朝令を讀じたとしてある。近江朝令は云ふまでもなく社稷體統の自治である。當時其事を幕府に內通したのは、關白近衞內前であつた。其結果として公卿十七人は刺官となり、其他の門人は四方に離散し、九州東奧に知らず〳〵其學說思想が宣布された。而して甲州の山縣大貳が上州小幡藩の織田氏に關係があつて、織田氏が波封せられたに就ては、又た種々の說があるが、織田信邦は信長六世の孫にして、代々京都との貴

徴があつたことは、大に幕閣の綱紀を紊るた譯である。其後高山彦九郎が上州の出身を以つて勤王說を唱へ九州に遊び、都に遷都院に依り近江朝令を聞きたいと懇請し、又た蒲生君平が古制の研究に一世を波した等は、彼の革命兒の號るが如き精神の發現である。

第五　幕末の衰亡

天明七年家齊入りて家治の後を嗣ぐ、松平定信老中となり幕閣の機務を綜理す、定信幕家の連枝を以て學德共に高く、朝野望を屬す、其任に就くの初め、歷世の失計と凶饉とを以て、穉耀の制大に紊れ米價狂騰殆んと之を制すべからす、定信才能の士を擢き、大に治道を圖る、然れとも宿瘼痼滯し、吏事弊習を襲ひ、一利を除けは一害隨て起り、其根幹を革むるに由なく、而して家齊奢侈を極め、復た國の大計を省みす、定信竟に文化九年を以て致仕す、是より文政を徑て天保に及ひ、太平昌盛の極、百度腐爛し、幕府衰亡の兆此に起る、寛政以降、學問漸く野に布き、處士の風氣大に變す、而して外舶の來航、邊防の急を告け國用辨せす、又た荐りに錢幣を濫發して之を補ふ、天保八年家齊職を辭し家慶嗣く、時連年の凶荒を以て、餓孚野に滿ち、大鹽平八郎の亂あり、後七年弘化元年暴風洪水の難あり、又四年嘉永元年地震海溢の變あり、又七年安政二年大震火災江戶を蕩盡し、殤亡數十萬人、國計窘迫、善後の計幾んと立たす、幕府の威信大に墮つ、是より先き、家慶の時、水野忠邦幕閣の機務を掌とり、銳意治を圖る、然れども時尙柔惰にして、群吏之を怨み、婦女便嬖の讒譖に遭ひ、阿部正弘之に代る、正弘克く强藩の間を調和し危局を支ふと雖も、頽運固より動かす可からず、米墨佛英蘭五國通商を促迫し、朝廷幕府と離攲扞挌して國中鼎沸す、家定より家茂に至り、井伊直弼

閣老を以て五國條約を締結し、大に攘夷の徒を捕斬す、越へて二年(萬延元年)處士直弼を要撃し之を斬る、是より大和の變となり、京師の亂となり、征長の役となり、家茂大阪の陣營に歿し、慶喜職を襲ひ政權を奉還す、此の變革の際に乘し、諸強藩競ふて贋貨を製し之を散し又た楮幣を濫發す、財政紛錯、諸藩亦た自ら支へす、竟に其藩籍を奉還す、薩長二閥是に於てか興る。

按ずるに、天明三年の饑饉に、十餘萬人の餓死を出し、引き續き飢疫に惱んで居る際に家齊の代となり、松平定信（樂翁）が老中として政理に取掛り、大に人才を拔擢して庶政の改革に志したが、實は已に手後れで何一として根本的に手を附くる暇に行かなかつた、初め定信は、米穀配給を奬理し、それより幣帛の奬理に移る手筈であつたが、飯商の跋扈は、諸藩の米俵（諸藩多く米俵を賣出し、二年先き三年先の租米までも、飯商の買占むる所となれり）を占有して市價を左右するので、實に手の附け樣がなかつた、そこで倉庫制度の整理を勵行し、糶糴を按排して之を緩和することゝした。幣帛の奬理は、惡貨の充滿に依り、全く改正の方法がないので、機宜の措置を取り、一時的經濟安定を圖つたのであつた。

當時太平爛熟の極で、華奢淫靡の風に充たされたる社會は、固より百年の大計を說いても、人心に微動も與へない、先覺の學者は、痛く心を苦しめ、茅逸文章大に見るべきものも多かつたが、是は社會の一部分に讀まれた迄であつた。有名なる賴山陽の日本外史、林子平の海國兵談等も此時代の名著である。由來太平は世運の靜止である。『易るに依りて漸む』其行詰ると云ふことは自然の數である。諸藩の侯伯は各其封土に安んじて土偶人となる、士人は世祿を食み遊食して居る。學問才藝の處士は用ゐ處がなく、卓野に朽死する。庶民百姓は租稅製造機械として取扱はれる、是れが永久に易はらぬとすれば、天道は地獄道である。

定信は學識ある人丈けに、早く其志望の行れぬ時代と云ふことに氣が付いて、致仕して高蹈した。是より家齊は豪奢の限りを盡し、侍妾數十人を蓄へ、子女五十一人を設け、謂ゆる江戸の繁昌時代となつた。是より家慶の代に移り、天保の大饑饉に遭ひ、大鹽平八郎の亂が突發し、人心に大變化を起し、續て風害水損海嘯屢々起り、安政二年の大震火災となつた。此の大震火災が實に幕府の財政を根底より破壞した。

天保の饑饉後、水野忠邦が老中として改革に取掛り、實に思ひ切つた事を斷行し、婦女變人の讒誣に依り免職され、今日迄專制家の張本人の樣に見られて居るが、實に其時は高壓政策の外、何の方法もなかつたのであつた。本莊橋里翁の遺書には、將軍が更に忠邦を信任して大斷行を遂行させたならば、猶ほ回復の見込があつたと說いてある。安部正弘が其後を引受け、水戸老公（齊昭）と島津（齊彬）との間を調和して、幕

府の運命を懸力の下に支持したことは、見様では多少の功労がある。今に徳川氏が公評として祭祀の絶たぬのは、大に正弘に負ふ處がある。

正弘の没後、伊井直弼開老となり、謂ゆる安政の大獄を起し等て萬延元年櫻田の變、それより維新復古となるまでの經過は、世間周知のことなれば略過を省くが、薩州加州等の諸強藩が競ふて資金を濫發し、又た楮幣（銀札）を流布して、一國の財政を破壊したことは、幕府の政權奉還後迄續行したもので、彼等に民政に對する觀念がなく、只だ自家の功利卷に國事を玩弄したことが窺はれるのである。然かも其諸藩自ら支持罷免に關り、封建奉還なる美名の下に、藍長閥の勃興となつたのは、人民を根本として社稷體統の復古を、誠心誠意より遂行したものであろふか、其名と其實は或は別々ではなかつたらうか。

結論

封建奉還、歐洲文物の輸入、人心の變化、必至の氣運

一、戊辰の維新と薩長閥

維新の當初に發表された五條の御誓文は、相違なく變革後の人心に新警なる標的を與へた。併しながら此御誓文の趣旨精神は、已に慶應三年十月十四日徳川慶喜の上表中にも見え、諸強藩の封建奉還の上書中にも見えて居る。之を簡單に評すれば、天下の氣運が是等の方向に進んできたので、此御誓文が發表せられたのである。

本と王政復古の素は、極て單純なる名分に始終したものにして、王政の規度を正だして、廟堂の順序を啓くべき組織ある議論は皆無であつた。筑後の眞木保臣が、維新前近江朝令のことに就き、堂上公卿に手を入れて見たが、何の得る所もなかつた。又た、越前の由利公正が、橋爾家の文書に就き研究しようとしたが何の得る所もなかつたと云ふことである。是の如き情態より出來上つた王政復古のことであれば、折角の維

新の事業は、薩長二藩を中堅とする功利欲の集團に翻弄され、國民の全部が勤王の美名に醉ひ、文明開化を謳歌し、關門立法の新國が急造されたのであつた。

就て列藩諸侯の封藩奉還の事は、表面から見れば、實に思ひきつたことの樣であるが、深く其裏面を探究するときは、彼等に意外千萬なる底意があつたことを認める。當時重立たる列藩諸侯は、財力極點迄に疲弊し、此儘兩三年も引續くとなれば、全く自滅の外はないのであつた。有數の大藩にしても、莫大の負債を重ね、其利拂すら滿足に出來ないので、ありとあらゆる研究の結果、封藩奉還を名分として、此の耐へ得られぬ苦痛を翻轉する工夫をしたものであつた。

由來大名は、自己の家を大事にすることより外、義理も道理も辨まへぬのは、之を尊臣氏滅亡當時に一考すれば略ぼ分るのである。彼の黒田と云ひ、藤堂と云ひ、どれもこれも豐臣氏重恩の諸侯、それが平氣で寢返り打つて、勢のよい德川の命令に屈從したではないか。維新の封藩奉還、若し是れが無償の奉還にして自家を維持する上に不安があつたならば、彼等は決して承知するものではない。維新の封藩奉還は寧ろ從來より氣樂に一家の維持が出來ると云ふ見込が附いたから、事容易に成就した譯である。

江戸幕府時代に於ける、諸侯地行收入の分配は、其總石高の十分の一を藩主の所用に供し、十分の九を藩士に分給するのが常例であつた。其十分の一、乃ち十萬石の大名で、一萬石を以て藩地居城邸宅の營繕より江戸鄙の諸用、隣藩の交際等を辨じて居つたので、いづれの大名も餘んど餘裕はなかつた。且つ幕府の統轄

方針が、大名を枯らす一方なので、其參勤交代に巨大の費用を費させ、婚姻其他華美なる儀飾を强へて、いつも動きのつかぬ樣に疲らしてあつた。それに嘉永以來、外患と內紛が一時に起り、續いて安政の大震大火其後に至りて攘夷論が起る尊王黨が騷ぐ、國事は一日一日に多端となり、失費大に嵩み、維新前になつては藩主の所用に石高の十分の一を供し得る樣な藩は絶無であつた。此際に封藩を奉還して、其總石高の十分の一を收納し得べき公債を取る方法を案出したのは、實に甚だしい手前勝手なことゝ云はねばならぬ。

從來に於ては、大名は大名丈け重い義務を負ふて、其自家の所用を石高の內より取り、然も其所得を以て公私の費途を辨じて居つたものが、全藩公債となれば、何の義務もなく何の骨折もなく、其利子金の仕拂を受けて、安全なる生活が出來る。實に割のよい事である。唯だ馬鹿を見た者は、我々庶民と微祿の諸士であつた。

かくして薩長土肥の手に國柄は移り、列藩諸侯のみは關々と居直り、列藩の莫大なる負債は、多く踏み倒され、一種異樣の部縣組織が開始され、新律綱領を發布して法治體を開き、明治六年に地租改正の詔を下された。其地租改正の大旨は、「賦に厚薄の弊なく民に勞逸の偏からしめよ」と云ふにあつたが、時の當事者は、自家の權力慾と前後左右の貪慾に牽制されて、衡平齊一を努めず、更に弊實を助長して、詔令の大旨を失却し、今日に於ける土地彙併、農村困迫の原因を助成した。

其後明治七年に臺灣の役があり、佐賀の亂があり、九年に熊本秋月及萩の變があり、十年に西南の亂があ

り、西郷以下の諸勇士が首になつて、十一年には官僚の大義分たりし大久保利通が暗殺され、此に明治政府は維新功臣の第二統者を以て組織され、先づ維新功臣が華族に列せられ、階級秩序を立てゝ、内閣統治に波瀾無の調停法制が延久に弘布され、維新最初の意気精神は、漸次すら留めなくなつた。

併し反官僚の結合提携は、ありとあらゆる圧迫の内にありて、國會の開設を要求し、又は政治の弊理を鳴道し、竟に明治二十二年憲法發布となり、二十六年國會開始となり、此に大に民心を伸ぶるの機會を得へたが、不幸にして其翌明治二十七年に至り、清國と戰端を啓き、二十八年平和を克復せしも、由來軍國の機務は、百事獨斷專行なるが爲に、內外の政務は自ら官僚專權の事例を生じ、陸海軍閥の權力俄に增長し、國民を基礎とする衆議院の有樣は、擾然たる一劇場の觀をなす樣になつた。田口卯吉會は、深く此事を慨嘆し日本の國會が五年早く開始されて居つたか、若しくは五年後れて開始せられたならば、こんな不始末な議會にはならなかつたであらう、兎に角軍事動作に先例を超したのは、實に我國民の大不幸であると云はれたことがある。

尊で三十二年に北京戰役があつて、それより露國の東清經營は着々歩武を進め、朝鮮の向背孰れとも定らぬ形勢となり、日本國民は實に臥薪嘗膽の苦みをなし、軍事費の苛重なる負擔に應じ、竟に三十七年露國と戰場を啓き、莫大なる犧牲を拂ひ、漸て我滿洲經營、朝鮮匡合の端を啓きしが、軍人の權威實に絶頂に達しなつた。

國務の起點は、大部分軍人に掌握され、是より日本は一直線に軍人國となり、列國の視線を集中することゝなつた。

二、特權階級者と庶民の隔離

此の間に於て、刑法も準定され、民法も準定され、市町村制も施行された、所有權を基調として財產の保證は實に能く行屆いた。是より不勞利得者と特權階級者は、一國の寵兒となり、官閥、財閥、軍閥が鼎足をなし、政黨も之に附屬し、學者も之に隨從し、之を婚姻關係に結び付けて、都ての組立をすることゝなつた。是の如く組立られた其間を、將來如何なる方法に維持し得べきや、本と一國の軍事は、軍人の特權階級者のみを以て保持するものでないことは勿論である。予は無兵備論者でもなければ、非戰爭主義者でもない。切に堅實なる國防を要望するものである。それ故に、一入現在の軍備組織を危惧する譯である。其精細なる議論は他日に譲り、今之を概括して言へば、如何に多數なる軍人を養成した處で、之に伴ふ兵器の製造能率と、給用の物資が産出されねばりは、幾百萬人の軍人を國防線に並べて置いても土偶と同じである。現今に於ける彼の殘後備軍人と遊兵力及び給用物資は、如何なる編衝を持つて居るか、此事は軍事上の機密に屬するやに承知して居るから、之を數字的に詳述することは差へて置くが、實は寒心すべき情態である。

由來此現狀を招來したのは、日露戰役以後、或る一部の人が無謀に軍費生活者を增加して、軍人閥の威嚇を恣つた爲めである。

歐洲大戰の勃發以後、列國人心の變化は、多く經濟的に準據せる學說に胚胎し、我國に於ても甚しき變化を誘むる樣になつてきた。且つ露國の革命、支那大陸の擾亂、東西新舊思潮の洶湧は、一面は經濟的に推移し、一面は科學的に融化し、軍人式普魯士王の國家主義は、全く朽腐して犬も喰はぬことゝなつた。此の如き時代に臨み、我日本のみ之れを此の儘現在を推し通して、世界の一局に立ち得るであらうか。如何に軍人國の當局でも多少の恐怖があつたであらう。申譯に四ヶ師團廢止問題は實行した。併し軍事費は幾何も節減されて居らぬ。此急激なる變革期に彼の大震大火の後を承け、そんな手ゆるい措置では決して安心されぬ。

何となれば、古今軍國に於て、必ず出來る者は暴富者である。此暴富者と政治上の權力者が結托するときは、國民一般の資力はいつの間にかそれ等の者に衆併さるる結果となる。かくなれば庶民は困弊して、饑寒に逐はれて、泣く〳〵權力者暴富者の手足となりて働かねば生命の持續が出來なくなる。庶民が飢を逐ひ死を前にして泣いて働く、其中に如何なる人權が存在して居らうか。已に一團の資源たる、土地、原料、乃至輸送機關、金融機關、鑛山、漁場等の大部分は、一部小數の資本家たる權力者暴富者の占有となつて居る。此に彼の勞働問題も起り、小作爭議も起つてきた。資本家連も、始めの程は超然冷視して居つたが、稍や根强く、且つ隱れには歐洲諸方面に通信聯絡もあり、又た歐洲列强も、勞働問題に對し、頗る重きを置いてきた爲め、諸種の調濟機關を設けて、之を社會政策手段に附することゝなり、政府に於ても着々其機關を設置して、匡濟の方法を講じてきた。彼の社會局の開始、小作官の新設等は、皆な其重なるものである。併し現今の勞資兩者の調濟を、彼の社會政策手段の下に解決せんとするのは、木に據りて魚を求むるの類である。獨逸の盛時ビスマルクの社會政策は、一時の小康を保ち得たかも知れぬが、今日は勞働者及び小作人の方で已に其資本家乃至爲政者の裏面を知り拔いて居るのみならず、勞働者小作人側に立つて居る、或る部分の研究者乃至實驗者の知識學問は、資本家の雇人若くは屑々たる官吏輩のそれよりも數等進んで居る。唯だ之を法律の强制力を以て押し附ける丈けなれば、權力者たる彼等の一時的手段は成し遂げ得るであらうが、協調とか匡濟とか云ふことは、實に思もよらぬことである。

事實國民の生存情態が、是迄になつて居る上は、軍人國の基礎も決して安全ではあるまい。將校は特に終身官として、滿足なる生活保證を與へられて居るから、悉く忠勇義烈の人であらう。又忠勇義烈であらねばならぬ。併しながら血役義務に服して居る兵丁は、皆な庶民の子弟である。此の兵丁の大部分は困苦の中に生長し、兵舍に入りて長官の命令に服役して居る者である。是等庶民の子弟は、如何なる場合に於ても、決して庶民たるの心を忘却することはない。此心を推して庶民の困窮と特權階級者とを比例して、人心推移の將來を考慮し、省みて勞働問題小作問題に及び、紛擾より爭鬪、爭鬪より何事に移り行くか。防衛鎭撫を以て軍隊の任務とすれば、汝の引率する順良なる兵丁は、大部分困窮せる庶民の子弟である。決して庶民誅殺

の爲に犧牲を拂ふ者ではない。必ずや公同的大義に身命を捧げて居るものである。」

三、再び戊辰を眼前に迎ふ

普魯士式の國家主義は、明治維新の金科玉條で、軍人國の生命としたものである。普魯士王が、其國を家の如くにして、割拠諸邦を一統したる標榜が、即ち國家主義と翻譯されて、何も彼も國家に奉合して、少しの異説でも唱ふれば、非國民と罵り、一も二もなく逆賊視して蹈付け、學問上の主張も、多くは關から關に彈き去られた。

予は東洋古制度學の研究に没頭して居る民間の老書生である。曾て一論文を著はし、日本の社稷體統の國性は、普魯士の國家主義形式の成立ちとは、全然別ものであると云ふことを詳述し、故國なければ國家はないと云ふことを唱道した。處が八方よりありとあらゆる攻撃と壓迫を受けたのである。併し學術上の見地より論難した人は皆無であつた。

惟ふに國家なる熟字は、誰記の譯語に天下を以て家をなすと云ふ一語より出たもので、固來國家とは、諸侯の封土を稱せしもので、帝王の疆域は天下と稱したものである。我封建時代の文書を一閲すれば、いづれも諸侯の封土を國家と稱し、日本の疆域は天下と稱してある。國家主義を唱導する人は、其熟字の出典位は

承知して居つて貰ひたいものである。

「天下を以て己の國家と爲す云々」とは蓋我氏の擅事を屬つた古人の一句であるが、蓋我氏にあれ、藤原氏にあれ、源氏にあれ、足利氏にあれ、德川氏にあれ、將た彼の薩長藩閥にあれ、皆な天下を以て己れの國家としたものではあるまいか。我日本は或る者一家の國ではない。故に體體天皇の詔に「宗廟を奉して社稷を危ふせざるを獲んや」と云ふことがあり、又大化の詔に「天に則り寓を御す」と云ふこともあり、又君民共治の詔もあるのである。今現普魯士王の逃亡を目の前に見て、猶も其誤れる國家主義に皈依し、我が至高至仁なる社稷體統の典範を破壊する者は、我日本を賊する亂臣賊子の後裔者である。

凡そ國の組織は、養ふものと養はるゝものとの二つより成立つて居る。大は文武百官より、吏員公人、都て皆な民衆より養はれ、小は老病幼弱者の如き、悉く其壯健者に扶養されて居る。そこで其養ふものと養はるゝものとの比例が、無理のない程度に整へば、天下泰平であるが、官治組織ではいつも官僚が强力なる支配權を持ち、其平衡を破る樣になる。現今の日本も全くそれである。之を過去二十四五年の推移に顧みれば、世界に類例なき歳費の增加を見、彼の恩給年金扶助料等は、全國の地租を充當しても、尚ほ莫大なる不足を見るのである。それに社會的人心の變化に對し、諸種の官公立機關が出來る。諸て月給生活者の增加は中々減し得べくも見えぬのである。彼の大藏當局の歳費節減方策も大に誤とすべき點もあるが、現在の官治

組織を其儘にして、大都城の目的を成就することは、寧ろ黒ひも寄らぬことであらう。」

併し官治制度は、役人が人民を治むる組織なので、人民が役人に心服せざる限りは、一人民に一役人を附けても、満足なる監視は出来得られぬ。官治制度の終末點はいつも是である。由来官治制度は、法の強制力に依つて施行さるゝ、故に其施政上に実績を挙へ、役人が法を玩ぶことゝなれば、民間の或る者は法をクゞル工夫を始める。かくなれば一般良民は、法を尊重する観念を失なひ、却て法を畏怖し、役人を忌避する様になる。是よりして役人も人民も、恒常自然の公徳を失却して、社会は滔々として悪化するのである。我現今に於ける地方自治の情況より、政党政治の推移、文武官の風紀等に見て、細かに過去に省みれば、彼の普魯士式国家主義を基礎とした官治制度の行詰りが、此の変態現象を造り出したことが明瞭に分るのである。

明治元年戊辰の維新より既に五十七年、又た六十年目の戊辰は眼前に迫りて居る。維新功臣の家は多く孫の代に移り、三代目の浮世知らずの殿様が、社会の支配位置を占める時となつた。我々庶民はそれに満足して、此危機極まる社会に躊躇して居らねばならぬであらうか、将た奮闘一番更に新生面を開いて、開拓ある将来を期くべきであらうか。

幸に我国は、輿情に依つて普通選挙が実施され、来る戊辰は、民衆意思発作の更始期を迎ゆるのである。此際に於て我輩の打開す可き生面は、公開自治振興の一並あるのみである。

自治民範後篇

第一講　民性

権藤成卿講述

第一　民性

性とは自然の機能。思潮の変遷。自覚なき幻想。人を離れて人を論ずることは出来ぬ。世界は宇宙不具。地中の歴史。記憶せられたる歴史。個体牧集の発達順序。最も単純に活きる欲求。社会組織の段階から生み出された偉運見高壓的手段としての忠孝説。人は決して皇帝真生のものではない。土塞は何處までも自己が活きるといふこと。

民性は人間の離れなき生命にして？　性とは自然の機能を称するのである。民性を離れて政治を論ずることは出来ぬ。何となれば、民なければ固なく、国なければ、政治の必要も起らぬ故である。民性を離れて教育

を論ずることは出來ぬ、何となれば、民性を無視したる教育は、枘鑿相容るゝこと能はずして、未だ其利益を見ざる間に、早くも弊害に堪へられぬを常とする故である。法律命令の制定、社會產業の組織、其他人事百般の問題に於て、其解決の基礎となるべきものは民性である。此故に、苟くも經世の事を論ずるものは、民性を外にすることは出來ぬ、民性を外にして經世を談ずるは、南に向つて北斗を看るの類である。

民に信なければ立たずといふが、時代の推移は、屢々舊き信仰の標威を奪ひ去つて、新しき威物を求めねはならぬ場合がある、其れを思潮の變遷と稱するのである。勿論それは、多少必然の理由に支配せらるゝのである。如何に抑止しようとした處で、春の次には夏が來る、夏の次には秋、秋の次には冬、一年四季の變遷の如何ともすべからざる如く、斯の思潮の變遷も亦た原則に於ては如何ともすべからざるものである。但だ新舊轉換の際に於て注意を要するは、斯る場合に行はれ易き、夬ば自覺なき幻想の爲に、適宜の進路を紛殺せられぬやうにせねばならぬ。又た反動的感情のために、理性の聰明を蔽まされてはならぬ。幻想と反動とは、率いて一大慘劇を演ずることの有るものである。若し其の渦中に捲き込まるゝならば、恰も坦々たる航海の中路に於て一天俄かに搔き曇り、忽然として狂風暴雨、鯨吼雷鳴、檣之れが爲に折れ、楫之れが爲に仆れ、船は山なす激浪の中に飜弄せらるゝやうなものである。此時若し、前路を指示すべき磁針といふものなく、又た篙工柁師に沈着いた膽勇といふものがないならば、恐くは、口を呀いて待ち儲け居る暗礁の餌食となりて、船體は骨破微塵、乘客は其の生命を保ち得るのが、セメテもの幸いであらう。實に思潮變遷の際に於て盡き出さるゝ幻想と、之れに對抗する反動的咒詛とは、雖分奇抜を極め超妙を極め、讐讐、斬斬、世間の愚人が其れに附和雷同するばかりでなく、相當に學問もあり分別もある識者階級の人でも、其の取捨に逡巡して、終には進んで其の誤れる思想の宣傳者となることのあるものである。けれども如何に巧妙な議論が橫行するとしても、本來人を離れて人を論ずることは出來ぬ、人には其第二習尙に種々な色彩が出來て居る、其色彩を除き盡くせば、民性の如何なるものたるかが分る、それが分れば、すべての疑問は、及を迎へて解決すべきものである。

現今、世界は一大恐怖に襲はれて居る、歐洲六年の戰爭は、漸く洗兵の曙光を見るとゝなりしも、之れが爲めに將來すべき新時代の新思想は未だ安定して居らぬ。若し冷靜に事の本末を考査して、其の當然の歸結に目瞷めぬならば、牛鬼蛇神、意外の飛塵に我が衣を滓さぬとも言へぬ、衣を滌がすは尙可である、手を折り、足を挫き、世界は半身不具となりて、其恢復に長年の日月を要するに至らば、之をしも忍び榊ることでは有るまい。要まり新る時代が、前に謂つた思潮轉換の際といふものである。民性の研究は、未だ是の時よりも急なるはあらずと言はねばならぬ。

然らば民性は、如何にそれを研究すべきものであるかといへば、之に書ふるものは歷史である、記錄の歷史の外にも、地中の歷史がある。

地中の歷史が、吾人に何を敎へて居るかといへば、生長である、發達である、進歩である、展開であ

る、十言にしていへば純化である。

學術の考證によれば、地の最下層には、今日の謂ゆる人と稱すべき程に、完全に體機を構成された動物は其の遺骨を見出すことが出來ぬ、凡そ四萬メートルの間を除外したる上層に、漸く原始的人類と稱すべきものゝ遺骨がありて、其れが二百メートル程の地層を作りたる後に、現在の人類社會となつて居るのである。我が古神話に傳へられて居る大古の世界は、海月のやうに漂つて居て、其時伊奘諾伊裝冊といふ陰陽二神の抱合によつて、最初には水蛭子（無背椎動物）が生れ、次に淡島（泡沫に比すべき微な物體）が生れ、國土、山河、草木の類が形を成してから、然る後に人類の遠祖が生れた。恰度、葦の芽の萠出るやうに、世界は發達し來つたものであると云ふのも、全く事實である。形質の上に於て、此くの如くなるばかりでない、丁抹及び瑞典の學者の發見によれば、其國に於て地下より發掘したる器具は、石器は青銅器よりも深き地層の中に在り、青銅器は、鐵器よりも深き地層の中に在る故に、人文漸化の順序は、石器時代より、青銅器時代に移り、更に進んで鐵器時代に移つたものとして居る。尤も是れは、國により、民族によりて、一概に人類智巧の進歩は、此の如き順序を逐ふものであると肯定するわけにも行かぬが、兎に角、世界は層一層純化して、今日の現狀に達したものである。

地中の歷史は嘗く措き、記錄せられたる歷史に就いて云ふも、吾人は先づ山に獵し水に漁して體機を維持したる、謂ゆる佃漁の時代より、牧畜農業の時代即ち自然物を採取して衣食に供する外に、捕獲せる野獸野禽の類を牧養し、若くは種子を採植して之を收穫する時代に進み、然る後に、諸種複雜なる工業技科の勃興となり、有無交換の商業的關係を生じ、今日の如き經濟組織を現出するに至つたものである。

是れは何れの國に於ても、略ぼ同一の徑路を步ゆんで居ることは、幾んど言ふまでもない。支那の太古の王を庖犧氏と名けられた所由は繩を結んで網罟を作り、獸を佃し、魚を漁りした時代と指せることは、易經の繫辭傳に記してあるから明白である。バビロンの古代にも「權力ある獵夫にニムロデ」の名が傳へられて居る。我が古傳說にも「火照命は海幸彥として漁業に從はれ、火遠理命は山幸彥として狩獵に從事せられた」といふことがある。支那で庖犧氏に代はつて王となつたものは、神農氏であつた、耕作のことを始めて敎へた王であると言はれて居る。本來牧業と農業とは、地利及び氣候等の關係に依て、或は遊牧の民もあり或は農業の民もある。例せば古きユダヤ人又は蒙古人などは遊牧の民であるが、埃及、バビロン、波斯、支那、日本の如きは、最も古くより農業の民で有つた。我國に於ける農業の起源は、今日より測知することの出來ぬ程遼遠なものである。即ち我國に於ては、天照大神の時に於て既に牛馬を牧養し、粟、稗、麥、豆を陸田に種ゑ、稻を水田に種ゑ、蠶を養つて絹を織つたことが傳へられて居る、天照太神の詔に「五穀は現世人民の食つて活くべき者である」と言はれて居る。

民性の研究上、見遁すべからざるは實に此の詔である。此詔は、人類に其體機を維持するの必要、言ひ換れば「活きる」といふことの必要を、喝破せられて居るのである。「活きる」といふことを根底に置いて、

其れに立脚して益々利用厚生の道に進むのが、人類自然の性能なのである。僅かに「活き得る」に満足はしない、「一層幸福に」出来得べくんば「最も幸福に」活きんことを欲求して已まぬのが、人類自然の性能なのである。

この性能に依れる努力が、今日の如きや〻偉然たる文明を形成した所以である、単独の力は、協同の力に加かない、是に於て分業合功の方法が案出せられたのである。徒労を省かされば、作業の効果を饒からしむることが出来ぬ、是に於て諸種精巧なる器械が發明せられたのである。人力に待つの迂なるを悟りて汽力を用ゐ、汽力尚ほ歯らずして電力を假るに至つた。印刷術の進歩、交通機關の發達、其他物質上拭目すべきもの、算ふるに遑なく、地上の便利、既に周到を極め盡して、今や飛行機飛行船は天上を駈けりつ〻あるに到つた。今日の経済組織は、古代倒織、牧畜、若くは簡易なる農業に安んじたる時代に於て脊て夢想せざる、頗ぶる大規模のものとなつたので有るが、是れ皆な人類が成るべく幸福に活きんと欲するの努力に出でたものである。

けれども、一面より考ふれば、今日の此くの如き進歩は、寧ろ民性の要求に背馳するものではないかと思はる〻處もないではない。何故かといへば、今日の文明は、外觀如何にも偉然たるものではあるが、然かし眞に其の甘汁を歓り得るものは、多数一般の人民であるといふよりも、極めて少数なる富豪、貴族、或る種の特權者に限らる〻が如き觀が有る。富豪貴族國より必ずしも咒咀するには當らぬ、苟くも技に現時の社會組織の其の何處かに缺陷が有るとする、而して其缺陷から生み出された偶然の偉運兒があるとする、其の偉運兒が眼前しくも富豪と稱し貴族と名乗りて、游惰、驕慢、實は一の游民と選ぶ所がない者たるに拘らず、斯の二三子に限りて、文明の所得を壟斷しつ〻あるならば、是に對して咒咀的運動の起るのは毫も怪むべきことではない。近年世界の各處に於て斷續して聞ゆるものは、斯の如き咒咀的叫號である。甚しきに至つては、叫號に狂熱を加へ來つて、理非を沒却する程度に達したものも有る。之れに對して或者は、單に高壓的手段によりて鎮壓しようと試みて居るものも有るが、其れは出來得ることでない計りでなく、根本を忘れて居るのである。境遇の爲めに本來の性能が萎さんで居るのである、語を換へて言へば、良心が麻痺して居るのである。

高壓的手段として、一部の人は、古代に行はれたる忠孝の說を鼓吹せんとして居る。忠孝固より悪事ではあるまい。けれども、昔し支那の王室に悍鴟の后妃が有つた、之れに向つて或る者が苦諫を試み、支那に於て最も信仰せらる〻詩經の螽斯の篇を引用したのである、其詩の意味は有名なる周の文王の妃が嫉妬といふことを慨まれた〻めに、子孫が繁昌したといふことなのである。處が例の后妃は其の苦諫者に向つて反問をして言ふのに、其れは何人の作つた詩であるか。申す迄もなく、周公旦といふ大聖人の作られた詩であると答へた。其時后妃は冷かに笑つて、周公旦は男子であらう、若し女子であつたならば、左樣な凌蔑道な詩は作る筈がないと言つたといふことで有る。近來の愚想に對して、問題の根本に觸れずに、徒らに其枝葉を矯

めんと欲する議論の如きも、恐らくは、此の悖徳の反回を如何ともすることが出来ぬであらう。根本問題といふは、外にあるのではない。民性の決定である。

人は決して單獨孤生のものではない。其の孤々の聲を揚ぐるや、既に父母と我との三人が有る。兄弟もあり、郷人もあり、隣黨もあり、國人もある、人は地に落つれば、必ず非我との關係を生ずるのである。人には「活きる」の必要が有り。又た最も幸福に生きんと欲するの欲求が有る。而して人には亦た其の欲求を充たすべき能力があるのであるから、人は其能力を充分に働かして、身外の萬物を我が意の儘に利用するのが目由といふものでは有るが、苟くも既に我と非我との關係が有る以上、個人の自由は絶對無限なものではない。世の謂ゆる權利責任なるものは、此處を發足點として創まり、道徳と云ひ、法律と云ひ、邦國の組織といひ、皆な此處に萠芽を發して、自然に解釋生長したもので有る。然かも是亦た人の自然の性能たる「幸福に生きんとするの欲求」を離れたものではない。

人の五官の働きはそれを以て、外物を感受して智能を啓發するは勿論であるが、同時に其の情調を刺戟して、涙ともなり、愛ともなるものである、孟子の謂ゆる惻隠の心、羞惡の心、辭讓の心、是非の心は、汗等動物は之を知らず、進歩したる現世界の人類に於ては、幾んど先天的性能である。此の性能を推し擴めたものが、他人の爲めにする公義といふものである以上、公義は他より壓迫を受けて餘儀なくせられる苦のものでない。少くとも公義に苦痛の觀念を伴ふべきではない。公義の觀念が最も崇高の極點に達したる場合、

全く自己の私福を犧牲とするばかりではなく、性命と雖も敢て措きます、身を挺き節に殉して悔ゆる處なく、却つて其れを以て自ら慊（コヽロヨシ）としたものが、古來の史上其人に乏しくないのを見れば、人の幸福といふ意味は自己一人の利益に飽くといふことゝは、自ら甄別のあるものなのである。

古の拜金宗徒は、身外の物を以て悉く黄金に化せしめたる後に、自ら其身の蕭條（サビシ）を感じて悔恨したといふ話が有る。「老者安之朋友信之少者懐（ナツ）之」と言つた孔子の話は、平凡では有るが、人の純情に觸れて居ることは爭はれぬものである。

けれども道徳は空架子ではない。土臺は何處までも「自己が活きる」といふことに据えて、「他人のためにする公義」といふものを屋蓋とし、教育、制度、習慣など云ふものを、柱にし棟にし牆壁にして、其れ等を無理のないやうに組織して、萬民其れ〳〵に生育を遂げ、發達を遂げるやうにするので、始めて社稷とか國家とか、世界とかいふものも、人類の幸福と云ふことに、大なる意義を賦らすのである。

補　批

民性同一の義。社稷の政策。自治の本源は個人の自修。生活を離れて自治はない。宿弊せる弊害の上に文明の奢靡を飾りし結果。自國の弊害が外面より する他の風潮を迎へ入るゝ。人心の變化に處する政治的方策。

人の天より享け得たる所の性（生れつき）其儘の機能は、其人に病的變化なき限り都て同一である。是れ個人單獨の性、性より起る情が、千人萬人億兆を協合させて社稷意思も認め。國家意思も認め。統治者一人の情を推し愿を推して。一國民衆の心を歸一結合させ得らるゝ譯となるのである。そこで典型。例制百般の公則は、必ず民性を基礎とすべきものである。苟も此の民性を無視して、制度組織を立つれば、其國は必ず敗滅するものである。古代に於て天竺民俗の滅裂。猶太國人の敗亡。近くは佛國路易王統の斷絶孟國ロマノフ王家の滅絶。皆な其實證である。

上世人類の始めて日本の國土に漸化し、次第〳〵に蕃殖して、其自然の風俗が出來たと云ふのは、上世の個流羣團の時代でも、同一氣候風土に栖息して、同一生活をなし、其同一類似の風俗が集團的に進歩し此に一定式の慣例が出來。其慣例が典型となり、典型に依りて肇國の大本が樹ち、遂に律令政刑が構成されるゝに至りし順序は、實に自然の化育を進められた我社稷の政範である。

民性の純正なる要求とは、安全なる生存の要求である。其の安全なる生存の要求は、衣食住の安泰と男女愛の調和とを、現在以上に進めたい各人各個の同一なる意思である。此意思を充足させるが爲に、心形兩面の勤勞に勗し、弥々剰々天の化育を助け進むるのである。古來衣食住男女を以て例制の根本を定められるは、蓋く此の理に外ならぬ譯である。古代已に一井一伍一邑一落。自然の衆團が出來、其衆團の中に共濟共存の規律が成立し、其共濟共存に有害なる個人都ての行爲に向て制限を加へ、此の社稷の構成を

見ることとなつたのは、實に我建國の最大要素である。

共存共濟は、只だ自治道德の力に依りて保證されるものである。自治道德は如何なる順序に發育したものであるか、自治の本源は、個人の自修を元子となし。個人の純正なる性情より發する意思を推し進めて他に及ぼす行爲。卽ち其子の父母を思ふ心、夫婦相愛する心、父母の子女を慈む心、是の如き心を推し進めて、他家に及ぼし、之を扶け救ふが如きの類である。此の個人の自修行爲が親族朋友に及び、親族朋友より近隣井伍に及び、近隣井伍より一鄕一邑に推し進められ、始めて一鄕一邑の自治が成立し、其鄕邑より郡國、郡國より天下に及びたる、我古制の大旨は、今猶ほ儼存せる皇典文獻の上に明に證明される。故に其自治の要則は、決して民衆の生活と相離る可からざるもので、生活を離れては、自治もなければ、道德も認められぬ。

個人は個人自ら修め、鄕邑は鄕邑自ら治め、其鄕邑集まりて州郡をなし、社稷を成し、邦國を成し天下をなしたるは、實に我建國の皇猷にして、立憲の要諦である。我日本は建國の始より、社稷を重んじ、祭祀の基礎を此に置き、今日に至る迄、微ながらも其例制が保護されて居るのは、我國民の系統一貫せる纏、威である。然れども治亂休戚、風教の變化、思想の混濁、貴賤尊卑の隔離、貧富勞逸の差違物に依り事に依りては、遂に純正なる民性を破却し、隨て生ぜし弊害が却て常慣となり、其上に法律規則が制定されて一般民衆も亦く其根本的に是に氣が付かぬ迄になつて居る。現今市町村の自治が、其住民の衣食住物貴に

對する制裁の實權もなければ、風俗教育に對する制裁の實權もなく、名ばかりの自治に、手も足も出せぬのは、其實證である。凡そ國民思想の變化は、必ず其變化す可き素因あるものにして、決して突發的のものではない。そこで徒らに其變化の形を趁い影を捉へて之れが調和を講じ、珍滅を圖り、或は宗教の力を借り或は警察の力を弄する如きことでは、何の功果もあるものではない。彼の露國の革命前に於けるやり口等は一々之を例證される譯である。彼の露國の既往數十年間の經過を一顧すれば、爲政者にあれ僧侶にあれ、全く民衆衣食住の泰否如何。尊卑貧富の懸隔如何。而も之を調劑緩和すべき法律制度の構成如何。其公人たり公吏たる智識級人士の節操德行如何を省みず。只だ徒らに民衆の意思を掩壓し剋殺し、素亂し讒誣し、宿滯せる弊害の上に文明の奢觀を飾りし結果、其敗亡を招きしものたる事は、信に明瞭なる經過である。日本の現狀に對しても切に此點に注意を拂はねばならぬ。

地球上の各民を通觀すれば、日本人も其內の一民族であることを知られ、且つ地球上の各民族中に於て社會主義、無政府主義、共產主義等、各其主張學說を樹立して、相當の勢力あることも知らるゝ、而も其各主義よりして、勞働問題も起り、革命問題も起り、又其各種の問題が、或る動機に依りて凶猛なる行動ともなり、危險なる反應ともなることが分る、凡是等の主義主張問題學說の、平和地域に侵蝕し來りて、人心の變化を激成して已まざる原因は、必ず自國の弊害裏に在ることを謀むるのである。謂はば自國の弊害が、外面よりする他の思想を迎へ入るゝのである。而も其自國の弊害とは純正なる民性の要求に乖叛せる、衣食住の不安固、男女の不調和に外ならぬのである。彼の露西亞の共產思想が、忽ちの間に猖獗二國を風靡し、漸くにして西歐各國に侵蝕し、英米二國までも其波動を蒙れる實況は、いづれも富力の傾斜が多數民衆の衣食住を壓迫する反動である。之に對し警察力の配備、宗教家の利用は、之を防止せんと要する當路爲政者の已むを得ざる手段なるべきも、執れの國も幾んど其効果を擧げて居らぬ。古來人心の變化に處する、政治的方策は、只たより以上の善政美德を以て、一般民衆を其根本思想に引き反すより外に道はない。今ま我日本にしても、其一部に種々の外來思想があつて、現在の國民衣食住の措置に對し、諸種百出の有樣であるが、歸結する所は、我純正なる民性の要求に對し、平調なる生面を開き、國民衣食住の安泰、男女の調和を永遠に保證さるゝことゝなれば、彼の凶猛危險なる思潮の衝激も超る筈がない。要は唯だ國民の都てが、利已我慾に依り、其性情を喪失せぬことに努め、一鄕一邑の自治を、其民衆生活の上に肇め、共存共濟を以て、其輔翼を齊うし、善く文明の利器を應用して、常に進歩一級を前め居れば、其秩序は何の危懼もなく保持される。

第二　衣食住の一

太古の住居。住家は永遠。富めるものは相當な贅澤。平安の內室作。鎌倉時

民性の土着が「活きる」といふことの欲求にある以上、太古以来の衣食住の發達に就いて、先づ其の概念を作るの必要がある。尤も太古には、信ずべき記錄が少く、その今日に傳はれる説も、多くは進かに後世から想像を加へて記したものであるが、神武天皇の詔に、當時の生活の有様を、「巣に棲み穴に住み習俗雑れ當なり」と言はれて居るから、其の生活が極めて低級なもので有つたには相違ない。

然かし日本人は、神武天皇時代で有つても、石窟又は土窟に住んだものであると思ふのは非である。歴史有りて後の日本人は、遠く野蛮の域を脱出し、技藝も大に進歩して居たことは歴々として其證據の有ることなのである。石窟又は土窟に住んだものも有るには有つたらしいが、其れは盗賊や貧民などの類で有つて、當時の語に、其れを土蜘蛛と稱した、この土蜘蛛を、多くの學者は現今の日本人と別種のもの丶如くに考へて居るが、其れは甚には必要のない問題である。若し極めて古く遡つて言ふならば、建築の技術も進歩して居らぬ筈であるから、強い風雨に抵抗するために、山腹か樹林に依り、多少其れに人工を加へて住むといふことは、是れは人種の如何に拘らず、有さうなことである、支那人の如きも、穴居せるものは必ずしも蛮族ばかりではない。其れゆえ日本の上代は、木製の家屋であつても、其れが矢張り山腹を横に掘つた石窟の様を夢したものなので、室を「ムロ」といふ語も其れから始まつたのである。して見れば、神武天皇時代、或は夫れよりも後れた時代までも、盗賊や貧民などが穴居したことがあるのは、必ずしも否認するには當らぬが、唯だそれが一般の狀態ではなかつたのである。

諸書に記された上代の住家を綜合して考ふるに、木造である、石や煉瓦で積み上げたものではない。柱は直ちに地中に立てたものらしい、平らな石を柱の下に据ゑるのは、後世の進歩である。又た其の組立の材料は、横梁竪戸柱窓架などで有つて、其れを葛藤のやうな蔓草の長い纖維を用ゐて製りたる縄にて結び、之を組み立てたもので有つた。床は初めは舎内の兩側に張りて、それを臥床に供し、其餘を土間になし置きしを後には臥床が次第に舎内の全面に廣がつたのであらうといふことである。家根の兩端の枘は、交叉して棟木の上に突出せしめたもので、古語の謂ゆる氷椽又は千木といふは是れである。宮殿や、神廟などは、庶民の住する低屋とは異りて、何れも高く壯大に建築せらるゝので、其れを形容して「高天の原に千木高知る」といつたのである、然し矢張り萱ぶき家根で有つた。瓦を用ゐたのは大陸交通の後に、特別な建築、たとへば都府樓とか、多賀城などには其れが有るが、上古に於ては未だ聞かざる處である。千木の下家根に三角形の穴を穿ちて、薪煙の煙を、其れから通はせたのが、謂ゆる搏風である。

皇族の宮殿と臣民の家宅とは、家根に堅魚の有る無しで區別せられたかのやうに、古事記の雄略天皇の條に記されて居る。堅魚といふは、萱屋の棟を固むる木を、黒葛などにて結び固めて其端の上の方に立つやうに結び上げたことでい、堅魚とは葛緒の假借字である。皇族の宮殿には葛緒を用ゐたが、臣民はたゞ縄を用ゐ

たといふ差別なのであるけれども如何なる時代にも、人に貴賤あることは免れぬもので、富めるものは、さた如何なる時代にも、勢ひ不相當な贅澤に流れ易いものである。雄略天皇が河内へ行幸せらるゝ途中、山の上より望み給ひしに家根に堅魚が上つて居る家を見られて、誰の家ぞと問はれ其れが「志幾ノ大縣主」の家であると知れた時に、天皇は大に怒られ「奴(ヤツコ)め己れの家を皇居に似せて造るといふは、ケシからぬことである燒き拂つてしまへ」と仰せ出されたとある。

家屋に高く樓閣などを起して、ソコから他人の家の中を瞰み覗るやうなことは、天皇の宮殿は格別として、人民は皆造慮したものである、大寶の倉庫令に其事が規定せられてあるが、古代から是は矢張り嚴禁されて來た前例であらう。

家屋の周圍の垣は上古から有つた、多分戰爭の時に身を遮蔽する爲めの一種せるものであらう、稻城と稱して、稻を積んで、敵の矢を防いだことが古史に見えて居るのは同じ種類のものである。

家屋の出入口の戸は、木製の扉で有つて鉤(カギ)をかけるやうになつて居たものらしい。美和の神の戸の鉤穴から活玉依姫の許へ通はれたなどといふ神話があるので其れは推測せらるゝのである、後世の戸のやうに引いて開けるものではなかつたらしい。

窗は穴のやうなもので其處に下から上へ押し上げて開く戸が有つたやうである、伊弉諾命が殿の縢戸(アナド)より出(エガ)を見はされたといふ神話が有るから左樣に想像せらるゝのである。

敷物には疊、菅疊(スガダヽミ)が有り、又た宮める人は絁疊(キヌダヽミ)をも用ゐたるものである。

脚も昔から有つた、カハヤと讀むため、水邊に築造したもので有らうといふ說もあるが、倉庫の義であると云ふのが一般の通說である。

太古は產屋(ウブヤ)、喪屋(モヤ)は特別に建築するの習慣が有つた、鵜葺草葺不合尊(ウガヤフキアヘズノ)の生れ給ふ時の神話、天稚彦(アメワカヒコ)の死んだ時の神話などが、其れてある。島嶼僻遠の地、琉球、八丈島、北海道などに殘つて居たといふことである。

さて以上に述べた處は、極めて太古の模樣であるが、是れが其後如何やうに發達したかといふに、平安朝の末、即ち紀元一八四六年頃までも、內室(ウチムロ)作と稱して、天井はなく、屋根裏を下より直ちに望み得るやうの建築で有つた。紫宸殿、淸凉殿、熱田の神宮なども皆な其形式だといふことである。又た其頃までも現時のやうな障子はまだ無かつた、金障子といふものは有つたが、其れは絹とか唐紙とかで張つたもので、障子ではない、今の謂ゆる戶襖(ヒラド)である。又窓は格子だけで、普通は何の設備もない、高貴の人に限り、ソコへ簾を垂れて有つた、家根はこの頃から「のし葺(フキ)」といふものが始まつた、其れは一枚板を組みて葺くのである。

「コケラ葺」も矢張り此頃から始つたのである。

鎌倉時代になつて、紙を以て張る現時のやうな障子が用ゐられた。北條時賴の母の松下禪尼が自ら障子の切り貼りをしたといふ美談も殘つて居る。然かし鎌倉の政治は質素を旨としたもので有つたから、日本敷造捕使たる賴朝の館でさへも、土門に鎧板(ハイバ)で圍ひがして有つたといふことである。鎧板といふは、柱を地に掘

り立てて作つた今の板塀のやうなものである。北條泰時の館も、結板圍ひで有つたといふことである。

室町時代になつて、玄關といふものを、家宅の內へ設くることになつた。又た此時代から板葺家根と稱する特種の家根があるが、それは職人などの住む家に用ゐたもので、ソギ板を並べ押へた石、或は木の丸太などを載せて置いたもので、家根の勾配を低くしなければ、危險な仕掛けであつた。家根に「輪」を用ゐるのは、其れが爲めなので、上に置く石が其儘では轉び易い、ソコで木か竹で輪を作つて、其石を置いたので有つたといふことである。此の板葺家根は、德川時代の中程までも、往々行はれたさうである。

德川氏が江戸に幕府を開いた初めの頃、江戸で土藏を所有した家は極て稀で有つた。牛込から小日向へかけて土藏を十と數へることが出來なかつたといふことである。又た番町といへば、上級武士の住んだ處であるが、實い其頃は、大名の外には、家根を瓦で葺いた家はなかつた。享保の頃までは、諸大名の門や、長屋の家根も、すべて六部程の板で葺いて、棟ばかり瓦を置いたもので有つたといふことである。處が火事は江戸の名物と言はれた程、頻繁に災に罹つたので、其後に至り、家根は總べて瓦で葺くことになり、德川氏の末には、江戸の家根は大に進歩した。土藏作りの家屋が大通りに軒を並ぶるようになつた。江戸の家根は一般に瓦葺でなければ、コケラ葺ときまつて、カヤ葺屋根は見ることの出來ぬやうになつた、其れからが明治の奠都となつて、更に面目を一變した、明治以後、今日に至る長足の進歩は、國より改めて言ふまでもない。

講　批

國民當然の權利として其國土に住居する資格あり。大體の進歩が頗る自然的、
平安朝に於ける無戸籍民の增加。八幡太郎の師事せられしは制度學の泰斗大
江匡房其人なり。民治の實績は實に式目に超ゆるものはない。住宅と繕役の
古制。市部住民の多數は無戸人民に化せり。

我國民の住宅は、神世以來、如何なる順序に進化し來りしか、將來又た如何なる順序に變遷推移すべきか、又た今日現在の有樣の都では、我々同胞の共存に適合せるものなるや否や、我々同胞は各自各個其位置職分の上より、丁寧に之を講究して、子孫將來の事を圖らねばならぬ。

住宅とは一と竈の宅地と家居を指した名稱である、國民當然の權利として、其國土に住居する資格あるものなれば、國土內に無戸の人民が出來る樣のことは我同胞の大なる不祥事である。舌來我日本に於ては無戸の人民には繕役を課せぬことゝなりて居る。是れ其住宅樣の確定に由りて、繕役義務を發生した證左である、凡そ是を人類進化の順序より推究すれば、一定國土に住居せる人民は、其土宜即ち土地に產する物品に衣食し、自然に同一なる生活をなし、其同一生活の上よりして、風俗をなし、次第々々に進化するものなれば、住宅の安定は國民思想の大本にして、人文進歩の基礎である。然に其住宅が、天變凶饉若く

は地力の消耗若くは人口の増加等に依り、自然の推移變化を來すは、固よりであるが、此の種の推移變化に對しては、同胞互に扶持救濟すべき慣例を生じ、或は秩序ある人民の移動ともなり、或は拓殖事業の進展ともなつて居る。之に反して爲政者の勢力爭奪又は一部權力者財物欲併の慾望等に依り、偏倚なる法規を立て、其法規に依りて庶民住宅の安定が破壞される樣になれば、國民共存の基礎は、忽ちの間に破壞さることゝなる。

之を我が國史上の變遷に考ふれば、崇神朝に於て租、庸、調を創め、成務朝に於て自治の制度が立ち、應神朝、顯宗朝を經て、既戸皇子攝政の時に及ぶまで、多少の休戚曲折ありしが如きも、大體の進歩順序が頗る自然的である。大化の新政となり、全國の農戸が、其口分田制度の上に確保され、彼の意外に多數なる三韓民の移入ありしに拘はらず、至て秩序ある進歩を昇き、都鄙の面目を一新して居る。當時住宅制度の大目的として、百世の儀範となりし大旨は「民無二定處一則無二固志一」と云ふ確言の實行であつた、夫は國民に一定住處の確保がなければ、其堅固なる志操がなくなると言ふことである。我古代の單純なる國民は、實に此政範を遵奉し、鄉邑各自治の基礎を正たし敦厚純朴なる風俗を維持し、公私百般の事都て爲政者に依賴して、些の疑懼を挟まぬ樣になつたのである。此爲政者に依賴するの風習は、固より國民の單調貞順なる意思の發現なれば、實に我國史上の一美點に相違なきも、爲政者が苟も私心私慾を以て國民を欺くやうになれば、之に依賴せる國民は、全く馬鹿にされ盡さるゝことゝなるのである。乃ち奈良朝の

盛時に入りて、韓唐模倣の色彩が漸次に濃厚となり、佛教殿堂の時代を迎へて、僧侶の權威が頗る高まり藤原閥と僧侶が調意を私して、遂に其權力の下に、天下の産業原資を占有し盡し、一般國民が數ちず知らずの間に、閥頭僧侶の奴僕同樣となり、寺院殿閣築造の爲め、諸國の采邑より徴集せる工役者が、其往來の途上に餓死するもの、年々數萬人に上り、之に對し冷然一本の卒塔婆を建てゝ氣安めをしたと云ふまでになつて居る。著者は曾て奈良の伽藍を見て、其莊麗に驚きしより、寧ろ如何なる程度に民力を餘殺せしかに想到し、全身悚慄を感じたのである。意ふに當時に於ける、寺院及び貴族の莊園占有、而も寺領免租の特權、其特權を利用して富を積める長者の簒生が、平安遷都となりしも、藤原閥の專横と僧侶の驕傲は少しも革まらず、忽ちにして攝政關白の時代に入り、凶饉疫癘等の災害に依る國民の困憊は、全國多數の無戸雜民の增加をなし、諸國州郡竪賦横行の結果、貢租の徴收に困難を來し、追捕使を置くに至つた。然るに此追捕使の力が往々にして、無戸雜民の力に及ばぬ、恰度現今に於ける少數なる警察力の多數民衆に及ばぬが如く、當時の追捕使は匪民を鎭撫し全國貢租の徴收を圓滑ならしむる程の效を擧げなかつた。是より前九年、後三年二役を經て、公卿僧侶は、漸次に其年々の收入に缺乏を生じ、竟に源平二氏の武力を借りて、諸國州郡の鎭撫を圖ることゝなり、源平二氏は其族下に諸國材武の士を集め、漸々功を擧ける樣になつたが、材武ある勇力の士は、決して僧侶長者等の中に居らず、意外にも無戸無職の雜民中より續はれたのである。而も八幡公の名聲は、天下材武あるも

の〻仰望する所となり、八幡公は強力なる州郡の勇士を選抜し、善く之を指導して、質の悪い盗賊の蜂起をなし、全天下武門武士の宗家となつたものである。八幡公の師事せられし、制度學の泰斗たる大江匡房其人が、夙に公卿僧侶及長者輩の民物占有を以て國基を毒するものとなし、神祇時代の典例より大化以來の制度を明にし、濟世經國の大本を生民衣食往の上に置き、之を自家の家學として傳へ、八幡公其人を導くにも是の大意を以てし、當時に於ける郡邑人心の鎭定を圖つたものである。公卿僧侶は源氏の力に依らされば、忽ち自家の危殆を招くも、源氏の鎭撫方針は決して公卿僧侶及び長者共の不合理なる特權擁護を以て目的とせるものでなかつたのである。其後源平氏の抗爭、壽永中平氏滅亡し、等て鎌倉幕府の創立を見るに至り、奈良朝より平安朝を通して、ありとあらゆる弊害を累積せし莊園制度及各寺院の特權が、其大部分を破壞され、而も彼の八幡公の師事せられし、大江匡房の曾採たる大江廣元が、鎌倉の聘に應じ、式度を編成し、鎌倉幕府の力に依り、匡房以來歷世の研究を積みし結果を、實行するに至つた。我日本に於ける民治の實績は、實に此式目を超ゆるものはない。後世制度を講究するものは貞永式目を中心となし、延喜弘仁大寶の律令を推し、神祇の典範に遡り、又た下りて足利豊臣德川三氏の施政組織を窺へば其都てが式目の規度を離れないことを認められる〻。

我國の住宅に對する古制の要領は、各戸の宅地に一定の制限を設けられたものである。固より土地の情況に依り多少の相違ありしも、農戸は五畝乃至三畝、市廛は五十步乃至三十步、これより以上は其步數を推して賦役率を遞加したものである。又た無戸雜人の輩にしても、五年以上一定の職業に就き、若くは人に雇傭され不都合なきものは、其井伍の保證を以て、宅地を請求する資格が出來たのである。是の如き場合は其村に於て宅地を與ふるか、若くは他村落の剩地ある處に卜居して、一定の宅地を與ふるか、實に同情ある處置を取つたものである。近世に至り貸金業の保護は、遂に宅地の質入賣買を公認し、貸家業者が出來ることゝなり、明治に入りて一入の猛烈を極め、市都住民の大敷は無戸人民に化し、その財物兼併の威力と、貧富の懸隔は、殫さゝれは止まざるの勢となり、其反面之に對する多數國民の生存上の苦痛に發する怨嗟の聲と絶望の叫は、決して一朝發展の徵候ではない。意ふに我古來の典範は、一邑一人の怨民なく相扶持共濟して、子孫永遠の福祉を圖るを以て、公義公德の極致としてある。苟も此の典範を遵奉する以上は、各人各個富者も貴人も齊しく無戸同胞の增加に對し自覺反省をなし、相當の措置方法を講究せねばならぬ。

第三　衣食住の二

太古の衣服。古代の染織。常陸のッヌハタ。頭飾髮飾頸飾。大陸服裝の漸入
聖德太子の育像天智天皇の御畫像。三韓風より唐風にかはつた。服制の大要
女子には其制度が寬であつた。鎌倉時代の染小袖。變形の髮服袴。女中帶の

變化。德川時代の木綿衣物。農耕農業。

衣服は如何なるもので、其れがドンナ發達をして來たものであらうかと云ふに、日本人の衣服は、古くより明ぶる進歩して居たものであると言ひ得るのである、伊弉諾命が阿波岐原で禊祓をせられたといふ神話にも、帶、裳、衣、褌（犢鼻褌であらう）冠などがあり、又た裝飾として、左右の手纏といふものが有る、大國主命の歌には、韛と稱して、後世の蓑衣のやうなものを、衣の上に着て居たとある。

太古から衣服のことは、專ら婦女の業務であつた。其の材料は、草の皮、木の皮の纖維あるものを採び取つて、それを絲に績んで織つたものである。麻、楮の類が重なる原料で、それを種植したことも歷々として證左がある。又た荒妙のことは、大陸と交通せる後に、益々精巧になつたのではあるが、天照大神が機殿に於て自身に神衣を織られたといふことが傳へられて居るから、其起源は遠く知るべからざるの太古に在るのである。

衣服の模樣は、織り上げて後に茜あるひは蒨及び其他の彩色ある草を搗りて染めつけたものらしい、大國主命の歌に、黑衣、青衣、紅衣がある。其れで命に最も喜ばれたのは、茜染で有つた。又た織つてから染めるのでなく、糸を染めて、ソレを織る錦文布といふものも有つた。天ノ羽槌雄神は、之れが發明者として名を得た人である。けれども古代の日本人は、色彩ある衣服よりも寧ろ素白色なのを貴んだものである。一

には良き絲を得て其れを素白色に織るといふことは、困難な爲めでもあらう、又た天性清潔を愛する習性にも由來したものであらう。玆に奇なる現象は、當時蠶を養ふことは既に發明せられて居つたが、古傳に口の裏に繭を含んで絲を抽き出したとあるやうに、繭を煮ることを知らなかつた、口中の曖を利用して絲を曳いたので、曳くことも速かではなく、絲も不揃ひであつたから、其れを材料として織つた絹織の類は甚だ粗製であつて、却て布よりも賤まれたことである。

衣服を縫ふに針を用ゐたか、何うかといふことは、疑問になつて居る。其れは支那の山海經に倭人は針を用ゐないとある爲である。けれども山海經は、當時日本より產出する衣服に、舊弊なものゝあるのを見て、例外の事實を一般の知くに記したものである。常陸の久慈郡より產出する織物に「サツハタ」といふのが有つて、それは延喜時代まで調物として納めたものであるが、常陸風土記によれば、其織物は、自らに衣服となりて、更に裁縫の要はない、とし てある。下着などに着るもので、頭から被ぶつてくる、今のメリヤスの襦袢のやうなものだといふことである。山海經は多分、是等の事實に據つて、記したものであらう。古傳に、針のことは數々記されて居る。又た「縫ふ」といふ語も多い、伊豆志袁登賣の神話に、「一夜の間に、衣、褌、襖を縫ひ」などゝ記されて居る、神功皇后は、針を曲げて鉤を作つて年魚を釣られたといふこともある、針を用ゐずに衣服を糸で編んだと云ふことは、根據のない妄斷である。山家のものは、時として松葉針すらも、利用するものである。

日本人は獸皮を衣服としたことが有るかないか、これも一の疑問であるが、これは有つたかも知れぬ。弓矢のこと

な、天鹿弓（アメノカコユミ）、天麻矢（アメノマコヤ）といふ位で、古代の日本人が鹿狩を日日の職業としたことは明白のことである。少彦名神は蝦夷（スクナヒコナノ）の皮を衣物にしたといふこともある。神武天皇の東征せられた時、尾のある人間の多數に遭はれたことあるが、これは尾のついたまゝの狐の皮でも著て居たものであらう。皮毛を纏るといふことは、後世の進歩であらうが、皮のまゝに防寒の具に供したといふことは、あるべきことなのである。尤も一般には、麻布、楮布が行はれた、歌皮は動物及器財にのみ用ゐられたものゝやうである。

寶石類を貴重して、裝飾、服飾、頭飾などにしたことは、太古の風俗とは、大に異つて居たやうである。寶石の種類は、瑪瑙、水晶、硝子、玉、蛇皮石、鰒石などの類にして、それを勾玉（マガタマ）、或はくだ玉の形に製して用ゐたものである。又た太古の日本人は、頭髪の装飾について、殊の外に注意したものらしい。男は髻（ミヅラ）さて、髪を左右に分けて頭顱（コメカミ）の上に結び纏れた。女は矢張り髪を分けたが、其れを結ばずに頸へ垂れ下げてあつた。若き男兒は髪を鋼の處へ束れた。又た頭には髻華（ミヅラノハナ）と云ふものを挿したと傳へて居る。景行天皇の歌に、「平群（ヘグリ）の山の白樫（シラカシ）が枝を、髻華（ミヅラノハナ）に挿せ斯兒（コノコ）」といふのか有るから樹木の花葉などを、小枝のまゝに取りて、それを挿したものであらう。尤も隋の使者が來た時皇子、諸王、諸臣が悉く金製の髻華（ミヅラノハナ）を頭に著けて、之に應接したといふことである。

伊弉諾尊が御を用ゐられたといふことがある、葉盾鳴尊も、矢張り同じく用ゐられたとある、古代は男子も御（ミヅラ）を、その髻（ミヅラ）に挿して居つたものらしい。

眉毛を抜きて眉を作り、又齒を染めたことは、太古より其風が有つた。

男女の服裝にいさゝか異る處ありて、男は右衽を用ゐ、女は右衽を用ゐたといふことが、靜宮宮田家に傳來せる新撰龜相記といふものにあるそうであるが、此說は信りあてにはならぬ。古墳より發掘した女人の像に、矢張り左衽のものが有る、養老年間に衽な右に改めよと云ふ制令が出たのであるが、其れまでは、左衽もあり、右衽もつて、一定して居なかつたかと思はるる。

太古の風俗は邈遐ながら、大略右の如きもので有つたが、然かし是れは書籍の上から想像するのみで、畫圖も、刻像も、たしかに證據となる程のものはない。野見宿禰、武内宿禰、守屋大連などの肖像の古いものは有る、その肖像は皆な冠を頂き履を穿ちて嚴然として支那服を著用して居るもので有る。支那の風俗が朝鮮半島に移り、朝鮮半島の風俗と、我國の風俗と混和したことは、或は正史以前であつたかも知れぬので、其れ等當中の人に在ては、恐くは早くより、彼地の服裝を眞似たものであらう。神功皇后御征韓の後は、三韓交通が益々頻繁になり、推古朝に至れば、支那（隋）との國交も公然と始まるやうになつたので、其れ以來は畫像もあり、木像もあり、古代の捕風捉影なるに反して、證徴十二分であるが、交通のために我が風俗が一層著しく外國化せられたことは爭ふべからざる所である。

聖徳太子の肖像（御物）は、高麗の僧風であらう。天智天皇の御畫像は全く唐の制服と同じものを召されて居る。聖徳太子攝政の時代に位冠といふものを定められた、色は十二階級に分れ、縫（ヌヒ）で縫ふた帽子で有る。頂の方がスボまりて袞のやうな形になつて、其れに繍（ヌヒ）がつけてあるのである。此の冠が始まつてから、古代に行はれた髻華（ミヅラノハナ）といふものは、元日の朝賀と、外に特別の場合、例せば前にも謂つた外國の使臣に應接

する時などの外は全く廃せられることになつた。

然るに、此の位冠は後に大化の修正を經、天武天皇の時代、僧侶巫祝を除くの外、男女共に結髪することになり、上下一様に漆沙の冠を著けよとの命令が有つた。又同時に、禪褶を著けることを差止められたが是れは矢張り推古朝頃から行はれた廣い前垂の褶のあるやうなもので、僧侶の服衣の變化したものであつたらう。又た脛裳を差止められた。男女は括緒の褌を著るやうにとの命令が有つた。膳夫とか、采女とかいふ下働きをするものは、其頃まで、手襁のまゝ又たは肩布といひて、肩に巾を遮けるキレを蔽ひたるまゝ貴人の前へも出たのであるが、其れも差止になつた。衣服に襴をつけるといふことは、何時頃より始まつたのかわからぬが、天武天皇は、男女ともに、會集の席には襴衣を著よといふの命令をせられた。襴衣の尤も著しきものは、宮女の著た十二單衣である。要するに、我國の服裝は初めは三韓風に改められ、此時に唐風にかはつたのであるが、文武天皇の時に至つては、文武官は衣服の色まで全く唐制に模せられることになつた。元明天皇の時襟口の濶さを、八寸以上一尺以下と定められたので、是れから後は、一般に濶袖となつた、衣領の細く狹いのも、此時に禁ぜられた。

元正天皇の養老中に、襟を右にせよといふ令が出た。是れは支那にて左衽を夷狄の風と卑んだ爲であらう。又た衽と衽との合はせ目が淺ければ、歩行する際に衣物の前が開き易く、無禮であるからと云つて、其れを禁じたので、衣物に「ヲクビ」といふものが出來たのは、其禁令のあつたゝめであるといふことである。奈良朝より平安朝の末迄、謂ゆる王朝時代の風俗は、賤男と稱せられた者まで、烏帽子を冠ぶり、素襖を著た。官女は十二單衣か若くは五衣であつた。又た下裳に附ける裾は、昔は纖著といつて、體に地に曳くだけのもので有つたので、大臣の裾は一丈五尺にも達したといふことである。

履は朝廷の參列に用ゐるものの外、普通は藁草履で有つた、これを尻切れと稱へた。尻の切れ易い爲めである。かくして後は鎌倉時代になつた。

大寶衣服令に、禮服朝服制服の區別が有つて、其れが、男、女、武官の三樣になつて居るが、禮服と朝服とは暫く措き、其謂ゆる制服は左の如くである。

無位皆乾縵頭巾、黃袍、烏油腰帶、白襪、皮履、朝廷公事即服之、尋常得著韋鞋、家人奴婢皂衣。

文の意味は、皇太子、親王、諸王、諸臣（有位者）の禮服、朝服の外、一般に無位のもの、並びに庶人は、黑無地の絹の頭巾に、黃色の袍衣を著る、黑の漆革の帶をしめ、白足袋に皮履を穿くのが、朝廷の公事に參向する場合の服制であるが、不斷には皮履を用ゐず、藁草履を穿いて差支がない、又た人の家人たるもの、奴婢たるものは、黃袍をば用ゐず櫟實を染料としたる、俗に墨染と稱する黑き衣を著よといふことである。當時一般に白袴を用ゐたので有つたが、玆にそれを記して居らぬのは、文を省略したのであると義解の注に見ゆ。

宮人深緑、以下隨得服之、紫色以下少々用者聽、緑緋紺縹、及紅裙、四孟及尋常則服之、（中略）其庶

女服同ニ無位宮人一。

此文は婦女の制服である。内親王、女王、内命婦など、官位ある女子の禮服朝服の外は、一般に無位の宮人並びに庶人の婦女の制服である。衣服の色は男子であれば黄丹色を皇太子の禮服に用ゐられ、其外、深紫は一位、淺紫は三位以上、深緋は四位、淺緋は五位、深綠は六位、淺綠は七位、深縹は八位、淺縹は初位、といふ順序になつて居たので、深綠以下の色を、無位の宮人又は庶人の婦女に之を服することを許されたのはツマリ服色は、女子には其制度寛で有つたのである。又た紫緋のやうな上位の人の禮服に用ふる色でも、女子が之を衣服とせずして、細帶などに用ゆることは、矢張り差支がなかつた。又裙と云ふは「クヽリソメ」即ち今の「シボリ」のやうなもので、五采斕班たる裾は、内命婦以上の禮服若くは朝服であつたが、若し綠の一色緋の一色、紺の一色を以て裙となしたるものとか、又は紅色の裾は、無位の宮人又は庶人の婦女と雖も、四孟即ち孟春正月、孟夏四月、孟秋七月、孟冬十月の儀式の席上には、之を服することを許され、其他は朝廷の公事を除き、尋常家居の場合に之を服することは差支がなかつたのである。

鎌倉時代の特色は、謂ゆる鎌倉武士の染小袖である。また此時代に、カツギといふものが多く行はれたが、それは王朝の時から始まつて徳川氏時代まで行はれたものである。

小袖といふは、袖の下を丸く縫つたことをいふので、之を下に著て、上に衣か肩かを著るのである、袷にても、綿入にても、單物にても、カタビラにても、いづれも皆小袖といふものである。小袖は絹の綿入、布子は木綿の綿入と心得たるは、後世のことである、又た衣と袖とは長短の區別である、ドチラも綿は入れずに、袖が大きな四角な廣袖になつて居るもので、是れを小袖の上に著て裝束の下著にするから、其れ等の大袖のものに對して小袖といふのである。

鎌倉及び室町の時、武人は皆な大紋若くは布衣を著たものであるが、下には常に小袖を著た、慶仁以後戰國時代に入つて、大紋の袖を斷ち切つた變形の禮服、謂ゆる袴が行はれたが、矢張り下には小袖を著た。ツマリは王朝以來唐制模倣の名殘りを此の袴に留めて、小袖は、日本特有の發達であるから、最も好く日本人と調和し、禮服はかはつても、是れのみは變らなかつたものである。而して戰國は其名の如く秩序潰亂である、多くの士民は禮服など著るものはなかつた。文祿前後より寛永頃までの古畫を見るに、小袖の上に、男女ともに絲を細ちにして縄のやうな、兩端に總をつけたものを幾重ともなく腰にまはして帶にして居る、謂ゆる名古屋帶といふのが是れである。この帶が徳川氏になつて變化した特に女中帶が色々に變化した。

徳川氏の初めには、女中帶は今錢金入にて、幅は三寸計り、長さ七尺五寸であつた。それが寛文の末頃から幅が廣くなつて、廷寶頃には廣さは純子の三つ割となり、長さは一丈になつた、同時代の末には博多地が流行し、廣さ九寸、長さ一丈に仕立てゝ、それを臀上に結び垂れるやうになつた。

戰國の時に、十三歳の時に作つた花染の帷子一つを、十七の年まで着て、身丈が伸び、衣物が短かく脚が出て難義であつたといふことを記して居る書き物が有る、一般の狀態も想像するに難くはなからう。木綿が

輸入せられなかつたので、庶民階級の冬の衣服には、蒲萄の綿綿を入れて、ソレを布子と稱へたといふことである。其れが德川氏の初めになつて、漸く木綿衣物が行はれることになつた、又た德川氏の初頃の女の綿衣は、縞紬の光る小袖を著て、顏は履而をするか、又た綿でかくし、其上に編笠か菅笠を被ぶつたものであろ、顏を出してあるくといふことはなかつた。歷々の婦人でも、麻のカツギをかけて、染革の足袋をはいたものであつた。德川氏の末には、古風が大に變化した。若き婦人の衣服には、ふり袖といつて起ち上がつて墨に屆く程のものが有つた、短かいのと云つても、一尺五寸位が常であつた。帶の廣くなつたことは前に言つたが、衣物の「みはゞ」は次第に狹くなつた。昔のやうな綿紬は廢れて、多くは綿地若くは染物を用ゐることになつた。是れは遊女の風から移つたといふことである。履物は初めは雪駄、それから木履になり、眞田鼻緒の草履下駄が發明せられてから、進んで革はな緒の駒下駄となつた。何れも德川季世のことである。

引きくるめて云へば、太古の衣服は、體に應じて作り出したものであるが、其れが三轉の風を裏け隋唐の風を襲したる朝廷の制服によつて變化を受けたのが王朝頃の風俗であつた。鎌倉時代頃より漸く摸擬を脫して國俗と調和するやうになり、戰國になつては、頽はしき虛禮に屬する形式のものは、全く廢止せられたのが、德川時代になつて、其制度の關係上、勞働が卑まれたので女の風などは、却て遊女に化せられるやうになつたものである。けれども當時の社會からは餘り重んぜられなかつた、勞働階級の服裝はかゝる女性的、貴族的では間に合ひ兼ねるので、股引、腹掛け、手ヲコ、伴纏、筒袖といふやうなものになつてゐる。武士の革羽織、襠付袴、武者鞋等、其れ等實用を主とするものに在ては、何れも特種の形式に發達して來て居るのである、然る後に明治時代となつた。

住所衣服の外に、人類が「活きる」といふことに最も重要なものは食物である。然かし食物のことは、次章社稷の問題と最も深き關係を有して居るから、之を其章に讓つて、以下には前にいつてある「他人に對する公義」即ち世の謂ゆる、忠孝信義慈愛友情といふことについて、歷史的に概略の歸結を探究し、然る後は民性の本義は如何、過去の誤謬は如何なる點に在つたか、將來の進路は如何に迎る可き乎、これに對して社稷體統の公則を說き、凡そ國の興り、國の亡び、民の幸不幸、其分岐は多子なきものであるといふことを示さうと思ふのである。

補批

衣服の實用と儀飾。儀飾の度大。衣服は婦人の實權。官職と服制。儀飾的階習。身分境遇以上に裝飾る人は虛僞の人。婦人の身たしなみ。最低限度以內は、生存の組織である。

元來衣服は暑寒の防ぎが其主要である、然るに之を古今の沿革に攷れば、決して其主要點のみに向て發達して居らぬ。往々にして外觀儀飾（グライシングシヨン）の爲に、主要の本意を失却し、實用をも便利をも顧みず儀飾一方に

變化する所に、宗教及政治の魔力を包藏し、威嚴、權勢、信仰等の引力を強める工夫をなし、ありとあらゆる弊害の根源となりて居る。

總の人情に近きは其至れる者に非ずと云ふ一語は、實に裝飾的魔力應用の心髓を喝破せる確言である、人が神に化ける佛に化ける、凡庸愚劣なる幸運兒が三台の位に上り、朱紫金銀燦爛たる服裝を纏い、又た吹けば飛ぶ樣な男でも始末にならぬ墮落坊主でも、服飾に依り、其の外觀丈けは尤らしくもエラソーにも見へる樣になる。そこで色々の意味を拵へて、普通一般に異れる格好、即ち人情に近からざる格好に造り立て、本文中にもあるが如く、十二單衣だの、一丈五尺もある裾だの、實に不自然極まる服裝が出來た譯である。一體人情は只た簡利を趁て進むべき筈のものなるも、其證の應用が威嚴を觀めすに在れば、普通便利の格好樣樣では、其身を人以上に化けさすることは出來ぬ、人を人以上に化けさすることが出來ねば靈現的詐道を遂行されぬ、處が一般民衆の智識が漸々に進歩し、衣冠は衣冠、人物は人物と明に洞觀する樣になれば、如何に化け樣と思ふも化られぬ。我々同胞は勉めて彼の魔力に魅せられぬことに注意し、衣服てふ人類生存上の必要物が、必ず便利一途に進歩することを圖り、人類一般の福祉を增進せねばならぬ。

衣服其物が簡捷便利の方向に進むことを勉めねばならぬは云ふ迄もないが、併し決して格好美觀を捨てよと云ふ意ではない。要は簡捷便利が主で、格好美觀は從である、そこで格好美觀の爲に其主要目的を失い、進退動作の便利を忘れ、甚しきは、衞生上に有害なる點があつても頓着せず、一面流行を追ひ、一面

隨習を守り、只管外觀虛飾を競ふ樣な現在の風潮は、殊に宜しくないことである。

一體世界の各民俗を通じて、衣服の世話をするのは婦人である、婦人を措いて衣服のことを云ふ譯には行かぬ、殊に日本に於ては一人であるかと思ふ、日本人口の半數以上を占めて居る婦人が、國民生存上に重要なる衣服の實權を握りて居るとすれば、一般婦人の純正なる情性に發する所の衣服に對する要求如何を尋ねたい、今ま之を經濟上より觀察すれば、全國を通して一人の衣服より一年二圓即ち一日五厘五毛宛の節約が出來れば、一年に凡一億二千萬圓の消費を減ずることゝなる、又た之を流行の方面より觀察すれば、彼の催情的に色彩の濃艶なる藝娼妓、女優、淫靡なる貴婦人、奢侈なる富豪の子女等、ありとあらゆる社會の害物共より、其流行の根源を起してをる、健全なる國民が是の樣なる流行を趁い、三越白木屋等の店頭に群集し、相競ふて社會の害物共に倣い得意がるのは、風敎上恐る可きことではあるまいか、此上に公私朝野特種地位の中には、無用なる儀飾的衣服もある、切に我輩が全國一般の婦人たちに願い度いのは、此の自治の最大要素たる衣服の實權を提けて、あらゆる社會の儀飾的、虛僞的なる弊習の大源を洗濯し、順序ある進歩に努力せられんことである。

官と職との種別に依つて制定せられし、其衣服の沿革を考へ、現今に於ける服制を參照すれば、實用に近からざる、不用意不完全なるものが甚だ多い。謂ゆる官とは、陸軍中將なる官、即ち其官に依りて師團長なる職、海軍大佐なる官、即ち其官に依りて某々艦長なる職に補せらるゝが、司法官等に於ても亦た同

様である。其れより警察官の如き、鐵道官吏の如きも亦た同じである。矢張り官と職との上に服制が定められて居る。而も其服制は武官の一種服二種服の如き、一つは職務を執る便利上、一つは威嚴を觀す儀飾上より出來て居る、又た高級文官の金光燦爛たる服飾の如きも、決して其職務を執る便利上より出來たものでない、莫大なる國幣を費やし、是くまでして威嚴を飾る必要があるや否やは、我國民が其儀飾的魔力に憧服するや否やの問題に歸結するものである。官職の種別不明瞭なりし政教一致の時代より、政教が分離して漸々と其種別が立ち、進歩一級を高むる毎に官の色彩が薄らぎ職に重きを置かれ、職務の便利に隨ひ、其衣服が執務上の必要に向て進歩することゝなるべきは當り前のことだが、併し今日に於ても猶ほ尚ほ社會の各部に僞飾的隨習が殘留して、民衆の目を、眩惑さすることを努めて居る。

身分境遇以上に着飾る人は、多く虚僞の人である、元來力量以上の外觀を裝うのは全く自己の身心を欺けるもので、先つ自己に向て詐欺を働き、幷せて他人を欺く卑劣極まる根性である、著者の知人に伊藤恒道と云ふ、八十六歳になる老人が居る、二十年前嗣子を喪い、今は二人の孫女が共に年頃となり、善く老人に事へ、舊藩主夫妻も特に目を掛け、親族知己の間にも至て評判善く、いつれも何かと心を附けて居た、然るに或る時、舊主家の祝事に二人の孫女を召された、孫女姉妹は化粧を終り舊主家より賜はりし縮緬の紋付を着け出掛けんとするとき、編者は老人の長屋を訪れた、孫女姉妹は禮儀正しく老人に暇を告げた、老人は意外にも不興極る顔付で睨付け、不たしなみの奴共だ、仕方がない、早く行つてこい、粗忽があつてはならぬぞと云ふた儘暫く考へ込んだ、其後で老人は著者に向い、世間が變はれば、人も變る、孫共には一と通りは身だしなみも教へて置いたが何にもならぬ、長屋住いの者が假令頂戴物にもせよ、身分境遇不相應の衣物を着飾り白々敷も街道を通ると云ふのは何事であらう、全體世間がこんなことになつたのであらふかと云ふて嘆息した、著者は實に老人の素行と閲歴を推して深く世態人情の變化に感じ、老人に向ひ尚古時代に於ける個様の場合に處する心得を尋ねた、すると老人は具さに婦人の身たしなみの習慣を話され、個様の場合に於ては、必ず其召された屋敷に於て衣裝を着くべきものである、是は近隣に對し世間に對する身たしなみと云ふもので、其身たしなみの心得は、自分の心に量り、明鑒其他の者に羨まれ、世間に目立ちはせぬかと云ふ程合を考へ、之を其身に行ふことであると云はれた、其時著者の見る所では、その姉妹の服裝は決して世間に目立つ程ではなかつたが、一般世間華奢の風潮は、此の近隣世間に對する、身たしなみの習慣等は、全く忘れ盡して居る様である。抑も服飾其物が、只だ〳〵虚僞心を增長し、共存互濟の公德を滅却して已まざれば竟に其社稷民衆の存續は覺束ない事となる、日本婦人は此點に向ひ、一入細心なる注意を拂はれたいものである。

衣服の目的が暑寒を防ぐにあるは、其主要なると同時に、人の正當なる要求の最低限度である、此最低限度以内は、生存の絶滅である、そこで最低限度より以上に、滿足を欲望し便宜を推究して、我も人も齊しく圓滿なる進歩と發達を、其風土氣温の差異に適用し、順序よく共存上の福祉を享受するのが、人類の正當な

る進化である、之を後の威嚇を張り、虚勢を飾り、又は虚偽詐道の利器となし、剰さへ其偽飾が一般的となり、虚偽詐道が普通化するに至りては、公徳を絶滅し、靖和を破壊し、或者は百枚千枚の錦襴極まる衣服が箪笥の中に古びて居るにも拘らず、或者は凍へて居る、是では決して健全なる國とは云へぬ、そこで同胞の自覚が此に起りさへすれば、政治宗教都ての方面に凶威を逞ふする所の、虚飾虚偽の悪魔は、自然と銷散することゝなる筈である。

第四　住食住の三

忠孝の原理は簡易明白。他人から強要せらるゝ忠はない。民性の自然。虚偽は勝者の防禦的武器。不透明なる忠孝論。社會の缺陷。王權偏重の反動。革命の轉機。人民の實生活と離れざる孝敬的科學。兩種の暴民問題。不自然が齎らす結果。五箇條の御誓文。行政の都合上より自治制を設定した。極端なる現實主義。何よりも先づ人の衣食住。古俗の意味ある教訓。鄰國の自治は國家の基礎。

忠孝信義などゝいつても、其原理は簡易明白なものである、畢竟民性自然の發露に過ぎぬことは、忠の字の中心二字を合せて出來て居ることを考へれば思ひ半に過ぎるで有らう、人は家庭隣佑並に國人と共に存活して居るので、己れの喜悲憂樂を推して、他人の身の上にも及ぼすのが自然である、謂ゆる『己れを抓めつて他人の痛さを知る』といふことは、サマデ高尚な學術的研究を待つ譯でもない、是れが即ち忠の字の本義である、或は恕といふも同じことで有るが、恕は他人を責むることの寛大なる場合に用ゐる語、忠は他人の爲めに最善の努力をなす場合に用ゐる語である、例せば故に一人の職工が有つて資本主又は企業主の爲めに其の委任せられたる勞作に從事することが有る。此場合にかの謂ゆる被傭人根性なる者を出さずに、成るべく有効的に其事を仕上げると謂ふやうなことが忠といふものなので有る。公人又は吏員が團體の事務とか官廳の職任とかに對する場合も此例である。忠の字が我が古典に於て始めて現はれたのは、崇神天皇四年の詔であるが、其文に「群卿百僚竭二誠忠貞一」とある、「朕に忠貞を竭くせ」とは言はれずに、「汝等自身の忠貞の心を竭くせ」と言はれて居る。次に應神天皇九年、武内宿禰の言つた語に「吾無二貳心一以〻忠事レ君」といふのが有る。是れも武内自身の誠心誠意を以て、皇室を輔弼し奉つたことを語つて居るので有る。此語を言ひ換れば、「自己の職分を有效に盡くすことを心掛けた」といふので有る。何處までも自己の中心が本位である、此くせざる限り、自己の中心が滿足せぬので有る、他人から強要せらるゝ忠はない、法律で束縛せらるゝ忠はない。

大來目部といふは、古代の禁裏護衛兵で有るが、其歌に「海行かば水漬く屍、山行かば草むす屍、大君の邊にこそ死なめ顧みはせじ」といふのが有る。即ち兵士として　職分に殉すべきことを誓

つた歌で有るが、其歌の結尾を見れば「大丈夫の清き其名を古へ從、今の現に流さへる祖の子孫ぞ」と云つて居る、「功勞ある祖先の子孫である」と云ふ所に、誇もあり勵みも有るのである。古代日本人の忠と云ふことは、兵士と雖も、自己の中心の誇としてすることなので、軍令や嚴律の束縛に餘儀なくせられて厭々ながら其れをすると云ふのではなかつた、「梓弓手に取り持ちて、劍太刀、腰に執り佩き我を措きて、亦た人は有らじ」といふ抱負の上に於て、身命をも棄てゝ顧みなかつたものなのである。

後世政治組織の變遷するに從つて、武門政治になつてからは、武士は世祿を其の屬する所の諸侯より受けたゝめに、一見すれば忠義は其の世祿に對する報償の如き觀もないではなかつたが。忠の字の根本觀念は、決して動搖しては居らぬ、忠は其の世祿の多寡に比例する打算的のものではなかつた。「一」に對する「一」、「二」に對する「二」ではなかつた。従つて忠と云ふ觀念は、民性の自然たる人としての責任とは一致するが、法律上より負はされたる義務とは一致しない。

忠といふことを、自己の尊族親に應用すれば、其儘に孝である、契約取引の額に應用すれば、其儘に信である。信は人の言語に價値を附するもので、虚僞の反對である。共同存活を以て人類の必要であるとする限り、虚僞以上に厭ふべきものはない。其れ故に、民性をして自然の發達をなさしむるならば、虚僞は世界に跡を絶たねばならぬ筈のもので有るが、其れが常に、左樣なわけに行かぬのは、古來人の集團組織の上に、大なる缺陷の有つたことを證して居るので有る。何となれば、國民として虚僞に富むものが有るならば、其國は必ず長き虚政に苦しんだことのある國である。地方として虚僞に富む地方が有るならば、其地方は必ず何等か特別の凌虐を蒙つた地方である。虚僞は弱者の防禦的手段より發達したもので有る。故に强暴なる政治、苛稅の誅求等の下に於ては弱者たる人民は、初めは其鋒鋩を鈍うする爲めに、後には其れが幾んど常習的となり、終にその消極的性質を變じて積極的なる虚僞人種となり了るので有る。けれども歷史上の實例は幸にして虚僞に利福の伴つたことはない。自然の制裁は、毎ねに虚僞の國民を衰滅に歸せしめて居る。現今の世界に於ては、何人も信の重んずべきことを知らぬものはないが、信を重んぜずして、企業の繁榮を期することは出來ぬ、信を重んぜずして、社交上の位地を高むることは出來ぬ。然かも謂ゆる信なるものも、亦た忠といふものと、同物の異名である。

義といふは、錯綜したる世間の事情に對し、之れに適應して、人には其れ〳〵相當の務むべきことが有る此の務むべきことを稱する名である。義の在る所、人は我儘にはならぬのであるが、義のために我儘を制抑するは、以て共同の利福を進むる所以にして、共同の利福なるものは、必ずしも自己の利福と相反せざるのみならず、却つて其れを安固にし、益々增長せしむるものである。昔中の語に「與ふるといふことは、取るといふことゝ同一の結果を得るものである」と云へるのは、此れが爲である。其れ故に若し苟くも野蠻の境域を脫したる人類であれば、義を以て苦痛とするものはなく、寧ろ中心より喜んで之を行ふことは、忠と幾んど差別を見ないので有るが、忠と義との區別は義といへば兎に角人に取つて多少の負重となるものなので

有る。

其外世の謂ゆる慈愛、友情、若くは廣く之を公徳と稱する者のことは、絮々しく玆に辯ずるの必要もなく民性自然の理解に一任して差支なき事で有るが、唯だ玆に吳れ〳〵も言はねばならぬ事は、世間には、民性の根本義が、先づ其の天賦の體機を維持すること、即ち「活きる」と云ふことにあるを忘れ、社會組織の缺陷より生じたる個人に向つて、之に食物を與へずして、種々迂遠なる議論を與へんとして居る者が有る。生活の壓迫に勝へ得ずして、從來平和なりし思想界に聊か波動を見るに至れば、其の原因結果をも探究せずして、不透明なる忠孝論の如きものを持出し、强者のために弱者の行動を衝動せんと欲する者が有る。實を言へば忠孝豈に夫れ多義あらんや で有る。人類として、此世に在て要求する最少限度は「活きる」といふことである。自己が活き得たる後に、同類に對して其力を頒つ所のものは他人に對する公義である。これに忠孝信義等の種々の名目は有つても、要するに唯だ民性の自然に從ひ、自己の中心より發作するもので有つて、强者の便宜によりて强ひらるべきものではない。

太古以來、世界の人類は進歩發達の徑路を辿つて來たもので有ることは前に言つたので有るが、その進歩發達の際、原動と反動との二力が偏斜せるために、何時も社會組織の上に多少の缺陷あることは免れぬのであつた。

太古人類の無智なる頃、其中より一二の先覺者が生れて、成るべく生活し易きやうに指導したことは、相

違もない事實で有つて、廣く世界を通觀するも、古代の帝王と云ふものは、何れも先覺者としての名譽を受くべきもので有つた。人民は多く其の指導に賴りたるもので、かの支那の古書に記して有る如く、穴居集住の風俗を變じて、臺榭宮室門戸を作ることを知り、飮血茹毛の舊態を改めて炮燔烹炙等の火食の術を知り棺槨を以て死屍を葬むることを知り、書契を結繩に換ゆることを知り、終に文物燦然の美をなすに至るまでいづれも帝王の指導に待つたもので有つた、けれども斯くして帝王が國民の尊敬と歸依を得るに從ひ、忽ち其地位を利用して已れの威福を張らんとする暴君、又は帝王の名を假りて政黨を弄したる贓官汚吏を生ずるに至つた事も亦た免れざるの趨勢で有つた、其れ故に王權偏重の反動は革命で有る。

支那について言へば、國民が帝王に依賴するや、夏桀殷紂、桀の始皇のやうな暴虐無比の君主があらはれた、又た其名をかりて、掊克聚斂、人民を凌虐して私腹を肥したものが有つた、是れが支那が屢々革命の慘禍を經た所以で有る、而して桀の始皇の如きは尤も不謹愼に天下の富を奪ひ、天下の美女を集め、殿屋を起し、後宮を盛んにしたが、革命後の首領も亦た、數代を經由すれば、褒を厭ひ、暖に就くの人情より、創業時代のことなどは忘却し、矢張り同じく酒池肉林の榮華に誇り、例の贓官汚吏は時を得顏に橫行した、是れで全く其風俗を惡化して仕舞つた、二十四史を經たる今日尙ほ其の弊俗を脫し得ざる現狀である。

西洋も亦た皆て暴君の出現した國である。英國のチヤールスの如き、佛國のルイ十四世の如き、如何に暴戻恣睢であつたかは歷史の明記する處で有る、ルイ十四世が「朕は國家なり」といへる語は、支那の夏の桀

王が「普有二天下一如二天之有一日」といへると同じく、帝王神權主義の表白にして、すべての行動が此の思想の上より割り出されたのであるから、推して知るべしで有る。是れが爲めに終に有命なる佛國大革命を誘起したので有つた。けれども此革命を轉機として、歐洲一帶悉く眞の自由即ち國民自治といふことに就いて、劇烈なる自覺をなしたるは頗ぶる賞賛に値すと云ふべきもので有る、支那が革命毎に墮落したるとは反對に歐米は革命のために向上したので有る。

革命を經たる後に、歐米諸國は實に殷々たる長足の進歩を遂けたので有つた。彼等が國民自治といふことに徹見したる結果、其學術の如きも、東洋諸國が政治學獵官學にあらされば、詩賦、文章等の素養者の遊戲に類する者を專攻するの外には百工技藝の學、すべて之れを鄙賤なりとして學者の顧みる所とならざりしとは、撰を異にして、歐米にては、人民の實生活と離れざる考驗的科學に向つて精力を傾注することゝなつた、卽ち器械學は、器械師の實驗を集めたものである、建築學は大工、造船學は船大工の實驗を集めたもので有る、天文學は地上に墜落した林檎の理を演繹したのである、數學は算術家の智識を集めたのである、化學は藥劑師から始まつたものである、鑛物學は鑛山掘の經驗から工夫したものである、本草學は植木屋及び獵師が蒐集したものである、農學は農夫の實驗したものである、生理、病理、解剖理等は醫師の實驗を集めたものである、法律學は三百代言の研究、經濟學は銀行業者及び貿易商人の實驗である。

斯くの如く彼等は自治の裡に徹見すると共に、百般の事物を悉く民性化するに至つた。是れ東洋諸國の依然として貴族一輩の昏夢中に在るに中り、甚だしき進歩を遂げた所以で有つた。

けれども歐米の制度組織に何等の缺陷もないかといへば、夫れは必ずしも然りとは言へぬ。帝政に於て暴君あると同じく、民政も亦た其の組織の宜きを得ざる時には暴民がある。富豪の專横も勿論暴民と稱し得るのである。勞働者の叫びも若し其の常軌を逸するに至れば、同じく暴民と稱し得るので有る。輓近識者の頗る首を疾ましめて居るのは、此の兩種の暴民問題である。

日本の國體の他國と同一例に非ざることは、固より斷はるまでもないが、其の最も特色とする所は、日本には王權の革命がなかつたことで有る、けれども蘇我氏、藤原氏、平氏、源氏、北條、足利、織田、豐臣、德川の諸氏が、甲仆乙起したることはある、而も其施政に就ては、固より一々感服することは出來ぬ、現に衣服住居の變遷に於て、其概要を示したやうに、隨分不自然な制定も有る。即ち蘇我氏時代は全く唐制の摸倣で有つた。鎌倉は宋風に化せられ、足利氏は明風に化せられた、是れは日本が文華の上に於ては後進の國たるため、加之新奇を喜ぶの人情も手傳つて、勢ひ外來の事物に皈慕することを免れぬ關係に出でたもので有らうが、如何なる理由が有つたにしろ、不自然が齎らす結果は香んばしいものでない。

戰國以後日本の風俗は始めて純日本式に陶冶せられたことは著しきものが有つた。處が之れを德川氏が統一して後、其の採用したる政體は封建で有つたから各地民人の粒々辛苦を以て、悉く其地方の司宰たる諸侯

並に家臣を養つたので、一般の風氣悉く其の感化を受け、勞働者を卑まざる迄も、遊食を恥と思はざるやうな悪弊を生じたので有る。故に其維日本式に陶冶せられたる風俗も、徳川氏以後制度の餘弊を受けて、頗ふる不自然な發達をなし來つたことを免れぬ。

徳川氏二百六十餘年の昇平は、國民の智能を培養したに相違ないで有らうが、生産的勞働階級の總力が僅に過ぎたる爲めに、衣服、住居、飲食、器具、學問、技藝すべて遊食者に適するやうに發達して、自ら額に汗して働くものゝ爲めには、頗る不便で有つた。例せば戰國の時の戰袍の類は皆な筒袖で有つた、小袖の袖も極めて細かつたので有る、其れが徳川になつて其儘に進歩せずして、長く、廣く、形を改めて行くやうになつたのは、遊食者の需用を充たしたので有る。家屋も徳川氏時代の發達はたゞ燕居に適し勞働には適せざるもので有つた。飲食の作法も、徳川氏の初世即ち秀忠將軍の時までは、織田常眞、土井大炊頭、松平新太郎等の諸侯が將軍家の膳手即ち食膳のある所に行きて、燕汁に、おろし大根の鰰、あらめの煮物、于魚の燒物で飯を喰つたといふことを記したものが有るが、其後に至つては、中流階級と雖も、自ら歩して膳のある場所に行かずして、膳の方から來りて其の坐せる前に陳るの習慣となり、數多の妻妾兒孫ある家にては、其の人數に相當するだけの膳と、其れに添へたる茶椀、盤椀、小皿等の器具が召使人の手によりて食前には棚より出で食後には棚に入るの煩はしき手數を厭はぬやうになつた。

封建時代の不自然は蓋らく措き、然らば明治維新の後は如何で有らうか。

五箇條の御誓文は、明かに舊來の陋習を破るべきことを誓はせられ、國民亦た聖意を奉戴して努力したゝめに、其の目覺ましき進歩は、全く新天地を拓開したかの觀が有る。けれども靜に考ふれば、徳川氏時代より遺留せられたる不自然なる吏僚營私の風は、明治になりても未だ全く蝉脱したものとは云へぬ。徳川氏の末年、商人にして外妾を蓄へ、飲食の贅を極めたるものは、札差又は御用達商人の輩に多かつたといふことであるが、明治以後と雖も拂下の入札、又は諸官衙に對する供給請負をなし、之が爲めに暴富を致したものも絶無ではあるまい。明治維新者の杜撰は、單に其れに留るのではない、言は日本は支那を模倣したる處に不自然が有つたのであるが、明治以降は又た、乞々として歐米を模倣することゝなつた。模倣する所は異つても、民性と伴はぬことは同一である。

前に言へる如く、封建時代には、無論弊事は有つた。けれども美處もある。封建の基礎は尚武と農政を重んずることである。又たその政治は、自然に地方自治の理に通ずる所が有り、社稷政策の妙諦に合する處が有つた。小區劃の土地と人民とを、世襲的に支配する封建の諸侯は、其地方の利害を見るに親切なることは郡區制に於ける朝任專歳の知事とは同一でなかつた。原野を開墾し、樹木を培植し、貯蓄を奬勵し、物産を振興する等、必ず百年の大計から割出したものである、民情を酌酌し、鰥寡孤獨を賑恤することにも、甚だ心を用ゐたものである、其れ故に、若し明治の輔弼者にして、聊か技に顧みる所があつたならば、同じく歐米を模倣するにしても、佛國風の中央集權制を以て、折角發達して居る自治の根底を覆したり、マンチエス

タール風の我慾現金主義を以て、自然の陶冶に成れる共存の美俗を打破したりするの非なることは、氣附かねばならぬことなので有る、然るに明治の輔弼者は、但だ一國に模倣さへすれば能事了れりとした、而して舊物は悉く破壞した、其狀恰も流行の偶物を買うて、眞物の古畫を引き破ぶつたやうなもので有つた。

明治の輔弼者も、後には地方自治の制を布いた、國會も開いた、けれども其劃出しに聊か間違がある、即ち國家主義と東傚の政體維持とを混同し、其暗雲が頭腦の中に横はつて、凡ての制度を其れから劃出した爲めに、自治が國家の基礎であるべき原理を顚倒し、行政の都合上より自治制を設定し、一方民性自然の要求を無視し、不相應なる外國の模倣に日も亦た足らざるの有樣であつたのであつた。處が外國文明の惡弊は堤を決したるが如くに、滔々として流入し、果樹を伐つて薪となし、牝鷄を殺して其肉を食ふといふが如き、極端なる現實主義は、夙開の國民には免れぬもので、明治以後の日本國民は恰も其れで有つた。土地兼併實て居たが、恰も此時世界大戰が始まり、五年間の血河屍山に、世界的大疲弊となり、痛切なる生活の叫びが到る處に聞ゆるやうになつたので、模倣に慣るべく指導されたる日本國民が此思潮のみを除外して、其の旋渦の外に超然たり得べきや否やは、頗る疑問となつて來たのである。

これは祝すべき事であらうか、否、行政の局に當る者、學問の府に在る者、乃至教育家宗教家は勿論、經世に志ある者は、一般に斯かる思潮の趨勢に憂慮を抱かぬものはない。是れが世間の一部に、今更のやうに

忠孝論の唱へらるゝ所以である。

何故に忠孝論が唱へらるゝかと云へば、或者の意見では、忠孝に反すれば人道の罪人であるといふのであらう。或は其うかも知れぬ。けれども楠公の廟に參拜した丈けでは、生活の壓迫より脫し得らるゝわけには行かぬ。生活の壓迫より脫せざる、忠孝の說法は、耳に入る筈のものでない。主觀的、若くは抽象的に人道論を說くよりも、如何にすれば人道は全せずして行はるゝかと云ふことを考へねばならぬ。

人道の人類に行はるべきは自然であるやうなものゝ、若し社會的制裁の嚴肅に行はるゝ場合でなければ、其れは不可能である、而して其方法は何よりも先づ人の衣食住に安全の保險がつかねばならぬ。是れが鄕團自治の必要なる所以である。人には必要と希望とが有る、「活きる」といふことは人の必要である、固より他に讓歩することが出來ぬ、謂ゆる民性最少限度の欲求である、是に對して安全の保險が附せられざるやうな社會組織であるならば、最早や多くを談ずることが出來ぬ、是れが鄕團の輯睦結果を完全ならしむべき自治組織の必要なる所以である。

自治の組織が完全になれば、自治團中に於ける德義の制裁は、必ず嚴肅に行はれるもので有る。姦譎很戾（カンケツコンライ）を以て我欲を諛らんと欲する者が有ても、共存の主義と相容れざるに於ては、必ず爪彈きせられ、稠人の間に齒せられざるに至るもので有る。

此くの如き制裁の例は、太古の神話に於て既に之れ有る所である、素盞嗚尊の所行の甚だ無賴なる時に、

八百萬の神の評決によりて國拂ひを申渡した、其時霖雨が降つたので、尊は笠と蓑を着て、アチラコチラの神の許で一宿を求めたので有つたが、躬の行ひの濁惡なものであると云ふので、何れの神も皆な宿泊を斷つた、それ以來、日本人は蓑笠を着たまゝに、他人の屋內に入らぬ習慣となつたといふのである。凡そ我欲の目的は、暴言によりて鄕黨知人に誇らんとするので有らう。其れが反對に知人鄕黨より齒せられずとすれば、是程適切な制裁はない、楽壺鳴尊の神話の如き日本古俗の意味ある教訓を、玆に翫味して見るがよい。鄕團の自治は、國の基礎である。此の自治の意義を沒却したる現行の自治制は、名は自治であるが、實が傷うて居らぬ。

自治の組織が完全になれば、鄕團の德義が向上する、鄕團の德義が向上すれば、全國民の德義が向上する、全國民の德義が向上すれば、人道の問題の如きは言はずして可なりである。何となれば衣食住に完全なる保險を附せらるゝならば、人道は、畢竟民性自然の發露に整ふものである。

補批

風敎の基礎は情理を明にするに存す。忠信孝悌は純正なる人性自然の發作。
自然進化に委ぬせる部てのことは典範と稱むることは出來ぬ。衣服食料住宅
の不安。之れが本正を要求すべきである。

忠孝信義は、人の本性其儘の發現である。古來風敎の基礎が情理を明らかにすることに存して居るのは、深き注意を拂はねばならぬ、所謂情とは父母の子を愛するの情、子が父母に懷くの情、其情に依りて父母の子を指導すべき筋、子の生長して父母を奉養すべき筋、之を實際に遂行する其事柄は、決して衣食住を離れたる問題はない筈である。理とは物及び事の次第順序を正だす正當なる筋である。乃ち自分と他人との別、隣伍と親戚との別の如き、必ず廉角正しく筋合を立てゝ置かねばならぬ、即ち之を人の本性に發する要求に依りて考へ、一村一鄕の有利とする問題が國の利益と衝突することがあつたとすれば、必ず其理を正だして、其孰れかを停めねばならぬ、又た一國緩急の時に當り、或る一部の政論が開戰を主張し、又た或る一部は之を否定し、竟に輿論の歸結を帝國議會に決し、大權の發動に依り、開戰となつたとすれば、今迄これを否定せし國民も、齊しく立つて國難に當らねばならぬ、情理の辨別、乃ち人子の孝が情を本とし、人臣の忠が義を本とし、交友間に於て信を本とするが如き、而も之が人世百般のことゝなりて、職業に志操に、主義主張に、皆な其本性より發し、他の潤色を借らぬ意思の發作、即ち忠孝信義の力が人類共存の原動力となるのである。

所謂忠信孝悌とは、純正なる性情自然に現はるゝ行爲動作の名稱である、然り此の善良なる行爲動作は必ず相對的のものである、慘忍なる長上者が、其子弟後進の貞順なる行爲動作を要求するは、全くの心得違である、必ずや父母の慈愛心に對して、子女の孝貞なる動作が顯はれ、君長の仁恕なる恩澤に對して、善良な

る人民が異り、公同齊平なる制度組織の中に於て、忠厚朴實なる風俗が異る可き筈のものである、世間には往々僻僻なる忠孝論を唱道する不心得者がありて、著述に講演に其私說を鼓吹し、我同胞を誑惑して居る、一體忠孝が物品であれば、猶詰にでも紙包にでもなし得られやふが、各自各個の其本性より發現する行爲動作なれば、如何に之を外部より塗り付けるも、全く何の效果もある筈がない、若し彼の一國の耳目となれる廟堂の諸公にして、我國民を孝愛忠貞なる氣風に振興させたいならば、先づ公同齊平なる制度組織を樹てる外に道はあるまい。

制度組織を革めると云ふのは、歐羅巴の文明國にある組織體の法文を翻譯して直ちに之を施行するのではない、凡そ民俗の慣例をなせし道程は、其の風土氣象に依る衣食住の異同に隨へる自然進化の結果なれば、其自然進化に乖戻せる都てのことは、制度組織の準繩となすことは出來ぬ、又自然進化の公例を離れて制度組織を立つることも出來ぬ、歐洲列邦が、各其民俗國情に依りて、異同ある法制を立てたるが如く、東洋に於ても支那と日本とは、之を同一準繩に律する譯には行かぬ、併し支那と日本とは、其民俗の衣食住情況が類似して居る點が多い、そこで古來の制度も大同小異である、東洋と西洋とは、其衣食住情況が、大に懸隔して居る、懸隔して居るが爲に、其制度組織が甚しく相異して居る、歐洲の制度組織を其儘に摸擬したものが、明治制度卽ち現行制度である、今日に至り其弊害に堪へきれぬ樣になつたのも、實は當然の結果と云はねばならぬ、然るに道般歐洲大戰の結果、世界民俗の思潮に急激なる變動を生じ、我國に於ても、社會の各

部に、漸々破綻の端緒を顯す樣になり、之を此儘にして打捨置けば、將來實に恐るべき結果となるのは、必至の勢である、乃ち之を匡濟せざる可からずと云ふのは、朝野具眼者の一致せる定論である、併し之を如何に匡濟すべきやの問題に至りては、暗中摸索の有樣である、我輩は是に對し彼の紛糾錯綜せる現在の翻譯制度を革正し、國民衣食住の基礎を安泰ならしめざる可らずとなすものである。

衣服の儀飾的虛僞的非實用的に推移しつゝある現狀と、之に對する其科學進步に隨ふ生產能力に伴ふ原料供給の現狀を考究して、之を經濟上より觀察し、更に之を風敎上より觀察し、其現在の實況に參照し來れば、我國民の衣服は、殘念乍ら甚しく亂雜であり奢靡である、それより食料の生產及配給に對しては、更に一入の不整を認めるのである、其農制の不完備、其耕地措置の亂紊、米穀は投機業者に左右せられ、唯年々歲々食料の供給不足を見るのみである、萬一不幸にして凶年に遇ふ樣の事でもあつたならば、國民多數の生命は或は保證困難に陷るであらう、且又住宅は漸々資產者に兼併せられ、無戶國民の增加は驚く許りの勢で、市部に於ては殊に劇甚である、我自治の習慣は、住宅の安定を以て民籍を固めたものであつたが、明治以降所有權を認め、之を其所有者の勝手に放任せし爲め、今日の情況を招きしものである。

衣食住の三者が、現行制度の上に靈く不安となつたとすれば、國民は一日一刻を爭ひ之れが革正を要求すべきである、併し其要求が順序を失へば、必ず人心の擾亂となり、秩序の破壞となる、故に吾人は神世以來の典型に據り、人文進化の公例に準據して、一事一物を苟もせず、性情に率ふ自愼の善德を推し進めて、一

町一村の自治を正し、其自治の權威に依り、國民共存の大本を樹てることが眼前の急務である、幷は自治に依りてのみ衣食住の平齊を得られ、民俗振興の基礎を肇められ、公衆道徳の光華を發揮せられ、而も其自治の權威は如何なる壓力も之を抑制することが出來ぬが故である、蓋し一國の資源も、陸海軍隊の元子たる兵丁も、皆我自治團中の供給に待たねばならぬ、而も其自治が衣食住に關する權威もなく、教育風教に對する權威もなく、各人各個眼前に其弊害を諤め乍ら、現法規の制縛を受け、一日咎りに隱忍して居ると云ふのは全く手を束ねて滅亡を待つの類である。

第二講　社稷

第一　社稷

地を重視する觀念。アリヤ人種。博言學。何處に遊牧人種の關がある。入種の天帝。八百萬神の合議。平等の發言權。近似を求むれば瑞士の國體。無關渉の無理。自治の聖意。守護神八座。全身の化生。皇天二祖。瓊瓊杵尊は稻種のこと。生活を護る神。均享の神。歌舞音曲の神。稻荷と白狐は空海の妄說。田靈系の宗家。

人は地上に住み、地に取りて衣食し、以て其性命を維持するものであるから、太古より地を重視したことは爭はれぬものである、此觀念は特に農業の國に深かい、水草を逐ふて移轉する遊牧の民には、比較的此の觀念が乏しかつた、而して地を重視するの觀念は、取りも直さず愛鄕の觀念である。愛鄕の觀念は取りも直さず愛國の觀念である。此故に古來雄大なる邦國を建設したるものは、農業の人民で有つて、遊牧の人民ではない。

太古埃及の建國をなしたるものは、ナイル河流域の農民で有つた。巴比倫の建國をなしたものは、チグリス、ユフラテス兩河の間の農民で有つた。支那の建國をなしたるものは黄河流域の農民即ち神農民で有つた。印度を建國をなしたる者は、恒河流域の農民即ち甘蔗民で有つた。

歐米に虎視耽々たる今日の諸强國は、彼等自ら稱してアリヤ（arya）人種と稱して居る、然らば彼等も亦た農業の民より起つたものである。アリヤ人の歷史的出現は、伊蘭高原の東部オクザス河の流域であつて、其人民が耕耘以外別に生活の根據となるものゝなかつたといふことは、學者の幾んど異論なき處である。博言學上アリヤ語に共通なるものとして數へらるゝものも亦た農業に關する語、並びに農業に用ゆる家畜即ち牝牛を稱する名である。

聊か論題外ではあるが、博言學者の云ふ所に就いて聞くに、伊太利語に「耕す」と云ふことを「アラレ」（arare）と云ひ、スラーブ語に「働く」といふことを「アラチ」（orati）と云ひ、英語に「耕作に適した」といふ形容詞を「アレーブル」（arable）といひ、拉典語に「耕されし田圃」と云ふことを「アルヴム」（arvum）と云ふのは、是れ即ちアリヤ人の特徴の語であつて、是れ等の語はいづれも「アル」（ar）といふ語を以て根詞とし「アル」は地を意味し「アリヤ人」とは、地を耕す者といふ意味であると云ふことである。他にも種々な說が有つても、是れが尤も明快な說である。又た「アリヤ」といふ語は、ヘリーともハロュ（haroye）とも、ハリヴ（harva）とも轉用され、即ち今のアフガニスタンの西部パロパミサス山の南麓にある河の名、又たその河岸に起つた古代のアリヤ人の市の名に其れを用ゐられたといふことである、以上は博言學者の決定である、若し此說をして信ずべきものならしめば、日本古語の如何にアリヤ語と相似たるかを驚かねばならぬ。即ち日本語にては原をハラ（hara）と言つた、墾をハル（haru）と言つた、即ち豐葦原は日本の異名である。小墾田の宮は推古天皇の都せられた處である。農業を「ナリハヒ」（nariwai）といふも墾といふ語の一轉せるもので有らう。主を「ハニ」（hani）といふも「ハリ」と同音で有らう。

博言學者は、又た牝牛を意味する所の梵語の「ゴ」（go）獨逸語の「クウ」（kuh）英語の「カウ」（cow）も亦た、語源は同一で有つて、アリヤ人の農業の民たることを表はすものであると云つて居る。然らば日本語の「書よ」（kaki）といふ動詞は、全く英語と同一語であつて、いさゝか意味を轉じたものでなければならぬ。

但し日本人がアリヤ人と同系であるや否やは何うでもよい。それは吃緊な問題ではないか、日本人が、古來農業の民であつたことは確實である。又た農業的に訓練せられた民でなければ、此の社稷の建設は出來ぬ世界の地圖を繙いて見ても、現今何處に遊牧人種の國があらう、蓋し更にない、何處にもない。

日本人は農業の民で有つた、其れ故に太古に於て最も罪惡視せられたるものは農業を妨害することであつた。謂ゆる八種の天罪といふものは、古事記にも日本書記にも、延喜式の「大祓の詞」にも、古語拾遺にもすべて古書といふ古書には必ず記して傳へられて居るので有る、即ち

第一　畦畔（阿那）を毀つこと、

第二　溝埋(溝埋)とは溝渠の溝を埋むること、

第三　放𤲿(放𤲿)とは、溝渠の樋を放開して耕田に溉れしむること、

第四　重播(重播)とは、他人の耕種せる田に、重ねて種を播くこと、

第五　串刺(串刺)とは、他人の耕田を冒認して、自己の耕田の如くに標識すること、

第六　生剝(生剝)

第七　逆剝(逆剝)

とは、耕田に用ふる牛馬の類を虐待すること、

第八　屎戸とは、新嘗の祭典たる新嘗の祭日を汚すこと、

此八種の天つ罪が、日本人の最も初めに罪として謂めたもので、後に佛教の感化によりて高唱せられたる殺生、偸盗、姦淫、邪淫、飲酒の五戒よりも深く厳しく戒飭せられた所のものであつた。

日本人の間に、犯天の大變として傳へられたる天照大神の「岩戸隠れ」は、業盡嗚尊が此の八種の天つ罪を悉く一身に於て犯したることが原因で有つたといふことで有る。而して當時日本の政體は、八百萬神の合議を用ゐたので有つた、謂ゆる「八百萬神於二天安之河原一神集　志而」といふは是れである。

是れは誠に自然である、人の生命、自由、財産、名譽に對する利福は、奴隷の境遇にあるもの〻外、其人の得心なくして他より侵さるべき者でない、人は固より群居するものであるから、共存の必要上、個人と個人との關係、並に集團と集團との關係を組織して、規律ある行動に出るので有るが、是れは各人の利福を愛

性にするのではなく、その利福を保護するのである。各人の發言權を停止するのではなく、その發言權を障碍なからしむるのである。日本國民の總員、即ち八百萬の神が貴の神も賤の神も凡べて平等の發言權を以て「天の安の河原」に集まつたといふ神話は、純朴なる日本の古俗を想像せば、如何にも斯くありしならんと首肯せらるゝのである。

農業的の國民（八百萬神）が、農業侵害者（素盞嗚尊）に對する處置を決する爲に集會を開いた。是れは恰も自治の運用である、自治を推し擴めたる協和制、一層適切にいへば國民投票であつた、現今の世界に近似を求むれば、瑞士の政體の如きもので有つた。

我が神世の洪謨は、全く此の如き自然の民性に忤はざる方針で有つた。神武天皇東征の詔に「蒙以養〻正」とあるのは其れである。此の詔の語は、周易蒙卦の彖傳を引いて、日本書紀の作者たる舍人親王の文飾せられたのではあるが、其意味は、正しき神武天皇の詔旨で有つたに相違ないのである。蒙以養〻正とは、蒙は童蒙である。民性自然の發達を以て、童蒙の次第に智慧づくのに譬へ、其の啓發すべき時機には之を啓發し其時機に至らざれば其機に差し置き、たゞ成るべく邪惡に陷らぬやうに、成るべく正しき心を養ふやうに、之を指導して行くといふことを「蒙以養正」と云ふのである。此詔を以て、我が太古の皇謨を察すべきものである、決して或國の王者の如く、國民を以て私有財産と同視し、生殺與奪たゞ王者の意欲に任するといふのではない、國民自治の機能をして、成るべく智慧と德義の方面に進ましむべく、無干渉の間に、靜かに

整理せられたのである。

けれども人民は智巧の進むに從つて、太古の純樸をいつまでも維持しては居らなかつた、既にして强者が弱者を併呑して、其の利福を襲ひ去つたのである、是れ其詔の末文に「邑有レ君村有レ長各自分レ疆用相凌轢」とある所以である。是れを天皇が深く歎息せられたのであつた、是れが東征の御趣旨であつた。

橿原宮が大和に建設せられた時、神武天皇の御希望は、多分八百萬神時代に於ける、國民自治の風習を復古せらるゝに在つた。是れが奠都の詔に「大人立レ制義必隨レ時、苟有レ利レ民、何妨二聖造一」と言はれた次第で有つて「邑に君あり村に長あること」は、其れは如何ともすること能はずとするも、其の「君たり長たるもの」をして、尙ほ國民の衣食住に政治の基礎を置かせるやうに指導せられ、又た人の子孫たるものは、祖先の功德を追孝して、自ら愼息を愛護し、風俗を醇厚ならしむべく指導せられたのである。鳥見山中に壇時を立てゝ皇祖の靈を祭られたる詔に「郊二祀天神一用申二大孝一」と言はれたのは、親しく國民に先だちて追孝の儀範を示されたのである、天神といふは皇祖在天の靈を指して斯く稱せられたことは勿論にして、彼の耶蘇教徒の稱する六日間に世界を製造したる造物主のことでもなく、支那人の解する「夫天專言レ之則道也。分而言レ之則以二形體一謂二之天一以二主宰一謂二之帝一以二功用一謂二之鬼神一以二妙用一謂二之神一以二性情一謂二之乾一」と言つたやうな、想像の樞教に名を附したものでもない。又た朝廷の守護神八座のために神籬を建てられたのであるが、其神名は高皇産靈神。神皇産靈神。魂留産靈神（一に玉積産日神に作る）生産靈神。足産靈神。

大宮賣神。事代主神。御膳神（一に御食津神に作る）であるのであるが、神武天皇の偉大なる經世的神頭腦に依て定められたる是等の神名には、深き聖謨が含まれて居るのである。

神皇産靈神は、神話の傳ふる所によれば、太古粟（阿波）の國の監督者を大宜都比賣といつた、天照大神に奉る大饗の料を其國より召されたのである。處が其の大宜都比賣又の名は保食神といはるゝ神が、素盞嗚尊の暴行によつて殺された時、其神の全身が化して蠶となり、稻種となり粟となり、小豆となり、麥となり大豆となつた、これを神皇産靈神と云ふ神が發見せられて、其れを取つて種子となし、日本全國に播かれたといふことである。（古事記）此の神話は、その神話たる性質上、固より史的事實として首肯すべき程のものではないが、他の記像によれば、保食神は月夜見尊に殺され、その全身の化生たる五穀並に家畜は、天照大神より死體檢査に遣はされたる天ノ熊人といふものが發見して持ち還つたのを、大神が其れを見て喜ばれて、是れは人類の「食つて活くべきもの」であるといはれ、稻種を天の狹田及び長田に植えられたとある。（日本書紀一書）即ち此の後說には神皇産靈の名はなく、五穀發見の功は天ノ熊人に歸すべきものゝやうである、然かし、此二つの話を强ひて接合していへば、生前は天ノ熊人と呼ばれた功臣を、死後に神皇産靈神として祀られた者であると解せられぬこともない。又た大國主ノ神が其兄のために詐謀られて、伯伎國の手間の山邊に於て、大なる燒石に燒き著かれて死したる時に、神皇産靈神が其母の請を容れ、二人の醫師を遣

はして其れを復活させたといふ神話がある。次に大國主神が皇孫に歸順して、日本の改纂より退隱したる時新宮を造營し神寶を獻けて鰹夫の職たる楯八玉ノ神といふ神が唱へたる祝詞に神皇產靈神を讃美して居る。すべて是等を綜合して考ふれば、神皇產靈神は、出雲の大國主時代より、人民の生命を維持すべき食物並に守業の上に緊要ある神として知られたものであつた。

高皇產靈神の功績は、神話中餘りに顯著に過ぎて居る、特に皇孫瓊々杵尊の御生母たる栲幡千千姫の御父であるから、人臣の如くにして、人臣でもない。其れ故に古代は此神と天照大神とを併稱して、皇天二祖といつたこともある。又た顯宗天皇の三年、阿閉臣事代といふ人が奏上したる語に「高皇產靈有下頂鉾二造天地一之功上」とあるので、固來此神を造化の神と同視するの說も起つたので有つた。けれども其れは餘りに「天地を締造する」といふ語に囚はれたのと、支那に造物者といふ語が有り、印度に大梵天造化の說が有るなどの外國思想に化せられたのであらう。神武天皇の此神を祀られた御主意は、功臣の筆頭とせられたのと其外に、實は神籬といふことの始まつた所以が、此神の發意に出でたので有つた。神話の傳ふる所に依れば皇孫の九州に天降りたまふ時、高皇產靈神が、天兒屋命と太玉命の二神に向ひ、「吾は天津神籬及び天津盤境を起し樹て、吾孫の爲めに齋ひ奉らん、汝天兒屋命と太玉命との二神、宜しく天津神籬を持ちて葦原ノ中ツ國に降り、亦た吾孫の爲めに齋ひ奉れ」と言はれたとある。此語は前章も既に解したる如く、自己の幸魂奇魂を其の神籬に附して、永く皇國の守護神となることを誓はれ、又た其兒孫（太玉命は高皇產靈神の子である）を戒められたものであらう。尙ほ高皇產靈神は、二神に命じて、高天原にある「齋庭の穗」を齎らして降らしめたとあるが、「齋庭の穗」は稻種のことだといふことである。即ち神皇產靈神と同じく直接に民食の事に心を勞せられた神なのである。

魂留產靈神は、玉の緒即ち人の生命の絕えんとしたる時、其れを取り留める事に功勞のあつた人、今日ならば醫學の泰斗たるべき人の靈を祀られたので有る、即ち壽命を護る神である。又た人の心靈守護者である生產靈神は、一般生產業に從事するもの、即ち人民の祖先を祀られたのである、即ち生活を護る神である。

足產靈神は、人民中の福運者の靈を祀られたのである。福運ある者は足ることを知らねばならぬ、足ることを知るものは、有餘を以て他の同類を扶保するの美德がある。足ることを知らぬものは、饑人の食を奪ふても、我欲を充たしきらぬ不德を演ずるものである。即ち足產靈神は、一般の人のために、慾求を平均ならしむることを司るの神である。

大宮賣神は、一名天宇受賣命とも、宮比神ともいはれた神である。天照大神巖戶隱の時に、巧みに俳優をなして、諸神を喚はせたことが傳へられて居る神で、人類間の和合を司る神として知られて居る。此神は延喜式に山城國紀伊郡の稻荷神社三座の一であると記されて居る。今の俗間に初午祭といふことが行はれて、鍬鉾などを備ふすのは、其根源は技に在るのである。此神は又た狂言綺語歌舞音曲の祖神として知られて

居る。

御膳神はこれも稲荷三座の一で、然も其の首座たる宇迦ノ御魂ノ神である。伊勢の外宮に祀られたる豊受姫神と同體の神で、五穀及び生民食物の供給に事缺かざるやうに守護する神である。伊勢の外宮は、初めは丹波國の比沼の眞奈井といふ所に祀られてあつたのを、雄略天皇の五年、天照大神の詫宣によつて今の處に移されたのである。詫宣の辭に我御饌津神等由氣大神とある。衣食住の安固及び夫婦父子兄弟朋友君臣の和合を藤田彦大神にして、和銅四年に伏見に祀られたのである。守護するものとして、日本全國何れの地方何れの家にも勸んど祀られぬ所がなかつたゝめに、其れより凡そ九十五年を經て後、大同年間に霊空海即ち弘法大師が、其の神を自己の宗旨に引込まんために、稲荷神の本地は十一面觀音であつて、其れが稲荷山の白狐に化身し、白狐が稲を荷たる老人に化けて、空海と佛法守護の約束をしたなどと云ふ妄説を持出した。今日にては稲荷は狐の異名の如くに心得て居るものもある、空海のいたづらも實にひどいものである。

事代主神は、出雲系の宗家である。又た神武天皇に取りては舅家である。其れを祀られたのは、先代に於て日本に大勲ありし家を推重せられたものである。

補　説

天地は自然である。國は社稷の上に建設されて居る。農本は國民衣食住の進歩は實に社稷の進歩である。千萬人一樣一色なる企畫。

社稷は國民衣食住の大源である。國民道徳の大源である。日本の典墳たる記紀に神武を「アメツチノカミ」と訓せるは實に社稷の意にして、アメツチは天地、天地は自然である、其自然に生々化々無限の力がある、我國の建立は悉く社稷を基礎として建立されたものである。

我建國が、一に社稷を基礎として居る順序の大綱は、本文に揭出しある、八尋の神話と、八神の祭祀に依り明瞭である。惟ふに　皇室の深く社稷を尊重せられ玉ふ所の大旨と、國民の厚く社稷を尊重する本意は、實に同一同軌である。是れが「神人同祭其徳を二つにせず」と訓へる所で、彼の神嘗、新嘗の二大典より多くの祭祀慣例、悉く其本源を社稷に發して居る。東洋學の造詣なき一部の學者は、社稷一歩を進めて其國を成立せし以上は、草昧時代の幻影たる社稷を捉へて、彼是云爲することは、全く無用であると云ふが、是れは基督敎國人の帝國とか王國とか稱すべきものを知りて、東洋の社稷なる意義を解せぬ爲である。殊に日本は、社稷の上に建設されたる國なれば、社稷を措いて其國は理解されぬ。明治以來一般日本の學問界に社稷觀が衰亡したのは、學者が東洋學に注意せぬ樣になつた結果である。我國民は此の根本問題に向て深切丁寧なる注意を拂ひ、後進子弟を導かねばならぬ。

我國は實に社稷の上に建設されて居る、故に農本である。農の字を細かに味へば、國民衣食住製造の意

國民大多數の意、又た古代に於ける國民の總稱である。彼の世間に喚々たる民本主義、民主主義、社會主義、其等の各主義に依りて構成されたる學說、其學說が實行に入れば、決して其國土、氣温、民俗の本質衣食住物資生産の實際を無視する譯には行くまい。蓋し是等各主義の人も、社稷觀の素養がなくては、其實行動作が或は破壞的に陷る。我曹は世に唯物、唯心、有靈、無靈百家の學說に種々の異同あるを知り、隨て其主張主義の差違あることをも認めて居る。故に一步を進めて是等の異同差違ある學說主張を明瞭にし、互に錯誤なき樣に努力し、其最善の方法に就き、一般衣食住の安泰を圖らねばならぬ。我社稷の大則は、決して彼の一般白人の宗教觀念の如く、基督敎國人にあらざれば人にあらずと云ふが如き、偏狹なものでない。

故に他の如何なる主張學說に對しても、虛心坦懷に其趣旨實相を確め、然る後之れが取捨採否を決すべきものである。一部の論者の如く、排他行爲のみを以て能事足れりとなし、自家以外の學說主張は何等の詮索もせず、我說我觀を墨守して、反省自覺することを努めぬのは、人文の進步を阻障することゝなる。

民衆衣食住の進步は、實に社稷の進步である。衣食住の滿足と安全は、直に民衆道德の振興となり、民衆道德の振興は、其國の整備となり、光輝となる者である。是れ我皇が社稷を措て國を認めぬ所以である。太始に於ける社稷の尊崇は民衆の自治に肇まり、其各種各色異同ある幾多の自治鄕邑を一匡して、國をなせる者なるを以て、民衆の自治を無視して、國の經綸は立てられぬものである。

此各種各色異同ある幾多の自治鄕邑を一匡せると云ふ事は、決して我曹の想像上に起れる私說でない。併し之を考左に依て證明する事は、稍や專門的に傾くのみならず　數十百枚の紙數に亘されぬから、之を他日に讓り、今取摘んで其概要を說かんに、我國二千年前後の古墳が、其形式種々であると同時に、殉實即ち發掘器物が、亦種々である、之を專門的に研究して、古代に於ける各鄕各邑習慣の差別、風俗の異同ありし事を考へらるゝ、我曹の手に於ても明に種別すべき考證が二十餘族を認め得るのである。乃ち之を古事記、日本紀、延喜式其他の諸書、及び傳說に考へ、更に之を古社祭典の故俗に參照すれば、實に的々首肯し得らるゝ事が多いのである。而して其習慣風俗の差別異同は、自ら利害得失の一致を缺く事は免かるべからざる譯であるが、卷く之を押し切つて全天下を一匡し得たるは、即ち衣食住の安泰、男女の調和人類自然の要求に率ひ、千萬人一樣一色なる企望に生ずる共存共濟の觀念、此觀念が一人の心を推して千萬人の心を測り、千萬人の心を集めて、一人の心と成し、以て衣食住の安泰と男女の調和を圖り、安らけく平らけく、齊しく幸福を增進せしめし結果である。

第二　國家　上

自治主義と國家主義。儀な皇室に取りて範な庶民に示す。土物の素納。齊藏

に納めたる處のもの。天譯國譯。祉稷の崇奉。祭政分離。成務天皇の立詔。
國家と社稷。

凡そ國の統治には、古來二種の方針がある。其一は生民の自治に任かせ、王者は唯だ儀範を示して之に善き感化を與ふるに留むるのである。其二は一切の事を王者自ら取り仕切つて、萬機を統理するのである。前者を自治主義と名づけ得べくんば後者は國家主義と名づけ得べきものなのである。

我國の主義は全く前者の主義によつたもので、東洋古代の聖賢の理想は總べて此に在つた。孔子の「道之以德齊之以禮」と言へるも亦た此意味であり、莊子の「在宥天下」と言へるも亦た此意味である。生民の必要は衣食住である、故に衣食住に對して功勞ありし古人の靈を祀られたのが、謂ゆる比波良伎、（神籬）である。祖先に受けたる德業を隳さずして、更に努力を加へ、之を子孫萬世に傳ふるといふ觀念が風俗を醇厚ならしむる所以である。乃ち其親ら率先して宗廟を祭られた御主意は齒中の消息に存する。

新くの如き儀範によりて、神社は漸次に日本全國に設けられた、當事の官職たる造（宮子）又は縣主は、皆な其の神社の守護者であつて、初めは功臣又は地方の酋長を用ゐ、儀を皇室に取りて、範を庶民に示したものである。後には豪族をもこれに用ひられた。神社には寶藏といふものが有つて、秋後の初穗を以て之れに率納せしめた。勿論土物の率納もあつた。例せば紀州は木材に富んだ地方であつたから、宮殿建築の木

材を其地から獻上し、御木、鳥香（鳥香は正殿の義）などの地名は其れから起つたのである。出雲には玉を造る工人が居つたので、其地から美保伎玉（美保伎は新鮮の義）を獻上せしめた。阿波國は古代肥饒の地方として知られたので、穀（楮）、麻などの種子を其地に植ゑしめて、貨物となした。麻殖といふ郡名のあるのは、其れが爲めである。又た東國、今の上總下總にも、阿波の穀麻の種を移して植ゑた、結城郡といふ名のあるは、其れが爲めである、又た安房國といふ名は阿波の移住者といふ意である。讃州には、矛竿を作るの工人が居つたので、其れを貢獻せしめたのであつた。

寶藏に納めたる處のものは、之を以て祭祀の費用、造等の俸給、皇室の御入用をもすべて之を辨じ、亦た凶荒の如き、萬一の場合にも、之を備へたものであつた。謂ゆる「帝之與神、其際未遠、神物官物、亦未二分別一（古語拾遺）とあるを以て、其の大概は察し得らるゝのである。

又た神社の祭禮は農事を以つて行はれ、人民の群集を機として、造は天罪國罪等の祓を行ひ、又た有無交換の市場も此時に於て開かれたもので有つた。天罪は朝廷より定められたる全國一般に罪と認められたる事項、即ち前に擧げたる八種の農業妨害である。國罪は地方特別の事情によつて行はれたる罪で、廷喜式には新羅人、高勾麗人などの特種の習慣によつて罪と稱するもの迄を國罪として算へて居る。

我が上古の風俗は、以上の如く全く祭政一致で有つた。政治を「マツリゴト」と云ふは、實に此に發源した語で有る、而して此思想は、支那の古代に於て社稷を重んじたのと全く一致して居るので有る。祓禮に

「社所ニ以神ニ地之道也、取ニ財於地一、是以家主ニ中霤一、而國主レ社、示レ本也」とあるは、支那人の謂ゆる社の義である、稷は五穀の長、日本語の「アハ」である、堯舜時代の農官を后稷と稱し、農官中の功勞者に對し、後世其祭を行つたのが稷である。要するに土地なければ人の住むべき處なく、稷なければ、人の食すべきものなきわけで有る、上古の「マツリゴト」は支那も、日本も同じく社稷を基礎としたものである。

崇神天皇の時に至つて、時勢は大に變化した。當時の年曆は詳かでないが、支那の魏晉の際に當つて居ると推定すべき理由が有る。漢末以來の大亂が其影響を我が邊境に及ぼしたので、舊來の如き無爲端拱の方法にては、之れに應ずることが困難になつた。玆に於て神武天皇以來、同殿の中に祭られありし天照大神のために、別に神社を建て皇女をして之を祭らしめた。又た天社國社などの社格も定め、之に附屬すべき神地神戸を定められた。是れ明かに神物と官物の分界を建て、政事と祭事との分離を企てられたものである。更らに四道將軍を遣き四方の邊境を巡視せしめ、又人民を校せられたとあるから、戸口を調査せられたものであらう、調役を課せられたとあるから、貢調並びに賦役の制を定められたのであらう。此時代より「異俗重ニ歸海外一化ニ」といふ語が用ゐられ、御間木入彦の御名を負へる任那の日本府は、次の垂仁天皇の時に於て建設せられた。而して景行天皇並びに日本武尊の東西御親征の古史を攷ふれば、當時大陸動亂の餘波の如何に甚大なりしかを想像さるるのである。時勢は全く祭政一致の故俗に甘んずることが出來ぬやうになつた。是に於て神武天皇が曾て頗ぶる聖慮を惱まし給ひし國郡の君長縣邑の首渠なるものは、今は各地方の防禦のために

めには寧ろ其必要を感ぜしむるに至つた。是れが成務天皇の時に、諸國に令を下し、國郡に造、長を立て、縣邑に稻置を置かれた所以である。漸きに崇神天皇の企てられたる祭政の分離は、玆に至つて名實兩つながら完成せられたので、從來は內治的に社稷の安固を主とせる日本人は、此時よりして、外に向つて國の威嚴を保たねばならぬことになつたのである。

けれども國の尤も重しとする處は矢張り社稷である。崇神天皇の詔に「農天下之大本也、民所ニ恃以生一也」と言はれたる聖旨は、成務天皇と雖も固より之を遵奉せられて居らるゝのである。國の造、郡の長、縣邑の首たるものと雖も、固より此の聖旨を率體して居つたのである。聊か地方の豪族（當時の語に當國之幹了者）に專制を許されたといふ、古俗との差は有るも、彼等豪族が地方の利害に向つて忠實に功夫を用ふることは後代の諸侯の其れの如く、頗ぶる效力が有つたのである。後代諸侯の領土を藩と稱したる其語は、我が國史の上では、成務天皇の此時の詔に「任ニ其國郡之首長一是爲ニ中區之藩屛一」とあるより起つたもので有る。

制度の變革は、更に端を改めて詳說せねばならぬが、制度が如何に變革しても、動かすべからざるは、社稷の觀念である。衣食住の安固を度外視して、人類は存活し得べきものでない。世界皆な日本の版圖に歸せば、日本の國家といふ觀念は、不必要に歸するであらう。けれども社稷といふ觀念は、取除くことが出來ぬ。國家とは、一の國が他の國と共立する場合に用ゐらるゝ語である。世界地圖の色分である。社稷とは、各人共存の必要に應じ、先づ鄕邑の集團となり、郡となり、都市となり、一國の構成となりたる內容實質の

歸著する所を異にするのである。各國夫々其の國境を撤去するも、人類にして存する限りは、社稷の觀念は損滅を容らすべきものでない。

補　批

統治方針の二則。見猛なる自然環境の壓力。貞順なる民衆の精氣を挫ひ去る
他國があつて自國。異衆觀念の喪用。不自然極まる屈義の實行。社稷的衆國

國の統治方針が、時代の必要に應じ、或は消極に向ひ、或は積極に向ふのは、世界各國既往の史實が之を證明して居る。乃ち我國に於ても、其時代に依り一般民衆の自治に委ねたる場合と、政府萬能主義を取り、都てを命令的に組織せし場合との二則を認めらるゝ。元來國が社稷を基礎として建設されたるものなるを以て、統治者にあれ、被治者にあれ、苟も社稷觀念を失却すれば、其一面なる自治の鄙邑に勢力抗爭の弊害を生じ、一面なる政府の内部に權力獨占の弊害を生ずることになる。

凡そ民衆の亂に怖みし場合と、治に狎れし場合とは、共に其統治變化の動機を起すものである。而も其動機中に凶猛なる自然破壞の威力がある。彼の蘇我氏を滅せる藤原氏の如き、最初の名分は、忽ちの間に失却され、二三代の後は謂ゆる爭を以て爭に代へたる結果となつて居る。武門政治に移りても、鎌倉氏に代はれる室町氏、豐臣氏に代れる德川氏。而も王政維新の美名に與りし薩長氏。其權力慾の邪念以外には後世の儀表となすべき何等の嘉績もない。彼等にしても苟も一國の機組に任ずる以上は、生民を率いて水火に投じたい、國を挙げて焦土と爲したい筈はなからうが、自家の權力慾、射利慾を以て、政治なる公器を私するのが、知らず〳〵國民共存の大義を破却して、社稷の大本を毀傷するとゝなるのである。蓋し亂後の民衆は眼前の苦痛に堪へきれぬ結果として、深く將來を顧慮する遑がない。此機を利用する優勝者の熾烈なる權力は、比較的統治の容易なるものである。古來大亂後に起れる政府が、多く酷烈なる吏權萬能であるのは誰に其一證である。又治に狎れし民衆は、獨立の實質が乏しい。元來治平は、善政の結果である。主權者若くは支配者が、善良なる意思を以て、其の民衆の統率に當り、民衆が之に對し、貞順なる習慣をなすのは、誠に喜ばしいことだが、其支配の權威が、知らず〳〵の間に、貞順なる民衆の活氣を奪い去ると同時に、民衆は唯だ唯だ、從來の慣行に依賴し、自ら立つ可き氣概を銷磨し、遂には國中の羊の如く柔化するのである。是故に自治の大旨は民衆の自ら經營し、自ら扶持共濟し、自ら防衛し、自ら存活進歩すべき、社稷の典範を保護し、常に治亂兩面に處する覺悟を立てゝ置くのが、根本の趣旨である。

他人がありての自己、他家がありての自家、他鄉邑がありての自鄉邑、他國がありての自國、此理は本車に說ける國家觀の大綱である。

凡そ日本國體の人民が、日本國人たるの觀念は、英國人が英國人たるの觀念、米國人が米國人たるの觀

念、支那人が支那人たるの觀念と同じである。乃ち、此の如き一般民衆の觀念を惡用して、吏權萬能となすのは、古今東西の通弊である。彼の佛蘭西の路易十四世にあれ、露西亞のロマノフ家にあれ、獨逸のカイゼルにあれ、皆な適切なる例證である。夏の桀王、殷の紂王を說き、漢唐の滅亡を論ずるは、稍や陳腐であるが、凡そ社稷を奉れたる國家は、必ず吏權萬能の國家にして、其民衆は權力者の奴隸となるのである、且つ民衆の生存すべき天與の物資は其アラユル階級的特權者に奪ひ去らるゝものである。乃ち多數民衆は其僞善的施與、護身的慈惠等、不自然極まる恩義の重荷を負はねばならぬことになり、隨て一般道德が不自然なる標準を幻出する樣になる。現代我國に於て、殊更窮屈なる忠孝說、若くは不合理なる秩序論が行はれて居るのは、社稷觀の剝滅と謂むべきものである。又た一般國民が其自治權廢の慶頌に氣付かぬ樣になつたのも、社稷觀の剝滅と謂むべきである。

我祖宗の社稷を尊重したる神旨は、實に千百世の後を慮り、一面に於て吏權專橫の弊害を防止し、一面に於て暴民爭鬪の弊害を防止し、國の存續が、都て社稷の道統に遵據せざる可らざる、準繩を示せるものである。崇神朝以降、應仁、戰國、德川氏皆な各社稷的民衆を基礎として統治を圖りし爲めの間。顧る我が國民の社稷的觀念の變化を生じ、朝廷に於ける官治的制度組織の整頓を見るに至つた樣だが、是は只だ彼の外國即ち支那以下の諸國に對する、日本なる觀念の發現が、政治的組織體となりし迄である、日本國民の自治組織、即ち社稷的衆國の本體は、決して動搖して居らぬ。其後僧侶貴族の特權占有に依り、

平安朝の衰頽を招き、武門の振興となれる、數百年間の治亂沿革も、亦た頗る人心の變化を來せし如きも其地方の鄕邑組織が依然たる社稷的集團に維持され居りし結果、尙ほ其善良なる風俗を破り盡さなかつたものである。是れ鎌倉幕府より足利氏、豐臣氏、德川氏皆な各社稷的民衆を基礎として統治を圖りし爲めである。獨り明治の基督敎國に模擬せし制度に至りては、遺憾ながら我國民の社稷的道統を情氣もなく破却したものである。

第三　國家　下

力の參至。相殺すれば大なる進步。太古の食物。肉食禁止。戰國時代の生活。
德川時代の不文律。茄子の鳴燒代金七兩。飮食男女は人の大欲。鄕團自治。

外國なければ國家はない、何となれば國に特種の力を要せぬ故である。自然の風俗秩序の下に、農は農として、工は工として、商は商として、人々其の特能を發揮し、其職業に勤め、以て其の集團の輯睦を保ち、若し天災時變でもあれば、各人悉く集會若くは廻狀投票の類によりて、其意見を交換し、應急の手段と、後來の防禦を講ずれば、其れで充分なのである。かくして天皇も親耕せられた、后妃も、繅室に當られたのは實に我大古の有樣であつた。けれども、一旦外國と接觸したる時に、著しく力の必要なることを感じた。一

は敵國の侵入を防禦するために、一は亡民の流入によりて我が秩序を擾亂するものありしが爲めである。

崇神天皇より成務天皇に至るまでに、古俗を一變せられた理由は、頗る諸易き事である。而してその結果として神功皇后が親征して力を海外に伸べらるゝに至つて、我が文明は大に進歩した。應神天皇の朝には、百濟より儒教を傳へた、三韓人並びに樂浪遺民の歸化者は、頻々として絶えなかつた。繼體天皇より欽明天皇に至るの間に佛教も傳來した、我が物質界並に心靈界は、是等の原因によりて、稻香又は擴張を受けたのであるが、相殺すれば、大なる進歩であつたと言へる。

大陸文明の感化が、衣服竝びに住宅に如何なる影響を與へたかといふことは、前に（民性の章）擧げたるを以て想像に難からぬ處であるが、此感化は食物に對しては寧ろ少かつた。尤も我が太古には、玄米を精げずに、其儘に食したもので、伊勢大神宮に三杵の供御といふことが有るが、其れは粗平の米のことだと云ふ事である。中古の有樣は、今證すべきものは、後三年合戰の繪卷物などであるが、其れに依れば、膳は高き臺にて、種々の食物は皆な「カワラケ」に盛つて居る。其頃の風は、凡べて强飯、若しくは乾飯、若くは粥で、今のやうな飯はなかつたと傳へられて居る。又た天武天皇の時、牛、馬、犬、猿、鷄の肉を食することを禁ぜられ、其後屢ば此種の禁令があつた。是れは佛教の思想であらう。其以前には、勿論食したものと考へらるる。尤も牛については色々な傳說がある、神武天皇紀に弟猾が牛を養膳に用るたことがあるが、學者中には眞論者もある。神話の中には全く牛を食することを喜ばなかつたことを傳へて居るのもある。

戰國時代の生活は おあん物語に（おれが親父は 知行三百石取りで おられたが、其時分は軍が多くて、何事も不自由な事でおじやつた、勿論用意は面々貯もあれど、朝夕雜水だべておじやつた）とあるを以て概況を覗知することが出來る。又た（雜飯なぞ喰ふことは夢にもないこと、夜に入り夜食といふこともなかつた）とあるから、一日二食であつたものらしい。小笠原小實記に（山海の珍味は蕨、梅干、くらげ也）とあるが、此頃の話は、他にも澤山傳へられて居る。尤も是れは戰亂時代の窮迫を意味するので、人文の不進歩をあらはして居るのではない。加藤清正の七ケ條に、（食は黑米たるべし）とあるのも、武將警戒の深きを示したものである。

德川氏の季世には、食物は豐富になつた。獸書等は、下々の人でなければ、食ふものが至つて少なかつたといふのは、宗教心と虛榮心に囚はれたのであらう。然かも中人は專ら野菜を食して、魚は一日二度の食一回食するは良き人であつたといふ事である。又た專ら好んで豆腐を食したそうである、口腹の慾を充たさぬといふのが、其頃の不文律であつた。けれども季世は矢張り季世的氣分に充たされて居たのである。天保十二年十二月二十六日、江戶町奉行遠山左衛門尉役宅へ商人を呼出して諭達したる文に、「食物商人の者へ申聞置く、高が四文八文の能も、いつの頃にか二十文三十文に相成、中には殊の外高價の食物を好み、身の分限を不ㇾ辨、スッポン壹枚壹分位を喰ても飽ず、又貳分のを喰ても飽ず、段々增長を致し居るが、スッポンが鮪か鰹の樣に澤山にあらば、賞味もせまい、其樣なる事をいたし居ても、詰りは時節が惡い抔と申し、

屋掛へ參分置出、上へ御苦勞相掛候者有之、時節惡敷にてはなし、分限を忘るゝ故、諸色高値に相成るなり」といつて居る。又た太平繪詞に「或富商は常に野菜の走りを賞味することを好むものなるが、親しく出入する人、その儒附を見しに、醬元豆の初めて市場に出でしといふが、一把二十本の代金貳分、同じく茄子の鳴燒が、代金七兩とあるに舌を卷きて驚き」とある。太平繪詞の記者は、亦た武士の風氣の衰へたるを慎して、「百有餘歳以前の武士は、大名、高家といはるゝ者も、皆干戈を枕とし、甲冑を寢卷にし、寒夜も山野に起臥し、暑日も道路に奔走し、酒肴に飽く事もなく、朝夕粢飯に醬汁にてくらし、一生身體を勞苦し、はては墓の上の死希なり、不幸とやいはん、不便とや申すべき。されども五倫の道節も相應に心掛て、君臣父子の理りも違へざるは、ありがたきことならずや。今は主君と先祖の恩惠にて飽食暖衣し、妻子に驕り、家人を貴つかひ、榮耀にくらし、槍刀は舖も拭はず、具足は土用干に一度見るばかり、刀脇差も、有用の物ともおもはず、飾りの美、異風の捴のみを物數奇し、無益の費に金銀を捨て、衣服も今樣を好み、妻子も華美風流に飾らせ、游山玩水、芝居見に公祿を費し、百姓をせめはたり取揚げ、借金方へは不沙汰をし、次第々々にすり切、はては妻子も育くまれず、家人も養はれざる輩多し、家祿はありながら、かくなり行くは皆遣しとも知行捨ともいふべし」と言つて居る。

國より飮食男女は人の大慾である。是れが向上は必ずしも咒咀すべきものではないが、社稷の組織は、生民共存の大義を無視してはならぬ。人類の弱點を遺憾なく增長せしむるならば、文明は唯だ惡弊を蕃らすに止まるものとなる。是弊の結果は、世界の洪水にして人類の滅絶である。故に古來社稷の基礎を鄕團の自治に置くので有る、鄕團の自治に於ては、人々利害の分別に迷ふことが尠いからである。廢德の制裁が嚴肅に行はるゝからである。萬事の施設が永久の目的に合するからである。塵芥の行動が迅速に運ばるゝからである。鄕團の自治は鄕團の會議に待つべきもので、此理は別に論ぜねばならぬことだが、此鄕團自治を推して社稷を組織し、之を以て外國に對すれば、即ち國家となる。故に國の立法は、鄕團合議の延長である。國の行政は、鄕團自治制裁の延長である。國の警察は鄕團自治監視の延長である。國の陸海軍は、鄕團自治自衞の延長である。國の外交は鄕團重訓の延長である。併しながら誤れる國家觀は、此の內容實質社稷であらねばならぬものを、少數者一家の私物と同視するのである。實に甚だしい僭妄である。我日本は少數階級者の私物でもなければ、蘆長氏の國家でもない、儼然たる社稷體統の國土である。

補批

周末秦初戰亂の影響。漢末三國戰亂の影響。六朝唐初戰亂の影響。宋末元初戰亂の影響。明末淸初戰亂の影響。我國體を時形體に說きなほしたる一種特別と稱す。

大陸戰亂の情勢が、我が日本の施政指導に大なる變化を與へたる沿革は、第一周末より秦初に至る戰亂、第二漢末より三國時代に至る戰亂、第三六朝より唐初に至る戰亂、第四宋の滅亡元人の東亞攻略時代の戰亂、第五明朝の滅亡清祖勃興時代の戰亂である。それより白人の東侵は、我維新の動機となり、征清征露の二役を經て清氏の覆滅、西歐の大戰亂、露國王統の斷絶に至れる今日は、決して一刻の油斷を許さゞる時勢である。

周末より秦初に至る戰亂時代は、我日本の初秦期に屬し、我んど文獻の徵すべきものがない。然し地下の考據と神話の殘影は、我輩の想像を保證するものが多い。著者は曾て北韓の史蹟を探り、夥多の暗示を氷釋し得たことがある。今ま其一端を摘んで江湖に質す事としよふ。箕氏は何人も知れる殷の貴戚である。殷の滅亡後に於て、其遺民は多く山東に壓迫され、且宋の一封地に殷の遺系が殘存して居つたことは明かな事實にして、孔子の父母の地も亦た宋である。之を孔子の殷の厝を舉ぜしと云ふ事に推し當てゝ一考すれば、孔子の一統は殷人である事を知らるゝのである。且つ之を地勢上より觀察すれば、山東と帶方は幾に海を隔てゝ相對して居る。當時山東に於る殷の遺民と其文明が、箕氏の封地に向て移動したことは想像に難からぬ譯にして、殷人の世官世祿の故俗は、藉田（助法とも稱す）を以て社稷を祀り、屬人は人才登用を名分として起り、公田を以て社稷を祀りたるものである。此論は孟子にも明に出でゝ居る。却說箕氏の遺民が東漸して朝鮮に入り、日本に移りたることは、其の思想系統たる世官世祿の組織より、箝

田法の維持、廟祀、鄉祭の習慣等、猶ほ今に殘存せるものがある。殊に民族の混血移動少なき日本に於て一入顯著である。我輩は單に殷の遺民に依りて、日本の社稷が組織されたものとは斷定せぬが、比較的進歩せる思想が朝鮮半島を經由して、我日本に滲入し、都ての文化を助成したことは相違なきことゝ思ふ。

漢末より三國に至る戰亂の大要は、初め朝鮮が漢の郡治に入り、且つ馬韓、弁韓、辰韓の三國が興來、漢末の流民も多く移入して、半島の變遷は直ちに我國に及んだ爲め、崇神朝より成務朝に至るの間に於て、政治組織に大改正を加へ、四道將軍を置かるゝ事となつた。蓋し上世後の出雲朝の失政に依る、土豪の民物占奪、國皋者の橫行、奢美の弊風、ありとあらゆる社稷の害毒は、我皇祖皇宗の後裔に依りて、一掃せられ、我皇祖皇宗は、國民と共に齊しく神武（テメツチノカミ）を奉られたのである、是れ即ち皇民齊しく社稷を遵奉せし現象にして、其結果が各部邑の首長と一般民衆との間に、苦だしき懸隔を設けられなかつた所である。此の漢末以降に於ける、大陸戰亂の波動に依り、我各部團の警備を要することゝなり、其指揮者に特權の權力を生じ、兩も其威嚴を飾るべき儀式が起る樣になり、地方分封の端緒を啓き、之を統一する爲に、國家體の機關が出來たのである。本章に於ては、單に外國なければ國家はないと謂へるは是である。

大朝より唐初に至る戰亂。此朝は我上古朝より奈良朝の中葉に至る間にして、學術宗教の漸入、蘇我氏の專横、唐原氏の繁榮、半島領域の喪失あり。而して大陸に於ては、隋の興起、高麗の敗戰、突厥の北退唐の勃興、百濟、任那の滅亡等、甚だしき是迄世界の變化を來せし時代である。以上の史傳は、今新らしく

說明する迄もないが、我が大化革新の大業が、南淵先生の社稷を基礎とせる學術の實現にして、上に中大兄皇子を戴き、中臣鎌子が補佐の大任に當り、此に千年の模範を垂れたのは、決して我國民の忘却することとは出來ぬ事蹟である。爾後奈良朝の盛時に入り、佛教徒の專橫、采邑の占奪、階級の差隔等は、彼の高置と同樣の歩調を取りたることを認めらるゝが、我國民の社稷觀念は、竟に奪い去ることが出來なかつたのである。是れ一に南淵先生の賜である。今此に一二の例證を揭げんに、彼の高置が政府の命令を以て佛教信仰を普及せしが如き。朝廷の儀式を佛教組織に立て直せしが如き。古來其土著人の宗祀せし鬼神を、佛教徒に奪い取らせたるが如き。（我國爾部組織も同樣なり）皇族貴人落飾の例を作りしが如き。貴族僧侶の結合に依り益んに土地の併有占奪を圖りしが如き。僧侶の權威を特殊ならしめ、其從屬を士綱の上級に置きしが如きの類を、一々我日本の事蹟に對照すれば、殆ど同樣の情況であつた。然るに高置は之に依つて腐滅の源をなせしも、日本は一般民衆が疎餓に迫るに至るも、固く社稷觀念を保持して、其革新の時機を期待し、一條天皇の永延前後に及び、地方忽民の蜂起に依り、庄園維持の困難となり、續て長者富豪の擡頭時代を迎へ、追捕使の配置源氏の勃興に及び、漸く公卿僧侶の實力が衰微して、武門政治の時代に入り、各郡邑の自治に依り永く社稷觀念を保持せしは、我古來の政範が、如何に牢固なりしかを證明せらるゝ點である。

宋の滅亡元人の東亞攻略時代の戰亂は、實に世界全面を震動したものであつた。如何に我國が東海の嶮

隔を據守せるにもせよ、元兵の寇害は免かるゝことが出來なかつた。彼の有名なる時宗の元使斬り捨と、神風の奇勝は、大に我國の勢威を飾りしが如きも、神風必しも軍事經畫の當にならず、天祐必しも國防組織の算盤にはまらぬ譯で。鎌倉幕府の心力を傾注して培養したる武力と財力が、其國防の大功を奏ふせしめたるは勿論である。併し其蓄積は國防費に消耗し、高時の代に至り、財政の困窮を招き、隨て起る誅求依て生ずる地方鄕邑の疲弊は、竟に鎌倉幕府の倒壞となつて居る、彼の元の如き强猛なる隣國があれば、一國の恃む所は、只だ武力の外はない。宋人が如何に理屈に長じて居つたにもせよ、元兵の一擊に朽木を挫くが如くなりしと謂へるは、之を我鎌倉幕府の底力ある抵抗に比し、實に虎と羊との差等がある。是れ其鎌倉幕府の武備が社稷を根本として組織されたる結果に外ならぬ譯である。而も其鎌倉幕府が自治の疲弊に依りて倒れたのは、我經濟史上に於ける頂門の一針である、併し鎌倉の政範は、儼然として百世民治の式度となり、室町幕府の時代に移つたのである。

明朝の滅亡清祖勃興時代の戰亂、足利幕府に於ては、南北の抗爭より、應仁嘉吉の亂を經て、戰國時代に及び、群雄割據攻伐寧日なく、之に依り、我王朝以來の文華の潤色を洗ひ盡し、我國民を赤裸々となし却て皇民の本質を忌憚なく叶露し、士民の忠勇壯烈、全く各自の純心純情を發揮したものである。當時各諸侯が、凶暴なる領地攻略をなすにも、地方鄕邑の自治を尊重し、決して之を侵犯せざりしは、實に社稷觀の維持に外ならぬのである。豐臣氏が天下を一匡し。一變して征韓兩度の戰役となり、明朝は是に依り

衰頽の期を速め、清國の勃興を見るに至り、我國は豊臣氏の敗滅、徳川氏江戸幕府の創立となりて居るが此間大陸との交渉關係は、足利氏以來の倭寇と稱する戰國野武士の海賊行動であつた、海賊行動と云へば小事件の如くなるも、高麗は倭寇に依りて覆滅したと云ふ位で、而も辛禑朝十六年の間に、中央政府に申告せし寇害數が五百四十餘囘に上り、死傷數火災數等も驚くべきものである。明朝にしても同樣、倭寇に對し、特に邊防組織を立て、莫大なる國帑を支出して居る。此事は實に當年に於ける東洋國際間の大問題なりしことを知らるゝ。是れが江戸幕府鎖國の一大原因をなしたものである、意ふに其鎖國に依る内治が堅力なる編成に依りて措置せられ、萬事權力萬能の弊風を助長し、一種の世間見ずの政府を構成したものである。

德國組織の江戸幕府が、多少の自覺を起し、開國の傾向となりしにも拘らず、反國の勤王攘夷の聲に敗北し。勤王攘夷の唱道者が、忽にして開國進取主義に一變し。其開國進取の唱道者共が、忽ちにして歐米崇拜の亂痴氣漢となり、模倣の僞物に腐心して、鹿鳴館時代の狂態を描き出し、而も其地位を得、權威が加はるにつれて、却て歐州の純理思想が恐しくなり、守舊的一局觀を固執して、我國體を畸形體に脫き做し、之を一種特質と稱し、世界に通用せぬ變態道德を以て、我同胞を惑にする異端僻學の徒を盾となし杖となし、吏權萬能を夢み、頑迷極まる階級に特權を設け、地方割據の自治的權威を復き取るに至りたのは國初より我君氏の善しく拿挙し來れる、社稷の典範を飛賊せるもので、倘し世間に危險思想なるものがあるとすれば、先づ是れ位の至危至險凶悪猛なる思想はあるまい。

第四　民　治

自治主義と國家主義。社會主義の最も進歩したるもの。政府管掌なるもの、價値。ドチラカズの曖昧なるもの。自治主義。古制は國民の自治を主義とす。君民の利害は常に一致する。暴君政治と暴民政治。宇多天皇の誡。國の本質は社稷の外にはない。

人類は衣食住の必要を單位として、縱に祖孫存續の性能が有り、横に集團輯睦の性能が有る。此の性能者くは必要を充たすべく、通當に按排組織せられたるものを社稷と稱するのである。此の組織は、二種に分れる、一は自治の組織である、二は國家主義の組織である。

自治主義に於ても、勿論國家の主權を無視するものではない、國家主義に於ても必ずしも、國王を拿崇するものとは言へぬ。

自治に原始的と、組織的との二種がある。國家主義に、吏權專制主義と、國民本位主義との二種がある。而して組織的の自治主義と、國民本位の國家主義とは。短見者流に在つて、屢々混同を免れぬ所である。此の二者は決して同一ではない、國民本位の國家主義は、その實質に於て、現時の謂ゆる社會主義に等しい。

其の最も進歩したるものは、土地資本を以て公有となし、政府監視の下に各種の企業をなさしめ、官吏をして、勞働者の間に、其の利益の配分をなさしむることを主張する、その論旨の半ば以上は、空想によりて築き上げられ、且つ官吏に、偶なく、無なく、私なく、曙なきの神性を附せんと欲するが如き、迂の極、愚の極、疎の極、闇の極なる議論である。十九世紀の中期に於て、有名なる「カル・マークス」（一八一八年生一八八三年死）に依て唱へられたるは、大要此くの如き說であつた。此議論の弱點を看破して、然かも之を利用せんとしたるは、狡猾なる獨逸の鐵血宰相であつた。其御用學者たる「アドルフワグネル」等の講壇社會主義（カテーダー・ソシヤリスメン）は、一名社會政策主義と號けられるもので有つて、專制的政治家の爪牙となすには、最も巧妙を極めたものである。我國に於ても、此の學說は歡迎せられた、鐵道の國有、煙草、鹽の專賣、其理由とする所は皆な此學說に基いたものである、此學說は又た資本家、企業家のために、勞働者の反感を緩和するの麻醉劑を供した、給料以外の利益配當、即ち其れである。我國に於て此學說の影響として、勞働者に對する恩惠的手當が行はれて居る。

此間には外是にして內非なるものがある。自由競爭の弊害を名として、利益ある事業を悉く中央政府の管掌に收むるが如き、政府當局なるもの丶價値を尋究せざれば、絕對に美事であるとは言へぬものである。利益配當とは讀んで字の如く、事業の有效的加工に適應すべきもので、奴隷に對する主人の恩惠的賦勞とは、同性質のものではないのである。

今日の人智は一面に於て大なる進步をなして居る、不自然なる舊時の政治權力又は財力に對して、其れを其儘に維持緩和せんとしたる講壇社會主義にては、到底之を滿足せしむることが出來なくなつたのである。世界の各所に民族自決主義が叫ばれ、勞働問題が叫ばれ、謂ゆる危險思想と名けらるゝものが、跳梁跋扈するに至つたのは、從來の社會政策主義なるものが、ドチラツカズの曖昧なるもので有つて、徒らに政府當路者の私腹を肥やし、品性の賤劣なる資本主の防禦方法となつた爲である。然かし其れ等の說が、如何に熱狂的であるにせよ、其れが國民本位の國家主義と系統を異にして居るものではない。或は國境を撤去すべしと唱ふるものが有るかも知れぬが、有つても、夫れは有る丈けであつて、行はれざるを知つて言つて居るのである。其れ故に彼等の議論は、矢張り獨逸の講壇社會主義と其の母系を同うして居るのである。ビスマルクを父とすれば、ウイルソンを父とすれば、民族自決主義である。然かも講壇社會主義は我が最高學府に多くの兒孫を有して居る。

自治主義の原始的狀態は、初めは八百萬神の時代の如く、自然の醉樣に從つたものであるから、多言の要はない。神武天皇以後、祭政一致の規準によりて、善良なる典範即ち皇祖の追孝によりて、人類に祖孫存續の性能あることを示され、守護神八座の御治定によりて、衣食住の重んずべく、相互間和合輯睦の忽せにすべからざる事を示された。諸國の造、縣主などを任命せられたのであるから、勿論組織的なのであるが、猶ほ多くは原始的のまゝに放下せられたもので有つたらしい。

崇神天皇の祭政分離以来、我國の制度は大体に封建の勢を作つた。成務天皇に至て全く具體的の封建となつた。是れが孝徳天皇の時に至るまでは、幾んど大なる變革もなく、孝徳天皇の二年に、始めて郡縣の制度を取かれた。政權が武門に移ることになつて後の變遷は、世人の耳目に新たなる處である。

人智の程度に從つて、制度には種々の時宜がある、是れ我國の古制が、國民の自治を主義とし、其自治の發達に順應して、之を按排組織したる所以である。

自治主義と、國家主義とは、其根本の觀念に大なる相違がある。國家主義者は、君民の利害は必ず衝突するものと思つて居る、若し君民といふ語が不適當であるならば、公益と私益とは衝突するものであるといふ觀念から「私益を以て公益の犧牲とせよ」といふ議論が起るのである。此觀念は自治の主義に於ては、全然無意義である。自治の主義に於ては、公私の利害は常に一致するのである。我が仁徳天皇は、國民の富めることを喜び給ひて「朕既富矣」と言はれた、國民の富を以て天皇の富と同視せられ、國民の貧を以て天皇の貧と同視せらるゝに至つて、公私の利害は何處に衝突する所が有る。支那の昔の時の民論に、「國ニ我公田ニ慈及ニ我私一」といふのが有つた、私益は即ち公益である。公私の利益が一致すれば、國家主義と稱して民主々義に對抗する必要もない。民主々義と稱して國家主義に對抗するの必要もない。然らばナゼ此くの如く公私は一體となり得るか。

君民の共に重んずる所は社稷である、社稷を重んぜざる民は民でない、社稷を重んぜざる君は君でない。古人が「君を輕しとなし、社稷を重しとなす」と言つた意味は此に在るので有る。若し社稷を度外視して國民と利害を異にする一階級を設け、之れに特種の利益を與へ、之れに特種の權力を附し、國民の或者をして其の特權の權力の下に置れて、惡事非行をなすの便宜を得せしむるならば、其の特種の權力者は、之を國賊と名くるも、民賊と名くるも、若くは大統領若くは帝王と名くるも、其利害は必ず國民と一致するを得ざるものとなるのである、君民一體の理を異ふものは、深く深く、此に省慮するの要が有るのである。

君を主とするから、暴君政治の弊が起る。民を主とするから、暴民政治の弊が起る。宇多天皇の藤原基經に仰せられた勅諚に「勢者社稷之臣、非ニ陛之臣一」とある、實に卓抜なる叡旨である。支那の帝王は、社稷の一名を天祿と稱した。「四海困窮、天祿永終」と、いつたのは、其れである。苟くも國政上の要諦を解し得たものがあるとすれば、支那と言はず、西洋と言はず、此の意義に惑れぬものはない。西洋に立憲政治といふことの始またのも、是れがためである。憲法、即ち「コンスチチューション」といふ語は、本質といふ意味である。國の本質は、社稷の外にはない。近世の日本人は、日本が古來立憲政治の國たりし事を忘れて此思想を西洋から學び得た。憲法を西洋から學ぶべきものと思ふのは、注射によりて個人を活かし得るものと思ふのと同一である。此の誤謬が他の色々なる誤謬を手繰り出す原因をなすのである。

社稷の理を徹見すれば、政治は人民生活以外の虚文でないことを知り得るであらう、是れを知れば萬事を知つたのである。

補　説

自然漸化の要諦。國家主義とは如何。自治主義とは如何。箱詰式教育論を排斥するものが多い。

我君民齊しく社稷を尊重し、是に依りて衣食住の安固を圖り、以て子孫後昆の存續、鄕邑集團の輯睦、此の二つの經緯が、祭政の基礎、道德の本源をなし、乃ち慣例を生じ、典彝を成し、儀範を整へ、法憲を制定さるゝに及んだ。其自然漸化の要諦は、決して彼に厚く是に薄く、一局特種の位置を設けて、生民に幸不幸を出かすことを許さぬものである。

國家主義とは如何、國家なる一集團範圍の地區を劃り、他の經濟上乃至軍事上よりする侵害を防禦し、又は其集團地域に於ける經濟軍事の力を以て、他地域を制馭す可き目的のものである、依て其國家なる集團の權威を飾る上には、民衆を土木となし、公費製造機械となし、其都ての組織を統治上の便利に置き、秩序條規の下に民衆を鎔冶するの趣旨なるを以て、其支配者は絶大なる權威を握り、都ての公吏を殊特地位に置き、犧牲心を最高道德となし、あらゆる思想の發現を壅塞するの必要が起る。具さにその事理を推究すれば、謂ゆる國家主義と稱するものと、自治主義と稱するものとは、全く其性質が異りて居る、國家主義に於ても必しも國王を尊崇するものとは言へぬとは、是の謂である。

自治主義とは如何、其自然風俗の慣例に發足して、民衆進化の順序に隨ひ、漸次に組織的となれる、一定地劃に於て、其の內部の治安と外面の防禦とを目的として、組織せられたるもの〻名稱である。我日本は實に此の自治主義に依りて建造せられ、最初の原始的なるものが、崇神朝より組織化し來り、奈良平安諸朝を經て、武門八百年間休聊盛衰數多の沿革を經て今日に及んだものである。此の間固より其道統大系の滿足なる持續を缺いて居るは勿論なるも、天統が恙なく紹續させられ、各郡邑に於ける自治の故俗が形式的にも維持せられ、殊に彼の大嘗祭、神嘗祭、新嘗祭が繼續されて、祭「マツリ」なる改「マツリゴト」が國民衣食住を基礎とせる所以を明かにせる爲め、我國民風俗は知らず〳〵、依然たる自治觀念を固守して居る。そこで彼の國家主義を唱道せる人でも、吏權萬能行爲を厭い、秩序一天張を嫌い、箱詰式教育論を排斥するものが多いのである。又た彼の國家主義に非ざれば、皇室尊崇の觀念を缺くかの嫌に考へて居る人もあろが、實に甚しき錯誤である。言ふ迄もなく自治は一個人の自修即ち個人自ら其身を治むるのが本源で、其各個人の一致點なる衣食住の安泰齊一、且つより以上の滿足を要求して進む所の千萬人同一同軌なる標準を正し、之を一井一伍に擴め、更に一鄕一邑、それより一郡一縣、其郡縣を集めて一國を謀むるものである。依て個人の自ら治むると、鄕邑郡縣邦國の自ら治むると、其の標準は、決して相杵格せぬものである。彼の國家主義、殊に普魯西規式國家組織の如きは、只だ主權に屬する支配者の權力のみに重きを置ける爲め、支配者と被支配者との間、公益と私益との間、事毎に離乖して、一國官民の調和はいつ

も牧場閑話である。後のビスマルク宰相以来、辛ふじて社會政策を以て、勞銀糊塗の手段を施し、機に乘組織の解體を防ぎ來りしの觀あるは、其國家主義なる、主權萬能政治の不自然、且つ不條理なることを證するに餘りある點である。我が古來の典型を貫んする社稷體統自治の眞諦は、一般民衆の純性純情を基礎とせるものなれば、後の國家主義と稱する吏僚萬能組織の政治とは、全く其本質が違ふて居る。自治主義に於ても、勿論國家の主權を無視するものでないとは是の謂である。

第三講　典例

第一　典例

習俗に善と惡とがある。善良なる習俗を取つて典例となした。三大事と五大儀。虛禮有喪。歷史ある國には必ず典例がある。陋習惡俗は有害。皇室を儀表として宏まる。諸侯の作意。越中禪と肥前禪。破壞と保守。文明は合成的事業の希望と可能的自信力。三百種以上の祭典。年中行事。必ずしも純日本式ではない。我に用ゐれば我の典例。

土地を同うして棲息する人類の間には必ず其の風土人情に適合したる習俗ができる。而して其の習俗に善と惡とがある、共同の幸福を驚くし、共同の福祉を進むべき習俗は善である、之に反するのは惡である。

惡俗は革正を要する、善俗は誘掖を要する、古昔爲政の局に當るもの、苦心は玆に在つた。論語に「使ニ民敬忠以勸一」とあるのは其れである。敬とは輕躁浮薄ならざることである、浮薄でなく、忠實であつて、事に莅みて愈〻つかゆ、謹みを持ち、活々して居るやうな習俗にあらしめたいと云ふのが、古代の先覺者の

希望で有つた。神武天皇の「養ノ正」といはれた中にも、此意味は含まれて居るのである。

此故に古代の先覺者は、若し善良なる習俗があれば、直ちに取つて典例となしたもので有る。

或る西洋の學者は典例儀法といふものゝ起源を以て、人の長命の念に歸して居る。人智草昧の時代には、人は天災に長怖し、すべて自己以上の威力あるものに長怖したるが爲に、之に向つて、拜跪して、自己の罪過の宥しを乞ひ、或は嘗へ置きたる食物飲料の類も供薦して之に媚び、若しその天災が止み、風雷が靜まつた場合には頗る喜んで之に感謝したもので有る。是れが今日行はるゝ神前に於ける拜跪供薦の禮儀の濫觴であると言つて居る。或は其うかも知れぬ。又或人は典例は人の虛榮浮誇の心から導かれたものだと言つて居る、是れ亦た必ずしも否認することは出來ぬ。

けれども其の起原などは、玆には問ふを要せぬのである。典例が果して善良なる習俗と一致し、若しくは之を誘發して行くものであれば、一國を成し、一鄉を成し、一家を成すの人類は、必らず之を輕視することが出來ぬ。特に人生には何れの國人も恐く認識するが如く、三大事といふものが有る、卽ち誕生、婚姻、死亡である。又た古來日本にては、五大變といふ事を言つた、饑饉、軍旅、水難、火難、病難である。

三大事に就いて、親戚知人相慶し相弔するは、自然の情義に出でたるものにて、宗教の相異、俗尙の差別により、形式は必ずしも同一でないが、各國何れも玆に注意を拂つて自然に典例の基礎を作つて居るのである。

五大變に就いて、相訪問し相扶助するは、是れ又た人類共存の本義に基いたものである。

其他五節會の禮の如き、中元歲暮の贈答の如き、氏神の祭禮の如き、明治以前はいづれも典例をなして居たので有つたが、時勢の推移と共に、存廢淘汰せられて、五節會の禮の如き、今日は唯だ年賀の一事が存留せられて居るが、其れも一枚の郵便葉書を以て濟ますものもあり、名刺交換位に止むるものもあり、甚しきに至つては「近縣旅行」の廣告を新聞紙に出して、それを年賀の代用とし旅行より歸宅しても改めて其禮を行はぬものもある。

よく人は口癖に言つて居る、世間が進歩すれば生存競爭が激しくなる、生存競爭が激しくなれば虛禮を成る丈け省略せねばならぬと。此語の半は、確かに理由がある。虛禮の省略せねばならぬことは、生存競爭が激しくない場合でも、少しも異りはない。けれども人は歷史的誇りを持つ處に品性の向上がある。ナゼ歷史的誇りを持つかといへば、何事にまれ、大なる準備なしには、大なる事業は出來ぬ。歷史は卽ち將來の人文に對する大なる準備である。故に英國の歷史は英人の誇りである。佛國の歷史は佛人の誇りである。歷史ある國には必ず典例がある、故に各國の典例は鳥渡考へればドチラでも、差支のないやうなことでも、國民の氣風を鼓舞する爲めには、甚だ意義あるものである。國民の氣風を鼓舞するは、其の品性を向上せしむる所以である。

尤もかく言へばとて、陋習惡俗をいつまでも保存せよと言ふのではない。垂仁天皇が殉死を禁ぜられた勅

語に、「其議ハ古ニ則之ニ非レバ典例ニ従」とあり。明治天皇の御誓文には「舊來の陋習を破り」とある。如何に典例が國民の誇りであると云つても、古代に行はれた諱明憑や、太占の法を永久に用ふると云ふのも考へ物である。

日本の典例は、多く皇室を儀観として定つて居る。或學者は有史以前に日本に入り込みたる種々の人種の種々なる習慣から、系統を引いて居る典例があるかの如くに想像して居る者もあるが、其れは聊か疑はしいことである。成程日本の本土は、清濱岸線堂萬五千三百里もある、貿易風により、黒潮暖流により、各種の人類が入り込めぬといふでもないが、たとひ然る事が有つたとしても、少くとも一千年來、同一の地域の中に錬治せられて居る以上、長く邊境に棄てられたる北海道、沖縄、八丈島、小笠原島、又は新に併合したる朝鮮半島などを除けば、是れが人種的相違であると斷定すべき程の奇習も、別に認むることが出來ぬ。地方により、多少の特色を存するのは、封建時代、三百諸侯の管治に一任したる際、諸侯の作意により、其家特別の吉例を追ひ、凶例を忌みたるの類に過ぎぬ。其の近き例は、肥後の本田正鄕といふ詩人が、長崎の佐賀學館に行きたる時、佐賀の諸生が之を學める後りにて、左の如くに言つた、貴藩倭制殊厳、如二夫葬帥一學國必用レ所レ調越中者一、蓋國初三箭公所レ創、貴俗故襲云、觀惟藏舊之具、敢冒二君侯之稱一爲二之臣一者、不レ可レ不レ避、未レ審二爲以二何名一、若向二地邦人一將納二幕君禪一乎と、ツマリ細川越中守の家來が、幕府の具を越中禪といふ諱にも行くまいから、御家禪とでも申さるゝか、他藩のものへは、主人禪とでも話さるゝかと結かしたのである。其時本田正鄕が笑つて答へたる語に、僕亦欲レ有二請問一憚二唐突一未レ敢世俗所レ謂肥前癖、多是卑賤所レ患、然士大夫勳或簿染、即座中諸君亦有レ有二其癖一者、世傳此癖、初自二貴國一始行、故因二其號一遂爲レ名、抑不レ知在レ内云レ何、其稱二諸異邦一、無二乃曰二弊邑癖一乎といふので有つた。松平肥前守（鍋島）の家來が、癖の名をヒゼンとも云はれまいが、藩内では何と云のか、他藩人に向つては、手前癖とでも云はるゝかと反問したのである。是れ等は勿論一場の笑話には過ぎぬが、凡そ各地方に特別なる習慣が有つて、其れが殆んど典例をなして居るものにも、此類の思想から來たものが夥くない、然し既に事實に於て典例となつて居るもので有れば、其地方の歴史の誇りとして、有害に非る限りは、保存せしむるのが、先覺者の志であつた。孔子が告朔の餼羊を保存せんとしたのも此主意であらう。何となれば、文明の進歩は、舊弊を破壊するといふことと、良典を保守するといふことゝ、相待つて始めて行はるゝものである。約言すれば、破壊と保存の衆除によりて、進歩と名くる奇零を生ずるのである。又た文明は合成的のもので有る、古き神話に、「シナルの平原に於て、神が人民の言語を淆亂した」とある如く、古代の巴比倫尼亞は、地理上の關係より各人種の集合地で有つたのが、今の歐洲文明の源となりて、歐洲も亦た人種關係の頗ぶる錯綜して居る處である。是れ等の人種の或者は工藝に長じ、或者は文學に長じ、或者は宗教に長じ、或者は政治理財に長じて居る。例せば一の泉流が有つて、其れに源を異にしたる他の清濁種々の細流が注入して一大河水を形成したやうなのが、今の歐洲文明なのである。處が日本は最近二百餘年の間、異人種の入國を禁じた、若し其當時

日本が封建制度でなかつたとすれば、其の文明は、今日に比して大に遅れたもので有つたかも知れぬ。けれども封建制度であつた。封建制度は、其の始めに於ては英雄政治である。人智自然の開發により衣食住の基礎より段々築き上げられたる理想的の自治政治ではないが、然し歴史の教ゆる處では、或る地方に英雄なるものが起つて、其の目醒ましき生涯を以て、人民に事業の希望と、可能的自信力を與へざる限り、其地方は幾んど自治の能力を發するすらも容易なことでない。幸いに我が戰國の時代には此の英雄の配賦が日本全國に行き渡つた。三百の諸藩は、各々自ら其地方の英雄を誇るに足るものが有つた。或は多少門地のある家々には、其家々の祖先が直ちに英雄的典型を子孫に示して居る。此くの如く地方の英雄又は一家の英雄が、其子孫又は其鄉閭に感化を與へたので、それ等の行跡が典例として行はれて居る限り、其地方又は其一家のものに有爲の希望もあり、希望に對する可能的自信もある。而して其れが大凡そ三百種以上の特長となりて日本の文明を合成したのであるから、二百餘年の鎖國の制合には、日本人の發達は相應に見るべきものが有つた。其れ故に維新前まで行はれたりし、各地方又は各家の謂ゆる年中行事と雖も、決して無下に排斥すべきものではないのである。序に一言するが、年中行事といふ語の起源は、詳でないが、今日傳はつて居る最も古いものでは、鎌倉年中行事、一名持氏年中行事といふものが有る、鎌倉足利の典例を記したものである。

各地方に存する特例は蓋らく措き、大綱に於て日本の典例はどこ迄も皇室を儀範として居る。然し皇室に於ても必ずしも太古以來一定不變、純日本式を以て推し遷されたのではない。中古以後儒學竝びに佛敎の思想が上下を通じて日本唯一の智識で有つたことも爭はれぬ所で、其れに今日存する記錄は、如何に古きものでも、全く漢字漢文を用るずに出來て居るものはないから、日本事物の起源は、果して何の點まで純粹なる古き習慣であるかは、何人にも了解の出來るわけでないが、然し其れは日本人の恥辱でもなんでもない。前にも言つた如く、文明は合成的である、其事の起源が外國であるにせよ、採つて我に用ふれば我の典例である。昔の勇士は、敵の旗、差物、馬章さへも採つて我用に供し、之を己れの功名の記念となしたものである。

補批

一陰一陽自然の德。自ら天に代つて號令する。鬼神の道。牛馬にも劣るものとなる。神と人、物と人、事と人。用權の左道。善惡を判別すべき主體は純性の命令である。

衣食住の齊一と、男女の調和が、民俗的慣例をなし、慣例より典例が起つて居る以上、其齊一調和に關係する都ての行事は、惡例として之を取捨つべきものである。

社稷の慣例を本源として、一國の典證が出來たのは、一般民衆の自然即ち天を愛する心を助け進むる爲に、之を政敎の形式上に現はしたものである。

民衆の天を愛する心を助け進むると云ふのは。天地の化育の德、即ち五雨十風、四時の節序、生民の都てが之に依りて衣食し、又た之に依りて漸化する所の自然力を助け進むることである。假令ば禾を植へて置けば食物が出來る、麻を植へて置けば衣服が出來る、木を植へて置けば家屋が出來る。此の天の化育と人の動勞と相待つて、民衆の衣食住が安定する。典例の主眼は、一に此の大旨を明にする筈のものである。又た民衆の天を愛する心を、奪い取ると云ふのは、其民衆各自各個に天を愛するの心ありとするも、之を統一して、一型に鎔冶せざれば、王法を一定せしむることが出來ぬ。故に其愛天の心を生民の主長たるものが奪い取り、自ら天に代つて號令するのである。是を以て其の祭禮の儀飾が、衣冠の班序を以て、甚しく勢威を觀めし、律令格式を以て煩瑣なる條文を分ち、細心周到なる法則を編み、生民を一定の規矩準繩に囚束するのである。そこで其治術の內容を、飽まで秘密にすることゝなつて居る。

要するに典例と法制とは治術の表裡をなして居る。元來生民の自然的慣習其儘を助け進むるのは、所謂支那に於ける堯舜の道、日本に於ける惟神道にして、實に我皇祖皇宗の神祇卽ち社稷を尊奉せられたる大旨であるが、支那では其堯舜の道が、周公の時に及んで、漸く變化し、文武兩面の儀飾を以て威德を觀めす組織が立ち、周末の大亂を經て秦代に入り、法律が布かれ、漢代に及んで、典例の本質たる、民衆愛天の心を助け進むる眞諦が泯滅して、民衆愛天の心を奪い取る樣になつたものである。日本のことは言はずもがなだが、凡そ此の民衆愛天の心を奪い取るべく、其典例が立てられ、更に之を法制を以て律束され

ても、一般民衆は憂々然として些の疑を挾まぬ樣になれば、生民は彼の勞役に生死する牛馬にも劣るものとなるのである。況んや之を野心的政治家に惡用され、邪慾的宗教家に惡用さるゝに至りては、實に恐るべき事となるものである。我日本に於ても彼の蘇我氏藤原氏を經て武門に及び、佛教諸大比丘の方便手段祇巫諸類の弘道方法等多く此の民心を奪ひ取る繩道詐術を含んで居ることを認めらるゝ。

故に我輩は、彼の凶惡なる少數人の手に成れる治術の繩道に陷らぬ樣、常に細心なる注意を拂はねばならぬ。古來治術の繩道は、必ず衣食住に直接の關係を避け、上下の階級に隔差を設け、神と人、物と人、事と人等都ての交涉を甚しく殊別するのである。且つ其動作進退何事によらず不單調である、非實用である、面も其機要點が秘密式である、排他式である、何人も心を冷かにして之を細觀すれば意外なる不合理點あるを認むるものである。本と是等の方式を組織せし其人は、固より相當以上の學識智能ありしとするも、之を實行應用する者は、壹く常人なるのみならず、其人自らも大率彼の術中に魅せられたるものなれば、必ず夥多の缺欠あるは免るべからざる譯である。是を以て典例の神髓は、必ず衣食住の齊一、男女の調和を經とし、人の純性に出づる共存共濟の大義を緯とし、極めて簡單明瞭なるものであると云ふことを忘れてはならぬ。我社稷の大祭たる新嘗、神嘗の二祭より、誕生、婚姻、喪祭等の諸典例に至るまで、古代の人情、今日の人情喜怒哀樂の同一純性に發する機能は少しも變りはないのである。依て自然の性情に副はざる典例は、多く治術の繩道に陷りしもので、我社稷體統の本旨に叛ける僞道である。

民衆愛天の心を助成すべき典例が、一變して其心を奪ひ取るべく組織されたる迄は、如何にもして民衆を一国して社稷を安泰ならしめんと要せし、賢哲の至情に出でたるものもあれば、固より或る程度迄は之を忍ぶ可きも、之を變じて纔道治術となし、人を神に飾り佛に飾り、以て政治家、宗教家の利用に供する様になりては、典例の大旨は已に絶滅したものである。元来典例は心法と方式が表裏をなして居るもので、心法は理義の講究、方式は儀式の習練である、是れが後世となつて、心法は困難なる學術として省みられぬことゝなり、只だ方式のみ傳へられ、典例家が次第〳〵に墮落し詰めて、手踊り茶の湯同様になつたものである。本章初頭に云へる如く習俗の善例に隨ひ、悪例を除かねばならぬのは勿論であるが。併し其善悪を判別すべき主腦は、各人各個純性の命令である。然るに其純性の發作機能が、已に彼の用權の詐術に魅せられ居れば、決して正鵠を得るものでない、何人も平靜なる觀念を以て、自己の純性純情に復歸する様心懸けねば、此の典例を至正至公なるものに反すことは出來ない。

第二　誕生

産屋。乳母並に褓母。宮參。桑弧蓬矢。誕生日。書記ひ。

誕生は人が世に出る始めである。日本に古來行はれて居る禮は、知人親戚が之に對して慶賀の情義を盡くすことにあるので、別段それを典例と稱すべき程のことでもなく、慣例と云ふべきである。此くの如き場合に無用の徒費を省きて善良なる習慣を作りたきものである。

太古は新に産屋を建築するの習慣が有つた。近年に至るまで八丈島には此風が行はれたといふことである。木花開耶姫が彦火々出見尊を産れたることを傳へたる神話によれば、産屋には關戸を設けられなかつたとある。又た子の命名は母によりてなされたかと思はしむる傳へもある。是等のことは、今日は唯だ太古人文の遺だ草昧なりし事を想像せしむるに止まるのである。

必要の場合に乳母を置き、又た浴場を司どる婦人、即ち湯母を皇子に備へ玉ふたと云ふ事も神話時代より傳へられて居る。湯母は恰も今日の民間でいへば褓母の如き役目を勤めたものであらう。

「宮參り」といふことは、今日尚ほ行はるゝ處のものであるが、古書に記されたのは武内宿禰が、應神天皇に從つて角鹿の笥飯大神を拜したと云ふのが始めで有る。徳川氏時代、將軍の子が生れて「宮參り」をすれば、其歸途必ず井伊掃部頭方へ立寄るの例であつて、井伊家にては、其の都度十六萬兩餘の入費を要するため預め年々千石宛の貯蓄をなして、其の準備に供したと云ふことである。

支那の古禮に男子が生るれば、三月目に桑弧蓬矢六を以て天地四方を射て、それから飯食をさせたものである。これは男子は天地四方に於て働かねばならぬものであると云ふことを示して、即ち事功を立てねばならぬものの、即ち事功を立てねばならぬものであると云ふことである。これは男子は天地四方に於て働かねばならぬもの、床の下に臥せしむる、これは男子であれば

床の上に臥せしむる反對なのである、女子といふものは卑しい、弱いものであるから、男の下につくべきものだといふ意味である。甄弄には絲を紡ぐ瓦の「ワク」即ち瓦塼を與へゝ、是れは生長して後に機杼の勤勞に服すべきことを示したものである。其れから漱瀡をさせて祖先の廟に參拜させる、是れは女子は中饋を主り酒食を潔くして夫の祭祀を助くべきものと云ふことを示したのである。

此の支那の禮は、形式として日本に行はれたことの有無はたしかでない、併し此の思想は正さに古代の日本と合致して居たものである。

誕生の日を祝ふために、何等かの儀ふしをなすといふことも、其の起源はわからぬが、世間に行はれて居る。又七十七にして喜字の祝ひをなし、八十八にして米字の賀をなすは子孫がそれを儕うすとすれば、養老の主意である。

誕生の前、紙振五ケ月にして「帯祝ひ」と稱して近親のものより紙帛の著帯を祝ふの例がある、帯は之を胸肌帯と稱する。

補批

自身あつて父母あるを知る。簡單を旨とするのが當り前である。人生初頭の社交的關係。

人情初生の日を思ふ心、乃ち自身ありて、父母あるを知る、自身が母の胎中を離れたときは、已に父と母と三人である。是より父母養育の恩に依りて生長し、一人前となる、此の父母の子を愛する情、子の父母に慊く情は、實に純粹なる性の發露にして、孝愛の本體である、其純粹なる性の始原たる誕生の典例は第一本を忘れぬ表情的形式、第二自身と父母より、自身と他人に及ぶ、相互共濟の義を失はぬ社交の儀則である。

此の典例は、世の沿革に伴い、頗る方式の變化を重ねて居るが、其頭頭なる實例は之を省略して、大體の主要點を說示することゝしよう、凡そ誕生の百日に於て、氏神に參詣せしことは頗る古き習慣である、且つ誕生日に於て近親隣伍に酒食を供する習慣も稍や古き例である。併し皆な心祝の意味に出でしもの故簡單を旨とするのが當り前である、而も濫りに奢美を極め、其本旨を破り儀式的奢靡に傾く樣になれば、誕生に對する典例の意義は全く實餅となるのである。

誕生の祝として近親知己より生衣を送り、喜びの意を表するのは、最も古き慣例かと考へらるゝ、是れ人生初頭の社交的關係である。是より老年に至る迄誕生の祝をする、是は其幼少時にありては、他日の社會交涉を救ゆるの意を現はし、其幸福を祝福し、老年に及んでは、社會に對する謝恩の意を現はし、自身の慨みを厚ふし、鶴亀積徳の心を矯正するのが本旨である。是の惇厚なる誕生の典例が、上下相競ふて奢美に陷り、幼少者には我儘の習を助成し、老年者には傲慢の氣を煽り付け、贈答物に無用の冗費を重ね、

徒らに奢侈品流行品の店舗を肥やす様では、我社稷の典例は全く其本旨を滅却することゝなる。乃ち初生の時に於て己に自身と父母との三人、是より親戚隣伍、其自己と人と共に始終する所の社稷の一原子たるものが、孝悌忠信の規矩準繩を離れては、如何なる儀飾も形式も、皆な世を賊し人を戕ふこととなる。

第三　冠　禮

成年式の意義。烏帽子親。月代の起源。無髷の說。元服の禮。冠笄。婦人の染齒。

冠禮といふことは、支那から始まつたのであるが、中古以後には日本にも行はれた。「禮始二於冠一、本二於婚一、重二於喪祭一、尊二於朝聘一、和二於射御一、此曁之大體也」といふことがある。冠とは德川時代に之を元服といつたのと同じ意味で、今日でいへば成年式である。此式を行へば成人として世に對し、權利を行ひ、義務を負擔するものである。

支那では、天子諸侯は十二歲を以て冠を著けた。其他のものは二十歲の定めである。今日日本にては皇族にも、一般人民にも、成年の規定が法律の上で明かになつて居るが、御成年式を擧げさせられるは、皇室に於て之を嚴行せらるゝだけにて、他のものは甚だ粗略に附して居る。然し古代は左樣なものではなかつた。

鎌倉時代には烏帽子親といふことが有つた。北條時政が、曾我五郎の烏帽子親となつたなどは有名な話である。幕府時代には、將軍手づから諸侯の子のために元服を加へたことも往々恒例をなして居た。

最も幕府時代の元服は、或は佛教の灌頂剃度の式が加味せられて居るかと思はるゝ所もあつた。何となれば、鎌倉時代には烏帽子を被せたのであるから、全く冠禮と言ひ得るが、江戸時代の元服は、烏帽子を被るのではなく、月代を剃るので有つた。冠の字を略して元の字を用ゆるなども、何等かの意味ありげである。

月代の起源を、或書に記して、月代は逆氣といふことで、古代は貴賤共に普通にはサカイキを剃るといふことがなく、唯だ人により、氣のほせて苦しむ病のあるものが、額の上の毛をば殘して、頭の中を丸く剃り其上に額の毛を引かけて、剃りたる所を隱して置いた、此事は王朝の頃から早くも行はれたもので有つた。其れが頭の上の髮までも剃り落すことになつたのは、應仁の長き戰に、武士どもが兜を冠りて頭の熱さに苦しんだ爲だとある。

是れは然るべきことかも知れぬ。けれども一說に、德川氏の中世、即ち元祿頃までの世に、其髮を伸して剃らぬものが多いから、剃り落すことを以て常としたのは其の以後の事であらう、治郎頭といふ語があるから、役者の風から來たのであらうと云ふのがあるが、是れは無稽の說である。

將軍が諸侯の子のために元服を加ふる禮は、尤も加冠をもするが、其前に先づ烏剃刀等の道具を設けの席

上に持ち出し置き、將軍手づから剪刀を取りて額の髪をイササカ斬り落し、アトは其事に手練ある近侍の者が引き受けて、奇麗に月代を剃つたものであつた。其時將軍からは、名の一字を賜はるのである。寛文年間伊達騒動にて名高き龜千代が、十三歳にして元服し、家綱將軍の綱の字を賜りて綱村と名乘つた類が其れである。鎌倉時代に、曾我五郎が時致と名乘つたのも、烏帽子親たる時政の偏名を貰つたもので有つた。

元服して通稱の外に名乘を附けると云ふことは、冠義に其意味を說明してある。卽ち「已冠而字レ之成人之道也」とある。又た「成二人之一者、將レ責二成人一禮一焉也、責二成人禮一焉者將レ責レ爲二人子一爲二人弟一爲二人臣一爲二人少一者之禮行二於場一」とある。要まり、今迄は幼者で有つたから、其責任も輕かつたのであるが、元服すれば、一人前の男子であるから、すべての責任を回避することが出來ぬと云ふのである。

是に因つて觀れば、元服は明白に成年式である。

德川氏時代には、女子にも元服といふことが有つた。卽ち結婚と同時に眉毛を剃り齒を染めたのである。名を改むると云ふことはなかつた。是れは支那とは異つて居る、支那では女子の字は結婚によつて定まるが女子の冠禮といふことはない。

補　說

成人たる權能と責務。是より社會の一員。若者衆。公開的勞務。道統ある

元服の慣例即ち冠禮は、古代より士大夫以上に行はれ、後世月代（月白とも云ふ）の式となり、一般庶民に及んだものと考へらるゝ。本來に說ける通り成年に達せし觀いで、此時より全く成人の權能を認めらるゝと同時に、成年たるの責務を負はねばならぬ、約束を明にする儀式である。

權能ありて然る後責務が起る。併し此觀念に對し誤れる兩極の議論がある。幷は日本は一種特別の國體なるを以て國民に權利義務觀念の必要がない樣に云ふものと、全く日本の習慣前例を認めないで、何も彼も翻譯式に押付け樣とするものである。乃ち其成人の權能と責務を明にすべき本旨に依りて現はれたる元服即ち月代の式、今日其名稱が變りて成年式と云へるものは、皇室典範より民法に至るまで、儼然たる條規があつて、徴兵義務の年齡も此に規定されて居るにも拘はらず、一般民間に於ては、幾んど之を顧みない。是れ一般國民が餘りに成文法に依賴し過ぎて、日常平生の權能實務の觀念を沒却し來れる結果ではあるまいか、又た地方自治の善良なる恒例が、中央の威力に壓倒されて自主自營の本能を忘失せる結果ではあるまいか。

古來元服月代の慣例は、極めて交誼的である。先づ冠親なる長上若くは先輩を推し立て、年上年下の朋友に幢を捧げ、是より社會の一員たるべき引立方を賴むのである。士太夫の先例は本文中にも揭げてあるから書く之を省き、庶民の月代式の先例と其公共的關係の概要を述べん。蓋し一般民衆の月代式は多

く氏神の祭禮と同時に行はれたものである。氏神に若者衆と云ふものが附屬して居つたのは、古き習慣にして、八幡公時代に於て、頗る紀律的に進化したと云ふ傳說である。是より鎌倉時代に入り一入の整頓を成し、歷代武門政治の下に多少の變化をなせしも、其大體を維持されたものである。或る一說に依れば、八幡公の歲式は、實に此の氏神の下にある若者衆を綜攬（ソウラン）した勢力であつたと云ふのである。其慣例の大要は男子が成年に達すれば、相應の年長者に率いられて組入をする（應仁以降は此時前髮を取りて月代を明けた）是より一人前の男となつて、其若者衆の紀律に服し、火災盜難天變地異百般の急に走り、又は道路溝渠の營繕より都ての公役に服し、共町村内の公同的勞務に任じたものである。且つ軍役の命令が下れば其若者衆中の勇者を選んで之に應ぜしめ、殘留看は都て豫備員となり、從軍者の老幼に對する世話、及其田畑の耕種等を保助した。是を傳說、及古文書に徵すれば、先づ從軍者の田畑の耕種を終らざる內は、自分の田畑に手を付けぬ地方が多かつた樣である。是の如き善美なる習慣の維持は、其若者衆の不文規約が如何に嚴肅に勵行され居りしかを攷へらるゝ點である。

我輩は現今の徵兵制度を推して、壯丁の養成實況より、在鄉軍人の統制、之に附帶せる赤十字社等の情態を觀て、之を我古來の習慣に參照し、猶ほ尙ほ不備不完全の點多きを認め、且つ其紀律が、往々にして切付細工の樣に感ずる點が多いのを遺憾とするのである。明治時代の當事者は、或は我社稷を忘れて居りたかと思ふ。倘し彼等にして、苟も日本に是の如き善美なる慣例ありしことを知つて居つたならば、何も彼も、基督敎國の眞似斗りして、安心さるゝ筈のものではあるまい。併し我輩も今日已に廢滅に屬せる元服月代の古例を復歸させよとは言はぬが、成年者の權能と責務とを基礎として、此の道統ある日本民俗の美風を更に進歩せる形式に依り、復興させるのは、殊に必要なるべきかと思ふ。

第四　婚　姻

結婚年齡。近親結婚。夫婦の選擇。媒酌。父母の意思。貞操の義務。婚主。
婚姻よりする離婚の例。夫よりする離緣の例。太古の婚禮式。江戶時代富裕商人の婚禮。嫁入持參品の批評。歐米風の採用。

婚姻は改めて定義を下すまでもない、世界の人類のいづれにも、行はれて居ることである。

結婚の年齡は、古代は出來るまゝに定まつたので、早婚もあり、晩婚もあつた。けれども元服を以て確となすに至つてからは、婚姻は元服後に於て行ふべき例となつて居た。即ち男子生れて七歲に達すれば袴著の式を行ふ。今の謂ゆる學齡である。十五歲に達すれば、元服をする、前にいへるが如く成年式である。是れが中世以來の普通の不文律であつた、四五歲にして袴著をするとか、十二三歲にして元服をするといふのは特別の事情によつたもので、多くは貴族の間に行はれたものである。

今日にては、學齢も成年の規定も、一々法令の準據すべきものが有る。又た結婚についても其の年齢の規定が有る。是れは先づ結構なことである。

近親の婚嫁は、古代に於て忌まざる所であつた。是れは別に異むべきことでもなく、各國いづれも古代は相類したるものにて、耶蘇教の聖書と稱するものにすら、「ロト」の二女は父に由て孕めりと有る。日本にては古來其事だけは諱まれて居る。上通下通婚といふことは、蔵の中にても著なる罪の條條であつた。同母兄妹の結婚も、「允恭天皇が輕大娘皇女を流刑に處せられた」などの事實によりて早くより人の熟慮する處であつたことが知らるゝので有る。羅馬法の謂ゆる傍系三等親（叔姪）との結婚、竝びに姻族卽ち夫又は婦の近親との結婚は、昔は別に之を不道徳のことゝして異むものもなかつた。今日の民法の規定は、此事に就いては聊か進歩を認むることが出來る。

婦を擇ぶことは、古代に於ては、各人の自由に委せ、別に之を妨ぐるの法律はなかつた。孝徳天皇の大化元年夫婦間に生れたる子の所屬を定むるの法を立てられたが、其法によれば良人と奴婢と、寺家の仕丁とを區別し、良男良女の配合によりて生れたる子は、父の藉に屬するものとし、良男が婢を娶りて生む所のものであれば、其子は母の藉に屬し、良女が奴に嫁して生む所のものであれば、其子は、父の藉に屬するの定めであつた。若し又寺家の奴婢の生んだ子は母に屬した。寺家の仕丁の子は普通には良人と同一の法に從ひ、若し奴婢と同視すべきものであれば、奴婢の法を適用した。此法規は結婚に階級主義の行はれた始めと見るべきものに非すして、敎化の必要上に裁定せられたものと云ふ。且つ此の賤種と貴種との雜婚は、其子をすべて賤種に屬せしめたのを見れば、後世の謂ゆる「賤は假物」といふ思想とは大に徑庭が有つた。思ふに後世封建制度の上に於ては、家祿維持の必要から、母系の如何を問はず、其子を父へ引取るを以て利益とした

ものであらう。

婚禮の始めに、媒を用ふることは、支那の禮に於て最も嚴なる處である。詩經に「伐柯如之何、匪媒不得」とある。日本にても、神武天皇の立后には、大久米命が媒妁の勞を取られ、大和の高佐士野といふ所にて、其處に摘草をして居る七媛女の中から、天皇が御思召に叶つた少女を撰擇せられたといふ。其他類似の話は神代の中にもある、後世でいふ見合といふものに似て居る。

支那では、古より父母の意思を尊重するの風が有つた。詩經に「藝麻如之何。橫從其畝。取妻如之何。必告父母」とある。又た孟子の語に「不待父母之命媒妁之言。鑽穴隙相窺。踰墻相從則父母國人皆賤之」といふことが有る。此風、日本にては、本古より女子の守るべき德操の一で有つた。彦火瓊々杵尊が、木花開耶姫に向つて、「吾欲以汝爲妻如之何」と言はれた時に、「妾父大山祇神在、請以垂問」と答え奉つた。「聘則爲妻、奔則爲妾」といふ思想は、必ずしも支那思想の舶來を待つて、日本に行はれたものではない。大寶令に「凡先奸後娶爲妻妾、雖會赦猶離之」といふ嚴律がある。

貞操を守ることは、東洋にては婦の義務で有つて、男子は爲らざるものが有つた。然し日本の古代に於て

は夫の旅行等に於て、夫婦が暫時相別れんとする時は、互に其下紐を結び交はすといふ習慣が有つた。是れは別れ居る間、互に固く其の貞操を守ることを誓つたのである。

婚禮に、女は必ず婚主といふものをきめることを、大寶令に命じて居る。婚主とは俗に言へば親元のことである、其順位は先づ其女の

祖父母、父母、伯叔父姑、兄弟、外祖父母と數へて、若し其れ等のものの在らざる場合には、

舅（母方の叔父）從母（同上叔母）從父兄弟

を婚主とする。けれども母方の叔父母とか、又は從兄弟などが、若し其女と同居共財の關係を持つて居らぬか、又た其女に總べて其れ等の如き親戚關係のものがないならば、竝任女所欲爲婚主とあるから、婚姻すべき女は自由に選擇して親元になつて貰ふものを依頼すればよいのである。此の親元即ち婚主は、離婚の場合、その他に於ける婦女の身元引受人となるのである。

離婚は婦の家よりすることを聽許する場合と、夫より妻を去る場合と二つが有つた。婦の家より離婚することを聽許する場合は、若し結婚約束はありても未だ成婚せざる場合であれば、

一、故なくして三月（九十日）成婚せざるとき。

二、夫となるべきものが逃亡して一月（三十日）間、家に還らざるとき。

三、外蕃に沒落して一年（三百六十日）間、家に還らざるとき。但し使として外蕃に遣はされたものであれば、其の歸るべき日數を控除して之を計算する事。（外蕃とは支那、朝鮮などを云ふ）

四、夫となるべきものが徒罪以上に該當する罪を犯したる時。

次に成婚後の婦であれば

一、其夫が外蕃に沒落したる場合、若し夫婦間に子有れば五年、子無ければ三年の間、其歸宅を待ち猶ほ歸らざるとき。

二、夫たるものが逃亡したる場合、子有れば三年、子無ければ二年の間、其歸宅を待ち猶ほ蹤跡不明なるとき。

以上の場合には、婦は改めて他家へ嫁することを聽許せられた。

夫より婦を去る場合は謂ゆる七去である。是れは孔子家語より出でたる支那思想であるが、大寶令は之を其儘に踏襲して居る。一無子、二淫佚、三不事舅姑、四口舌、五盜竊、六妬忌、七惡疾である。此場合に離縁状は夫より手書して之を與へ、男家女家の尊屬親と同署するを原則とするが、若し關係者中に書を解せざるものあれば、指爲記といひて、爪印を押せばよいと云ふ定めである。

婦に過失ありとも、三不去と稱して、離婚を許さゞる場合が三箇條ある。一は舅姑の病喪を扶持すること を經たる婦人であれば、離縁することを許さぬ。二は娶る時夫の身分賤くして後に貴くなつたのであれば、其の糟糠の妻を離縁することを許さぬ。三は有所受無所歸と云ひて、結婚當時には、妻の父母兄弟又は

編成なども概當の生活をなし居りしものが、離縁の場合に、其家が断絶せしとか困窮せしとか、ツマリ引取りに當惑する場合には離婚することを許さぬ。尤も婦が舅姑を殴打するとか、夫を害せんとして無實の訴を起す等の場合の離縁は、古代は義絶と稱して重大なる事で有つた。又た悪疾の離縁も重大なことで有つた。然かし如何なる場合にも夫たるものは情義綢繆の方法を講じ、離縁は已むを得ざるとしても、何とか其婦をして養老の道を得せしむることを心掛けたものである。

妻を離縁するには、結婚の時に持参せる財物の現在せるものは、之を返還せねばならぬ。妻の伴ひ來れる婢、或はつれ子も亦た之を返還せねばならぬ。

夫婦間に離婚の事情を生ずれば、早速其手續に及ぶ可きもので、若し事情を生じて後に三月（九十日）を過るまで之を放任してある場合は、最早溯つて之を追論することは許さぬ。檢斷所へ訴へても、其れは取上げなかつた、今日の謂ゆる時效である。大寶令には不レ得ニ更論一と書してある。

婚姻の儀式は、太古は新婦の父が、其愛女の費用を負擔するといふことが普通なるもので有つた。大山祇神が其女を彦火瓊々杵尊に奉る時に、「令レ持ニ百取机代之物一奉出」といひ、海神が其女を彦々出見尊に奉る時に「具ニ百取机代物一而ニ御饗一御レ娚」とあるにて察すべきである。又た新郎は先づ新婦の家に行きて一宿したものである。神武天皇が媛蹈鞴五十鈴媛命の許へ幸行して一宿せられ、「葦原の醜けき小屋に菅疊、

彌清敷きて我が二人寢し」といふ歌を詠ませられたといふを以て察すべきである。

漢籍が日本に傳はつて後、先づ納采、次に吉日を告げ、次に親迎して、式を擧ぐるといふ順序が定まつたことは、歴中天皇紀に於て略ぼ明白である。支那の古禮は色々煩多であるが、之を適宜に折中せられたものであらう。

處が人情は兎角節度を失ひ易いもので、江戸時代、諸侯又は武士は、それ〳〵其家の舊例をもつて、突飛な眞似をする者も少なくなかつたが、農家又は商人の富裕なるものは、嫁一人の婚姻料に、その半身代を費すといふ風が起つた。天明二年に備中の島羽了怡といふ人が、其事を批評して記したものがある、其れによれば民家の嫁入りに、神輿、黒棚、箪笥、長持などへ、悉く蒔繪、悉く覆ひをして、大きな定紋を其れに染め込み、宰領は麻上下を着し、人足は數十人、脚半草鞋のたぐひ迄も、一列に紺絲絨しを用ひて粧ひ立つた。又た町家なれば質店を取締ひ、農なれば、ディの間に圍をして、金屏風をならべ引渡し、使者「作オトナ」の某、奏者「元メ」の某と、假設の玄關に差向ひとなりて、一世一度の滑稽劇を演ずるといふ有樣で有つた。名聞第一にして天道を恐れざる無分別であると評して居る。

又た其頃或る民家の娘が嫁入りの持參品は、左の如くであつたといつて、之にも批評を加へて居る。

一衣桁　一挂　一三味線（以上何れも評あり、略す）

一箪笥

評に云く一棹にて終るべし。衣類も八十色もみへたり、（人の親の心に闇はあられども子を思ふ道に迷いぬるかな）

一長持（きぬ夜具入）

評に云く、申すむれあり。

一長持（木綿夜具、もめん炬燵ふとん）

評に云く珍重に候

一香具（評あり略す）

一鏡臺　一套見

評に云く、鏡臺、すかたみ、二句とも制のこと葉なり、小身にはよろしからず。

一中啓　二面

評に云く、珍重々々、雖分よろしきを調ふべし、（我心おもてに出るものならば、いかにすがたの見にくからまし）

一鏡臺

評に云く、但しまき繪を忌む。

一文箱

評に云く、高まき繪をいむ。

一裏箱（針箱と書かす）

評に云く、珍重々々、女は琴三絃子（しゃみせん）ひき侍らずとも、糸縒り、縫いものいたさずんばあるべからず。

一菓子盆

評に云く、よろしく候。

一のし

評に云く、尤に候。

一三ツ盃　一五盃　一銚子

評に云く、右いづれも珍重。

一昇鳳

評に云く、珍重々々、これは男幕そばにたて置き見るものなれば、二十四孝の圖など然るべし。

一鶴（つる）

評に云く、よろしく候、但しびやううちを忌む。

一提灯　一本

評に云く、いづれもよろしく候。

一大盥

評に云く、申むれあり。

一中盥（大小二）

評に云く、よろしく候。（あさな〳〵心の垢をみがくべしなのが面をあらふこさくに）

一つれて参候下女の事

詞に云く、職分目をかけて使ふべし。

又た餞の持ち行く贈物の目録は左の如くであつた。

目　録

一上下　一島縮　一すゞめ　一箇

一樽（酒あり唐す）

是は舅どのへ

一扇子

右しうとどのへ

一乾鮭

詞に云く、鳥鯨などにてしかるべく候か

右しうとめどのへ

一帯

詞に云く、裁入などにてよく候か

右子息嫁へ

一帯

詞に云く、ようじさしなどにてよく候か

右舅子嫁へ

一鯛

詞に云く、花帽子などもめでたきもの也

右おば、おばこなどへ

一扇子

右一家中へ

一小紙

右一家中内證へ

詞に云く、雨親並に子息達、家がたへ、はじめての進物のことに候へば、何程のものおくられ候とも、十分にはあるまじけれども、是も倹約しかるべく候、心底には随分散ひ、音物は軽くいたさるべく候、此方よりこの通りにいたされ候へば、先方より、此くらひにいたさるべく候、畢竟双方のためなるべし。

一銀一包

料理人へ

一銀一包

駒取へ

一同一包
　加へ
一同一包
　うばへ
一同一包
　おとなへ
一鳥目
　家来男女へ
以上

徳川氏中世の風儀が、此の如く新婦又は其父の虚栄心を満足せしむるに傾きたることは評者の既に指摘したる如く、決して褒むべきものではなかつた。然し現今は社會の狀態も思想も共に一變したのであるから、最早かゝる愚挙に出るものはあるまい。たゞ玆に注意すべきことは、現今の趨勢は何事も歐米の風に移つて行くことであるが、謂ゆる歐米の風なるものは、新家庭を一の會社のやうに認めて居るもので、妻の持参金即ち嫁資は家庭と稱する株式會社の妻の持株のやうなもので有る。そこで日本今日の法律にも、妻の財産を登記するといふやうなことが規定されて居るのは、これが東洋の家族的慣例より漸く歐米風の個人主義に移

り、古代の女子三從主義より、漸く近世の男女同等主義に轉せんとして居るのである。ツマリこれはよきことかわるきことか別として、大勢の拒ぐべからざる所は、如何ともすることの出來ぬもので有らうが、婚姻に金錢上の問題を混ずることは、兎角人情を破るものである。現に今日政略結婚とか稱する俗語のあるなどは、嗚々怪事である。

補　説

人生自然の性慾。意を盡し情を盡すを第一の要則とす。返らぬ誓。夫婦の制を全く打破しようとして居る。人の性は物の性の如く單純でない。

婚姻は、男女兩性の和合にして、子孫繼續の本源を正だす、極て一般的なる慣例である。故に婚姻の習慣は、各人類の種族に依り多少の異同あるも、其大體目的は相均しい。要は人生自然の性慾作に伴ふ所の男女兩性の和合、其和合結果が子孫繼續の本源となる、之を正しくするのが謂ゆる男女の調和である。其調和を一般に擴充する爲に、男女の品操貞節を道德的となし、「男女室に居るは人の大倫なり」倫常倫義が此に始まり、それより其風俗習慣が儀式となりて現はれたものである。

世間には愛戀觀念を基礎として、道德を强解する人もあるが、是は大なる間違である。我輩は男女の和合に愛戀を無視せるものではないが、愛戀は情思と性慾を有する陰陽兩性に起るもので、道德は夫と婦と

のみに限られたものでない。長上親、従屬親より同族講伍、進んで一般世間に對するものである。此事は頗る間違多きものなる故、特に一言附じて置くのである。

然に其婚姻に關て生ずる、虚禮成儀の弊風は、却て主要目的たる一般的男女の調和を破壊する結果を招く様になる。古來嫁を娶し情を盡すを婚姻第一の要則としたのは、實に尤（モットモ）あることで、彼の雙方の結手に繞ひし衣服を新夫婦に着せるが如き、又貴家の女に嫁衣裳（ユスノカイショウ）を纏はすることを戒めたるが如き、皆な其實體である。富ふに心を施めたる措置を推して、其儀式を簡單にするのは、我國古來の善例である。彼の奢美を盡して富力を誇り、虚儀を厳にして權力を飾るが如きことは、上下貴賤を通じて社稷を毀傷する非行である。元來嫁娶の式は返らぬと云ふ誓を本とせる嫁家の證と、子孫あらしむると云ふ娶家の證とを本として組織されたるものである。其定式は固より時に應じ處に依り如何にも變化省略されるものであるが根本たる子孫あらしむると云ひ、返らぬと云ふ二大要素に依り、必ず娶家の家例に遵由して、五親姻戚の和睦に深き注意を拂はねばならぬのである。是れ以上に色々の手數を重ぬるのは、婚姻に參合したる末節贅事である。

近頃の日本人は、男女同等、一夫一婦といふが如き耶蘇宗國に行はるゝ慣行を以て、無上の道徳であるかの如くに崇めて居るものも有るが、古代は何れの國と雖も一夫一婦が厳行せられたものではない。耶蘇宗の祖先たる「アブラハム」すらも、妾もあり、妻もある。回教の如きは寧ろ多妻を以て道徳として居る。喇嘛宗の國に於ては、人口制限の目的を以て、一家の兄弟は唯だ一婦を共同することを以て道徳として居る。シテ見れば、一夫一婦は、經濟上の理由から出でたるものであつて、道徳上の理由になつたものではないかもしれぬ。

本體夫婦關係と云ふものは、人類といふ動物社會の便利から起つたかもしれぬ、他の動物には必ず一雌一雄と、仇儷の定まつたものはない、況んや倍老同穴をや、況んや未來の一蓮托生をや。

此故に或る哲學者は、夫婦の制を全く打破しようとして居る。外國に謂ゆるバチエロル（獨身主義）黨といふものが其れである。其說によれば、世に所有權を認むるの法律が有るから、盜罪といふものが起る、夫婦の制といふものがあるから、犯姦の罪といふものが起る。現在の世人は、夫婦の制を便利とするものが、多數であるかも知れぬ。然かし、凡ての人が其制を便利とは思はぬ、此制あるがために、女子に嫁はるゝ男子の孤棲するものもある。女子の方にも、同一の事情にあるものが有る。夫婦の制を存するが利敵夫婦の制を打破するが害敵、是れは速斷すべきことでない、研究すべき問題である。現行の習慣から超越して研究して見るべき問題であると言つて居る。而して今日の謂ゆる危險思想と稱せらるるもの、仲間にも、眞面目に此種の變哲理を信じて居るものもある。

すべての人類を數理的に同等と看て、それを基礎として、議論の是非を爭ふならば、一夫一婦とか、男女同等とかいふのでは、まだ〳〵徹底した議論ではない。必ずや夫婦制の全廢まで押し詰めねばならぬ。

こゝまで押し詰めて、始めて今人が口癖に云ふ所の新らしき理想家とも云ひ得るであらう。けれども人の性は物の性の如く單純なものでない、人の異性の交際が犬馬の異性の交際の如くに淡泊なり得ざることは言ふまでもない。人類の秩序を維持するには、其民族の歴史に從つて、徐々に改善するの外はない。イサヽカ許りの新智識や、狹隘なる宗教觀念などは、經世家の最も愼戒すべき處である。是れが典例研究の必要ある所以である。

第五　葬祭上

紀錄の書。葬儀の敍述。木棺と石棺。日本人は憂鬱の民ではない。似たるアリヤ人の葬式。殉死は我國有の風俗にあらず。弔禮つ心得。鄕里の裏。葬式の裝飾。火葬の始まり。君父に對する服期。服紀令。儀制令。假寧令。田假無服の假。喪の裏。九族服忌の圖。

死別を悲むは人情の自然であるから、葬祭の儀型は如何なる國にも存するので有るが、是れに關して我が神話に傳へて居ることは、伊弉諾尊が妻を喪はれた時のこと、並に天稚彦が死せる時のことで有る。前者によれば死者に對して絶緣の誓を立つること、喪事に關係せる身の潔齋を嚴ふために祓除を行ふ事の習慣が有つたことを認められる。後者によれば親族故舊の來會を待つために、喪屋を作りて八日八夜の間死體を安置し、其間遠族は死者には食物を供へ、吊者のためには筵席を設け、人々の憂を忘るゝためには、遊樂を催うした。又た來會者の中に如何に死者と容貌風采の相似たる人ありとも、生きて居る人に對して死者に似て居ると言ふことを忌むといふ習慣が有つた。

上古は如何なる貴族の死と雖も、木棺を以て葬つたもので有つたが、垂仁天皇の時より石棺に代へたといふことである。又た葬むる時に、衣服竝に粧飾品等を屍體に附したことは、古書の記錄、又は考古學者の發掘によつて知り得る處である。

支那の書物に、日本の風俗を記して、死者を葬むるに棺はあるが槨はない、土を封くして塚を作る、初めて喪あれば、哭泣して肉を食ひ酒を飲むことをしない（是は佛教傳來後の習慣を混じたものであらう）親戚屍に就いて歌舞して樂を爲すの風がある（是は古俗であらう）既に葬むれば、家を擧げて水に入り、浴潔して以て不祥を祓ふ、（是も矢張り古俗であらう）とあるが、此く記せる人は漢書魏志等の古いものにも據つて居るので、全く無稽の言ではなからう。

元來、日本人は憂鬱の民ではない、其れ故に死といふ凶事に對しても、支那人朝鮮人の如く、事實以上に數層の悲みを現はさんと勉むるやうなことはなかつた。ユダ人が死者を吊ふが爲に、衣を裂き、頭に灰を振り掛け、數月の間悲哀に沈んだといふやうなことは、日本人から觀れば寧ろ奇とする處なので有る。

此點は日本人と、夫の中央亞細亞の伊蘭高原に住みたる古きアリヤ人と、克似して居るのである。アリヤ

人が死者を葬つてから後に、祭主より會葬者に向つて演べる常例の挨拶は、概略左の如きもので有つた。

會葬の諸君、生者と死者とは、境を異にするもので有りますから、此世に生を有して、財貨と子孫との幸福を有して居るものが、何時までも死者の後に從つて、悲しんで居るわけには行きませぬ。

今日我々が此處に於て執行せし祭は、死者の靈を安んずるに於て充分であります。我々は是から家に歸つて、喜び且つ樂みませう。生命は、まだ我々の所有で有ります。

此處に生死を區劃すべき線（墓石のこと）を畫てました。是れは生きて居るものが、自ら急いで此の境界を越えぬやうに致したものであります。

願くは、會葬の諸君が、皆な天命を全ふせられ、死するに老若の順を違へず、何人も白髪の高壽に達せられんことを

私は、我が「トウアシャル」（Tsuchigami）の神（造物主）に切に祈りまする。

伊弉諾尊が、幽明の境界たる泉津平坂に於て、千人所引磐石を以て、其の坂路を塞ぎ、死せる妻に向つて絕妻之誓を建てたといふ神話は、如何にも克く、此のアヲヤ人の挨拶の辭と、符節を合するが如くであるかを見れば、日本太古の風俗は、後世の儒敎又は佛敎に化せられたる風俗とは、或はその根本思想に於て相違が有つたとも言ひ得るのである。

殉死と云ふことは、歷史に依れば大陸動亂の餘波を受けたる崇神天皇の時代から始まつて、火の垂仁天皇の時に盛せられ、其時より埴輪即ち土偶を以て殉祭に用ゐたといふことである。是は日本の固有の風俗では

なかつたであらうと思はれるのである。ナゼなれば、常時九州に豪者を極めた鉅族があつた、其鉅族が、魏志によれば、正始八年即ち西暦二百四十七年頃に死んだ、其時大に塚を作り徑百餘歩殉葬者が奴婢を併せ百餘人であつたと、魏から來た使者の張政といふものが目擊して報告したのであるが、此の鉅族の時代は崇神垂仁の頃と推定すべき理由が有るのであるから、其人物は大陸の流人若くは流人の子孫であつたかも知れぬ。然るに此くの如く人を犧牲にするといふ陋習が、一時皇室の御葬儀にまで傳播して、垂仁天皇の同母弟倭彦命の薨去に際し、それを實行せられたが、然し其慘狀觀るに忍びなかつたので、直ちに御差止めになつた。尤も後世に至るまで、君主の死に際し、生前特別の恩遇に感じたものが、追腹を切るといふことは、全く絕えたのではないが、其れは古の謂ゆる殉葬とは同物でない。臣下任意の自決に出でたものである。或は制壓して先君の菩提を吊ふなどゝいふことも、行はれたのであつた。

弔禮のことを最も古く記してあるのは、矢張り天稚彦が死んだ時に、其友なる味耜高彦根神が相弔したといふことが始まりである、其語に「朋友之道、理宜二相弔一」とある。說き得て明白である。之れに關し、曲禮に一の心得が有る。敢て日本の典例であるとは言はぬが、古代の識者間には肯肯せられて居たもので有つた。其れは何であるかといふに、先づ原則として「知レ生者弔知レ死者傷」といふのが、是れが人情の自然である。即ち玆に死者が有る、その遺族の生存して居るものと友人關係が有るとすれば、たとひ死亡者とは一面識がないにしても、其の生存者に向つて弔するのが當然である、若し又た直接に死亡者と知己の間柄であ

つたとすれば、是れは義理一片の弔辞位では済まない。是れを原則とするので、「知レ生而不レ知レ死、弔而不レ傷、知レ死而不レ知レ生、傷而不レ弔」といふことを禮儀とする。死亡者とは知り合ひであるが、其子孫の富豪又は貴顯者などゝは、未だ半面の識もないのに、大袈裟に弔辞を述べるとか、又は生存せる遺族の中に知己はあるが、死亡者たる貴顯又は富豪などゝは、一度も言語をかはしたこともないのに、法外な哀傷の意を表するとかいふことは、世間に例のないことでもないが、それは禮儀の正しいものでない、何れかといへば、詐欺か虚偽に近いものなのである。

又た曲禮に「鄰有レ喪春不レ相、里有レ喪不二巷歌一」といふことが有る。たとひ歌舞音曲の停止がある程の貴人が死んだ場合でないとしても、鄰家に死人がある場合は、成るべく靜肅を守るべきものであるから、日用の食物たる米を舂づくにしても、相、即ち搗臼などは遠慮するやうにせねばならぬ。又た里といふは、自己の住家の周圍二十五家内のことであるが、ソコに忌中の家があるならば、成るべく騒々敷騒ぎなどをせざるやうに注意すべきものである。是等のことは、近來の風儀は頗ぶる亂雜になつたのであるが、昔は嚴んど不文の典例で有つた。かゝることに少しも注意を拂はず、市街の中央に、音響激げしき機械を据え付け、何々工場などゝ稱して、鄰人の迷惑などは顧と構え付けぬは、決して褒むべきことでない、それを放任してゐた貴人の通行の場合などばかり、大勢の巡査が大道に立塞がるのを、唯一の警察事務と心得て居る現狀も亦た同じく慨むべきことでない。

拙太古の葬喪は略ぼ前に述べた如くであるが、其後文化の進歩と共に其風が漸次に大陸化して、其の弊も少くはなかつた、大化二年三月甲申の詔は、其葬を儉められんと欲したもので有る。其詔によれば「丘墟を不食の地に營む」とあつて、葬禮に不用なる地に墓を營むべきことを命ぜられて居る。又た「凡王以下、及至二庶民一、不レ得レ營レ殯、凡自二畿内一及二諸國等一宜定二一所一而使二收埋一、不レ得レ汚二穢散一埋處處一」とあるは、墓地の整理を命ぜられたのである。又た凡人死亡之時、若經自殉、或絞レ人殉、及强殉二亡人之馬一、或爲二亡人一藏二寶於墓一、或爲二亡人一斷レ髮剃レ肢而誄、如レ此舊俗一皆悉斷、縱有二進レ誄犯レ所レ禁、必罪二其族一、と、是れが大化革新の際に於ける葬式戒飾の大意である。

火葬は佛教の茶毘である、日本に此事の始まつたのは、天平二十年聖武天皇の崩御せられた時に、之を實行せられた。此時に初七日に飛鳥寺に於て誦經し、又た天下諸國に勅して、七日目毎に、國司は自ら潔齋し、皆な諸寺の僧尼を請うて一寺に集まつて轶讀經せしめたと云ふことが、國史に記されて居る。僧侶の葬禮にたちさはりたるは、之を以て濫觴とするのである。又た人の死せる後、七々四十九日の間、佛事供養を修するといふことも、此時より始まつたのである。稱徳天皇の崩ぜられた時、是より先きに、君父に對する國民の服期は一年で有つたのを、光仁天皇の勅旨により四十九日の轉經が済んで、諸國に大祓をなされ、五十日目に、服期を停められ、天下をして吉服に從

はしめられた、是れが後世君父の忌を以て五十日とする濫觴である。

忌服と云ふことは、其の根本の思想は儒禮より出でたもので、人情の自然に從つて其れに節制を加へたのである、謂ゆる「有レ恩有レ理有レ節有レ權取二之一人情一也」といふのが其原理である。恩といふは父子の情の如きことをいふので有る、理といふは義理のことで、君長に對するわきまへを正す如きことで、節といふは如何に死亡は哀むべきこととなりとも、それがために毀不レ滅レ性不レ以レ死傷レ生といふことを忘れてはならぬといふのである。忌服に一定の時日を定むるが如きは、此の意義より出でたのである。權とは例せば「老病者不レ止二酒肉一」といふが如きことを言ふのである。事情相當の見ハカラヒ、卽ち權宜の所置をするのである。乃ち大寶令忌服の定めは左の如くなつて居る。

○服紀令

凡服紀者

▲爲二君一、父、母、及夫、本主一、一年。（忌五十日）

▲祖父母、養父母五月。（忌三十日）

▲曾祖父母、外祖父母、伯叔姑、妻、兄弟姉妹、夫之父母、嫡子一三月。（忌二十日）

▲高祖父母、舅、姨、嫡母、繼母、繼父、同居異父兄弟姉妹、衆子、嫡孫一月。（忌十日）

▲衆孫、從父兄弟姉妹、兄弟子一七月。（忌三日）

按するに義解に「君とは天子を謂ふ」と注せり。然れば古代、人の家臣たりしものが、其の主としたる處のものは、君には非ず、玆にいふ本主と稱するものである。○本主の下に、義解は「文學、家令等は此限りに在らず」と注して居る。古代親王家には、文學と云ふものが一人宛附せられて居た、これは「掌レ教レ經講授一レ之」といふのが、其の職責であつて、敢て臣禮を執つては居らぬので除外された。又た家令といふものが、是れも一人づゝ附せられて居た。「掌レ惣二知家事一」といふのが職責である。家令は親王家ばかりでなく諸王、諸臣の一位より從三位までの家に附せられた、是れを除外せるも其家の臣とは看做されないのであらう。○一年といふは義解によれば「十三月を以て限となす」としてある、死亡の時より、翌年の祥月命日に至ると云ふ意で、其間に、閏月（大陰曆）があるとき、それは計算の中には入れぬと、是れも義解に注して居る。○五月以下は、日を計へて極めるといふことも、義解の注にある。昔は一月に二十九日のこともあり、三十日のことも有つたが、ツマリ三十日を以て一月と算するのである。即ち五月は百五十日、三月は九十日、一月は三十日に當るのである。○養父母に五月の服紀あることを記せる下に、義解には養子の爲めの服紀は一月であると注して居る、衆子の例に準じて解したものであらう。○夫の父母に對して、三月の服紀あることを記せる下に、義解には「養子の妻妾たる者が、養父母に對する場合も同樣三月である」と補足して居る。○括弧の下の忌は、世俗の通用を示したのであるが、令の明文にはない。此服忌

今は、儀制令に於ける五等親法の適用である。必ずしも一致して居らぬのは情の親疎について斟酌を加へたものらしい。今儀制令の文を左に掲げて見やう。

○凡五等親之者

▲父母、妻父母、夫、子（爲二一等一）

▲祖父母、姨母、繼母、伯叔父、姑（已上）、兄弟姉妹、夫之父母、妻妾、姪、壻、繼父母同居（夫前妻妾子爲二一等一）

▲曾祖父母、從祖伯叔父姑、夫兄弟姉妹、兄弟妻妾、再從兄弟姉妹、外祖父母、舅姨（ハヽカヽツヽヤヽ）、兄弟孫、從父兄弟子、外甥、曾孫、孫婦妾、妻妾前夫子（爲二四等一）

▲妻妾父母、姑子、舅子、姨子、壻子、外孫、女婿（爲二五等一）

又按するに、以上に掲げたる、此の五等親法は、今日の民法に定めたる親族法とは、大に同じからざるものがあるから、或は奇異の感を生ずるものがあらう。今日の親族法は、羅馬法の思想より出たものである。自己を中心として六親等内のものを血族と名づけ、配偶者即ち夫よりいへば婦、婦よりいへば夫を中心として、三親等内のものを姻族と名づけ、之れに、夫婦は一體であると云ふ西洋道徳を應用して、血族、配偶者、姻族を總稱して親族と云ふことになつて居る。養子と養親、繼父母と繼子、姨母と庶子の關係をも規定して居る。頗ぶる理論的であるが、若し情の親疎を以ていへば、古制にも味ふべき妙處がないでもない。序に西洋の喪服例を示せば、

▲夫妻二年（大喪一年、常喪六月、半喪六月）

▲父母一年（大喪六月、常喪三月、小喪三月）

▲祖父母六月（大喪三月、小喪三月）

▲伯父母三月（但シ小喪）

▲兄弟姉妹四月（大喪二月、小喪二月）

▲從兄弟六週間（但シ小喪）

父母、祖父母に對する外、十二歳未滿のものは、大喪令に又た假寧令といふがある、官職に在るものが、父母の病喪などに依つて休暇を賜はる場合を定め又た生存する父母が任地以外に居る場合は、三年に一度三十日間の定省休暇といふものを賜はつたのである。

又た田假といふことが有つた。五月は播種期、八月は收穫期として、各々十五日間宛の休暇を賜はつたのである。尤も鄕土の事情により、五月の休暇を四月に賜はり、八月の休暇を七月に賜はるものも有つた。

職事の官に在るものは、長く事務を空ふすべきものでないから、父母の喪には解官することになつて居

た。父母以外のもの、妻にあたれば休暇を賜はつた。乃ち夫及び祖父母、養父母、外祖父母の喪には三十日三月の服に當る親族の喪には二十日。一月の服に當る親族の喪には十日。七日の服に當る親族の喪には三日である。又た生れて三月より七歳に至るまでの幼年者の死亡を無服の殤と稱へる。共れが若し嫡子であれば本服が三月であるから、普通ならば二十日の休暇を賜はるべきであるが、無服の殤の場合は三日の休暇を賜はるのであつた。衆子、嫡孫などであれば、本服が一月であるから、原則に於ては十日の休暇を賜はるべきであるが、無服の殤の場合は二日の給假であつた。衆孫とか、兄弟の子などであれば、本服が七日であるから、三日の休暇を賜はるのが普通であるが、無服の殤には、一日の給假であつた。

師に對するは、心喪三年といふことが儒理にある。ツマリ心中に哀傷を存するのみにて、形式上の喪服といふことはない。けれども大喪令には受業を經たる師の喪には、休暇三日を給ふの定めで有つた。

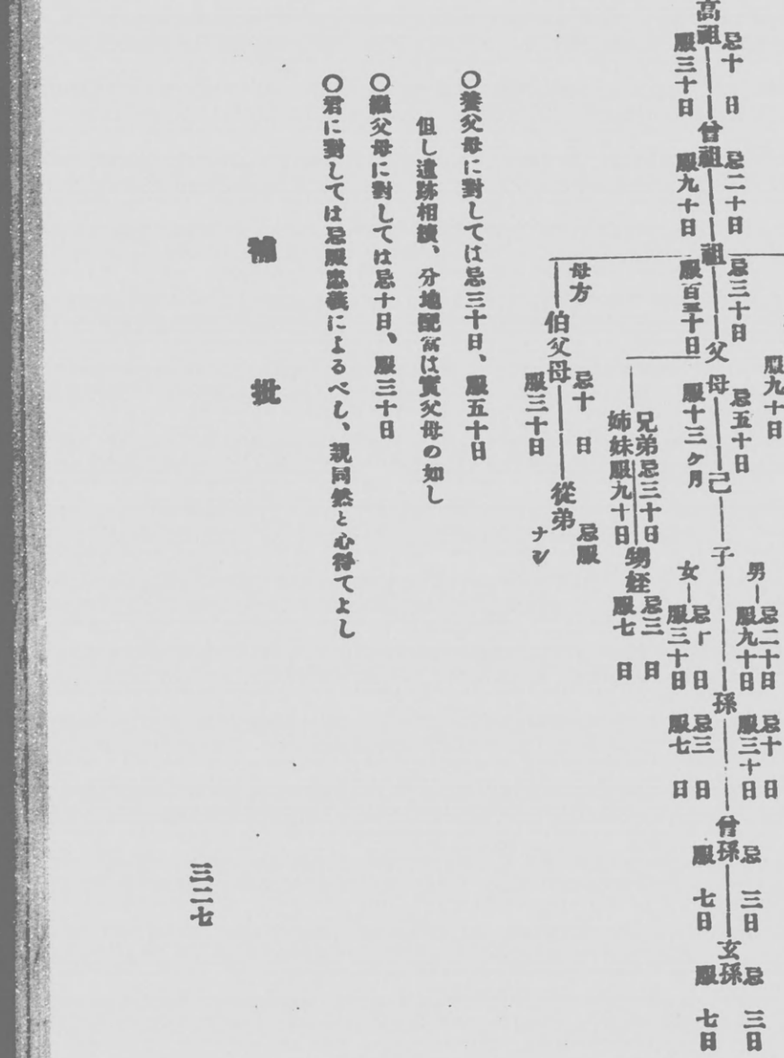
舅姑の場合は、一年の本服に對しては、給假二十日、五月の本服に對しては給暇三日、七日の本服に對しては給假七日、一月の本服に對しては給暇三日、七日の本服に對しては給假一日である。之を圖解すれば左の如くである。

親戚九族服忌全圖

○夫が妻に對しては忌二十日、服九十日

○妻が夫に對しては忌三十日、服十三ヶ月

○妻が夫の父母に對しては忌三十日、服百五十日



○妻父母に對しては忌三十日、服五十日

但し遺跡相續、分地配當は實父母の如し

○繼父母に對しては忌十日、服三十日

○君に對しては忌服恩義によるべし、親同然と心得てよし

補　批

手厚くして飾なきを尚ぶ。忌と服との心得。喪期は風俗に依り制定されたもの。君臣君民御弟皆同一てない。死を飾る陋習。典例と法制。風俗は僞に易へられね。

死亡は人事悲哀の極である、依て近親者が其殯斂の處置に情を盡すてふことは、古代より今日に至る迄決して濫ることはない。葬事に對する慣例は實に此に由りて出來たものである。

此の情を盡すてふ事は、決して理のみを以て措置すべき筋のものでない。併し之に對して節制がなければ、或は哀んで生を傷ぶる様にもなり、或は屍體を貯はへて近隣に迷惑させる様にもなり、或は有用なる土地に馬鹿氣た墳墓を築く様にもなり、或は貴重なる物品を死者に殉葬する様にもなり、彼の古代にあり し殉死の如き悲慘なる一例が永く人間世界に殘留する様の事ともなるのである。そこで葬事に對する典例應用の大主眼は、先づ其事物に對する節制を正だし、葬事祭事修墓等の諸事が、いづれも、手厚くして飾なきを尚ぶ事となりて居るのである。

忌と服とは、日本が東亞細亞諸民族中、尤も正しく且つ永く、善く其故俗の傳統を變へなかつた様である。忌とは愼みの意で、自ら其凶事に對し愼み忌む事である。服とは一身の飾りを徹して喪服を著け憂に居るのである。忌は内で、服は外である。依て一定の忌期を終れば、自ら弔を受けし體に出掛ける、之を忌明きの禮と云ふのである。服期は國と一定期を設けてあるが、是は他より推し忖りて訪問慰藉を名とし

て出入を始める、看長よりも服期の終りを俟た寸、除服を促すこともある。今日も猶ほ除服後仰付と云ふ手續があるのは、是である。日本古來の教は服期中に除服の命があれば、固より服を改めて其職を執つたが、其期間は、親事、公會、訴訟、賽神等は深く遠慮せねばならぬと同時に、他よりも斷樣の案内等を發するのは甚だしき無禮としてあつた。今日では名士とか貴顯とか云はるゝ人たちが、或は此種の愼みがない、是は日本が日本として存立せる間は不都合である。

喪期の長短遷遠等の如き、一般的に關係多き事項に就き、神道佛道諸流各派互に異說を立て相抗爭する傾がある、是は實に面白くない、本と喪祭の決定等は神道にあれ佛道にあれ、其民俗の風俗に依り制定されたものなれば、大主眼に差支なき限り、妥當に措置すべきものである。

殘骸と位牌との差別が明かにされぬ様になりたのは、日本の善良なる古風俗を破つたものである。日本では靈魂を位牌に遷せば、殘骸すべき教である。是は他の吊問者をして骸骸を拜せしむることを忌むより起りし儀式である。衞生上より見るも、禮儀の本意より見るも、誠に善良なる慣例である。佛教家にしても大率位牌を作る様になつたのは、全く此の慣例を是認したものである。

喪及師に對しては特に服に重きを置く可き慣例である。是は元來近親者と別種の關係なるより起りしことで、古來帥大喪に對して旬間即ち「おものしづか」の仰出されがある。又た御貴威の喪事より、特旨の特遇ある功臣、若くは締盟國君主の喪事に對し、廢朝の仰出されがある。此種の體は一般國民は誰で服を

事すれば差支はない。又た師の喪にしても師恩に對して情を致す譯なれば、心より喪に服すれば宜しい。原と君臣の關係と、君民の關係とは、必しも同一に見られぬ。又た師弟の關係にしても、今の學校教師と教養附面の恩義ある特種關係の師弟とは、決して同一に見られぬ。今頃君臣、君民、師弟若くは教員と生徒との情宜が薄らいできたとの說もあるが、此事を論議するには、先づ如何なる種類の人が、如何なる恩榮を蒙りしか、如何なる師匠の下に如何なる教養の恩義を謝め得らるゝか、仔細に情宜の發源點を推究して、我古來の典例を活用せねばならぬ。大體純性より發せし情を推せば恩愛の厚薄深淺は自ら其人の心の內に明なるべきものなれば、之に對する服忌の事は、必ずしも强ゆべきではない。

孟子に生を養い死を喪して憾なきは王道の始なりと云ふことがある。孟子は頗る民產均平を主張せし人である。我王朝に於ける制度の主眼も幾んど同じである。此人事悲哀の極なる喪事に對し、其國民の多數が貧富懸隔の結果に依りて情を盡すことも出來ぬ樣な實況では、其國は決して健全ではない、其國民風俗は決して忠厚にはならぬ。

人の思想は、必ず喜怒哀樂の發作を機として變るものである。殊に悲哀の動機は一入深酷である、政治家も宗教家も商業家も、皆な此人心の機微を捉へて自家の福利を圖る樣では、實は純正なる人心の維持は覺束ない、彼の東西政治家の政略的に死を飾る陰險なる弊習、而も之を助け進むる宗教家、商業者若くは無學無見識なる典例家の儀容形式等、飽まで民衆を馬鹿にする手段は、大に明教を毒するものである。彼の東西の宗教家が組立たる葬式の儀飾、殊に我國各宗僧侶の慣行等は、人の死亡と其近親者の悲哀を種に自家の福利を圖り、高大なる堂宇を構へ、酣飽遊食して居るものも尠くない、又た彼の葬儀屋等が其利益を圖る爲には、ありとあらゆる無用の儀飾を助長し、手厚くして飾なきを尙ぶ所の典例を、片つ端から切り崩して居る。

一面に政治家宗教家商業者等、皆な無情慳忍なる心を以て、人の悲哀に乘じ、典例を惡用し、自家の福利を圖り、我が葬事の善習を片つ端から切り崩して居るとすれば、其反面に社會都ての典例儀飾を根柢より刈除して新社會を編み立てねばならぬてふ學說も主張も起る筈である。

併し我輩は深く社稷を尊重するものである。故に切に儀飾的典例の甚しく社稷を戕賊することを悲しみ、葬事のみならず、我都ての典例をして、社稷基礎なる立國の大謨に回さねばならぬと唱道するのである。元來典例と法制とは必ず陰陽表裡をなすべきものなれば、服忌の順序に於ても、人事實際の權能責務の輕重と相低觸する樣のことを許されぬ筈のものである。乃ち其老幼者に對する扶養の責務。從屬者に對する監督の權能。財產分配の順序。分家婚嫁の措置等。皆服忌に準し人事實際の公規と悉く一致する樣にならねばならぬ。然るに現行民法の條規は、實に是等の點に缺點が多い。其扶養義務の放棄者が續出するのも、遺產相續に對する訴訟事件が紛起するのも、各階級者間に親子兄弟相反目する人が多くなつたのも、親戚姻類の調和が素れ勝となつたのも、實は此の風俗に副はぬ法律の結果ではあるまいか。

典例が法律に副はぬなら、其孰れかを革むる外はあるまい。併し典例は已に明治の新制度に依つて破却された點が多い、然らば法律に依るべく風俗を易ゆ可きであるか。風俗は俄に易へられぬ、今の時は困難なる過渡の危險期である。我々は堅く相結束して模倣ある自治の基礎を樹立し、其事悟を定め置くより外、何等の方法も手段もあるまいと思ふ。

第五　葬祭上

死者の年祭。結合が餘りに巧妙に過ぎる。社稷基礎。器に當るものなく亡び申候。神社は宗教に非ず。卷數より御歳末。伊勢屋の始まり。伊勢詣必しも墓事ではない。三方七坊の朱印。

死者のために生前の故舊親族を會して年祭を行ふことは、是れも人情の自然に出でたものである。論語に「慢レ終追レ遠民德歸レ厚矣」とあるが如く、人生の溫味は這裏に存するのである。けれども、「祭不レ欲レ數、數則瀆、瀆則不レ敬」といふ意味の上から、古來適度の年回を定めてあつた。（一週年、三年、七年、十三年、二十五年、五十年）尤も宗教觀念の異同により、今日にては各家各人、必ずしも同一の規準に依らぬであらうが、古代の典例は此くの如くであつた。

死者の年祭の外に氏神と稱して各族の遠祖を祭ることは、寶平七年十二月の官符には、每年二月、四月、十一月と定められ、其氏神が畿内に在りて、子孫遠隔の地に在るものには、申請により直ちに官宣を下して、往還の便宜を與へられると云ふことであつた。

此の氏神といふことを後世には產土神と混じ、其の祭日も春秋二季の彼岸祭に改めたのであつたが、今日は更に國祭日として、森秋二季の皇靈祭が、恰も時を同ふして、定められて居る。

產土神は社稷の神である。氏神は各族の遠祖である、是れと國祭とを結合したる處に、日本人の特色がある と言ひ得るのであるが、但だ其結合が餘にり巧妙過ぎるの憾がないでもない。

森秋二季の皇靈祭の外、國民一般の祭日は、今日は法制の定むる所であるから、別に多言を要せぬのであるが、大寶令によれば、神祇官の天神地祇を祭るべき常典を左の如くに定めて居る。

仲春祈年祭	是れは其年の豐收を祈るのである。
季春儀鸞祭	是れは疫病なきことを祈るのである。
孟夏神衣祭	是れは綿織を以て神に供するのである。
同　大忌祭	是れは水利を祈るのである。
同　三枝祭	是れは酒樽を供するに三枝の華を以つて飾る故に、斯く稱するのである。
同　風神祭	是れは風順を祈るのである。

季夏月次祭　新年祭に同じ。
同　鎮火祭　火災を防ぐための祭である。
同　道饗祭　悪疫災害等を防ぐ。
孟秋大忌祭　孟夏の祭と意味は同一である。
同　風神祭　同　上。
季秋神衣祭　同　上。
同　神嘗祭　今の新嘗祭と同意。
仲冬上卯相嘗祭
同　下卯大嘗祭
同　賀日鎮魂祭
季冬月次祭
同　鎮火祭
同　道饗祭

以上の祭日中、特に新年祭並びに月次祭には、百官神祇官の處に集り、中臣氏祝詞を宣べ、忌部氏弊帛を班つと云ふ定めである。

又た大嘗祭は天皇一代に一年丈は、諸國の國司その行事の役に當り。毎年の例祭は所司即ち神祇官の職に

在るものが、行事するの定めで有つた。

又た六月と十二月の晦日に、大祓のあつたことは、是れは今日も、其式に多少の變化は有らうが其名は依然として存して居るのである。

要するに、我國に於て死者を追懐し、又は祖先の墓を展する以外の祭記は、何處までも社稷を基礎とするの主意に出でたもので有つた。要は、以上の大寶令を以て窺ふことを得べく、其意も誠に簡明直截である。

神の議論がいろ〳〵やかましくなつたのは、遙かに後世のことで、徳川時代に、神道のことで世間に幅を利かして居たのは吉田家で有るが、この吉田家から分れて、一時豊國大明神（秀吉を祀る）の神主となつた萩原兼順と云ふ人が有つた、此人の臨終に當り、後水尾天皇より吉田家代々の相傳の次第を御等があつたとき、兼順の答へに「行事の儀は家來の將監といふものに、七枚起請を書かせて、傳へ置き候へども、道の事は其器に當るものなく亡び申候」と言つたといふことであるが、此語などは頗ぶる味ふべきである。

然るに兼順の門人に、吉川惟足といふものがあつて、兼順が「亡び申候」と云つた道の事を大に論じ立て、惟足の門人に山崎闇齋があらはれて、謂ゆる垂加神道を開いた。又た一方には、天台宗などの佛教に習合せられた兩部神道といふものが有り。其れに對抗の目的を以て吉田家にて唱ふる唯一神道といふものも有つた。事玆に至れば、簡明直截たるべき社稷の典例は、頗ぶる人の疑惑を惹くことになる。古撲無邪氣なるは失せて、頗る七面倒なるものになる。斯かることは、聊か思慮あるものが一考すれば、直ちに古今の變

化を知るべく、神祇が後世に至るに隨つて社稷の本義に遠ざかつたとも、之を肯肯するに難くはあるまい。

一例を擧ぐれば、伊勢は皇室の宗廟で有るから、延暦の儀式帳にも延喜式にも王臣以下庶民の之れに參拜することを禁じて有つた。而已ならず、古代は神社には神戸と云ふものが定められて居たので、其の費用の爲に漫りに他の人民を煩はさなかつた。卽ち神社は宗教として扱はなかつたのである。然るに保元平治の戰亂よりして、神社の維持が頗ぶる困難に陷つた。其頃既に關部神道になつて居たので、佛教徒の所爲にならひ、卷數といふものに緣を求めて諸國の氏子（檀家とも稱した）へ配ばり、之を以て初穗を集めた、卷數と云ふは、祈誓のために讀誦したる佛經の卷數を目錄に記したもので、大般若經一部、仁王經百卷、心經千卷などと札に書き物に藏めて配ばるのである。續千載集に住吉の神主國平と云ふものが、大宮院に御卷數奉るとて云々といふことがある。其由來する處久しと稱すべきである。

さて此卷數物は、後には伊勢兩宮にまで及ぼし、卷數を記したる札と、神の御影代として大麻を添え、代官何の何太夫などゝ稱するものをして諸國へ配らしめた。之れが一變して御祓箱と名を改め、ぬさの木を入れて配るやうになつた。又その御祓箱に添へ、土産として鬪斗鮑、新暦などを配ばつた。是れは戰國時代京都に遠き地方にて暦を求めることが不便であつたので、神宮の代官へ便宜を依賴するものが多かつた爲めに、かゝる習慣を生じたのである。

神社に講中ある事は、其起源詳かでないが、記傳に徵すれば永祿頃、既に其事が有つた。室町日記に大家

坊と云ふ僧が伊勢講中の冒錢を方々より借用して、其れを返濟せぬために、檢斷所へ訴へ出でたと云ふことがある。伊勢講と云ふものは、相結衆して錢を集め、貸して其息を殖やし、それを參宮の費に供ふるものである。佛家に觀音講などゝ云ふものゝあるも、極めて古いことであるから、或はそれが一轉して神社にまで行はれたものかも知れぬが、此習慣は善用すれば、必しも惡事ではない、終身役々たる貧人が、其餘費を貯蓄して、旅行に勇氣を鼓し、且つ見聞知識を擴むると云ふことは、大に利益あることである、謂ゆる世間の貧人に三種ある。財に貧なるは其一である、智識に貧なるは其二である、德性に貧なるは其三である、神社佛閣の順禮は、やゝ智識の貧を補ふに足ると云ふ效能がないでもない。或る西洋人は、羅馬希臘の美術の遊覽、並びにハレスチナの順禮のために、恰も我が神社參拜の講中の如き組織を貧民に奬むることを以て、慈善の一方法であると話したことが、如何にも尤なることである。併し是等の習慣が、善用さるゝことは極て少ない。

神社を中心とするの自治團體は、是れは太古の風俗であらうが、後世種々の變形を經て慶長中伊勢に山田（外宮）の三坊、宇治（內宮）の七坊といふが有つた。慶長五年關ケ原の戰後、山田三坊の內（岩淵、中の郷、二タ俣三鄕）の神職二十三人、特に出京して家康へ賀意を表したので、家康は此れに「山田三鄕は、在來の通り、この三鄕にて、二十三人の者ども寄合ひ、仕置きを致すべし」と云ふ朱印を與へた、是れが山田の三方會合の始まりである。三方と云ふは、三坊の坊の字が坊頭の坊の字であるから、其れを忌んだといふ

ことである。其後一周年を過ぎて、宇治の七坊の神職都合五十三人、家康へ治世の謝意を表したので、家康は是れにも朱印を與へた、これを後に至るまで宇治にては年寄會合と稱した。

此三坊七坊は、兎に角德川時代に「寄合仕置」即ち合議體の自治を許されて居た。講宣、神主などに對する特別制度であらうが、武家の制度は成るべく舊來の習慣を破らざるに在つたことを思へば、其淵源は極めて古いものかも知れぬ。

補　遺

春秋の祭記。祉壇形影の保留。人として葬られ神として祀られたるもの。祭享の儀俗。

春秋に祭事を行ふは和漢古來の一般的なる慣例である。是を後世儒說に出でしとの事なりしが如く思ふて居る人もあるが、決してそんなものではない。殷周二代も、我日本の古代も齊しく此慣例に遵由したものである。元と孔孟の教も此種の慣例を尊重したものであるが、晩季となるにつれて、宗教色彩が加味されて、官僚儀飾が濃厚となり、漸次に祉稷的本質が薄らいだものである。

人の純性に發する追慽、景慕、哀傷等の感情を本として、祭典の形式が編み出され、之れが春秋の祭となり、風俗若くは宗教の爲に脫化して、追慽法要等の名稱を附せられ、現在我國の大部分佛教形式の様に

なつて居る。神道に依るも佛法に依るも、若くは耶蘇教に依るも、其大體の主旨は、前者を思ふの情を形式的にした迄のものなれば、皇室に於て行はせらるゝ、皇祖皇宗皇考等の皇靈に對して祭典の儀型を正ださせらるゝ所以も、一般庶民が、其祖考諸親を追慽し、身分相當の手向をして心盡しをするのも、固より同一同軌のものである。假令無神無靈無宗教の人でも、其純性に發する追慽景慕の情思は、物に觸れ事に觸れて起るものであらう。

古來神祉は多種多樣である、延喜の式内式外多數の神祉より分靈分神千百の八幡宮、天満宮等、若くは靖國神社、臺灣神社、蕃寮列祭の諸侯を祀れる諸社、一處士の吉田松陰も祀られ、殉死せる乃木將軍夫妻も祀られて居る、是の如き祭神の内には鳥渡一考を要するものもあり、且祇巫僧侶の甚しき欺瞞も認められるゝが、大體其分神分靈に成れる各鄉邑鎭座の神祉は、多く祉稷の祭神にして又た是に對する鄉邑の祭事も、猶ほ祉稷的形影を保留して居るものである。

我國各鄉邑の氏神は、多く迷神的祈願點となつて居らぬ、隨て氏神に福利を祈る様の痴漢が少ない。併し其祭事は、至て鄭重に一般的に保護されて居る。淺薄なる觀察者の眼を以て之を見れば、甚だ異様であらうが、虚心坦懷に之を觀察すれば、我日本の祉稷基礎が、此に殘留せるとを知らるゝのである。何となれば、初め其神が人として葬られ、神として記られたるものなれば、永く其氏子が相集りて之を祭り、只光之に依りて一鄉の靖和平穩を圖る爲に靈宴舞樂等の企をなすのが、凡一般的である、若し之れが宗教的

であつたとすれば、必ず排他動作も起り、不可思議論も編み出されねばならぬ。由來兩部說傳播以來、各神社が頗る佛說を混入し、多少は華幻的不可思議觀の色彩も加へ來りし樣に見ゆるも、其本來の面目は、蓋古の如く、祭日を吉日として饗宴を開き、互に懽娛の心を捧げて、社稷の康寧を祝禱する迄のものである。故に彼の死の日を思ふて心に忌み、潔齋して位牌を祭るものとは、大に趣を異にして居る。

今も猶ほ氏神に祭田が殘れる地方がある、凡そ此等の地方に於ては、祭宴の古俗が傳はつて居る、九州中國地方は殊に古風である、祭宴のことを俗に祭り座と稱へ、廻り持ちに座元が定まる、座元は祭り座の主人で、神饌が主賓となり、家格に依りて席順が定められるゝのである。大體祭田の牧入が其費用に宛てられる、處に依りては、祭田の牧入に餘剩が出る、其餘剩に富力ある氏子連が思ひ〳〵の寄附を加へ、一應之を氏神に供へて、氏子中の貧者を救濟する所もある。救濟を受けたる者は、氏神の恩則ち社稷の恩を感謝するの形式である。是れ亦我國民共存共濟の古制の殘影にして自治上の一考に資すべきことである。

第六　食　禮

時代と共に推移する。膳臣の進膳。君子國又は禮儀の國。主人側と賓客側の心得。給仕と手長。武家膳儀のはじまり。反對の組立。足利義滿の新儀。茶の湯。案内と返事と前進。貴賓招待の膳。迎膳。洋式の饗宴も無禮時ではない。會主の接待。禮服の別。正式膳部六個の條忌。飲食店の發達。

會禮は社交上是非心得て置かねばならぬ。是れは典例といふよりも時代と共に推移して行くと云ふが適當であらう。

古き記錄は、景行天皇の五十三年、天皇が東巡して上總に至られ、其れより淺水門（安房）に渡られた時、海中にて白蛤を得られた。其時に磐鹿六鯾といふ人が、蒲を以て手纏として、白蛤の膾を作つて進りたるにより、天皇は大に嘉賞せられ、今の「沖膾」と云ふものは、ソレカラ始まり、六鯾は膳夫伴部を賜はつて、膳臣の遠祖となつたと云ふことが頗ぶる系統的に後世の典例となつて、食膳には、必ず膾がつくものとなつて居る。

然かもそれは尙ほ上古のことで、詳細なことはわからぬが、文武天皇の慶雲元年粟田眞人が唐に使した時、唐人が之に向つて「聞海東有大倭國、謂之君子國、人民豐樂、禮義敎行今看使人、儀容大淨」と云ひ。又た延曆中、僧最澄（傳敎）が入唐した時、唐人の書いたものに「最澄（傳敎）性稟生知之才、來自禮義之國」とある。日本が君子國又は禮義の國として知られたのは實に久しいものである。而して朝廷の禮義の中にて、最も重きは、古代は大嘗祭であつたが、元慶の末年光孝天皇が、此の祭祀を行はせらるゝとき、藤原山陰を以て裝束司長官とせられた、卽ち山陰中納言、後に四條大納言と云はれ、諸種の典禮に通ぜし人で有つた。それ故今日と雖も、凡そ調膳のことを談ずるものは、必ず四條流と稱する。果して此人の傳へたものであるや否やは不明であるが、維新前にあつては、幕府にせよ、諸侯にせよ、必ず四條流と稱する料理人を

指へてあつた。本膳、二膳、三膳、奥膳、五膳などの配置、並に一汁三菜、二汁五菜、三汁九菜、汁共十五菜、五汁十七菜などの調味方法は皆な四條流から出たものである、汁共十五菜とは、四汁十一菜にして、四の名を忌んだのである。

冠婚葬祭は勿論、その他すべて何事によらず、社交上酒食の饗宴に當りて、主人側と賓客側の心得置くべきことが、謂ゆる食禮なのであるから、食膳の配置が、昔は右の如きものであつたといふことも、知り置くべきことではあるが然かし奥の膳、五ノ膳などの料理は、諸侯以上でなければ、幕府時代と雖も其れは行なはれたものでない。一通りの饗應がすめば、別席に退き衣服を改め（袴を脱ぎ袴を著る）それより汁粉を饗し、それより煎茶となるなど〻云ふことも、先づは諸侯の禮であつた。

饗膳の萬徹は、必要なる場合には、給仕を要し、手長を要する。手長は料理場より膳を受取りて、之を給仕人に渡すもの、給仕人は、それを客の前に陳するものである。これは主人の心得としては、慊め其事に熟練あるものに命ずべきものである。

何の禮に限らず、日本の膳は朝廷より始まつたのであるが、鎌倉時代になつて朝廷の禮儀の外に武家の作法といふものが起つた。其れはかの木曾義仲が、名門の子でありながら、山野に生長して禮を知らなかつたために、大に京童の胡盧となつたことが有つたので、其後尼將軍といはれた賴朝の未亡人政子が京都に行つた時、朝廷並に院の御所より、御召しはあつたが、辭退をしたのは實は義仲の覆轍に顧みたのである。けれ

ども負けぬ氣の尼將軍は、京都より其道に精しき人物を雇入れて歸り、關東の禮と京都の禮とを、全く反對に組立させた。例せば朝廷の禮では、左を上とする。即ち大嘗祭の式に於ても、「凡右京職掌者、頒分二設兩處一、悠紀在レ左、主基在レ右」とあるが、これは悠紀を上とし、主基を下とする意味であることは勿論である。之れを饗禮の上で考へても、吉禮には左を上とし、凶禮には右を上とする。其證は檀弓に「孔子與二門人一立、拱而御レ右、二三子亦皆御レ右、孔子曰二二三子之喈レ喈也、我則有レ姊之喪一故也、二三子皆御レ左」とあるを以ても知るべきである。然るに鎌倉にては、朝廷の禮と反對ならしむるために、すべて右を上とすることに定めた。公家と武家との禮の相違せる一班は、是を以て知るべきである。

然るに南北朝の亂を經て、古代の典例は、公家と武家とを問はず、いづれも共に不明になつた。ソコで足利義滿の時、伊勢、今川、小笠原の三氏をして、古實を考定して新禮を制せしめた。處が應仁文明の大亂より、再びそれが亂雜になつたのであつたが、小笠原家だけには、幸いに甚しき闕漏もなく、その傳書が保存せられて居たといふことで、德川氏時代より、今日にかけても、凡そ饗方を談ずるものは、いづれも小笠原流と稱して居る。尤も其他にも吉良傳、曾我傳などゝいふことを唱へて、聊か異說を立つるものもあるが、畢竟は末節の爭ひである。ツマリ「禮之用和爲レ貴」といふことが心得である。何流などゝ折目正しくいふのは、何流にも合はぬのである、寧ろ禮を知らぬのである。

足利時代、新禮が定められてから後に、最も關者を極めたのは東山義政であつたが、其時南都の僧に珠光

といふものが有つて、茶の湯と云ふことを始めた、他の嗜者に反して、是れは成るべく倹素を旨とし、其規模は小であるが、頗る社交の意義に適した處があるので、其風大に流行し、豊臣時代には、有名なる千利休が生れた。

茶の湯は其名の如く茶の試走を以て主眼とする。唐の陸羽などの流風を受けたものである。庭園、茶器、掛物、生花の鑑賞等、專門的なることも多く、幾んど一種特別の道業に類して居るが、是れを食禮として見れば、主客の心得に於て、頗ぶる其要を得た處のあるものである。

先づ主人より「何日に御茶を進じたい」と云ふ手紙を出せば、客よりは「承知」のよし返事を出し置き、前日迄の內に客は「招待」を、主人は「承諾」を各々相調するために、互に禮に行くのである。尤も主人より案內狀の中へ「互に禮なし」と認めてあるならば此の前禮は略してよい。而して饗筵終りて後、主客は互に訪問して禮を述べる、之を後禮と稱する。

貴賓を招待するには、今も古の如くに心を用ゐねばならぬ。曾て某私設會社の創業式に當りて、貴衆兩院の議員に招待狀を發したことが有つたが、其時皇太子殿下の御名を記したる封筒に、印刷せる招待狀を入れて郵便に附したので、世の物笑となつたことが有る。內外人を問はず、苟くも社會上位地の高き人を招待するには、先づ間接に內意をたしかめるのが禮である。昔は貴賓招請の場合、公人、近侍、筆頭などゝいひて、今の貴族の家職のやうなものに申入れ、いよ〳〵貴賓の承諾を得れば、其の取次を煩せし人へ挨拶し

て、其れより招請者自ら行きて謝意を述べ、相客も貴賓たるべき人の內意を受けて定めたものである。

當日になれば、招請者たる主人自ら貴賓の邸へ出迎へ、其れより乘物に隨行して誘引し、貴賓歸館の時は、主人は再び乘物に付傍ひて之を送り、終つて後刻更に謝禮のために參館するのであつた。

饗筵には、如何なる場合にも主人の心得としては、すべて萬端の準備を殘りなく整ふべきことは勿論であるが、客として招待されたものは、身を淸潔にし、衣服を改め、其外手落なき樣に心を用ゐるといふことを忘れてはならぬ。又た饗筵中の心得は、藤田招鷗と云ふ茶人の敎へに、「所作は自然と目に立たぬやうに在るべし」といふの語に盡きて居る。

今日にては、世界も廣くつて、時としては外賓を招くの要もあり、外賓ならずとも洋式の饗宴が、漸次流行の勢ひをなして居るが、由來洋式の饗宴といふものも、決して無禮講ではない、すべての心得は、いづれかと云へば、頗ぶる我が茶の湯式に類したものである、即ち其の招待狀は必ず長きに失せず短きに失せざる期間（英國にては大概二週間內外）に發すべく、客よりは必ず參否の返事を出さねばならぬ、饗宴後の後禮も怠るべからざるものである。今洋式饗宴の概略を示せば今日普通に行はれて居るものは、

（一）晩餐會　（二）夜會　或は音樂會　（三）園遊會　（四）茶話會　（五）舞踏會等である。

一般に饗筵に用ふべき家屋には、男女粧飾室、食堂、客室を設備せねばならぬ。又た舞踏會には此外に舞踏室と奏樂所とを要する。

賓客の席順は、其人の社會上の位地に準ずべきものであるが、若し內國人と外國人と何れも同等の位地の人であれば、外國人を以て上席とすべきものである。

使丁取次人等の配置に注意して、來客に不快を感ぜしめぬやうにせねばならぬ。

園遊の會主は、一般に接待室の戸內に在て來客を迎接し、園遊會に於ては、適當の場所に於て迎接すべきである、又た食堂を開きたるときは、會主先づ當夜の上客を誘導して入り、來賓は之れにつゞくのである。

第飲酒禮に「主人親遶二賓及介一而來賓自從レ之、至二于門外一、主人拜二賓及介一而來賓自入」とあるのと、略ほ其意を同うするのである。

客として注意すべきことは、第一に招待狀に示されてある禮服を著用すべきことである、けれども若し特別の指示なき場合ならば、晩餐會、夜會には、燕尾服を著るのが例である、燕尾服に絹帽、フロックコートに高帽はつきものである。次に客席の談話に於て戒むべき個條は

一、大聲の談笑。

二、耳語。

三、談話者自身を以て話題とすること。

四、食事に關する談話は野卑に陷るの恐がある、又た他の宴席に關する談話は、當夕の宴席に對する諷刺の如くに當ることがある、是等は何れも戒めねばならぬ。

五、政治宗教の論題は、時として激論を惹起するため、戒むべきことゝしてある。

六、他人の談話を妨げたり、或は人の話を訪げたりしてはならぬ。

洋食々事上の注意

一、總ての料理を一々味ひ盡すには及ばぬ、それゆゑ席へ著いたならば、獻立書を一覽して、己の欲する者を選め胸中に定めて置くがよい。

二、パンは手にて割くがよい、庖丁や肉叉を用ゐてはならぬ。

三、魚肉の料理には、特別に附與せられたる「ナイフ」、「フォーク」を用ゆべきである、特別の「ナイフ」、「フォーク」がない場合ならば、普通のものを用ゐ、パンの切片を添えて食しても差支はない。

四、匙、肉叉、庖丁等は、成るべく器物に觸れて音のせぬやうに用ゐるがよい、「ナイフ」に附著したるものを、皿の後で割ぎ落すなどは、甚しき不作法である。

五、「フォーク」のみにて事足る場合には、「スプーン」や「ナイフ」は、之を用ゐぬがよい。

六、給仕人の屢ばり來る料理を、適宜に自己の皿に取り終れば、他の客を待たずに遠慮なく之を食つてよい。さもなければ料理の轉換を遲緩ならしむる許りで、何の妙もない。

洋式食禮は以上に言ふ所を以て大略を知ることが出來るであらう、然かも如何に、我が國茶禮と共通の點があるかも、之を以て知らるゝのである。尤も茶禮食事は、給仕人を省ぶき主人自ら膳を持出るといふ式を取るので、すべてが、其れに準じて作法も定まるのである。又た正式の膳部、例せば「三ノ膳」位の料理に

對するとすれば、食事中の注意は、大略六箇の禁忌を守れば過はない。即ち手越、膳越、込箸、探箸、祇箸、振膳である。

一、左の物を右にて取り、右の物を左にて取るを手越といふ。

二、本膳二、三と順序よく箸をつくべし。之に反するを膳越といふ又た膳の胸にある物を箸にて引き上げて取ることも膳越といふ。

三、食を口へ押し入るるを込箸といふ。

四、上下かへし見るを探箸といふ。

五、箸を舐るを舐箸といふ。

六、釘を一度に二三色口の中へ入れ顔にて膨を作るを振膳といふ。

今日都市に於て大なる變遷は、之を特に營業する飲食店に於てするを便利とするのであるが、論事ながら、聊か飲食店なるものゝ發達を一言すれば、是は徳川氏の中世即ち寛政の頃より始まつたものである、初めは至つて規模も小であつたが、其後さんやの八百善、深川の平清などが、食味の新意匠を出すに至り、士人も追々其處へ微行するやうになり、此の風日を追ふて流行し、終に今日の現狀に達したのである。其の伏牌は茶の湯會席の法に據するので、名けて之を會席料理と稱した。けれども會席にはそれ〳〵八釜しい作法もあるので、規模のやゝ小なる家にて宇會席と號稱した。又た全く食禮上の心得なき家に於ては、其の看板に一品料理と記したものである。（茶の湯の會席は、懐石と書くが正しいと云ふ説もある）

會席料理が盛況を見るに及んで、新を競ふの人情に投ぜんために、向島に普茶會席といふものが始まつた。是れ謂ゆる精進料理なるものにて、其式を黄檗僧に模し、給仕人などにも、禪家の黒島を用ゐたもので有つた。是れに次いで卓狀料理が始まつた。兩者の異る所は、一方は油の揚物、甘口物等、下戸口に適ふことを勉めるのであるが、一方は器物讓式は成るべく當時長崎に行はれた支那人、和蘭人の風儀を模したものであるが、料理は日本酒との調和をはかり、羊豚のかはりに鯛蛸などを用ゐたものである。然るに明治以來支那料理、西洋料理等、すべて本國其まゝのものが行はるゝやうになつたので、今は卓狀、普茶等の形式は、其名と共に人に忘れられ、僅に特種のものが、日本料理中に其の殘影をとゞめて居るに過ぎぬ。

補批

食膳の三大變遷。奈良朝食膳の變化。鎌倉時代食膳の變化。明治朝食膳の變化。食膳の變化と體質及氣質の變化。只だ〳〵社交のみでない。簡淨修潔なる作法。實實の結果は禮を亂しもい。

我國有史以降に於て食膳の三大變遷がある、食膳の變遷は、直に食禮の變遷となり、食禮の變遷は、事いて氣質及び思想の變遷を招致したものである。

蓋我時代隋唐三韓の交通が頻繁となり、續て唐制模倣時代を招き、其文物百般の變革に伴ひ、大に食膳の習慣を易へて居る。而も當時佛教の弘布に依り、禽獸卽ち四足二足食用の風が、彼の殺生禁制の政策に依り、漸々と衰退して、野獸家畜が食膳に上つて居つた我古來の風習が、佛教の爲に變化して、魚介と蔬菜をのみ食膳の定式となす樣に勸誘した。其主旨は殺生と肉食は、人の氣象を荒くし、爲に佛法に歸依せず、王法に從順ならざる樣になる故、食禮を正して之を柔和させねばらぬと云ふのであつた。元來周禮の食禮を典範とせる、唐朝の食禮を取りて構成されたる佛教家の儀式其物が、當時に於ける我國の食禮を成したものであるから、直に是を以て、日本本來の典例と見做すのは、少々無理である。此期に於ける變遷の結果は、一般民衆が永い間公卿坊主の橫暴に盲從して、牛馬同樣に取扱はるゝ迄になつたもので、彼の公卿坊主共の目的とせし、民心柔和の方策は、稍や成功した樣のものである。

其次は鎌倉時代の變遷である、大陸に於ける元の興起に依り、宋人の歸化が多くなり、宋の佛教學術が日本に移り、禪學も此時より新生面を開く樣になり、隨て食膳の事も從來の因習を易ふる樣になつたのである。大體公卿の式と武家の式とが種別さるゝ樣になつたのは、公卿の方は百事溫和であるのに反し、武家の方は其都てが剛健である。例へば公卿共が管弦和歌を樂むとすれば、武家の方は騎射狩獵を好む樣の類である。後の八幡公が狩獵の名人たりしと、其食物が野鳥野獸を好まれたと傳へられてあるが如き、又た有名なる富士野の狩に、頼家の射止めたる鹿を、先づ其母の攻子に贈りしと云ふが如き、又たお拳獻上の例（お拳とは將軍自ら其拳に載せたる膳を以て捕へし鵞鳥を　主上に上る故此名あり）當時より始まりしが如きは皆な武家作法の公卿に異なりし情況を現ふべきものである。且つ當時宋僧の風は、奈良平安各寺の風と異り、大に氣魄を帶び、爲に一般僧侶の習風を變化させた。是より武家風が全國に擴充され、隨て其食膳に一大變遷を與へたのである、此期に於ける變遷は足利氏、豐臣氏、而して德川氏に至る迄の、武家食禮の大本をなして居る。

其次は明治の變遷である、乃ち其西洋摸倣に依て、洋式の混入を見たる今日迄の有樣は、何人も知る所なれば今故（コヽ）らに說示することもいらぬが、現狀の有樣は混淆紊亂の極であると云ふことを憚らぬ。凡そ食禮と云へば稍や六ヶ敷い樣だが、實は社交日常のことである。其日常のことは所謂ハイカラ共は日本在來のことを知らずに不都合を極める、老輩共は新しいことが分らぬ爲めドギモギする、我輩は日本式變實の席に入り、諸老先輩の其の百事の動作に感服し、又た純西洋の變實に赴き、歐洲式の懷待周到なるを認むるが、省みて一般日常の事に及べば、何も彼も矛盾撞著が多い、こんな事では歷史ある日本國民としての資格を全うすることは覺束ない。

食膳の變化に依り、國民の體質と氣質とが變化するのは、呂氏食譜にも見へ、又た或る大醫の說に、五十年以前の日本人と、今日の日本人とは、脂肪食用の量が凡そ二倍半となつて居る、其結果に青年者の外貌が圓くなつて、皮膚が微かに且つ艶々敷なつてきたが、體質の抵抗力耐久力等は、甚だしく減退した樣で

ある、隙に富裕なる子弟に於て一入である。氣質に於ては自然圓滿且順和となりしに相違なきも、剛健沈重なる氣質は隨て消滅することゝなるのである、是の樣なる變化は、第一人生の天壽を削減するものであると云うて爲る。由來食膳の變化は、古今いづれの民俗も善結果を招いて居らぬ。一體、食體は只だ〳〵社交のみの事ではない、一面規律的に之を節調して宜しきに隨ひ、生命の傷害を防ぐ樣にするの必要がある。

茶道の起源は、唐の陸羽の茶經、宋の徽宗の大觀茶論、宋の毛文錫の泉品等の諸書を採り、日本の足利以降に於ける各派儀式の沿革を一考すれば、意外にも我食膳儀式の變化に多大の關係あることを知らる。併し茶道の起源は隱士の高潔なる觀念より起りしもの故、彼の足利豐臣の奢奢の反面に、簡淨修潔なる作法が一種の感化を與へ、之れが大名と隱士との交際ともなりたのであるが、此茶道が忽ちの間に骨董的のみとなり、極點なる奢侈となり、高潔なるべき其道の人が、茶坊主なる者に下りつめたのは、茶道も亦た本を失ふて居ると云はねばならぬ。

本事中飲食店に於ける變遷のことを述べたが、時代の變遷に伴ふ一種の便法としては已むを得ざることであるとしても、變遷は見易く誤を免し易いものである故、此一事は切に注意を要することである。現代の傾向が百事總べを離れてきたのは、全く飲食店集會の爲であると迄極論する人もある、大に愼考せねばならぬ。是れ他日我郡町村自治の發達と共に、變遷場設立の必要が起る一要機ではあるまいか。

第四講　制度

第一　制度

制度の目的。理想的生活。制度の制定。南洲先生。大化令の特色は民物兼併の弊を矯正するに在つた。

凡そ制度の目的は生民衣食住の安固である。衣食住の安固なくして、人類社會のこと、復た何をか語らんやである。衣食住を安固ならしめ、其の自然の性能たる飲食男女の慾求を適度に滿足せしむるので、初めて文華の向上をも謀ることが出來るのである。是の故に我が古聖王は、常に人類共存の大義を洗發して、動もすれば、放恣に傾かんとする、各人各自の行動に、一定の規準を與へられたのである。準據すべき規度を制定せられたのである。是れ卽ち制度である。

もとより原始時代に於ては、生民は、夜が明ければ外へ出で〳〵働らき、日が暮るれば、內に入つて休息するので有つた。「鑿レ井而飲、耕レ田而食、帝力于レ我何有哉」といふのが、其の理想的生活であつた。斯かる時

代に制度の必要なかりし事は勿論である。けれども時勢は何時までも停滞しては居らぬ、人口は次第に增殖する、機巧は漸く進歩する、弱肉强食の風は起る、歲へ更らに、大陸動亂の餘波を受けて、異族は闖入する、亡民は流れ込む、東西の邊疆には、やゝ不穩の風聞もあると云ふことになつては、神武天皇以來、別に何等の動亂もなく、上下共に「菲飮食而致孝乎鬼神、卑宮室而盡力乎溝洫」といふことを唯一の勤めとなし居たる我が國民も、ソウ長閑氣でもすまされぬので、是に於て乎、崇神天皇に至つて、初めて祭政分離の端を開かれた、成務天皇に至つて制度を調定せられた、謂ゆる、

國郡立造長、縣邑置稱造、竝賜稱予以爲表、即隔山河而分國縣、隨阡陌以定邑里、

といふのが其れである。

兩後神功皇后の三韓征討となり、國力も大に發展し、文運も大に進歩したのであるが、內地の制度には別に大なる變革も加へられなかつた。然るに其制度の弊が、蘇我氏極盛の時代に至つて、最も頂點に達し、賦官の培克、土地の兼併によりて、國民の生活が著しき脅威を受けた、是れが蘇我氏滅亡の一因であつたのである。

蘇我氏滅亡して大化新制が調定された。是より先きに、當時の宿儒に南淵先生といふ人が有つて、後に天智天皇となられたる中大兄皇子、並に後に大織冠となりし中臣鎌足の二人は、俱に手に黃卷を把りて、周孔の教を此の先生の所に學んだといふことである。蘇我氏誅戮の計略は、實に此の先生の所へ往復する路上にあつた。

於てなされたものである。孝德天皇の卽位せらるゝに及んで中大兄は皇太子となられた、中臣鎌足は內臣となつた、謂ゆる大化の令は是に於てか發せられた。

大化令は、王朝時代に於て一期を劃するものである、卽ち神武以來祭政一致、言ひ換れば自然自治の成俗は、崇神、成務の時に一變して、地方の豪族を藩屛とする封建式組織となり、弊害鬱積して蘇我氏の橫暴となり、遂に此に一大革新を以て封建を廢して郡縣とせられた。然かも此の大化令の特色とする處は、豪族兼併の弊を矯正せらるゝに在つた。卽ち大化元年九月甲申の詔は、明白にその事を宣明せられて居るのである。曰く

自レ古以降、每二天皇時一、置二標代民一、垂二名於後一、其臣連等伴造國造、各置二己民一、恣情駈使、又割二國縣山海林野池田一、以爲二己財一、爭戰不レ已、或者兼幷二數萬頃田一、或者全無二容針少一地一、及下進調賦一時上、其臣連伴造等、先自收斂、然後分進、脩造二宮殿一、築二造陵墓一、各率二己民一、隨レ事而作。易曰損レ上益レ下、節以制レ度、不二傷レ財害一レ民。方今百姓猶乏、而有レ勢者分二割水陸一以爲二私地一、賣二與百姓一、年索二其價一、從レ今以後不レ得レ賣レ地、勿二妄作一レ主、兼幷劣弱一。

此の詔旨の實行として、初めて戶籍計帳といふものを造られ、班田收授の法といふものを定められた。是れが謂ゆる大化令の眼目であつた。

補　批

土地を離れて人類はない。建國の名分。不言無文の大典。元勳間の民物獨占。
入鹿誅伐の大義名分。王朝政弊の本源。

土地を離れて人類はない、人類を離れては社稷もなければ鬼神もない。乃ち人類は、必ず其土地に就て衣食住を營むべきものである。其一般衣食住を程能く調和し、可成的過不足なく、又た可成的幸不幸なく、秩序能く進化させる爲に、是を勸め非を制する自然の風俗が出來、其の風俗が一步を進めて社稷を成し、其の社稷が國の基礎となり、漸んで制度組織の必要が起つたものである。

惟ふに、古代出雲國朝の盛頽は、華奢淫靡の惡風は、必ず富の僭越より起るものである。全體一部の權力者が民物卽ち一般衣食住の物資を獨占し、其獨占に依りてあらゆる豪華を極め、幷て其獨占に依る威力を以て、一般の平均を援亂する樣になれば、其社稷の自然自治の風俗は、必ず破壞さるゝものである。國初に於て、我神武天皇御東征の大義名分は、實に彼の長髓彥以下各所に盤踞せる民物獨占の凶賊共を討滅さるゝに在りしことは、古事記、日本紀の記載に依りて考證されるる、要は出雲朝失政の結果は、各地方に多數の民物獨占者が起り、それ等の徒類があらゆる華奢淫靡を極め、一般人民の衣食住を脅威する樣になりし故、我神武天皇には、堂々たる社稷的名分を正され、一大

革新の大業を樹てさせられたものである、此の絶大なる御偉勳は實に我が農本國千古不磨の典謨である。

神武朝より崇神朝に至る迄は、凡自然の自治を助け進められた時代なので、此間何等制度として認め得べき文獻がない樣に見へるが、併し所謂不言無文の大典は、實に此期に於て其形體を具備したものである。凡そ事物は決して成るの日に成れるものでない、必ず其要素が或期間に精練されたる結果の發現である。乃ち崇神朝に於て祭政分離の端を啓かれ、成務朝に及んで立制の形式に移る樣になつたのも、人文進化の順序、外國交涉の關繫上、自然の勢に餘儀なくされたものである。此時倘し其不文の大典が具備して居なかつたならば、其結果或は我立國の大系を破却するに至れるやも計られぬ。彼の神后の三韓征伐以來、大陸との交通頻繁を極め、其第一位の元勳たる武內家、卽ち蘇我氏の專橫は、忽ちにして民物獨占となり、殊に貴族閥が出來る、橫に富豪閥が出來る、是を上下左右に結び付ける國閥が出來る、一般國民衣食住の物資が、是等の徒類に衆幷し蔽され、敏速、明明、崇峻三朝より推古、舒明二朝に及び、上は皇基を危くする迄になり、下は生民の衣食住を極點迄に脅威したる古代史は、後世幾度となく繰返されて居る實に誠む可く恐るべきことである。併し此の危勢を一線の道統に繫ぎ得たのは、全く國初以來の社稷的名分たる不言無文の大典であつた。

國民が其土地に蕃殖し、其土地に居住し、其土地の生產に存活し、漸化するのは、實に自然の化育である。天日嗣の此國土に君臨せられ給ふたのは、只だ其の國土は社稷の有にして決して君長の私有物でない。

自然の化育を助け遂められ給ふ爲めで、所謂天を代しめすてふ神意は、此に外ならぬ譯である。南淵先生が周公孔子の道に據りて、中大兄皇子、中臣鎌足等に傳授されたる大旨は、一に此社稷の大本であつたのである。彼の蘇我入鹿を玉座の前に誅伐させられたる大義名分は、實に民物の獨占者たる、自然化育の破壞者たる、社稷の兇賊入鹿を誅すると云ふにあつたので、是れ國初に於て、長髓彦以下各地方の民物獨占者を討伐させられたる、神武天皇の聖旨と同義同訣であつた。

入鹿誅に伏し、忽ちにして蘇我閥の覆滅となり、初めて大化の新制度が出來たのは、一に南淵先生の學說を基礎として組織せられたもので、其大旨は本文記載の大化元年の詔の通り、土地兼并の禁止、民物獨占の戒飾であつた。惜い哉大化制度の文獻は、頗る闕文多く、殊に田制戸制の部分多く散逸に歸し、今は其六十餘年の後に改訂されたる大寶令が殘りて居る丈けである、併し制度家の口傳に依り、又南淵先生の遺訓に依り、其大體は窺はれる、但だ大寶令は一入唐制模倣の色彩が濃厚を加へ、それに貴賤纖力と佛教臭味が、著しく加味されたものである、元來大化制度の精神は自治にありしが、大寶令は頗る官治的に傾いて居る、此に貴族の驕怠僧侶の縱恣、又々民物獨占の弊害を起す原因が潛んで居る、明治天皇の地租改正の大詔に、賦に厚薄の弊なく民に勞逸の偏なからしめよと、宣せられ玉ひしに拘はらず、ありとあらゆる財產の特權、資格の特權を制度の上に庇保し、今日の國情を招致した經路と相類似して居る所があるのも古今の對照である。

我國民は此點に向て切實深刻なる考察をなし、順序ある革正の方策を樹てねば、離散凍餒の慘禍に陷るか、爭鬪誅伐の闇黑時代を迎ふるか、いづれにしても恐るべき地獄道より外に行くべき筋はないことゝなるであらふ。

第二　班田制

土地は社稷の有即ち公有。大化維新と明治の維新。班田牧授の法。口分田。田一段の收獲。鳥田は俗稱。六年一班。功田以下は大化令の禁ぜんと欲したるもの。公田の賃租。未墾地。荒蕪地。空閑地。延暦三年土地賣併禁止の詔。

本來國に政府を建るは、其の目的もとより一端ではないが、その最も要務とすべきことは、國民私產の確實及び保護である。これに關して一の疑問とすべきは、土地を私有するの可否（近世は資本を包含して論ず）である。固より富の享受手段たる日常の衣食住、即ち私人の家政に必要なるものについて、私有を禁ぜざることは、共產主義者を除くの外は、異論のない處であるが、生產の手段たるべき土地の如き、資本の如き、之を私人の所有に放任すれば、衆多の弊害を生ずることは、古來識者の頭を腦ゝした所である。我國に於ては土地の如き自然の恩惠物を以て、一私人の所有となすことは、太古以來之れを認めては居らなかつ

た。土地は社稷の有であつた。今日普通に行はるゝ語を以ていへば、公有であつた。而して大化令に謂ゆる班田收授の法は、實に此の思想を基礎として定められたのである。

此令を實行せらるゝためには、從來の封建制を一變する必要が有つた。そこで先づあらゆる皇族領、竝に諸官貴族富豪等の所領を擧めて、之れに食封といふものを賜はつた。是れあたかも明治維新の始めに、各諸侯の藩籍を返上せしめられ、役人は皆な俸給制度となつたやうなものである。けれども習襲の久しき、此事は容易に行はるべくも見えなかつたので、皇太子中大兄が卒先して、自家に屬する入部五百二十四口、屯倉一百八十一所を遷納された。是れは維新の際、山內容堂等が卒先して藩籍を奉還したのと幾んど同軌にして、更に効力の大なるものであつた。

次に京師を修して中央集權の行はるゝことを期せられ、幾內、國司、郡司、關塞、斥候、防人、驛馬、傳馬を置き、鈴契を造り、山河を定められた。是れは政令の普及を圖る上に於ては、最も必要の手段であつたのである。

然る後に班田收授の法を定められた。其綱に曰く、

凡五十戶爲ㇾ里、每ㇾ里置ㇾ長一人、掌ㇾ按ㇾ檢戶口、課ㇾ殖農桑、禁ㇾ察非違、催ㇾ駈賦役。

凡田長三十步、廣十二步爲ㇾ段、十段爲ㇾ町、段租ㇾ稻二束二把、町租ㇾ稻二十二束、若山谷阻險、地遠人稀之處、聽ㇾ便量給。

先づ里に長を置かれたが、此の職分とする處は第一に戶口を按檢べることであつた。何となれば、班田の主要なる目的は、人口に應じて耕田を給付せしむることであつて、當時之れを口分田と稱した。大寶令の「田令」には其の詳細を記して居るが、是に依れば、

凡田分田、者、男子二段、女減三分之一、五等以下不給。

とある、是れが一般の定則である。人が生れて五歲以上になれば、男子には一人につき二段づつ、女子には一人につき二段より三分之一を減じたるものを給付して、其れを耕さしめたのである。五歲の子供は固より躬から耕すことは出來ぬのであるが、是は父母に給付ずるのである。子の多いものが。自己の班田の外に子のために其給付を受けて、若し自分にそれを耕すの力に堪へられぬ場合は、之を他へ貸し附けて債租を收め以て其子の成長を俟つのである。速くせざれば生活の不安のために懷胎といふことも起る、又た其子を鬻ぐといふやうな惨事も初まるのである。

田一段の（三百六十步）收穫は、令義解によれば、稻五十束であつて、一束の稻を米に舂けば五升であつたといふことである。卽ち、一段の收穫は、米二石五斗に當るわけである。但し是れは古代としては聊か多量に過ぎるの感があるが、ツマリ古今の制に相違があるのである。古代は我が國に於ては全く唐の量制を用ゐた。卽ち古代の一斛は今の六合四勺餘に當り、二石五斗は一石六斗餘に當るのであるから、後世三百步を一段として、一段より米一石を收穫するの率（滿生君平著今書の說）と大差はないのである。

（備考）

○東北地方（関東領内）幕府時代の率にていへば田百刈といふは一段六畝二十歩（五百坪）に当り、地の肥瘠により て異同あれども、大低米三石餘の收穫となる、古制一段（三百六十坪）は今の一段二畝に當るのであるから、米二石一斗六升程の收穫となるべき筈である。

○九州地方（肥後領）幕府時代の記錄と覺しきものを見るに、農夫一人、婦一人、劃しきときに田屋一人にて田一町を耕す、種一斛蒔て穀四十斛ばかりを獲べし、損りて米二十斛も有るべし、其内五斛は田の主へ納め、全く十斛ばかりが作得なりとあり。之に依れば田一町（三千坪）の收穫は米二十斛であるから、若し三百六十坪を一段とする古制に從ふならば、米二石四斗程の收穫となるべき筈である。

○大寶令は率を大和河内に取つたものである。特に大和は豐饒の地でもあり、古代より耕作術も大に進歩して居たものであらうが、一段二石五斗の公定率は、聊か疑問の餘地がないでもない。

○蒲生氏が検地田一段より米一石を收獲するのが率であると云つたのは、鎌倉時代水田五段歩より粗米十石を得るの見積であるから、米に損れば一段より一斛を收獲するのである。

「田令」に於ては以上を一般の率として、別に除外例を設け、「其地有寬狹者從鄉土法。易田倍給、給具餘三町段及四至」凡一口に田二段を給するは常法であるが、田地には廣狹があるから、多少の參酌を要するのである。又た、易田といふは其地の薄瘠にして、隔歲でなければ耕種することの出來ぬ處をいふのである、かゝる田は二段の規定を倍して、四段を給するのである。かくすれば田に肥瘠が有つても、その給附を受けたものには損得がないことになるといふ主意なのである。

以上の法によつて墾の長たるものは、人口に割りあてゝ田を給附するのであるが、然かも其れは毎年給附するのでもなく、又た一旦給附すれば、永久に其れを放任して置くのでもない。其事も田令に定められて居る。

凡田六年一班若以身死應還田者、每至班年、即從收授。即ち六年目毎に從前の班給を改めるのである。死亡によつて班田の權利を失つたものも、又は新に班田に與かるべきものも、六年目までは、そのまゝに放置せられ、班田改制の期に至つて改牧せらるべきものは改牧せられ、授與せらるべきものは授與せらるのである。此方法は德川氏時代までも、奥州白河郡の村落に行はれ、其地の村正たるものが、收授の權を握りて、十年目に一度づゝ境界を正して田地を交易せしめた。俗に繩易と稱へて、村民は其れを便として居たといふことである。實に幾くの紛爭制度が維持せらるゝ限り、土地爭奪といふやうなことは、夢にも見ることが出來ぬのである。

「田令」には此外に「位田」と稱して五位以上のものに給した田がある。「職分田」と稱して、納言以上のもの、及び外任の諸司、目、史、主、鄕領、主政、主帳以上のものに、其れ其れの等差をつけて給したる田がある。是れ等は大化令に謂ゆる食封である。又た「功田」と稱するものがあつた、是れは大功のものには世々相續せしめ、上功のものには三世に傳へしめ、中功のものには二世に傳へしめ、下功のものには子に傳へ

しむるもいふ定めであつた。又た特別の勅令によりて田を賜はることもあつた、是を賜田と稱した。是等は、大化令に於ては、寧ろ禁ぜんと欲したものゝ復興である。

以上の諸田と、前にいへる「口分田」とを併せ、總稱して是れを私田といひ、此の私田を除きたる外の田を、公田又は墾田と云ふのである。

諸國にある公田は、其國司が所在地の時價相當を以て賃貸又は小作せしめ、其の收得したる代價を太政官に送りて雜用に充つるの定めであつた。尤も其の賃貸小作共に一年限の契約で有つて、賃貸と小作との差別は、賃附の當時即ち春の內にその直を取るのが賃貸、牧穫後卽ち秋になつて稻を納めしむるのが小作なのである。當時の語では賃貸を「賃」と云ひ、小作を「租」と稱した。

又た園莊即ち未墾地の賃貸、小作、轉貸は、其の所在地の官司の申牒を經れば、許可することになつて居た。

公田と私田とを問はず、荒廢三年以上を經たる場合に、若し借入を申出るものが有れば、官司の判を經て之を許可した。尤も其期限は、私田ならば三年の後には原主に還し、公田ならば六年の後には官に還すべき定めである。

官人が其の所部界內、卽ち所轄內の地方に空閑地が有る時、それを開墾することを願ひ出れば、其れは許可せらるゝの定めで有つた、けれども交代轉任するか、又は其官職を解める場合には、其の墾田は官に還さねばならなかつた。

以上は大化大寶の田制の大略である。其の趣旨のある所が土地の兼併を拒ぐに有つたことは、之を觀れば充分明白であらう、けれども此の制度の理想的に實行せらるゝことは、決して容易ではなかつた。桓武天皇延曆三年の詔によれば、

> 民惟邦本。本固國寧。民之所貴農桑是切。此者諸國司等、厥政多僻。不愧撫道之乖方。唯恐侵漁之來積。或廣占林野。奪蒼生之便要。或多營田園。妨公業之農桑。自今以後國司等不得私貸墾田外更營水田。又不得禁斷公私之貨。並皆放令官即解任。科違勅之罪。夫同僚竝郡司等。相知容隱。亦與同罪若有人糺告者。以其蔭子一與糺告人一

とある、王朝全盛の時代に於て、既に此の非違を行ふものが有つたのである、況んや王政の衰微するに及んでは、上下私を營むの外、計畫の大計などゝいふことを念頭に置くものはない。終に鎌倉以後の封建となり、以て明治の初年に至るまで、土豪專制の勢を馴致したのは、田制に於ける根本觀念としては儀文に墮したのでないが。然し大化令に於ける班田收授の法は、封建以後と雖も其の立法の精神は、形を換へて踏襲せられて居たのである。

補　批

所有權論の破碎。生民の存活に須要なるものは食糧である。廣地以居民。
住居の權能。其職業と住宅に對する保證がなくなる。其の政治は官僚式に墮
落する。特權の設許。宗教と政治の關聯より生民を去勢する政策。長者の集
生時代。

現行法の上より見たる土地の所有權は、都て絶對的である。列國各民俗悉く其弊害に堪へきれぬやうになり、漸く基礎學說の上より其論據を破碎され來りし現況は、我國に於ても決して等閑に附すべき問題でない。我聖は一に我社稷の典範に遵由し、國民衣食住の安泰を以て、治國の大道也と提言する者なれば、彼の社會主義各派の要求、共產主義者の主張も、人類衣食住の安全を目的とせる以上、固より丁寧に之を考査し、其民俗習慣の異同、土地國情の差異を推し、共然かある可くして然る所のものは、必しも之を否定せぬのである。依て彼の私有財產制度破棄論の要旨も、又其維持論の要旨も、仔細に之を研究し、世界各國の所有權萬能主義に起れる民物獨占の害毒は、不徹底極まる小康手段の下には決して緩和されぬことをも明に識認して居る。併し事物には必ず沿革順序がある故、此に先づ我國班田制の要旨を說示せる譯である。

社稷の土壤に人類が蕃殖し、此に耕作し、其土壤に生する物資に依り、安全に存活すべきものを、或る少數者が其土壤を占有壟併し、其物資を誅求し自己のみの安逸を圖る、而も國の制度が之を保護する爲に、其占有せる土壤に對し、絶大なる特權を附與する、其名稱が今日の所謂土地所有權であれば、蘇我時代に於ける政弊の根源も全く之れと同一である。大化制度に於て、第一着に田制を劃定されたのは、國民の食糧に重きを置かれたる、中大兄皇子の聖旨である。本來生民の存活に尤も須要なるものは食糧である、其食糧物資が少數人に壟併される樣になれば、一般人民は生命の柄を一部の少數人に把握さるゝことゝなる、乃ち其生命に換へられぬ處より、如何なる慘忍なる命令にも服從し、竟には子女を賣る、節操を賣る、みす〳〵生命を短縮すべき勞役も辭せぬ樣になる。我大聖仁智の中大兄皇子の、破天荒の英斷を以て之を革正させられた譯は、本文記載の通にして、農民ならざるものが、耕地を占有するが如き不合理の ない樣に、先づ皇族貴戚の采邑を擧げて悉く之を一般農民に附與されたものである。而も其農民にしても、口數に應じ限度を設けられ、自家に耕作し得られぬ程の大面積は附與されて居らぬ。元來班田制の要則は「量ㇾ地以制ㇾ邑度ㇾ地以居ㇾ民」と云ふに在れば、農戶が其耕地に沿ふて井伍をなし、謂ゆる五十戶にして里をなす樣に組織され、五十戶毎に里長が居つて、其公私の世話をすることになつて居る、そこで共濟互惠の方法も立ち、農民が十分の餘力が出來て、孝愛忠信の美風を勸められたものである。

戶籍計帳の制定は、田に依りて戶を設けらるゝ趣旨なりしを以て、特に嚴正に劃定されたものである。由來戶籍に上りし人民は、國民の一員たる資格を確認され、此國土に居住すべき權能が出來ると同時に公

實際上に弊害が起る。是れ國に無戸の民なからしむるてふ政策に依り、我國土内に一定の宅地家屋を持たぬ様の人民を造らぬ爲であつた。

明治以降宅地家屋も亦た濫だしく一部に集併され、無戸の國民は年々歳々非常の勢を以て増加する、之れは決して我社稷の政策ではない、殊に農戸の如きは、一入注意を拂はねばならぬ、土地の集併が甚しくなれば、隨て自作農民が減少し小作農民が増加する、小作農民の大數は、家宅より其耕地まで、都て荷重なる借地料を拂はねばならぬのみならず、何時其土地を返還され、又は引上げられるやも計られぬ、殆んど全く其職業と居所とに對する安定の保證がなくなるのである、班田制の趣旨は、是の様なる弊害を未發の中に防がれたものである、國より一千年前のことを一千年後に實行することは、或は困難なるべきも、社稷が長存して居る以上、其國土は必ず嗜黒となるものである、其國民思想は必ず凶險となるものである。すことを忘れれば、其國土は必ず嗜黒となるものである。

大化の田制は、我社稷の典範に則り、漢唐の法制を攷へ組織せられたるものである、其大化制に色彩を加へたる前の大寶令は、大體より見れば粗より密に入つた様であるが、仔細に注意して考査すれば、貴族と坊主の便利を圖り、國を社稷の爲に攻範を正だすの要旨が薄らぎ來りし點あるを免かれぬ、凡そ政治が施政執務の便利のみを圖る様になれば、其政治は知らず〳〵官僚式に墮落する、大化制度の社稷一天主義なるものが、大寶に至りて官僚分子を加へた處に、大なる政弊の胚胎を藏して居る、此の玄微幽密なる一點は、我明治制度政弊の源をも推され、佛のルイ十四世、普のカイゼルが其國を誤りし、所以をも攷へられる。

大化制度の大目的たる土地集併の禁止、采邑獨占の戒飭は、奈良朝の佛教隆盛時代に入り、何時の間にか忘却せられ、聖武朝の前後に及び、各種特權の濫許を見るに至り、先づ寺領地免租の令が出て、新墾地三世免租、引續いて新墾地永世免租となり、又々墾法が一部少數者の爲に左右せらるゝことゝなつた。其寺領地免租の結果に依りて起りし弊害は、寺院が廣大なる土地を所有し、其の宗旨に歸依する人民のみを集め、布教の擴張を民衆生存の上に置き、あらん限りの圖策を極めたのである。彼の道鏡玄昉等が權威を張り、宮中に於ける幾多の淫靡事跡を留めしを一考すれば、其の内面の實歴は想像に餘りある譯である。この新墾地三世免租の令に依りて、各寺院及藤原閥族の者等が、盛んに地方各地の未墾地を占有し、竟に三世の免租にあきたらず、永世免租の特權を握り込み、宗教と政治の兩面より生民を去勢する政策を立て、其富力増進を圖り、而も其裏面に於ける公卿と坊主の結合は、寺院建立の流行となり、更に地方富豪の大部が寺院附の長者に氣せらるゝ一例が起つたのである。

當時は貴族の子が盛んに出家したもので、其出家者を擁立して、地方富豪より寺院の建立を圖出づれば、容易に許可されたものである、此寺院建立の内面は、其富豪の衆并せる土地を寺院に寄附するのであると云へば言語道は如何にも結構に見へるが、其裏面は甚だしい陰險分子を含んで居る。何と

なれば寺院建立の允許と同時に、其富豪は何々寺の長者に叙せらるゝのである。其叙任に依り弓馬兵仗を執る權能が出來、且つ全部の土地が無稅となる、寺の維持費を出しても、稅稅の三分の一か五分の一で足りる、加之未墾地が容易に下附される、座主とか門跡とか、高きは皇族格、其次は貴族格、是等の者は比丘體なれば一代限であるが、長者は永久の世襲である、實に勝手のよい手段である、是が貴族寺院の采邑、即ち莊園獨占初期の大要である、此の莊園獨占の弊害が、遂には一國歲入の大部を奪略し、朝憲を失墮せしめた、藤原氏の盛時より德川幕府の季末に至るまで我が皇室を九重雲上に押し上げ、社稷の存在を影の樣になした者は、何時も土地兼幷民物獨占の凶類どもである。

奈良朝の中葉以降は、公卿と坊主の、險惡なる特權獲得に依つて、朝憲を素亂し殆んど手の附け樣がない迄になり、桓武天皇の御代に入り、大英斷を以て平安遷都の御決行があり、本文記載の大詔が煥發されたのである、矢張此大詔も土地兼幷民物獨占の禁止である、併し如何に英明なる君上にしても、國民の大部が已に去勢されて、豚か羊の樣になり、坊主共が香飯美肉に飽いて、狼か虎の樣になり、公卿と長者共が、一般の經濟機關を握り居りし結果、遂に此叡旨の百分の一も實行されず、革新の御大業は不成功に終つたのである、併し後世鎌倉幕府が、社稷的に法度を正だせし要諦は、弘仁延喜の文冊より、遡りて延曆の大詔に攷へ、之を大寶大化の制度に推及し、異式なる社稷維持の方策を樹てたものである。

第三　制度

一

大化令に定めたる所は、前に示せる如く、田一段の租が稻二束二把、一町の租は二十二束である。田一段からは、稻五十束を得らるゝのであるから、二束二把は二十分の一の租稅に當るのである。即ち當時の升法に從つて田一段に對し米二石五斗の收穫から、一斗一升を租稅として納めるのである。(今日の升法に換算すれば、三百六十步一段の收穫米壹石六斗であつて、內七升四勺は租稅となる)

太古祭政一致の時代には、租稅といふものはなく、皇室の御料並に政府の費用は、皆な齋庭之穗又は贄と稱へたる卽ち神前へ任意に獻納するものを以て、辨じたものである。是れは原始の社會には各國到る處に行はれたる事跡である。英國に行はれた「ベネヴオレンス」「ドナ」等の類卽ち是れである。又た羅馬法王の歲入は、勿論此類の餘莽なるものである。曾て英國の國會に於て言明せられたる所によれば、法王に獻納する英人の貢獻は、英國皇室の歲入に比して五倍であるといふことであつた。

此故に古代にあつては、國民任意の獻納物を以て、能く諸事を辨じ得たのは、毫も怪むべきことでない。

二十分の一の租稅、齋庭の穗。「ベネヴオレンス」(Benevolence)。「ドナ」(dona)。祭政分離。男の弄の調。女の手末の調。貢調の外に內藏の寄設。大藏の建設。聖德太子。蘇我氏の勢力。

神武天皇が皇宮の内に斎蔵といふものを建てられて、總べての貢物を其中に收納し、官物と神物の區別を設けられなかつたといふ古語拾遺の記載は、如何にも其時代の實狀であつた。

崇神天皇の時、祭政を分離せられた。神社を天社、國社に區別せられ、之れに供するために神地神戸といふものを定められた。是れは全く神事を人事より區たれたのである。「始校二人民一更科二調役一此謂二男之弄調一女之手末調一」とあるのは、戸口を調査して、公共の役務を定められたのである。

男之弄調とは、當時男子は弓矢を携へ外に出でゝ倒獲することを實驗したので、其弓端によれる所得を貢するのである。古語拾遺には熊の皮、鹿の皮角などを例示して居る。

女之手末調とは、女子は絲麻紡織を練習せしめられたので、其の手末によれる作品を獻じたのである、古語拾遺には布を例示して居る。

崇神天皇の詔に「農天下之大本也、民所二特以生一也」とありて池溝を開らき、民業を寛められたといふことが傳へられて居るが、田租のことは詳かでない。然らば田租は此時に於ても尚ほ徴收せらるゝことなくして、國民任意の貢獻に一任したものであらう、仁徳天皇が三年の間百姓の課役を免除せられ「百姓之富則朕富也」と宣せられたるは、有名の事實であるが、課役といふ語の中に田租を含むや否やは不明である。尤も成務天皇以來の制度は、各地方州郡の國司國造等をして、自由に貢租を定めしめたには相違ない。而して大化令に二十分の一を以て、田租とするの定めは何に原因したものであるかといふに、此の税法の古く記され

たるは孟子である。孟子に「二十而取一、一貊之道也」といふことがあるが、貊は當時遼東の東北を稱した名であつて、辰は古代の新羅、後世の新羅、即ち我が素盞嗚尊時代の植民地である。韓は古代迦羅、駕洛、甘露などゝも呼ばれて、垂仁天皇時代に我が官家を置かれたる任那國の一部である。孟子の説はやゝ捕風捉影の感がないでもないが、田租二十分の一といふことは、或は極めて淵源の深き我が古俗であつたかも知れぬ。

さて成務天皇以來各地方は封建式となつたが、神功皇后が三韓を征服せられてより、其貢獻が頗る夥しく、屢仲天皇の時に至つては、從來の斎蔵には到底之を收藏することが出來ぬので、更に内藏を建てられた。此時書て漢人の子孫として歸化したる阿知使主、又書て百濟より來れる博士王仁の二人をして、其の貢物の出納を記帳せしめられ、始めて蔵部といふものを定められた。

此くの如きことも各國に類例の多いことである。征服國の貢租を以て、一國の財源に充てたるは、古代に於ける希臘、羅馬、カーセーヂの如き、近代に於ける葡萄牙、和蘭の如き、又た英國の如き、何れの代何れの國に於ても、其形式は多少異るにせよ、かゝる財源を等閑に看過するの國はないのである。

斯くして雄略天皇の時に至つては、内國の文明も大に進んだので、内外の貢調は年々增加し、斎蔵、内藏の二つの外に、更に大蔵を建てられた。この三蔵の檢校を司れるは蘇我麻智宿禰であつた、歸化漢人の子孫をして、出納竝びに帳簿の勘錄に當らしめたといふことである。蘇我氏は實に此頃より勢力を進めたもの

である。」

扨て斯くの如く、兎に角國家の財源は極めて豐富であつたので、田租の如き固より苛求の必要はなかつたのであるが、蘇我氏の自恣竝に國司國造等は、政綱の弛浸に乘じて私を營むものもないではなかつた。其れが推古天皇の時に至つて最も甚しくなつた、聖德太子の憲法（十二）に「國司國造勿レ斂二百姓一」といひ、又太子攝政の時代に（推古十三年）國毎に屯倉を作られて、國司等の專橫を拒がれたのは、是れが爲めであつた。

けれども當時蘇我氏の勢力は、既に一國二王の如き有樣となつて居たので、太子の薨去と共に憲法も空文に歸し、皇極天皇の二年には、太子の子孫蘇我氏のために遺類なきに至つた、中大兄皇子竝に中臣鎌足が決然革政を企てたのは、是れが其動機であつた。

補　批

自治を揃いて社稷はない。確成ある自治の發達は政費を極點迄に節約し得る。政費を負擔する者と政費に衣食する者。天の力、地の力、人の力。

社稷は只だ自治に依りて齊一すべきものである、寧ろ自治を措いて社稷はない。又た社稷を謀めねば自治はなくなると云ふてもよろしい故に自治が整へば政費が減ずる、政費が減ずれば、租稅の負擔が輕くなる譯となる。

我國上代には租稅がなかつた。崇神天皇以前迄は、國民任意の貢獻物を以て、內外の御料に充てられたのであることは、本文記述の通りである。皇室に於ても是の如く簡單であつたと同時に、民間も亦た甚だ簡單であつたことは、幾多の古史冊に依りて想像される。元來社稷自然の自治は、共濟互惠を以て成れるものなれば、治水、交通、警務、訟獄、防衛、運輸等の各事項が、邑里の相互的協談に決し、情によりて人民が直接に之に當りし爲め、中央に於ける要務は、地方と地方との連鎖、若くは之を一匡すること丈けで濟む譯となる、併し外國との交通と文物の變化は永く此の單純素朴なる慣例を維持することを許さない。崇神朝に至り、調役の法が布かれたのは、實に勢の然らしめたるものである。是より三韓の交通と、國情の推移は、次第々々に政費の增加を來し、神后應神二朝以降蘇我閥の跋扈、其凶暴なる私歷的行爲に依り、我朴實なる人民を甚しく誅求したものである。

大化に至り、田租を二十分の一に定められたのは、如何なる者も之より以上を誅求するを許さぬ公約束を正だされたものである。二十分の一なる田租は餘りに輕微の樣であるが、具さに之を當時の事情に依づて考ふれば、國政の大部分が自治に依り、自治費は各里各邑自ら負擔して居る上に、別に庸調制度（徭役制度）が立てられて居りし故、官府が無用の儀飾を張らず、官僚が無暗に驕奢を極めぬ限り、政費の收支は之れで十分に支へ得られたものである。

我國は此の古制を考査して、之を後世の沿革に照し、權威ある自治の發達は、政費を極端迄に節減し得られ、且つ之に依りて國民共存の道義が振興すること、なるのを疑はぬ。凡そ國なる境内に於て、其一定次食任に存活せる人類が、或る者は制度上の特權に依つて大なる幸福を享け、或る者は人たるの資格を擧し盡されて、不幸の内に役死せねばならぬ樣になるのは、政費に次食する者と、政費を負擔する者と、勞役に服する者と勞役者を驅使するものとの比較均衡を失却せるより起る弊害である。故に社稷を基礎として之を見れば、政費に次食する者が增加すれば增加する程、政費を負擔する一般人民の苦しみが强くなる、又一面より見れば政費に次食する者の權力が昂上すれば昂上する程、政費の負擔者たる人民の權威が削減される譯である。我社稷の典謨は深く此點に注意を拂ひ、政費の大部を自治に辨じ、痛く中央の政費を節少することに努めたものである。此原理を推究して、仔細に今日の政弊を省察すれば、我革正の要旨と其組織の目的とは、自ら此の中に在るのである。

凡そ土地に生ずる都ての物貨は、土壤の力と、天化の力と、人の勞力との三つの力に依りて出來る、土壤の力に對する報恩が、社稷の祭記である。天化の力に對する報恩が我が、天を代しめすてふ、所ゆる天業なる神名に依りて徵收せらるゝ租稅である。而して人の勞力に對するものが自己の取得となるのである。倘し人爲的牲纏者が此間に割り込み、此の三つの力の均衡を傷ぶる樣になれば、天を代しめす我皇家を剋し、勞力を捧ぐる一般民衆を壓し、以て社稷を戕賊することゝなるのである。

第四　租制　二

弘仁の制度變革。增租の三原因。保守的主張。領主の統下に郡司、莊田の起源。國司の目代。七公三民の苛稅。弘仁三年の詔。後三條天皇の記錄所。鳥羽帝の制符。守護地頭。德川の庄園。徵倉の租。實貢の定法。

田租二十分の一の制は、大化大寶共に同一で有つたことは、上に述べた通りであるが。此制は、弘仁に至つて大に變革した。弘仁格は嵯峨天皇の弘仁三年に準定せられたものである、即ち其制によれば

上田一段の租稻十束、中田は八束、下田は六束、下々田は三束、

といふのであるが、大寶以來租率は漸次增加して、玆に至つたものである。上田一段より稻五十束（米二石五斗）を收獲して、十束（米五斗）を租とするといへば、五分の一稅に當るのである。租の增加したるばかりでもなく、庸も調も共に增加した、其れは屋ば戰亂の有つたのが一の原因である、寺院等の建築に多費を要したのが二の原因である、朝廷の奢侈が三つ原因である。

り、又た國司受奉に賜はつた庄園といふものも少くはなかつた。

本來大化令は郡制制である、郡司は租稅を徵收して官府に納め、己れの俸給は官府に仰ぎたるものである。開ゆる「凡郡以二四十里一爲二大郡一、三十里以下四里以上爲二中郡一、三里爲二小郡一、其郡司並取二國造性識清

塵壌ニ時務ニ者ハ、爲ニ大領小領一、强幹聰敏工ニ書算一者、爲ニ主政主張一」（大化令）とあるので、其地方の事情に通じたるものを採用するの主義にして、世襲ではなかつた、實に令は斯くの如くで有つても、蘇我氏時代よりの弊害は、容易に抜くべくもあらぬので、事實は世襲の職務の如くになつて居たのを、桓武天皇の延曆中、其弊害を認めて斷然言論を許さぬことにせられた。然し改革は決して容易なものでない、弘仁二年の詔によれば、先づ

夫部領者、難波朝廷（大化）始置ニ其職一、有レ勞之人世序ニ其官一、逮ニ乎延曆年中一偏取ニ才良一、永廢ニ譜第一

と言はれて、廷曆失政の如くに思はれて居る。

今省ニ大納言正三位藤原朝人奏ニ云有レ勞之胤、奕世相承、郡中百姓、長幼託レ心、臨レ事成レ務實異ニ他人一而偏取ニ藝業一永絶ニ譜第一、用ニ勝才之賤下一、處ニ門地之勞上一、爲レ政則物情不レ從、聽レ訟則決斷無レ伏於レ公輩レ濟、於レ私多レ怨、伏請郡司之擬、先奏ニ譜第一遂無ニ其人一後及ニ藝業者一、實得ニ其理一、宜レ依ニ來奏一

是れは藤原朝人の奏議の全文を掲げられて、其れを批准せられたのである。國人の奏議は保守的主張として、如何にも一理あることには相違ないが、畢竟は大化維新並に延曆刷正の反動である。時勢に順應したる老實なる竟兒の如くにして、實は之を以て藤原氏の恩を地方の豪族に賣つたものである。此くの如くにして官守の世襲を認め、私領と公領と相錯綜するに至れば、公領の租稅は一定の制に從ふとするも、私領は既に朝政の及ぶ所でない。私領を苛稅の誅求を放任すれば、公領も亦た之れに倣ふて、租は成規に從つて之を官

に納め、餘貨は收稅者の私腹を肥やすことになるのである。農民の負擔より見れば、私領と公領と何の差別もない。況んや朝廷の公卿大夫士などゝ稱するものは、俗に謂ゆる雲上人である。唐風に依つて詩歌文章に巧みなるものはある、佛寺を建築し經卷を寫寫するものはある、衣冠堂々出入輿蓋に乘じて、諸國貢獻の衞士をして弓矢を負ふて陪從せしむる者はある。併し一人として稼穡の艱難に思ひ至るものはない、民情に通じて居るものはない。是等の人の謂ゆる私領地といふものが有る、莊司といふものが有る。本來莊司と稱するものは、古制に左樣なるものゝ有つたのではない、其起源をいへば、たとへば、茲に后妃のために湯沐の料として下賜せられたるものを、後に至りて外家に讓與することがある、功勞ある者に下賜せられたる謂ゆる功田を、子孫に至つて寺院に布施することが有る、かゝる田地は、后妃の外家たる者及び寺院の如きに於ては、官より賜はつた封地といふでもない、何とも名のつけやうがないので、之を莊園と名つけたもので、其莊園の收稅を司るものが、莊司と稱せられたものである、（野官藤納言定基の說）

私領地に於て郡司莊司が收斂するばかりでなく、公領地は國司の所轄であるが、國司は後世に至つては自ら其國に莅むものがなく、目代（眼代ともいふ、守介條目の目に非ず）といふものに一任したので、此の目代が收斂を企てた、斯かる有樣では政令は如何に美であつても、庶民が其澤に浴することは出來ぬ。延喜の仁政、僅に其名を留めて、間もなく承平天慶の亂となつた、天曆の小康聊か史上を飾りしも、庶民は必ずし

も多幸を謳歌したのではない。負擔は益々重くなりて、保元平治には、一般に五公五民に達し、貪慾なる領主の下に在るものは、七公三民の額に達した。大化班田の制は最早や影もなく形もない。平氏榮盛の時の加ふ、全國の過半は、其の莊園で有つたといふことである。

土地爭併の禁は、前に擧げたる延勝三年の詔に於て之れを申明せられた計りでもなく、弘仁三年嵯峨天皇の詔に於ても嚴重なる命令がある、

諸國司、公廨田之外、營二水陸田一特立二殺制一。而諸國不レ奉二朝憲一專求二私利一、百姓奸欺、一無二懲革一、或假二他人名一多買二墾田一、或託二言王臣一競占二狹地一、民之失レ業莫レ不レ由レ此、若亦有二違犯者一、解二却見任一科二違勅罪一二如二先勅一。買田占地並亦沒レ官。

當時の聖諭か何處迄も班田制を徹底的に實行せらるゝに在つたことは、此くの如く明白である。けれども藤原氏が私慾を貪るの關係其他によつて、地方豪族の跋扈は總に抑制しがたく、奥羽十二年の役に至つて、諸國源義家の威望に靡きたるは、唐原氏時代の幕司莊司等が、如何に人民の怨府となりつゝありしかを想像らるゝのである。嗣教して後三條天皇の延久中に至り、天皇は記錄所を起されて、親ら政を聽かれた、先づ莊園を廢止せられ、貴幷の奸を抑制せらるゝのが、其御方針であつたと云ふことである。不幸にして壽を長くし玉はず、之れに關ぐものは華奢風流を好ませられ、拈香事佛に歡喜せられたる白河天皇で有つた。崇德天皇の長承中に至つて、知足院關白が自ら莊園を置いた、上皇の莊園は之れを院領と稱した、上に在るもの亂に此くの如くであれば、折角後三條天皇の企てられた御改革も行はるゝ筈はなかつた。朝廷よりは屢々制符を下されて、諸州の武士が源平二氏に屬することを禁ぜられたのであるが、其れは行はるべきことでは無かつた。

かゝる情勢に乘じて勃興したるものは源頼朝である、養れの職任は六十六國の總追捕使であつた、諸國には國司の外に守護を置いた、莊園には莊司の外に地頭を置いた。玆に至つては國司莊司等は最早や舊例に依つて百姓を牧養することは出來なかつた。頼朝一時權宜の處分として、五畿及び山陰、山陽、南海、西海の二十六國に、常賦の外別に毎段米五升宛を出さしめて、其れを兵糧に充てたのであるが、然かも庶民は寧ろ之を便としたといふことである、既往に於ける國司の目代並に莊司等が、如何に民の怨府となつて居たかは想像に餘りある所である。

けれども、此くの如くにして世は源政に變じた、武人專制の天下となつた、後鳥羽上皇が龍姫に莊園を與へられた時、其莊園の地頭は、租稅を輸る事を肯んじなかつた、龍姫は之を上皇に訴へた、上皇は鎌倉の宰たる北條義時に命を下されて、違勅の地頭を罷免せられんとしたが、義時も其旨を奉じなかつた。

鎌倉政府の建設は、畢竟如何によつて、功も有り、罪も有るのである、けれども藤原氏の末年、並びに放恣にして檢束する所を知らざる平家時代に較ぶれば、鎌倉政治は寧ろ民關に接近して居たものである。國司の目代や莊司などゝ稱する者が、誅求し得らるゝだけ誅求し、之がため全國の貢稅が頗ぶる不公平となつて

居たのを、見にも角にも、それを均正ならしめた、北條氏が陪臣を以て國命を執つたといふことは、國史を論ずるもの〻常に憤慨する處ではあるが、彼れが庶民に對するの徴求は頗ぶる寛裕であつた。水田五段歩より粗米十石を穫るものと見積り、其内五石を租米とすることに定めた、即ち租稅は五公五民を以て通則としたのである、是れ有名なる青砥藤綱の法であると傳へられて居る。五石の時價は恰も唐錢壹貫匁文であつた、ソコで五石を租米とする代はりに、若し之を金納とするときは、唐錢壹貫文を出さしめた。唐錢壹貫文は換算すれば金壹兩である。兩來所領地を何貫文と稱するの習慣が始まり、田地五段歩を一貫文と稱した。牧種十石、租米五石、金納にすれば一貫文といふ意味なのである。

（備考）瀧生氏の今書には「大抵當所ヽ開一貫乃當二今十石一、十石之田、十而稅レ四、稅乃四石、以二今價一言レ之、率當二銀五兩一、五兩之銀彼一貫之入也、昔時以二錢貫一知レ此也」とある。是によれば、北條制度は四公六民である。又た德川時代寛政頃の米價は普通に米一石銀五兩の取引であつたことが知れる。（太平記青砥左衞門の話に三萬貫に及ぶ大庄云々とあり）

當時（建長二年）北條氏は、亦た商賈の壟斷を制するために物價を公定した、謂ゆる「賣買の定法」とは是である。

けれども天下の事、如何に人謀は周密なりとも、長く無事太平にのみ居ることの出來ぬのは、亦た論ずる迄もない、博多の沖に元寇を鏖殺したる弘安の大役は、壯といへば壯、快といへば快ではあるが、國財を

費消することも少くはなかつたので、北條氏の鼎は是に於てか稍や轟裂を生じた。惡るい時はナンデも惡るいもので、日蓮の立正安國論などを見れば、其前後天災飢饉もつゞいたと云ふことである。北條氏の滅亡は、他にも種々なる理由は有つたのであらうが。其の重なる原因は、たしかに財政の缺陷であつた。

補批

愚を推し情を推して相救ふ。制度の三大要義。天化自然の順序。強大なる富力と權力。是者權力の失敗。公四民六の定例。五公五民の制合。一面の政策は他の一面を要覺す。

謂ゆる自然の自治、其郡てのことが民衆の協議に依つて決し、農商工漁の職を分ちて互に相給し、凶儉災害疾病憂患、其情を推し愚を推して相救ひ、訴を起さゞるも大概のことは老壯の仲裁に依つて治まり、警察がないでも穩かに治安が保たれる、是の如き社會の現狀に對しては、而倒なる官吏どもの干渉は要らぬのみならず、其の政務は至つて簡易に濟む、簡易に濟めば何程の政費も要らぬ、大化の時代に於て二十分一の田租は、寧ろ國庫に餘剩を生ぜし位であつたらふ。

古制度の要旨は、第一國民智識をより以上に進歩させる、第二國民の衣食住をより以上に滿足させる、第三其領域内に居住する人民の言語風俗を一齊に陶冶し之を一匡する。此の三大要旨は社稷的制度の公則

にして、租稅は此の公則に依る政務を執行する、直接間接の費用である。

此の智識の進歩と云へるのは、藝能の進歩、道德の發達である。衣食住の滿足と云へるのは、國民思想安定の基礎を築めるのである。言語風俗を一型に陶冶し之を一匡すると云ふのは、各邑里箇々別々に分離せぬ樣に全國を一匡し、國の根本を强くするのである。然も之を完成す可き順序として、其一部鄉邑の自治が立たぬ樣の場合に於ては、必ず中央政府が國庫を開いて之を匡救せねばならぬ。又新開の邑里が十分の發育をせぬ場合の如きも之を助成せねばならぬ。是れが其國土民人を齊一匡救する所の共存的必然の公則である。

上古草創の起りしより以來、民衆が自然々々と其土壤に就いて蕃殖せし順序に隨ひ制定せられたる、謂ゆる田に依りて戸を制すると云ふ典範は、我國民戸口發達の自然其儘の情態であつた、是を大化の時に及んで五十戸を里とする制度を立てゝ、全般の戸口增減に對し、一定の規律を正だされたものである。蓋し邑里が戸口と田畑に依つて自然に發育するのは、天化自然の順序である。然るに此の自然の順序に依り程克く進化發育すべき本來の機能を挫折飛躍せしむるのも、又之を助長扶掖するのも、皆な政治である。假令如何なる善美なる制度があるにしても、之を適用執行する所の政治家が、其權力を張る爲に、自己の我利私慾を以て之を運用すれば、忽ちにして社會を不平均に陷れ、弊害の上に弊害を重ぬる樣になるものである。東西古今の歷史は明に之を證明して居る。彼の蘇我閥の跋扈は下國民を土木となし、上皇室に對して弒虐を行ふ迄になり、大化の維新を迎へ、其社稷的政範を正だされる新制度も、藤原閥と僧侶の我利私慾に依りて死法空文となり、延曆の革新事業も其功を奏せず、弘仁の刷正計畫も徹底的とならず、公卿坊主の强大なる富力と權力と、之に附隨せる天下の富豪長者は、竟に多數國民の生活を極點迄に壓迫する迄になつたのである。元來大化大寶の定制たる、收穫に對する二十分の一なりし田租が、地主たる貴族寺院長者等に依り、遂次に其歎求率を昂められ、遂に其收穫に對し十分の七に上る迄になつたのは、現今我日本の小作料が凡そ十分の六乃至七に上れる實況と相均しい。小作人の大數は終年耕作に汗血を濺ぎながら、半ケ年間の食料を購ひ得ることが六ケ敷い。乃ち是と彼とを比較して見れば、國民生活の安泰如何と、國民思想の傾向如何は識者を待たずして分ることである。

弘仁以降天下の民衆は、唯だ〳〵萎縮疲憊して、殆んど氣力も精神も喪亡する迄になり、始めて諸國に盜賊蜂起の時を迎へ、引續き貞觀中九州の水害、それより各地數回の饑饉があり、幷て疫疾の流行を重ね、一入人心を刺戟し、竟に滿足に地料たる賃米の徵求が出來ぬ樣になり、隨て地方長者の權力が失墜し、幾分其衣食住物資の配給が緩和され、武門勢力の發展を見るとゝなつた。

元來田租の標準は、第一に沃地瘠地の類別に依り、農民に甚だしき幸不幸なき樣に調和することゝ、農藝の進步に依り其收穫の實況を考へ、權衡宜きを圖ることが政治の目的である、是は大化大寶のとき迄は、剩地も澤山あるし、肥沃の土壤を得るも比較的容易であつたが、源平二氏の時代に入りては、人口の

増加農業の進歩等、昔の俵の二十分一標準では、却つて平均を正すことが困難となつた。乃ち後世鎌倉幕府より、徳川氏に至る迄、公四民六即ち其収穫の十分の四を租税に宛て、十分の六を耕作者の取得となす定例を、徴租の標準としたのは、全く大化制度の大目的たる國民に甚だしき幸不幸なき様に豊饒するの大意に法れるものである。田制家の口傳に、田租安きに過ぐれば、徒らに土地衆併の弊害を助長することゝなる、公四民六は是に由りて起れる善例だと云ふのである。著者曾て故本荘橋里翁に此事を質たし、現制度の将来に對する學問上の意見を質したことがある、其話の一節に「鎌倉の五公五民の制は公四民六の制である、租として納むるものは十分の三で、十分の一は其邑里の費用、即ち今の町村費と、溝洫道路の營繕費に當てられ、又十分の一は名主若くは地主等の取得となる、是れ名主地主の下に糧米が集められて居らねば、軍國火急の際をなす場合に不便なりし爲め此の方法が起つたものである、要は正租三、町村費一、名主若くは地主一を合せて五となる、之と農民の取得五、とを較べ五公五民と呼び、徴税の最高標準と定めたものである。假令如何なる場合も是より以上の誅求を許さぬのが法度の主旨であつた。今の地主と稱するものは、餘りに利益が多過ぎる、日本開闢以來此様に地主に有利な制度はない。必ず全國の土地は、少數地主の占有に歸するであらふ、然も古來我國の法度は、名主若くは地主に對し嚴重なる作付の責任を定められ、作付を怠れば直に其土地を没收し、且體刑を科したものである。現今に於ては全く此義務がない、纔か斗りの租税を負擔すれば、幾年間作付をなさゞるもお構なしである、是れでは地主は如何なる誅求もなし得ねば様になるだらふ」と云はれた。著者は深く此話を玩味して、苛虐極まる愛爾の小作制度の将来に對する學問上の意見を質したことがある、其話の一節に「鎌倉の五公五民の制は公四民六の制である、租として納むるものは十分の三で、十分の一は其邑里の費用、即ち今の町村費と、溝洫道路の營繕費に當てられ、又十分の一は名主若くは地主等の取得となる、是れ名主地主の下に糧米が集められて居らねば、軍國火急の際をなす場合に不便なりし爲め此の方法が起つたものである、要は正租三、町村費一、名主若くは地主一を合せて五となる、之と農民の取得五、とを較べ五公五民と呼び、徴税の最高標準と定めたものである。假令如何なる場合も是より以上の誅求を許さぬのが法度の主旨であつた。今の地主と稱するものは、餘りに利益が多過ぎる、日本開闢以來此様に地主に有利な制度はない。必ず全國の土地は、少數地主の占有に歸するであらふ、然も古來我國の法度は、名主若くは地主に對し嚴重なる作付の責任を定められ、作付を怠れば直に其土地を没收し、且體刑を科したものである。現今に於ては全く此義務がない、纔か斗りの租税を負擔すれば、幾年間作付をなさゞるもお構なしである、是れでは地主は如何なる誅求もなし得ねば様になるだらふ」と云はれた。著者は深く此話を玩味して、苛虐極まる愛爾の小作制度の将来に對する學問上の意見を質したことがある、其話の一節に「鎌倉の五公五民の制は公四民六の制である、租として納むるものは十分の三で、十分の一は其邑里の費用、即ち今の町村費と、溝洫道路の營繕費に當てられ、又十分の一は名主若くは地主等の取得となる、是れ名主地主の下に糧米が集められて居らねば、軍國火急の際をなす場合に不便なりし爲め此の方法が起つたものである、要は正租三、町村費一、名主若くは地主一を合せて五となる、之と農民の取得五、とを較べ五公五民と呼び、徴税の最高標準と定めたものである。假令如何なる場合も是より以上の誅求を許さぬのが法度の主旨であつた。今の地主と稱するものは、餘りに利益が多過ぎる、日本開闢以來此様に地主に有利な制度はない。必ず全國の土地は、少數地主の占有に歸するであらふ、然も古來我國の法度は、名主若くは地主に對し嚴重なる作付の責任を定められ、作付を怠れば直に其土地を没收し、且體刑を科したものである。現今に於ては全く此義務がない、纔か斗りの租税を負擔すれば、幾年間作付をなさゞるもお構なしである、是れでは地主は如何なる誅求もなし得ねば様になるだらふ」と云はれた。著者は深く此話を玩味して、苛虐極まる愛爾の小作制度の将来に對する學問上の意見を質したことがある、其話の一節に「鎌倉の五公五民の制は公四民六の制である、租として納むるものは十分の三で、十分の一は其邑里の費用、即ち今の町村費と、溝洫道路の營繕費に當てられ、又十分の一は名主若くは地主等の取得となる、是れ名主地主の下に糧米が集められて居らねば、軍國火急の際をなす場合に不便なりし爲め此の方法が起つたものである、要は正租三、町村費一、名主若くは地主一を合せて五となる、之と農民の取得五、とを較べ五公五民と呼び、徴税の最高標準と定めたものである。假令如何なる場合も是より以上の誅求を許さぬのが法度の主旨であつた。今の地主と稱するものは、餘りに利益が多過ぎる、日本開闢以來此様に地主に有利な制度はない。必ず全國の土地は、少數地主の占有に歸するであらふ、然も古來我國の法度は、名主若くは地主に對し嚴重なる作付の責任を定められ、作付を怠れば直に其土地を没收し、且體刑を科したものである。現今に於ては全く此義務がない、纔か斗りの租税を負擔すれば、幾年間作付をなさゞるもお構なしである、是れでは地主は如何な

人文の發達は其地方の情況に隨ひ、或は商事働作を以て得たる利益に依て立ち、其衣食住物資を供給する地方と需要する地方との關係を生じ、一入租税徴收上に復雑なる注意を要する様になりたるものである。是れが其農地の租税が低廉に過ぐれば、土地衆併の原因ともなり、又は國民勞逸の偏頗を招致する源因ともなり、有ゆる弊害が其不植衡上より發生して、遂に一面の改革は他の一面を擾亂し、全く手の附け様がない様になるものである。假令ば今ま直に之に對する政治上の措置を以て、其衣食住物品の時價を抵制することゝなれば、全國の金融機關に大衝撃を與へ、隨て商工上迄にも波動を逸る様になる、一事が萬事都て此の様な譯である、是れが延喜弘仁二朝共に其改革の實議を擧げなかつた原因である。延喜弘仁の時代に於てすら已に是の如しとすれば、復雑極まる今日の事は、更に幾百倍の困難であることは當り前である。古來一部分の改革は病を攻めて人を殺すが如しと云ふてあるが、歐洲諸碩學の學説も稍や同じである。但だ我輩は斯の國民の多數が遂よ困弊する、其進歩が事毎に遮斷さるゝ、竟に衰國の大禍が反古となり、共存互恵の大義が滅却する迄も、是を從來の行掛りとして忍ぶことは出來ぬ、嘗い一時は如何なる反響を招くも、思ひきりて之を革正せねばならぬ事と思ふ。

第五　租制

室町幕府四公六民の制。小田原北條の民政。豊臣氏のの丈量。見捨と露満と林藩。貫を改め石と稱す。明治八年の地租改正。古人の遺も憐れたる所。永は一代限り。土地の所有權は考盡の餘地がある。

三

元弘の時、後醍醐帝は、後三條帝の遺旨を繼ぎ、記錄所を置かれて、御親政を開かせられしも、多年武家政治に馴れたる諸國の守護地頭等は、容易に其命を奉ずべくもあらず、間もなく南北朝の爭亂となつた。

斯くて元中九年（北朝明徳三年）に至つて、南北の和成り、細川頼之は亂後の民心を收攬する目的を以て、四公六民の制を立てた、けれども足利義滿の奢侈に加へて、戰亂も全く跡を絶たなかつたので、夫役其他租稅以外の負擔が多く、農民は寧ろ鎌倉時代の五公五民制を追懐したといふことである。

四公六民の制は、小田原北條に至つては、文字通りに行はれたといふ史蹟がある、北條氏康の宗族家老等が、田畝を丈量せんとして、之を氏康に告げた時、氏康は之を不可とし、治レ國如レ烹二小鮮一と云ふ格言がある、政治の目的は成るべく百姓を援護しないといふことにある。兵を用ふるの道は暴亂を禁ずるといふことにある、我が父早雲の賦法は、大率ね十分の五を取ると云ふ舊法を準則として、更に其一を除いて十分の四を納めしめ、それを納むるものには、以外の夫役等一切之れを課せずといふことになつて居る。私欲を肆に

するとか、土地を貪るとかいふことは、其志でないと云つたといふことがある。けれども頃はあだかも戰國で有つた、群雄割據で有つた、故に田租の制度も諸國各々寛嚴を異にして居つたので、固より一定の紀綱といふものは觀ることが出來なかつた、斯くして豊臣氏の時代に入つたのであつた。

豊臣氏の關白となるや、天正十七八年より超へて文祿年中に至り、諸道に使を出して、邦國を巡ぐり、經界を正し、租稅を平かにした、此時古制の三百六十歩一段の制を改めて、三百歩一段の制に定めた、田租は十分の四を出さしめることにしたので、調ゆる四公六民であつた。而して此の豊臣氏の丈量は、徳川氏之を踏襲したもので有つた。徳川氏時代の租法は五公五民を通則とした。尤も封建制の特色として、藩府は其大綱を布くに止まり、各藩各地領主の意思に從つて寛嚴の差あることは免れなかつたのである。

豊臣氏の丈量法に見捨といふことが有つた、其れは地の寛狹肥瘠に隨つて量知するのである。例せば三百歩ある處は大歩と稱へ、百五十歩ある處は中歩と稱へ、百歩ある處は下歩と稱へ、是れ等はいづれも十分の四の租稅を徴收せらるゝのであるが、若し其地狹くして百歩に足らざる處があるとすれば、ソコがたとひ事實上耕作せられて居るにしても見捨と稱へて租稅は取らなかつた。又露満といふことが有つた、田の傍らに林木などの叢生して居る處があるとすれば、北の方は其の露の滴らさる處でなければ耕地の内へは算入しない。又た林藩といふことが有つた、同じく林木の傍らに在る田地であれば、南の方は、林藩とならぬ處でなければ耕地の内へは算入せない。卽ち露満とか林藩とかは、たとひ事實上耕作せられて居るにしても、田畝

の内から之を省いて、租稅は取らなかつたのである。

又た鎌倉以來知行を給するに幾貫幾百文と稱したるを改め、石を以て算することにした。即ち當時の一貫は豐臣氏以後の十石で、千貫は一萬石である。爰竟錢稅を改めて米納としたのである。而して德川氏も之を襲踏した。

明治以後の沿革は、世人の耳目に新なる處であるから、群言を省くが、明治三年以來五ケ年間の平均米價を標準として地價を公定し、更に其地の肥瘠を級別して、此時新に丈量したる田圃林野に每筆一々一定の價格を表記したのである、その地價を附したる地券を發行し之を現在の占有者に與へて所有權を確め、地價百分の三を租率とし、徵收期限を定めて之を徵收することにしたのが、謂ゆる明治八年の地租改正なるもので あつた。租率は後に至つて改正せられた、又た地券の制も廢止せられたが。唯だ斬新なる土地私有權は年を 遙ふて一入牢固に保證さるゝことゝなつた。

土地所有權の認定は、王朝時代に於ても武家政治の時代に於ても、我國の古代未曾有のことなのである。古人の最も憚れたる所は土地の兼併であつた。神皇正統記に「一國づゝをのぞまば、六十六人にてふさがりなん、一郡づゝといふとも、日本は五百九十四郡（明治二十一年の調査によれば七百十六郡）こそあれ、五百九十四人はよろこぶとも、千萬人のひとはよろこばじ」とあるのは、兼併の弊害を極言したものである。中古以來、莊園の併呑が行はれたので、或は莊園は私有地であつたかとも思はるゝのであるが、決してさうでない、其證據は推古天皇の時、蘇我の馬子が封戸を分けて寺に寄附せんとした時、之を奏聞したるも、天皇は許可せられなかつた。又た寶龜十一年六月、光仁天皇は封一百戸を秋篠寺に施されたので有つたが、勅書に永施と有つたに拘らず、其時の詔に「物天下物、非二一人一用一、今謂永者是一代耳自今以後立爲二恒例一」と附言せられて居る。即ち永は子孫永久といふ意味ではなく、所有者の終身を以て期限とするといふことなのである。然らば所有權を與へられたのではない、佛國民法（我が舊民法にもある）などに於て見る所の謂ゆる收益權を與へられたものである。

元來土地の所有權といふことは、大に疑問とすべきものである。光仁天皇の詔にある「物は天下の物」といふ思想は、希臘のプラトーを始めとして、古來の共產主義者がすべて之を主張して居るばかりでなく、所有權の確認を經濟上の利益であると信じて居る英國のミルの如きすらも、土地といふものは人の勞働力によつて作り出したものでないから、一人が之を私するといふことは、他の總べての人に對して不正であると云つて居る。

けれども明治政府は、土地の私有權を確認した、是は兎に角破天荒で有つた、然し其當否利害、得失是非は、今日と雖も、尙ほ頗ぶる考量の餘地がある。

大政の委任執行。大化制度の精神是に至りて實行せらる。敢て自ら犯さゞる作法を正したるものである。我社稷の政務執行者である。經濟的に滅亡の氣運を迎へて滅亡したるものである。莊園時代に困憊し戰國時代に安穩なり。德川時代の登用。直訴も禁制。共謀れ倶潰れ。奢侈と遊樂民。日本は正租に依りて國民を苦しめたことはない。此問題は列國既定の問題である。

室町幕府は、鎌倉の式目法度に法り、豐臣氏之を推して、天正法度を立て、江戸幕府亦た天正法度に據りて、貞永法度を立て、以て維新の時に至れり。要するに、鎌倉の式目法度は、凡八百年間我國武門政治の經をなし緯をなしたものである。

前章社稷篇補批中に於て、其側面の大體を述べたる通り、鎌倉の式目法度は、王朝の古制を推し、大化制度の大旨に法り、三代式の精神を抽き、大江氏累代の研究に依り、我社稷の復活を目的として大政の御委任を執行する爲に、一定の規度を組織せしものである。蓋し奈良、平安累世の弊政を重ね、天慶の亂、前九年後三年の役、保元より壽永に至る、源平氏の鬪爭を經たる當年の時勢は、其前後左右の關係、往々にして事情已むを得ざる點多かりしは、決して避け得べからざることにして、此際に處し其目的を社稷の上に置き、生民衣食住の安固を保障するを以て施政の大則となし、地方鄕邑自治の發達を助け進め、事毎に民衆衣食住物貴の齊平を圖りしは、實に彼の大化制度の精神を碩學大江擧元の手に依り、此に多少の變

化を加へて、實行せしものたることは、全く疑を挾むの餘地はない。

且つ貞永式目は、一種の習慣法である。元來律令制度は、大體に屬するものなるを以て、鎌倉幕府が大政の御委任を受けたるにもせよ、律令制度を劃定すると云ふのは、寧ろ越權である。況んや國朝の政典明らかに儼存して居る以上は、之を其習慣事例に較べ、事毎に參照應用して、公平なる處置を取れば十分である、それでこれを式目と稱し、武家の規度となし、約束となし、敢て自ら犯さゞる作法を正したものである。故に室町幕府にしても、江戸幕府にしても、範を式目に取れる以上は、其根本は大化の古制、三代式の精神を外にしたものではない。是れ其歷代の武門政治が、休戚治亂、幾多の變遷を重ね、時としては暴政もあり、虐政もありしにも拘らず、我社稷の基礎たる自治の故俗を破却せざりしは、全く此の式目の賜であつた。

元弘の時北條氏亡び、後醍醐天皇記錄所を置かれ、鳥渡御親政の形式を覩れて居るが、全く物になつて居らぬ。彼の北條氏滅亡の原因を制度上より見れば、講談的歷史家の所見と多少の差違がある、本と彼の鎌倉幕府は、政務執行者であつた、亂を鎭め治を進むると云ふ責任を帶びて居る、假令兄弟相戕害し、源氏の血系が斷絕したにしても、八幡公の遺訓を遵奉したる政軌を換へざる限りは、天下の人心は、擧く鎌倉に集中して居る。八幡公以來源氏の家法は、未だ曾て士を愛し民を瘁すると云ふことを苟もして居らぬ。殊に貞永以降、北條の執權時代に移つても、一入民治に努めて居る。鎌倉治下の民は、衣食足り風俗

後く、工藝匠事、武備兵備、高く前代を凌ぐ勢となつて居る。然も其士風の朴實簡素にして、一般庶民との間隔なき有樣は、其順序正しき租稅の徵收と相待ちて、事每に調和的であつた。弘安中蒙古入寇の大難が、燃るが如き國民の意氣に一掃されたのも、鎌倉幕府善政の賜であつた。併し此の弘安の役以降、俄に莫大なる國防費を要することゝなり。地方諸鎭に探代を置かれ、歸還交通の頻繁、賦役徵課の增加は、地方々々の民力に不平均を招き、之に宋人の歸化に伴ふ文物の變化、奢侈の流行に衆ねるに、武人權力の昂上、及び國民富力の偏倚を來たし、鎌倉幕府の約束たる、鄕邑自治民力齊一の基礎が動搖し始め、遂に其經濟施設の上より破綻に陷つたものである。彼の南朝の忠臣神皇正統記の著者たる、北畠親房すら、貞永法度に向ては、多少の贊辭を捧げて居る。併し之を感情的に見て、當時皇威の不振に憤激せし天下の士氏が、一擧に鎌倉幕府を討滅せしが如く、又た鎌倉幕府が永い間大權を濟斷して、逆威を逞ふせしが如くに論ずるは、維新前の討幕思想者が、特權の論柄を借りし迄のものである。只だ此の鎌倉の滅亡は、評論的に滅亡の氣運を迎へて滅亡に至つたるもので、此討伐に當りし重なるものは、赤松氏、新田氏、足利氏等源氏系統諸侯の武力、及び楠氏名和氏等の義擧に外ならぬことは、何人も知る所である。是等の勢力ある諸侯を措いて記錄所が開設され、公卿共が皇權を振り廻し、只管自分等に便利なる、奈良季世以來政弊の根源をなせし、莊園の復活を夢みたのは、其實決して大權の恢興とも云へない、全く城狐社鼠の跳躍である。忽ちにして忠烈の士が前後相續いで斃れ、天下鼎沸の勢を激成するに至りしは實に當然の結果と云はねばならぬ。彼の記錄所の開設に依り、畿內附近一部の人民と、貴威堂上の所領が譯もなく苛虐極まる貫租賦役の誅求に苦み、復た〳〵北條政治の舊を思ふ樣になつたのは、其不始末粗忽の內相を鳴ふべき一證である。

南北朝合一の後、細川賴之が室町幕府草創の際に當り、貞永の法度を推し、四公六民の租制を正だし、民治の復舊を圖つたが、竟に成功を見なかつた。併し過去一百數十年間の久しき、鎌倉政治の訓練を經たる地方各鄕邑は、大率自治的に自然の規矩が維持されて居つたので、如何なる勇士が、一地を取り一城を拔くも、皆其各鄕邑自治の上に臨み、之を犯す樣の行爲は取らなかつたものである。是より降りて元龜天正の間に至るも、各封境其財力を養ふ爲めに、相競ふて地方鄕邑の自治を正だすの風をなせしを以て、一般民衆は戰亂中に於ても自ら安息の餘地があつた、我國民が彼の平安朝の莊園時代に甚しく困憊して、却て、戰國戰亂の時代に安穩なりしと、其氣風が莊園時代に甚しく萎縮して、戰國時代に健捷なりしとは、自ら一種異樣の史觀である。

豊臣氏が地積丈量を企て、租稅の標準を正せしは、戰亂其極に達せし、足利時代の記錄文書を整理して、順序を啓きしと云ふことである。百事創意的の秀吉其人にしても、我民治の基礎たる自治の慣例を尊重し、特に奧故に通ぜし細川幽齋を挙げたのは、大に思慮ある政策と云へらるゝ、幽齋は細川賴之の後にして、賴之が曾て室町幕府の法度を正だし、其文獻と口傳を存して居つたのは、此大任に選ばれたる理由

でもあつた。之れに小田原北條氏の遺士と、武田の遺士を集たのは、戰國時代に於て、北條氏、武田氏、共に深く民治に注意した家柄なるのみならず、又た大に此種の事務に精通せる人物が多かつた爲であつた。德川家康が豐臣氏の規度を率ひ、其丈量の趣旨を襲踏し、又細川幽齋父子を厚く待遇したのは、彼の武功のみを推したものではない。

仍て德川氏の租法も矢張り四公六民を中央標準としたので、此の四公六民の慣例は、威權赫々たる德川氏に於てすら、容易に變更することは出來なかつたものである。況んや各藩諸侯に於てをやである。德川の盛時に於て佐倉宗吾其他の義民を出せしは、皆な此慣例を尊重する民心の發現である。彼の武家制度の嚴格なる時代に於て、其苛政の非違を直訴することは固より堅き禁制であつたが、藩に於て租制の恒例を破り、苛虐なる誅求をなすことも亦た堅き禁制であつた。宗吾が直訴の禁を犯せし罪は固よりであるが、藩の罪も決して許されぬ。故に身命を捨つれば、一諸侯と一賤民と共斃れとなる。此の如き古制の機要點は、頗る興味ある治術の妙用を窺はるゝのである。凡國を愛する心は何人にもある筈のものだが、餘りに政治が無帝になりては、其不幸者が遂次に增加し、生存は死よりも苦しいと云ふ叫びが起れば、其政治を憤み、其國を憤む樣になる、此の恨む心の發作は共斃れ俱潰れの決心となるものである。大陸の移轉流亡に慣れたる民俗は、國土を捨つる觀念を起し易いものだが。四面環海、一國を固守して今日に及びし日本民族は、國土を捨つる心にならぬ。爲に其反面に起る極點觀念が、共斃れ俱潰となる。此の觀念は堅實な

る愛國心の反動とも云ふべきものである。

德川氏の租法は、享保より天明に至るの間に於て、漸く素亂したものである。是は元祿奢侈の風が、享保より天明に至る間に於て、著しく一般人民を腐敗させた結果である。奢侈は文明の花等と思ふて居る、不心得者の多き今日なれば、此に一言辯じて置くが、一部少數人の奢侈に依り多數の游業民が出來る、爲に一般衣食住必要物資の生產を削減する、國民一般の生活を不平均となす、是の如き景況は、享保天明の特色、又た明治大正の實況である。享保天明の時、幕府より各藩諸侯に至るまで、盡く奢侈を極めた結果、いづれも甚だしき窮乏を招き、各種特權の濫許となり、國郡富力の不齊一を來し隨て橫物成（賦課稅追徵稅等）の增加となり、大に多數人民を苦しめたが、爾來幕末時代迄、此疲弊を受け續きたる上に、天下多事、度支困難の時代となり、一層誅求の苛虐を加へ、遂に幕府倒壞して大政率還の事となつた。

併し日本は正租に依りて國民を苦しめた事はない。大化以來德川氏の末季に至る迄、租稅の定率は決して無理と認むべきことはない。此の無理のない慣例ある、日本にして農民の苦艱を窮めた事の、尤も久しく尤も甚だしかりしは、彼の莊園時代であつた。當時に於ける領主長者等の過等なる徵求、是より地頭名主の凶惡なる誅求、鐵を揮い鞭を把り、終年汗血を灑ぎ、暑寒を厭はず天の勞に服せる農民は、是等游食者の爲に其生產物の大部分を奪ひ去られたのであつた。此の中間省の措置を正だすのが、大化の律令、貞永式度の目的で、其四公六民の定例を立て、六民なる農民の取得は、領主も名主も支配主も、決して侵犯

することは出來ぬのであつた、故にいつも中間者の凶暴を正だせば、直に國庫の收入は倍蓰する、國民の次全任は齊一する、國民最福は安定するのである。

社會劃新の事業は、先づ土地制度の革正より始まる皆である、而も此問題は世界列國既定の問題で議論の餘地はない、只だ是を如何に革正すべきや、又た之を如何に措置すべきやの問題が、各家の學說主張の上に於て、異同ある迄である、我輩の主張たる、社會基礎の上より之を見るも、現行土地制度は、我國家の一大弊源たるを免はぬのみならず、實價の十分の一とか百分の一とか、一本の繩道が、數かゝれば、忽ち二倍三倍となる土地の價格を、常りも附かぬ公定地價に依り、租稅の標準となす等は、全く呆るゝより外はない、只だ我輩は、必ず之を社會的に條理を明にし、正當なる順序を踏んで改革せねばならぬと主張する迄である。

第六　調庸制

戸の調田の調。二十一歳以上六十歳まで。基を作るに大和一國の民力を役使せり。戸別の調。戸口の賦賦。桑と漆を植植する義務。持統天皇の勝宅の制令。上中下を以て戸を區別す。調の副物は小物成運上の類。初任の祝進。入官の祝ひ。土地の實質は許されない。法密にして却て奸を逸らす。正丁と次丁。調制の更改。一歳十日の賦役。大化の庸調は仕丁采女の庸布庸米。采女は女官の類。大寶の庸調は公役を免るゝときの庸。兵農開なし。衛士のみが保存せられた。頽朝の改革。

大化令には田租の外に調といふものが定めてある、調に二種ありて、一は「田の調」二は「戸別の調」である。

「田の調」とは、之を以て古代の賦役に換へたのである。賦役とは、國に土木建築等の事ある毎とに、人民に役務を課するのである、今日に於て之を看るも、或は交通に必要なる改良を計るために運河を疏鑿するとか、河底を開鑿するとか、乃至築港、燈明臺の建設、又は官衙、倉廩の建築、其他にも色々の事がある。又た地方行政の上に於ても、街道の修繕等をもなさねばならぬ。

此故に崇神天皇の詔に「令レ知二長幼之次第及課役之先後一焉」と云ふことが有る、大寶の戸令には

凡男女三歳以下爲レ黃、十六歳以下爲レ少、其男二十以下爲レ中、其男二十一爲レ丁、六十爲レ老、六十六爲レ耆、無レ夫者爲二寡妻妾一

とある、又た孝謙天皇天平實字元年の詔には、

自今以後宜レ以二二十八一爲二中男一、二十二以上爲レ正丁一

とある。ツマリ男子二十一歳（孝謙天皇の時二十二歳）以上六十歳までは、公役に服するの義務があるので有る。尤も玆に錄する大寶令等は大化よりも聊か後世の定めであるが、思ふに古代と雖も大差はなかつたの

である。

さて公役の義務は當然のことであるとして、古代の帝王は之れがために民を苦しめぬことを成るべく注意せられたゝめに、國民も左程の苦痛を感ずるのではなかつたが、後世に至つて、特に蘇我氏の如きは、佛寺浮屠の建築にまで、無用の人力を勞することが多かつたため、聖徳太子の憲法（十六）には「使レ民以レ時、古之良典、故多月有レ閒以可レ使レ民、從レ春至レ秋、農桑之節、不レ可レ使レ民、其不レ農何食、不レ桑何服」といひて、之を戒められた所以である。處がこの憲法も亦た蘇我氏のためには、殆んど何の效力もなかつた。皇極天皇の記に、「盡發二國之民一併百八十部曲一、預造二双墓一今來二一日一爲二大陵一、一日一爲二小陵一、爲二入鹿臣墓一（中略）更悉發二上宮乳部之民一、役二使雙墓一所一」とある。預め死後の墓を作るために、大和一國の民力を用ゐた、尚ほそれにも飽き足らずして、聖徳太子家に附屬したる民までも用ゐたといふのである。事玆に至れば先王の定め置かれたる賦役の制は、國民に取りて寧ろ害ありて益なきものである。此故に大化令に於ては、斷然賦役の制を廢し「田之調」即ち田に對賞たる運上を以て之れに換へられたのである。

「調二蓄賦役一而行二田之調一、凡絹絁絲綿並隨二鄕土所一出
といふのは、賦役のかはりに、田に割りあてゝ調を取ることにするが、其の調として出すものは、ナンでもよい、鄕土から產出するものでよい、絹でもよい、絁でもよい、絲でもよい、綿でもよいと云ふことなのである。尤もソノ割合は、田一町に對し、「絹」ならば、二丈、「布」ならば四丈を、調物とするのである。當時の制尺にては、絹、絁、布いづれも長さ四丈、廣さ二尺半であつて、其制尺を以て、「絹」「絁」は疋といひ、「布」は端といふたものである。ゆゑに絹は田四町を有する家の調物として一疋となり、絁は、田二町を有する家の調物として一疋となり、布は田一町を有する家であれば、直に一端を以て調物とするのである。

絲綿の割合は定めてはない。クマリ絲綿は絹絁布の原料たるに過ぎぬのであるから「絹絁布の規定を標準として最寄吏の見計らひに一任したものであらう。」

古代の賦役は正丁の數に應じて科したのであるが、「田の調」は班田の數に應じた。無論調といへば、租ではない、戸に割り宛てゝ戸より納すべきものであるが、班田制を行ふ以上、戸毎に正丁を調査するよりも、田數を以て其調をの定むるが便宜である。又た此くの如く一定の制度を定めたる以上、最早人力を濫用することは出來ぬ、是れが「田の調」を以て舊賦役に換えた所以である。

「戸別の調」といふは、是は班田の多少に拘らず、一戸をなすものは、すべて一樣に負擔せねばならぬのである。「戸別の調」は一戸について布一丈二尺の定めであつた。

戸のことに就いては、大化令に缺文多きも、五十戸を里とし、毎里に長一人を定めたることは、前に抄出せるが如く、又た白雉三年夏四月、此令を實行せられたる記事によるも、里長が戸口と土地の狀況に應じて、宅地の班賦をなしたることは明かである。又た其記事によれば、「戸主皆以二家長一爲レ之」とあるから、

戸の責任者をも定めたのである。「五家相保ち其内の一人を伍長として同保相検察し」たることも記されて居る。後の大寶令には是等のこと皆な明文となつて居て、更に

凡給二園地一者、隨二地多少一均給。若絶戸還レ公。

とある。均給とは見計らひを以て程能く配賦すると云ふことにて、何れの戸にも均等一様に分配するのではない。但し園地といひて宅地と言はぬのは、舍宅以外に畑地を包含して居るのであるから、其の配賦を受けたるものは、桑漆を植附けるの義務をも負はねばならなかつた。

凡課二桑漆一、上戸桑二百根、漆一百根以上。中戸桑一百根、漆七十根以上。下戸桑一百根、漆四十根以上。五年種畢。

尤も、鄉土が其れ等の植物に適せざるか、若くは狹鄉と稱して、土地の狹い處で其配賦の地に餘裕がなければ、必ずしも定數だけの種附けを強うるのでは無かつたのであるが、宅地に桑漆を種附くるといふことは、かの孟子の「五畝(約三百坪)の宅地に桑を樹ゑて置けば、五十歳以上の者は帛を常衣とすることが出來る」と云へる古制に類似して居る。然らば、宅地の割合も、多分三百坪位が標準であつたろふ。古代は土地に餘裕が有るから、是は毫も怪むべきことでない。其實は大化の後大寶の前、即ち恰も兩令中間の時代に當る、持統天皇の五年十二月八日、諸王諸臣に宅地を賜つたことが有るが、其割合は、

右大臣……四町(是れは後世の加賀郡などを見れば、寧ろ狹い處がある)
直廣弐(後の從四位)以上……二町
直大參(後の正五位)以下……一町

以上は特別階級の大宅地であるから、暫く論外として、勳位(後世の正六位)以下、無位の庶人に至る宅地は、

上戸一町(三千坪)中戸半町(千五百坪)下戸四分之一(七百五十坪)

を賜はつたのである。斯く上中下を以て戸を區別することは、令義解によれば戸內人口の多少を計つて臨時に量定するのであると言つて居る。

備考

元明天皇の時、和銅六年二月十九日の格と、同じく八年五月十九日の格とを以て、上中下九等の戸を定められたことがあるが、其れは何れも其戸の資財を、錢に見積りて、之を極めたのであつた。

和銅六年格		和銅八年格	
上戸	四十貫以上		二十貫以上
中戸	十二貫以上		六貫以上
下戸	二貫以上		一貫以上

(和銅中の米價は斛堂十五文であつた)

大化令には「調、副物豊、贄木簡ニ郷土所ニ出」といふ文がある、調の副物として、例せば塩、鰒、魚、藻の類を貢納することは、其郷土の産物次第勝手たるべしといふ意である。後世の小物成運上の類であるが、これは古来歴史的に其地方〳〵の誇として貢納するものも有つた、薩摩からは島之速贄と稱して、海鼠を献ずる。出雲からは、御飯玉といふものを献ずる。其外にも此類が多いのであつた。但しこの「調の副物」は、大化令までは人民任意の献納であつて、義務的ではなかつた。然るに大寶以後は、正丁の調物に必ず副ふべきものとして、其の数量までを定められて居る。人情のやゝ變遷したることがわかる。

次に大化令には、人民より其地の官長たるものに輸るべきものを定めて居る。即ち國司などが任命せられたる時、所轄の人民より初任の祝意を表するものである。

凡官長者、中馬毎ニ一百戸一輸ニ一正一若細馬毎ニ二百戸一輸ニ一正一、其買レ馬直者、一戸布一丈二尺。

通則としては馬を輸るのである、けれども必ずしも馬を輸らずとも可い。一戸につき布一丈二尺づゝ馬を買ふの料として出せばよいのである。又た其地方より簡抜せられて兵となるものに対して輸るべきものを規定して居る。即ち入營の祝ひである。

凡兵者人身輸ニ刀、甲、弓、矢、幡、鼓一

以上調の副物以下の負擔も、班田の多少に拘らず、一戸をなせば負擔するので有つたから「戸別の調」の類として記されてある。

大化令は我が民俗に適應したる古代の皇謨を基礎としたることは勿論であるが、又た大に儒學の上に參酌する處が有つた。中大兄皇子及び中臣鎌足は當時の宿儒たる南淵先生を師としたるを以て、并は學ぶべき餘地がない。其謂ゆる班田の制も、王制（漢時の作）の「量レ地以制レ邑、度レ地以居レ民、地邑民居必參相得也、無ニ曠土一、無ニ游民一食節事時、民咸安ニ其居一樂レ事勤レ功」といふことを理想として居るのである。故に斯かる制度の下に於ては、土地の賣買は許されて居らぬ、「田墅不レ得ニ賣買一、劣墓地不レ請」といふのが原則であつて、もとより班授によつて得たる田墅を、他人に賣るべき權利はない、又他人の墓地を强制執行の目的とすることも出來ぬ。

大化令の後、文武天皇の大寶に至つて、其制度は多少變更を加へられ、又た時勢の變遷に應ぜられたのであるが、法意にして却つて奸を漏らす所もある。

大寶令に於ても、班田の制竝に田租二十分の一の制等は固より其儘であつた。たゞ新令には「田の調」といふことなく、調は丁の數に應じて出すべきものとなつて居る。是れは古制の復興である。

丁に正丁と次丁との二類ありて、正丁とは二十歳以上六十歳以下のものを稱し、次丁とは十六歳以上二十歳以下のものを稱することは前にも言つた通りである。（孝謙天皇以後は十八歳以上を次丁とする）次丁二人の調が正丁一人と比例することになつて、調として出すべき絹、絁、綿の割合は、大化令とは聊か更りて左の如くであつた。

綿、糸、正丁一人に八尺五寸の割合であるから、一戸に六人の正丁あれば一匹を出すのである、一匹の長さは五丈一尺、廣さは二尺二寸である。

布、正丁一人に二丈六尺の割合にて二丁の分を合して一端となるのである、端の長さは五丈二尺、廣さは一尺四寸である。

絁、正丁一人に八兩の割合にて二丁の分を合して一絇即ち十六兩となる。

絹、正丁一人に一斤の割合にて二丁の分を合して一屯即ち二斤となる。

絹絁の正と、布の端とは、大化令によれば共に長さ四丈廣さ二尺五寸である。大寶令が之を改めたのは、工藝進歩の實際に應じたものであらう。其後幾多の沿革を經て、徳川秀忠が將軍たりし時、其の寸尺を改定し、以て今日の現狀にまで進歩したのである。

大化令は原則として賦役を（後世には夫役と稱する）廢したのであつたが、大寶令は之れを復興した。尤も雜徭の主義に於ては「用二民之力一、歳不レ過二三日一」といふことが有つて、戰爭の場合に於ける兵役の外は、城廓を治むるとか、道路を修築するとか、溝渠を開鑿するとかいふ如き、必要なる土木工事が有つても、周禮には豐年に三日、中年に二日、無年（平年作以下の年）に一日の外は、民力を使役せぬことになつて居る。其れゆゑに大寶の賦役令には「凡正丁歳役二十日」と定めてある、即ち周禮を參考し、適宜の手心を以て決定したものである。

この賦役に當つたものが、抽籤等の事情によりて、其役を免れたる場合は、其代りに庸といふものを出すことになつて居る。庸は役に代はるの意であるから、是れを「チカラシロ」（力代）と稱へられた。

大化令に庸と稱したるは、仕丁及び采女の庸布庸米の外はなかつた。仕丁といふは諸官司の雜役に充つるものにして、其手元に一人の小廝を使用することを許され、大化以前は三十戸毎に一人を出さしめたので有つたが、大化令に於ては其人員を減じて五十戸毎に一人を出すことゝし、五十戸内のものが其仕丁の粮（俸給）を辨ずることになつて居た。其割合は一戸について布二丈二尺、米五斗（換算三斗二升？）で有つた。即ち大化令の本文は左の如くである、

凡仕丁者、改レ實毎二三十戸一一人上（以二一人一充レ廝也）而毎二五十戸一一人以充二諸司一。

以二五十戸一充三仕丁一人之粮一、一戸庸布一丈二尺、庸米五斗。

采女（古は青衣ともいつた）といふは女官の類である、青衣を著て、領布、手襁など掛け、天皇の陪膳を宰ることを役司するものである。郡の少領以上といふ身分あるもの丶姉妹及び子女にして、形容の端正なるものを採用せらるゝ定めであつた。又た采女の粮（俸給）は、一百戸を以て辨じた。其の割合は仕丁のためにするものに準じたのであつた。

大化令に庸といふ語を用ゐてあるのは、以上の仕丁及び采女の粮となすべきものに限られて居る。然るに大寶令は庸の範圍を廣め、正丁が當然服せねばならぬ一年十日間の公役を免るゝ場合は、すべて庸を出すこ

と、なつて居る。庸布の割合は一正丁二丈六尺（一日二尺六寸の割）である、毎年八月三十日以前に所管の役人が其れを計算記帖して民部省に差出し、民部省の主計は、其の牧入を以て之を衛士、仕丁、采女等の食（俸給）に充て、其の殘餘を以て實際公役に服したるもの竝に雇入れたるもの丶賃銀、及び食米に分配するといふことになつて居る。

○附　衛　士

庸を以て第一に衛士の食に充てたと云ふことについて、玆に衛士のことを一言せんに。我が上古の制に於ては、兵と農との身分上の區別はなかつた。事有れば兵となり、事なければ鋤を把つて耕作を力めるといふのが、一般の國俗で有つたので有る。軍防令によれば、「軍團の大毅小毅（將官）は、通じて部內の散位勳位及び庶人より、その武藝の稱す可き者を取つて之に充て、校尉以下には、庶人の弓馬に便なる者を採用す」といふことが規定してある。又た「兵士の上番するものは京に向ふもの一年、防に向ふ者一年、京に向ふ者を衛士と名づけ、防に向ふ者を防人と名く」とある。之に依つて考ふれば、大寶當時の兵役は、衛士防人の二種ありて、何れも一年交代で有つた、然るに後世になつては、西に隋唐三韓の變もなく、東に蝦夷猾猴の亂もなく、謂ゆる提海靜謐であつたから、自然に防人といふ役は廢止せられて、唯だ衛士のみが保存せられた、是れが謂ゆる大衛の鐵虎である。然かも衛士の交代年限は增加して三年となり、地方の豪族が馬に乘り、從者を引き連れて上京した、謂ゆる三年大番とは是である。この三年大番が其時代の一大榮譽とせらるゝやうになつて、是れがためには倒產を辭せざるの土豪も有つた。恰も今日、選擧運動費に巨萬の資產を拋つ者あるが如くである。

大番の制は平氏覆滅の際迄行はれた（秩父重能、小山田有重の二人が大番として京に在りしために、何れも平宗盛のために力を盡したりし事は、有名な事實である）然るに源頼朝は其事の徒らに人害を破り、費用莫大なるに儀み、三年交代の制に改正した。鎌倉政治の德とせられたるは、斯かる處にもあつたといふの證據は、現に永久の役に、政子は此事を以て、將士を激勵するの辭柄として居るのである。

衛士の得失は本篇に於て之を論ずるの限りでない。玆には古代我が國民の負擔に膺なるものが有つたが、庸は如何なる性質の費用であつたかといふことを明にすれば其れにて足りるのである。

補　批

住居權と係役義務。我國民の權利と義務とを均衡せし愼密たる約束。居住權に對する義務を一入明瞭にせしものである。一人にして數十百戶分の徵兵義務を負擔し得るや。官僚の私心貴族富豪の欲求を容認すべきものでない。

自然の自治に依る、國民の居住權に對する義務は、賦役即ち係役である。係役は勞力を以て公的勞務に

屢する事である。我古制は國民の居住權を尊重し、一定の住宅は國民の其國土內に居住す可き當然の權能として、受稟したものである。戸籍副定の當初に於て、戸口籍に記載されると同時に居住權が確定し、居住權の確定と同時に徭役義務が發生せし我古制の原則は、我國家のあらん限り決して動かすべからざる典範である。

彼の蘇我氏が暴虐を極めし時代、藤原氏と坊主共が專擅を極めし時代を考へ、明治以降今日に至る華族富豪等の特權と、其土地兼併の結果を察すれば、國民の居住權は、いづれに存在せるやを疑はしむること が多い。全體我國の典範と國民の素質は如何なるものであらうか、善く善く之を精考審思せば、何人も其理義を了解することが出來るであろふ。

中世以降鄕邑一戸の制限を、五畝乃至三畝とし、市廛一戸の制限を五十步乃至三十步とし、より以上の面積を取りしものには、嚴に其義務を還加せし彈は、我國民の社稷に對する權利と義務とを平均せし愼密なる約束である。且つ其宅地家屋に對して租稅を賦課せぬのであつた、是れは鄕邑各市 、皆な自治を以て立てる故、戸口の割合に應じて自治の動作を取り、其費用を自辨せし故である。凡そ各鄕邑各市廛が、自ら治め自ら立てば、中央の政務は至極簡單且つ手輕となる。手輕ければ、餘計な官吏がいらぬ、政費も隨て多額を要せぬ。我古代の自然自治の優點は全く此に在りしものである。彼の蘇我氏全盛の時代に於て、暴虐なる徭役を課し、自家の國國宮殿を建造し、陵墓を築造し、殆んど民力を枯渴せしめたので、大

化の新政に依り、賦役の舊制を釐めて、田の調を規定せられたのは、偖ふに已むを得ざる結果であつたかと考へらるゝ。蓋し戸に依りて課せられ來りし賦役が、田に依りて率せらるゝことゝなりしは、一寸居住權の義務が變化せし樣に見ゆるが、併し之を田に依りて戸を設けられたる、班田制度の組織に參照して見れば、矢張り居住權に對する義務を一人明諒（ヒトシホイリヤウ）にせられた迄である。此の田に依りて戸を設くるの意は、居住者を確乎たる、職業に安定させるの目的にして、凶惡なる官權濫用の弊を未發に防ぐ爲に、其田に依る戸口に準して、絹綿布帛を以て就役に代へ、一定の割合を約せられたのである。

我社稷の大則に依り日本國籍の人民は、必ず一定面積の宅地を均受すべき權能を確認され來りしものが、少數富裕者の土地兼併となり、無住所人民が非常の增加をなせるは、明らかに我社稷典範の壞頹である。元來一人にして數戸若は數十戸數百戸の家宅を併有するは、唯だ所有權なる人爲的特權に依り、賃借料を詐求し得るより起れる結果である。此種の家宅所有者は、數十戸若くは數百戸分の兵役義務を負擔し得るの資質あるや、一人にして數十百の體軀と生命とを所持せざる限りは、決して此の負擔には應じられぬのであらう。我古制の典範は、農民以外の者が農地を取るを不合理とし、一戸の主人が數十百の家宅を併有するを不合理としてあつた。乃ち此の典範に乘る政治は、いつも皇室を肘剋し人民を虐壓し、以て朝野の思潮を擾亂し、社稷を危殆に陷しいれる結果となつて居る。

今ま之を各國民俗の間に勃興し來れる、諸種の學說に參較して、私有財產制度の利弊に及び、精細なる

觀察を下し、其議論行動の概況を討ぬれば、一國政治の大則は、決して官僚の私心富豪の欲求を容認すべきものでないことを知らるゝと同時に、其住民衣食住の安泰を圖る上に最善の方法を求むるには、如何なる學說も主張も、仔細に之を考査して、誤りなきを期するが殊に緊要であると思ふ。彼の淺薄なる國體論者が、人の性情を離れて迄も、國民道德を押し込む手段を盡し、新思想と云へば過激危險限りなきものとして之を排斥し、又新說奇流では、東洋學說と見れば、何も彼もなく專制主義、官僚主義と思ひ込んで、之を罵詈するのは、實に心外千萬の事である。由來歐米に於て其順序ある一定の學問あるが如く、東洋に於ても、東洋人の進化沿革の本源をなせる學問がある。只だ我輩は此兩者の隔意なき協睦を冀い、相應關して生民衣食住の安泰を成就せねばならぬ事と思ふ。

第七　義倉制

水害與凶戰役の預備。義倉の意義。栗野栗山の美譚。

制度の目的は民衆衣食住の安固である。班田の制、租庸調の制、皆此の大主義の上より割出されて居る。けれども「天に水旱の災あり、人に戰役疾病等の災鴈あり」預め之に備ふることの必要がある。「國無二九年之蓄一曰レ不レ足、無二六年之蓄一曰レ急、無二三年之蓄一曰レ國非二其國一也、」といふのが、古代の格言であつた。故に古代の財政策が、一年の收入を四分して其一を餘し、三年を積めば、四年目には、如何なる災鴈に遭ふも、窮乏を感ずることがないといふ方法により、謂ゆる「量レ入以爲レ出」を以て財政の要訣となした。「三年耕必有二一年之食一、九年耕必有二三年之食一、以二三十年之通一、雖レ有二凶旱水溢一民無二菜色一」といふのがこれを意味するのである。乃ち大寶賦役令の義倉制は、實に右の主義によつたものである。

凡一位以下、及百姓雜色人等、皆取二戶栗一以爲二義倉一、上々戶二石、上中戶一石六斗、上下戶一石二斗、中上戶一石、中々戶八斗、中下戶六斗、下上戶四斗、下中戶二斗、下々戶一斗、

若稻二斗、(二〇%)大麥一斗五升、小麥二斗、大豆二斗、小豆一斗、各當二粟一斗二、皆與二田租一同時收擧、義倉に當ふるものは粟である、故に稻、麥、豆等は以て代納する場合の割合を定めてあるのである。又た是れを納むるの期限は田租と同時である。

義倉といふ名目は、義解に「分レ貧、賑レ貧、其情合レ義、故曰二義倉一」とあるので、意義明白である。然るに下戶即ち貧窮ならざるものにまで、此義務を負擔せしむるのは、聊か不論理の感が有つたので、慶雲三年別に詔を發して、中々戶以上（資財十六貫以上を有する者）でなければ、其の負擔に及ばざることにせられた、

准レ令一位以下及百姓雜色人等、皆取二戶栗一以爲二義倉一、是義倉之物給レ養二窮民一預爲二備儲一、今取二貧戶之物一、還給二乏家之人一、於レ理不レ安、自レ今以後、取二中々以上戶之栗一以爲二義倉一、必給二第乏一不レ得二他用一、官

入私犯、一斗以上、即日解ㇾ官、隨ㇾ贓決罰

義倉、常平倉は、同物の異名であると云つても差支はなからう。けれども常平倉といふ名は、重もに米價調節の意味に於て用ゐられて居る、寛政中柴野彦輔（栗山）の幕府に提出したる奏議に

私體卑賤の者、乍ㇾ恐武家の御爲、萬民の爲に、數年相考へ候て存じ付候は、只今雜稅法、常平倉法と申すニつを御行ひ被遊候はゞ、三年の內には、天下の米相場、高直なり共、下直なり共、上の思召ままに相成可ㇾ申と奉ㇾ存候（中略）常平倉法と申候は、諸所の御代官領に、御藏を被ニ立置一、江戸へ御廻し被ㇾ成候御上米を被ニ入置一、又大阪其外湊々に御藏を被ニ立置一、米直段下直の時分は、御買上被ニ仰付一、又高直の時分は御拂ひ被ニ成下一候事に御座候云々

と云つて居る、常平倉の意義は之を以て明白であらう。

補批

非常貯蓄。義倉の裏面。義倉其物は富豪長者の私物に化した。古今第一の績果を擧げた。庄屋大庄屋と倉庫。米穀管理の恒例。東北一部の饑饉に數百人の餓死者を出して居る。

義倉と云ひ、常平倉と云ひ、時代に依る其方法の變化、名稱の差異あるも、要は國民重要食糧の非常貯蓄である。

然に後世土木の進歩は、大に水田の開發を促し、奈良朝の中葉に至り、水田の生產大に增加し、古來多く糞種を貯藏せしものが自然に粟を貯藏することゝなりたものである。

當初に於ける義倉制度は、各鄕邑の自治に伴ふ、凶荒準備を規律的に改めた迄のものであつた。靈龜三年の詔を發布せられたのは、大寶令實施中である、然るに當時已に坊主の勢力が吉中を犯し、墓情玄昉等も漸く跋扈し始めて居る。吾曹は此の詔に依りて、前後左右の情況を察し、古來自治に依りて凶荒の準備を立て來りし我國民が、富民のみに貯穀の徵收を課せらるゝことゝなりしは、兎に角富民の勃興と同時に、自治的共同の威力が衰頽せし事を一考せねばならぬ。

乃ち奈良朝の政弊が、貴戚と坊主、之に附隨せる土豪長者の跳梁なり、名利慾に基因し、生民を誅剝し竟に義倉の制度もメチヤクチヤとなし、義倉其物は富豪長者の私物に化し、饑民野に充つるも、一本の卒塔婆を立て、忘れた樣に洒ㇾ し込んで居たのは、大に後世の誡とせねばならぬ。開後平安朝に入り、更に甚しきを加へ、遂に地方各邑莊園人民の離散を招き、盜賊蜂起して、靜謐法度が廢頽するに至り、貢米の輸送が梗る處に淡滯を來し、地方の富豪長者が漸々と擯滅され、京都は年々饑窮の度を高むる事となり。此に義倉家が蜷起して、自衞自防の模範を示し、各鄕各邑の凶荒準備が、曾はず語らずの中に復興す

ることゝなつたのは、我日本國民が如何に自治的素質を具備せるかを察知すべき要點である。

幕倉幕府創立以降は、民治の大體を地方の自衛自治に委ねたる爲め、各鄕邑其領主の管掌に依り、簡約なる凶荒準備、軍糧準備が成立し、德倉幕府は、細心に之れを督勵して、古今第一の結果を擧げた。其大要は人民の口數消費額と、生産の數量とを嚴密に査定して、準備貯穀を成さしめ、其年の秋收を認めたる上、前年の貯穀を賣出し、新穀を貯蓄することゝしたのである。蓋し彼の弘仁延喜の令律は、例文ありて成果がないが、貞永の式度は成文なくして實蹟がある。是れ一入の攻築を要する點である。

足利氏に入つても、一般人民が此の自然的なる善例を進奉し、戰國を經て豐臣氏は特に之を復興することに努め、德川氏に至り各藩貞永法度を推して、倉庫制度を正たしたものである。彼の德川氏直管の地方より、諸侯の封地に至る迄、凡一萬石に對し一人の大庄屋（惣庄屋とも云へり）を置き、其下の每邑に庄屋が置かれ、大庄屋の下に倉庫が設けられ、地方の情況に應じ共租米の幾分を貯藏し、非常準備を立て、更に西國は大阪、東國は江戸に倉庫を設けて、其出入を整理したのは、頗る用意周到であつた。享保以降此制度が紊れ、數回の大饑饉に多數の餓死者を出したのは、經濟史上より見たる德川氏衰亡の一大源因である。藩の習慣に依りては知行所を直に其士家に與へ、四公六民の制限を以て食祿を徵收せしめたる所もあり。又は士著の士家に耕地を與へ、其士家をして農事に着かしめたる所もある。天明以前は、大率藩命を以て備荒貯藏をなさしめたるものであるが、其後備荒貯藏の衰頽を招きしは、藩に於て直接徵收を始め、士卒の食祿を倉渡しとなし、相續ふて府庫の增收を圖り、奢侈の用度を充たしたためであつた。

大體貞永以降、江戸幕府の中世に至る間の、國民主要食糧の管理法は、前年の耕牧米を、翌年の梅雨後より食ひ始むるを以て常規としてあつた。年の豐凶地方の情況に依り、全國悉く此の常規を固守せしと云ふではないが、大體は永く恒例をなせしものである。脚氣小言と云ふ醫書に、昨年の凶荒に依り、人民が往々新米のみを食用するは、脚氣の一大病源をなせるものと論じてある。又た肥後の大醫村井氏の家書中に、肥後筑後の諸地は、貯穀の法能く整へる故、其人民新米を食はず、此の地に脚氣なきは之れが爲めなり、凡そ新米の毒は、梅雨を過ぐれば、自然と薄らぐものなりとの記載あり、一考すべきことである。

明治政府は、備荒金を徵收して之を貯藏した、今は名稱を換へて、罹災救助基金と稱し、大正四年度末に於て、五千貳百貳萬八千八百參拾參圓の現在高を示せり、金錢を以て國民非常時の食糧を容易に配給し得るものと考へて居つた、明治政府の當局者は日清戰爭後東北區一部の饑饉に、數百人の餓死者を出して居る。吾輩は曾て之を大藏次官中村元雄氏に詰つたが、頑迷石の如く全く要領を得なかつた。古來金銀を枕にして餓死した例は勘ふないが、併し今日の如く交通機關が十分に發達した時代には、金さへあれば決して危險はないと云ふ居つた。又細川雄次郎翁が、古今の凶荒を調査して、各町村に備荒倉庫を建設する必要を說いた時も冷然一笑に附し去つたのである。然るに歐州戰禍の結果、始めて國民食糧の輸入、配給策、蓋商の占買に依る時價の狂騰、而も其裏面には、輸送轉送の不用意、倉庫の不完全に依る鼠

害、虫害、窮餓の莫大なる減耗、鼠と蟲と相場師とを肥やして良民を餓す其事實が例證されたが、當局者は全く之に對する方法も手段もなく、慌々悔々たる有様である實に呆るゝの外はない。但た此上は各町各村誠實なる結合を圖り、纏綿ある自治の下に非常の準備を正だすの外はあるまい。我實は別に食糧倉庫建設の私案があるが、是は他日を待つて江湖の意見を質すであらう。

第五講　徳操

第一學令

萬人萬様の解釋。　神道は反動的。佛道といふ語。王朝の學令。大學と國學。
論語と學經。　赤くも染り青くも染る。國體とは本來何の事である。宇宙に遂つて居る。國學に入る年齢。學課は智識のため、作業は德育のため。

今日の人智の程度では、德操ということは最早說明の要がないかも知れぬ。けれども其根本觀念には、萬人萬様の解釋が有る、例せば東洋に於ても、佛教、道教、儒教等の差別によつて、其主張に多少の相違は免れぬ。西洋に於ては、希臘以來唯物、唯心、唯理、其他諸派の哲學、竝びに基督教、天方教（回教）等の差別によつて、是も多少の差別がある。

日本には古來特有の教といふ程のものは、發達して居らなかつた。中世以後、神道といふやうなものを唱ふるものも有つたが、其れは寧ろ外來の儒教佛教などに對する反動的のものであつた、ソコで識者は多く之に耳を傾けなかつた。

天竺には佛の教あり、漢には儒者の謂ゆる聖人の教が有て、唯わが國ばかりが教への道のないと云ふことを耻かしく思ひ、そこで牽強附會をして、教への道を云ひ出した、これが抑々萬づの心得違ひ、元來教と云ふものは、惡事をする者があるに依つて立てた物で、實は教の有るのは國の耻で、御國の古へは、自ら君親に忠孝やかに有つて、教へだてをせずともすんだ物ぢや、（俗神道大意）

とは、かの平田篤胤が毒言である。聊か奇矯な樣ではあるが、古代に教といふ程のものなかりしといふ意味ならば一理ある言である。

誰やらが「制札の多きを見て國の治らざるを知れり」と云ふが如く、亂れて後に教は出來、病有つて後に醫藥あり、（中略）近世の先生たち、畑で水練を習ふやうな經濟書を作て、俗人を驚かすこと、片はらいたきことなり（風流志道軒傳）

とは、天明頃の畸人志道軒が、儒生を罵つた語であるが、是れも頗ぶる妙論であるが、然し日本人は古來德育に何の注意も拂はなかつたのではない。

日本に惟神といふ語がある、是れは孝德天皇の詔に創めて見へたる語であつて、日本書紀には、其語の下に註を下して「謂ㇾ隨ニ神道一、亦自有ニ神道一也」とある。神の道に隨ひ玉ふといふは、自然に忤はぬことである。自有ニ神道一とは、必ずしも外に儼然たる命令が有るのでなく、固有の理性が、其儘に神道と稱すべき者であるといふ意味である。此註の意を敷衍すれば惟神といふは、人々理性を固有するといふことになる。原

人の謂ゆる良心とは、この固有の理性を稱するのであらう。

人には固有の理性がある、故に自己及び他人の行爲の是非善惡を識別することは、頗る容易で、杓子定規的な教育を待つまでもないが、併し是非善惡の標準は、矢張り家庭又は學校の教訓乃至四圍の境遇に依つて自ら異同を生ずるのであるから、古代の學制は一面に於て、智能を啓發すると同時に、尤も心を德器の成就に用ゐてあつたことも事實である。

王朝時代の學令には先づ始めに、凡博士助教、皆取ニ明ㇾ經堪ㇾ爲ㇾ師者一と云ふ文がある、これは當時の大學教授採用の標準を定められたるもので有る。既に大學教授といふ以上、その專門の學術に精しき事は勿論であるが、其上に人の師と爲すに堪へる程の德行が必要であるといふの意義である。

學校は二種となつて居る、一は大學で、次は國學である。何れも年齡十三以上十六以下の聰明にして令善なるものを入學せしむるのであつた。尤も親王には別に文學と稱する家職のものが教授するの定めであつたから、大學には入れなかつた。國學生の數は、大國五十人、上國四十人、中國三十人、下國二十人である。

又た大學生は式部省より補し、國學生は國司より補するのであるが。入學の時は束脩の禮といふことを其時に向つて行つた。學生一人について布一端づゝと、其れに添えて酒食の禮をも行ふの定めで有る。勿論其れ以外は官費生である。束脩を行ふと云ふことも、是を以て教師が利を計るのではない、德育の一なのである。又た大學にも、國學にも、春秋二期に國費を以て釋奠と稱する即ち孔子祭があつた。是れも德育の一で

ある。大學に於ても、國學に於ても、學生の席順は學業成績によらずして長幼順であつた。又た如何なる學生も素讀と論辨の二書はなす業前すべき定めであつて、孝經には孔安國と鄭玄の注本を用ひ、論語には、鄭玄と何晏の注本を用ゐた。歐米人に條約改正書を知らねものなきが如く、日本人に論語を知らねものゝないのは、かゝる根底があるのである。是等も調べて德育の主義より出でたのである。

ソコで今日の人に言はすれば、或は議論が起るかも知れぬ、制度を以て人の道德問題に干渉するは宜しくない、孝弟を賞ますとも、親に不孝をするものではない、論語を讀ますとも己れの欲せざる所は人に施すものでない、自ら又た身を殺して仁を成すものもあると云ふ人があるかも知れぬ。けれどもソレは少くとも今日の進歩したる人智の程度に於て言ふべきことである。況んや人の幼年時代は、たとひ其の本能、遺傳、父母の薫陶は有つても、猶ほ其一半の性は白紙の如きものである。赤く染まるも、青く染まるも、教育や、平生交際する所の朋友の感化が大に關係のあるのである。曾て佛國に遊學したる人の談話に、佛國に於ては若し途上に於て小學校教員に遇ふときは、大統領と雖も、必ず脫帽の禮を行ふの習慣であるといふことを聞いた。何故にかゝることをするので有らう、此意味を商量すれば、我が古制の決して徒勞でなかつたことも肯せらるゝであらう。但し今日一種の政客ありて、自己の施設の社攻なることを攻撃せらるゝを恐れ、時代遲れの大義名分論を以て、國民に強の如き柔順を强ひんとするが如きは、其れは古制の目的でも何んでもない。又た一派西學の徒ありて、斯かる政客の意圖を迎へ、修身書倫理學などの名義を借り怪なる國體論を

鼓吹するものもあるが。國體とは本來何のことで有る、人の必要は衣食住と男女の性慾ではないか、衣食住と男女の性慾を離れて人はない、人を離れて地圖はない、地圖を離れて國はない。衣食住と男女の性慾の要求が風土の狀況を同うする鄉圖の陶冶によりて鍊成せらるゝものである。此の鄉圖の風俗習慣と云ふものが形成せらるゝと云ふ語を用ひ得べしとすれば、其れが即ち國體なのである。何等の徹底的必要もなき國體論は、其根據が宇宙に迷つて居るものである。かゝる議論を被足點として組立てられたる修身書、又は倫理學には、何等の權威も有るべきものではない。況んや爲政者の都合を劃出しに、國民を去勢する方法を以て之を德育と名づくると云ふが如きは、喝々怪事である。此くの如き不純の觀念を以て德育を談ずるが如きは、抑も遠い哉と言はねばならぬ。

學令に大學又は國學に入るの年齡を、十三歲以上十六歲以下と定めたるは、尤も用意の精到なる處である。勿論古代と雖も、待著の年齡位に達すれば、小學に入るのである、然し幼年の間は、その主とする處、重もに體育上に在るべきことは、東西一揆である。支那では八歲より灑掃應對御書數を教ゆると云ふことは、三代以來の法則となつて居る。日本人は昔から馬に騎ることを好んだもので、天武天皇の十一年以來は婦女も馬に乘つた。是は錄倉時代迄行はれた。大磯の於菟が曾我十郎を訪問した記錄などを看れば明白なことである。此の如く日本は古來尚武の國俗であるから、幼兒の教育法は推して知るべきである。然るに人は

生育に遅速は有つても、大概十三歳より十五六歳迄の處が、體質心理の一大變遷期である。德育の必要は此時期に於て最も必要とするのである。然かし其教育法は決して注入的でない、師に對して束脩を行はしむる。傳授の禮を擧げて、學生を以て執行係とする。庶願を長幼により定むる。論語と孝經を本課目以外に置得せしむる。作業（ガクガクガク）と稱して、淫猥なる俗間の背業や、殺風景惡風俗の遊戲場に立入る事を禁ずる、公私の諸事ある處には、必ず學生の參觀を命ずるなどで有つた。學課は智識のために與へ、作業は德育のために與へた。古代の德育は、決して牛頭を按して草を食はしむると云ふが如き方法は取らなかつた。

補　批

人の性情より流露する善眞なる行爲。自制する所なければ人と人との調協は尚來ぬ。佛教の性實が冥觀道を加味して居つた。官僚式に編纂して儒教の本實を說說した。古代學問の分科。

德操とは、如何なるものなるや、名稱ある以上は、必ず其實相あるべきである。之を心の線なり意の動なりと云ふも、其實と心が事に觸れ物に觸れてこそ、茲も現はれ動も認められるべきであらふ。然らば謂ゆる德操とは人の性情より流露する善良なる行爲に對する概稱と見るべきである。

「德ヲ行ヒ之得也」とは、古き德の解釋である。實行の上に會得せること言ふ意なり。又た「德謂ニ善敎ニ」又た「德ヲ悉也」とは、其實行の上に會得せる事を以て、善く人を敎へ、或は是を以て意を人に施すの意である。

「所守也、持念也」とは、操の解釋である。其一身の時と處と位置に隨ひ、守るべき筋の事を飽まで固守し、固守すべき筋の觀念を飽まで固持し、生命に代へても少しも動かぬことである。

父兄たり子女たり、之を上にしては人君の德操、之を下にしては人臣の德操、個人としては男子の德操女子の德操、業務職分あるものは、其業務職分に準ずる德操、學問藝能あるものは、其學問藝能に準ずる德操が有つて、始めて自他共に安心することが出來る。そこで假令ば長上者の權力、富貴人の財力、又は一個人の藝能術智の上に存する威力權力等を、都て之を我利我慾の爲にのみ應用して、自制する所なければ、人と人との調和は全く出來得られぬ樣になる、人と人との調和が出來ねば、社稷の組織は出來樣筈がない。

武藝の達人が一たび德操を破り、自個の慾思を充足せしむる爲に、如何なる非行も暴行も顧みぬ樣になれば、其修得せし一藝たる武藝は、實に恐る可き凶惡の利器となるものである。又天より受け得たる女子の美統が一たび德操を破りて、奢侈淫慾やり放題となれば、其女子は忽にして、社會の恐る可き惡魔となるのである。

元來自然の進化が、自然の敎化をなし、自然の敎化と自然の自治が、全く純粹なる各人各個の性情に發

する衣食住の需要を調弁して、無理のない治平が保たれた上代のことは、唯だ単調なる固有の天性に率ひ都ての是非善悪が決定された譯で、後世の複雑極まる大義名分論の如きは有らふ筈がない、古代の神話若くは傳説が、實に愛すべく尊ぶべき眞實が多いのは、純粋単一なる性情の發露なるが爲である。

、大陸思潮が、儒學、道教、佛教に依りて漸入し、人心が其影響に依りて變化し、蘇我氏に至りて甚しく佛教が重んぜられ、而も其佛教の性質が、三韓の巫覡道を加味して居つた爲め、我單純なる民心を攪亂したことは一と通りではなかつた。殊に其宗教が、蘇我氏の權力に依りて強制的に宣布された爲め、我神世以來の故俗が甚しく破壊され、大化の維新に依りて復活し、其後學制が制定されて儒學に據り其準縄を正だされたのは、全く秩序ある我肚稷の恢興にして國民德操の刷新であつた。

前に應神朝に於て王仁を聘し、皇子稚郎子が儒學を修められ、其結果として我國の肚稷諸神より、皇祖皇宗の祭記を正だされたる、道統正しき儒學は、實に我國德化の根源をなし、爾來明治に至る凡一千五百年間、一貫したる我文教の大綱である。此間之を佛説に變化させ、又た是を官僚式に餘儀して、甚しく儒學の本質を紊亂したのは、我肚稷の一大恨事である。更に晴だ遺憾なのは、明治以降の淺薄なる一部の學者連が、彼の紊れ壊した後世の儒説を取りて、直ちに之を周公孔子の學問の標に心得、辻褄の合はぬ妄説を唱ふのである。

國學が國司の管掌に屬かれ、各科の學問を兼脩されたのは、人間を機械的に造る現代式の講習とは大に趣を異にして居つた。固より學問の疎密は、時代に依るものなれば、直ちに之を今日に比較する譯には行かぬが、經史醫業、天文、地理等各分科して專攻したものである。殊に現今の如く學位を與へて特種の地位を附し、强て學問の素地を造る様のことはなかつた。

第二　官紀

官紀の振肅。邊陲なる道徳觀。德行は空論でない。第一に人格第二に才能第三に經驗。

古制が德操の問題に重きを置きたることは、學令ばかりでなく、更らに官紀の振肅の上に著はれて居る。是れは後世賄賂を以て獵官の運動をするとか、或は支那で言へば「三年ノ清和府、十萬ノ雪花銀」と云ふ諺のある如く、官吏たる者が或は御用商人に結托し、或は奸猾なる富豪の隨使を甘んじ、其位地を利用して自家の財嚢を膨脹せしむることを耻と思はざる風儀とは大に異るものが有つた。

本來才能と德行とは別事であると思ふのが、抑もの心得違ひである。其れは成程淺薄なる道徳觀の上にて「乞食に物をやる」位を無上の慈悲と心得たり、無上の大義名分と心得たり、或は「得知れざる神の獣示と称しそ、德行を一の貢品でもあるかの如くに取扱ふもの」に在つては、才能と德行とは慥かに別物であるに相違ない。けれども、古來大才能の人には必ず德行の伴ふものである。明治の能吏として知られたる玉乃世

農は、曾て法廷に於て一の物盗犯人を審理した、然るに其犯人には齢七十にして病床に呻吟する一人の老母が有つて、九尺二間の裏店に日々の炊煙を挙げ得ざる、極めて窘迫悲惨なる事情あることを發見した。けれども彼の職は判事である、罪状は頗ぶる證據充分である、盗む所は僅に七十五錢、母子三日の餓を支ふるには過ぎなかつたのであるが、如何に酌量を加へても、當時の刑法に於て二箇月の輕禁錮は動かすことが出來なかつた。茲に於て彼は其者に法の如く刑を宣告し、法廷を退くや直ちに車を犯人の住居と聞きし神田邊の裏店に舁けしめ、封筒の中へ二十金を入れて其上に無名氏の寄贈と記し、車夫をして之を病める老母の枕邊に投げ込ましめた。然も此事實は其れに與れる車夫の外、一人も之を知るものなく、彼が歿後に於て、車夫は追憶談として之を語つたのである。

德行は空論ではない。是が德行であるか無いかと打算すべきものでもない、中心から知らず〳〵發露した人の純情なのである。古代は其れに感動する心も後世の如く麻痺して居らぬので、人才を選んで官に任じ位を叙する場合を定めたる選擧令に、

凡應レ選者、皆審二狀迹一、詮擬之日、先盡二德行一、德行同取二才用高者一、才用同取二勞効多者一、

とある、第一に人格、第二に才能、第三が勞効である。勞効といふは、經驗といふ意味である。人格才能に優劣がないならば、無經驗者を選ぶよりは、事務に經驗のある者を用ふるがよいと云ふことである。又た考課令といふは、官吏を成績によつて褒貶進退するので有るが、其の令に

德義有レ聞者爲二一善一、清愼顯著者爲二一善一、公平可レ稱者爲二一善一、恪勤匪レ懈者爲二一善一、

とある、是れはたゞ官紀の振肅について言つたやうなものでは有るが、古代の官吏は國民の模範となるので有るから、官吏の考課は取りも直さず國民に對する教化で有つた。尚ほ斯かる間接の方法の外に、更に直接に民德を勵むることも決して忘れてはならぬ。戸令に國司の職掌を定めた文があるが、實に左の如くに言つて居る。

凡國司、每年一巡二行屬郡一、觀二風俗一、問二百年一(百年は安否の義である)錄二囚徒一、理二冤枉一、詳察二政刑得失一、知二百姓所二患苦一、敎喩二五敎一、(謂ゆる五常の敎である)勸レ務二農功一、部內有レ好レ學篤レ道、孝悌忠信、清白異行、發二聞於朝一者、擧而進レ之、有レ不二孝悌一、悖レ禮亂レ常、不レ率二法令一者、糺而繩レ之、其郡境內田疇開墾桑漆滋殖、戸口增益、禁令行者、爲二部領之能一。入二其境一、人貧匪二農事一、奸盜起、訴訟繁者、爲二部領之不一、(無能の義である)

補　批

此種調育の常務。公の意下な不慮の徒詳をなして居る。皆其名利慾。古者佛不及卿太夫。上下官吏德操義頗の一證。順を守るは妄尊の道なり。

公人たる者の品格は、清節廉潔を尚とび、其人才擢用の標準も、殊に此點に意を盡したものである。官事は社稷調齊を常務とすることなれば、苟も其人に些の汚濁あれば、一國政化の大本が素れる、故に官吏の出處進退は、切に此清節廉潔の行を尚とんだ譯である。世の淺見者流には、清節廉潔の行を以て、世間知らずの孤清獨善行爲と云ふて居る人もあるが、是れは甚だしい間違である。先づ此の廉潔の字に注意して見ねばならぬ、廉とは廉角を正しくすることで、自他の關係、事の輕重等を明瞭にせねば、忽ち姦曲の犯す所となるものである、古來清廉の士は、必ず時務に練達した頭腦明敏の人である。子爵品川彌二郎氏は、當時清廉と稱せられ、子爵自身も清廉を以て任じて居つた。然るに或る老人が子爵に對し、公の清廉は孤清獨善である、未だ清廉とは云はれぬ、公の幕下は不廉の徒群をなして居るではないか、公の一身のみ清を致すも、天下の事は全す濁る斗りであると云ふた。子爵は大に此の老人に感謝し、爾來顧る人才の擢用に注意したと云ふことである。

主義主張を無視した朋黨的根性を以て人を取る樣になれば、何時も官紀は腐敗するものである。蔡我閥族の時代より、藤原閥族の關巷時代、それより武門政治八百年の歷史は的々之を證明して居る。維新の後藤長氏の政治に於ても亦た然りである。尊で生ぜし門閥財閥學閥、主義主張を忘却したる政黨閥、皆な其名利慾の外何の意義もないものである。是等の者が官紀を振肅しよふとするのは、實に木に據りて魚を求むるの類である。何人も知る通り、官紀振肅の訓令は實に幾回となく發布されたものだが。其反面に

社、官吏瀆職行爲が續々として發覺する、瀆職官員の演戲、總管吏員の演戲、稅務署員の演戲、鈴辨事件等、一々列記するに堪へられぬ。而も此中には滿敎官吏も尠くない、こんな事では國民が顧みにして居られよふ筈はない。併し我輩は我社稷の一員中より、是の如き醜態を出すを耻ぢ、我社稷的制裁を加ふ樣にせねば、是の類風を挽回することは出來ぬと思ふ。

共存共榮を以て、社稷の大本としたる我日本國民の觀念は、古來其一家同族中に醜穢行爲ある者あれば之を一家同族の耻として、鄕黨に所置したものである。又た一家同族に於てのみならず、鄕邑に於ては其鄕邑の耻とし、同藩間に於ては其同僚間の耻とし、亦た夫れ〳〵之を所置したものである。此慣例は確かに維新前迄行されて居つたのである。「古者羣不及朝太夫」此の一語は官吏たるもの丶堅く遵奉した確言で、公職を奉じ公事に任ずるものが、假令如何なる場合にもせよ、其身に羣名を受くる迄、ダラシナクして居る事は無ならね、必ず自身で自らの覺悟を定めて決する所がなければならぬ筈であつた。私刑を科する事は固より古來の禁制であつたが、併し本人が潔く自決するとなれば、又た其悔悟に對して、情義ある處置を取つたものである。

凡そ一國の公職に在する官吏にして、其長官の命令通りに行動するのは當り前の事だが、時に變化する命令、爲に心ならず服從して居る下級官吏が澤山居る、是等の事は、上下官吏の倫理觀念の一變である。

是の様な場合に處して、心ならず服従する様な行爲は、婦人の不貞行爲と選ぶ所はない、必ず自己の意見を發表して辭職すべき筈の筋である。然に我國近時の情況は、遂次此種の氣慨ある行動を取る者が迹を絶つてきた、我輩の面識者中にも、心ならず服従して居て居る様の者が甚だ多い。いづれも口腹の爲にカヾシヤ付いて居るのである、實に憐れむべき事である。

元來德操なき人は、全く頼みにならぬ、頼みと云ふ事が信の起る處である。國家の政治も信にあらざれば行はれぬものである、「政無レ信則何以立」とは此事である、そこで官事を執るも、公務に處するも、一夫一婦朝夕の行爲も、己を欺かぬと云ふ事が德操の基礎である。彼の統治者の便利のみを圖り、柔順なる服従のみを以て民衆を陶冶するのは、德操を養ふ所以でない。明治中季以降、我國も普魯士に倣ひ、服従陶冶の手段を壹したが、是から盛んに濱職官吏が出來、彼の特に紀律を重すべき軍隊中に迄、贈收分子が浸潤し、今日を迎へたものである。東洋古來の典範は、順を守るは妾婦の道なりと云ふて、甚しく柔順服従の行爲を卑んじたものである。殊に我國は古來大に士風を重じ、柔順服従等云ふ事は大の禁物となつて居る。そこで苟も心に戻り情を傷る様の事に服従するのは、男の大恥等、一家同族の面汚しとして、大事は死を以て爭い、小事は職を捨てゝ爭ふたものである。こんな習性ある日本民俗に對し柔順服従等の漫陋なる抽象標準を掲げて、民衆の氣質を變化させ様とするのは、態々國民の品格氣象を下落さするものである。

社會の眼目となれる爲政者が、頼みになる丈けの德操があれば、國民は心を捧げて其政令を遵奉する。假令事に依り是非利害の差ありとするも、唯だ之を是とし之を利とする者丈けでなく、之を非とし之を害とする人も、其爲政者の德操に準し或る程度迄は安心する。併し德操がないとすれば、其爲政者は爲さゞる所なき者である。彼の名利を趁ふ人心の機微を利用して、其位置を贏ち得たる所の政治家共に對し、德操の有無を問ふにも及ばぬが、安心もされぬ頼みにもならぬ、政治家を數かねばならぬ程、一般國民の氣概が弛頽したのも吾輩民衆互に切實なる反省を要する事である。」

第三　僧尼　上

事實は一種の訴訟法。汝獨り佛法を行ふ可し。奇蹟的佛教。小角、僧行基の罪禍。僧尼酒肉姦淫の禁。僧尼の商事及金利取得の禁。現在の寺院概數。

道德の問題は、宗教家に一任す可しと云ふ人が有るかも知れね、けれども我が古代の宗教家即ち佛教各派の僧侶は此事を托するには甚だ心元なきもので有つた。

百濟から佛法を傳へた時、其の効能書は頗る立派であつたが、事實は一種の訴訟法のやうなもので、病を癒やすとか雨を祈るとか、必ず人の耳目を驚かすことのみをつとめたもので有る。尤も其頃此法が支那にも

詐にも惑んに信仰せられて居たもので有るから、一向ら新智識を渇仰する蘇我稻目は、「西蕃諸國一皆謟ㇾ之、我豈獨背ㇾ也」との理由を以て、力めて之を採用せんとしたるも、最初は反對者が多數であつたゝめに、蘇我氏の勢力を以てするも、其意を遂けることは出來なかつた、然るに馬子が病に罹りて、三寶の力を藉られば救治することが出來ねと云ふことを哀訴に及んだ時、敏達天皇は之に詔して、「汝可ㇾ獨行ㇾ佛法一、宜ㇾ斷ㇾ餘人一」と許されたるなどは、我先王の其教に對する頗ぶる徹底せる御見解を窺ふべきものである、ツマリ信仰は其人の自由であるが、他人を迷信に引入れてはならぬと言はれたのである。

處が用明天皇の御病牀には馬子が到頭、豊國法師といふものを引入れて祈禱をした　其時物部守屋が、屁みつけたといふこと亦有る。而して推古天皇の時に至り佛教は終に盛大となつた。是れ當時の攝政たる聖德太子が、蘇我氏と心を合せて此教を鼓吹したる爲である。彼の有名なる憲法十七條の三に「篤敬ㇾ三寶一、三寶者佛法僧也」と明記せられ、又た高麗から歸化したる惠慈、百濟より來れる慧聽などいふ僧が、蘇我氏の建てたる法興寺に住して大に說法を試み、其外此時代に來朝したる百濟の僧觀勒、高麗の僧慧灌などいふも何れも有名なる一派の學匠で有つた。けれども世に傳へられて居る處は、是等の學德よりも寧ろ其奇蹟である。佛教家の言によれば、慧灌が三論を講じた時に、聽衆が有つたので僧正に任ぜられたといふことであるが、若しそれが事實であるとすれば、慧灌の僧正となつた亞年、即ち推古天皇の三十四年には、三月から七月まで、絶間なしの霖雨で、六月には雪さへ降り、之が爲めに大飢饉となつたことも史上の事實で

あるのを見れば、慧灌は雨を祈ることだけを心得居りて、晴を祈ることは知らなかつたと見えるのである。又た皇極天皇の時、蘇我蝦夷の奏上により、寺々に於て雨を祈らしめたが、餘り效能がなかつたので、天皇親しく南淵の河上に於て天に祈らせられたれば、忽ち大雷大雨となりて、五日間降りつづけ、百姓が大に喜んだといふことがある。斯の如く鬼角宗教家の稱する奇蹟などは、辻褄の合はぬことが多い、尤も辻褄が合へば、ソレは奇蹟ではないが、何にしても、ケシからぬものである。

佛教は其後漸かに後世の空海頃までも、矢張り奇蹟的のものとして知られた。其の奇蹟的なるが爲に、之れに托して、奸曲を企つるの道俗も少くはなかつた。是れが頗ぶる儒教主義を奉ずる刑部親王や、藤原不比等の嫌惡する所となつたので、卽ち大寶養老の僧尼令となつてあらはれたもので有る。今其前後の史蹟に就いて考ふるに大寶令の出づる前々年、卽ち文武天皇即位三年のことで有つたか、役君小角と云ふものが、大和の葛木山に住し、能く鬼神を役使して其れに命じて水を汲ませたり、薪を採らせたり、命令に從はぬときは、呪を以て之を縛したりしたと言ふことである。是れが謂ゆる後世の修驗宗（俗に山伏）の祖である。又元正天皇の養老元年に行基と云ふ僧があつた、其時の詔に、「方今小僧行基幷弟子等、零ㇾ疊ㇾ街衢、妄說ㇾ罪福一、合ㇾ構朋黨一、焚ㇾ剝指臂一、歷門假說、强乞ㇾ餘物一、詐稱ㇾ聖道一、妖ㇾ惑百姓一、道俗擾亂、四民棄ㇾ業進違ㇾ鄕敎一、退犯ㇾ法令一」とある。是等は何れも儒教家の嫌ひそうなことである。夫れ故に僧尼令の第一條には

凡僧尼、上禮ㇾ王者一、俗說ㇾ災祥一、語及ㇾ國家一、妖ㇾ惑百姓一、幷習ㇾ讀兵書一、殺人奸盜、及詐稱ㇾ得ㇾ聖道一、並

依ㇾ法律ㇾ、付ㇾ官司ㇾ、科ㇾ罪、

とある其の第五條には

凡僧尼非ㇾ在ㇾ寺院ㇾ、別立ㇾ道場ㇾ、聚ㇾ衆教化、并妄說ㇾ罪福ㇾ、云々

とある、是れ等の條文は、明かに行基等を指したものである、第七條には、

凡僧尼、飲ㇾ酒食ㇾ肉五辛ㇾ者三十日苦役云々、若飲ㇾ酒醉亂、及與ㇾ人鬪打者各還俗、

とある、今日の僧尼に此令を犯さゞるものは果して幾許あるか疑問である。第十一條には

凡寺ㇾ僧房停ㇾ婦女ㇾ、尼房停ㇾ男夫ㇾ、經ㇾ一宿以上ㇾ、共所由人十日苦使、五日以上三十日苦役、十日以上百日苦役、

とある。今日は僧侶の妻帶は、既に公認せられて居るから不思議である。其十八條には、

凡僧尼不ㇾ得ㇾ私畜ㇾ園宅財物ㇾ及興販出息、

とある、興販といふは商賣をすることである、出息といふは貸金のことである、僧侶の高利貸は其頃から隨分多かつたものである。

儒教を主義とする藤原不比等の眼に映じたる佛教徒は、大略以上の如きものである。之に向つて國民の德育を委任するなどは、固より夢想せざる所であつた。けれども當時に於ける四圍の情勢は、不比等と雖も佛教に對して微溫的行動を取ることを餘儀なくせねばならなかつたので、養老四年不比等の死するや、間もなく聖武天皇の卽位となり、不比等より甚しく嫌惡せられたる行基は、却つて大に寵遇を得るに至つた。然る後、佛教は謂ゆる藤原の勢を以て傳播し遂に當今の勢となつた、卽ち現在に於ける全國の各宗寺院概數を示せば左の如くである。

		東京	京都	大阪
三論宗	附成實宗	ナシ	一二	ナシ
法相宗	附俱舍宗	二二八	一〇七	六八
華嚴宗		五五三	五三七	二九四
律宗		ナシ	六	一五〇
修驗宗		五二六	九五六	五二一
天台宗		二四四	五七四	八一
眞言宗				
眞言律宗				
融通念佛宗				
淨土宗				
臨濟宗				

四千七百九十六寺
一萬二千七百七十寺
三百五十八寺
八千三百四寺
六千百四十寺

曹洞宗	一萬四千七十寺
眞言宗	一萬ヵ千百五十七寺
日蓮宗	五千五十三寺
時宗	五百二十一寺
普化宗（明治五年此宗門を廢す）	
黄檗宗	六百四寺

補批

大化以來の皇謨。三代の典範と神祇の典範は決して差別はない。佛教の過ぐる所圖として亡びざるはなし。未だ必しも王法爲本でもあるまい。天竺偶像を飾らぬ變態佛教。一種特別も不可思議もあつたものではない。人生の何事にも全く頼みにならず。

僧尼令は唐令の中にはない、特に日本に於て設けられた一目である。意ふに蘇我氏專横の餘弊を帶び、殊に高麗僧侶の權勢慾を加味したものであつた爲め、大化以來の皇謨を繼承して、深く警戒を加へられたものである。幾ならず此僧尼令が、公卿坊主共に惡用され、附帶法令の爲に、本法が死文法となつたに拘はらず、一般國民が高麗民の樣に墮落しなかつたのは、徹頭にも社稷典範が、學令に維持されて居つた爲である。

唯だ德操は、人の性情の發露に實現するものである以上は、兎に角人の性情を教の基礎としたる三代の典範と、我神祇の典範は、決して差別はない。儒教にしても佛教にしても、人の性情自然の本念に反ることを教へてある點は固より同一であるが。儒者も僧侶も、一宗の流派をなし、門戸を爭ふ樣になりては、其本旨は絶滅するものである。

三韓の僧侶が、巫覡道を佛教に混入して、之を佛教體に混化し、佛像を飾りて其布教を圖り、大に其欲望を遂したが如く、日本に於ても、彼の行基等は、我國社稷の祭神を己れの手に奉ひ取り、一派の宗旨を起した。是より日本の社稷系統が漸次佛式に變化して、日本古來の典例が影薄くなり、何が純日本の形式やら、何が佛道の形式やら、全く識別されぬ樣になり果てた。

支那に於ても周漢の古例が多く、佛教の儀式中に混入して居るのである。古代佛教が東亞の諸國に傳播したのは、全く此の限界なき變化の力である。しかし此の限界なき變化は、却て佛教即ち釋迦教の本旨を類し壞し、到る處の民俗を腐敗させ、佛教の過る所國として亡びざるはなしと云ふ結果を實現させたものである。

佛法未だ必しも亡國の教でもあるまい、又た未だ必しも護國の教でもあるまい。併し後世の佛徒は、方便として王法爲本を唱道して居る、釋迦教の本旨は未だ必しも王法爲本でもあるまい。若し幸に純粹なる

三八四	四〇八	一二八	
二八五	四七五	一三五九	
四〇八	三二〇	一九一	
一九	二七	六	
二一	四〇	五五	

佛教の信徒ありとせば、加持護摩、葬式、法要に寄食して、人類社會を昏睡させ、稲田の美食に鬱飽(エンパウ)して居る僧侶は、外道不順の法賊として鼓を鳴らして、之を攻めねばなるまい。

凡そ此民衆の力に維持されて居る社會は、いつ迄も變化なしには居らぬ、高麗は佛教徒の爲に讃滅に瀕した。日本は佛教に毒せられて平安朝の式微に入つた。支那は宋朝に入りて大に學術の變化を來し、儒學も變り、佛學も變り、變りた處に大なる弊害も認められるゝが、人心換代の機を促進したことは相違ない事實である。鎌倉時代に於ける禪宗の勃興に警醒されたる我國佛教各宗の變化の如きは、全く此の宋朝學術漸入の餘波たることを疑はれぬ。

謂ゆる神道は社稷を基礎としたる、古代の祭典風俗の殘影ではあるが、痛く佛教徒の爲に虐壓された爲めに、殆んど舊型を伺はれぬ迄に頽れた。或人は神道を評して、天竺偶像を飾らぬ變態佛教と云ふて居る成程其立說儀式等、大體に於て佛教に胎胚せるものが多い。純然たる我神武時代を追述せるものは、後世德川時代碩學の研究に成れる一二のもの位であらう。

教と云へば大體大要、人を一定の型中(ケイチュウ)に鎔冶(ヨウヤ)せねばならぬものと思ふて居るのは、官僚式國體論者の類である。全體社稷を尊奉せる日本民衆は、國の存在も知つて居る筈である。乃ち其國が人の衆國に依りて組織せられて居る事を理解すれば、一種特別も不可思議もあつたものではない。無論上御一人を奉戴した る歷史ある日本民族たる者は、純性純情に據て其所信を決行して進むこそ德操の發揮である。然るに强て

之を自家一流の型中に押し込む等は以ての外である。

最近に於ける暴馬の消息に依れば、中歐人の宗教色彩が著しく滅視(メツシ)した事を謳めらゝ。又露國の消息に依れば、從來尤も旺盛なりし各教會が、實に何の權力も威力もなく、舊日に於ける露國人の宗教觀念は、全く夢かと疑はるゝ樣である。東洋に於ける人心の傾向も、次第々々に宗教觀念が削減してきた事は相違ない事實である。要するに科學的進歩と宗教的道義と、相並行せぬのは固よりの事であるが、彼の教會組織若くは寺院組織の準繩に囚はれたる宗旨が、人生の何事にも全く頼みにならぬ樣になつた結果の致す所ではあるまいか。而も之に乘ずる宗教排斥論の振興は、事毎に之を實物實證に依りて打擊し、毫末も假藉する所なき有樣である。我輩は固より腐朽せる舊宗教に對しては何等の價値をも認めて居らぬ。唯だ我國民は共存共濟の實行を果すが爲に、自治の基礎を鞏めさへすれば、彼の莊嚴華麗なる佛伽藍の必要も、錦繡燦爛たる僧尼衣冠の必要もないと思ふのである。扨は彼の佛伽藍も僧尼衣冠も、皆我民衆の膏血を絞らねば出來ないものであるからである。

第四　僧尼　下

東大寺の大佛。最澄滄海に至つて佛教は正に極盛の城に達した。文明は靜止的のものでない。主吻の首を拔き寺門に捨つ。自信を執りて直往す。天下は

玄昉道鏡の天下となるであろふ。財物掠奪。古來莊園の觀念を度外視した事はない。最大多數の利益。機関信長と無邊。藥を取り落したる前後。佛教の道德論も亦た僧教であつた。現實の世間とはやゝ懸遠きものである。

行基が聖武天皇の寵遇を得るに至り、天皇は東大寺を建立せられ、其寺の大佛は太古我國に垂跡せられたる皇祖天照太神の本地の毘盧遮那佛なりとの說を言ひ振らした。

謂ゆる本地垂跡說と云ふことが、此の時代に肇まり素朴なる我が古俗を瞞著して、是に於てか終に、物部守屋が嘗て流血を以て抗爭したる「何背二國神一敬二蕃神一也」の語も忘却せらるゝに至つた。日本は、此に於てか純然たる佛教國であるかの如き觀を呈するに至つた。諸國に國分寺及び國分尼寺を立てられたのも此時代の事である。僧玄昉の騰行、藤原廣嗣の擧兵も此時代のことである。次の孝謙天皇に至ては、道德法師に御讓位あらせられんとして、有名なる和氣淸麻の抗議となつた。光仁天皇が天智の統を以て、入りて大業を繼ぎ給ふたので、頗ぶる天下の耳目を一新したやうではあつたが、天皇の寬仁大度は、唯だ政治の大綱を擧げらるゝに止まり、萬事苟安といふことを繩はせられた爲めに、佛教は寧ろ其間に於て發育を遂げた。桓武天皇の延曆中最澄が叡山を開くに至つては、佛教は正に其の極盛の域に達したのである。養老年間の輔翼者が極力防止せんとしたる「妄二說罪福一合二惑朋黨一幻怪巫術、巧二脅愚一

けれども、一面よりいへば、世界の思潮は橫被洪濤の如きものである。一片の敎令位にて、これを抑止せんとするのは、謂ゆる箆手を以て橫被洪濤を塞がんとするものである。佛敎の是非はこゝで論ずべき限りでないが。見に角當時若し眼を海外に放つならば、佛敎は既に支那朝鮮の思想界を占領して居たのである。漢代のことはしばらく措き、六朝以來名僧輩出して、唐に至ては其研究の精密なる、到底眼光炯炯なる保守的官僚儒者輩の抗衡し得る所ではなかつた。輸棠の盛事を以て、憲宗の佛骨を迎ふるを如何ともすることが出來なかつた。即ち日本に佛敎の輸入を見るに至つたのも、文明發達の道程として免れ得ざる所のものである。何となれば、文明は靜止的のものでない。必ず膨脹する、必ず發達する。膨脹發達の際には、必ず舊物を破壞する。破壞力の猛烈なることは、苟くも舊物と名のつくものをば、玉石共に併せて之を焚燬せざれば止まざるの勢がある。然かし物力の理は、原動があれば反動もある、原動の力は、たとひ其れが當然到著すべき前途の針路を示すものであるとしても、一方に反動の力があつて之を抑止せざる限り、世界は堅固なる進步を見ること能はぬ。例せば佛敎が如何に當時の大勢で有つたとしても、天下を擧げて僧玄昉とならば如何なものであらう。又た天下を擧げて道鏡法師とならば、如何なものであらう。

玄昉の騰行其極に達するや、太宰少貳藤原廣嗣は上表して此の實情を除去せんことを請ふた。不幸にして其志が伸びず、忽ち海上に於て惡風の難に逢つた時、彼は自ら觀音一日を手に取り上げ、「我是大悲臣也、神靈冥我哉、乞賴二神力一風波霽勝」と祷び、爺を以て海に投じたが、風波は彌よ甚しく、其船肥前松浦郡に

吹きつけられて、遂に大將軍東人の捕獲斬殺する處となつた。處が廣嗣死して後に、玄昉の罪惡は歴ふべからざるものとなり、筑紫の觀音寺の別當に左遷せられたが。其地に到著して、將さに寺に入らんとする時、忽然として大雷なり出でゝ、何物の所爲とも知れず、玄昉の首を抜いて寺門の前に捨てゝ去つた。廣嗣は斬殺されても冤魂は死なゝかつたので、斯る奇積が有つたのであると後世に傳へられて居る。

和氣清麿のことは、餘りに明白に世間に知られて居るから。玆に之を叙するの必要はあるまい。すべて是等の人は、時代思潮などの如何には拘はるのではない、一家之を非としたといつて憾ふものでない、一國一州之を非としても勿論恐はない。己れの道とする處を篤信して特立獨行し、以て世の靡瀾に對し、中流の砥柱とならんとして居るものである。富貴にも淫せず、權勢にも阿ねらず、謂ゆる「三軍可ゝ奪ゝ帥也、匹夫不ゝ可ゝ奪ゝ志也」萬軍の中に斬り込み、其大將の首を斬ることは出來ぬことでもあるまいが、唯だ一人の賤しき階級にある男子でも、堅く信じて斯くと定めたる志は、如何なるもゝ力にも、其れを如何ともすることは出來ぬものであると言ふの意である。廣嗣、清麿等が世人の悉く佛敎徒に謳歌する中間に屹立して、毫も自己の所信を曲げなかつたと云ふのは、是れが若し佛敎熱の反動であるとすれば、反動の貴ぶべき所以も玆に在るのである。人が堅く其の自信を執りて直往すると云ふことは、是れ謂ゆる節操である、若し其れが社稷即ち人類共存の意義と相反せざるに於ては卽ち德操である。

自信に殉ずるのが卽ち人の節操である。世間から見れば其れは反動的思想であると言はるゝこともあらう。或はその反對に、將來の思想を誘導すべき原動的思想となることもあらう。然かし其れは節操たるに於ては、何れにしても差損のないことなのである。孔子が伯夷叔齊を評して「仁を求めて仁を得たり」と云ひ「不ゝ降ゝ其志ゝ、不ゝ辱ゝ其身ゝ」と云つたのは、一身の利害を顧みず、天下の風潮にも頓著せずして、能く所信を貫いたことに、大に感動せしめられたるの評語であらう。大勢順應などゝ稱する瓢箪鯰的の人物には、此の意義は理解せられぬかも知れぬが、此意義が理解せられぬならば、天下は玄昉の天下となり終るのである。然し人の節操と云ふことも、德を離れては聊か考へ物である。然らば德とは如何なるものであらうか。

古人は德を解して「德は得なり」と言つた。卽ち良心の滿足が德といふものであると云ふ意味である。人は天地の間に於て網の一目の如きものである。必ず他の公衆と相關聯して生活して居るものであるから、社稷卽ち人類共存の意義を外にしては、良心の滿足も亦た得らるゝものでない。謂ゆる「我が公田に雨ふらして我が私田も潤ふ」ことになるのである。

近世の世界の傾向は、利己萬能で有る。アダム、スミス等の自由競爭論は、一轉して財物獨占の主義となり、獨占さへすれば、商品の價格を騰貴せしめて、必ず莫大の利益を收め得べしの意見により、ひたすら私腹を肥やすことのみを努めたのが、世界一般謂ゆる富豪と稱する階級の者の思潮で有つた。土地を買占めて勞働なる居住者を壓迫した。企物を買占めて勤勉なる自活者を壓迫した。彼等の眼中には他人の迷惑などゝ

云ふ事はなかつた。彼等の腹裏には、共同生存などゝ云ふ考はなかつた。然し此の傾向は早晩反動来を期待せられねばならぬものである。果せる哉、歐洲大六年の戰亂が能を告ぐるや、生活難の叫びと共に、到る處に富豪反抗の聲が高まつた。勞働者の團體運動は、到る處に工場の閉鎖を現出するに至つた。貧者階級が同盟力の偉大なることを自覺したる時に於て、富豪の財産も敢て大なる顧慮はなくなつた。然し是は勿論、貧富双方、共に幸福なる方法と言へぬことは明白である。況んや斯かる機運の終結は、單に文弱なる財利上の問題に終止すべきや否や迄、御人も豈言し得る所でない。

東洋人は古來社會の觀念を度外視した事はない。其れ故に仮若し財利の事に及ぶとしても、自己の利害を制出しとして考へたものではない。たとへば貨財増殖のことに從事するとしても、それは天下の利用となるべき貨財が、空しく地上に委棄せられて居ることが快からぬ爲めに、之れに己れの智能を施すので、これを以て自己が百萬長者（ミリオネア）となることを望む爲ではない。又た天下に何事か努力を要することがありとすれば、自己も其の努力者の一人となりたいと云ふのが希望なので、必ずしも私慾（egoism）を遂げんとする爲ではない、此意味を孔子が會て說明して、「貨悪二其棄一於地一也、不二必藏一於二己一。力悪二其不一レ出二於身一也、不二必爲一レ己（論語）」と云つて居る。是れは必ずしも高妙な理論でもなければ、ストイック的制慾主義でもない。最大多數の利益を外にして自己の利益を得らるゝものでないことは、英國人すらも氣附いて居ることである。最大多數の利益と自己の利益と一致する時に於て、始めて良心の滿足を得らるゝのである。人若し冷水三斗を以て、能く其の狂熱せる感情を洗ひ、靜かに常識に還るならば。富豪の實利（ミリオネア）も、道義に存すべく、勞働者の實利も道義に存すべき筈のものである。吳々も社會を離れて人はない、人の實利は、社會を度外視しては、求むることが出來ぬ。此意義を能く己れに自得するのが徳である。

宗教道徳のことに返りて言へば、玄昉道饒以來、佛教徒も流石に覺醒する所が有つて、中には國民の德性に善良なる感化を與ふるものもあつた。けれども彼等には不思議に人を誘惑せんとするの悪風俗がある。織田信長が安土城に在りし時、無邊と云ふ僧が「我に不思議の祕法あり、之を傳受の人は、現世にては無數の患難を遁れ、來世に於ては無量の罪障を滅す」など披露して、在々所々の男女を喜ばしめたが。其れを信長が呼び寄せて、既の所に於て對面し「汝の生國は何處ぢや」と尋ねたるに「無邊」と答へた。無邊といふは唐土か天竺かと問ひしに「天にも非ず、地にも非ず、空にも非ず、色にも非ず」と答へた。此時信長は「有情非情に至るまで天地を讃るゝことなし、扨は汝は化生變化の物か、いで試みん」と、馬の尖する鐵棒を、眞赤に燒き立てゝ無邊の面上に當てんとしたので、無邊恐縮して「愚僧は出羽黒山の者でござる」と白狀した。そこで信長はかやうの實僧を、志に徘徊させては、諸人狼狽に佛神を祈り、筋なき幸を願ふべし、尤世の費なり、信長が手に懸かり、其後に神變通力を以て再生して見せよ」といひつゝ、即ち一刀兩斷にしたが勿論再生の通力などはなかつたといふことが有る。或人が佛教を評して、藥を取落したる能書のやうなものであると云つたのは、聊か酷評のやうではあるが、頗ぶる味ふべき語である。

徳川氏時代には、佛教は頗ぶる優遇せられて居た。其れは一の理由としては、寛永十四年の島原戰爭以來後の謂ゆる切支丹邪宗門壓滅の必要から起つたのである。即ち寺子帳、過去帳等を明記せしめて、不逞の徒を取締るの目的に出でたので有る。必ずしも國民道德の問題に對し僧侶をして關渉せしむるためではない。國民道德のためには、徳川氏は別に儒學を奬勵した。否な本來佛教は能書だけのものであるから、イザ業を示せといはるれば、儒教を借りるの外に、途はないので、佛教の道德論も亦た儒教であつた。古人若くは自己の周圍の人の善行美事を模範として、自ら省みて奮勵するのが東洋に於て從來一般に道德と稱し來りたるもので有つて、論語に謂ゆる「克己復禮」「吾日三省二吾身一」「見レ賢思レ齊焉、見二不賢一而內自省也」の數語に其意義が盡きて居るのである。然かも其標的は、何時も社稷卽ち共同の利益に在るものである。

今日の人には苦しく宗教を重視するの弊がある。其れは勿論歷史的に共れ〳〵相當の理由が有るには相違ないが。要するに佛教といひ、耶蘇教と云ひ、何れも未來の天國又は極樂往生といふが如き假想に憧憬するものであつて、現實の世間とは稍縁遠きものである。之に比すれば儒は其文字の上より見るも、人類の需要に應ずるの道である。人類は進歩するものであるから、儒道も亦た進歩的でなければならぬ。論語に孔子が顔淵の死を惜みて「吾見二其進一也、未レ見二其止一也」と言ひたるは、顔淵が深く儒道の本旨を理解した人であつたことを歎惜したものである。然し儒道と云へば、今日は頑冥なる漢學者の專賣品の如く、宗教といへば甚だ世界的人道に合して居るが如くに聞き做されぬでもないが、是は實は然るべきことでない。我が古代の國民道德が、大略準を儒教に取つたのは、深く考ふれば、古人の甚だ聰明なことを知り得らるゝのである。但し儒道中の或る一派の弊は、官僚主義に傾き易い處があるが、其れは後章に至つて辯ずることにしよう。

補批

● 國民の尾籠と謂ふ。誰かマノフ家の敎育。自身に佛心を求めて修練を積んで貰ひたい。經典は決して反古になるものではない。

初め佛教徒が、國權の力を假て布教を促進した、其結果が莊園時代を造り出し、民衆を極點迄に苦しめ皇室を式微にに陷しいれたものである。降りて彼の山法師の跋扈時代となり、又一向宗徒の騒亂ともなつて居る。織田氏の佛教徒抵制策、徳川氏の互制政策の如きは、實に已むを得ざるに出たもの歟と攷へらる。共後耶蘇教禁制の反面に、國民の尾錦と脚絆を佛教徒の特權としたのは、僧天海が肝膽を碎いた僧侶保護の計畫であつた。謂ゆる尾錦の護符は、墳墓及埋葬の許否權となり、隨て年忌法要に多數の僧侶が衣食する事となつたのである。佛教本來の大趣旨は、固より葬式法事に在る筈はないが、後世の坊主共は、葬式法事以外に何等の仕事もない樣になり下つたのである。又脚絆とは門徒の旅行に對して、往來證文を出す特權であつた。幕府時代に於ては、此の往來證文に依り、切支丹宗徒に非ざることを證明されて居ら

ねば、全く動かれなかつたものでめる。乃ち日本國民の足は、堅く佛教家に繋縛された譯で、其利益と權力とは、實に絶大のものであつた。坊主共が是の如き特權を獲得した裏面は、傲慢、貪慢、破戒、墮落の風習となつたのである。其風習は最も明治時代にも體承されて居るのである。此の如き治革ある佛教家に國民德操上の關係あるや否やは、固より云はずもがなである。

今日の爲政者が、此人心の變動期に當り、佛教家の力を借り、色々の工夫を凝らして居るのは、彼の露國ロマノフ家の故智を學んで居るのであらう。又た多數の上級文武官の隱居連が、日蓮宗を强へ、禪宗を勸め、念佛宗を說き、あらゆる手數を盡して居るが、土臺が壞れ盡した今の佛教を、善く日本式に進化した宗教の樣に見て、病膏肓なる囚れ觀念に依り、此の世界的人心の變潮に臨まんとするのは、餘りに大膽過ぎる。それよりも佛教を云爲せんとならば、先づ隱居連自身に佛心を求めて、深く修練を積んで貰い度いのである。今の文部官の隱居連に、佛教の大意に通じて居る人は幾人居ようか、知らぬ事は知らぬ事として、知つたもの丶教を受くるが至當である。

蕃地に於ける國民德操の涵養も、矢張り佛教であつた。而も其宋學式一種の道義觀と、我國史の研究に依りて起りし德操觀とは、固より悉く一致する譯でもないが、其大體に於て、我社稷の大系を求めて、維新の時に及んだ事は相違ない。且つ我士民の德操上に現はれたる現狀は、殆んど宗教道德の制裁を受けて居らぬ。

基督教も佛教も、現在の組織情態では固より之を如何ともする事が出來ないのみならず、其僧侶牧師現在の道德知識では、全く何の頼みにもならぬ。是は決して我輩の私言ではない、現に篤學なる佛教家基督教家の口より聞きし痛切なる一言である。併し我輩は、基督教の經典たるバイブル、佛教の經典たる大藏は決して反古になるものでない事を確言して置く。乃ち其純性純情に反りて、德操を研磨することは、釋迦にあれ、基督にあれ、孔子孟荀齊しく丁寧に指引唱道されて居る事である。之を後世宗教として、其遺衣食した牧師僧侶共が散々に墮落して今日を致した譯なれば、宗教を棄却して、却て其眞諦を認め得る樣になるかも知れぬ。

第五　婦德

女子の修養科目。婦德の解。婦言の解。婦容の解。婦功の解。日本人は日本の歷史と連絡を斷てば何の標準もない。御同然御互樣、何處までも進歩的でありたい。社會の大系を亂るものは婦人に多い。內助といふ意味。夫婦兩全品位ある婦人はやゝ貴し。

日本の女子の德操は、男女有別の一語に盡きて居る。勿論婦德、婦言、婦容、婦功と云ふことは、女子

の修養課目であつた。後漢の班昭といふ婦人の著書に之を説明して、婦徳といふは、才氣が絶異れて居ることを云ふのではない。婦言と云つても、辯舌が水の流るゝやうに甘いと云ふのではない。婦容と云つても、顔色が美麗だと云ふことではない。婦功と云つても、技巧が人並より優れて居ると云ふことではない。婦徳と云ふはサハ〳〵しずに(幽)取り亂したる風なく(閒)邪見でなく(貞)注意深く(靜)物事順序正しく(守レ節)行ひの地位落でない(行レ已有レ恥)ことを謂ふのである。

婦言とは言語に氣を附け(擇レ辭而說)他人の惡口などをせず(不レ道二惡語一)言ふべき折合を見計らつて(時然後言)人の氣に障はるやうな場當りなどを言はぬ(不レ厭二於人一)ことを謂ふのである。

婦容とは、塵穢ものは洗ひ濯ぎ(塵二浣塵穢一)身のまはりを清潔にし、服飾鮮潔)湯に這入り(沐浴以レ時)身膚に垢などのつかぬやうにする(身不二垢辱一)ことを謂ふのである。婦功とは、縫針など、女當然の仕事に心を用ひ(專二心紡績一)みだりにハシヤグことなく(不レ好二戲笑一)酒や食ものをムサクロしくないやうに齊のへ(潔二齊酒食一)客をそらさぬ(以供二賓客一)ことを謂ふのである

と言つて居る。是れは古代に於て、タシナミある婦人の心得として自ら修養し、又た家庭に於ても慈母が其兒女を導くの標準であつたが、今日の婦人に言はすれば新らしき氣分に觸れざる奮式の思想であるかも知れぬ。けれども日本人は日本の歴史と連絡を斷てば、何の權威もないものである。一般に「人は人なり」との見地に從ふならば、日本の貴婦人も、南洋土著の裸體婦人も別に何のかはつたことはないことになる。苟くも此後の大系を格すに志ありて、眞面目に日本婦人の地歩を自覺するならば、夫の外國人の套語たる「日本五十年間の長足の進歩」といふ語は、誤辭か、僞辭か、日本の婦人はその語を聞きて喜ぶべきことか、恥づべきことか。

太古のことは暫く措き、日本には一千年前に於て既に文藝艶美なる清女紫女が輩出したのであつた。七百年前に於て平敎子の如き女丈夫が有つた。三百年前に於て西洋文學に精通せる細川忠興の妻女明智氏が有つた。之れを歐米の歴史と比較しても、何處に日本婦人の自負心を傷くべき程の弱身があらう。此故に嘗て明治の初年、當時の英國留學生たりし中村敬宇翁が、西國立志編と題する書を譯出するや、其先輩三田葆光は之を見て「夷狄の中にも斯くも心さまの正しきものが有るか」と贊歎して、序文を書いて居る程のことである。其後世界の文明は、東西共に進歩した。日本が長足の進歩ならば、歐米も長足の進歩である。我に誇るべき處があらば、彼も亦た誇るべき所がある。御同然御互樣のことならば、何ぞ殊更に我にのみ誤辭を呈すべきではない。殊更に誤辭を呈するのは、我を以て阿弗利加の黒奴と同視し、南洋の土著と同視するの思想より來れるものである。

日本人種は何の人種であるか、其れは玆に研究するの問題ではない。墓場の枯骨を發掘して、誰に似てるか犬に似て居るかは、學者任意の想像に一任して可なることであるが、少くとも二千年間、日本には亂れざる計劃の大系が有る。世界に於ける後進國では有るが、筋目もなき雜多非人ではない。何を苦しんで一々

歐米人の諸に叩頭せねばならぬと云ふ義理はない。歐米の眞似をせねばならぬと云ふ約束もない。

「新らしき氣分」「生の要求」などの術語は、屢々年若き婦人などの口より漏れ聞く處であるが、其れは可い、何處までも人は進歩的でありたい。けれども社會の大系だけは認れて欲しくない。日本の面上に泥を塗ることだけは、勘忍して貰ひたい。

失禮なる申分かは知らぬが、婦人と云ふものは、兎角說話したがるものである。昔の諺に「男は狼のやうに强く育てゝも、臣弱くなりたがるものである」と云ふことが有るが、マサカに立派な高等教育を受けた、今日の婦人に適切な語ではあるまい。然かし、昔は社會の大系を亂るものは、男子よりも常に婦人の方に多かつたと云ふことは事實である。是れが男女有〻別と云ふ語を以て、女子の德操とする所以である。

秦臣某が、老中の職に擧げられた時、殊更に袴の後部を拵つて、妻女の助言を戒めたと云ふことは、名高い話である。松代藩士恩田杢が、勘略率行と言ふ職に就きたる時、妻女に離緣狀を渡し、其の誓紙を出すに及んで、之れを許したと云ふことも、名高い話である。妻が夫の公務にまで口を出すと云ふやうなことを、古人は厭る若愼したもので有つた。內助といふ意味は、古代の日本人の理解する所に於ては良人に添智慧をすることではない、良人の仕事を防害せざることである。男子の仕事と云ふものには、多少冒險の性を帶びることもある。大膽にやらねばならぬこともある。其れを一々、綿密なる頭腦を有する妻女によりて掣制せ

らるゝやうでは、到底やり切れるものでない。是れが古來、男女有〻別と云ふことを婦人の德操とした所以であつて、我が社會の大系は、婦人を何んでも箇でも壓潰すと云ふのではない。ツマリ夫婦兩全の策を執つたものである。

大寶令の制服は女子に寬であると云ふことを、前に述べたが、其れは色彩などに就いて、多少女子の嗜好を交ゆることを許したのであつて、一般の定法は、女兒は父の身分に應じたる制服以下でなければ、服することを聽さぬのであつた。婦人の性として兎角綺羅を飾りたがるのは、日本ばかりでもない。況んや歐米の風俗は、殊の外に婦人を煽り立て、交際社會の花であるとか、女王であるとか、有らゆる諛言を之れに呈するの傾きがないでもないが、然し巴里のやうな華美を好む都會に於ても品位ある婦人は、やゝ質素に、目立たぬ風采を以て理想として居るのである。中流階級の婦女が、その身仕舞に半日も費やすと云ふが如きことは、其れは寧ろ俳優の樂屋などより移つた弊風であらうと思ふのであるが、此くの如くにして誰が爲めに容くり、誰れにか之を見せしめんとするのか其心理狀態が頗ぶる疑はれるのである。

補批

男女は固より同體異でない。論作無用の遊興五官感覺上の差異。男子は降る

も女子は降らず。著修に慣れたる婦人が容易に變化せぬ。岐頭に立ちて路頭もべを探して居る。慈愛の本念。

男女は固より同體質でない、原始的推究は別として、四五千年以降に於ける人類の骨格は、明かに男子の骨格が堅固にして、女子の骨格が纖弱なことを知らるる、鳥獣類にしても自ら其差別がある。假令之を永年の習慣に依りて體質迄も甚だしき差異を見る樣になつたものであると斷じた處で、俄に同體質に引返す事は出來まい。且つ女子には兩の大任がある、哺乳の勤めがある、拗育の責がある。此事は男子には出來得られぬ事である。

此の體質の差異は、自然に動作も亦の差異となり、又た五官感覺上の差異ともなつて居る事は全く否定されぬ事である。男子の陽性的責質に女子の陰性的責質が配し得て始めて、人生の調和が出來るのは、東西各國の民俗共習慣の異同はあつても、大體に於て相類似して居る。之を要するに女子の纖細幽術なる意識が、善良に化成されて結人容儀の準繩が出來たもので、古來いづれの民俗も、此善化を助くる上に、殊に丁寧なる注意を加へたものである。

但だ此の女子の纖細幽密なる意識は、多岐多樣に變化する、多岐多樣なる丈け自然を偽り易いものである。是れが轡敎の比丘尼戒が嚴密を極めて居り、禮の內則が精細を極めて居る譯である。予は曾て淸初の服制改革を攻へ「男子は降るも女子は降らず」乃ち男子は容易に滿氏の服制を率ぜしも、女子は如何にしても明代の服制を改めなかつた事に及び、實に長大息を禁じ得なかつた。曾て我明治初年の洋裝奬勵の時にしても同樣で、日本の貴婦人が中々洋裝に親しまなかつた事は、何人も知つて居る通りである。是は婦人德操の反應とでも言ふべきもので、婦人に堅固なる守持即ち貞操を涵養させたのは、尤も古き慣例で、此慣例中に生れたる婦人觀念が、容易に其服飾の變化に傾かぬと云ふ事は寧ろ當然と云はねばならぬ。

是の如き婦人の操持觀念が、服飾の上のみならず有形無形都ての實行應用に於て、一面に善良なる效果を現はし、又一面に凶惡なる效果を現はすのは、大に審考せねばならぬ。古今著修の矯正が滿足に實行されぬのは、著修に慣れたる婦人が容易に變化せぬ爲である。又一家の改革にしても、婦人の心が舊家風に囚はれて居れば、決して滿足に成就するものでない。德川齊昭（水戸烈公）有馬賴氷（久留米侯）が、節儉令執行の警備手段として、先づ一番に婦人の意向を固め、然る後實行を圖りしが如きは、頗る思慮ある方法であつた。

今此世界的變革期に在み、我日本の婦人思想の實況は、頗る昏迷紛亂して居る樣である。第一各家庭內に於ける老者壯者の不調和より、隣伍交際の支吾、何も彼も其相互間の融合がない。又彼の新思想唱道の反面に於ける舊慣維持の各派、一方に自然を叫ぶものは、禮を破るも頓著しない。一方に舊式を固守するものは、全く自然を忘却して儀飾を努むる。思慮の定まらぬ、妙年女子は、岐頭に立ちて路しるべを探かして居る、是に乘ずる奢美の惡色、淫靡の惡聲は、處嫁は少實奢婦俳優等の手に依りて擴充される。其上

に笠上金を掛ける政治的儀飾もある。宗教的儀飾もある。我々は殊に愼重詳密なる注意を加へねば、千古拭ふ可からざる悔を遺すやも圖られぬ。

婦人としては、第一に慈愛の念を具備して居らねばならぬと云ふ事は、東西古今を通じたる大則である。地慈愛本念を全ふし得たる婦人は、實に婦德を全ふし得たるものである。是れ我國古來婦人の服飾化粧に對し堅く過ぎたるを戒め、造次にも婦人の身たしなみを忘れてならぬ教を立てゝある譯である。元來其自身の分限は自身の心に依りて取定むべきもので、近親對、世間對、上下左右の關係を一顧すれば、假令如何なる場合にせよ、其凡の見當は立つ筈のものである。之を金錢に事缺かねば飾らるゝ丈け飾る、人以上に華美にして誇りたいと云ふ心は、實は卑むべき根性である。現今に於ける成金者流の現狀等が是である。

且つ其服飾化粧の濃厚に過ぐるものは、多く自然を銷殺するもので、之を形以上に見れば、自ら虛僞の調色を努めて天良を傷ふり、之を形以下に見れば自己の天賦を掩蔽することゝなる。

第六講　藝能

第一　藝能上

藝より道に入る。是當の泛愛主義。宋時の寬容主義。慎到の成行主義。關尹之老聃の虛靜主義。莊周の常識主義、墨翟の天地一體主義。子思の中庸、孟子は空論を排す。呂不韋と其父との問答　陳仲子は蚓の仲間。楊朱は實本家主義最著は勞働主義。孟子は好辯者。心の勞働と形の勞働。極端に押し詰めたる空想的哲學。韓退之の識見。

古代の學問は、下學上達といふことを勉めたものである。即ち空論を机上に論ぜずして、之を實證實物の上に修練し、修練の結果として、歸納的に眞理に歸達するのである。謂ゆる藝より道に入るとは是である。孝を學ばゞ老農に問へ、關を學ばゞ老圃に問へ、貴帝、素問、金匱、玉函等の書塲を明かにせる書物千百卷を讀んで、通れ予は圖手なりと誇らんよりも、先づ診脈、製藥、鍼灸、摩砭の事に熟して、目前の病者を死より救ふことを務め、これによりて事理一致の自信を得るに如かずと云ふのが、先づ一般の思想であつた。

此故に人生れて八歳、先づ小學に入れて、之れに洒掃應對から始めて、禮、樂、射、御、書數などゝい

ふ日常必要の科目を實習させたものである、舊敎に六藝といふことが有るのは是れが爲である。

支那に聖人といふ語がある。此語の古い意味は、後世とは大に異つて、凡そ百工技藝に優れたる人を稱したものであることは、考工記に

知者創レ物、巧者述レ之、守三之世一謂三之工一、百工之事、皆聖人之作也、燻レ金以爲レ刃、凝レ土以爲レ器、作レ車以行レ陸、作レ舟以行レ水、此皆聖人之所レ作也。

と云ひ。又た禮記にも「作者謂三之聖一」と云ふ語がある。支那の學問が實際生活を離れるやうになつたのは、周末の亂より以後のことである。卽ち諸侯が支那全土を分裂して爭ひたるが如く、學者も一曲の議論を固執して爭つたのであるが、然し何といつても秦漢以前の立言者は、體驗上より割出したもので、識見も力量も確かりして居るから、之を印度希臘等の哲學者に比すれば生氣潑々たる優点がある。

墨翟と云ふ人の主義は、汜愛と稱して一般の人を平均に愛し、兼利といひて、利益を平均に分配し、非鬪といひて、戰爭を非認し、歌樂の事に關るべからず、死者を厚く葬むるべからず、生命の息の續く間は休息せずに勞働せよと言ふので有つた。

宋鈃といふ人の主義は、先づ世間の係爭事件に對して、その理非を分別し、之れに寬容といふことを皆げて、凡そ兵戈であらうが、何の紛爭であらうが、和睦に局を結ばしめることを努力し、其報酬としては、僅に五升の飯を要求したのであつた。

愼到といふ人の主義は、知といふことを棄て、自己といふことを去り、不レ得レ已といふことに打ち任かせて、外物の淘汰に從ふのであつた、後ろから推されたならば行く、前から曳かれたならば往く、全く土塊同樣の無知のものとなるのが目的であつた、ソコで當時聊か氣慨のある人は、之を評して愼到の道は、生人の行ひではない、死人の理であると云つた。

關尹と老聃とは同主義であつた。外物の誘惑に迷はず、自己の精神を修養して虛淡恬澹に歸せしむることの工夫を專らとしたのである。關尹の語に、在レ己無レ居、形レ物自著といふことがあるが、是は彼の佛經にある「應無所住而生其心」の語と同一の思想であらう。世間の問題を解決するに、豫め己れに種々の要求があるから竪が明かぬのであるといふことである。其れ故に更に其後文に、「其動若レ水、其靜若レ鏡、其應若レ響」と云ふ語を補足して居る。

莊周と云ふ人の主義は、「萬物畢羅」といふのである。何事にも皆其れ其れの理がある、適當に利用すれば其れで宜いと云ふことである。「不レ謀二是非一、以與二世俗一處」と言ふて居るから、ツマリは常識主義と稱しても不可はあるまい。

惠施といふ人の主義は、天地一體といふことで有つたらしい。其說は多方に涉つて、矛盾もあり、雜駁も免れぬが、歸著する處は耳目の感觸を否認して居る。此人は強いて人に反對したので 徒らに口舌の雄として名を知られたのは、道術の修養が足らぬ爲で有つたと莊子に言つて居るが。今日の哲學者など〻自稱する

ものは、多くは、此の裏施の徒が多い、裏施の說に、天は地より卑い、山は澤よりも平である、日の中すると見えるは睨くのである、物の生るゝと見えるのは死するのであるといつて居る。ソコで當時この裏施流の說が頗ふる流行よりも長い、飛鳥の影は動かない、行かざる矢が一番疾い。

周末の風氣が叙上の如く、世人がやゝ高妙なる空談を喜ぶやうになつたので、孔子の孫に當る子思が、負けぬ氣の人であつたから、始めて中庸を作つたといふことである、是れが後儒の喜んで性と天道とを談ずるの俑を作つた。然し子思の學統を傳へたる孟子は、猶ほ空論を排斥した、其語によれば「不レ以二規矩一不レ能成二方圓一、不レ以二六律一不レ能正二五音一」、徒善不レ足二以爲一政、徒法不レ能以二自行一」といふのであつた。けれども時代の思潮は如何ともすることの出來ぬものと見えて、孟子は矢張り當時流行の戰國游士の風を免れなかつた。彼れが「必有レ事焉」と云ふを以て學問の標的となし、空想空言を棄つて、何事かの實務に從事し、實務練習の上より、道に入らしめんとしたのは、正しき儒教の系統を傳へたもので有るが、陳仲子の如き廉潔の士を屑りて、蚓面蛇充二其操一者也と評したり、許行の躬耕主義を屑りて「天下を率ゐて路頭に迷はせるものだ」と評したりする處は、決して古い儒教の正傳ではない。

厥父母勤二勞稼穡一、厥子乃不レ知二稼穡之艱難一、乃逸乃諺、と云ふ語は、周公の游情を戒めた語である。處が戰國時代、聊か智勇辯力のあるものは、利益の少き農業などに從事するよりとも、諸侯を遊說して卿相にならうとするものが多かつた、呂不韋が其父と問答して

併田之利幾倍、曰十倍、珠玉之贏幾倍、曰百倍、立二國家之主一贏幾倍、曰無數、曰今力田疾作不レ得二煖衣餘食一、今建レ國立レ君、澤可二以遺一世。

と云つたといふのは、實に其頃の代表的思想なのである。其れゆゑに、陳仲子の如き、身は屨を織り、妻は縰をしても不義の祿を貪らなかつた人をば、孟子は土と水の外に何をも要求せぬ所の蚓の仲間であると云つたのである。其頃、楊朱といふ人の學風は、極端なる自我主義で有つた。墨翟といふ人の學風は極端なる博愛主義で有つた。若し之を今日の思想界に例していへば、楊朱は資本家主義である、墨翟は勞働者主義である。何れにも多少の道理は存すべきものであるから、若し公平なる學者の立場に在るならば、其の非を非とし、其の是を是として徹底的に之を論破すべきであるが、孟子の議論は人を滿足せしむべきものではなかつた。

楊子爲レ我、是無レ君也、墨氏兼愛、是無レ父也、無レ父無レ君是禽獸也。

といふのが、孟子が楊墨を攻撃した論旨であつた。ツマリ極端な自我主義や、極端な博愛主義は、法律道徳を無視するものである、法律なく、道徳なき社會は禽獸の社會であるといふ意味であらう。然し楊墨の議論は孟子の見る所よりも、今少し深刻に社會を觀察して居るのでは有るまいか。孟子の見地に於ては、法律は君より出るもの、道徳は父より賦せられたるものであらう、然し楊墨は果して其說を肯定するで有らう

ね、當時の謂ゆる君は如何なるものである、當時の謂ゆる父は如何なるものである、君より愛せられた法律は、果して國民の福祉と衝突なきものであらうか、父に對する扶養のみを以つて、果して道德の全部となすに足るで有らうか。故に、當時の人が孟子を以て好く辯者といつたのは、孟子の議論がやゝ他の事ゲ足を取つて自ら快とする、謂ゆる戰國遊士の氣習を帶びて居る爲であらう。

孟子の過量攻撃は決して徹底的ではない。後世楊子雲といふ學者が、甚しく孟子を贊揚し、「古者楊墨塞路、孟子辭而闢之則如也」など云つて居るが、是はいさゝか過賞である、韓退之が「安在二其能廓如一也」と言つたのは、寧ろ適評である。

けれども孟子は聰明な人であつたから、楊朱の資本家主義と墨翟の勞働者主義に對して、全然理解を有して居らぬのではなかつた。孟子の思想にては、凡そ勞働能率といふ者は、今人の謂ゆる筋骨勞働者のみに依つて效果を擧げ得らるゝ者ではないと云ふに在つた。其れ故に、「或勞レ心、或勞レ力、勞レ心者治レ人、勞レ力者治二於人一、治レ人者食二於人一、天下之通義也」と言つて居る。即ち筋骨勞働者の外に、精神勞働者たる「事業を計畫し、監督し、其の成果を安排するもの」が必要なのである、此事は更に後段產業の國目中に於て說明せねばならぬことなのであるが、兎に角孟子は此思想を有して居るので、楊朱墨翟の議論を排斥したのである。當時のことは極端に押し詰めたる空想的哲學を以て支配すべきものではない、「所レ謂二善者一、謂二決瀆一也」と云つたのも、皆な孟子が楊墨の議論にあてつけて言つたもので有る。

子思が中庸を作つた時、當事は既に高遠なる理想主義に陷らんとしたので有つたが、孟子は尙ほ「必有レ事焉」といふ事を以て教へた、宋斯後の儒者が靜坐と讀書とを日課とし、性とか、命とか、天とか、人とかいふ問題に沒頭したのとは、全く趣を異にして居つたのである。けれども孟子も戰國遊士の氣習は脫し得なかつた、戰國遊士の氣習を脫し得なかつた爲めに、諸侯に說き、其の任用を得ることを專ら力めた、是れが唐に至り、韓退之が屢々書を光範門前に上るといふ醜態を演じた所以で有つた。儒學は本來、庶人より帝王に至る人生必需の道を研究するもので有るのに、かくなつては全く官僚學のやうになる。是れ魏晉以來佛老の淸談が寧ろ學者の間に喜ばれる樣になつた所以で、宋の周濂溪が儒學を佛教化して、二程子と稱する程明道理伊川に教授し、其の學統が朱子學となり、陸象山となり、明に至つて王陽明學となるに至つて儒學は全く古代の下學上達の順序を說きぬものになつた。

補批

三地皆な學問發達の順序が違ふて居る。支那の思想系統。藝能術智。有の德

を流露する所に優點を持つて居る。尋何人ぞや我何人ぞや。人の眞象。方技家の修道現行。山伏道は方技家に類す。

希臘と印度及び支那は、共に古代に於ける學問の發源地である、三地皆な其風土氣象の異同に依り學問

發達の順序が違よて居る。彼の天產の豐富なる印度と、百事人力を要せし支那とは、固より其思想系統が同じでない、而も希臘印度支那三地の古代に於ける學問上の因緣如何は、未だ的確なる考證を諮めぬが、事實頗る類似して居る點がある、是れ甚だ興味ある事である。

併し大體の思想系統は、印度は印度、希臘は希臘、支那は支那と自ら區分されて居る。東亞一劃の地帶は、其學問文物の最も早く開けたる支那の思想系統に屬する事は決して否定されぬ。殊に其支那に於ける學問の淵藪たりし、河南山東に近き朝鮮半島乃至日本の如きは、寧ろ直接系統に屬して居ると云ふても宜しい。此事は前章にも幾多の考左を揭げて居る通り、朝鮮日本共に殷代箕田の遺法を留め、祭祀典例猶ほ微かながらも其遺統が殘存して、學問藝術の方面も亦た頗る密邇なる關係ありし事を諮め得らるゝのである。

古代の學問は藝能術智を本としたるもので、藝能術智を離れて學問は無いと云ふても宜しい。蓋し「進ニ乎術一」と云ふのは此の大意を說ける一語である、更に之を細說すれば、藝能とは、人の「能」其物は天稟のもので、之を形より見れば、或人は腕力が强い、或人は脚力が强い、其强點より「藝」が出る。又「智」其物も天稟である、之を心的に見れば、或人は理解力が强い、或人は記憶力が强い、是亦た强點より「術」が出る。今日の進歩したる科學上より見ても、此大本は動かすべからざるものである。

三千年乃至二千年以前の日本は、尙ほ神話時代である、固より文獻の考證はない、此時代に於て、支那は已に史子百家の書籍があり、且つ學問として事理を推究する樣に進んで居る、彼の箕子が朝鮮を經營してより後ち、古三韓時代に入り、日本朝鮮の交通は頗る頻繁であつた事は、地中の考左と神話若くは支那の古書に依りて明に證明さるゝ。是の如く支那古代の思想系統が、日本に貫聯して居るにも拘はらず。事新しく日本人なり、朝鮮人なり、支那人なりと、窮屈なる種別を分截して、道德藝能都ての事を別々にするのは、全く世界に通用せぬ譯である、彼の一部の偏見論者共が、殊更日本を特種特別にするのは、餘りに日本の既往と將來とを無視したもので、甚だ明敎に害がある。

此の大陸の思想系統に進化せし、日本人の藝術は、形的心的共に性情に率ゐ、全く有の儘を流露する處に優點を持つて居る、寧ろ大陸の方面は、周末より秦代に掛けて、甚しく南人北人の移動を見、頗る思想界の混濁を重ねて居るが、日本は地形上比較的靜穩であつたので、其思想上に及ぼせし變化が少ない。是れが日本の思想系統が一貫して、藝術も亦た性情を本能として發達した一因である。

能く東洋の古代を理解する者は、古代に於ける學問の都てが實際と相離れて居らぬことが明らかに分るであらう。勿論草昧時代に接近せる、古代の學問藝術が、全然宗教的要素を含んで居らぬと云ふ譯ではないが、假へば木德の聖人火德の聖人と稱し、眞心より尊崇拜するとしても、事苟も學藝なる以上は、後世の宗教的瞞顓の迷想に囚はるゝ樣な窮屈なものではなかつた、孰何人ぞや我何人ぞやとは蓋し此意である。

學藝が宗教的色彩を加味して、末學の徒類が其學統に寄食することゝなり、幾多の變化を重ねて、學問と藝能が分離さるゝ樣になつた。又た宗教が學問を加味して、排他的族藝を樹て、偶像の下に多數の僧侶が寄食する樣になり、學藝と宗教の兩面より思想界を混濁し、是より本能的藝能術智が儀飾的となり、又た官僚式となり、巧僞百出、千變萬化して、遂に僞善組織の社會が造り出され、何事も甚だしく不自然に墮落する樣になつたものである。併し如何なる僞道も、又た如何なる粉飾も、人の性情自然の發現に對しては、決して之を後天的に變化さする力がない只だ此の一線の血脈を留めて、人の眞象を有形無形兩面の美觀に發揮し、詩文、書畫、工匠百藝の要諦をなしたものである。

孟子以後宋明に至る儒者の一半が、腐を諸王公伯の門に折り、あらゆる手段を盡し、其道を敷衍するに努めたのは、固より藝能術智を基礎としたる、學問の本旨でない、又た黄老學の諸派即ち清談の徒が起りて、幽渺高遠なる思索を事とし、理想の天地に逍遙するの風が起つたのも、亦た決して學問の本旨でない。併し他の一面に於ける官僚式學術は、益す其色彩を濃厚にし、儀飾は益す不自然に傾き、人の純性純情に出づ可き日常の事が、都て凶はれの中に措置され、竟に人間公私百般の恒例をなし、學術上の生命は、殆んど人間世界に絶滅さるゝ事となり、之を厭惡する反對の學說に立つ、清談の徒が、理想の世界に逍遙する工夫を立て、彼の官僚式儀性心奬勵の俗惡なる思想を壞摧し、又た不自然極まる莊嚴體の儀飾を厭棄し、僞善的、繰愚的都ての粉飾を洗滌して、其修道業行の上に、醫業、卜筮、天文、地理、金石、工匠凡百の藝術が起つたのは、實に彼の官學講經者流の行爲とは、大に趣を殊にしてをる。

佛教家の一派が其思索上に、顧る方技家の所作を襲給したのは、大に此の研究上の參考とすべき點である。日本古代の修驗道の如きは、寧ろ方技家の本質を具せるもので、醫術藥方地理植物、冶工等は、實に此の方技家に依つて發達の源を發したものである。大日本史の列傳に特に方技傳の一綱があるのは、水戸家に於ても、直に之を佛徒と認めて居らぬ證據である。併し是も後世佛教の莊嚴觀に陷り、官僚式階級を樹立し、只だ加持祈禱を以て其徒類の衣食を圖る樣に化し、實用實行の本色は遂に全く其痕跡も留めぬことゝなつた。

第二　藝能　下

國情はその必要を異にする。林道春は官僚儒。醫術藥方の教育。圖書寮。陰陽寮　書工司。繪樂寮。繪部司、繪師司、典繪司、大藏職、木工寮。典藥寮。内匠。屋ふも含なし學ぶに如かず。武德十八年。

日本の古代は、學制も唐に模倣せられた、其れ故に大體に於ては、漢唐學問の餘流を受けたもので有つたが、國情はその必要を異にするもので有るから、例せば書を學ぶに、唐制にては、字樣と稱して、篆隷楷行草其他種々の樣式を吾ひ解するので有るが、日本にては、筆迹が巧秀であれば、字の理論などは必ずしも問

上流でなかつた。

又た算術の教科書として、孫子、五曹、九章、海鳴、六章、綴術、三開、重差、周髀、九司などを用ゐ、以て術と題とを辨明せしめた。

書と算とは何人にも實用の藝である、然るに德川氏時代の儒生に至て、書は之を能くするものが多かつたが、算は往々之れを等閑にするに至つた。畢竟學問が貴族化した爲であらう。而して學問の貴族化したる根源は、儒學の末流が戰國游士の餘弊を受けて、先づ當時の權力者に阿附すると云ふの方針を取つた爲である。德川時代の林大學頭道春の如き、此の意味に於ける代表的人物であらう。彼は恐くは殷初の伊尹の如き社會改革の抱負もなく、周初の伯夷の如き特立獨行の操節もない。當時藤原惺窩、石川丈山の如きはやゝ彼れとは異色の人物で有つたが、道春は全く官僚儒である。故に算盤は素町人の利を爭ふ手段であると侮蔑せらるゝの時勢に會すれば、口には尚ほ六藝と稱することを知れども、實際は武門武士の意のまゝに算盤を打捨てゝ省みなかつた。而して天台宗の小僧天海と肩を並べて、得々として家康の前に出で、貞觀政要の半ページを以て一席の講筵を綵飾したる如き、儒者の一名を衒儒といふは、蓋し之れより始まつたのである。

大寶の學制は、唐制の模倣では有つたが、亦た實に實識の缺乏を充たさんとするの要求に出でたことも眞實である。故に宮內省の典藥寮に醫博士を置いて、醫生を教授せしめた外に、國別に一人の醫師を配賦し、醫生は普通學生の定數、即ち大國五十人、上國四十人、中國三十人、下國二十人より各々五分の四を減じた

る員數を募集して、其道を研究せしめたので有つた。又た典藥寮には針博士を置いて針生を教へ、按摩博士を置いて按摩生を教へ、呪禁博士を置いて呪禁生を教へ、藥園師を置いて藥園生を教へた、呪禁は精神療法の一種であつて、古代は何れの國にも行はれたものらしい、

中務省の圖書寮には、寫字手、裝潢手、造紙手、造筆手、造墨手といふものを置いて、其名の示すが如き文房具を製造し、書史經籍を校寫し、又は裝潢することを掌らしめた、無論その事を習錬せしめて後に任用したものである。

陰陽寮には陰陽博士、曆博士、天文博士、漏刻博士などを置いて其れ〳〵の學生を教授せしめた、

木工寮には木工司には木工師といふものが有つた、

治部省の雅樂寮には歌師（聲樂師）ありて歌人を教へ、歌女師ありて歌女を教へ、伶師ありて雜儛を教へ、笛師ありて雜笛を教へ、唐樂師、百濟樂師、新羅樂師、高麗樂師ありて、それ〳〵の樂を教へ、伎樂師ありて吳樂を教へ、腰鼓師ありて腰鼓を教へた、

大藏省の織部司には、挑文師ありて、錦、綾、羅等の文を挑ることを教へた、縫部司に衣服の裁縫に巧みなる男女を任用し、其技巧を奬勵した、漆部司は漆物の智識あるものを用ゐ、典鑄司は金銀銅鐵を造鑄し、瑠璃を兼務し、玉作りをすること等に智識あるものを用ゐた。宮內省の大膳職には主醬、主菓餅、膳部等ありて、其道の研究者を用ゐ、木工寮には營構木作、及び用材の選擇等工匠の智識あるものを用ゐた、

皇り士農工商の種居と云ふことは稀れで有つた、酒戸は酒、醴、酢等を作るもの〻一團である、鍛戸は銅器機器等を造作する鍛冶の一團である、泥戸は瓦泥を作るもの〻一團である、染戸は染物を業とするもの〻一團である、雑供戸は鵜飼、江人、網引等に從事するもの〻一團である、飛彈の國の如きは、庸調を倶に免して、里毎に匠十人を點したと云ふのは、其鄉土が匠人の國體であつたゝめである、後世工匠の爲を貴ぶものが飛彈内匠を擧ぐるのはこゝに原因したものである。

斯くの如く職業に依つて其住居を分たしむると云ふことは、學校教育以上に人の藝能を進歩せしむるの方法である、太公の兵書にも、

大農、大工、大商、謂二之三寶一、農一二其鄉一則穀足、工一二其鄉一則器足、商一二其鄉一、則貨足三寶各安二其處一、民乃不レ遷、無レ亂二其鄉一、無レ亂二其族一三寶完則國安、

と云ふ事が有る、此事たるや、凡そ藝能に、理會の迅速を要し、記憶力の强固を要し、推察力の機敏を要することを知るものは、太公に非ずと雖も、必ず其の有效なる方法であることを首肯するに難からぬ事であらう、單純なる經濟的觀察よりするも、同一の事を取るものが一團となつて居るならば、徒弟期限と云ふものを短縮することが出來るのである、監督者の必要が少いのである、工業の如きは材料の徒費を節約することが出來るのである。又た德性上にも大に有效で有らう、隣人との技巧競爭又は鄉里の名譽のために大に其の自尊自重の精神を鼓舞し、何となく快活と有望とを覺ゆるが爲である。

快活と有望とを感覺すると云ふことは、人が藝能の手に入つた時の尤も著しき徵象である、幕府時代、歩根落の或る砲術者が、我が砲術は鵠先を的に向けるのではなく的の方から鵠先に就いて來るのであると言つたが、其妙旨に通ずれば、最早照尺の用はない、然かも砲術に限らず、何の藝能でも、適箇の「コツ」を得るのが目的である、藝能によつて理會の「コツ」を得れば、其の應用は極めて廣い、すべて現路に渉るとか、至理を述ふとか云ふことは、宜栗胡桃の一皮未だ脫けぬ話になるのである。

音し車の輪を作る職人に、輪屬と名乘る老人が有つて、齊の桓公に向つて其の輪を造る時の自得の妙を說いたと云ふことが有る、其話は莊子に載せられて居るが

斲レ輪徐則甘而不レ固、疾則苦而不レ入、不レ徐不レ疾得二之於手一而應二於心一、口不レ能レ言有レ數存二焉於其間一、

といふので有る、「敎ありて其間に存す」と言ふは、世俗に謂ゆる「コツ」を覺えることは、藝能に心を用ふるが一番早い、讀書や師授によりて如何に古人や、先覺や、內外の博士先生や、新智識の諸君やが、繰み出したる千言萬語の名論を鵜呑みにせるにせよ、之れを實際の事に適ずるものである、是れを知り得るのは藝能が固過ぎては道入らない。孔子が親に孝行するの理の事實的必要に服せしむるには、謂ゆる甘過ぎては腐るく一番むづかしいと云つたが、此理は萬事に通ずるものである、是れを知り得るのは藝能が一番早い、其れ故に古代の儒敎は、先づ六藝の修行をなさしめ、「終日食はず終夜寢ねずして思ふも益なし、學ぶに如かず」「下學して上達すと」敎へたものである。古代の井伍は、必ず同一の職業を執るものを一團と

なして、互に智識を交換し、手腕を練磨せしめたものである。

中世以後古制の規模は漸んど破却せられたけれども、武家屋敷と下町とをは決して雑居したものではなく、其のやゝ古代の俤を髣髴すべき二三ものも、明治となつて餘りに個人の自由を重んじ過ぎたる結果、遂も影も留めぬことゝなつた。

武門の末に、日本の藝能といへば、弓馬刀槍等、謂ゆる武藝十八番を以て重なるものとした、又たすべての工藝も武士の要求を充たすものが發達した、是れは武士全盛當然の趨勢である。

補批

奈良の工藝技術は都て模倣である。儀飾萬能の莊嚴宮僚本位の不自然觀。證の標術は偽造である。日本刀の鼻眼。飛鳥は模倣の後。赤裸々となる性情の發揮。

古奈良の制度を推し、國民藝能上の推移を推考すれば、當時の先覺者が、殊に詳愼周密なる注意を拂いしことを知らるゝ。其結果として奈良朝の學術工藝の進歩は、實に驚く可き實績を擧げたのである、日本の古代文明を誇とする奈良の遺蹟を一訪すれば、其大體を實見さるゝ。

けれども奈良の工藝技術は、其都てが隋唐三韓の模擬である、日本人の本能性を發揮した所が乏しい。是は我輩の深く疑を存する點である、且其都ての規模が儀飾的である、餘りに佛法家の莊嚴觀に傾き過ぎたる感じがする。而も萬事が至て不自然である、之を彼の大化の制度が、性情自然の發作を本旨としてある點に推し較べて見れば、全く反對の現象である。何故に是の様なる實相を遺留して居るのであらうか。

當年制度劃定の時は、朝野共已に蘇我氏歴代の官僚式及び佛教式に眩惑して居つた。大化の維新に依り、一時人心の振作を見しも、隋唐三韓も亦た皆な官僚式佛教式の習俗であつた、其隋唐三韓の氣習に融化されたる、當年の大勢は、實に法文の大精神を實現する迄にならず、忽ちにして藤原閥及佛教徒の跋扈、儀飾萬能の莊嚴觀、官僚本位の不自然觀の時代を迎へたものである。固より優秀なる進歩の力は劣級なる比隣を變化さするもので、其進歩に伴ふ弊害も亦た決して避け得べからざるは、古今人文史の證明する所であるが、當時に於ける隋唐文物の進歩と、之に伴ふ官僚式學術と宗教との浸蝕は、高麗滅亡の源を造り、我王朝衰微の源を造り、東洋の人國を殆す不自然なる官僚式に導びき、百般の藝能を後天的に陥れたものである。

此に一二の例を擧げんに、服裝其物が大化に於て至て自然的になりしものが、大寶以後に至り漸く威嚴を飾る傾となり、竟に起居動作も出來ぬ迄に變化して居る。其色彩形狀の美は、固より大なる進歩を加へたものであるが、衣服としての主要目的は、已に浚却されたものである。現今の僧侶の法服、神職の官服等皆な當時の殘影である。是れ實用的衣服の發達を目的とせず、儀飾的而已に依つて、其人を本質以上に

化けさする、謂ゆる藝の模倣に藝の本旨を喪ふた爲である、藝の模倣は僞道である莊子はこを巧僞と云ふで斥ける。又た古代唯一の武器たる刀劍の製作、其刀身の形式乃至外裝が全く實用でない。是も機飾的感覺に向てのみ製造されて居る、而も全く韓唐の模擬である、戰鬪は生命の取りやりである。此の一入實用を重すべき皆のもの迄が、儀飾的であつたのは、常時に於ける百事不自然の實狀を想像さるゝ一端である。

模倣藝術は本能性の發揮ではない、有形にあれ無形にあれ、摸擬に下れば藝術の本旨は滅却する。併し我奈良朝に於ける藝術模倣の結果は、有形無形共に大なる後世の指針となつたものである。之を明治維新以降歐洲工藝の模倣に參照して見ても分ることである。第一戰鬪の主要武器たる小銃の如き、當初は輸入品其儘であつたが、漸次進んで日本に於て製造さるゝ事となり、自然に日本人の體質に適應する樣に變化し、一種の日本式小銃が出來ることゝなつたのである、小銃のみならず凡百の器械都てが、進歩と共に其民俗の體質に適應する樣に進まねば、決して模倣を脫却して本能に復歸することは出來ぬ、殊に無形の方面に至りては一入切實である。

一條朝の永延前後に至り、地方部色濃く現れ、諸て武備の必要が起り、此に始めて共都ての武器が實用的に變化し、精麁模倣の形式が拋棄せらるゝ樣になつた。今の謂ゆる日本刀の形式は、此前後より創まつたものである。伯耆の方技家宗近等は共に鍛工の宗祖である。要は韓唐の形式に依る刀劍は頗る頑重で、敏捷なる働きに適せぬ、日本形式に化しては反が附いて甚だ輕快となり、日本人の體

折自在なる體質と、其健捷なる動作に善く適應する樣に出來、隨て其製作も清爽なる風に一變した。是より甲冑の製も馬具の形も弓矢の造り方も皆な實用に近づいてきて、竟に武裝迄が變化したものである、併し公事と治主は前代の通り全く改むる所なく、矢張り後天的を墨守する官僚式であつた。

日本の畫業と稱するものは、奈良以來何等の進歩もして居らぬ。是は宗教家と官僚の民衆を去勢する一種の利器であつた爲かと思ふ。其根本を叩けば唐業、百濟業、新羅業、高麗業、吳業等を其儘に模倣したまでである、是種の技藝が何の意味もなく傳承され、今も猶ほこれを宗教儀式に應用して居ると云ふことは、後天的官僚思想の如何なる形式に保續され來りしかを想像さるゝ一節である。此の雅樂と一般的擧樂舞伎とは、全く訓々で、何等の關係もない、是れ大に考察せねばならぬ事である。

武門政治は、實行實力の發現であつた、藝能も亦た人次第力次第に盛衰したものである。けれども概して學術的素質が足らなかつた、多くの事が推理的でなく直感的であつた。無論一利一害は相隨伴したものである、併し鎌倉時代の武能も大に見るべきものがある。それより北條氏亡び足利氏起り、戰國時代に入り、國民は赤裸々となり、武道には先例故格の束縛か弛み、民衆の思想上には、後天的教育の囚れがなくなつた。之れが爲に專に囚れ物に囚れ頗る能く人の純性純情を發揮したものである。後世より元龜天正武士の花と光榮はるゝのはこゝである。是れ彼の不自然なる教育宗教の束縛は嚴だしく民衆の純性を誅殺するものなることを知らるゝ考左である。

學術沿革の上より之を觀察すれば、一人の大家碩學が出で、子弟門葉が其學說を遵奉守する樣になれば、其學術は一人の大家に極限され、殆んどより以上の學者は出でぬ樣になる。技藝家に於ても亦た然りである、其一流の祖あれば、子弟門葉皆な祖匠の囚はれとなり、唯だ模擬的に陶冶さるゝ迄である。日本古今百藝の諸流全く此の軌轍を出て居らぬ、書畫にあれ、刀劍にあれ、聲樂にあれ、詩歌にあれ、而も學術に於て殊に甚だしいのである。近世德川三百年間祖道を墨守し、自ら一家の獨創見を立てた人は幾人あるか、祖道を固守せる者に半頭一步を進めた人は一人も居るまい。

藝能術智の發作は、唯だ學問に待つものである。學問とは其都ての實行實事を練磨修得することである、徒らに事物を知ることを學問と思ふのは心得違である。何事も體得せざれば妙用は起らぬ體得妙用は實に性情の發揮である。後天的の造作は、何事によらず性情の發揮を阻碍するものである、是れ我社稷の本旨か、純性純情を基礎としたる要諦で、國初に於て我皇の社稷を崇祀せられたる諦も、民衆の都てが社稷に拿率せし諦も、一に此の要諦を照にする所以に外ならぬものである、宗教にあれ、政治にあれ、教育にあれ、若し此の純性純情の發揮を支障する樣のものあれば、是は社稷を毀傷するものである、皇天を汚瀆するものである、我國民は敢然之を討滅打撲し奉されねばならぬ。

第七講　産業

第一　貨幣

盜跖と乞丐以外は產業の民。貢制の弊制。市場整理の必要。市價の管理。大化大寶時代の貨幣。金銀銅の比價。楮幣初て發行せらる。瑞典に於て始めて近世式の紙幣。古錢四文を永錢一文に當てる。米を以つて貨幣の用に供した。豐臣氏以後の幣制。通貨亂發の結果。德川氏時代の實例。相場市場の評許。

人生の要求は衣食住である、衣食住を得るの方法は產業である。けれども、此の兩極端を除けば、人の生活は產業に依るの外に、他に依るべきの道はない。產とは、正當なる生活を供給するものをいふのである、業とは其の供給を支持するの道を稱するのである。

大化創度に班田の法を定め、國市の法を設けたるは、職として產業を保護するの目的に由つたものである。班田のことは前に既に大略を示したのであるが、國市令の詳細は、今は闕文となつて居る、然し職員令の京職の中に、東西市司といふものを置き、財貨の交易、器物の眞僞、度量の輕重、貴賤の估價、等につい

て奢侈を檢察することを掌らしむるといふ明文が存して居るから、其の概略は推知し得べきである、卽ち市令の大要を、漢制に攷ふれば、

用器不レ中レ度不レ鬻二於市一。布帛精粗不レ中レ量、幅廣狹不レ中レ量不レ鬻二於市一。奸色亂二正色一不レ鬻二於市一。是れは商人の不正を禁じたものである。

錦文珠玉成レ器不レ鬻二於市一。衣服飮食不レ鬻二於市一。是れ奢侈の爲めに善良なる風俗を移すことを戒めたものである。

五穀不レ時果實未レ熟不レ鬻二於市一。是れもハシリ物などを賞美することを戒むると共に、衛生上の注意から禁じたものである。

木不レ中レ伐不レ鬻二於市一。是れ山林の濫伐を禁じたのである。

禽獸魚鼈不レ中レ殺二不レ鬻於市一。是れ牧場養魚場の監督である。

有二圭璧金帛一不レ鬻二於市一。命服命車不レ鬻二於市一。是は今日の謂ゆる位記勳章の類を賣買せしめざることをいふので、國の體裁に關係するためである。

楽器之器不レ鬻二於市一。僞性不レ鬻二於市一。是は先祖の位牌や、祭事に供へたる牛羊の賣買を禁じたので、風紀の取締である。

戎器不レ鬻二於市一。兵革不レ鬻二於市一。是は國防及治安上の必要に出でたものである。

以上は漢制ではあるが、無論我が古制に參酌せられた所のものである。不正の商人を禁ぜざれば、正當の產業が興るものではない。是れが市場整理の必要なる所以であつて、時勢は如何に進歩しても此事を無視して、國の秩序を談ずることは出來ぬ。

古代は市及び大藏省に價長といふ職が有つて、市價の公定を司つたものである。勿論市價は時々の需要供給に隨つて高低する、然かも之を苛しき不定の狀態に放任すれば、實に思ひ半に過ぐるのであらう。是れが賊猫は今の如くである、近く現代の事例を以つて之を一考すれば、民衆の生活を脅威する、其經濟關係は昔も員令に「大藏卿掌二貨賣估價一」と云ひ「東市正掌二貨賣估價一西市准レ此」と云つてある所以である。

或は古代に貨幣はない、その取引は實物の交換に過ぎぬと云ふ人が有るかも知れぬが。勿論大化大寶の頃に今日の如く貨幣の形制が進歩して居らぬことは事實である。けれども「貨幣の效用をするものは、貨幣である」と云ふことは、夫のウオーカー氏ならざるも、聊か思慮ある人の疑はざる所である。牧畜時代には牛を以て價格の標準とした、拉丁語の貨幣なる語は家畜なる語より一轉したるものといふことは、何人も知る所である。農業時代の貨幣は穀物である、歐羅巴の僻邑にては、希臘時代より今日に至るも、尙ほ穀物を以て貨幣の用に供して居る所があるのである。

之を我が史乘に徵すれば、顯宗天皇の紀に「年穀荐熟、粟斛銀錢一、民以饒富」と云ふ事がある、三韓交通以來、我國に銀錢の通用したることは明かなる事實である。天武天皇の十二年夏四月の詔に「自レ今以後、

必用二銅錢一、莫レ用二銀錢一」とある。其月間もなく、「用レ銀莫レ止」と云ふ詔が出でた、ツマリ當時の通貨は、銀と銅との二種であつたことが知れるのである。是れが恰も大化より大寶に至るの時代に當つて居る。

通貨は、銀と銅との二種であつた、けれども其れは我國に於て鑄造したものではなく、支那朝鮮より輸入したものを、其儘に用るたので有らうと思はるゝ、何となれば元明天皇の和銅元年初めて鑄錢司を置かれたと云ふことが有るから、其れより以前に於ては、外國の錢貨を以て、我が通用貨幣となしたのであらう。

和銅元年二月、初めて鑄錢司を置かれてから、其の年五月始めて我が鑄造に係る銀錢を通用せしめ、八月に至り銅錢を通用せしめた、かくて聖武天皇の天平感寶元年金銀の發見あり、淳仁天皇の天平寶字四年に金錢の鑄造があつた、其の比價は、銅錢十を以て銀錢一にあてるの定めで有つた。下つて延曆、弘仁、承和、嘉祥、貞觀、寛平、延喜と追々鑄造があつて、村上天皇の天德年間迄も其事は繼續せられた。今其錢文の大略を示せば左の如くである。

和銅開珎	和銅元年鑄之		
萬年通寶	天平寶字四年	同	
隆平永寶	延曆十五年	同	
富壽神寶	弘仁九年	同	
承和昌寶	承和二年	同	
長年大寶	嘉祥元年	同	
饒益神寶	貞觀二年	同	
貞觀永寶	貞觀十二年	同	
寛平大寶	寛平二年	同	
延喜通寶	延喜七年	同	
隆平永寶	延喜十五年	同	
乾元大寶	天德二年	同	

天德以後は、鑄錢のことは史上に見えて居らぬ、後醍醐天皇の建武二年、古錢は既に耗滅したので、初めて楮幣を發行せられた、楮幣は今の謂ゆる紙幣である。

本來紙幣といふものは、支那に於て發明せられたものである。即ちかの弘安の役に元の忽必烈の幕實たりし、有名なる「マルコポーロ」の旅行記中に、支那に於ては、桑樹の內皮を切りて小片となせる貨幣が、純金純銀なるかの如き、嚴格と權威とを以て流通して居ると云ふことを記して有るので、其後波斯の一君主がそれを見て頗る喜び、意匠から名目まで總べて支那に模倣したので有つたが、數日間强迫して之を流通せしめたるに、市場は閉塞し、人民は蜂起し、官吏は虐殺され、其貨幣は遂に消滅した。けれども此事ありし後、紙幣と云ふ問題が西洋人の研究に上り、千六百五十七年、即ち我が德川氏時代の明曆三年に至り、瑞典に於

て始めて近世式の紙幣が發行せられたと云ふことである。

我が建武二年の紙幣發行は、あたかも彼の波斯王の紙幣發行と相前後して居るのである。「マルコポーロ」の旅行記を讀むまでもなく、支那に左樣なもの〻あることを、我國にては、昔から知つて居たのである、然かし間もなく銅錢を鑄造することになつたので紙幣の流通は廢せられたが、其後德川氏の時代に至るまで伊勢の山田其外の地方限りの紙幣は通用して居た處もある。俗に謂ゆる銀札と稱するものにて、銀壹分以上より札にて通用し、壹分以下は錢を用る、他の地方との取引等には、其の銀札は金札と引換えると云ふ方法である、我が古代の紙幣に關する思想は大略此れを以て知るべきである。

足利時代には我國と明朝との交通が頻繁になつたので、我が鑄錢にも永樂通寶と銘を打つたものがあつたが、其後に眞の永錢が輸入せられて、其れを以て我が通用に充て、天文永祿頃の比價は、我が古錢四文を以て永錢一文に當てるの割合であつた。

然し王朝以後、鑄錢の事が廢せられてから、我國に錢貨の缺乏して居たのは事實である、其れ故に古老の傳には米を以て貨幣の用に供したと云ふこともある。絲麻布帛の要があれば米を以て交易する、陶冶の要があれば、米を以て報酬としたと云ふのである。是れは實は頗ぶる實明なる方法であつた。由來穀類といふものは、諸物價の標準となすに尤も適當なる多くの理由を具備して居るものである。先づ第一にはほゞ同性質なる耕作地が廣大なる區域に渉つて居る。次には農業といふも

のは簡單であり、散漫であるから、如何なる社會的變亂に遭遇しても、製造業とか採鑛業等のやうに、永い間の恐慌を醸すことが少い。即ち左樣な場合に於ける田畑の被害といふものは、比較的輕ふるに足らぬものである。次には農業に經濟學者の謂ゆる分業法を應用するのは、自然に制限があるので、器械を使用する效力が比較的薄いものである。凡そ其れ等の事情が相互に連結して居るので、穀類の價格といふものは、貴金屬よりも寧ろ變動の少いのが本則である。況んや我が古代の如く、需用も供給も、例年略ほ確定せられて居るに於ては、米を以て物價の尺度とすると云ふことは、最も賢明なる方法であつたに相違ないのである。

豐臣氏時代に至り、天正十六年に大判小判の鑄造を創め、之を德川氏時代に繼承し、又銅錢をも鑄造した。是に至て從前の四文錢と稱する永樂通寶は、法令を以て其の通用を廢止せられ、德川氏となり寬永以後に鑄造せる寬永通寶が一般に流布せられた、卽ち天正以來德川氏時代に於ける金銀貨の鑄造は大略左の如くである。

天正十六年豐臣氏は判金及び丁銀を作つた。

文祿四年始めて金座を置いて判金を鑄造した。

慶長六年銀座を置いて丁銀を鑄造し、此時貨幣制度を整理した、是れが德川氏時代に於ける貨幣制度の起源である。

元祿八年、財政窮乏を補ふために金銀の改鑄が有つた、謂ゆる元宇金銀なるもので、惡貨鑄造の端を開いたのは此時である。

寶永三年、丁銀を改鑄した、同じく七年に判金及び丁銀を改鑄した、此年又た新に丁銀を鑄造した、謂ゆる寶字銀なるものである、貨幣の品質は益々粗惡となつた。

正德元年、復た丁銀の改鑄が有つた、幣制の紊亂は遂よ甚しくなつた。

正德四年、幣制を改革して、慶長の舊制に復し、判金及び丁銀の改鑄をなした。

享保元年、判金を改鑄した、此時の貨幣の品質は頗ぶる精良に過ぎたるため之を出すや忽ち富人の藏匿する處となり、世上には流布するに至らなかつたと云ふことである、過ぎたるは及ばざるが如くで有つた。

元文元年、判金及び丁銀の改鑄が有つた、謂ゆる、文字金なるものである。

文政年間の幣制は頗ぶる紛雜であつた、二年に判金を改鑄し、三年に丁銀を改鑄したので有つたが、其外に之れと前後して、分判、朱判、朱銀等凡そ五種類程の貨幣が發行されたので有つた。

天保八年にも判金及び丁銀の改鑄が有つた、其頃の新貨幣發行も、凡そ五種に及んで居る。

安政年間は德川氏時代の幣制が最も紛亂の極に達した時で有つた。即ち慶長の金貨（慶長判）一兩には、金四匁、〇五三一七九と、銀〇匁、六七四〇三二を包含して居たので有るが、安政六年改鑄の判金には純金一匁、三六三二九四と銀一匁〇二四六八四を包含するに過ぎなかつた、慶長の純貨　慶長丁銀）の中には、銀四十八匁と、金〇匁、七二を包含して居たのであるが、安政六年改鑄の丁銀には銀八匁、一と金〇匁〇一二を包含するに過ぎなかつた。

貨幣にせよ、紙幣にせよ、其の流通の結果は決して香ばしいものではない。何となれば、通貨の量を增加せば物價を騰貴せしむるは、更に言を待たぬ處である、物價が騰貴すれば生計費を增加する、生計費を增加すれば產業の貯蓄を妨害する、貯蓄を妨害すれば、社會の資本を減退さする。

物價が騰貴すれば、給料の實力を減ずる、給料の實力を減ずれば、勞働社會を苦しめる、尤もこれには反對の例がないでもない。濠州並にカルフオルニヤに於て大鑛脈を發見し、貨幣の分量が俄かに增加したる當時、無論物價は暴騰したのであつたが、其れと同時に商工業も、亦た意外なる活氣を帶びて來たるために、英國勞働者の給料が非常に騰貴した、其れ故に物價騰貴の影響も、强ちに感じなかつたと云ふことがツーク氏の物價史に記されて居る。けれどもコヽは能く研究して見ねばならぬ處である、若し斯る場合に名義上の給料が依然たる位置にあるとすれば、實際上の給料の下落は免れない苦のものである。

物價が騰貴すれば、投機熱をソヽることになる、投機熱が盛んになれば益々物價騰貴の傾向を强むることになる。富者に破產する者を生ずる、無產者に暴富を得る者を生ずる、暴富者は奢侈を光らせる、國民の風俗は惡化することになる。

又通貨の膨脹は、國民の貸借關係を擾亂するものである、卽ち發行額を增加すれば增加せるだけ貨幣其物の價格を下落せしむるものであるから、一方に於て債主に、それに比例するだけの利得を得させることになるのである。卽ち從來の貨幣の位置を顚倒せしむるのである、然かも貨幣の發行は、法律又は君主の命令によるものであるから、通貨の膨脹によつて、所有貨幣の價格に損減を受けたる者は、恰も沒收刑の宣告を受けたやうなものである。

徳川氏時代に通貨を濫發した結果を示せば元和三年に大阪三港に年貢米を儀納とした時の定めは、壹石の代銀十六匁であつたが、寛永通寶の鑄造が盛で有つたゝめに、寛永十年後年々騰貴して壹石四十匁となり、寛永十五年には六十匁になつた、尤もこれには島原の亂後を承けて西國筋の諸侯が國米を出さなかつたと云ふ理由も手傳つては居るが、太平を歌はれたる元祿初年の米價も一石六十匁であつた。

元祿八年粗悪なる元字銀濫發の結果として、此以前に頻年不作であつたには相違ないが、其の不作の聲は事實以上に高まり、到頭米價は一石百匁以上に騰貴し、寛永年間の寶字銀が出るに及んで百五十匁に達した。

正徳四年の貨幣改鑄、悪貨回收の擧は、無論通貨緊縮の功を奏したので有つたが、之れが爲に、反對に米價の低落を誘ひ、享保の末年には士農共に大に困苦に迫つたといふことである。江戸幕府が米政に手を觸れたのは、是れが第二回目である。卽ち明暦三年の江戸大火には、米價暴騰したるため、幕府が安米を賣下けて貧民を救濟したので有つたが、今回は米價の下落を拒ぐため、江戸大阪の富商と相談して、貯米の買附をなさしめ、又最低價を定めて、其れ以下の賣買を禁じたので有つた、大阪に於ける米穀市場の永續公開を認許せられたるも、享保十五年の事である是れは元祿以來多年の懸案であつたが、積斥の理が物價の協調に效あるを認め、有名なる大岡忠相が許可を決したこ云ふことである。

文政年間に至つて、幕府幣制の紛糠は再び、商人の頭腦を刺戟した、貨幣の出る毎に物價を動搖せしめて、洪水風雨等の事實あれば、針小棒大にそれを言ひ立て、天保七年には米價一石三百八十匁に上つた、天保八年大塩平八郎の亂は、實に之れに原因して居るのである。勿論人には脾肉の歎といふこともある、けれども如何に平地に波瀾を起さうとしても、何等の把柄もない處には取り付くことは出來ぬものである。各藩の留守居が、一椀千兩の料理を喫して居ながら、屢々儉約の觸書を出した位で生活費が廉になるわけはない。田畑に甘藷を植ゑる勿れと云つた處で一度砂糖を嘗め覺えたものが、悉ばかり嘗めて生活するわけには行かぬ、大塩平八郎が「四海困窮天祿永絶」の旗幟を翻した所以は、必ず其原因する所があるのである。

補　說

物の價値、物の產出は素に待つのである。我國も赤貧本萬能に變化した。日本には自ら日本の沿革がある。比較的貨幣の必要が薄かつた。板金甲州金天正金。大判の量目。享保金。矢張り金の威力が生民を慮誕する迄であらう。

物の價値は都て貨幣を以て其標準を取る、其合理不合理の議論は暫く措き、地球上に國を成したる各地域の範圍内に於ては、金若くは銀を以て貨幣の本位を定めて居る。

產とは謂ゆる動產不動產である。之を細別すれば、其種類性質甚だ複雜であるが、併し人類存活の物資、其物資を產出する源資、譬へば土地の如き、又た物資を製作する機關の如き、又は物資の取扱をなす

機關の如き、又は物資の疏通配給をなす機關の如き、皆な產として價値をなせるものである。そこで產其物を占有して居れば自ら利益を取得さるゝのである。而して貨幣は產其ものを占有する力を具備して居る。

人類の心的形的の勞働は業である、衣食住物資製出の都ては皆な此業の力に待つものである。故に業に對する政治的若くは社會的措置が調齊を失へば、人類の共存は必ず不安全となるのである。經濟學の要則たる原料、勞力、資本の均衡を全ふすると云ふ意は、此儀に外ならぬものである。併し資本力のみに特種の權力を認め來りし、歐洲近世の幣弊組織を模擬せし我貨幣制度は、今日の百弊續出を招致せし原因である。我國の現行法度に於て產其物は如何なる程度に保證され居るや、苟も彼れに利にして是れに不利なるものあれば、其調齊を破り多數民衆の生存を脅威するに至るべきは、當然の結果と見ねばならぬ。

貨幣の占有者、其尤も多く貨幣を占有したるものは、謂ゆる資產家である。資產家は直に資本の供給者で、容易に產業の占有者となり、原料も直ちに資本權の支配に歸し、勞力も亦資本權の支配に歸し、延に人類の存活に利用されねばならぬ物資の配給は、其調齊を破り今日の如き不自然界を現出する譯となる。

我古來の產業制度は、單に民衆の衣食住を調齊する目的にありしを以て、法制の發布も亦た此の目的を離るゝを戒めてあつた。故に資產に對する個人の特權を認むるは信に已むを得さる場合のみを與り、一般國民の職業に對し厚く保護を與へることゝなつて居つた、是れが大化以來農地の賣買、又は宅地家屋の賣買、又は山林澤梁の獨占が嚴禁されて居つた譯で、只だ此種の施設に依り貨幣の威力を緩和して、民衆の共存機關を保持したものである。

明治に至りて我國も亦た歐洲式の私有財產制度に一變し、社稷全部の資產が悉く〳〵に一部少數人に獨占さるゝ事となり、法律の條規は隨て之を保證して、株式會社日本銀行に、兌換發行の特權を與へ、資本力萬能の國となしたものである。其結果として農民ならざる者が農地を占有するを不合理としたる古制の大旨も、住宅の安定を以て民心和平の本源としたる政刑の目的も、全然滅絶し盡したるものである。由來共・消共存を以て社稷の要道となし、深く民物の獨占行爲を憎惡した我故俗が、現今の如き農地兼併、住宅併有、山林も沼澤も幾んど餘す所なく、遂に一定の墳墓地、又は公設の電話權迄も獨占し、而かも其獨占權能が時價を生じ、法律上之を有價物件と認められ、强制執行迄も出來る樣になつたのは、今は飜て彼の歐米人も一驚を喫する程である。

貨幣疏通に對する、我國の現行法度は、單に歐米諸國一般的に行はれて居る形式を模擬した迄のものである、是は國際通商の關係及び、明治以降國力に不似合なる債務を負いし結果、已むを得ざる事情もあつたらうが、併し餘りに其制度が不自然に過ぎ、且つ習慣を無視したものであつた。

蓋し既往の史實は、實事の經驗である、日本には自ら日本の沿革がある、何をするにも全く之を無視す

る時には行かぬ、假令其沿革習慣を調はぬとしても、克く其利弊を明にして之を決行せねばならぬ、明治の貨幣制度制定は寧ろ此點の推究が漫然であつたのである。今之を我人文史上に攷ふれば、古代の物々交換時代より、金銀銅を貨幣として、物貨の疏通を圖るに至りし時代に至る、其間の推移は大陸との交通貿易に依りて、進歩の端緒を開きしものである。

○推古朝に高麗王より黄金三百兩を貢す。

○天平二十一年二月陸奥始て黄金を献ず（即ち天平感寶元年）

○同年陸奥守百濟王敬福黄金九百兩を貢す（百濟滅亡の後其王日本に歸化し陸奥の守に封ぜられたるものなり）

○天平勝寶中陸奥の國府多賀城以北の地は黄金を以てすることを定められる。

○延喜式陸奥より毎年砂金三百五十兩宛を貢すとあり。

○延喜式下野毎年砂金百二十兩鉒金八十兩宛を貢すとあり。

○淳平皇表記小槌内府陸奥知行の時氣質郡より金千三百兩をまるらせたり云々。

○真應文治二年陸奥今年の貢金四百五十兩と記せり。

○宇治大納言物語に佐渡産金の事を記載せり。

○諏訪圓右志に砂金掲る所小田郡黄金山詩註也とあり（今の陸前遠田郡）

國史上の著明なる事實を抄出して、我貨幣沿革の順序を考ふれば、其始め沙金板金其他之を通用し、漸

て支那朝鮮の泉貨を用ゐ、和同中に至り鑄貨の鑄造を始め、是より逐次に發達したのである。由來我地方邦邑の發達順序は、大化の口分田制度に依り、一般民衆の衣食住が能く、一定區域内に安定した爲め、比較的貨幣の必要が薄すかつたので、王朝時代の貨幣制度は至て幼稚であつた。鎌倉室町時代になつても、物品の配給若くは信用取引が意外なる發達をして居つた割合に、貨幣の制度は蓋だ不充分であつた。是亦た大體民衆の衣食住が安定して居つた爲である。

足利氏の中世以降、國内産金銀の增加は勿論、八幡船（倭寇と稱する海賊と貿易とを兼ねたる外國密航の船舶）に依りて輸入されたる金銀の數量は、實に莫大のものであつた。乃ち織田氏は板金を鑄り、武田氏は甲州金を鑄り、而して豊臣氏は天正金を鑄れり、是れ實に金銀增加の現象と謂むべきものである。金銀圖錄に天正大判重さ四十四匁と記せり。又た老談一言記に天正大判は通用の大判より金の位よろし、大判に十兩と記せるは小判十兩にてはなし黄金十兩なり、黄金十兩と云ふは銀一枚を黄金一兩とし、銀十枚を黄金十兩とす、大判一枚は銀四百三十匁に通用せり云々、是に依りて當時に於ける金銀交換の標準を考ふべし。

草茅危言に、慶長前後、善錢惡錢（ハンセンコセン）の爲め、農家の紙幣、關東地方に行はれたることを記せり、是れは交換手形に類似したものであらう。之に依り幾多の弊害を發せしめ、江戸にて所謂東金の鑄造が始まつたのである、其最目品質の大體は、豊臣氏の標準に依れるものであつた、編年集成に東照神君室町以來の

前例を考へ、大判の量目を四十八匁、小判を四匁八分と定め、四増倍の積りを定めらる云々（四増倍とは、四銖を一歩とし四歩を一両と定めたる事なり）。

雨臣氏の朝鮮征伐は、實に非常なる民力を消耗せしことは云ふまでもないが、併し其反面に又た莫大の金銀が輸入されたのである、産金地たる朝鮮の金銀は幾んど餘す所なき迄に鹵獲されたと傳へられて居る。それに各地方の採金銀事業が大に發達し、産金量は年々遞増した爲め、日本は實に金銀豊富の國となつたのである、實貨事略に慶長六年以降元和八年迄に江戸金銀座の鑄造總額は金七千萬兩（之を純金に換算し一匁五圓とすれば凡そ十五億萬圓有許となる）銀八千貫目と記載してある。之に幕府及び諸侯の貯藏せし金銀を合算すれば、實に恒大なる數量に上りしことは明瞭である、爾來此の金銀が、伊太利和蘭陀の貿易に依り、漸々流出するに至つたのは、鎖國政策の一因ともなつて居る。

國史眼に云ふ、慶安元年より寛永五年迄、外國に輸出せし金銀貨は、金大凡二百四十萬兩、銀大凡三十七萬貫匁（慶安以前の輸出額は未詳）又明治八年十二月大藏省調査に、慶長以後明治二年に至る金貨（大判小判）輸出總計四千八百餘萬圓、銀貨輸出一億三千八百六十八萬餘圓（大藏省調査は當時の通貨に換算せるものなり）。

金に銀を和合し、銀に銅を和合する割合が、時代に依つて變化し、甚だ一定を缺いたのは、通貨に市價が出來る原因をなしたものにして、元祿中に於ける悪貨の濫發が、享保判の發行に依り革正の効を擧げな

かつたのは、詳密なる考慮を拂はねばならぬ、幕府が享保の初め大判一枚四十四匁小判一兩四匁七分五厘とし、其品質を一定し享保の初め、大小判金を鑄造せしも、忽ち富者の占有匿藏する所となり、市場一般は舊來の善惡混合の貨幣を流用し、交換差額に利益を貪ほり、遂に如何ともされぬ事となり、天明の奢侈時代に入り、益々貨幣制度の紊亂を來たし、更に産業に對する各種の特權が濫許され、産業の大部が益く調齊を缺き、江戸幕府衰亡の氣運を迎へたのである。

幕末の列國に對する關稅定約は、幕府に明識の士ありし爲め、其初め頗る正當の條文を草せられ、列國使節も已に承認を與へ居りしに拘はらず、政權薩長の手に歸するや、其關稅標準と、貨幣爲換標準は、甚しき不利の條項に化し、數百年來貯藏し來りし莫大なる金銀は滔々として歐米に流出し、竟に明治年間の奢侈時代を現出したのである、明治の貿易史は其初め降伏に等しき條文に制肘せられ、前後左右失敗の沿革を續けて居る迄である。而も此の側面に於ける當局者の財政方策は、唯だ私有財産の保護産業獨占の助成であつた。國民の共存が、金の威力に決潰し盡したのも、實は當り前である。現下歐州大戰の結果に、漸く金貨の餘剩を見るに至りしも、其處理が舊弊習を墨守するのみでは、矢張り金の威力が生民を虐使する迄であらう。蓋し産業の本旨は國民衣食住の物資を、より以上に向上せしめ、且つ其分配を、より以上に調齊するにあつて、貨幣は單に之を疏通する物品である、決してその占有者に名譽と權力とを附加して、皮相文明を飾る筈のものではない。

第二　機械と勞力

機械の利害。風波の民。限りない人慾。富の滿望理性の沒却。失業と破産と
新發明。長時間の勞働。風紀道德。貨幣と物價が均衡せぬ。資本主失敗の影
響。勞働者を虐待し拔くのである。

奥れ〳〵も人生の要求は衣食住である。其れ故に古の王は是れを以て主眼として居た。

不ㇾ違二農時一、穀不ㇾ可二勝食一也。數罟不ㇾ入二洿池一、魚鼈不ㇾ可二勝用一也、斧斤以ㇾ時入二山林一、材木不ㇾ可二勝用一也。穀與二魚鼈一、不ㇾ可二勝食一、材木不ㇾ可二勝用一、是使二民養生喪死無憾一也。

五畝之宅樹之以ㇾ桑、五十者可二以衣一帛、鷄豚狗彘之畜、無二失二其一時、七十者可二以食肉一矣、百畝之田勿ㇾ奪二其時一、數口之家可二以無一ㇾ飢矣、謹二庠序之教一、申ㇾ之以二孝悌之義一、頒白者不ㇾ負二戴於道路一矣。

と云ふのが、孟子の政治的理想であつた、アリストクラシーとか、デモクラシーとか仕掛方法には差別が有つても、結局萬民一樣に其産業を勵み、他人を害せず自ら滿足を得ると云ふことが、何よりの　務でなければならぬ。

今日の人は、生存競爭といふことを、近世的傾向であるかの如くに思ふものもあるが、實をいへば、凡そ生民あつて以來、生存競爭のない時代はなかつた、機械の利弊と云ふことについても、既に春秋時代から議

者の研究に上つて居るのである。孔子の門人に子貢と云ふ人が有つて、竜の漢陰といふ所へ旅行した時、路の傍らに農夫が畑へ水を汲いで居た、子貢がそれを見ると「鑿雋而入井抱甕而出灌搰々然用力甚多而見功寡」といふ有樣であつた、子貢は氣の毒に思つたので、ソウいふ面倒なことをするよりも、槔と云ふ機械を使用すれば、一日に百畦を灌すのが、何の造作もないことである、其の機械は「鑿木爲機、後重前輕挈水若抽數如二沃湯一」といつて告げたるに、其の農夫は忿然として作色つたが、又た笑つていふのに、「吾非不知、羞而不爲也」と云つた。其れを聞いた子貢が後に其弟子に謂つて云ふのに、自分は是迄「用力少、見功多」と云ふことを以て、立派な道であると思つて居たが、是れはチト思ひ違ひで有つた、「託生與民竝行」といふことが、ホントウの道である以上、一人で百人前の仕事も出來るやうな機械を用ふると云ふことは、他人の仕事を奪ふやうなものである、其れでは德が全いとは言へぬ、「德全ㇾ形全」で有るから、何人からも怨まれたり傷害せられたりすることはない。「形全者神全」であるから、精神的に不安を起すやうなことはない。此理を悟らぬものは風波の民と云ふものであると語つたといふことである。謂ゆる機械的工業の利弊は、この說話の中に盡くされて居るではないか。尤も古人といへども機械の使用を全廢せよと云ふ意味ではない、人生共存の大義を忘れてはならぬと云ふのである。是れは誤解してはならぬ。

司馬遷の貨殖傳に、若し世の中が老子などの夢想したやうな、勤儉寡慾主義で治まるならば、其れは申分のないことであるが、其れを現近の世界に實行するには、民の耳目を塗抹して仕舞はねばならぬ、到底出來

る相談ではないと云ふことがある。人衆といふものは限のないもので「目欲視色、耳欲聴聲、口欲美味、志氣欲盈」といふのが常態であるから、古い歌にも「天下攘々皆爲利往、天下攘々皆爲利來」といふことがある。故に古來智巧あるものは、其の智巧の限りを盡くして、種々の機械を發明した、是れ固より其の發明者に在りては、利用厚生の具として工夫したるものであるが、子貢の謂ゆる「用力少見功多」といふことを理想として、昔は村婆の糸繰車によりたる絲も、今は大仕掛なる紡績器械を用ゐ、昔は寫書手によつて寫されたる書籍も、今は大仕掛なる印刷輪轉機を用ゐるに至つた。昔て「アダムスミス」の誇說したる十人の勞働者が一日に四萬八千本の留針を作り出したる昔話も、一基の機械が一日能く十萬八千本の留針を製出して、其上に之を紙に包み終り、然かも職工三人の手に其機械の七基を取扱ひ得る今日に於ては、最早や物の數ではない。

尤も古代の如く生產品の販路が、狹隘な區域に限られて居るならば、大仕掛の機械を作る丈けが寧ろ徒費である。けれども亞米利加大陸が發見せられて世界が廣くなり、汽車汽船の發明ありて、萬國の交通に利便を加へたる以上、大機械を發明して迅速に多くの生產をすると云ふことは自然の大勢である。其れ故に我國の如き永年鎖國の處には大機械の發明なく、西洋諸國に其の發明のあつたのは、獨り彼等の智能が優れた斗りでなく、彼等の必要が玆に至らしめたのである。卽ち人の筋力を以て物を製造するだけでは間に合はないから機械に由つた、其機械の動力も、始めは家畜を使用したが、間に合はないから水力風力等を用ゐた、それもまだ間に合はないから、氣力電力を用ふるに至つた、全く必要が玆に至らしめたのである。

けれども謂ゆる西洋文明の長所が玆に在ると共に、其の短處も亦玆に在る、何となれば、機械の發明あり し以來、西洋人は富の渴望によりて理性を沒却したからである。發明者は利用厚生の具として意匠を凝らしたであらうが、其れを用ゆる者は何れも伯夷の徒ではなく、盜跖の徒であるからである。

大機械の發明は、富の念併を誘起した、先づ機械の發明ある毎に、從前手工を以て其業に從事して居たものが、失職して饑餓に陷つた。機械の發明ある毎に、手藝工の熟練を無用に歸せしめ、作業者從前の賃錢を低落せしめた。大機械を据え付け、大流動資本を用ゐて、大工場を設立するものあれば、附近にある小規模の同業者は、その競爭に堪へずして、破產の已むなきに至つたものも尠くはない。

大機械の發明は、勞働者の健康を害することが少くない。機械は晝夜間斷なく運轉せしめ得べきものであるから、若しそれを分秒間にても使用せずに置けば、資本主に取りて其れだけの損失になるのである、是れ資本主が勞働者に向つて常に長時間（現行は普通十時間）の勞働を强ゆる所以で有つて、是が爲めに過度の勞働に服し衛生に害あることは勿論である。其ればかりでもなく、工場には怪我人も出來るものである、傳染病などの危險もあるものである。獨逸の「ロッシエル」が英國の「マンチエスター」に於ける、工場使役の兒童と、他の兒童と各々三百五十人宛に就いて、其の健康の度合を比較したが左の割合で有つた。

工業兒童

健康者	百四十三人
中等	百三十四人
不健康	七十三人

他の兒童

	二百四十人
	八十八人
	二十二人

機械工場の風紀道徳上に及ぼす弊害も亦た看過すことの出來ぬものである。先づ夫婦親子の愛情を冷却せしむることは云ふまでもない。ナゼなれば智識修養の餘暇なき勞働者が、幼者も、長者も、男子も、女子もすべて勞役に就きて兎にも角にも獨立の生活費を得らるゝ爲めに、家族團欒の紐帶を破ぶり、野合も行はれる、暴飲も行はれる、又た年少者が自活の資を得たるに甘んじて早婚の弊を長ずる、從つて機械工場の盛んになつて以來、著しく下等勞働者の人口を增加するに至つた。「ロッシエル」が記したる所に依るに、倫敦の或る製造場の傍らに、火酒店が十四戸ありて、每戸日々の客は總數平均二千七百四十八人であるが、其內千百八人は女子、百八十七人は兒童である。

今日の勞働者が絶對に資本主に依賴し、資本主の奴隷たる位地に甘んぜねばならぬ狀況となつたのも、大機械を使用するに至つたゝめである。何となれば、如何に大技能ある製造業者も、今日にては到底機械の補助を借りて製造する程安價には出來上らぬから、己むを得ず獨立の生活をやめて、大機械を据付け、ある工場主の翼下に走り、唯命是れ隨つて、其下知の下に働かねばならぬ。サテ斯うなれば資本主の一擧一笑は甚だ重い、若し不幸にして資本主より雇入れられぬならば、忽ち飢餓に迫らねばならぬ、昔し大機械の未だ發明せられざりし以前は、工場と稱しても、甚だ大なるものではなく、傭主も職人も、共同の勞力をなし、勤勉なる職人は、或は小店の所有主となるの希望も有つて、傭主と雇人との間に大なる間隔もなかつたので有るが、今日は雇人が雇主の地位に昇進するなどゝいふことは、殆んど絶望となつた、雇人は全く傭主の奴隷であつて、富者は益々富み、貧者は益々貧しくなるばかりである。

何故に富者は益々富み、貧者は益々貧しくなるのであるかといへば、即ち賃銀と衣食住物價との比例が均衡せぬからである。且つ手工者の熟練を往々無用に歸せしめ、嘗て其業に關して名譽ありしものでも、最早特別賃銀を要求すべき理由が消滅するのと、競爭の爲めに勞働賃銀は低落するの傾向を免れぬのと、之れと反對に、食物は人口が增加すれば、供給不足により騰貴し、得る所は日に減じ、費す所は日に增す事になるから、勞働者の位地を高むる希望などは、全く空願（ヴングバー）なのである。

勞働者の不幸は共れば かりでない、即ち勞働者は屢々資本主の失敗を負擔せねばならぬこともある。例せば資本主が一時の好景氣に乘じ、單者の謂ゆる生產過多に陷りたることありとすれば、其の反動來の日には忽ち生產を減ぜねばならぬ、或は工場の一部を閉鎖するとか、勞働時間を減ずるとか、職人の數を減ずるとか、兒に角事業の緊縮を計らねばならぬ、玆に至れば職工中には全く失職するものもある、賃錢を減ぜられるものも有る、然かも一の織物工場に此くの如き失敗が有つたとすれば、それに聯絡して、之れに使用する

機械を製造する者も、製鐵業に從事するものも、悉く影響せられ、其れ等の勞働者も悉く困苦に陷らねばならぬので有る。是等の事も昔時、僅少の顧客を相手として、小工場によつて生産したる時代には、其の患は少かつた。

資本主は時に不景氣に陷りても、一二年間を支持すれば、再び好況を恢復するのが常であるが、勞働者は一旦解雇の厄に遭へば、早速生計の道を失はねばならぬ。往昔軍將の敗績により、士卒の困苦を釀したことは事實である、けれども其關係は累代君臣の情義に存し、平生死喪相憐み、老病相弔して居るので、一旦不幸にして君臣共に滯塞に顧じたとしても、軍將を怨むと云ふの情は起らなかつたのであるが、今日の勞働者と資本主とは、毫も情誼の關係はなく、全く資本主より金力を以て自由を束縛せられたる迄のものなれば、事實上資本主の顧使に甘んぜねばならぬ。

且つ利己主義が一般資本主の信條たる以上、勞力者に仕拂ふべき賃銀は成るべく少いのに利がある、賃銀が少ければ、製造品を廉賣することが出來る、廉賣すれば競爭市上の勝利者たることが出來る、是れは勿論資本主に取つても結局の利益ではない、賃銀を少くすれば、勞働者の品等が、柔弱愚昧となるのは當然である、從つて勞働能率が減ずる譯である。けれども利己主義者は、サマデに遠大の思想はない、目前直接の利益の外には何の考へもない、そこで勞働者を虐待し抜くのである。莊子に「機心存二於胸中一則純白不レ備」とあるやうなもので、利己心が胸中に充ちて居るから眞の理性が蔓らされて仕舞ふのである。

書批

進歩の効果を普遍的に齊一ならしめざる可からず。民衆は機械ではない人である。衣食住不安の覺醒。民衆共存の恢典である。其機械の運轉は勞働に待たればならぬ。政教の大本は治己主義。

近世科學の進歩に伴ふ機械力の發達は、云ふ迄もなく頗る顯著である。併し此機械力の進歩に依りて、生民の衣食住は如何なる順序に保護され、又た如何なる順序に調齊され來りしや、我輩は此機械力の進歩に依りて、生民の衣食住が向上調齊されねばならぬ筈の事が、却つて其安定を破壞し、若しくは甚だしき偏倚を見る樣になつたことを遺憾とする。

併し、我輩は此の機械力の進歩をして更に益す精巧微密ならしめ、且つ其進歩の效果と利益を普遍的に齊一ならしめざる可からずと云ふものである。我社稷の典範が切に資本權力の抑制に留意してあるのは、後の不徹底極まる溫情主義とか、調和政策とか云へることゝは、全く趣きが違ふて居る。某醫學博士の說に近時の成金即ち不順序に暴富をなせし者の十分の六強は、生理上發狂と診斷せねばならぬ、是は誤れる精力主義の結果である、富の慾求に突進して心力を過消し、全く性情の安靜を求めず、偶ま別莊に休養するも、肉欲を離れる樣のことはない、こんなことを五年以上も續くれば、精神の平衡は保たれる筈がない

と云ふて居る。此の博士の研究は嗣る學術的で詳密を極めたものである、這般の歐洲大戰に巨利を贏ち得た參言者は、相違なく我國の資本家である、其資本家の大部が謂ゆる精力主義の權化で、而も其大數が狂人と云ふ事になれば、資本家以外のものは、大に警戒を要する譯である。

此の產業社會が資本萬能に組織されて居る結果として、民衆の當然均受す可き社稷の財物は、其大部分資本家の併有する所となつて居る譯である。原料も、機械も、交通も、金融機關も、商事機關も、一々歐へ來れば、社會の活動すべき都ての事物の權能は、全然資本家の支配下に歸して居る、心的形的凡百の勞働者たる一般民衆の大部が、其衣食住の不安を招き、今日の現狀を見るに至りしは、實に然らざるを得ずして然れるものである。併し此の背德なる支配下に居る民衆は、機械ではない人である、殊に我日本人は數千年來社稷の大道を率由し、皇祖皇宗の大謨を遵奉し「安」「平」同胞共存の慣例に始終せる、歷史ある民族である。換言すれば「安」とは衣食住を安固にするの意「平」とは衣食住物資を平齊するの意である。此衣食住の安平は民衆思想增和の原である故に我御歷代の御鴻謨は、只だ只だ此皇民衣食住の調齊を以て念とせられたものである。彼の大化新政の大詔、大寶の律令制定の聖旨、延喜の大詔、弘仁の大詔等其始終一貫せる我 皇室の御謨は、いつも民物の要占、土地の彙併等あらゆる貪慾行爲に對する痛烈なる禦戒訪である。今の爲政者、資本家共に宜しく洗目して此一貫せる列聖の詔詔を奉讀して熟慮反省せざれば、平安朝に於ける長者同樣悲慘なる運命に陷る外はあるまい。

現下世界に於ける勞働者の忿起は、其衣食住不安の覺覺である。我輩は其忿起の方法及手段の當否に對する批判を下す必要はない。併し忿起すべき時期に入りて忿起するに至れるものたる事は、實際の現狀である。從來の各國が此等の勞働問題に處せし方法は、謂ゆる社會政策、又は安慰的緩和策、又は爆烈なる鎭壓手段等にありしが、今日に至りては、是等の姑息手段を繰り返しても、噴火口に盃の水を濺ぐ程の力もない、まして衣食住を離れたる道德的講話、性情を無視せる忠孝說を以て、現狀維持を唱道するが如きは、實に愚にも附かぬことである。然らば之を如何にすべきか、唯我日本は世界に先だつて社稷の典例に返るより外何等の活路はない、社稷の典例に返るといふのは、民衆共存組織の恢興である、共存組織の恢興は共に勤勞し、共に歡樂し、共に齊しく將來ある國祉を享受し、安らけく平らけく、人類の漸化を助け進むる事である。

云ふ迄もなく多數民衆忿悒の結果は、同盟罷工ともなり、若しくは怠業ともなり、其產業を危殆に陷いるゝものである。此際に於て資產階級者及び國の特權侍遇を受け居る諸人士の要求する所は、固より一樣一色ではないが、歸結する所は現在の財產制度を持續した儘、民衆の忿悒を緩和せよと云ふに在るのである。我輩も實に此の要求を受けた一人である、併し我輩は全然主張と所見とを殊にして居る故、いづれにも謝しても其有害無益なる所以を說いて醒覺を促して置いた。併し明治初年以來、利己主義に養成され、富の權家に眩惑せる者等は、實に一人も此點に反省しさうな者はないのである。元來民衆の忿起も固より盡

く首肯する譯には行かぬが、資本家若しくは特種優遇者大部の觀念に至りては、全く話にならぬ程頑固である。其上現行法規の私有財産に對する保護と、一般民衆の心的形的勞働に對する保護とは、全く比較になつて居らぬ。之を此儘に持續して、資本家と勞働者の調和を圖り、産業の安定を望むのは、實に木に依りて魚を求むるの類である。

如何に機械力が進歩した所で、其機械の運轉は勞働力に待たねばならぬ。矢張り産業の大本は民衆の勞力である。其民衆が衣食住の不安に動搖してきたとなれば、先づ是に對し其衣食住の安定を與ふるより外決して何等の方法もないのである。我現行法度は、勞働階級民衆の職業に對し如何なる保證あるか、又其子女の教育、老衰者傷病者の扶養等に對し如何なる保證あるか、汲々吃々たる貯蓄の勸誘は、一身の將來、子孫の福祉を如何なる算數に期待し得らるゝか、且其向上發達すべき活路は如何なる方面に開け居るか、是等人情當然の企望が不幸にも現制度の上に壓滅され居るなれば、民衆の思想は何日迄も忿悒懊惱して、決して靜和は期せられぬ。現在に於ける私有財産制度は、言ふ迄もなく利己主義に基礎を置き、謂ゆる生存競爭を是認して居るのである、其優勝劣敗の結果を實現して、民衆生存上に幾多の等級を生じ、四方八面に無理横虐の部分が起りて、今日を迎へたのは、決して偶然でない、日本も不幸にして、明治初年より其私有財産制度を模擬し、國民を利己主義に陶冶した、今日に至り列國の思潮に伴ひ各種の問題を紛起し、貧富兩者の衝動を起すに至れるのは、決して何等の不思議もない。

我社會を尊奉せる民衆は、數千年來、利己主義を排斥し、共存共濟を實際に踐行するを以て、政教の大本としたものである。强て其名稱を求むれば、治己主義である、己を治めて他に及ぼす、自他相集りて其集團を治むる。之らが自治の根本をなしたことは、前篇數章說示する通りである。乃ち農地に農民が集りて邑をなし里をなし、進んで邑里の組織をなし、商工民が商工阜に集りて闤市をなし、進んで闤市の組織が起りしものである。利を趁ふて進むと云ふことは、固より人情當然の事であるが、利慾の爲に同胞互に相害ふ事は斷じて容認せぬのである、乃ち優勝劣敗の爲に弱者苦くは不幸者を虐壓誅滅する樣の措置は、其行爲の直接間接を問はず嚴重に禁止してありた事である、大化を中央として建國の神話に遡り、又列聖治世の跡を省察すれば、始終一貫せる公正純一なる典範の權衡がある。此の典範を一顧して、相將大官の位置にあるものより、華族富豪の一類、それより心的形的の勞働に從事する都ての者が、治己なる眞味を慣考すれば、此の產業不安の原因が、節制なき下劣極まる一部少數人の財物慾に伏在し、竟に此產業の不安を起したものたることを知らるゝであらう。

第三　危險の救治

共產主義。社會主義。共產主義社會主義との異る所。勞働證券。虛無主義。
組織無政府主義と村落政治主義。言論と結選擧。虛無主義と社會主義は反對。

西洋文明の惡弊は、數へばきれぬ程あるが、近頃世界の識者を惱まして居る、謂ゆる社會危險といふ問題は、實に玆に胚胎して居るのである。其救治策について、彼等の學者間に講究せられた意見は、第一に共產主義といふものであるが、是れは其淵源が極めて古く、希臘のプラトーが、既に之を主張したのであつた。東洋に於ても、太公の兵書と稱する六韜の首章に「天下非二一人之天下一、乃天下之天下也」とある。是書は遲くも秦狀戰國時代に出來たものとすれば、プラトーの著書と幾んど同時頃の作であらう。其後十八世紀の終期より、十九世紀にかけて、「バブーフ」「ボナロッチー」「ロバート、オーウエン」「エチエンス、カーベ」「ワイトリング」など、云ふ學者が續出して、熱心に之を論じたばかりでなく、米國に於ては嘗て英佛より移住せる者の中に、其の實行を試みたる者もあつた、或は宗教家の中に其主義を信條の一部としたる者もあつた。前者は多く失敗に終つたが、後者はやゝ成功した。合衆國の「シエーカルス」と云ふ處は即ち共產主義を個條として組織したる宗教社會で、全社會を十七個團に區分し、社員凡そ四千人、婚姻を嚴禁し專ら農業に從事し、又た頗よる商業にも熟練して居たと云ふことを曾て某米人が話したことがある。

元來共產主義といへば、其名を聞いた丈けにて戰慄する人もあるが、其意味は極めて平々凡々なのである。即ち全社會を以て一家族と認めるのであるといへば、大なる間違はない。一家族には父もあり、母もあり、男子もあり、女兒もある。其れ等のものが、各々能力相當の作業をする、又た各々入用だけの衣食を受ける、病氣にでもなれば、手厚き介抱も受ける、滋養も受ける。又た各人の衣服とか、手廻はりの品とか、僅少の所有品の外、家屋とか、家財とかの重なる財產は、全家族の共同の利益に使用すると云ふのが、先づ一家族の狀態である。此意味を擴張したのが共產主義である、「ルイブラン」の言つた「人は各々才能により、人は各々其需要に依るべし」と云ふのが、此の主義者の格言である。

學者の研究に成れる第二の社會救治策は謂ゆる社會主義である。此派の有名なる者は、佛國に於ては「サンシモン」「フーメエー」「プルードン」「ルイ、ブラン」などにて、獨逸に於ては「ロードベルツス」「カール、マルクス」「フリードリヒ、ラフサル」などである、何れも皆な十九世紀に於て旗幟を張りたる學者である。就中「カール、マルクス」の資本論は社會民主黨の聖書と稱せられて居るものである。

社會主義と共產主義とは、其異る所が二點ある、其一は、共產主義にては、あらゆる財產を以て悉く社會の共有となすべきことを主張するのであるが、社會主義は、唯だ土地と資本、細かにいへば、土地、鑛山、各種の機械、粗生原料、貯蓄、及び運輸機關は、總べて之を社會全體の共有となすべきことを主張するのであるが、社會主義は、唯だ土地と資本、細かにいへば、土地、鑛山、他人の勞力、又は機械力の助けなしに取扱ひ得る用具、例せば針の如きは、報酬を受くべき勞力を爲すの用に供せざる條件を以て私有を許可すると云ふのである。

第二は、共産主義者は、消費も亦た生産の如く共同たるべしと云ふのであるが、其れは如何にも、感情に走り過ぎたる說である、若し然らば、「人は欲する丈け多量を消費し、欲する丈け僅少に働く」と云ふことにならぬとも限らぬ。社會主義に於ては、特に「カール、マルクス」は、此點に於て最も卓絶なる新主義を立てた、即ち其意見によれば、消費は各人の勞働度合によりて制限せらるゝのである。其方法は先づ各人は、或は共同の土地を耕作し、或は共同の工場に於て勞働せば、生產品は悉く之を共同倉庫に貯存し、其時其の仕事高に相當せる證券を受領するのである、「マルクス」の理想的社會には、金屬貨幣は廢せられて、勞働證券を代用し、其證券は勞働の度合に從つて若干數を受け置き、若し何等かの物品を欲望せば、其の所持する證券と引換に、之を公設市場より購求し、既に購求したる以上、其物品は、各自の好むまゝに勝手に之を使用するも可、亦た消費するも可、即ち現時の所有者のなす所と、毫も差別なからしむるのである。

「マルクス」の現行制度を改めんとする所は、但だ土地の所有者をして地代を利せしめ、資本主をして利潤を利せしめ、是等特殊階級の人をして、獨り社會に跋扈せしむるを以て、大なる曲事であると云ふのであつて、一般の人の飲食男女の性慾を抑止せんとするのではない。

「マルクス」は公共の費用たるべき租稅を否認するものでない、卽ち勞働者が勞働證券を受取る時は、其中より受取り額に比例したる稅額を控除すべしと云ふのである。

「マルクス」の意見によれば、纔かに耕境に在る土地が耕作せらるゝに至つて、土地は肥瘠同じからず、其の格差の關係により良好なる土地に地代を生じた。生產實費に勞働力を加へられたるために、其生產物に實費以上の利潤を生じた。

此故に、地代も利潤も、其實は皆な耕作人若くは勞働者の享受に歸すべきが至當なる筈のものである、然るに、地主は地代を利用して益々土地を兼併し、資本主は利潤を轉用して更に資本を增加するのは、彼等は皆な勞働者より勞働報酬を掠奪して其の不義の富に誇つて居るものである、此くの如き不義の資本主と地主とを保護する現今の制度を强ひて維持せんと欲する現今の國家は呪咀すべきものである、速かに之を顚覆して眞に勞働者を代表すべき團體を組織し、之れによりて從前の如き利己的自由競爭を禁止し、勞働報酬の分配を衡平にせねばならぬと、是れが「マルクス」の理想なのである。(此主義が資本階級者より危險視せらるゝは玆に在る)。

此說の可否は暫く措き、若し之を實行するに至らば、世間に一人として地代、利潤を得る者なく、勞働によらざれば一人として生活すること能はず、勞働を欲するものは、何人も直ちに勞働して、公平なる賃銀を得るの機會を有するに至るであらうと云ふのが「マルクス」の論期である。尤も老齡、幼者、疾病者、若くは衰弱の爲めに働くことの出來ぬものは、無事に生活することを許さるゝのは勿論であると云つて居る。又た勞働には高尙なものもあり、低級なものもある、孟子の謂ゆる或勞心或勞力と云ふも眞實である、共れ故に「マルクス」の意見に從ふも、勞働能率に從つて其賃銀に差別を生ぜしめ、萬人皆な同一の報酬を受け

ると云ふのではない。此點に於ても社會主義者と共產主義者とは、其の趣が異つて居る。

共產主義は、今日多くの信者を有して居らぬかも知れぬが、社會主義の友たる者は世界到る處に多いのである。時に社會のことを論ずるに當つて、既に略ぼ其意味を記したる如く、此主義が種々の畸形の子孫を生じて居る中に、尤も畸形なるは露國邊に發通したる虛無主義及び無政府主義であつた。

資本主の利己主義が、其極點にまで發達して、貧富の間隔が益々甚しきに至つた。此現象を非として社會組織の罪に歸するは、虛無主義も亦た社會主義と共鳴して居る思想である、けれども虛無主義者は、政府を組織すれば如何なる政府も、富者を贊助して貧者を壓虐することを免れぬものであると信じて居る。多數政治の原則は、恰も專人政治の壓制と異らぬものであると信じて居る、虛無主義者は自由主義者である、飽くまで個人の自由を無碍ならしめて、何人にも其討を擧かしめざらんとする者である、王政を變じて民政に改めたりとも、其結果は一而已である、寧ろ政府を設けず、制度を一掃することを希望して居るものである。此くの如くにすれば、生存競爭は公平無私の間に行はれ、淘汰の結果完全なる社會が勃興すること、爆彈數下を待たずと信じて居るものである。而して是れに又二派の差別がある、絕對無政府主義と村落政治主義である。

其た前の主義の實行方法の意見も、二派に分れて居る、一は成るべく議論筆舌を以て、其主義を世界に普及せしめんとするものにて、云はゞ穩健派である。他は爆裂彈を以て議論實行の武器とするものにて謂ゆる過激派である。

虛無主義と、社會主義との共鳴の點は、唯だ現在の國家組織を呪咀するの點に在る、けれども其根本觀念は全く反對である、社會主義が能場の如く惡惡する所の自由競爭は、虛無主義に取ては、實に唯一の信條である。虛無主義の不倶戴天を以て目する、國家と法制とは、社會主義者に取りては、實に唯一の依賴である。(勿論現在の國家と法制には反對するも)、兩者の行路は、實に「君向三瀟湘一我向レ楚」と云ふの概がある。

況んや社會主義は社會篇に述べる如く、其の因循なるものは、獨逸人の謂ゆる社會政策主義ともなり得たのであるが、虛無主義の過激なるものは、極めて平凡に實行せられたりとするも、罷工、怠業、ボイコットなどである。今日一部の學者に「マルクス」の資本論を讀み得て、暗々裏々として私かに自ら悅こんで居る徒もあるが、彼等は虛無黨の嘗笑する所となりて悟り得ないものと稱しても不可はない。

若し現實を離れて、單に理想上よりいへば、刑は無刑に期すべきものである、政は無政に期すべきものである。夫の家貧しくして孝子現はるゝは、其家の不祥である如く、國亂れて忠臣出るは、其國の不祥である如く、政府無き政府あるは、其社會の駐辱である。此故に古語には「塲拱無爲にして天下治まる」といふこともある。然らば此の意義に於て無政主義、或は虛無主義と稱する學說ありとするも、決して忌むべきことではない。唯だ虛無主義に恐縮すべき處は、彼等が理想以外に於て、その謂ゆる無政府を現代の社會に實現せんとするのと、之れが實現の手段として、謂ゆる爆裂彈投下を敢てする爲である。

之を要するに、現今の産業危險を救治せんと欲して、西洋學者の發明したる革命的の諸說、即ち共產主義、社會主義、虛無主義の類は、何れも多少の理はあるが、其主唱者に於ては、或は一時矯激の語たり、或はたゞ賣名のためにせる說であるかとも思はるゝ處がある、社會の生活狀態に何等の故障もなければ、是等の議論は一笑の喜劇を見ると擇ぶ處はない。

然るに玆に突發的なる一大事變があつた、其れは最近五ヶ年に涉れる世界大戰であつた、これが爲めに土地は荒廢し、工場は閉鎖し、壯丁は減少して、物資の缺乏を起し、食料の騰貴を促したる國もある、是れが爲めに貿易交通を獨占して新市場を開き通貨を增殖し、信用は發達し、新業は勃興し、舊業は增資し、物價、賃銀、利潤は共に昇進し、好景氣の謳歌は投機師をして買占を敢てせしめ、買占をなす者あれば、賣惜をなす者を生じ、物價は瘋癲的に益々騰貴して、日常の生活費は、舊日に比し幾んど五倍十倍に達するに至り、賃銀の騰貴も、其の豫測たる趨勢に、追隨することが出來ず、上下茫然として、恰も小兒が風船球の糸を手放したるが如き有樣をなして居る國もある。

事玆に至つては、尋常一樣の手段では、最早此難局がつきそうにもない、各國事情は異つて居るにしても、今や景氣國も、不景氣國も皆な生活問題に困められて居るは事實である。生活問題は直接に生命問題である、此問題に關れたる時が眞の所謂る社會危險である。

社會の狀態が若し此極に達せざりしならば、獨逸人の謂ゆる社會政策とか稱する、或る事業の國家經營（水道、瓦斯、電燈、電信、及び鐵道事業）等適當なる工場條例の發布（危險預蝕せる工場使用の禁止、給料拂渡に關する規定、婦人小兒雇入れの禁止又は制限、勞働者の意外なる遭難に對する扶助、疾病者衰弱者の扶持）勞働者のためにする公園、圖書館の設備、廉價なる借料にて貸與すべき家屋の建設、勞働者の智能を研磨すべき職工學校の設立、（公立學校を開設し無料にて教育する）等の方法は必ず多少の成果を收め得るには相違ない、然し今日世界の形勢或は既に遲い。

古代の經世家は、鎖戶を未だ閉雨せざるに綢繆したので、謂ゆる社會政策と云ふことも效を奏した、若し或國の政治家の如く、形勢の推移に放任して、產業社會を痙攣狀態に達するに至らしめれば、智者ありと雖も、恐くは手を下すことは困難なるもので有る、過去時代に於て、共產主義、虛無主義、社會主義等が、尙ほ學者机上の研究たる時なれば、天下は泰平であつた。けれども、今や世界の實行は、日に濃密を加へつゝある、雨となるか、雪となるか、頗ぶる關心に堪えざるの狀態である、其れ故に今日の計は、唯だ本に反へるに在るのである、本に反へるとは、社稷を主義とする自治に復歸するのである。

補批

勞働問題に對する斷案。革正的救治策。民俗國情に隨つて主張及び實行動作が違ふて居る。組織的に蛻化させれば已まぬ。日本風俗に適應。明治初年の

大體。一時的のものなれば必ず其現るる時機に於て常規に還すべきであつた。
復舊的に化し易い。理據ある順序を正だし正當なる要求を提起せねばなら
ぬ。勞働賃率の標準。

民衆の衣食住と思想の安全は、實に相離るべからざるものなるは、前各章再三再四反覆論述せし所である、乃ち其衣食住の物資は、必ず產業に依りて製出され、其產業は必ず心的形的の勞力に待つものなれば、勞力を挿けて職業とする民衆の存活を安全にし、倘まで其向上進步を助成するは、實に社稷の本源を培養醫濟する事となるのである。我古代の憤例か、深く民勞を重視し、必ず餘暇を置いて敎化を勗めたのは、是れ全く其向上進步を助成するの目的に外ならぬのである、今之を我社稷の本旨に依り、勞働問題に對する斷案を下せば、機械力の進步に依り幾分にても勞役率の減少を見るに至りしなれば、必ず幾分の餘暇を謀めて敎化を勤めねばならぬ、此の古來の遺制を拋棄し、其餘力の全部をも資本力の吸收に放任する樣の事は實に言語同斷である。

此の資本萬能制度は我日本のみならず、歐米列邦悉く多數民衆の衣食住を脅威する結果を來たし、遂に歐洲戰鬪に依り更に急激なる壓迫を招致するに至り、之れが救治策として幾多の學說主張が實行的に化し、遂に之を國際的に討議する事となつたのである。我輩は之を稱して革正的救治策と云ふて居る、何となれば現制度を此儘に維持保續して、其社會都ての事を平和調匪するを以て望蜜となせし保守的主張の論據は、早や已に事實の上に匿滅し、獨乙の社會政策手段も餘んど効用を認められぬ樣になりし刹下の事態は、如何なる方面にも緩慢的措置の術策を用ゆるの餘地はない、まして小康一時の緩和手段の如きは、全係無用の贅事である。就て其革正的救治策として世界の各方面の勃興し來れる重なる學說主張は如何なるものであるかと云ふ事を一と通り知つて居らねば道徳の消息を會得することが出來ぬ、是れ本章に於て共產主義、社會主義、虛無黨主義の大要を抄出した譯である。此三大主義を基礎として夥多の學說主張が現はれ、而も其都てが齊しく現行の資本萬能制度の革正、又は其廢棄を叫び來れるは、各自各個の大體目的に同一要素の歸結點ある事を窺はるゝ證左である。

之を要するに、其民俗又は國情に隨つて、革正的救治の主張及び實行動作が進ふて居る、一面に於て極めて條理的に順序ある步調を取り、又た一面に於ては、極めて過激なる手段を弄し、又た他の一面には柔軟敏なる術策を取りて居る。然るに特權者及資本階級者は恐怖の餘り、共學說主張迄も厭惡して、一言の下に之を危險思想となし、民衆の耳を塞ぎ目を掩ひ、あらゆる手段を盡して之れが防壓に腐心した國もあるが、國より何等の敎果も擧げて居らぬ。それは實に其答である、社會主義も、共產主義も、虛無主義も、其根元を推究すれば、希臘、印度、支那いづれの學系にも共要素を含んで居る、凡そ學術の進步發達は、必ず其原理を組織的に變化させねば已まぬ、故に執れの學者かが之を組織的に大成したとすれば、甚だしく、退化して居らぬ民俗でさへあれば、必ず之を迎へ入れて、終には其民俗國情に準ずる實行動作を

現はすものである、列國今日の勞働問題紛起の現狀は的々之を實證される。

併し其孰れの學說主張が之を救治するに適切なるや否やに至ては、唯だ其民俗國情に隨ふの外なしと云ふのみである、故に我日本は社稷を基礎とせる肇國の本旨に反り、民衆の衣食住を調齊して、民心の安靜向上を保證するの大謨を正すより外、此の危勢を救治するの方法はないと云ふのである。我國に於ける革正的救治論者乃至其實行者は、當初歐洲式其儘なりしものを、逐次に日本風俗に適應される樣に變化させつゝあるのである、更に之れが日本式に蛻化するのは、近き將來であらう、是れ其社稷成俗の引力に依る、思想接近の端緒である。若し我社稷の典範を學理的に見たならば、彼の歐洲學說との共鳴點は固より八九分を占めて居るのみならず、全く同型に出でしかと思はるゝ點も少くない、殊に其主眼たる衣食住男女の調齊を以て、民衆共存の要諦とする一事に至りては、全く些の差別を認められぬ。

利己主義制度を以て、假令其私有財產權に多少の制限を加へたにしても、飽くことなき人類の慾求は、謂ゆる上下交も利を征りて國危しと矣と云へる確言通り、決して休止すべきものではない。我社稷の要道は、深く此點を警戒し、國初より明治の地租改正の時迄、鯖田の古制に違ひ、土地の私有を許さなかつたのである。其初め田に依りて戶を配する法度が定まつて、農民の住居と職業が保證され、又關市の法度が定まつて、商工民の住宅と職業が保證さるゝ事になつて居るのは、實に明治初年の御大詔の賦に厚薄の弊なく民に勞逸の偏なからしめよと宣せられし所以にして、明治の中興も社稷の要道を念とせられし、聖旨の存する所を窺はるゝものである。

飽くことなき人慾を煽揚して、產業の發育を遂成した明治初年以來の政策は、固より已むを得ざる事情もあつたであらう、併し此種の政策若くは手段は、本來一時的のものなれば、必ず其或る時機に於て常規に返へすべきであつた、當時の當路者と學者の總ては、全く之を忘却したのである、己に全く忘却して自己も亦た飽く事なき慾求に向て突進したのである、之れが爲に其產業の發達に依つて匡濟されねばならぬ、多數民衆は、却て資本力の壓壓に堪へきれぬ樣になつた、乃ち一面に於ては衣食住の安泰が決潰し、一面に於ては思想上の靜和が破却され、我社稷の本旨たる已れ自ら治むる善習を泯し、只た〳〵利を思ふの外何等安息の餘裕もない事となつたのである。此の際に於て資本家は、其資本力の利用に依て、逐次に利益を倍蓰十百して、資力を一部に吸收し、竟に多數民衆の衣食住を脅威し、此貧富兩者の衝突を招き、其結果が復た翻て產業を危殆に陷るゝに至れるは、理數必至の歸結なるも、決して之を成行きに放任すべき筋の事ではない。

凡學說主張に發する條理ある問題は、必ず他の學說主張に對し陶汰磨礪さるゝを以て、固より疑慮を狹むに及ばぬが、急激なる人心の忿悁に起る衝動は、其學說主張の如何に拘はらず頗る恐るべきものである、幷は其實行動作が復歸的に化し易きが爲である。彼の露國のレーニンが過激行爲の詰問に對し、今日はまだ復歸行動の時である、破壞は復歸の常則である、他日の建設は主義の實行なれば、徹底せる平和と

公正なる倫理に依る組織であると云ふて居るのは、大に考慮すべき一言である。言ふ迄もなく、彼の露國がロマノフ朝の末季に於て、甚しく思想界を掩歴したのは、我實の新しき記憶である、露國在留の或る友人は、彼の思想界荒歴の反動が、現下の過激行爲を産み出したものであると觀察して居る、當他の比較對照を以て、進んで參考を求めなければ、此觀察も亦た顧る考慮の價値がある。

併し我輩は假令弱者に同情するとしても、勞働民衆を煽揚して、過激觀念の行動を取らしめ、一時の快を貪ぼる如きは、決して之を安當とは謂めぬ。必すや勞働民衆は自ら此危難を救ふの決心を以て、環境ある順序を正だし、其正當なる要求を提起せねばならぬ、若しそれ勞働民衆が無謀なる罷業罷業を續行せば、工場にあれ、鑛山にあれ、彼る惡感化は、休止の已むを得ざるに至るべきは、現在已に其萌が見へて居る、此結果は、一面產業の不振を招き、一面失職者の續出を見るに至るは、或は免かる可からざることゝなるのである。我古制の習慣が定職ある職人に對し、先づ其住宅の安定と主要食糧の給與を以て職業を保證し、勞役の多少、技能の巧拙を以て、賃銀を決定せるは、勞働者の自制なき妄動を未發の中に戒飾せる所以である。

現下の我勞働問題に、勞働賃率の標準が決定されぬのは、我輩の怪訝に堪へぬ一事である。物價の騰なき變動は通貨を以て其標準を決定し難しと云ふのは、一般普通の結論であるが、我輩の怪訝に堪へぬと云ふのは、是の如き意味ではない、農業より諸工業に及ぶ凡百の勞働者が、其衣食住に要する費用と、附

帶せる老幼者の扶養を無視しては、其賃率を決定することは出來ぬ、さすれば勞働者一人の負擔すべき老幼者扶養の平均數字を推して、之が標準を住宅食糧衣服の消費に對照し、正當なる決定を與へねばならぬ。我古制は日雇職人の平均賃率を米五升の標準としてあつた、是は一家五人の家族（老人一人、小供二人、本人夫婦合せて五人）一人に對して米一升の割合となるのである、又た農民の雇役に對する平均日給を米三升としてあつた。且つ中田一反歩に要する勞働標準を三十人役即ち米九斗と定め、如何なる場合も此三十人役を使す詮求を許さぬ事としてあつたのである。要は生を養ひ死を喪して憾みなからしむるを以て目的とせるものである。

現下我產業の危勢は、資本家の斷然たる反省と、勞働民衆の嚴肅なる自制に待つに非ざれば決して救治も匡濟も出來ぬ、而も之れが反省を促し自制を勵むる礎盤たる可き市町村自治の情態は如何、市町村制あるも未だ其機關に一般民衆衣食住の調青に對する何等の權威がない、予は痛切に之を我江湖同胞に告ぐ、治己は自貴である自修である、實に自治の眞源である、町村より郡縣、而して一國を匡濟する大本である、我社稷千古不拔の典範は實に此に在るのである。

第八講　自治

第一　自治

明治の維新。戸口の檢挍。老者及び篤疾者の慰安。明治初年の地方行政。政府の反動政策。軍國主義。華族令の發布。市制町村制の發布。地方の政務を細民の多數に制せらるゝ恐あり。帝國憲法の發布。自治の語。本末顚倒の意見である。成務天皇自治の立制。貴族と稱する階級。富豪の專賣。公職者の職事件。細民とは何ぞや。

明治維新の後、封建の舊習を一變する必要上、政權を中央に集攬し、各地方官は、すべて中央政府の委任に依て、代つて事を處理したのであつた。是は恰も大化革政の時と同一である。けれども、大化の革政は、中央集權とはいふものゝ、尙ほ從來地方に自然的發達をなしたる良風美俗は之を其儘に放任せられ、坊令（今の市長）里長（今の町村長）評儀（今の郡長）等には、皆な其地方の事情に精通したるものを採用し、其地方の秩序を成るべく攪亂せざるの方針を取られたのであつた。

凡京毎ニ坊置二長一人一（今の區長）四坊置二令一人一（下略）

凡坊令（今の市長）取二坊内明瞭頑直場二時務一者一充、坊長（今の區長）取二坊内百姓清正強幹者一充、若當坊無レ人、聽レ於二比坊一簡用。

凡郡以二四十里一爲二大郡一、二十里以下四里以上爲二中郡一、三里爲二小郡一。其郡司（今の郡長）並取二國造（犬化以前此職に在りしものにして、地方の土豪なり）性識清廉、堪二時務一者一、爲二大領小領一、强幹聰敏工二計算一者、爲二主政主帳一（今の助役、收入役）

凡五十戸爲二里一、里置二長一人一。里長（今の町村長）取二里内百姓清正强幹者一充、若當里無レ人、聽レ於二比里一簡用。

凡戸皆五家相保、一人爲二長（謂ゆる伍長）以相檢察勿レ使二非違一如有二逃客來過止宿一及保内之人有レ所二行詣一（旅行）並語二同保一知。（白雉三年四月の詔）

以上は大化令に於ける地方行政機關の大要で有つて、其職務とする所は第一に戸口の按檢である。即ち當時の制に於ては、凡そ男女五歳以下のものは、班田の例に入らず、父母の所得を以て養ふのであるが、五歳以上は男は二段、女は其れより三分の一を減じたるだけの口分田を受くべき定めで有つたのと、二十一歳以上六十一歳以下のものは特に正丁として賦役の義務を負はねばならなかつたから、戸口は成るべく精密の調査を要したのである、又た當時の制度に於ては、老者及び篤疾者には、侍者を給することになつて居た、其れは「先壹二子孫一、若無二子孫一聽レ取二近親一、無二近親一外取二白丁一（他より雇入れること）若欲レ取二同家中男一

者位禄。（本人の希望によりて同居の二十歳以下十六歳以上の男子を給仕せしむること）郡領以下官人數加二差等一、若供侍不レ闕レ法者、隨レ便推決。其篤疾十歳以下有二一等以上親一者、並不レ給侍、（二等親の解は、典例の部を看よ）と云ふの定めであつた。是等のことについても、戸口の按檢は、矢張り必要で有つた。

由來饑寒盜賊疲者と云ふことに關いては、古代の政治家は頗る苦心したものである、古代ばかりでもなく、今日支米の政府が、貧民院、若くは作業院と云ふものを設けて、老年若くは衰弱の爲めに作業に堪へず、又た他に依賴すべき朋友も親戚もなき人民を扶持して、其れをして饑餓を免れしむるの方法を採りて居るのであるが、人若し遂くることを得れば、斯かる院の厄介になることを欲する者はない。獨逸には、政府の監督補助を以て、勞働階級の人の疾病若くは老衰の場合に準備せんがために、勞働者をして毎月其所得に應じ幾分かの拂込を爲さしめ、同時に雇主にも同樣の額を拂込ましめ、其資本を以て病氣中の勞働者を扶持し、又た齢七十に至れば、勞働者は作業より退隱して扶助料を受くると云ふの法律がある。現に角此事は古今東西社會整理上見逃すべからざる問題である。

次に地方警察の職務は奸非の警察である、是れは謂ゆる行政警察なるものであるが、必ずしも法律に明文ありて之を奸非と稱するのではない。

次に農桑の課殖、卽ち産業の奬勵で有る、次に賦役の儘收、卽ち租稅の徵收で有る。

大化令の目的は、勿論中央集權に在つたので有るが、其地方行政の跡を見るに、寧ろ其の風俗人情の自然

に應じたる各地方の自治を許可したものと稱して不可なきことは、以上の如くで有る、然るに明治初年の中央集權は、聊か之れと異るものが有つた、其の範を取る所は、全く佛國の行政で有つた。其の力を極めて輸入したる思想は、英米の利己經濟主義、及び佛國の特權打破、自由平等の主張で有つた。

當時政府は、多分西洋文明の利弊得失を明瞭する識見を有して居らなかつた、然るに政府が一も二もなく英佛の思想を民間に注入したる結果は、忽ち危險を自己の脚根下に感ぜねばならぬことゝなつた、參議板垣等が民選議院設立の建議容れられずして野に下るや、民權自由の呼號が、幾んど熱狂的に各地方に蔓延した、參議大隈が職を辭して去るに及び、更に野に一敵國を生じたるの觀があつた。

初め政府は何應之に命じて、佛人モンデスキューの萬法精理を譯述せしめた、府縣會を開いた、町村會を開いた、此故に人民は何れも、代議は立法機關なりとの信念を有し、動もすれば政府の施設に反抗するの傾向があつた。明治九年、各區町村金穀公借、共有物取扱、土木起工規則を頒布したる所以は、政府は必ずや地方に、公借の義務を負はしめ、土木築港等、その地の負擔を以て之れを爲さしむるの主意で有つた。けれども、謂ゆる土木も、必ずしも地方人の利害に一致せず、恐くは唯だ、政府より派遣せられたる府縣知事の功名心を滿足せしむるに過ぎぬこともあつた。是れが多分有名なる福島大疑獄の原因である。

此に至つて政府は、從來の歐化主義に對して、聊か反動の政策を試みるに至つた、既に社會より隱退せる漢學者を蒐羅に起し、之れに大學古典科の講座を與へた、尊王攘夷時代の志士の傳記を編輯せしめ、以て少年子弟の排外的意氣を鼓舞するをも辭せなかつた。

然し政府は尙ほ自ら其心に安んぜざる處のものが有つた。歐米一般、滔々たる自由思潮の中に立ちて、如何にして政府現在の威力を永久に維持し得るであらうか、是れが幾んど夜の目も睡られぬ苦心であつたのである。然るに恰も好し、當時歐羅巴の思想界もやゝ一變せんとして居た、其れは夫の普露西の勃興である。

卽ち昔時歐羅巴思想といへば、成るべく政府の權力を縮小せんとするもので有つたが、普佛戰爭以後、モルトケ將軍の主張したる處は「國は强からざるべからず、强き國となる能はずんば」と云ふに在つた。謂ゆる軍國主義とは是れである。此說や、明治政府の當局者間には、實に天來の福音であつた。

是に於て憲法取調の名義の下に、伊藤の獨逸行となり、其歸朝するや三條公を內大臣の閑職に移して、自ら總理大臣に任じ、華族令を發布して、他日貴族院を作るの準備をなした、次いで山縣の歐米視察となり、其歸朝するや市制、町村制を發布して從來慣例なき等級選擧の例を開き、富豪と政府との結托を鞏くした。

政府の意を忖度するに、內は舊華族の歡心を買ふと共に、自家の永久的地步を作り、外は大地主、資本家等に特權を與へて自家の爪牙となさんとしたものである。此の市制、町村制の公布は、實に明治二十一年四月伯伊藤を總理大臣とし、伯山縣を內務大臣とせる時に於て行はれたるもので有つた。是に於てか、從來行はれたる地方に關する諸法規（各區町村金穀公借、共有物取扱、土木起工規則、郡區町村編制法、區町村會法

等）は、巻く襲上せられた。畢竟舊來の法規は。佛國思想より出で、謂ゆる特權打破、自由平等の主義より制出されたる所ありて、政府の所見によれば、之れがために地方の政務を細民の多數に制せらるゝの恐れありとしたものである。否。此思想を放任せば。近く迫れる國會の開設に當り、大に憂ふべきものがあるとしたものである。間もなく、長く司法省の顧問として、各種の立法に功勞ありし、老熟なる法律家佛人ボアソナードを解雇し、新に獨逸人ロエスレリ等を雇聘した、司法省附屬東京法學校を廢して、之を帝國大學に合併し、儒敎主義たる佛人アッペール等の職を解いた。既にして伯伊藤等の苦心起草したる帝國憲法は、明治大帝の欽定を經て、莊嚴なる儀式の下に發布せられた、時は恰も明治二十二年の紀元節であつた。

憲法は固より萬世不磨の大典である、玆に敢て容喙するの限りでない、けれども市制、町村制に於て、始めて自治の語を用ひたるに就いては、聊か之を辯ぜねばならぬものがある。

市制、町村制の理由書には「自治とは國の法律に基依し名譽職を以て事務を處理するを謂ふ」と解して居る。又た「名譽のため無給にして其職を擔任するは、其地方人民の義務と爲す、是れ國民たる者、國に盡すの本務にして、壯丁の兵役に服すると原則を同くし、更に一歩を進めたるものなりと」解して居る。是の自治とは英語の「セルフガバーメント」に相當する獨逸國「ゼルブスト、ベルトワルツング」の飜譯であつて、日本國有の言語でないかも知れぬ。けれども普通に理解せらるゝ日本語にては、斯の如く狹義に此語を見るべきものでない、此語は理由書に謂ゆる「自主の權」をも包含することは勿論である、例せば昔の武士の帶刀の如きものである、之を以て他人の力を假らずして、己れの身を保護し、之を以て他人に向つて自己の一分を建てるのが帶刀の用である、主命に從つて切腹するばかりが、帶刀の用ではない、自治はあだかも、是れと意義を同うするのである。

本來自治を、中央政權の分離、卽ち分權と看るのは、本末顚倒である。大學に、修身、齊家、治國、平天下と云ふことが有つて「物有二本末一、事有二終始一、知レ所二先後一則近レ道矣」と說いて居る。人類は素と、衣食住卽ち社稷を基礎として、村落の自治となり、村落の自治を擴張して郡縣の自治となり、竟に一國を建設するの必要を生じたものである。我が神代の傳說によりて知り得べきが如く、當時八百萬神と稱せられたる日本民族は各々自治の狀態であつて、一神も特別の主宰權を有するものはなかつた、素盞嗚尊の剛勇を以て、畢を社稷に貢へば、國內の居住を謝絕せられたので有る。神武天皇以來、都を大和に奠めて、大に人心の歸向する所を知らしめ賜ふたのであるが、國俗尙ほ淳樸にして、甚しく昔日の八百萬神時代に異る處もなかつた。崇神天皇の時に至て、國情急變しやゝ中央集權の必要を感ぜられ、玆に於て日本民族古來の信仰により太陽を伊勢に祭つて之れに　皇祖天照太神を配せられ、祭政を分離し、不遜を討伐せられ、事業數代に涉りて、應神天皇の朝に至り、母后の勇武と賢臣の輔佐によりて終に三韓朝貢の盛を觀るに至つた、然かも其間國情尙ほ中央集權に不便なものが有つた爲に、成務天皇は國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置かれて地方自治の制度を立て「使二民自治一不二敢強一所二其不一習一」と云典則を定め、地方各郡を中區の藩屛とせられた、

當時の自治は天皇の許可に出でた樣に見へるも、實際をいへば、是等の諸權力が合同して、日本天皇を擁護して居るのであるから、寧ろ合權と稱すべきものなのである。

雄略天皇の時に至つて、是れもかの太陽と同じく日本民族古來の信仰たる五穀の靈を丹波より伊勢の外宮に移し、之に當し　皇祖に侍して衣食住の幹旋に當りたる豐受姫神（トヨケノヒメノ）を配せられて、國民に社稷の重んずべき所以を示された、此故に日本の國體は、君臣協力して唯だ社稷のためにするあるのみで有る。此の社稷の二字は實に萬古不文の憲法なのである。

社稷二字の眼中よりいへば、一視同仁、豈に富豪あらんや、豈に細民あらんや、人は唯だ其才能に從つて削られ、勞力に從つて調いられ、之を以て能く他人に依賴せずして衣食住の安固を全うし、生を養ひ、死を送りて、遺憾なきことを得るは自治である、之を以て進歩の公例により智能を研磨して、以て文明の趨勢に落伍せざることを期するのが自治である。資格階級に代表機關を運用する市町村制の如き、果して此の意義を滿足せしむるに足るものであらうか。

試みに貴族と稱する階級のことについて言はんに、允恭天皇の時に、臣民中、自ら氏姓を僞つて貴族と稱したる者が多かつたので、天皇よりその眞僞を決すべき詔が下つた事がある、當時天皇の命により大和高市郡の味橿丘（アマカシノヲカ）と云ふ處に探湯（クカダチ）竝と云ふ熱湯を沸かしたる釜を据え置き、諸人をして手を其中に入れしめたるに實際の貴族は何事もなかつたが、僞つて貴族と稱したものは、何れも手が爛（タダ）れたので、詐僞者は尻込（シリコ）みして引退つた、是より以來、日本の氏姓は自ら定まつて再び詐るものがなかつたと云ふことである。然るに明治以後、何れの地にも謂ゆる探湯（クカダチ）が有つたと云ふ評判も聞かぬが、貴族は驚くばかり多數になつた、是れは頗ぶる怪むべきことである。

次に富豪である、彼等が富を致したる原因は、或は正當なる者もあらう、或は不正當なる者もあらう、其れは今更窮追すべきことでもないが、必ず富豪に向つて特權を與へ、保護を加へねばならぬと云ふ理由は何處にもない。孔子の語にも「周（フク）ㇾ急不（ヒ）ㇾ繼（ツガ）ㇾ富（ニ）」と云ふことがある、乘（ジョウ）ㇾ肥馬（ヒバ）ㇾ衣（イ）ㇾ輕裘（ケイキュウ）」と云ふ餘裕のあるものに對して、更らに之が爲めに、特權を附與すると云ふことは、尤も珍無類の政略と云はねばならぬ。

市町村制の理由書には、自治體の公職を執るものを以て「無給料を本則とす」と言つて居る、無給料では相當の資産あるものでなければ、重荷であると思はれぬでもない、けれども事實は大に之れに反して居る。又たそれが縱し、無給料であるとしても、一地方の行政に任じ、公務を執り、營造物、其他の共有財産を處置し、地方債を發し、土木起工、其他の事業を經營するの要路に立つ以上、其間に於て、充分奇利を博すべき機會があるのである、論より證據、此制度の實施以來、地方といはず、都會といはず、到る處に、是等公職者の醜事件を續起したではないか。

又「等級選擧」の理由としては「此選擧法に依て、以て細民の多數に制せらるゝの弊を防ぐに足る」と云つて居る、日本には由來、稠人廣坐の間に於て時務を談論し、富者や貴族を壓倒し去るが如き、長廣舌の細

民はなかつた、理由書の指して細民となせるは、恐くは此くの如き空中樓閣を想像したものではない。此法律發布以前、多年自由民權等の說を呼號し、其運動費の爲めに、（資産を蕩盡したる謂ゆる有志家者流、又政治運動の如きことには、必ずしも關係せざるも、清廉のために富を成さず、然かも胷中には多少の識見を備へて、私かに政府の施設に飽らざる貧士の階級を指したものである。當時政府の恐れたる所は、實に是れ等の人で有つた。維新以前日本は三百餘藩に分れて居た、一藩に三人宛の識者ありとするも、政府の敵國たるべきものは、總計九百人はある。識者は貧士に多い、有體に云へば、明治の輔弼者と雖も、元をたゞせば、貧士階級の人が多かつた、此故に當時眼前に差迫れる國會の開設に此の貧士の徒の選出せられて來ることは政府の大に恐れた處である。是れが此の理由書に於て、先づ徽章を漏らしたのである、然らずんば地方自治とは何者ぞ、其の選擧の如きは、固より地方の希望に一任して差支なき筈のものではないか。

補　批

謂ゆる治己である。個人自ら治め鄕邑自ら治む。眞厚なる共存的自治。日本の大部は利己的行爲を是認せぬ。是れこそ進化の防碍人心の囚繩である。生民衣食住の安危は一國の安危である。各其議論の歸結する所は民衆衣食住の匡救である。只だ〳〵人を置んず。物權の威力。我日本帝國は克く此革新の過渡期に耐へ得べきや。人性天祿の一是親に歸敬す。

個人の自修、即ち個人の自ら其身を治むると云ふ事は、謂ゆる治己である、治己は只だ個人自ら其天稟の純性純情に反るのが第一義である。儒經で「三省二其身一」と云ひ「孝ノ性」と云ひ、又道家で「反レ眞」とか「守レ眞」とか「見レ眞」とか云ひ、佛典でも「見性」とか「眞如」とか云ふてある。東洋に於て系統ある教は、其都てが性情に反るを以て根本としてある。日本の惟神の道も、亦た實に此義に外ならぬものである。殊に日本は古來何事も實際的であつた爲め、之れが學究的思索上に繼承されずして、公私日常事實の上に繼承せられて居る、依て其文獻が簡疏にして、事實が却て通實である。彼の支那印度の文書が整頓して、事實が空疏なのとは、大に趣が違ふて居る。

個人の思想がマチ〳〵になりては、何事も共同的にはならね、共同的にならねば其自治を一匡することは出來ぬ。是れ個人自ら治め、隣伍自ら治め、鄕邑自ら治むる要諦が「禮」を正し「例」に由りて「法」を訂す可く順序を立てられたる譯である。凡そ人の行爲動作が、禮を失へば秩序は忽ち破壞される、又社會の公施設に、法が立たねば、節度は必ず紊亂することゝなる。殊に日本人は本來利己的の習慣を持たぬ、堅く治己的の習慣を持續した民俗である「利己」と「治己」との是非得失は暫く措き、我國古來の神話と史實は、只だ此の「治己」を以て、政教の經緯を立てたものである。明治初年に於て歐洲の利己主義を換撰して組織せられたる都ての施設が、遂に上下左右離換扞格を來せるは、全く此の註腳民人古來の慣例を無視した結果である。

我古來の慣例が利己的素質を持たぬ、仍て其慣例に由て起れる典型、典證に成れる儀範、而して典型儀範を推し進めたる歴世の法憲は、利己的に組織されて居らぬ。著者が前章各篇反覆其考左を引證して論述する所の、我民俗の因習たる、自修自儀即ち治己の要旨と、彼の歐洲式利己主義の本質とは、自ら黑白分明である。然り此の治己を原子として組織せられたる、我日本民俗の安寧は、忠厚なる共存的自治を以て維持されたのである。乃ち一家、一里、一郡と順を推して此の一國の儼然たる獨立を達成したものである、依て其民衆衣食住の實源たる財物の措置に重きを置き、切實に民衆一般の共存を認めて、可成的其獨占、兼幷、私壟、壟斷等の我慾行爲を防止することに努めたものである、幷は貧富の懸隔は、必ず民衆衣食住の調齊を傷り、勞逸の偏倂を生じ、我共存的自治の根本を破壞する結果となるが爲である。

明治の翻譯制度が此の治己的典範を捨てゝ、彼の利己的公則を取りしは、實に我政典の基礎を變更したものである。乃ち利己的組織の上に當然確認さるべきものは、言ふ迄もなく、私有財產權の確認である。且其獨占兼幷の許容である、此結果が現今に於ける、富者貧者の扞格難挽を招きし所以である、勞者逸者の反目抗爭を來せし所以である。且つ此の危勢が、各町村の現在に於ける、權能薄弱なる自治に依りて、救濟す可き方法なきに至れる所以である。現今に至りては、歐米諸國に於ても新學說の勃興に依り、其の私有財產權の凶威を減殺せむと嚮する傾向を迎へしは、是れ彼の單なる利己的公則に依つて組織せられたる其國家、及社會の變革期に入れる徵象である。

我日本の現行法度が、利己主義に依り組織せられたる以上は、日本人民は公私萬事、都て利己的に行動するが然るべきである。けれども日本人の大部は、決して利己的行爲動作を是認せぬ傾きがある、是れ古來の典範が、竟に現行法度に依りて、盡く剿滅されて居らぬ事を知り得らるゝ點である。併し我輩の最も怪訝に堪えぬのは、或る一部の智識階級人士が、痛切に我利我慾の弊風を排斥しながら、尙ほ現狀維持を努めつゝある一事である、是れこそ矛盾撞著の極である。苟も我利我欲の弊害たるを知らば、須らく此の利己的組織の法度を信條とせる現狀の維持を云爲するにも及ぶまい。

今ま我內外上下の趨向を審察すれば、兎に角此社會は已に一大革新期に入れることを確認される。而も外は順次に國際的に變遷し、內は漸次に共濟的に推移しつゝあるは、明瞭なる實況である。此際に於て我國民のみに、特別特種の井蛙觀をを墨守させると云ふ事は、決して出來得べきことでない、現在世間に唱道されつゝある、思想統一等云ふ事も、一般民衆の思想を、只だ自家の型に鑄冶するの目的であれば、是れこそ進化の防碍、人心の囚縛である。元來人の性情を離れては敎化の基礎は正されぬ、人の衣食住を外にしては自治の基礎は立てられぬ。自治の基礎が立てられねば、民衆意思の齊一は保たれぬ、民衆意思の齊一が保たれねば、外面に於ける國際的變遷に處して、自主獨立の權力を全うし、內部に於ける民心の推移を調和して、共存共濟の大義を明にすることは出來ぬ。苟も此內外の措置が立たねば、人文進步の前程を遮斷し、國其物の資格は、甚だ微弱なものとなるのである。

是れ我輩が治己的自治の復興を以て此一大革新期の最先急務となせる譯である、治己的自治の復興は、彼の利己的公則の組織を絶滅し、純正なる自治を施設し、民衆の衣食住を調齊して、都て之を社稷本位となすのである。

國土と生民とを無視すれば、國より社稷はない、その國が社稷の上に建設せられて居る以上は、生民衣食住の安危は、直ちにその國の安危と見るが當然である。我現行市町村制を此見地より論斷すれば、極めて不徹底である、又極めて僞伴である、而も現實に其市町村に、民衆衣食住を調齊整理するに足る權能が謂られて居らぬ、且つ公民の資格を其財產に限定し、多數の無財產級民を網民と稱して、之を國民團外に除外し、以て資格選擧の先例を創めしは、官權の威力を財產權に併せ、單なる統治支配の便利を圖りしは全く民權の擴張を制壓する手段であつた。彼の市町村制理由書に「等級選擧の例は、本邦に於ては、創始に屬すと雖も、之を外國の例に照せば、明に其良結果あるを徵するに足る、本制被選擧の資格を廣くして其流弊なきを信ずるものは、即ち此選擧法に依りて以て、細民の多數に制せらるゝの弊を防ぐに足るべきを以てなり」と謂へる一節を讀み、彼等が如何に利己主義に沈醉し、私有財產權の擁護を努むるに急なりしかに想倒し、是より我國人心の推移が、金權直下して、其治己的なりしものが、利己的に遷移し、其共存的なりしものが、自我的に變化し、土地も住宅も酒々として、一局富裕者に兼併せられ、衣服も食料も乃至工業原料も、交通機關も、金融機關も、何も彼も、坐して利益する凡百のものは、忽ちの內に其大部分、資本家の獨占する所となつた處の經過順序を省察すれば、今日に於ける國民共存の蹟頹、貧富兩極の抗爭、內外思想の衝激に起る都ての問題が、一々其由來する所あるを考へらるる。

現狀維持論者の大部は、此時局を社會政策手段を以て鎭制せむとしつゝあるのである、彼の國民道德の鼓吹、警察力の運用、物品販賣所の公設、婦貧組合の奬勵等忽ち試みては忽ち敗れ、遂には宗教家、浪花節、社會外の社會に居る遊俠等に迄依賴して繃縫を努めて居る、稍や滑稽の感じがする。之に對する現狀破棄論者の大數は固より一樣一色でないが、國を本位とせる革新論者より、彼の社會主義の各派、而してデモクラシーの主張等、唯心論と云ひ唯物論と云ひ、皆な多少の持論抱負があつて、其議論の歸結する所は、民衆衣食住の匡救である。此各主張はいづれも彼の官僚式現狀維持論者と共鳴すべき要素がないのである。

今之を我輩の社稷本位の見地より見れば、請ゆる官僚式現狀維持論者の執れる社會政策手段の如きは、死人に對する凡醫のカンフル注射と同樣、何等議論の價値はないものだが、現狀破棄論者に至りては、いづれも立場々々の主張として、仔細に參照考査を要すべきものと思ふ。過去に於ける、官僚と宗教家と富豪と貴族の結托、其結托せる特權者の部內より起れる官學者流は、我古來の成俗たる各市町村の自治慣例、職業を與へ住宅を與へて、親切に恒產國民の增加を奬勵するの政範ありしことを、如何に認めて居つたであらふか。我邦歷代　天皇の大讓に無資產人民を國民外に除外するが如き事は斷じてない、實に日本

は、人民と土地とを以て社稷の基礎と認めてあるのである、社即ち土地、稷即ち食糧、皆な人の共存上の必要缺く可からざるものなるが故に、其使用分配に不公平を許さぬのであつた。治己を以て自治の本源となす大旨も、只だ〳〵人を重ずるより起れるものである。我輩の現狀破壞論者に望む所は、彼の官學者流の强認せる國體の意義を駁破して、眞の日本古制の神髓に向て愼密なる觀察を下されたいことである、否らざれば我輩の此の自治を唱道する所以の深意を會得さるゝことが困難である。

是の如く人に重きを置ける我社稷の典範に遵へば、物權の力が人權を侵犯するが如きことは斷じて許すべきものでない。然るに利己主義に起れる法制の週用は、往々にして物權の威力が人權即ち民衆の存活權能を誅剋（チュウコク）するのである。土地所有者の、借地人若くは借宅人に對する各種の問題、小作料の訴求に對する各種の問題、一地方食糧不足に生ずる各種の問題等、實に現在夥多の實例がある。蓋し此種の問題に對する我國古來の攻範は、自治の權威に依り、正當なる匡濟をなし來りしものである。彼の明治の法制家は全く此點に注意して居らぬ、只だ我國の最多數なる無資產民を細民と稱して、之を國民圖外に除外し、更に一部の資產權力を保護助成して、無資產民を增加させた迄である。

既に痼結せる我國の政弊は、一大革新の決行に依らざれば、決して恢興の手段はないのである。而も今は世界列邦革新の氣運に充たされてきた時代である、併し我日本帝國は克く此革新の過渡期に堪へ得べき實質あるや否や、假令克く之に堪へ得べしとせば、其公的準備は之を如何にすべきや、是れ我輩が愼重周

密なる考査を惜まざる要點である。今ま我國讀書敎人士の學術理論に對する智識程度は甚だ低級にして、彼此の長短を比較し、是非を決し得る人は、實に寥々たる有樣である。又た政黨政派の現狀は如何、學說主張に準據して其行藏を明にして居る者は、今ま幾何人を數へ得るや。宗敎家は如何、自家の經典宗律を以て、其德操を全ふせる者は、或は一人も居るまい。而も其各方面は、非違、瀆職、破戒、亂行の情態である、乃ち之を此儘にして直に一大革新期に入つたならば、それこそ擾亂紛糾收り留も附かぬ事になることは、火を睹るより瞭（アキラ）かである。官僚式一部の論者は之を恐怖して無理にも此の腐朽し盡せる現狀を維持せねばならぬと云ふて居るが、此革新の氣運は世界の大勢なれば、防ぐも延ぶるも之を如何ともすることは出來ぬ。

仍て我輩は、腐朽せる現狀を以て、此世界的一大革新の機會を迎ふるの甚だ危險なるを覺知し、我自然の自治、卽ち治己的自治の本旨を正だし、是れを他日に於ける國民振興の素地となすを以て、最先急務なりと提言するものである。蓋し社稷を基礎とし人に重きを置ける自然の自治、卽ち治己的自治は、實に世界的にして毫末の囚縛的要素を含んで居らぬ、故に內外公私百般の規矩準繩は、皆な純正なる人性天稟の一是觀に歸收するものである、明治天皇の大詔に「之を中外に施して悖らず」とあるは實に此義である。

第二　農村自治

民衆の共存を信條とせねばならぬ。食糧を自給する鄕邑を推す。一口一石。
小作料の納入に依る食糧の不足。他村民の
侵入。自治組入目。村落の自治權は當然其の住民にあるべき筈。第二に村の
開設。我國將來の開墾は唯だ革新の知識に依り決するのである。

社稷を本とせる自然の自治は、言ふ迄もなく民衆の共存を信條とせねばならぬ、民衆の共存は勞逸の均平と、衣食住物資の調濟に依つて、公正を保ち得らるゝものである。

自治の區劃は、必しも大なるを要せぬ、簡易なる共同治安の行屆く範圍に限定す可きものである。班田制に「凡五十戶爲里」とあるは、概則を示したもので、時代に依り多少の變化あるは固よりなるも、大體の要則は古今を一貫したものである。

農村の最も善く其安泰を保ち、且つ其風俗の敦厚なるは、食糧を自給する鄕邑を推すのである。其次は食糧以外の農產を以て之を補給する鄕邑である。更に其次は商業漁業、若くは出稼等を以て食糧の不足を補給する鄕邑である。更に其次は其土地に副業が起りしとか、工業原料品が出づるとか、若くは其原料品に依りて工業が起りしとかの鄕邑である。要するに衣食住物資の出入收支が比較的簡約なれば、隨て自治も簡約となる。

農村に於ける食糧の生產及び消費の推算は、尤も詳密なる注意を拂はねばならぬ、我古來の政範が其貢租の制度を定むる上にも、亦た戶口簿を訂だす上にも、深く此推算を愼みしは、我各鄕邑の自治慣例を恒久に堪讓した要因である。尤も明治の新政度に依つて其形式は大體破壞された樣にも見ゆるが、深く人心に潛入し居る一是非に至りては、未だ必ずしも奪い去られては居らぬ。一昨大正七年の米價狂騰に際し、各鄕邑が一樣一色に出粜の妨碍をなし、多少の暴行を交ふるも辭せざる有樣であつた事等は頗る參考の價ある事と思ふ。

田制家の口傳に、一戶五口、一口米一石、卽ち二百戶の村には凡そ千口の人民が居つて、米千石の食糧を要する者とし、且其食糧に千石を要するには、夏毛を合せて三千石相當の生產がなければ衣食住の安泰は支へられぬと云ふのである（秋牧米穀二千二百五十石、夏作七百五十石相當、合て三千石、內貢租米一千石、食糧一千石相當雜穀諸色の賦課一千石）正穀を以て貢租となせし、謂ゆる四公六民の標準時代も表面三分一の貢租を認め、其公四中の一を以て地方費に充當した者である。是固より過去時代の沿革なるも、錄倉幕府以降に於ける大體の標準を考ふるに足る者である。

現今の戶口制に依る平均は、固より同樣の標準を取る譯にも行くまいが、一戶一年の米穀消費標準は、今も曾も大差はない（大正七年一年一口平均鄙部に於て九斗六升五合〇七才）但だ大に變りし點は、米租と金租との變化である、又た農地租稅の甚しく低廉となつた點である。併し此納稅が簡易且つ低廉となりしは、實は一般農民の福利を增進する結果とならねばならぬが、之れが全く反對の結果をなし、資本家の土地兼幷

自作農民の激減、小作料の昂上を惹起し、多數民衆の壓迫となりたのである。此の資本家の土地集并に依りて生ぜし弊害は、重要食糧品の獨占、其獨占に伴ふ配給の困難、價額の昂上等である。小作料の昂上に依りて生ぜし弊害は、細農の大部が漸々其食糧の自給力を喪ひ、現今は大部分半ヶ年の食糧をも支へきれぬ樣になつた等の事である。此の富者と貧者との兩端より、農村に於ける、自然の自給が維持されぬ樣になつてきた。

我輩は最近農村に起れる、諸種の問題一千六百餘件を蒐めて、各方面より研究を進めて居るが、實情信に慘憺極まるものである、今其自治に關する一二の例を揚げて、之を江湖に質すことゝしやう。

一つは小作米の搬出に依る食糧の不足である。是れには東西南北到る處の農村が甚しく苦んで居る、最も多數なる問題である。假令ば或る一家若くは數家の富豪が、或る他の農村に於ける大部分の耕地を占領して其農村產米の十分の六（十分の六は日本小作料の普通標準、實は十分の七以上に上れる地方もある）を收斂し去る爲め、其村內の食糧不足を告げつゝある處は頗る多い、寧ろ農村大部分の實況であると云はれよう。又其村內の一富豪が、自村內食糧の不足を目前に認めながら、之を一時に放賣するが如きは、尋常普通の一茶飯事となつて居る、現法制の範圍に於て自己の所有物を自己の自由意思に處分するに何等の差支はないがこんな事では衣食住物資の調劑は期せられぬ、共存的自治の實現は望み得られぬ。

我國の古制が、民物の獨占を嚴禁してあつたのは、此種の弊害を未萠の間に防ぐ趣旨であつたことは、前揭典例制度の諸章に講述せる通りである、後の地頭時代より名主時代に至る迄、其村內の自給食糧を收斂し去る樣の事は、堅く戒飾してあつたものである。德川時代に於ても、士家の知行所たる村落が、若し米產不足地なれば、其年貢の大都を他の產地又は銀納を以て之に代ふるの例を開いてあつた。又名主等にして多額の米穀を收得するものに對しては、情に應じて倉庫を建築させ、其米穀を賣出すときは、必ず村內の年寄に相談せねばならぬ事にしてあつた。

又一つは細農の小口賣出しに依る食糧不足である、是は一般細農が秋收後年末の仕拂等に窮して、來年の食糧たる少量宛の米穀を賣出すのである、元來不足せる食糧を收斂期の低價に賣りて、翌年の梅雨後漸く高値となれる米を購入するのは、人情上より見ても、經濟上より見ても、不秩序なる實況である、其結果として夏期に入れば、先づ米穀の生產地たる農村の大半と都市との兩面が、食糧需用地に化し、此に投機商が縱橫に跋扈し、重要食糧の價額を理數以上に變化さするのである。

事代に於ける村會所若くは小勘場等稱せし機關は、頗る古き習慣あるものにして、多く細農の小口賣の爲に設けられしものである。其資金は村落の共有金か、若くは領主の貸附金にして、共目的とする所は、村內食料の保持、肥料の前貸、無利息融通等であつた、現今の購買組合が稍や類似したものであるが、併し其の食糧の保持を以て細農の救濟を圖る上に重きを置いてあつた一點は、大に趣が異つて居る。

又一つは地主と小作人との不調和に生ずる他村民の浸入である。此種の問題も世間に甚だ多い、先般岐阜

氏にも超つた、斯は其地主は領や遠方の富家で、小作人との間に小作料に關する問題が起り、地主は即時に小作地を取戻し、之を他村の者に小作せしむることにするのである、事情は極めて簡單であるが、併し村落自治の本旨より見れば容易ならぬ問題である、何となれば其村内の土地は之を社稷本位の立場より見れば、當然其村内住民の共存に資すべきものである、其土地の所有者も小作人も皆な村落以外のものとなるは、全く自治の破壞である、我國古制の田に依つて戸を配せられし農村自治の典範は、此種私有財産權萬能の趣旨とは、固より氷炭相容れざるものである。

地頭若くは名主と、其耕作人との間に起る問題の裁決は、田制家の口傳に、名子（小作人）の取扱を組合村落の相談に決すべく敎へてある。此事は尤も克く考へねばならぬ問題である、阿部豐後守が行德在に起れる名主と名子の紛擾を、隣村五人の庄屋に命じ、特に清廉なる幕吏三人を選び、其前に於て論議せしめたのは、頗る思慮ある處置でありたと傳へられて居る。

多數民の意思は、結合的權威となる、農村の自治は、必ず其村民丁年以上の者全部の選擧に依り、才幹德操ある數代若干人を推し、之を遂行するが至當である。而して其自治權の遂行は神代の八種の天罪を典範として凡そ左の八目に歸するものである。

一、村内治安の管掌權
二、村民の衣食住物資に關する處理權
三、村内の防衛、衛生、戸口の掌理權
四、村財産及經費の處理權
五、他町村との交渉權、及交通運輸等に關する交渉權
六、敎育機關に對する監督權
七、村民の葛藤に關する仲裁權
八、村内住民の營業に關する制限、若くは許否の權

第一目の村内治安の管掌權は、其村内の一匡を圖る、大體の權能を指せるものにして、その主眼は社稷を基礎として民衆の共存を全ふするに在るのである。

第二目の村民の衣食住物資に關する處理權とは、其村落の獨立は、只だ村民衣食住の自給に待つものなれば、其生産物資の過不足を正だし、若し食糧が不足して他の工作品が出來るとすれば、相當の食糧を購入して、其共存を調齊する等の處理をなす權能である、又た村内の或る者が其食糧の不足を眼前に認めながら、之を放置する等の行爲に對して、相當の處置を取る可き權能である。

第三目の村内の防衛衛生戸口の管掌權とは讀で字の如く、必しも官憲の力を煩はさざるも、村落は村落自ら治むるの意を以て、其村内の安寧を圖る爲め、此掌理權を必要とするのである。

第四目の村財産及經費の處理權とは、是亦讀で字の如く、其村内の經理を整へるが目的である、一歩を進

め村内は村内に於て通常の經理機關が設けらるる樣になれば此上もない。

第五目の他町村との交渉權及交通運送等に關する交渉權とは、村落の外交である、尤交通は一般的のもの にして、運送も亦多く他村落との關係あるもの故、特に愼重を要する事である。

第六目の敎育機關に對する管理權とは、何人にも分る問題である、敎員には必ず學校に接近せる場所に住宅を給し、月俸の拂ひ放しをやめて其全額を配給し共存共濟の模範を示す樣にするのである。

第七目の村民の爭訟に關する仲裁權とは、自治上甚だ必要なる一目である。今日の如く何かと云へば直に裁判官を煩はす樣なことでは、忠厚なる自治は起らぬ、大底の事は村內の事情に通ぜる人が仲裁して片附くるのが妥當である、明法吉と云はれた玉乃世履翁は平生事情に通ぜる人の仲裁は、頭腦明敏なる裁判官の判決よりも正しいと云ふて居る、今日の如く高利貸の跋扈、不正契約の充滿せる時代は、一入此必要がある。陪審制度の目的も多く事情を明にするに在れば、若し其れが、村內の仲裁に賴ぜずして訴訟となつたとすれば、村內の仲裁機關中の者が其席に列して事情を證明すれば、大に手數が省ける事となる、古來爭訟の審判に、付添人若くは立會人として、村內の重立ちたる者を呼出せし理由は、此に在るのである。

第八目の村內住民の營業に關する制限若くは許否の權とは、賣春婦を養へる飮食店の營業、又は衞生に害ある物品を取扱ふ營業、又は不必要なる店舖の增加、又は鑛山或は、工場等の不完備なる設計等に對する其許否の權能である。

村落が其初め人に依つて開發せられたと云ふ事は誰れも異論はあるまい、人が之を開發して人が之に住居し、存活し、蕃殖した以上は、其村落の自治權は、當然其住民にある可き筈のものである。併し富裕なる村落と貧窮なる村落と、能克く調齊されねば、一國人民の共存が保たれぬ、是に於て乎「依民事產、制面青之」と云へる政策が確立したものである。自村を他村より以上に發達させたいのは、人情眞に然るべき事である、そのより以上に發達せる力を以て、他の劣級なる村落を誘壓する事は、我社稷の本旨に乘叛する、社稷の本旨は、自村の優秀なる力を以て、他村の劣を匡救するに在るのである、否らされば決して其村落自治の力を一國に擴充することは出來ぬ。

此の自治の力を國內は云ふに及ばず、國外迄も擴張發展させねばならぬのは、眞に我國刻下の急務である。幷は我國內既成の農村は、已に其人口の過剩を見る樣になつて居るからである。現在朝野一般の實況は共責本家の力に待つて殖民事業の發展を企圖して居るが、是には多少の弊害を隨伴して居る、我輩は現在の行掛上、之を絕體否認はせぬが、それよりも農村（一農村に其力なければ、聯合農村としても可なり）が、共同的に第二農村を國內國外適當の地に開始し、政府は之を保護助成するの方針を取るが最も機宜に適せる方策と思ふ。かくすれば其農村と殖民地との聯絡が著くなつて、共殖民地にも後援ある集團勢力ができ易いのである。我朝鮮に於ける農業殖民の發展せぬのは、此點に注意が足らぬ爲である。

此の世界列國の思想上、及經濟上の急激なる變化期に臨める我日本將來の興隆は、唯だ革新の如何に依り

て決するのである。革新の過度期にありて、自治の力が微弱なれば、完全なる成果を見る事は出來ぬ。丗は衰憊せる病人に大手術が施されぬのと同樣の理である、故に我輩は一日も早く我自治を社稷本位に改め、其根底を鞏固にする事を最先急務なりと唱導する譯である。

補批

大農とは何ぞや。大農の利益として唱へらるゝ說。大地主とはドンナものか人心の緊急。人の性は皆な同一である。他に依賴すると云ふ劣情。坂田公平伊太利北部の習慣。金納を本則としたるは新例である。亞細亞耕作制の批評農業の四大區分。小作料の騰貴は世間の利益にならぬ。廉恥を知る英國の地主。「ピスマーク」の炯眼。愛國土の地主のやうな傾向。富と幸福とは同一でない。實費を支拂ふを條件として收獲物の共用。「アドルフ、ワグネル」の說地主の責任。和氣藹々。

明治政府の富豪結托は、無謀にも土地收併の嫌疑に及んだのであつた、其れは伯井上(馨)の大農論である。彼は明治二十年前後に於て、多分當時の農商務當局であつたかと思ふが、嘗て淀河の月夜に、京阪の富豪と共に、謂ゆる三十石船の中に會し、大農論の大氣焰を揚けたことがあると云ふので、今も京童の笑柄となつて居る。

本來其頃に於ける我國の農家は、農商務省の調査に依れば、毎戸の所有耕地僅に八反以下のもの全農民の五割五、九を占め、八反以上、一町五反以下を所有するものが二割九、四であつて　一町五反以上を有するものに至つては實々一割四、七に過ぎなかつたのである、固より大農と云ひ、小農と云ふは比較上の話に過ぎぬのであるが、經濟學者「ラヴレーユ」の言によれば耕地一百「エークル」以上の農作をなすものを大農と言ひ、二十五「エークル」以下を小農と云ふと解して居る、一百「エークル」は我が「四十町六反」程に相當し、二十五「エークル」は我十町一反五步程に相當するのである。我國に大農制を布くなど、云ふ突飛な思想は、明治政府の當局以外、恐くは午睡の夢にも、之を見たものがなかつた。

英米は大農制の國である、佛獨及び歐洲大陸は、小農制の國である、大農制の利としてとなへらるゝ處は、先づ第一に例の機械使用である。英米にて發明工夫せられたる草刈、麥刈、種蒔の機械、土を掘起す機械（スチームプラオ）耕耘用の蒸汽機械と云ふが如きものは、其效力は固より莫大なものであるが、耕區の面積が狹隘であれば、之を使用することが出來ぬ、且つその代價も至つて高いものである。到底貧困なる小農の購ひ得べき程度のものでない、又た其機械の運轉にも、八人若くは十人の指揮監督者を要するのである。是れも小農の堪ゆる處ではない、是れが大農制の長所であると云ふのである。次に大農制の利として唱へられるゝ處は、肥料並びに最良の種子を充分に供給し得ると云ふのである。次に土地、資本竝びに勞力に空費が尠いといふのである。耕區が狹隘であれば、其區劃に要する小溝とか畔とか道とか、ソンなものに土地の空費が多い、又た蒸滊機械を使用するとすれば、耕地の狹いために、機械の方向を度々

轉換せねばならぬので、機械の能率をそれ丈け減ずるわけになるのである。加之、例せば二十町歩の瓜畠に一人の番人が入用であるとすれば、十町歩に減じても矢張り一人の番人が入用なのであるから耕地が廣ければ廣い程、無用の人手を省き得らるゝのである。

大農制を主要する學說は、大概以上の如きものであるが、成程米國などの如き廣漠なる原野を以て耕地とする國には、かゝる耕作法が適するかも知れぬが、由來我國の耕地に、此制度を適當とすべき土地が、果して幾何あるであらう、我國は一般に山岳溪谷に富んだ處である、其耕地が自然に廣漠たり得ざるは、是れは言ふまでもないことである。よし一歩を讓り、耕地は廣漠なる面積の上にあるとしても、其れが小地主の所有に區分せられて居る場合、勿論大農的耕作は適當せざる筈のものであるから、大農制を實行した結果は、從來の小地主は、漸々に其所有地を失ひて小作人となるの外はない。獨立に生活をなし得たりしものが、次第に其の獨立を失つて、人に雇はれて勞働すると云ふ境界に滿足せねばならぬことになるのである。然し伯井上等は、先王の遺謨に叛きこの大地主の出現を歡迎せんとしたものであらふ。

然らば、大地主と云ふものは、ドンナものであるか。之れを英國の例などに看れば、頗ぶる寒心すべきものである。彼等は毫も耕作に從事するものでない、亦た耕地を見舞ふこともない。其身は都會の地に逸遊して、勿論苦を嘗め、辛勞に耽けつて居る、謂ゆる「祿位艱難不二曾一識」この徒である。貧富の疎隔は益々甚しくなり、地主は農夫を視ること奴隷の如く、農夫は地主を疾むこと寇讐の如くである。然かも明治の當局者は、若し無識でなかつたとすれば、新の如き大地主の出現を補助して、之を自家權力維持の爪牙となさんとしたものである。然し伯井上の大農論は。幸か不幸か、當時天下のために、一笑の中に葬られたのであつたが、其の希望したる土地兼併は出現した。すべての制度が富豪に便利を與ふべく作られたのであるから。これは勿論怪むに足らぬことなのである。

然し今日は、法律制度の改革よりも、更に一層切實なる急務がある。他に非ず、即ち先づ人心の改革（レフォルメーション）である、人心すらも緊張して居るならば、如何なる惡法律惡制度も、或る程度までは、必ず之を善用することが出來る筈のものである。大地主も人である、資本主も人である、勞働者も、農民も、官僚も、軍人も、其他何等の名稱が附せられて居るものでも、横目竪鼻のものは何れも人である。人の性は皆な同一である、其の要求にも略ほ隔差はない。況んや數千年來、同一の社稷を率じて來て居るものは、情義の上から言つても、互に篤かるべき理由もある。試に思へ、日本の中では、一度も顏を見合つたことのない間柄でも、若し假りに南米あたりへ一緒に移住すると云ふ場合になつたとすれば、眞に空谷の跫音を聞くが如き感がするではないか、互に鄕味の裏はしきを談ずる、互に家醜の耻づべきことを談ずる、夫れ互に家醜を談ずるに至つて、猶ほ敢て厭はざると云ふのは、何たる情緒であらう。

人心が團結して居らぬから、他に依賴すると云ふ劣情が起る。他に依賴すると云ふ劣情があるから、他

を殺むと云ふ心も起る、ソウ云ふ緩急たる心では、一挙一動為すことゝして悉く殺に依まる筈はない。

怨むといふことが弱者の武器ならば、卑しむと云ふのは、強者の武器であらう、ソレならば、強者と弱者と各々獨立が出来るか、労働者のない工場に精鋭りて、資本主は獨り多額の生産をなし得る筈はない。

昔し青力抜群の勇者坂田公平と云ふ者があつたが、世は天暦の泰平となつて、世間に戦争といふことがないので、彼は俸肉の歎に堪えられず、毎日ゴロ〳〵衰顧ろんで飯も喉へは通らなかつたといふことがある。相手がない角力は取られぬからである、シテ見れば、世間は五分五分の相持なものである。耕作者と地主も相持である、資本主と労働者も相持である、唯だ今日の急務は、互に其心を引きメることである。互に心を引きしめたならば、人は他べて天の寵児である、別に隔る所はない、皇天皇土の間、縦横無碍に發展して差支がない。法律に不當な處があらば何時でも改正が出来る、人が作つたものに誤謬ある場合、人が之を改正するのである、眞理は何時でも勝利者であることは確實である、「淵に臨んで魚を羨むよりも退いて網を結ぶに如かず」である。今日の急務は、先づ人心の緊蕭である、人心の緊蕭といふは、社稷を主とするの自治である。

土地賃併の事が起つてから農村當来の面目は大に變はつた。其れ故に玆には先づ一般に耕作の原理よりいへば、耕地の改良に最も效力あるは其の土地が自作農によつて所有せらるゝことである。土地が地子即ち小作人に依つて耕さるゝことは喜ばしいことではない。伊太利の北部は、永小作の習慣が行はれて

居る、父が死亡すれば、其子が之を體承して小作し、地主にはそれを變更するの權利がない、小作人が他圖へ移住するか、又は農業を止めて他の業に轉ずる場合は、其小作の權利を他の農夫へ賣るのであるが、地主の方では其れに不服を唱ふることが出来ぬ。此の習慣は「シャトーリユー」といふ學者の説によれば地主と地子との間の利益の共同、及び親愛の關係を保つの利益があるといふことである。日本民法に永小作權の規定があるのは、多分其れ等の外國思想に原因して居る、勿論封建時代田舎武士の知行地など、恰も相類したる習慣があつたが、日本では小作米を出したもので、料ではない。民法の規定に「小作料を拂ひて」（民法第百三十七條）とありて金納を本則としたるは新例である。又た、不可抗力に因り、收益に付き損失を受けたるときと雖も、小作料の免除又は減額を請求することを得ず」（民法第二百七十四條）と云ふのがあるが、是れは日本の習慣からいへば聊か奇異の觀がある。左樣に理窟ツぽくなつては、地主と地子の親愛が保たれる筈のものでない「又た永小作に「二十年以上五十年以下」（民法第二百七十八條）と云ふ制限を設けたのも、何等の必要があつたのかは知らぬが、恐らくは新例である。大化令に、口分田六年一班といふ規定のあるのは、六年毎に人口の増減を調査するためであつて、決して現在の地子より耕地を奪ふ爲ではない、その制度の趣意が徹底して居るから、何人にも不平なく、却つて之を便利としたものである。況んや當時の農夫には、土地は社稷の有である、農夫が惰けては「今日樣」に相濟まぬと云ふ様な義務的觀念があつた。土地の改良の如きは促さず

して努力したものである。亜米利加人、ウヲーカルは「亜細亜耕作制」といふことを記して「土地は政府の所有に歸して、人民は政府に對し、牧獲の半分、若くは七分を拂ふ」と云ふことを言つて居るが、彼は國には政府ありて社會あることを知らぬから、左樣に感じたのも無理もないが、日本の古制は、土地を政府の有とするのではない、日本人の思想は、淳撲乍らもう少々奥床しい處があつたのである。政府も社會を主とし、國民も社會を主として居るのである、鼻先ばかり悧巧ぶりて、個人所有續高能論を騒ぎ廻はつたものではない。

土地の取扱に惡結果を生ずるのは、其土地を耕作に無關係なるもの丶所有に歸せしめたることである。即ち現今學理的に研究せられ、又た時として實際に行はれて居る産業の四大區分は、地主、資本主、管理者、勞働者であるが、玆に一人の耕作管理者があつて、土地を地主より借り、資本を資本主より借り、勞働者を雇入れて之れに一定の賃銀を給して土地を耕作することがあるとすれば、此の勞働者は、其所得が最初より一定して居るのでから、耕作の良否には、利害の關係が極めて薄いことになる、隨つて其土地の改良などには、注意を拂はぬ、英國などの實例によれば、斯る勞働者は憚むべき貧愚のものが多い。

以上は先づ土地改良の方面より觀察して、耕地を自作せざる地主の所有に屬するは不利であるといふことを云つたのであるが、合衆國竝びに濠洲などの如く、耕地を自由競爭に放任する制度は、更に一段の熟思を要するものである。

たとへば穀物の値段と云ふものは、最惡地の生産費に依つて定まると云ふのは、是れは別に辨ずるまでもなく、天下周知の「リカルド」法則と云ふものであるが、ソコで若し穀物の値段が騰貴した場合、耕境（Margin of cultivation）以上にある土地の利益は非常なものであるが、土地を自由競爭に放任して置けば此場合に地主は必ず小作料を高くするの請求をする、農夫も競爭の結果それを承諾することを餘儀なくせしめらるゝといふことになる、斯うなれば、如何なる最良の土地を耕す農夫であつても、其利益はすべて地主に占められてしまつて、農夫は何の恩惠にも浴しないと云ふことになるのである。此事は數學上確實なればかりでなく、現に合衆國や、濠洲の如く、政府も習慣も、地主が其土地の利益を充分に獨占することを禁じて居らぬ國には、事實則ち然りである。

小作料の騰貴は、孝も地主の力によるものでなく、又た世間の利益にもならぬ、玆に或る原因（例へば人口蕃殖）の爲めに、食物の價が騰貴したとして、其結果により小作料を引上げたとすれば、食物を供給する農夫は一層困難に陷くべく、一般の國民は食糧の爲めに困苦するのは當然である、かく他人は皆な損失し四面困苦の中に立ちて、袖手して獨りホク〳〵喜んで居るのは地主ばかりである、若し鐵道敷設、道路改良等により、牧穫物を有利に運搬することが出來、其理由により小作料を引上げたとすれば、即ち此の文明進歩の利益は、其多分を地主が占斷することになるのである。

此の如き地主の利益は正當であるか、不正當であるかは暫く言はぬ、（社會主義者は不正當であると論

じて居る）然し、英國の如き國に於てすらも、流石に廢趾を知る多數の地主は、小作料の寄求といふことは敢てせざるの習慣を作つて居る。ソコは或る半開國に於て自由競爭の說を生噛（ナマカヂ）したる地主よりも、彼等には理性がある、英國の地主は小作料の値上げを最高度まで要求すると云ふことは、其紳士たる品位を傷け、社會より輕蔑を受け、信用を失ふ所以であるとの感情を有して居る。又た彼等は容易に、小作者を變更すると云ふこともせぬ、若し久しく小作者たりしものを退けることがあれば、世人より苛酷の所爲として、爪彈きせらるゝことを恐れて居る、故に、自由競爭の本場とも云ふべき、英國の習慣が、農夫は地主に對して約束の小作料さへ拂へば、年々其土地に住居して耕作することが出來ることになつて居る、尤も絕對に自由競爭の勢力が無いのではないが、農業は工業の如く、赤裸々なものではない、習慣の勢力が大にその調和的效能を現はすのである。

前に言へる地主も人であると云ふはコゝである、明治政府の如く、物質的資力なきものを、一概に細民と罵つては、實も蓋もない話で、貧富の軋轢に油を注ぐやうなものになるが、聊か思慮あるもの、例せば明治政府の師としたたる獨逸の「ビスマーク」などは、早くより眼を玆に用ゐ、かの千八百七十三年（明治六年）に實施したる勞働者强行保險法の類、又た其の議會に對して、熱心に「國は第一に其人民の調者の幸福に注意するの義務あり」と辯じたる如き、全く明治政府の行き方とは雪と炭との別があつたではないか、是れは恐らく、明治政府も、後には覺醒した處であらうが、其の發足に於て一歩を過まつたの

で、千里の相違を生じた。獨逸の官府學（ガイゼル）を直譯的に踏襲せる帝大出身の新學士等は、富豪の勢力に比して己れが俸給の薄く、意見の述ふ能はざるを憤慨し、或者は官衙の中より社會主義を唱へたと云ふ噂すらもある、一笑する外はない。然し此事實に依つて考へても、獨逸人の富國强兵と云ふことは、富豪と地主を保護して、之れに政府の權力を結びつけると云ふことではないことが知らるゝのである。

然かし既往は咎めても詮がない、今日は地主の兼併も大分目立ちて居る、然かも此の兼併的地主は、多くはかの一時問題になつた愛爾土の地主のやうな傾向がないかと憂ふべき理由もある、愛爾土の地主は多くは英國に居住して、其領地などを見まはることが少い、其小作人は貧しき農夫であつて、其小作地域は小さく區分せられ、農夫は機械などを用ゐずに、自己の手腕を以て耕し、極めて高き小作料を拂はせられ其れが爲めに貧困の惨狀に陷つたので、終に救濟の必要が起つて小作料は裁判官が之を決定する事、小作料を拂ふ間は、その耕地の借用を持續する事と云ふことになつたのであつた。若し地主たるもの、當然をいふならば、其地を自作するならば、固より申分はない、例せば合衆國には大農が多いが、自作者である。其子を補助者として、夏期に一二の雇人を使用する外は、人手を借らず、機械的大仕掛の耕作をするのである。固より自作の性質上、種子も撰擇する、肥料も惜まない、農業上の改良方法は何でも躊躇なく採用すると云ふ有樣である。佛國の農民も自作者である、是れは大農ではない、耕作地の如きは平均五町六反であるが、時としては、非常に小なる處もある、大農制でないから、英米のやうに農業は進歩した形

式でないが、佛國の農民は勤勉であり節儉である、普佛戰爭の終に、獨乙に莫大なる償金を拂つたのは、農民の儉から、政府の裏債に應じたので容易に纏つたと云ふ美談もある。

地主が其地を自作すると云ふならば、地主は即ち其農村の住民である、其牧獲は兎にも角にも農村の富の增殖となるに相違ない、然し富と、幸福とは同一でない、一村の中に或一人が著しく富みたりとて、他のものが都べて貧困ならば、其村は幸福なる村と云ひ得ざることは、幸福といふことは、富の增殖に關係せずして富の分配に關係するからである。此意義は近世になつて、西洋の學者が喧しく云ふことであるが論語に「不患寡而患不均」とあるから、東洋では千古確實の道理と做してある。例せば僅少の貿易商人が俄に富を增したと云つても、一般の人民が物價の騰貴に苦むやうでは、餘り嬉しいことでもない。僅少の相場師が得意になつたからと言つても、一般の人民が食糧問題に脅威されるやうなことでは、結構なことであると云ふ譯にも行かぬ。

此故に地主が數許の耕地を所有するにせよ、その耕地が或る農村の境域内に在る以上、其土地は由來その農村のために與へられたる天惠であつたことを忘れてはならぬ、例せば空氣は天惠である、水は天惠である、此くの如く土地も亦た天惠であるのである。然らば論理上、その耕地より生じたる收獲は、若し地主に其耕作に要したる實費を支拂ふならば、それを條件として、耕地所在の農村は　其の收獲物を共用に參すことの先取特權を有すべき性質のものである、地主が村民の承諾を得ずして其牧獲物を自由に處分し得ると云ふことは、他の普通一般の所有物については、固より當然の事と云ふべき筈のものでない。我國古來土地々私有すべきものとの思想はなかつたのを、明治以後に至つて所有權を認許したのは、所有權を許可すれば、土地改良の上に效驗があるであらうと思考せる權宜上の所置に過ぎぬのであつた。土地は隨分良好に耕作せらるゝとは、我國ばかりでなく、歐人の如き利己主義の强き國民でも、其例は砂くない。「アドルフ、ワグネル」は國に屬する土地會社に屬する土地、地方團體の有する土地等が完全に耕作せられて居るの事實を詳細に辨じて居るが、明治政府は深くも之を究めず、一時の權宜に出でゝ、土地所有權を確認したのである。けれども村落内に於ける耕地の牧獲は地主と雖も、村落共同の利益を無視して、之を處置すべきものでない限り、地主には情況に應じて種々の責任を負はせてよい。

若し地主が其耕地を自作せざる場合は、地主は其耕地の公定地價若くは、正當なる買入れ原價を以て、之を村落共同の耕作に移すが當然である、又た地主が自作するならば、其收獲物の處置により、村民の食物に缺乏を告けしめざることを誓約するのが當然である。

然し農民は獨り地主のみを責むるのは能でない、自ら克己して、其各自の地歩を進めることをも思はねばならぬ、又た和氣藹々たる一村の輯睦を保つことをも思はねばならぬ。農村自治の要義は衣食住に事缺かず、生を養ひ死を喪して遺憾なきに在り、又た共同の結束を强うして、世運の進歩に落伍者とならざる

の覺悟を定むるに在り、人自ら悔りて後に、他人が之を悔るのである。

第三　都市自治

都市のことを圖と云ふ。都市の土地家屋。土地の騰貴は國富の增加ではない。
貧者の利得貧者の損失。富者の橫暴無禮。日本民法の新奇なる名目考課令奸
惡の制止。男女雜別食貨區分。市司の職務。都市の警察。都市の特色。權一
つ實れぬ日はなし江戸の町。生活費の暴騰。富豪の便宜の爲め。發言權の公
平が金錢。公設市場の妨害住宅增築の故障。都市は人物本位。

都市は其地方の風土人情を代表するものであつて、一國の首都は、其時代の盛衰と風俗の醇瀉を示すものである。恰も人身に面貌眸子あるが如く、肢體の健否、意氣の旺弱、智識の明暗、中情の喜憂、之を玆に卜して餘らざる程のものである。此故に古典には、都市のことを圖と記してある「伊豫之二名島（四國）は身一ニして面四あり、筑紫ノ島も、身一ニして面四あり」と云へるが如き是れである。

日本の首都は橿弐天皇以前は、屢々遷移し、天皇の延喜十三年以後、今の西京に定まり、以て明治維新の時に及んだのであるが。併し政治の中心は源頼朝以後鎌倉に移り、足利時代、京と鎌倉との兩頭となり、而して豊臣氏大阪城を營み、徳川氏は江戸に據つた。今其各代の沿革を攷ふれば、古來都市には稍や特別の施設がある、それは先づ市街の整備であつて、大寶令に

凡京路分ケ街立ツ條ノ

凡京內大橋及宮城門前橋者、並木工寮修營

凡在ル京有ニ大營造一役ニ丁匠ノ之處、皆令ニ彈正巡行ニ、若有ニ非遠ニ、隨ヒ事彈糺ス

凡在ル京營造、每年請司、總ニ料來年所ニ須申ニ太政官ニ、付ニ主計ニ預定ニ出所ノ一科備

是等の文獻に據れば、市衢の經劃造營等は私人の自由に放任したものであることを知られ、其都てを公費に辨し、之を給付若くは貸與したことをも知られ、其據算調製のことありしことも考へらるる。

本來都市の土地家屋を以て、之を自由競爭に附する程、面白からざるの結果を生ずることはない。此點に關し、我が古代の人情は、今日と大に異るものがあつたから、古人に何程の理解があつたかは分らぬが、若し今日の勢を以て言はゞ、都市の土地家屋程、將來其價の騰貴する希望の確實なものはない。例せば米國ニユーヨルクの土地の如き、今より二十年前に於ても、既に一萬倍以上の騰貴であると言はれて居た、かゝる騰貴は土地とは關係なき他の理由、卽ち貿易の繁昌が、富を增加したるに對し、其の多分の利益を其地の地主が袖手して收め得たのであつて、土地の騰貴に依て、國富を增加するわけでもなんでもない、我が國の都市の地價が年々騰貴の傾向に在るが如きも亦た同樣である。固より俄然として其土地に「金の成る木」が發生したと云ふやうな奇蹟が現はれたわけでもないが、昔は「土一升金一升」と稱して、たゞ譬喩的の警句と

なつて居たのが、今日は現實に或はより以上に、其價を高めて居るのは、都市は物貨聚散の中心として、其商業が兎角活潑であるから、多く富者が集合する、若し金融が潤澤であると云ふやうな事情を生すれば必ず土地の買占をするものも起る、或は投機の目的を以て、其價の競爭をするものも起る、斯くて其結果は法外の高價を現はすことがある、從つて都市の土地家屋は、悉く小數の富者に占領せられることになる、住民は已むを得ず、彼等に向つて法外の借賃を拂つて生活せねばならぬ、物價の騰貴は益々抑止することが出來ぬやうになる、都市住民の生活は益々脅かさるゝことになる。

平安朝以前、我が首都は屢々遷移したのであるから、假りに土地家屋の私有を禁ぜざりしならば、其弊害は今日よりも、或は更に甚しかつたかも知れぬ。王朝の紀綱の放漫なるに乘じ、豪族の徒、或は莊園の名を借り、其他種々の名目を利用して、豫め其土地の占領をなし置き、以て奇利を計つたものがあるかも知れぬ。例せば今日玆に或る土地に築港の計畫でもあれば、未だ其事の成らざるに先だち、多數の富者は其土地を買占むると云ふ傾向のある如く、遷都頻繁なる古代に在つては必ず或種の惡策が行はれたものであらう。

然し都市の地價が騰貴すれば、其れ丈け國富が增加すると云ふならば、其れは必ずしも差支のないことであるが、事實はそういふことでない。たゞ之を賣るものが利得するだけ、之を買ふものが損失するのである、代價は甲の懷を離れて、乙の懷に入るが、其額は國富總計の上に於て、增減はない、土地は乙の所有を離れて甲の所有に移るが、一寸の土地が一尺に伸びるわけでもない、然かも之れがために、尋かさるゝもの

は甲乙以外の丙者（第三者）たる都市實際の住民であるとすれば、國家に法制なくんば則ち止む、苟くも法制ある限り、必ずや相當なる秩序維持の方法があらねばならぬ、是れ古制に於て、土地の私有を認めざりしは勿論、市街の整理より、家屋の營造に至るまで、必ず公費を以て之を辨じた所以である。

又た都市は人家稠比の處である、人家稠比の處に於ては、比隣との關係上、多少の義務を負はねばならぬのが當然である、營繕令に

凡私第宅皆不レ得下起二樓閣一臨中視人家上

とあるのは、單もに富者などの橫參無證を戒飾したるものであるが、維新後に至るまでも、西京市中の町家に、二階建と稱すべき者のなかつたのは、蓋し此古制の遺存であつたであらう、實は此事は、日本ばかりの特制ではない、羅馬以來の外國法に、地役と稱するは、由來これと同樣の意味のものであつた。佛國革命時代より、地役と云ふ語が專制時代の思想を表して居るとかいふ說が起り、之れに代ゆるに地權と云ふ語を以てせよと唱ふる者があつて、本來の意義がやゝ紛亂を生じ、現行日本民法には「地役權」と云ふ新奇なる名目が用ゐられたか、其れは玆に論ずるの限りでない、たゞ何となく詭怪な感じがするだけである。

京畿に東西の市司があつたことは、前に既に一言して置いたが、考課令の最條に「市塵不レ擾、奸濫不レ行爲二市司之最一」と言ふことがある。考課令はすべて公職に從ふものゝ黜陟に關する規定であつて、最條と云ふは、最大の功勞者と認むべき條件を示したものである。義解（天長十年淸原夏野奉詔撰）によれば、市塵

不」義」と云ふは第一に男女肆別、第二に貨食區分といふことであると云ふて居る。

都市程、男女の禮義が亂れ易い處はない、無智なる兒女の徒らに虛榮に憧憬する如き、驕奢なる士人の時に亂行を恥とせざる如き、是等は如何にも古今の通弊である。且つ貨食區分と云ふは、人生必要なる貨物竝に食物が、能く市内の各階級に配給せらるゝことを云ふのであるが、是は市司に取りては一層重大なる問題である。何となれば、男女肆別と云ふことは、敎育と文化の進歩に隨つて、各人の克己により、全然望むべからずと云ふ程のことでもないのであるが、貨食の區分と云ふことは、しばしば奸吏、奸商等の爲めに間隙に乘ぜられ、大なる手腕あるに非されば、決して理想通りの結果を收むることが出來ぬものである、令に「奸濫不」行」とあるに對して、義解が之を注して「奸盜及行」濫之徒不」得二其情一」ことを謂ふとあるが、「奸」とは奸吏奸商の類を指すのである。盜とは盜賊であるが、是は後に辯ずる、又た「行」濫」とは、男女の肆別を亂るが如き行をなすものを指すのである。本來市司の職務は、前にも既に之を言へるが如く、第一は貨財の交易を監督することである、即ち物品の聚散に注意するのである。近來の流行語に從へば買占、賣惜を以て、自然の需給を攪亂する者を制するが如きも、其一例である、然かも此問題の解決は、實はその外見の容易なるが如くに容易なるものではない、又た實貿の估價を監督するのである、實貿の估價は、經濟學上より見れば、需給の關係によつて定まるのである、其れ故に物貨が不足すれば、其需用を制し得べき、例せば瓢具の如きものに非ざる限り、必ず其價が騰貴する筈のものである。古代倉廩の制あつて、全國内の要所々々には、その租調の幾分を貯藏し、又た別に義倉の制があつた所以も實に此に注意して居るので、市司にも、大藏省にも價長と稱する役員が設けられ、人民の生活に最も必要なる衣食については、其の安全を成るべく保護したものである。

義解に「奸盜」と言つてあるが、都市の警察は、古代は最も嚴肅を極めたものであつた、行夜と稱して、衛府（今の憲兵）が、夜中巡行したことは今の警察官とかはることもないが、「深夜鼓聲絶禁」行、鼓聲聲動聽二行者一」とあるから、衛中に鼓を備へ置き、夜の十時頃になれば、夜鼓を打つ、其聲が絶えて後は決して人の通行を許さない、夜明け方になれば曉鼓を打つ、それから人の通行を許したのである。けれども玆に急病人があつて、醫者を迎へに行くとか、或は死亡者があつて、知らせに行くとか、又は明日婚禮がありて、其夜の中に親戚のものへ通知せねばならぬと云ふやうな場合には、其證きを行夜の衛府に斷はれば、それは通行を許された。又た急を要する公けの使者であれば、それも通行することが出來たが、其以外の胡亂なるものは、犯夜といふ罪狀により、刑部或は京職へ送られたのである。此夜行の禁に就ては、今日も風俗衛生乃至原動力（電力等）經濟の上より細かに研究せねばならぬことである。

又た人の往來する道路に於て、危險物を取扱ふことは、都市ばかりでもなく。一般に戒められたとであつた。「凡不」得二妨徑及害一人」と云ふ令がある。さしたる急用もなきに、不熟練なる運轉手をして自動車を疾驅せしめ、以て路傍の老幼を負傷せしむるが如きは、卽ち此令の禁ずる所なのである。狂犬其他の取締も亦

た決して忽かせにはせられて居らなかつた。乃ち「凡言産業、人者最三兩角一。脚レ人者絆レ之、其有二狂犬一、所在懸レ鞏レ之」と云ふの令がある。

以上、古代の制令は、其規定は粗なりと雖も、都市と云ふものについて、如何なる弊根が存して居るものかと云ふことの概念は、既に古人の篤厚なる眼光に映じて居たことが知らるゝのである。今之れに加へて考へねばならぬことは、都市には種々の特色がある、或は工業の都市たり、或は貿易の都市たり、例せば京都には京都の特色がある、大阪には大阪の特色がある。凡て其位地と、附近の産業の情況により、其特色を異にして居るのである、若しそれ一國の首府に至つては、之れに集合する人物も亦た一樣ではない、其の職業も雜多である、「鰒一つ實れぬ日はなし江戸の町」と云ふ古句があるが、寺院の半鐘の如き、一見機んど皆通人の家に入用なきものでも、都市に於ては、之を商賣にして生計を立てゝ行くことが出來るのである、貧富の比較も甚だ隔絶して居る、智識の程度も、大に差等がある、文明の驚歎も都市より始まるが、其進歩も甚にて蒸成せらるゝのである。

自由競爭の理論は、漫漶の地方に在りては、必ずしも文字通りには行はれるものでない、或は習慣の情力に制せられ、或は人智の愚拙なるが爲めに、其の社會的軌轍はやゝ遲緩の情況に在るのが通常である。けれども都市は然るものではない、幸ひに道徳の進歩と云ふことがあつて、都市を人類の屠殺場と見たる厭世家の警告に裏書せねばならぬ程ではないが、然かも弱肉强食の勢は、都市に在りては、地方よりも露骨である

去れば斯かる大勢を緩和すべき方法を講ぜず、若し明治政府の當局者が曾てなしたる如く、唯だ富豪と結托するの方針を取り、其法制一に富豪に便宜を與ふるならば、都市の風俗は益々惡化すべきことは、尤も見易きことなのである。

例せば近來著しく人心を聳動せる生活費暴騰の問題の如き、是れに就いて、都市内に住居する俸給生活者恩給生活者、賃銀生活者の如き、其名義上の所得が從前に比して毫も差異なしとするも、實際上の所得は、日々に減少して際限する所を知らぬ、（假令增給等の緩和手段が多少行はれても）然かも都市には是等の人々を顧客とし、小資本を繰り廻はして商業を營む者も多いのであるが、其れ等のものも、物價の急激なる騰貴に遭へば、仕入れは高く、賣れ行きは思はしくない、而して、斯の如きことの原因が、單に自然的趨勢から來りて、仕拂ひを受くるに至つて遲延を免れない、賣れ行きは異はらぬとしても、顧客に對する情誼もたばかりでなく、物價に對して、富者の惡辣なる投機的買煽りに由ることが多いのであるとすれば、都市に對する制度が、單に富者の便宜の爲めにのみ存すると云ふことは、聊か考へて見ねばならぬことである。

利己主義萬能を國民に教育したるものは災なる哉である、多分の織物を買占めて、衣類の騰貴を企圖するものもある、多量の穀類を買占めて、食糧の騰貴を企圖するものもある、多分の薪炭を買占めて燃料の騰貴を企圖する者もある、土地家屋を買占めて住宅賃の騰貴を企圖する者もある。

是れ等の狀況に對して、若し都市の秩序を充分に保たんと欲するならば、市民の發言權を公平ならしむる

ことが、何よりも先づ急務である、大化令には鰥寡と云ふものを設けて、下民の憂訴を上達せしむるの道があつた、當時の詔は左の如くである。

詔曰、若憂訴之人、有二伴道一者、其伴造先勘當而奏、有二伴長一者、其伴長先勘當而奏、若其伴造伴長不レ奏所レ訴、牧レ縢納レ匣、連者以二其罪一罪之、其牧レ縢者、昧旦執レ縢奏二於内裏一、朕聞三年月一便示二群卿一或懈怠不レ理、或阿黨有レ曲、訴者可レ以撞レ鐘、由レ是縣レ鐘置二匣於朝一、天下之民咸知二朕意一

要するに、人民が公平なる發言權を有せぬと云ふことは、大化時代に於てすらも、治道の缺點と謂められて居たのである、例せば今日市民の生活を緩和するために公設市場を設くの議があつても、市民の或者は、其結果の或は自家の營業に影響することを懼れて妨害を試みるの傾向がある。住宅增築の議があつても、市民の或者は同じく自家の利害的打算よりして、之れに故障を附けるの傾向がある。然かも自己の利益以外、何事も其眼中に置かざる彼等は陰に陽に種々なる手段を弄して居るのである。

都市は由來貨物の生產地ではない。此故に都市の住民は、富よりも人物に重きを措くのが當然である、富の勢力を誇視するために、晝に徹して酒肉の場に豪奢を極むるの徒に、都市の發言權を握らしむるとなれば如何にして男女辨別の美風を養ひ、如何にして食貨區分の民訓を進め、如何にして「奸盜及行濫之徒不得二其情一」の秩序を保つことが出來るであらう。

都市には各々特色はあるが、一國の首都は、一國智識の源であらねばならぬ、一國風敎の模範であらねばならぬ。

然かし今日は空論をすてゝ市民の覺悟を極めねばならぬ時である、卽ち先づ富者に偏局せる發言權を奪つて之を、公平に配分せねばならぬ。之れに對しては、選擧に不正の行はるゝことを拒がねばならぬ。之れを拒ぐは市民の精神的緊張が必要である、卽ち心の奥底より自治の意義を徹見せねばならぬ。

古令は「五家相保ち、坊に坊長を置き、四坊に坊令を置き、之を市正に督し、之を京太夫に總べたものである」ことは、前にも示した處であつたが、市民結束のためには、此の如き古令も亦た參考すべき必要もある。

又た大實の儀制令に「凡行路巷街、賤避レ貴、少避レ老、輕避レ重」と云ふことがある。此れも誠に美風であるが、若し同町內に住するものにして、互に面識あるに至らば、かゝることは更に美風となるのである。ツマリ市民の結束は、その發言權を强むる所以である、發言權を强むるは、特種階級の橫暴を拒ぐ所以である。特種階級の橫暴を拒がされば、眞の自治は望むことが出來ぬ。

都市の自治には問題とすべきことが一にして止らぬ、けれども、市民の發言權が特種階級に限らるゝが如き制度の下に於て、善良なる成績を擧ぐることは、絶對不可能事である。

緒　　批

都市の差別。食糧搬底生存の不安は自治の不完全に起る。一町内を一小區劃
自治的制裁權。自ら治めればならぬ責務。自治權の侵害者。

自治の大旨は、都市も農村も異りはない、但だ農村は生産の上に組織され、都市は消費の上に組織されたるものなれば、其治革慣例が同一でない。

都市と云ふも、各其都市の情況に隨ふて差別がある、第一政治的中樞地に民衆の集合せる都市、第二商業物貨の集散地點に民衆の集合せる都市、第三工業上有利の地點に民衆の集合せる都市、其各種の都市が政治地にして商工業を兼ねるが如きことあるは勿論であるが、大率其主體と認むる都市の特色がある、其特色に依つて住民の自治を組織するのが當然である。

假令ば都市のみが繁昌して地方郡村が疲弊すれば、其國は腦充血に罹りたと同樣である。此の都市と地方部村との權衡は、機宜に處する政治的聖梅のみに依つて調匡し得べきものでない、必ず其都市の需用と郡村の供給とが、程克く其雙方の自治に依つて相支持されて、始て完全なる秩序が保たるゝ事となるのである、そこで都市に於ける主要食糧の貯藏は、之を自治習慣沿革の上より見るも、又官制史上より見るも共に愼密なる注意を拂ふたものである。

將來に於て、我自治組織が、進歩一級を高むれば、更に益す主要食糧品貯藏の必要が起るであらう。昨年今年の米價暴騰の原因も實に都市に於て滿足なる貯藏機關がない結果である。東京の如き大都市が常に食糧米貯藏の拂底を告げ甚だしき時は一週間も支へきれぬ事がある、之を奇貨とする投機師の商策に民衆の生存を不安に陷いるゝのは、全く自治の不完全より起る事である、萬一食糧拂底の場合に於て、輸送機關に大故障が起りたとか、若くは一國緩急の事件が突發したならば、大都市の民衆は餓死するの外はないは是れ大に考へねばならぬ事と思ふ、此事は前章既に評論せる故、參照ありたし。

都市自治の區劃は、農村のそれよりも一入注意を要するものである、卉は農村民が一定地に永住するに反し、都市民は其移動が頻繁である、之れが爲め隣侶相互の親みがない、其上に都市の自治區劃が、餘りに大に失する結果、其共同治安が行屆かぬ、現今の如く住民は住民、總代は總代、區々別々となりて、何等民衆の日常生活の上に關係がない樣の情態は、決して共存的自治を大成する所以でない。

我古來の習慣は、一町内を一小區劃としてあつたのである。此一小區劃内に於て、自治權が實行されば、全都市自治の實效は獨りで成就する事となる。本と其自治權の種目は農村に於ても都市に於ても同趣旨であれば（農村自治權八目參照）其實行應用の上に多少の加減をすれば、固より何等の差支はない、但だ農村は簡單で濟むが、都市は自ら複雜である。

例せば、衣食住の必要物資を取扱ふ店鋪の如きは、第一に町内に制裁權がなければならぬ筈のもので

る。又た風俗上に關する營業をなすもの、又た危險の虞れある物品の營業をなすもの、又た高利貸等人情を無視せる作業をなす者等に對しても相當の自治的制裁權の必要がある。殊に安賃、地料等の引下に關しては、我古來の慣例を復し必ず町内の許諾を得て之を決定せざれば、決して其權威ある自治は保たれぬ。

元來自治の精神は、一伍は一伍自ら治め、一町は一町自ら治め、而して之を一國に及ぼすに在れば、其治安が官廳の威力に維持される樣な事では、いつ迄たつても眞の自治は望まれぬ、之に反して國の威權が民衆自治の力に維持されるとなれば、多數の官公吏を養ふ必要もなく　官廳の特殊なる權力を應用せねばならぬ必要も少なくなる。現今の如き貧富の懸隔、勞逸の扞格、官廳は官廳内に、會社は會社内に抗爭を生じ、互に疾視反目して共匪止する所がない樣では、竟に一民に一警察員を附けて置いても治め得らるゝものでない。我社稷を基礎とせる民衆は、一人は一人、一町村は一町村、切實に自ら治めねばならぬ責務がある、此實踐に對して、權能即ち自治權が起るものである。

一體都市部に於ては、一國の耳目となれる權力者も居り、又た巨大なる富力を擁した者も居り、往々其町内自治の制裁を破壞して、共同秩序を紊亂する事がある、故に特に都市に於て自治權の振作を必要とする譯である。

我國都市の現狀に於て最も困難なる問題は、其市街宅地家屋の大部分が、一部少數の資本家に占有され都市民の大數が無戸人民に化して居る一事である。「民無二定處一則無二固志一」此大數の無戸人民を如何に

せば、其一定住所に安泰なる生存を全うさせ得べきや、社稷的本來の意義としては、國民住居權能の保證は、國民實務の發源點である、我民衆の自治的結束は、將來必ず此點に向て一大革新の動機を起すであらう、併し倩し是れが、無秩序なる空想に激發すれば、容易ならぬ擾亂を招致する事となる、故に一日も早く我民衆に健全なる自治的結束を促し、他日の實行準備を正たし置くの必要を奬むるのである。

第四　工業自治

共存の調齊は自治に待つ、住宅と食權の給付、古制の殘影、扶助匡濟の無名組合、要目入項、權謀ある獨立の力、其將來ある基礎を確定せねばならぬ、
營業自治、

社稷の典範に遵由して、工業問題の大本を推究すれば、謂ゆる「分」職賦「勞」てふ一義に歸收するのである、是れ其の民衆が社稷の土壤内に在る資料を利用し、天化を助け進むるの勤勞を職分として、衣食住を營み安全なる共存をなすの意である。

此の社稷の工業原料は、固より何人の私有も獨占も容認すべき筈のものでない、必ず其工業就職者の利用に供するが當然である、元來共存の調齊は自治に待つの外はない、故に工業も亦た自治に依つて匡救さるゝに至らされば、決して滿足なる秩序的發達を期することは出來ない。

工業就職者、心的傾者にあれ、體的傾者にあれ、必ず其事業の利益に依り、安泰なる存活を保證されねばならぬ、我國古來職人の取扱は、其雇傭を決定さるれば、住宅と食糧（職人一家老幼を合せて五口平均の見積）を給與し、然る後其技能勞力の如何に依りて賃給が與へらるゝ事となつて居つた。幕末に至る迄お傭職人（官廳の職人）小屋附職人（元締の所管に屬する職人）の名稱を存して居つたのは、古制の殘影である。之を近世の工業現狀に比すれば、甚だ事少のものであつた樣に見ゆるが、働力機械に依らず、都てが人力であつた爲め、其實は意外に多數なる人員を要したのである、是等各種の職人が、組織的結合をなし、極て古風なる習慣を留め、大工、土方、左官より、髪結に至る迄、幾んど全國を共通して相扶助匡濟し、一種の無名組合をなして居つたのは、其治革攻究上決して見捨てゝならぬ事である、我輩は何も彼も古習を墨守すべしとは云はぬが、不完全のものを進歩させて完全となし、疲弊なものを進歩させて鞏固となすが、天化の公則と認めて居れば、工業就職者が、現今の如き無統的の儘では、其將來を期待されぬ樣に思ふ。

工業自治は、市町村自治の要旨に準じ、其要目とする所は凡左の八項である。一住宅の設定、二食糧の常備、三職業の保護、四戸口の整理、五衞生機關の設備、六治安機關の設備、七教育機關の設備、八仲裁機關の設備を其自治權能に管掌するに在る。

工業就業者の組合は、必ず其共存的自治を本旨として成立さするを要するのである。然り其共存的自治は實に組合員のみならず、同胞民衆全般の共存に貢獻し、社會の進歩を先導する、有力なる必要機關なるが爲である。斯に我工業就業者が、此共存的自治を遂成せば、工業就業者は權威ある獨立の力を具備する事となるのである、權威ある獨立の力は、左右前後に團結せる、都ての制縛を排除して、社稷的自然の大則に復歸する力である。

仍て此際に於ける工業勞働者の自覺は、秩序正しき組織を成就する事に銳意せねばならぬ、徒らに忿激して自家の生存機關を危殆に導く如きは、寧ろ無謀である。彼の工業就業者以外の者が、工業の利益を壟斷する事は、猶ほ農民以外の者が、農地を占有するを不合理としてあると同じく、都て之を社稷の典範に正だして、其將來ある基礎を確定せねばならぬ。

一般工業界現在の推移實況は、內外の諸大家、著作甚だ多きを以て、此に贅辭を避けて置く、但だ此心的形的共に專門の智識を要し、百工百技皆な專修の熟練を藏よ現社會に於て、倫理を離れたる空理空論に狂噪するが如きは、我輩の取らざる所である。

補　說

工業自治は大體工業自治に類せるものなれば、今ま之を贅せず、要は工業從業員以外のものが工業の利益を壟斷するは不合理であると同樣、工業從業員は工業從業員自ら治めて、社稷的責務を果すが、共存的自治の本旨である。

近世世界を騒がせる問題は、農業よりも寧ろ機械工業に於ける資本主と労働者の間にあるの觀がある。これに關しては「ビスマルク」の労働者強行保險法等、獨逸に行はれたる社會政策は、すべて用意周到、至れり盡せりと稱しても不可はないが、兎角彼等當時の目的は「ホーヘンツオルレン」と云ふ普魯西王家の爲に計つたので、國は社稷を本とし、國王も、國民も同じく此の社稷の維持と發展に向つて共同努力すべきものであると云ふことは、其基調となつて居らぬ。現在の國家組織に缺陷あることを繕ふものに向つて、汝等の幸福を汝等の總意する國家に委任せよと云ふのは、聊か無理な註文である。況んや歐洲大陸の如く法律萬能では、人生の妙味が幾程減じて、生氣發溌たる處がなくなる、相成るべくは政府の助力を要せずに、萬事を解決すれば、此にもないことであるが、然らずんば現在現に實驗を經たる同業組合、労働竝救法、購買組合、資本主の發意による利潤分配法の如き、微温的、若くは破壞的（同業組合の一の結果は、團體職工、若くは「ボイコット」などの不穩の行動を誘起するのである）方法よりも、労働者が、其の協同の信用を以て、事業力を以て、生産業を起すことが最も希望すべきことである。乃ち労働者が、其の協同の信用を以て、事業を起したる以上、工業は必ず基礎鞏固となるのである。

此方法は世界に於て未だ目覺しき成效をなして居る例を見ないのであるが、其の一理由は、製造業の割に、最も效力を現はすのは、管理者の手腕である、然るに各人皆な筋肉的労働者ばかりであるとすれば、この必要なる一の役者を缺くことになるからである。然し其事業の性質が若し労働者の信義と熱心とに重きを措くものであるとか、又た生産物を販賣する爲め、工場近き所に市場の便利があるとか、其れ等の理由によつて是等の事業が繁昌して居ることも決して尠くない。又た小資本を以て、現行制度の下に於て既成の大資本に競爭することは、隨分難事でないでもあるまいが、世は進歩する、追々廉價なる動力機械なども發明せられ、此方面の進歩は底止する處を知らぬのであるから、事業の前途は洋々として春海の如くである。

ツマリ他に依頼するの心が、世界大亂の源である、自治に如かんや、自治に如かんや。

結論

九鼎は大禹の制。貝刑の始め。李恒の法経。漢の律興律。唐の律令。大寶律
唐律の詳明。律令格式。三代格式。貞永式目。明清律會典。

本篇の制度を説くは、制度の一班に過ぎず。今ま制度の大體を説くとすれば、各門各部の事攻に屬し、洪汎なる大事子となるを以て、此に其概念を正すに止めたり。要は社稷の經緯を正だせる制度。一は天即ち自然を愛する生民の心を助け進むるを以て目的とせる典範。一は天即ち自然を愛する生民の心を奪い取るを以て目的とせる儀型。此の積極體と消極體の機微を打開し、我政憲法度の由來する所を昭にするに在り。

一般的概念としては、制度の整備を以て一國の整備たるを知り、而して制度の上に一私一曲の存するは、自個の體中に遺傳病菌の存するよりも害ある所以を覺知すれば足れり。吾曹は實に制度の尊ぶ可きを知ると同時に、又た甚だ其恐るべきを知れり。是を以て一事一項之を社稷の典範に參照し、生民の主長ある、國土の后王ある、皆な是れ其生民衣食住の安固を圖る所以に外ならざるを説けるのみ。九鼎は大禹の型なり、有夏の神器は此型を以て鑄れり。蓋し斯民を一型に鑄りしは、敎化を一にし、刑政を一にするの遠謨なり。帝堯五岳七牧の制、虞舜五刑の政、蓋し之に依りて全きを致せし耶、將た之に依りて革まる所ありし耶。書の

謂ゆる洪範九疇の法、商之を傳へ箕子之を承けて其民を化せりと云ふ。後韓永く世宮世祿の古制を奉し、藉田の法を立て、敢て其儀範を革めず、今に郊社の記を傳へたるは、採古上の一考左なり。又た周武王も箕子の傳を承け、其洪範九疇の制に則り、井田の法を正せり。周道衰へ幽王の時に及んで呂刑あり、大に其俗を變ぜしと云ふ、是を贖刑の始めとなす。

蓋は夏の禮に據る、損益する所知るべきのみとは、孔子三代制の傳統を說けるの語なり。周末の亂惟統已に泯び、周公の舊禮に存し、禮儀三千威儀三百形影殆んど索然たり。子思孔子の傳を受け、其門人之を孟子に傳へ、孟子、井田法を論じ、社稷を基礎として治國の大道を說けり、荀子も亦子思の學統を受け、其門人に刑名家の李斯を出せり。而して韓非の書あり、傳統孟荀の外に屬す。後李悝の法經あり、是れ諸國の刑書を集めたるものにして、一盜法、二賊法、三囚法、四捕法、五雜法、六具法、の六篇より成れり。呂氏の說に「具法、律令之名、例律也」と、(一說に具法は裁判法の義)法經は蓋し刑書の初めなり。

漢代に於ける三禮の編纂補定は、其政範を正せる所以にして、玉海引く所の上計律、大樂律、尉律、四律、錢金律、賊律、收捕律、相座律、挾書律、誹謗律あるも、蕭府の殘簡のみ。又た令甲、令丙、令元、乙令、金布令、功令、秩祿令、官衞令、品令、記令、詞令、廟令、公令、廷尉挈令、光祿挈令、樂浪挈令、廷尉投令、田令、水令等は篇目の名のみ。晉の刑法志に云ふ、漢の時決事集爲二令甲以下三百餘篇一、其書今ま傳はらず、蓋し法令輯書の類ならむ。

魏の李悝、漢の蕭何、叔孫通共に刑制を以て立てり。謂ゆる禮興は、漢の時に蕭何是を興律と云ひ、魏の時に撞興律と稱し、北齊に興撞律と稱し、隋已來、又改めて撞興律と稱したり、是れ其卷頭第一條に「禮興二兵十人以上二徒一年」とあるに依りて起れる名稱なり。按ずるに、唐朝の律令は、三禮を基礎と/諸子の刑律書を參酌し、秦漢三國六朝の遺法を取捨損益して、之を編成せしものなり。後渤海、高麗、日本共に是に依りて律令を制定せり。是れ近世に於ける歐洲法の世界に傳播せしに類せり。但だ其異なる所は、社稷を尊び、典範を變ぜざる三代の道統と、彼の基督敎國人の、都て之を己に化せざれば足れりとせざるものと、自ら相同じからざるのみ。若し夫れ我國民をして歐法に依り、典範を捨てしめば、天を代へ地を轉じ、全く民俗の血脈を化し、以て社稷を喪亡せしめずんば已まざる可し。乃ち此に唐令の大目と、大寶令の大目とを對出して之を證せむ。

大寶律

一、名　例
二、衞　禁
三、職　制
四、戶　婚

唐　律

一、名　例
二、衞　禁
三、職　制
四、戶　婚

五、賑　事
六、普　興
七、賦　役
八、國　恤
九、詐　僞
十、雜　律
十一、捕　亡
十二、斷　獄
　大寶令
一、官　位
二、職　員
三、後宮職員
四、東宮職員

五、賑　事
六、普　興
七、賦　役
八、國　恤
九、詐　僞
十、雜　律
十一、捕　亡
十二、斷　獄
　唐　令
一、官　位
二、三師三公及省職員
三、三寺監職員
四、衛府職員
六、州縣鎮戍岳瀆津濟職員
七、内外命婦職員
五、東宮王府職員

五、家令職員　貴族ノ家職ヲ公職トルセ一目
六、將　監
七、舍　人　此一目ハ舍人ノ減數ヲ國法ノ上ニ保證セシモノトナシ。或ハ舍人令ニ關スル以下ノ事ヲ指稱者ノ監督ニ關セリ。
八、戸
九、田
十、賦　役
十一、學
十二、通　氣
十三、醫　卜　世官世襲ノ爲ニ設ケシ一目
十四、考　課
十五、喪　葬　世襲ノ爲ニ設ケシ一目
十六、宮　衛
十七、軍　防
十八、儀　制
十九、衣　服
八、將
十九、田
十八、賦　役
十、通　事
十一、考　課
十二、宮　衛
十三、軍　防
十五、儀　制
十六、喪　葬
十四、衣　服

二十、雷　鼓
廿一、公　式
廿二、倉　庫
廿三、厩　牧
廿四、雷　疾
廿五、假　寧
廿六、喪　葬
廿七、開　市
廿八、捕　亡　律ニ捕亡ノ目アリ更ニ令ニ重出セルハ寺院ノ乗邑ニ訟獄特銭糧ナド異フル為ナリシト云フ考フ可

廿四、獄　官
廿七、雑　令

唐初法司隋律を増損し、大幹を降して流となす者九十二、徒となす者七十一、以て律を作る。令一千五百四十六條を定め以て令を作る。又た武徳以来の勅三千餘條を刪り以て格を作る。又尚書省列曹及諸寺監十六衛の計帳を取り以て式を作る。後宋澄等之を刪定し、令三十巻千五百四十六條となし、又式二十巻格七百條を編纂せり。而して武后の垂拱格、玄宗の開元格、文宗の大和格あり、皆末法の儀飾のみ。惟遂良の唐律疏

廿五、雷　鼓
十七、公　式
二十、倉　庫
廿一、厩　牧
廿三、雷　疾

廿六、喪　葬
廿二、開　市

廿四、獄　官
廿七、雑　令

義、孫奭の音義あり、能く撰法の恒例を説けり。

五代の時、新定格式律令百三巻を編成し、周の顕徳中大周刑統二十一巻を修し、律疏令式と同しく行はる。而して宋天下を一匡するに及んで、重ねて刑統三十巻を重訂し、新編勅を刊行す、其制亦た律令格式に據れり。

本邦大寶の後、弘仁格式あり、貞観格式あり、延喜格式あり、後世之を三代格式と称す、法曹至要鈔三巻、其大概を見ふべし。

是より鎌倉幕府の時に至り貞永式目あり。制を立つるに非ず、制に遵ふ所以の規度を正すものと做せり。要は制を立つるは、我皇の大權にして、古へ既に其制あり、之を遵率するに毫末の私心なくんば、天何を以て斯民を罪せんやと云ふに在り。而して之れが應用實施の術に至りては、大江氏三善氏清統の傳授を以て、敢て死法を文筆に飾らす。足利豊臣徳川三氏の代、列藩諸侯に至る迄多く之に遵ひ、以て其政道の規矩となせり。

元の實相耶律楚材明察周密、義んど舊制を換へず、乃ち令し乃ち賦し、俗を推して治を圖る、其制令自ら簡直なり、唐季宋朱の弛政に勝れり。而して明氏に大明律あり清氏に大清律あり、李輔に命典あり、皆な補訂重修数種の書となれり、其源同じく三體に出て律令に據れり。徳川氏の中世以降、學者往々是に考へ治道を講究せり、維新法制の厳法を採模するや、亦た大に此に參照する所ありしと云ふ。惜い哉厥後復た我就發

の議論を聞かざるを得なく、秩序皆亡ぶんとす。嗚呼、憲政の得失、之を説くに由なし。雖評文議論すらに足らず、孔子記年二百の間、今は言者に於て聞大義なりと。（終）

跋

東方の舊友學問文術の士固より多し、然ども皆其學の用今日に適く、獨り樽藤成卿道を百世に期し卓立當世に伍せず、歸れ國監府を開くの初め來りて漢城に在り是時に當り同治一匡の論漸く起り人心紛紜收する所なし、成卿爲に羅麗の興亡を說き、遡りて箕氏の政範を剖し、下りて六典の大義を正たし、渤海女眞流俗の變を論し、唐令高麗令を以て大寶令に比し、以て之を現今の法制に參較し、古往今來民性の異同なきを斷ぜり。

予李容九等と成卿の說に貢ふ所甚た多し、戊申十二月容九合邦議を上る、明年八月合邦事を終ふ、成卿來り告けて曰く、古の社を起るは天に侍るなり、稷を尊ふは衣食住を齊ふするなり、政荷も其本を失へば合邦の實或は廢に空かる可し、請ふ深く誠心する所あれと、幾も亡うして容九世を謝し、等て中歐忽ち騷亂の地に

化し、兵于進年民俗自主の論四方に起り、韓中人心亦た殆んど鎮定に傾なし、予乃ち東京に来り成卿を訪ふ、成卿怡顔舊の如く、萬巻堆中予を引き且つ曰く我家の危篤覚に救を誤らず東方更に是より多事ならむ、唯だ此八篇五十餘萬言平生一片の憂に成るもの、請ふ願に一言を題せよと。

蓋し成卿の志、生民衣食住の大本を明にし、自治自存の大則を正たし、公同共濟の大義を整へ、以て家國百年の弊事を革め、政紀の頽廢を恢興するに在り、其所論毎に時事に適切なり、天下の士若し善く此書を讀まば、道の近きに在りて一國の興亡各其自個に基因する所以を知るを得ん、乃ち此に數言を贅す。

庚申二月

蓮史 宋秉畯 識

書テ鎌原成卿先生、本會ノ爲ニ自治ノ政典ヲ講セラルヽ、同人衆松義塾、小島文六二氏、更ニ筆記ノ勞轉ヲ請ヒ、大正九年共後編ノミヲ抽キ、之ヲ刊行セシニ、親ニ 御覽台覽ノ榮ヲ蒙リ、讀者或ハ之ヲ自治ノ典型トナシ或ハ之ヲ和協ノ金針トナシ、爲ヲ數版ヲ重ネシモ、其講述往々官治ノ弊實ヲ剔抉シ、切ニ自治ノ恢興ヲ唱導セシモノアリシヲ以テ、端ク彼ノ阻碍スル所トナリ、普ク之ヲ地方自治町村ノ諸彦ニ弘布スル能ハス、而シテ世運ノ推移ハ、貴官ノ反目、貴族ノ離手ト共ニ、益ス本書ヲ要望シ來リシモ、先生其後編ノミノ刊行ヲ以テ、片輪美具トナシ、拾テテ今日ニ及ヘリ、頃者平凡社下中彌君本書ヲ讀ミ、本邦庶民ノ規度準繩此ニ在リトナシ、更ニ是レカ開版ヲ企圖シ、先生ニ諮ル所アリ、先生爲ニ前篇ト合輯校訂シ、之レヲ下中君ニ托セラル、是ニ於テ治本ト例制トヲ對照比照シテ、民衆自治ノ型範ヲ瞭ニスルヲ得ルニ至レリ、乃チ此ニ下中君ノ盛意ヲ多トシ、我會同人ノ喜ヲ述ヘ、之ヲ卷尾ニ敘ス。

大正十五年九月

自治學會同人共識

宣言

自治は自治の開化に依て興り。文化の開発に依て成り。共水互助の美徳に依て育す。我邦旧套の制度に於ても自治の萌芽は固つ。況んや自治の精神は常に人の自治的活動の行程を開拓せり。乃ち彼の勞資協調の如き。上なる者は資本家にして。下なる者は労働者を指す。富者貧者の協力して成立する所なきに於れるもの。是れ協調の大勢。時勢の要求なり。夫れ自治は生存の協調なり。平和の福祉なり。人文進歩の基源なり。以て之れか研鑽を正し。以て之れか普及に努めざるべからず。茲に自治學會を創設し。普く學問實践の士を招き。其直接間接多年の問題を研究し。以て是れが應用の方を善にせんと欲す。江湖先輩の百教を乞くは指引の労を煩わす所れ。

大正九年六月

綱要

一本學會は自治を研究するを以て目的とし我邦獨自の自治民範を確立す

一本學會は本會同人の協議に成れるものに非ず會員の總意の發現なり

一本學會の經費は會員の會費を以て之を支辨す

一會員會費は納めざるを定めず臨時の特別費に於ては會員の部分を以て之を支辨す

一會員は本會に關する會務細則に從ひ分に應じ義務を盡すの義なり

一會員は本會の開設物を購覽し其他一切の報酬をなさず

一講演會研究會を開き又は開設物を刊行し本學會の趣旨を弘布す

昭和二年二月十日印刷
昭和二年二月十五日發行
昭和七年八月八日三版發行

【非賣品】
自治民範
（定價金貳圓八拾錢）

著者　權藤成卿
發行者　下中彌三郎　東京市日本橋區本銀町三ノ五
印刷者　關口一男　東京市日本橋區本銀町三ノ五

發行所　平凡社　株式會社　東京市日本橋區本銀町三ノ五　電話日本橋二一一七・二一一八・二一一九番

印刷所　平凡社印刷部
製本　河田製本



